

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）（抄）	1
○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八八号）	54
○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）（抄）	113
○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）（抄）	118
○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	126
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	142
○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	143
○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）	145
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）	161
○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）	182
○地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）	184
○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）（抄）	185
○警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）	199
○国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）（抄）	200

○ 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第七七号）（抄）	．．．．．	202
○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）	．．．．．	206
○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）	．．．．．	209
○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	．．．．．	228
○ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百号）（抄）	．．．．．	243
○ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）（抄）	．．．．．	249
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）	．．．．．	251
○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）	．．．．．	253
○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）	．．．．．	255
○ 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）	．．．．．	287
○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）	．．．．．	296
○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）	．．．．．	300
○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）	．．．．．	303
○ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（抄）	．．．．．	304
○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）	．．．．．	312

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）	313
○国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号）	322
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）	324
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）	325
○地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）	337
○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）	338
○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百四号）	340
○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）	394
○社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）	517
○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百四十五号）	542
○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）	552
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）	608
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）	616
○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）（抄）	623
○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）	625

【平成二十七年十月一日時点】

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）・・・631

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）・・・742

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 新旧対照条文（第一条関係）・・・751

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八号）（抄）・・・763

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）（抄）・・・772

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第八十七条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十号）（抄）・・・812

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第一百一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）（抄）・・・813

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四百七十七条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）・・・814

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百四号）新旧対照表・・・815

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）・・・914

○貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）（抄）〔未施行なし〕・・・929

○私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）〔平成二十四年一元化法の改正前〕・・・930

○国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（抄）	「平成二十四年一元化法で改正」	．．．．．	939
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止するための法律（平成十三年法律第五号）（抄）	「平成二十四年一元化法で改正」	．．．．．	942
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）		．．．．．	944
○年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五号）（抄）	「平成二十四年一元化法で改正」	．．．．．	953
○昭和六十一年改正前（昭和六十一年政令第五十七号）の地方公務員等共済組合法施行令（抄）		．．．．．	954
○平成十三年法で廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）（抄）		．．．．．	956
○廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）（抄）		．．．．．	959
○昭和三十七年法による廃止前の市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）		．．．．．	961

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。）をいう。
- 二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。
 - イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹
 - ロ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの
 - ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの
 - 三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪そうの宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。
 - 四 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。
 - 五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。
 - 六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。
- 2 前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き第八十四条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

(昭三九法一五二・昭四五法一〇一・昭四六法八三・昭四八法七五・昭五一法五三・昭五四法七三・昭五六法七三・昭五七法六六・昭六〇法三四・昭六〇法一〇八・平六法九九・平一二法二二・平一八法八三・平一九法四四・平二一法四一・平二三法五六・一部改正)

(役員職務)

第十二条 理事長は、組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、地方職員共済組合等にあつては理事のうちから、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては次条第六項各号に掲げる組合会の議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を執行する。
- 3 監事は、組合の業務を監査する。

(決算)

第二十二條 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

- 2 組合は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに監事の意見を付けて決算完結後一月以内に主務大臣に報告しなければならない。

3 組合は、前項の規定による報告を行ったときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面を各事務所に備え付け、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

- 4 主務大臣は、第二項の報告を受けたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知しなければならない。
(平一一法一六〇・平一二法二二・一部改正)

(長期給付に充てるべき積立金の積立て)

第二十四條 組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。)は、政令で定めるところにより、長期給付(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。)の負担を含む。)に充てるべき積立金を積み立てなければならない。
(昭六〇法一〇八・平一六法一三二・一部改正)

(資金の運用)

第二十五條 組合の業務上の余裕金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。この場合において地方職員共済組合等にあつては、政令で定めるところにより、都道府県ごとに、業務上の余裕金の運用計画を作成するものとし、当該運用計画を作成し、又は変更しようとする

するときは、当該都道府県知事の意見をきくものとする。
(昭五一法五三・昭五八法五九・一部改正)

(市町村連合会)

第二十七条 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業のうち次項に規定する業務を共同して行うとともに、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をもつて組織する全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」という。)を置く。

2 市町村連合会の業務は、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合(以下この款において「構成組合」という。)の長期給付に係る業務(基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。)のうち次に掲げるものとする。

- 一 長期給付の決定及び支払
- 二 長期給付(基礎年金拠出金の負担を含む。次号において同じ。)に充てるべき積立金の積立て
- 三 長期給付に係る業務上の余裕金の管理
- 四 その他総務省令で定める業務

3 市町村連合会は、前項に規定する業務のほか次に掲げる事業を行う。

- 一 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。
- 二 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。
- 三 災害給付積立金を管理すること。
- 四 福祉事業を行うこと。
- 五 その他その目的を達成するために必要な事業
- 4 市町村連合会は、政令の定めるところにより、第二項に規定する業務の一部を構成組合に行わせることができる。
- 5 前項の場合において、この法律の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。
- 6 市町村連合会は、法人とする。
- 7 市町村連合会は、主たる事務所を東京都に置く。
(昭五八法五九・平一六法一三二・平二四法六三・一部改正)

(役員の職務)

第三十四条 理事長は、市町村連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して市町村連合会の業務を執行する。
- 3 監事は、市町村連合会の業務を監査する。

4 市町村連合会と理事長若しくは職務代理者（第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者をいう。以下この項において同じ。）又は理事長若しくは市町村長である職務代理者がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長又は職務代理者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が市町村連合会を代表する。
（昭五八法五九・一部改正）

（災害給付積立金）

第三十六条 災害給付（これに係る附加給付を含む。第三項において同じ。）の円滑な実施を図るため、市町村連合会に災害給付積立金を設ける。
2 構成組合は、災害給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、一定の金額を市町村連合会に払い込むものとする。
3 市町村連合会は、政令で定めるところにより、構成組合の請求に基づき、その災害給付に要する資金を災害給付積立金から構成組合に交付するものとする。
4 災害給付積立金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は市町村の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。
（昭五八法五九・一部改正）

（準用規定）

第三十八条 第五条第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十四条、第二十五条前段並びに第二十六条の規定は市町村連合会について、第九条第八項から第十項までの規定は総会について、第十九条の規定は市町村連合会の役員及び市町村連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第五条第九項中「第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」とあるのは「第二十八条第二項の認可を受けたとき」と、第九条第九項中「第十二条第一項後段」とあるのは「第三十四条第一項後段」と読み替えるものとする。
2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、市町村連合会について準用する。
（昭三九法一五二・昭四一法一二三・昭五八法五九・平一六法一三二・平一八法五〇・一部改正）

（長期給付積立金）

第三十八条の八 長期給付（基礎年金拠出金の負担及び第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。）の円滑な実施を図るため、地方公務員共済組合連合会に長期給付積立金を設ける。
2 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）は、長期給付積立金に充てるため、政令で定めるところにより、第二十四条の規定により積み立てるべき積立金のうちから政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込むものとする。
3 地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に要する

資金を長期給付積立金から組合に交付するものとする。

- 4 長期給付積立金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。

(昭五八法五九・追加、昭六〇法一〇八・平一二法九九・平一五法一二・平一六法一三二・一部改正)

(準用規定)

- 第三十八条の九 第五条第九項、第十四条第四項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十五条前段、第二十六条、第二十九条、第三十五条並びに第三十七条の規定は地方公務員共済組合連合会について、第十九条の規定は地方公務員共済組合連合会の役員及び地方公務員共済組合連合会に使用され、その事務に従事する者について準用する。この場合において、第五条第九項中「第三項の認可を受けたとき、又は同項に規定する政令で定める事項に係る定款の変更をしたとき」とあるのは「第三十八条の三第二項の認可を受けたとき」と、第三十七条中「構成組合」とあるのは「組合及び市町村連合会」と読み替えるものとする。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、地方公務員共済組合連合会について準用する。
(昭五八法五九・追加、平一六法一三二・平一八法五〇・一部改正)

(組合員期間の計算)

第四十条 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)の計算は、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの期間の年月数による。

- 2 組合員の資格を取得したとき、又は国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合(以下「国の組合」という。)の組合員、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。

- 3 組合員が引き続き他の組合の組合員の資格を取得したときは、元の組合の組合員期間は、その者が新たに組合員の資格を取得した組合の組合員期間とみなす。

- 4 組合員がその資格を喪失した後再び元の組合又は他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員期間を合算する。
(昭四八法七五・昭五四法七三・昭五六法七三・昭六〇法一〇八・平九法四八・平一三法一〇一・平一六法一三二・一部改正)

(給付の決定及び支払)

第四十三条 給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、組合(長期給付で市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、第七十七条、第九十九条、第一百四十四条の二

十五、第四百四十四条の二十五の二及び第四百四十四条の三十において同じ。）が決定する。

2 組合は、給付の原因である事故が公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。）により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。

（昭六〇法一〇八・平一六法一三二・一部改正）

（給付額の算定の基準となる給料等）

第四十四条 短期給付（第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつて給料日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

（昭四九法九五・昭六〇法一〇八・平六法九九・平一二法二二・平一六法一三二・平一八法八三・一部改正）

（附加給付）

第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行なうことができる。

（平一八法八三・一部改正）

（療養の機関及び費用の負担）

第五十七条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一 組合の経営する医療機関又は薬局

二 組合員（国の組合の組合員及び私学共済制度の加入者を含む。）に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三 保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額

を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の二十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した給料の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

3 組合は、運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者については、前項の規定の例により算定した金額の範囲内で運営規則で定める金額を一部負担金として支払わせることができる。

4 保険医療機関又は保険薬局は、第二項に規定する一部負担金（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、組合は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することができる。

5 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額を負担し、第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払うべき第二項に規定する一部負担金（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

6 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額（当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたとおりに算定した金額）とする。

7 第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（昭五五法一〇八・昭五九法七七・昭六〇法一〇八・平六法五六・平九法四八・平九法九四・平一〇法一〇九・平一一法一六〇・平一三法一〇一・平一四法一〇二・平一八法八三・一部改正）

（傷病手当金）

第六十八条 組合員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。）が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

- 2 傷病手当金の支給期間は、同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）については、前項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第七十一条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して一年六月間（結核性の病気については、三年間）とする。
- 3 一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。
- 4 傷病手当金は、同一の傷病について障害共済年金の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害共済年金の額（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を基準として総務省令で定めるところにより算定した額が、当該障害共済年金の支給を受けることができなかつたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。
- 5 傷病手当金は、同一の傷病について障害一時金の支給を受けることとなつたときは、当該障害一時金の支給を受けることとなつた日からその日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該障害一時金の額に達するに至る日までの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害一時金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害一時金の額を超えるときは、当該合計額から当該障害一時金の額を控除した額については、この限りでない。
- 6 第三項の傷病手当金（政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。）は、この法律、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法又は国民年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）を基準として総務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができなかつたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。
- 7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があると認めるときは、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害一時金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。
- 8 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合には、その期間内は、支給しない。
（昭三八法六二・昭五二法八六・昭五五法一〇八・昭五七法六六・昭五七法八〇・昭五九法七七・昭六〇法一〇八・平六法五六・平一一法一六〇・平一二法一四〇・平一二法九九・平一三法一〇一・平一四法一〇二・平一六法一三二・平一八法八三・一部改正）

（出産手当金）

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日

(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日) から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかつた期間一日につき給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額(当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、前項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(昭三八法六二・平元法九六・平四法七・平六法五六・平九法九二・平一四法一〇二・平一八法八三・一部改正)

(育児休業手当金)

第七十条の二 組合員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業に係る子が一歳(その子が一歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月)に達する日までの期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業(国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八八号)第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九九号)第三条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第一百一十号)第二条第一項の規定による育児休業を含む。)をしている場合における前項の規定の適用については、同項中「係る子が一歳」とあるのは「係る子が一歳二か月」と、「までの期間」とあるのは「までの期間(当該期間において当該育児休業をした期間(その子の出生した日以後労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間を含む。))が一年(当該総務省令で定める場合に該当するときは、一年六月。以下この項において同じ。))を超えるときは、一年」とする。

3 第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により支給すべきこととされる給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額が、給付上限相当額(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第十七条第四項第二号ハに定める額(当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額)に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。))を超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」とあるのは、「第三項に規定する給付上限相当額」とする。

4 育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

(平七法五二・追加、平七法一〇七・平一二法五九・平一三法一四三・平一五法一一九・平一六法一三二・平一八法八三・平二一法五・平二一法六五・一部改正)

(介護休業手当金)

第七十条の三 組合員が介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2 前項の介護休業手当金の支給期間は、組合員の介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の開始の日から起算して三月を超えない期間とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定により介護休業手当金を支給する場合について準用する。

4 介護休業手当金は、同一の介護休業について雇用保険法の規定による介護休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

(平一二法二二・追加、平一二法五九・平一三法一一八・平一四法九八・平一五法一一九・平一六法一三二・平一七法一〇二・平一八法八三・平二四法四二・一部改正)

(給料との調整)

第七十一条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(平七法五二・平一二法二二・平一五法一一九・平二一法五・一部改正)

(長期給付の種類)

第七十四条 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

一 退職共済年金

二 障害共済年金

三 障害一時金

四 遺族共済年金

(昭四八法七五・昭五一法五三・昭五四法七三・昭五七法六六・昭六〇法一〇八・一部改正)

(併給の調整)

第七十六条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）
、国家公務員共済組合法による

年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）を、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）を、厚生年金保険法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び同法による遺族厚生年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）を受けることができるとき。

二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付又は国民年金法による年金である給付（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

三 遺族共済年金 退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）を、障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である給付（国家公務員共済組合法若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で退職共済年金に相当するもの又は厚生年金保険法による老齢厚生年金（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除くものとし、第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものうち同号の規定に該当することにより支給される年金である給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）並びに当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

2 前項の規定により、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である給付を受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合（当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く。）に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されるときは、退職共済年金の額のうち第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額、障害共済年金の額のうち第八十七条第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる金額（当該障害共済年金の額が同条第四項又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定されたものであるときは、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額）に相当する金額又は遺族共済年金の額のうち第九十九条の二第一項第一号イ(2)若しくは同号ロ(2)に掲げる金額（同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額（当該遺族共済年金の額が同条第四項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額）を含む。）に相当する金額については、その支給の停止を行わない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、その者に係る同項に規定する他のこの法律による年金である給付、国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教

職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付については、前項若しくは次項の規定又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されるときは、この限りでない。

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされなるときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6 第三項の申請（前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

（昭六〇法一〇八・全改、平八法八二・平九法四八・平一二法一四〇・平一三法一〇一・平一六法一三二・一部改正）

（年金受給者の書類の提出等）

第七十七条 組合は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

（昭五四法七三・昭五七法六六・一部改正）

（退職共済年金の受給権者）

第七十八条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十五歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

（昭六〇法一〇八・全改、平六法九九・一部改正）

第八十条 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の額は、当該退職共済年金の受給権者が

その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であったときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十四条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額とし、これらの金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。）とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

- 一 死亡したとき。

二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。

三 配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子になつたとき。

六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

七 子が、婚姻をしたとき。

八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。

5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。
(昭六〇法一〇八・全改、平元法九六・平六法九九・平一二法二二・平一六法一三二・一部改正)

(支給の繰下げ)

第八十条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において「一年を経過した日」という。)前に当該退職共済年金を請求していなかったものは、組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、他の年金である給付(障害共済年金若しくは遺族共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く。)、私立学校教職員共済法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く。)、厚生年金保険法による年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。))又は国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

1 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日(次号において「五年を経過した日」という。)前に他の年金である給付の受給権者となつた者 他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

2 五年を経過した日後にある者(前号に該当する者を除く。) 五年を経過した日

3 第一項の申出をした者に対する退職共済年金は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十九条第一項の規定の例により算定した金額及び次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十二条第一項の規定の例により支給を停止するものとした金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

(平一六法一三二・追加、平二四法六二・一部改正)

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)

第八十一条 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

1 その者の基準給与月額相当額(各年の一月から八月までの各月にあつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいい、各年の九月から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。以下この項において同じ。)と当該退職共済年金の額(第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十

条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が停止解除調整開始額以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

イ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 停止解除調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の基準給与月額相当額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 その者の基準給与月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額

3 前項各号の停止解除調整開始額は、二十八万円とする。ただし、二十八万円に平成十七年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が二十八万円（この項の規定による停止解除調整開始額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の停止解除調整開始額を当該乗じて得た金額に改定する。

4 第二項第二号の停止解除調整変更額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十四条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による停止解除調整変更額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の停止解除調整変更額を当該乗じて得た金額に改定する。

5 第三項ただし書の規定による停止解除調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による停止解除調整変更額の改定の措置は、政令で定める。

6 第二項の規定により退職共済年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者

が、退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるとき、又は国家公務員共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

8 第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が国民年金法第三十三条の第二項の規定により加算が行われた障害基礎年金又は厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第八十条第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。
(昭六〇法一〇八・全改、平元法九六・平六法九九・平九法四八・平一二法二二・平一三法一〇一・平一六法一三二・一部改正)

(退職共済年金の失権)

第八十三条 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

(昭六〇法一〇八・全改)

(障害共済年金の額)

第八十七条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

2 第八十四条若しくは第八十五条の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。）による傷病（以下「公務等傷病」という。）によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による障害共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均給与月額に十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十一・九二三）に相当する額（組合員期間の月数が三月を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）を加えた額）

3 前二項の場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済

年金については、第一項第一号又は前項第一号に掲げる金額が同法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額をこれらの規定に掲げる金額とする。

4 公務等による障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じて当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一 障害等級一級 四百十五万二千六百円

二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円

三 障害等級三級 二百三十二万六百元

5 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（前条の規定による障害共済年金については同条第一項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第九十条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれの障害に係る障害認定日（前条第一項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。）の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

（昭六〇法一〇八・全改、平元法九六・平六法九九・平一二法二二・平一六法一三二・一部改正）

第八十八条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4 障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、障害共済年金の額を改定する。

5 第八十条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。
（昭六〇法一〇八・全改、平元法九六・平六法九九・平一二法二二・平一六法一三二・平二二法二七・一部改正）

（二以上の障害がある場合の取扱い）

第九十条 障害共済年金の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十四条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらない障害共済年金（障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の

障害共済年金をいう。以下同じ。)を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第八十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、その額が、その者の公務等傷病による障害の程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一 その者の公務等傷病による障害について第八十七条第二項、第三項及び第五項の規定により算定されるべき障害共済年金の額

二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ第八十七条第一項、第三項及び第五項の規定により算定されるべき障害共済年金の額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害についてこれらの規定により算定されるべき障害共済年金の額を控除した額

3 前項の場合においては、第八十八条第一項中「前条」とあるのは「第九十条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」として、同条の規定を適用する。

4 前二項の規定は、これらの規定によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

5 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

6 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項(第四項において準用する場合を含む。)及び第八十七条の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

7 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共済年金に関し必要な事項は、政令で定める。
(昭六〇法一〇八・全改、平元法九六・一部改正)

(組合員である間の障害共済年金の支給の停止等)

第九十二条 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び第八十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額相当額(各年の一月から八月までの各月にあつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で

- 除して得た額とを合算して得た額をいい、各年の九月から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該障害共済年金の額（第八十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額（同条第四項又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した金額のうち政令で定める金額）及び第八十八条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が第八十一条第三項に規定する停止解除調整開始額（以下この項において「停止解除調整開始額」という。）以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額
- 二 その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額
- イ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が第八十一条第四項に規定する停止解除調整変更額（以下この項において「停止解除調整変更額」という。）以下である場合、その者の基準給与月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額
- ロ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合、停止解除調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額相当額から停止解除調整変更額を加えた金額
- ハ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合、その者の基準給与月額相当額の二分の一に相当する金額
- ニ 基本月額が停止解除調整開始額を超え、かつ、その者の基準給与月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合、その者の基準給与月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額
- 3 前項の規定により障害共済年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第八十一条第七項の規定は、第八十八条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において、第八十一条第七項中「第八十条第一項」とあるのは、「第八十八条第一項」と読み替えるものとする。
- 5 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、障害共済年金の支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害共済年金の受給権者が病氣にかかり、又は負傷し、かつ、その病氣又は負傷に係る傷病の当該初診日において組合員であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間に併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。
- （昭六〇法一〇八・全改、平元法九六・平六法九九・平一二法二二・平一六法一三二・一部改正）

(遺族共済年金の額)

第九十九条の二 遺族共済年金(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

一 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

(1) 平均給与月額 \times 千分の五 \times 四八一に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

(2) 平均給与月額 \times 千分の一 \times 〇九六に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

(1) 平均給与月額 \times 千分の五 \times 四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

(i) 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額 \times 千分の一 \times 〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

(ii) 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額 \times 千分の〇 \cdot 五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この条、次条及び第十九条の四の二において「退職共済年金等」という。)のいずれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。 前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる金額を合算した金額のうちいずれか多い金額

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該遺族が退職共済年金又は国家公務員共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権を有している場合
前号に定める金額の三分の二に相当する額

(2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額から政令で定める額を控除した金額の三分の二に相当する額に当該政令で定める額を加算した額

ロ 当該遺族の退職共済年金等の額の合計額(第八十条第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるもの)により加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。)に相当する額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額に政令で定める額を加算した額

2 遺族共済年金(前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者(六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。)が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて

政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 次のイに掲げる金額が次のロに掲げる金額以上であるとき。前項第一号ロに定める金額

イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した額を合算した額(以下この項において「合算遺族給付額」という。)

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に相当する額、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額及び政令で定める額を合算した額

二 前号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額に満たないとき。次のイに掲げる金額に次のロに掲げる比率を乗じて得た額に、政令で定める額を加算した額

イ 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除した額

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項第一号ロ(1)に掲げる金額の比率

3 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後死亡した場合における遺族共済年金(以下「公務等による遺族共済年金」という。)の額を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「乗じて得た額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た額」と、同号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「月数」とあるのは「月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とする。

4 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した金額が百三万八千円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)より少ないときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

5 第四十五条の規定により給付を受けるべき遺族(配偶者を除く。)に同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額は、第一項第一号及び前二項の規定にかかわらず、当該遺族ごとにこれらの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

6 前各項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。
(平一六法一三二・全改)

第九十九条の三 遺族共済年金(第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。)の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、第十九条の二の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算した額とする。

(昭六〇法一〇八・全改、平元法九六・平六法九九・平一二法二二・平一六法一三二・一部改正)

(遺族共済年金の支給の停止)

第九十九条の四 夫、父母又は祖父母（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この項において同じ。）に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、夫に対する遺族共済年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、配偶者が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する遺族共済年金が第七十六条の二第一項若しくは第二項、前項本文、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 配偶者に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

5 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

(昭六〇法一〇八・全改、平二四法六二・一部改正)

第九十九条の五 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がなくときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けべき遺族共済年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(昭六〇法一〇八・全改)

(地方公共団体の長)

第百条 都道府県知事又は市町村長（特別区の区長（地方自治法第二百八十三条第一項の規定により選挙された特別区の区長に限る。）を含む。）である組合員（以下「地方公共団体の長」という。）に対し長期給付に関する規定を適用する場合の特例については、別段の定めがあるものを除き、次条から第百四条までに定めるところによる。

(昭四九法七一・昭五四法七三・昭六〇法一〇八・一部改正)

(費用の負担)

第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納

付金等」という。)及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。)は、短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用(第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。))を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。)にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員(介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者(第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。))の資格を有する者)を単位として、長期給付に要する費用(基礎年金拠出金に係る負担に要する費用(第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。))並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用(第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。))を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。))については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び負担金第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第二十四条(第三十八条第一項において準用する場合を含む。))の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金(以下この号において「地方の積立金」と総称する。))の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金(以下この号において「国の積立金」という。))の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金(地方の積立金及び国の積立金をいう。))を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。))の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)) 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金(第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金

及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいづれかが公務等傷病によるものであるものを含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

3 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一 育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度における基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の二分の一に相当する額

4 地方公共団体は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5 地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員（特定地方独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定地方独立行政法人の職員である組合員で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

（昭三九法一五二・昭四〇法七一・昭四〇法一〇三・昭四九法九五・昭五四法七三・昭五六法七三・昭五七法六六・昭五七法八〇・昭五八法五九・昭五九法七七・昭六〇法一〇八・平三法二四・平六法九九・平七法五二・平九法一二四・平一二法二二・平一五法一二・平一五法一九・平一六法一三二・平一八法八三・平一九法一一〇・一部改正）

(掛金)

第百十四条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は、徴収しない。

3 掛金は、主務省令で定めるところにより、組合員の給料の額及び期末手当等の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項において同じ。）を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、組合の定款（長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合については、地方公務員共済組合連合会の定款）で定める。

4 組合員のうち給料の額が六十二万円を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を超える者は、前項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額であるものとみなし、期末手当等を受けた月において、その月に受けた期末手当等の額が百五十万円を超える者は、同項の規定の適用については期末手当等の額が百五十万円であるものとみなし、給料の額が九万八千円を当該政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を下る者は、同項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額であるものとみなす。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）をいう。

（昭四四法九三・昭四六法八三・昭四八法七五・昭四九法九五・昭五〇法八〇・昭五一法五三・昭五二法六五・昭五三法五九・昭五四法七三・昭五五法七七・昭五六法七三・昭五七法七二・昭五八法五九・昭五九法四二・昭六〇法七八・昭六〇法一〇八・平元法九六・平六法九九・平九法四八・平九法一二四・平一二法二二・平一三法一〇一・平一四法一〇二・一部改正）

(育児休業等の期間に係る掛金の特例)

第百十四条の二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業（以下この条において「育児休業等」という。）をしている組合員（次条の規定の適用を受けている組合員及び第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

2 三歳に満たない子を養育している組合員が、組合に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（総務省令で定める事由が生じた場

合にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項又は第十九条第一項の育児短時間勤務又は部分休業の承認を受けた場合その他政令で定める場合で給料の一部を受ける月については、前条の規定にかかわらず、当該月に係る掛金（長期給付に係るものに限る。）のうち、給料の額から当該給料の一部に相当する額を控除して得た額に長期給付に係る給料と掛金との割合を乗じて得た額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額については、徴収しない。

一 当該子が三歳に達したとき。

二 当該組合員が死亡したとき、又は退職したとき。

三 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなつたとき。

四 当該組合員が前項の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

五 当該組合員が次条の規定の適用を受ける産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を開始したとき。

（平六法九九・追加、平七法五二・平七法一〇七・平一三法一四三・平一六法一三二・平一九法四四・平二一法六五・平二四法六二・一部改正）

（掛金等の給与からの控除等）

第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

4 組合員が他の組合の組合員となつた場合において、もとの組合に対して支払うべき金額があるときは、もとの組合は、政令で定めるところにより、当該他の組合の組合員の給与支給機関に対して当該金額の徴収を嘱託することができる。この場合においては、当該徴収を嘱託された金額は、組合員が当該他の組合に対して支払うべき金額に該当するものとみなして、第二項の規定を適用する。

5 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、第百十三条第二項第二号に規定する掛金については、第一項から第三項までの規定による払込みがあるごとに、これを市町村連合会に払い込まなければならない。

6 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合（前項の規定によ

り当該掛金が市町村連合会に払い込まれている場合には、市町村連合会）は、主務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛金を組合員に還付するものとする。

（昭四一法一二三・昭六〇法一〇八・平一六法一三二・一部改正）

（負担金）

第百十六條 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三條第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百十四條の二第一項及び第百十四條の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四條の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができ、この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

3 地方公共団体は、第百十三條第三項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三條第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号に掲げる費用並びに同条第四項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額を、当該金額の払込みがあることに、市町村連合会に払い込まなければならない。

（昭六〇法一〇八・平一二法二二・平一二法一四〇・平一五法一九・平一六法一三二・平一九法一一〇・平二四法六二・一部改正）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第百四十條 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三條第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所屬していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三條第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一條又は第二條の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六條第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三條第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三條第二項」とする。

- 2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下「継続長期組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至ったときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。
 - 一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
 - 二 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。
 - 三 死亡したとき。
- 3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。
- 4 前三項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
（昭五四法七三・全改、昭五六法七三・昭五八法八二・昭六〇法一〇八・平六法九九・平七法五二・平九法一一二・平一二法二二・平一五法一九・平一八法一二・平一九法五八・一部改正）

（組合役職員等の取扱い）

- 第四百十一条 組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける者（これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「組合役職員」という。）は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第一百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「組合の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」とする。
- 2 市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の役員及び連合会に使用され、連合会から給与を受ける者（これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。）で主務省令で定めるもの（以下「連合会役職員」という。）は、総務大臣が指定する組合を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
 - 3 警察共済組合にあつては、第一百十三条第三項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる費用のうち次条第一項に規定する国の職員に係るものについては、第一百十三条第三項の規定にかかわらず、国が負担する。
 - 4 前項の規定により国が負担すべきこととなる費用の負担について必要な事項は、政令で定める。
（昭四一法一二三・昭五八法五九・昭六〇法一〇八・平六法九九・平七法五二・平九法一一二・平一一法八七・平一一法一六〇・平一二法二二・平一五法一一九・平一八法一二・平一九法一一〇・一部改正）

（職員引継一般地方独立行政法人に係る特例）

第四百四十一条の二 職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十条に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。）の役員（同法第十二条に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人（第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）と、「組合の組合員」とあるのは「組合（職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）である場合には、公立学校共済組合）の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第三百三十八条及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」とする。（平一五法一一九・追加、平一六法一三二・平二五法四四・一部改正）

（定款変更一般地方独立行政法人の役員に係る特例）

第四百四十一条の三 定款変更一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第六十七条の二に規定する定款変更後の一般地方独立行政法人をいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。）の役員（同法第十二条に規定する役員及び定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人（第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第三百三十八条及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」とする。（平二五法四四・追加）

(職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員に係る特例)

第四百十一条の四 職員引継等合併一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第十二条第一項に規定する新設合併により設立された地方独立行政法人であつて、前二条又はこの条の規定によりその役職員(同法第十二条に規定する役員及び当該地方独立行政法人に使用され、当該地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。以下この条において同じ。))のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。以下この条において同じ。))が職員とみなされる地方独立行政法人のみを同項第一号に規定する新設合併消滅法人とするものをいう。以下この条及び第四百十四条の三第一項第十一号において同じ。))の役職員のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人(第四百十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。))」と、「組合の組合員」とあるのは「組合(職員引継等合併一般地方独立行政法人が公立大学法人(同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。))である場合には、公立学校共済組合)の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第三百三十八条及び第四百十四条の三十一(見出しを含む。)中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」とする。(平二五法四四・追加)

(国の職員の取扱い)

第四百十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十九条又は第八十二条に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。))のうち警察庁の所属職員及び警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官である者(第九章の二を除き、以下「国の職員」という。))は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項第 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定す 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適

五号	る給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの	用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるもの
第二条第一項第六号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの	一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与
第四十三条第二項	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二
第七十条の二第二項	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十号）第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十号）第三条第一項
第七十条の二第二項	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律第三十三条第一項の規定による育児休業、裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百一十号）第二条第一項の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律第三十三条第一項の規定による育児休業、裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百一十号）第二条第一項の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項
第七十条の三第一項	その子の出生した日以後労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十九条の規定による特別休暇（出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。）の期間 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第二十條第一項に規定する介護休暇又はこれに準ずる休暇として政令で定めるもの

							者の承認 (主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認)を受けたもの
第八十七条第二項	地方公務員災害補償法第二条第二項	国家公務員災害補償法第一条の二					
第一百十一条第一項	地方公務員法第二十九条	国家公務員法第八十二条					
第一百三十三条第二項各号列記以外の部分	退職手当支給制限等処分に相当する処分 組合員の掛金及び地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金	退職手当支給制限等処分 組合員の掛金及び国の負担金					
第一百三十三条第二項各号、第三項及び第四項	地方公共団体	国					
第一百四十四条の二第一項	地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項					
第一百四十四条の二第二項	地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項又は第十九条第一項の育児短時間勤務又は部分休業	国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項又は第二十六条第一項の育児短時間勤務又は育児時間					
第一百五十五条第二項	地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当	国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当					
第一百十六条第一項	地方公共団体	国					
第一百三十八条	地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県)	国					
第一百三十九条	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭					

<p>第四百四十条第一項</p>	<p>職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項 任命権者又は</p>	<p>和四十五年法律第十七号）第二条第一項 任命権者若しくは</p>
<p>第四百四十条第一項</p>	<p>又は地方公共団体の事務又は 退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>	<p>若しくは地方公共団体の事務若しくは 退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>
<p>第四百四十条第二項第二号</p>	<p>当該公庫等職員 （公庫等職員 公庫等の負担金 とあるのは「公庫等」 公庫等職員</p>	<p>当該公庫等職員又は特定公庫等役員 （公庫等職員又は特定公庫等役員 公庫等又は特定公庫等の負担金 とあるのは「公庫等又は特定公庫等」 公庫等職員又は特定公庫等役員</p>
<p>第四百四十条第三項</p>	<p>含む。） これらの他の公庫等職員 地方公共団体</p>	<p>含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となった場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となった場合を含む。）その他の政令で定める場合 公庫等職員又は特定公庫等役員 国</p>
<p>3 ある組合員に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額について、政令で定めるところにより、財政融資</p>	<p>3 ある組合員に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額に充てるべきものとして警察共済組合から払込みのあつた金額のうち、当該組合の国の職員で</p>	<p>3 ある組合員に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額に充てるべきものとして警察共済組合から払込みのあつた金額のうち、当該組合の国の職員で</p>

資金に預託して運用しなければならない。

4 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所属職員その他国に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

5 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

(昭三九法一五二・昭四〇法七一・昭四〇法一〇三・昭四〇法一三〇・昭四一法六七・昭四一法一二三・昭四二法一二一・昭四五法一〇一・昭四八法七五・昭四八法七六・昭四八法六九・昭四九法九五・昭五一法五三・昭五四法七三・昭五八法五九・昭六〇法九七・昭六〇法一〇八・昭六一法九三・昭六二法七八・平三法二四・平六法三三・平六法九九・平七法五二・平九法一一二・平一一法八七・平一二法二二・平一二法九九・平一三法一一八・平一四法九八・平一五法六二・平一五法一九・平一六法一三二・平一七法一〇二・平一九法四二・平一九法四四・平一九法五八・平二〇法九五・平二一法四一・平二一法六五・平二二法六一・平二四法四二・一部改正)

(国家公務員共済組合法との関係)

第四百十三条 組合員が退職し、引き続き国の組合の組合員のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職はなかつたものとみなす。

2 組合員が国の組合の組合員となつたときは、当該国の組合を他の組合と、当該国の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十九条第三項の規定を適用する。

3 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、元の組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)は、政令で定めるところにより、第二十四条の規定により積み立てるべき積立金のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を国家公務員共済組合連合会に移換しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(昭五八法五九・昭五八法八二・昭五九法七一・昭六〇法一〇八・平七法五二・平八法八二・平一五法一九・平一六法一三二・平二一法五・一部改正)

第四百四十四条 国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律(第六章を除く。)の規定の適用については、その者の当該国の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、国家公務員共済組合法の規定による給付はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた国の組合の組合員であつた間に限る。

2 前項に定めるもののほか、国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。
(昭五八法八二・昭六〇法一〇八・平七法五二・平八法八二・平二一法九三・一部改正)

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第四百四十四条の二 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。)は、その退職の日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3 任意継続組合員は、将来の一定期間に係る任意継続掛金を前納することができる。この場合において、前納すべき額は、当該期間の各月の任意継続掛金の合計額から政令で定める額を控除した額とする。

4 任意継続組合員が初めて払い込むべき任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その者は、任意継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。

5 任意継続組合員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日(第四号又は第六号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪失する。

- 一 任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき。
- 二 死亡したとき。

三 任意継続掛金(初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。)をその払込期日までに払い込まなかつたとき(払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。)

四 組合員(国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。)及び船員保険の被保険者を含む。)となつたとき。

五 任意継続組合員でなくなること并希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

6 第一項及び前項第五号の申出の手続、任意継続組合員に対する短期給付の支給の特例その他任意継続組合員に関し必要な事項並びに任意継続掛金の前納の手続、前納された任意継続掛金の還付その他任意継続掛金の前納に関し必要な事項は、政令で定める。
(昭四九法九五・追加、昭五一法五三・一部改正、昭五六法七三・旧第四百四十四条の三繰上、昭五七法八〇・昭五九法七七・昭六〇法一〇八・平九法四八・平九法一二四・平一三法一〇一・平一四法一〇二・平一八法八三・一部改正)

(団体職員の取扱い)

第四百四十四条の三 次に掲げる団体（以下「団体」という。）に使用される者で、団体から給与を受けるもののうち役員、常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他総務省令で定める者を含む。以下「団体職員」という。）は、職員とみなして、この法律の規定（第二条第一項第二号、第四十二条（短期給付に係る部分に限る。）、第四十三条第二項、第四十四条第一項、第四十九条第二項及び第三項、第四章第二節、第八十七条第四項、第九十条第二項ただし書、第九十九条の二第四項、第三百三条第二項ただし書、第三百十三條第一項から第三項まで（短期給付に要する費用に係る部分に限る。）並びに同条第五項、第百十五條、第百十六條、第百三十五條から第百三十八條まで、前条、第四百四十四条の二十八並びに第四百四十四条の三十一の規定を除く。）を適用する。この場合においては、団体職員は、地方職員共済組合の組合員となるものとする。

- 一 地方自治法第二百六十三條の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの
 - 二 地方自治法第二百六十三條の二第一項に規定する公益的法人
 - 三 国民健康保険法第八十三條第一項に規定する国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの
 - 四 健康保険法第四条に規定する健康保険組合で地方公共団体の職員を被保険者とするもの
 - 五 地方公務員災害補償法第三条に規定する地方公務員災害補償基金
 - 六 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七七号）第十四條に規定する消防団員等公務災害補償等共済基金
 - 七 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第一条に規定する水害予防組合
 - 八 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社
 - 九 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社
 - 十 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条に規定する土地開発公社
 - 十一 地方独立行政法人法第五十五條に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。）
- 2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二条第一項第五号</p>	<p>地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの</p>	<p>第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものに相当するもの</p>
<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）</p>	<p>第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同</p>

第二項	前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号	前項第三号	（第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの）
第四十七條	弔慰金又は遺族共済年金	遺族共済年金	
第四十八條第二項	給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）	給付金	
第四十九條第一項	その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七條第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額）	その給付に要した費用に相当する金額	
第五十條第一項	給付事由（第七十二條又は第七十三條の規定による給付に係るものを除く。）	給付事由	
第五十條第二項	受給権者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）	受給権者	
第五十一條	受給権者（同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）	受給権者	
第五十二條	退職共済年金又は休業手当金	退職共済年金	
第七十六條の四	退職共済年金及び休業手当金	退職共済年金	
第八十七條第二項	公務 主務省令	業務 総務省令	

	公務等傷病	業務等傷病
第九十条第二項本文	公務等	業務等
第九十条第二項各号	公務等傷病	業務等傷病
第九十条第四項	公務等	業務等
第九十五条	公務等 地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	業務等 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十条の規定による障害補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなつたときはこれらの保険給付が行われる間
第九十六条第一項	公務等傷病 療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病	業務等 その退職の日までにその傷病が治らなかつた者又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至らなかつた者にあつては、当該傷病につき健康保険の療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例施設介護サービス費、施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給を受けている者であるときは最初に健康保険の療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の

	<p>が治った日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日</p>	<p>確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給を受ける診療を受けた日から起算して五年を経過するまでの間に治った日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日、その他の者であるときは当該傷病につき最初に医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して五年を経過するまでの間に治った日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日</p>
第九十九条の二第三項	公務等傷病	公務等傷病
第九十九条の八	公務等	業務等
	<p>地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなったときは、これらが支給される間</p>	<p>労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなったときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなったときはその保険給付が行われる間</p>
第四百四条第一項	公務等	業務等
第百八条第一項	病気、負傷、障害、死亡若しくは災害	障害若しくは死亡
第百八条第三項	当該病気、負傷、障害、死亡又は災害	当該障害又は死亡
第百八条第三項	病気、負傷、障害	障害
第百十一条第一項	<p>その病気若しくは障害</p> <p>組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた</p>	<p>その障害</p> <p>地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けた場合若しくは解雇された</p>

第百十三条第二項各号列記以外の部分	地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）	団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）
第百十三条第二項第二号	地方公共団体	団体
第百十三条第二項第三号	公務等	業務等
	公務等傷病	業務等傷病
	地方公共団体	団体
第百十三条第二項第四号	地方公共団体	団体
第百十四条第三項	主務省令	総務省令
第百十七条第一項	の徴収	その他第九章の二の規定による徴収金の徴収、第百四十四条の十四の規定による処分
第百十七条第二項	徴収	徴収、処分
第百十七条第二項	地方公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）	団体職員審査会

3 前項に定めるもののほか、組合員（団体職員である組合員（以下「団体組合員」という。）を除く。以下この項において同じ。）であつた団体組合員又は団体組合員であつた組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭五七法七三・追加、昭五七法六六・昭五七法八〇・昭五八法五九・昭五九法七七・昭六〇法一〇八・昭六一法一〇六・平三法八九・平五法七三・平六法五六・平六法九九・平七法五二・平八法八八・平九法一一二・平九法一二四・平一一法一六〇・平一二法二二・平一四法一〇二・平一五法一一九・平一六法一三二・平一七法七七・平一八法一二・平一八法八三・平一九法一一〇・平二一法四一・平二三法七二・平二五法四四・一部改正）

（組合員期間以外の期間の確認）

第百四十四条の二十四の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、厚生労働大臣（当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要な技

術的読替は、政令で定める。

4 第一項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年金法又は私立学校教職員共済法の定めるところにより、国民年金法又は私立学校教職員共済法に定める審査機関に対して審査請求をすることができる。

5 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(昭六〇法一〇八・追加、平九法四八・平一三法一〇一・平一九法一〇九・一部改正)

(戸籍書類の無料証明)

第四百四十四条の二十五 市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。)は、組合又は受給権者に対して、当該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。
(昭五六法七三・追加、昭六〇法一〇八・一部改正)

(端数の処理)

第四百四十四条の二十六 長期給付を受け権利を決定し、又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額(第八十条第一項、第十八条第一項又は第九十九条の三の規定により加算する金額を除く。)又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。

(昭五六法七三・追加、昭六〇法一〇八・平六法九九・平一二法二二・平一八法八三・一部改正)

附 則

(市町村連合会が行う共同事業)

第十四条の三 市町村連合会は、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 構成組合(第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。)の短期給付(第五十四条に規定する短期給付を除く。次号において同じ。)の掛金(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次号において同じ。)に係る不均衡を調整するための交付金(第五項において「調整交付金」という。)を構成組合に交付する事業

二 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡(総務大臣が定める基準を超えるものをいう。)を調整するための交付金(第五項において「特別調整交付金」という。)を構成組合に交付する事業

- 三 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業
- 四 前三号に掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業
- 2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。
- 3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百四十一条の規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。
- 4 構成組合は、政令で定めるところにより、第二項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。
- 5 調整交付金又は特別調整交付金の交付を受ける構成組合に係る第十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第十四条第三項の規定の適用については、これらの交付金は、掛金とみなす。
- 6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。
(平二四法六三(平二五法四四)・全改)

(特例退職組合員に対する短期給付等)

- 第十八条 主務省令で定める要件に該当するものとして主務大臣の認可を受けた組合(以下この条において「特定共済組合」という。)の組合員であつた者で健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべきもののうち当該特定共済組合の定款で定めるものは、主務省令で定めるところにより、当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を当該特定共済組合に申し出ることができる。ただし、第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員であるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定により申出をした者は、この法律の規定中短期給付に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、当該特定共済組合の組合員であるものとみなす。
- 3 前項の規定により特定共済組合の組合員であるものとみなされた者(以下この条において「特例退職組合員」という。)は、第一項の申出が受理された日からその資格を取得するものとする。
- 4 特例退職組合員は、同時に二以上の組合の組合員(国の組合の組合員、私学共済制度の加入者及び健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。))を含む。)となることができない。
- 5 特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、第十三条第一項に規定する介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この項において「特例退職掛金」という。))を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。この場合における特例退職掛金の標準となるべき給料は、特例退職掛金を徴収すべき月の属する年(当該月が一月から三月までの場合には、前年)の一月一日における当該特例退職

組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となつた給料の額の平均額と、前年における当該組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額の平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額の二分の一に相当する額の範囲内で定款で定める額とする。

6 第六十八条、第七十条から第七十条の三まで、第七十二条及び第七十三条の規定にかかわらず、特例退職組合員については、傷病手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、弔慰金及び家族弔慰金並びに災害見舞金は、支給しない。

7 特例退職組合員は、第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十八条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

8 第四百四十四条の二第一項及び第四百四十四条の二の二の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

9 特例退職組合員に対する短期給付の支給の特例その他特例退職組合員に関し必要な事項は、政令で定める。
（昭五九法七七・追加、昭六〇法一〇八・平六法九九・平九法四八・平九法一二四・平一二法二二・平一三法一〇一・平一四法一〇二・平一六法一三二・平一八法八三・平二四法六二・一部改正）

（退職共済年金の支給の繰上げ）

第十八条の二 当分の間、次に掲げる者であつて、次条各号のいずれにも該当するもの（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。附則第二十四条の二、附則第二十六条、附則第二十八条の二及び附則第二十八条の三において同じ。）に請求することができる。

一 特定警察職員等（警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この号及び附則第二十五条第三項において同じ。）である組合員又は組合員であつた者のうち、次条各号のいずれにも該当するに至つたとき（そのときにおいて既に退職している者にあつては、当該退職のとき）において、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）以外の者で昭和三十六年四月二日以後に生まれたもの

二 特定警察職員等である者で昭和四十二年四月二日以後に生まれたもの

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は附則第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時にに行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十八条の規定は、適用しない。

4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十九条第一項又は第二百二条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた額とする。

5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。

6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第九十九条の二及び第二百二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第八十条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時（六十五歳に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額」とあるのは「附則第十八条の二第四項及び第六項並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に加給年金額を加算した額とするものとし、六十五歳に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時」と、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第九十九条の二の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十八条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」と、第二百二条第二項中「第七十六条第二項」とあるのは「附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第七十六条第二項」と、「掲げる金額に相当する金額」とあるのは「掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、「に相当する金額及び第二百二条第一項の規定により加算される金額に相当する金額」とあるのは「から政令で定める金額を減じた額及び第二百二条第一項の規定により加算される金額から政令で定める金額を減じた額」と、「第八十条第一項中「前条の」とあるのは「前条及び第二百二条の」と、「同条の規定」とあるのは「附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第八十条第一項中「並びに前条第二項及び第三項」と、「これらの規定」とあるのは「前条第二項及び第三項並びに第二百二条」と、「第八十一条第二項及び第八十二条第一項」とあるのは「附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第八十一条第二項及び附則第十八条の二第七項の規定により読み替えられた第八十二条第一項」と、「及び」とあるのは「から政令で定める金額を減じた額及び」と、「及び第二百二条第一項の規定により加算される金額から政令で定める金額を減じた額並びに」とする。

(退職共済年金の特例)

第十九条 当分の間、六十五歳未満の者（前条第一項各号に掲げる者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 六十歳以上であること。
- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が十年【二十五年】以上であること。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例)

- 第二十四条の二 附則第十九条の二各項に規定する者(附則第二十五条第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。)であつて、附則第十九条各号のいずれにも該当するもの(国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、それぞれ附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金の支給を組合に請求することができる。
- 2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は附則第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時にに行わなければならない。
- 3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十八条及び附則第十九条の規定は、適用しない。
- 4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額又は前条第一項の規定の例により算定した金額から政令で定める金額を減じた額とする。
- 5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者(附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。)については、第七十九条第三項の規定は、適用しない。
- 6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。
- 7 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十九条第二項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。
- 8 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十二条及び第九十九条の二の二の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第八十条第一項中「その権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳(その者が附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額(以下この項において「繰上げ調整額」という。)が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢(以下この項において「特例支給開始年齢」という。)とする。第三項に給権者であるときは、附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢(以下この項において「繰上げ調整額」という。)とする。第三項において同じ。)に達した当時(六十五歳(その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢)に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「附則第二十四条の二第四項、第六項及び第七項並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に加給年金額を加算した額とし、

六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時」と、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額」と、第九十九条の二の第二項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とする。

（特例による退職共済年金の繰上げ）

第二十六条 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、次項から第四項までの規定の適用がある場合を除き、附則第十九条の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、次項及び第四項の規定の適用がある場合を除き、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 当分の間、警察官又は皇宮護衛官（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この項において同じ。）である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上警察官又は皇宮護衛官として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

4 当分の間、消防吏員又は常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この項において同じ。）である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上消防吏員又は常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、附則別表第五の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達す

る前にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

5 第一項から前項までの規定による退職共済年金の額は、第七十九条及び第八十条の規定にかかわらず、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額又は附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額（その額が同項の規定の例によることにより附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額を含むものに限る。）から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。

6 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は前項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十六条第六項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十六条第五項の規定並びに同条第六項において準用する前条第二項及び第三項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

7 前項において準用する第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、同項の規定により加算する部分の支給を停止する。

8 第一項から第四項までの規定による退職共済年金に係る第七十六条及び第八十一条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額」と、第八十一条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者（六十歳以上である者に限る）」と、「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十六条第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十六条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び同条第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十六条第六項において準用する第八十条第一項」とする。

9 附則第二十二条、附則第二十五条の五第一項、第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに附則第二十五条の七第一項の規定は、第一項から第四項までの規定により支給する退職共済年金について準用する。この場合において、附則第二十五条の五第二項中「次の各号のいずれかに該当するものに限る」とあるのは「その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるものに限る」と、「相当する部分」とあるのは「その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるものに限る」と、「附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項及び第七項並びに

附則第二十五条の第四項及び第七項」とあるのは「附則第二十六条第八項」と、「金額及び」とあり、及び「金額並びに」とあるのは「金額」と、「附則第二十五条の七第一項中「附則第十九条」とあるのは「附則第二十六条第一項から第四項まで」と、「附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項又は附則第二十五条の四第三項」とあるのは「附則第二十六条第六項」と読み替えるものとする。

10 第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十九条第一項又は第二百二条第一項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、その金額に、第五項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第二号及び第三号に掲げる金額の合算額又は当該合算額に特例加算額を加算した金額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

11 前各項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的読替え及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項及び第五項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項から第四項までの規定の適用を受ける者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に同じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と、「当該区分に同じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と、第五項及び第七項中「附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に同じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と読み替えるものとする。

第二十條の二 附則第十九條の規定による退職共済年金（第七十九條の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（第六項において「退職共済年金の受給権者」という。）が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、第六項、附則第二十四條の三第一項及び第五項、附則第二十五條の三第九項並びに附則第二十五條の四第九項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。第六項及び附則第二十四條の三第一項において同じ。）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）を乗じて得た額
- 二 平均給与月額千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
- 三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額
 - イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
 - ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
- 3 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）」とあるのは「附則第二十条の二第二項の請求があつた当時」と、「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条の二第二項の規定並びに同条第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の二第一項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時」と読み替えるものとする。
- 4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに同条第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の二第三項において準用する第八十条第一項」と、第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び第八十条の二第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び同条第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」とする。
- 5 第二項及び第三項の規定によりその額が算定される附則第十九条の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を、第七十九条第一項の規定により算定した金額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合には、この限りでない。
- 6 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。
 - 一 退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害共済年金等」という。）を受けることができることに限る。）。

二 障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。
三 組合員の資格を喪失した日（引き続き組合員であつた場合には、引き続き組合員の資格を喪失した日）において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金等を受けることができることに限る。）。
（平六法九九・追加、平一二法二二・平一六法一三二・平二四法六二・一部改正）

第二十五条の五 附則第十九条の規定による退職共済年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（その受給権者が国民年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 附則第十九条の規定による退職共済年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額に相当する部分の支給を停止する。

一 その額が附則第二十五条の二第二項及び第三項の規定により算定されるものであり、かつ、その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるもの

二 その額が附則第二十五条の三第二項、第三項、第五項及び第六項又は前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により算定されるもの
3 附則第十九条の規定による退職共済年金（前項各号のいずれかに該当するものに限る。）については、その受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項及び第七項並びに前条第四項及び第七項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」であるのは、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とする。

4 附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の二第二項及び第三項又は附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるもの（附則第二十五条の三第十項又は前条第十項の規定に該当する者に係るものに限る。）に限る。）の受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに同条第三項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の二第三項において準用する第八十条第一項」と、附則第二十条の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」と、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の

三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第二項において準用する第八十条第一項」と、附則第二十条の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第八十一条第二項中「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第五項において準用する第八十条第一項」とする。

(平六法九九・追加、平一六法一三二・一部改正)

(警察職員に対する退職共済年金の特例)

第二十八条の四 警部補、巡查部長又は巡查である警察法第五十六条第二項に規定する地方警察職員である組合員（以下「警察職員」という。）で昭和五十五年一月一日（以下この条において「基準日」という。）前に警察職員であつた期間を有するもので次の各号のいずれかに該当する者は、第七十八条、第九十九条第一項第四号及び附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一 基準日前の警察職員であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の警察職員であつた期間の年月数と基準日以後の警察職員であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに掲げる年数以上であるもの

イ 基準日前の警察職員であつた期間が十二年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の警察職員であつた期間が九年以上十二年未満である者 十六年

ハ 基準日前の警察職員であつた期間が六年以上九年未満である者 十七年

ニ 基準日前の警察職員であつた期間が三年以上六年未満である者 十八年

ホ 基準日前の警察職員であつた期間が三年未満である者 十九年

2 前項の規定の適用を受ける者に対する附則第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満であるとせばその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、第七十九条第一項第二号及び附則第二十条の二第二項第三号（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用についてはその者は第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条の二第二項第三号イに掲げる者に該当するものと、第八十条第一項（附則第二十条の二第三項、附則第二十条

の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）、附則第二十三条及び附則第二十五条の七の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものと、附則第二十条の二第二項第一号（附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十日未満であるときは当該組合員期間の月数が二百四十日であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、第九十九条の二第一項第一号ロ(2)の規定の適用についてはその者は同号ロ(2)(i)に掲げる者に該当するものと、第九十九条の三の規定の適用については遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が第八十一条第七項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときは当該組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

3 次に掲げる国の職員である組合員は、警察職員とみなして前二項及び次条の規定を適用する。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二 皇宮警部補、皇宮巡査部長又は皇宮巡査である皇宮護衛官

(昭六〇法一〇八・追加、平六法九九・平一六法一三二・一部改正)

(定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に関する特例)

第二十八条の七 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下「昭和五十六年法律第九十二号」という。）の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る地方公務員法第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日（昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日。以下この項及び附則第二十八条の九において「定年退職日」という。）まで引き続き組合員であつたものが、地方公務員法第二十八条の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合（地方公務員法第二十八条の三（昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職した場合及び地方公務員法第二十八条の四（昭和五十六年法律第九十二号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職した場合を含む。以下「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の組合員期間が十年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないときは、その者は、当該退職に係る組合員に申し出て、引き続き当該組合員のこの法律の規定（長期給付に関する規定に限る。）の適用を受ける組合員となることができる。この場合において、長期給付に関する規定の適用については、その申出をした者の退職は、なかつたものとみなす。

2 前項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとなつた者で、その後、引き続き、同項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは国の組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者又は厚生年金保険の被保険者（以下この項において「被保険者等」という。）となつたものが、当該被保険者等の資格を喪失した場合において、その者が退職共済年金の受給権者でないときは、その者は、前項の規定による申出をした組合員に申し出て、当該被保険者等の資格を喪失した日

から当該組合のこの法律の規定（長期給付に関する規定に限る。）の適用を受ける組合員となることができる。

3 第一項又は前項の申出は、第一項の退職をした日の翌日又は前項の組合員若しくは被保険者の資格を喪失した日から起算してそれぞれ六月を経過する日までの間にしなければならない。ただし、組合は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

4 第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員（以下「特例継続組合員」という。）となつた者は、地方公務員共済組合連合会が、政令で定める基準に従い、その者の長期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額（以下「特例継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

5 特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときは、この限りでない。

6 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日（第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日）から、その資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 退職共済年金を受けることができる組合員期間等を有することとなつたとき。

三 特例継続掛金（特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めるときを除く。）。

四 特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは国の組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者又は厚生年金保険の被保険者となつたとき。

五 特例継続組合員でなくなつたことを希望する旨を組合に申し出たとき。

7 第百十四条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない。

8 第一項、第二項及び第六項第五号の申出の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

（昭五八法五九・追加、昭六〇法三四・一部改正、昭六〇法一〇八・旧第二十八条の二線下・一部改正、平元法九六・平六法九九・平九法四八・平一三法一〇一・一部改正）

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「／第二款 退職給付（第七十八条―第八十五条）／第三款 障害給付（第八十六条―第九十二条の三）／第四款 遺族給付（第九十三条―第九十九条）／」を「／第二款 退職共済年金（第七十八条―第八十三条）／第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十四条―第九十八条）／第四款 遺族共済年金（第九十九条―第九十九条の八）／」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（年金額の改定）

第一条の二 この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪（そう）の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。

第二条第二項中「又は第三号」を削り、「適用上、」を「適用上」に改め、「認定」の下に「及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定」を加え、同条第三項中「別表第三の上欄に掲げる程度の」を「第八十四条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する」に、「主としてその収入によつて」を「その者によつて」に改める。

第二十四条の見出し中「責任準備金」を「長期給付に充てるべき積立金」に改め、同条中「長期給付」の下に「（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担を含む。）」を加え、「（以下「責任準備金」という。）」を削る。

第三十八条の八第一項中「長期給付の」を「長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）の」に改め、同条第二項中「責任準備金」を「積立金」に改め、同条第三項中「長期給付に」を「長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に」に改め、同条第五項中「責任準備金に係る部分」を「部分として政令で定めるところにより算定した金額」に改め、「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第十五号）」を加え、「積立金の」を「積立金（基礎年金拠出金に係る積立金を含む。）の」に改める。

第四十条第一項中「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同条第四項を削り、同条第三項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、この限りでない。

第四十三条第一項中「その権利を有する者」の下に「（以下「受給権者」という。）」を加え、同条第二項中「公務により」を「公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。）により」に改め、「災害」の下に「又は通勤による災害」を加え、「きかなければならない」を「聴かなければならない」に改める。

第四十四条の見出し中「給料」を「給料等」に改め、同条第一項中「第百十四条第二項及び第三項」を「第百十四条第三項及び第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給料月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に政令で定める数値を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

第四十五条第一項を次のように改める。

給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

一 配偶者及び子

二 父母

三 孫

四 祖父母

第四十七条中「この法律に基づく給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に、「遺族年金又は通算遺族年金」を「又は遺族共済年金」に改める。

第四十九条第一項中「第五十七条第二項」を「第五十七条第二項又は第三項」に改める。

第五十条第一項中「行なつた」を「行つた」に、「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、「次項において同じ。」を削り、同条第二項中「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者（同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）」に改める。

第五十一条及び第五十二条中「退職給付」を「退職共済年金」に改める。

第五十五条の二中「（昭和四十二年法律第二百一十一号）」、「第百三十六条第一項及び第百三十七条において同じ。」及び「（以下「通勤災害」という。）」を削る。

第五十七条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「その費用」を「その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額」に、「同項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合は、運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者については、健康保険法第四十三条ノ八の規定の例により算定した金額の範囲内で運営規則で定める金額を一部負担金として支払わせることができる。

第五十七条の二第一項中「組合員が」の下に「公務によらない病気又は負傷により、」を加え、同条第八項中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第五十八条第三項中「算定した費用の額」の下に「（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

」を加え、同項ただし書を削り、同条第四項中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改める。

第五十九条第三項中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、同条第七項中「算定した費用の額」の下に「（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）を加え、「第五十九条第二項各号」を「第五十九条第二項各号」に改め、「掲げる金額」の下に「（その金額が現に療養に要した費用の額の百分の七十（同項第二号、第四号及び第六号に掲げる場合においては、百分の八十）に相当する金額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額の百分の七十（同項第二号、第四号及び第六号に掲げる場合においては、百分の八十）に相当する金額）を加え、「現に療養に要した費用の額」とあるのは「現に療養に要した費用の百分の七十（同条第二項第二号、第四号及び第六号に掲げる場合においては、百分の八十）に相当する金額」とを削り、同条第八項中「第五十七条第七項」を「第五十七条第八項」に改める。

第六十二条の二第二項中「若しくは第六項」を「第三項若しくは第七項」に改める。

第六十三条第一項中「相当する金額」の下に「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を加える。

第六十五条第一項中「相当する金額」の下に「に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を加える。

第六十八条第五項中「障害年金」を「障害共済年金」に、「受けることとなつたとき以後は」を「受けることができるときは」に、「額を基準として」を「額（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を基準として」に、「受けることとなつたとき以後においても傷病手当金の支給を受ける」を「受けることができない」に改める。

第七十二条中「一月分に相当する金額」の下に「に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を加える。
第七十三条中「別表第一」を「別表」に改め、「金額」の下に「に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を加える。

第七十四条各号を次のように改める。

- 一 退職共済年金
- 二 障害共済年金
- 三 障害一時金
- 四 遺族共済年金

第七十四条の二を次のように改める。

（年金額の自動改定）

第七十四条の二 この法律による年金である給付については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この項において「物価指数」という。）が昭和六十年（この項の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

第七十五条第四項中「三月、六月、九月及び十二月」を「二月、五月、八月及び十一月」に改める。

第七十六条を次のように改める。

(併給の調整)

第七十六条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、厚生年金保険法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付を除く。）を受けることができるとき。

二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付又は国民年金法による年金である給付（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

三 遺族共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である給付（第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）及び当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

2 前項の規定により、他の法律に基づく共済組合（国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項に規定する国家公務員等共済組合（以下「国の組合」という。）を除く。）が支給する年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である給付と同一の給付事由に基づいて受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合（当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く。）に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されるときは、退職共済年金の額のうち第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額、障害共済年金のうち第八十七条第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる金額（当該障害共済年金の額が同条第四項又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定されたものであるときは、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額）に相当する金額又は遺族共済年金のうち第十九条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額の四分の三に相当する金額若しくは同条第二項第二号に掲げる金額（当該遺族共済年金の額が同条第三項の規定により算定されたものであるときは、同項の規定により算定した額のうち政令で定める金額）に相当する金額については、その支給の停止を行わない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、その者に係る同項に規定する他のこの法律による年金である給付、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付又は国民年金法による年金である給付について、前項若しくは次項の規定又は他の法令の規定でこ

れらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6 第三項の申請（前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（死亡の推定）

第七十六条の二 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族共済年金又はその他の長期給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗っていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからない場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

第四章第三節第二款から第四款までを次のように改める。

第二款 退職共済年金

（退職共済年金の受給権者）

第七十八条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者が、退職した後組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員（一年以上の組合員期間を有する者に限る。）が六十五歳に達した日以後において、その者の掛金の標準となる給料の額が政令で定める額を下つており、又は六十五歳以上の組合員（一年以上の組合員期間を有する者に限る。）であつて、その者の掛金の標準となる給料の額が当該政令で定める額を下つており、その組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

（退職共済年金の額）

第七十九条 退職共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続き組合員期間を有しない者に係る退職共

済年金の額は、第一号に掲げる金額とする。

一 平均給料月額千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給料月額千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 前項の退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

3 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第八十条 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時、第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者、十八歳未満の子又は二十歳未満で第八十四条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については十八万円とし、同項に規定する子については一人につき六万円（そのうち二人までについては、それぞれ十八万円）とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。
一 死亡したとき。

二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。

三 配偶者が、離婚をしたとき。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子になつたとき。

六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

七 子が、婚姻をしたとき。

八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）が、十八歳に達したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳未満の子を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。

5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。（組合員である間の退職共済年金の支給の停止等）

第八十一条 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、各年の六月におけるその者の掛金の標準となる給料の額が第七十八条第二項に規定する政令で定める額を下るときは、その年の十月から翌年の九月までの期間については、当該六月におけるその者の掛金の標準となる給料の額の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職共済年金の額のうち、その額（第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項に規定する加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

3 前項の規定により退職共済年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるとき、又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

5 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、前条第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

（他の共済組合の組合員等である間の退職共済年金の支給の停止）

第八十二条 退職共済年金の受給権者が他の法律に基づく共済組合の組合員で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの（国の組合の組合員を除く。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（以下この項において「他の共済組合の組合員等」という。）となつた場合において、当該受給権者の各年（当該受給権者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が政令で定める金額を超えるときは、当該他の共済組合の組合員等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき退職共済年金については、その額のうち、その額（第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項に規定する加給年金額を除く。）に当該所得金額の高低に応じて政令で定める率を乗じて得た額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に規定する政令で定める金額は、地方公務員の標準的な給与の年額から地方公務員であつた者が受ける標準的な年金の額を控除した金額を勘案して定めるものとし、同項に規定する政令で定める率は、同項に規定する所得金額の増加に応じて、当該所得金額が、同項に規定す

る政令で定める額を超え当該標準的な給与の年額に対応する額以下である場合には百分の一から百分の五十までの間を遡増するように、当該標準的な給与の年額に対応する額を超える場合には百分の五十から百分の九十までの間を遡増するようにすることを基準として定めるものとする。

3 第一項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第二項に規定する給与所得の金額（退職共済年金及び国民年金法による老齢基礎年金その他の政令で定める年金である給付に係る所得の金額を除く。）から所得税法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

4 前項に定めるもののほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職共済年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職共済年金の失権）

第八十三条 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三款 障害共済年金及び障害一時金

（障害共済年金の受給権者）

第八十四条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に障害共済年金を支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第八十五条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものうち、障害認定日において前条第二項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になかつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

第八十六条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものうち、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）以外の傷病により障害の状態にある者が、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、「基準傷病」という。）以外の傷病による障害（以下この項において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済年金を支給する。

2 前項の障害共済年金の支給は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

(障害共済年金の額)

第八十七条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 平均給料月額に千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）
 - 二 平均給料月額に千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）
 - 2 第八十四条若しくは第八十五条の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。）による傷病（以下「公務等傷病」という。）によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による障害共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。
 - 一 平均給料月額に千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）
 - 二 平均給料月額に十二を乗じて得た額の百分の二十（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の三十）に相当する額（組合員期間の月数が三百月を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均給料月額に千分の一・五に相当する額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）を加えた額）
 - 3 前二項の場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一項第一号又は前項第一号に掲げる金額が四十五万円より少ないときは、四十五万円をこれらの規定に掲げる金額とする。
 - 4 公務等による障害共済年金の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。
 - 一 障害等級一級 三百四十万円
 - 二 障害等級二級 二百十万円
 - 三 障害等級三級 百九十万円
 - 5 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（前条の規定による障害共済年金については同条第一項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第九十条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれその障害に係る障害認定日（前条第一項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。）の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。
- 第八十八条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

- 2 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項に規定する加給年金額は、十八万円とする。
- 4 第八十条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。（障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定）
- 第八十九条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。
- 2 前項の規定は、障害共済年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。）の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。
（二以上の障害がある場合の取扱い）
- 第九十条 障害共済年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十四条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。
- 2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらない障害共済年金（障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。）を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第八十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、その額が、その者の公務等傷病による障害の程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。
 - 一 その者の公務等傷病による障害について第八十七条第二項、第三項及び第五項の規定により算定されるべき障害共済年金の額
 - 二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ第八十七条第一項、第三項及び第五項の規定により算定されるべき障害共済年金の額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害についてこれらの規定により算定されるべき障害共済年金の額を控除した額
- 3 前項の場合においては、第八十八条第一項中「前条」とあるのは「第九十条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」として、同条の規定を適用する。
- 4 前二項の規定は、これらの規定によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。
- 5 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。
- 6 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項（第四項において準用する場合を含む。）及び第八十七条の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額

とする。

7 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けられることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共済年金に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条 障害共済年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つたとき（当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であるときを除く。）は、当該障害共済年金の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に應じて、当該障害共済年金の額を改定する。（組合員である間の障害共済年金の支給の停止等）

第九十二条 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において、各年の六月におけるその者の掛金の標準となる給料の額が第七十八条第二項に規定する政令で定める額を下るときは、その年の十月から翌年の九月までの期間については、当該六月におけるその者の掛金の標準となる給料の額の高低に應じて政令で定めるところにより、それぞれ、障害共済年金の額のうち、その額（第八十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額（同条第四項又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額）及び第八十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分及び第八十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

3 前項の規定により障害共済年金の一部の支給が行われていない間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第八十一条第四項の規定は、第八十八条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において、第八十一条第四項中「前条第一項」とあるのは、「第八十八条第一項」と読み替えるものとする。

5 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、障害共済年金の支給を停止する。（厚生年金保険の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止）

第九十三条 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）又は第八十二条第一項に規定する他の共済組合の組合員等（以下この項において「厚生年金保険の被保険者等」という。）となつた場合において、当該受給権者の各年（当該受給権者が退職した日の属する年を除く。）における同条第一項に規定する所得金額が同項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該厚生年金保険の被保険者等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき障害共済年金については、その額のうち、その額（第八十七条第一項第二号又

は第二項第二号に掲げる金額（同条第四項又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した額のうち政令で定める金額）及び第八十八条第一項に規定する加給年金額を除く。）に第八十二条第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による障害共済年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。
（障害共済年金の失権）

第九十四条 障害共済年金を受ける権利は、第九十条第五項の規定によつて消滅するほか、障害共済年金の受給権者が死亡したとき、又は障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつた場合において、その該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当するこ
となく三年を経過したときは、消滅する。

（障害共済年金と傷病補償年金等との調整）

第九十五条 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその額が算定される障害共済年金を含む。）については、地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均給料月額に十二を乗じて得た額の百分の二十（その受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の一級に該当する場合にあつては、百分の三十）に相当する金額（第九十条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該当するものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額に相当する金額）（当該障害共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）の支給を停止する。

（障害一時金の受給権者）

第九十六条 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付、特定療養費若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第六十一条第一項又は同法の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 同時に二以上の障害があるときは、前項の傷病によらないものを除き、これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の状態として、同項の規定を適用する。

第九十七条 前条の場合において、退職の日に次の各号のいずれかに該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

一 この法律による年金である給付の受給権者

二 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付その他の年金である給付で政令で定めるものの受給権者

三 当該傷病について地方公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者
（障害一時金の額）

第九十八条 障害一時金の額は、次の各号に掲げる金額の合算額の百分の二百に相当する金額とする。この場合において、第一号に掲げる金額

が四十五万円より少ないときは、四十五万円を同号に掲げる金額とする。

- 一 平均給料月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額
- 二 平均給料月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額

第四款 遺族共済年金 (遺族共済年金の受給権者)

第九十九条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

- 一 組合員（失踪（そう）の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。）が、死亡したとき。
- 二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が、死亡したとき。

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみ該当するものとし、同項第四号には該当しないものとする。

(遺族共済年金の額)

第九十九条の二 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの

次のイ及びロに掲げる金額の合算額の四分の三に相当する金額

イ 平均給料月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額

ロ 平均給料月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額

二 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次のイ及びロに掲げる金額の合算額の四分の三に相当する金額

イ 平均給料月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる額

(1) 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

(2) 組合員期間が二十年未満である者 平均給料月額額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 組合員が、公務等傷病により組合員である間又は退職した後死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 平均給料月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数（前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する額

二 平均給料月額額の千分の三・三七五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額

3 公務等による遺族共済年金の額が八十五万円より少ないときは、八十五万円を当該遺族共済年金の額とする。

第九十九条の三 遺族共済年金（第九十九条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に四十五万円を加算した額とする。

（遺族共済年金の支給の停止）

第九十九条の四 夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 妻に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、妻に支給する。

6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金（前条の規定により加算する金額を除く。）は、子に支給する。

第九十九条の五 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき遺族共済年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第九十九条の六 第九十九条の三の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

2 第九十九条の三の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第九十九条の三の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

（遺族共済年金の失権）

第九十九条の七 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻したとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

2 遺族共済年金の受給権者である子又は孫は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）が、十八歳に達したとき。

二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳未満の子又は孫を除く。）について、その事情がなくなつたとき。（遺族共済年金と遺族補償年金との調整）

第九十九条の八 公務等による遺族共済年金については、地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均給料月額額の千分の三・三七五に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する金額（当該遺族共済年金の額が第七十四条の二の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じ政令で定めるところにより当該金額を改定した金額）の支給を停止する。

第百条中「第百七条」を「第百四条」に改める。

第百二条から第百七条までを次のように改める。

（退職共済年金の額の特例）

第百二条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額（地方公共団体の長であつた期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に政令で定める数値を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の百分の六十に相当する金額を加算した額とする。

2 前項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額及び第百二条第一項の規定により加算される金額」と、第八十条第一項中「前条の」とあるのは「前条及び第百二条の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第八十一条第二項及び第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第百二条第一項の規定により加算される金額並びに」として、これらの規定を適用する。

（障害共済年金の額の特例）

第百三条 第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金のうち、その給付事由となつた障害に係る傷病の初診日において地方公共団体の長であり、かつ、当該傷病に係る障害認定日までに地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害共済年金又は第八十六条の規定による障害共済年金のうち、同条第一項に規定する基準傷病の初診日若しくは基準傷病以外の傷病に係る初診日のいずれかの日において地方公共団体の長であり、かつ、当該基準傷病に係る障害認定日までに地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害共済年金の額は、第八十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額額の百分の六十に相当する金額を加算した額とする。

2 障害共済年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に前項の規定によりその額が算定される障害共済年金（以下この項及び次条第一項において「長の障害共済年金」という。）を支給すべき事由が生じた場合又は長の障害共済年金の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における第九十条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第八十七条第一項から第四項までの規定又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、前項の規定を適用しないものとして第八十七条第一項から第三項までの規定又は第九十条第二項本文（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額額の百分の六十に相当する金額を加算した額とする。ただし、同条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものである場合には、その額が、その者の公務等傷病による障害の程度が第八十七条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

3 前項の規定は、同項の規定によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

4 前三項の規定によりその額が算定される障害共済年金については、第七十六条第二項中「同条第四項又は」とあるのは「同条第四項若しくは」と、「場合を含む。」とあるのは「場合を含む。」又は「同条第三項において準用する場合を含む。」と、第八十八条第一項中「前条」とあるのは「前条及び第百三条」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第九十二条第二項及び第九十三条第一項中「同条第四項又は」とあるのは「同条第四項若しくは」と、「場合を含む。」とあるのは「場合を含む。」又は「第百三条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」として、これらの規定を適用する。

（遺族共済年金の特例）

第百四条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が第九十九条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当する場合又は長の障害共済年金の受給権者が死亡した場合におけるその者の遺族に支給する遺族共済年金の額は、第九十九条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、公務等によらない遺族共済年金（遺族共済年金のうち、公務等による遺族共済年金以外の遺族共済年金をいう。）にあつては同条第一項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額額の百分の六十に相当する金額を加算した額とし、公務等による遺族共済年金にあつては同条第二項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額額の百分の六十に相当する金額を加算した額とする。

2 前項の規定によりその額が算定される遺族共済年金については、第七十六条第二項中「同条第二項第二号に掲げる金額」とあるのは「同条第二項第二号に掲げる金額及び第百四条第一項の規定により加算される金額」と、「同条第三項」とあるのは「第九十九条の二第三項」と、第九十九条の三「前条」とあるのは「前条及び第百四条」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第九十九条の八中「相当する金額」とあるのは「相当する金額及び第百四条第一項の規定により加算される金額の四分の一に相当する金額」として、これらの規定を適用する。

第百五条から第百七条まで 削除

第百八条第一項中「行なわず、また、当該障害については、第七十九条第三項の規定は、適用しない」を「行わない」に改め、同条第二項中

「第三節第四款の規定による遺族給付（第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付を含む。以下この項及び第四百四十四条の二十三第三項において同じ。）を「遺族共済年金である給付又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項において「遺族給付」という。）」に改め、同条第三項中「行なわず」を「行わず」に、「第八十八条第一項」を「第八十九条第一項」に、「級」を「障害等級」に、「障害年金」を「障害共済年金」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百十一条第一項中「長期給付」を「退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額」に、「一部は、行なわない」を「一部を支給しない」に改め、同条第二項中「遺族給付を受ける権利を有する者」を「遺族共済年金の受給権者」に、「遺族給付の」を「遺族共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額」に、「行なわない」を「支給しない」に改め、同条第三項中「年金である給付（通算退職年金を除く。）」を「退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額」に改める。

第百十三条第一項各号列記以外の部分中「組合の給付に要する費用」の下に「（老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）」を、「短期給付に要する費用」の下に「（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要する費用を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を、「長期給付に要する費用」の下に「（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同項第一号中「短期給付に係る次項」を「次項第一号」に改め、同項第二号中「長期給付に係る次項」を「次項第二号及び第三号」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「、第百十六条第一項、第百三十六條第二項、第百三十九條及び第百四十四條の三十一」を削り、同項第一号中「（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）」を削り、同項第二号中「掛金百分の四十二・五、地方公共団体の負担金百分の五十七・五」を「掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十」に改め、同項第三号中「公務による障害年金又は第九十三条第一号若しくは第四号の規定による遺族年金」を「公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。）又は公務等による遺族共済年金」に改め、同条第四項中「、第百十六条第一項、第百三十六條第二項、第百三十九條及び第百四十四條の三十一」を削り、「同項第一号及び第四号」を「同項第一号、第二号及び第四号」に改め、「、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」と」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第五号」を「第二項第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の当該事業年度における基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の三分の一に相当する額を負担する。

第百十四条第一項前段中「掛金は」の下に「、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き」を加え、「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同項後段を削り、同条第三項を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え

る。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合で長期給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は、徴収しない。

第百十四条に次の一項を加える。

4 組合員のうち給料の額が四十七万円を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を超える者は、前項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額であるものとみなし、給料の額が六万八千円を当該政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を下る者は、同項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額であるものとみなす。

第百十五条に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合は、主務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛金を組合員に還付するものとする。

第百十六条第一項中「第百十三条」を「第百十三条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

第百十七条第一項中「又は旧通則法第七条第一項の規定による確認その他の組合員期間の確認」を「組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査」に改め、同条第二項中「又は確認」を「確認又は診査」に改める。

第百三十六条第一項中「通勤」の下に「（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。次条において同じ。）」を加え、同条第二項を削る。

第百三十七条の見出し中「給付」を「短期給付」に改め、同条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十三条第三号から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

第百三十七条第二項第二号中「（障害給付にあつては旧船員保険法）」を削り、同項を同条とする。

第百三十八条及び第百三十九条を次のように改める。

（船員組合員についての負担金の特例）

第百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第六十条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

第百三十九条 削除

第百四十条第一項中「同章及び」を「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第八十七条第二項中「地方公務員災害補償法第二条第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項」と、「」に改め、「第百十六条第一項、

第二項	地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五項第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるもの
第四十三号	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二
第八十七号	地方公務員災害補償法第二条第二項	国家公務員災害補償法第一条の二
第九十一号	地方公務員法第二十九条	国家公務員法第八十二条
第九十三号	組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金	組合員の掛金及び国の負担金
第九十三号第二項各号、第三項及び第四項	地方公共団体	国

第三百三十六条第二項、第三百三十九条及び第四百四十四条の三十一」を削り、「「公庫等」とする」を「「公庫等」と、「第三百十三号第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第三百十三号第二項」とする」に改める。

第四百一十一号第一項中「同章及び」を「「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第四十三号第二項中「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項」と、第八十七号第二項中「地方公務員災害補償法第二条第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法第七条第二項」と、「に」、「同項第一号、第三号及び第四号」を「同項第一号から第四号までの規定」に改め、「、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」とを削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 地方職員共済組合及び警察共済組合にあつては、第三百十三号第三項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる費用のうち次条第一項に規定する国の職員に係るものについては、第三百十三号第三項の規定にかかわらず、国が負担する。

4 前項の規定により国が負担すべきこととなる費用の負担について必要な事項は、政令で定める。
第四百四十二号第二項の表以外の部分中「字句とする」を「字句に読み替えるものとする」に改め、同項の表を次のように改める。

第二条第一項第五号
地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの

第四十三号
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項

第八十七号
地方公務員災害補償法第二条第二項

第九十一号
地方公務員法第二十九条

第九十三号
組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金

第九十三号第二項各号、第三項及び第四項
地方公共団体

<p>第百十三条第五項</p>	<p>地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員</p>	<p>専従職員（国家公務員法第百八条の二の職員団体（以下「職員団体」という。）の事務に専ら従事する職員である組合員をいう。）である組合員</p>
<p>第百十五条第二項</p>	<p>職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金 地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当</p>	<p>職員団体の負担金及び国の負担金 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当</p>
<p>第百十六条第一項</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>国</p>
<p>第百三十八条</p>	<p>地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）</p>	<p>国</p>
<p>第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>国</p>

第百四十二条第三項中「責任準備金に係る部分」を「部分として政令で定めるところにより算定した金額」に、「積立金に相当する」を「積立金（基礎年金拠出金に係る積立金を含む。）に相当する」に改める。

第百四十三条第一項を次のように改める。

組合員が退職し、引き続き国の組合の組合員のうち、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職はなかつたものとみなす。

第百四十三条第三項中「（退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。）」を削り、「その者に係る責任準備金に相当する金額」を「第二十四条の規定により積み立てるべき積立金のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、「第四項の規定により第百四十条の規定を準用する場合における必要な技術的読替えその他」を削り、同項を同条第四項とする。

第百四十四条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、国の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第四百四十四条の二第二項中「老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金」を「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」に改める。

第四百四十四条の三第一項中「休職」を「休職又は停職」に、「第三十八条の二第二項第二号、第三十八条の八」を「第二条第一項第二号」に、「第六章」を「第八十七条第四項、第九十条第二項ただし書、第九十九条の二第三項、第三百三条第二項ただし書、第一百三十一条及び第二項（短期給付に要する費用に係る部分に限る。）並びに同条第五項、第一百五十五条、第一百六条」に、「第四百四十三条から前条まで」を「前条」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

第二条第一項 第五号	地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの	第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものに相当するもの
第二条第二項	前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号	前項第三号
第四十七条	弔慰金又は遺族共済年金	遺族共済年金
第四十八条 第二項	給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）	給付金
第四十九条 第一項	その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金に相当する額を控除した金額）	その給付に要した費用に相当する金額
第五十条第 一項	給付事由（第七十二条又は第七十三条の規定による給付に係るものを除く。）	給付事由
第五十条第 二項	受給権者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）	受給権者
第五十一条 第二項	受給権者（同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）	受給権者
第五十二条	退職共済年金又は休業手当金	退職共済年金
第五十二条	退職共済年金及び休業手当金	退職共済年金

第八十七条 第二項	公務 地方公務員災害補償法第二条第二項	業務 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項
第九十条第 二項本文	公務等 公務等 公務等	業務等 業務等 業務等
第九十条第 二項各号	公務等 公務等	業務等 業務等
第九十条第 四項	公務等	業務等
第九十五条	公務等 地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	業務等 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は傷病補償年金が支給されることとなつたときはこれらの保険給付が行われる間
第九十六条 第一項	公務 公務等 公務等 療養の給付、特定療養若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第六十一条第一項又は同法の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日	業務 業務等 業務等 その退職の日までにその傷病が治らなかつた者又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至らなかつた者にあつては、当該傷病につき健康保険の療養の給付、特定療養費若しくは療養費の支給又は老人保健法の規定による医療若しくは医療費の支給を受けている者であるときは最初に健康保険の療養の給付、特定療養費若しくは療養費の支給又は同法の規定による医療若しくは医療費の支給を受ける診療を受けた日から起算して五年を経過するまでの間に治つた日又はその症状が固定し治療の効果が

第九十九条 の二第二項	公務等傷病 公務等	公務等	業務等傷病 業務等
第九十九条 の八	公務等 地方公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	業務等 労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行われる間	業務等
第一百零四条 第一項	公務等	業務等	業務等
第一百零八条 第一項	病氣、負傷、障害、死亡若しくは災害 当該病氣、負傷、障害、死亡又は災害	障害若しくは死亡 障害 当該障害又は死亡	障害若しくは死亡 障害
第一百零八条 第三項	病氣、負傷、障害 その病氣若しくは障害	障害 その障害	障害
第一百十一条 第一項	組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた 及び地方公共団体	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けた場合若しくは解雇された 並びに地方公共団体	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けた場合若しくは解雇された 並びに地方公共団体
第一百十三条 第二項各号 部分	及び地方公共団体の負担金	及び団体（第四百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金	及び団体（第四百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金
第一百十三条 第二項第二号	地方公共団体	団体	団体
第一百十三条	公務等	業務等	業務等

第二項第三号	公務等傷病	業務等傷病
第一百十三条	地方公共団体	団体
第二項第四号	地方公共団体	団体
第一百十四条	主務省令	自治省令
第三項	の徴収	その他第九章の二の規定による徴収金の徴収、第一百十四条の十四の規定による処分
第一百七条	地方公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）	団体職員審査会
第二項	徴収	徴収、処分

第一百十四条の三第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 前項に定めるもののほか、組合員（団体職員である組合員（以下「団体組合員」という。）を除く。以下この項において同じ。）であつた団体組合員又は団体組合員であつた組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百十四条の四 削除

第一百十四条の八を次のように改める。

第一百十四条の八 削除

第一百十四条の十及び第一百十四条の十一を次のように改める。

（団体組合員に係る費用の負担の特例）

第一百十四条の十 第一百十三条第二項第五号の規定により地方公共団体が負担すべき金額のうち、団体組合員に係るものについては、同条第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

第一百十四条の十一 削除

第一百十四条の十二第一項中「自己及びその使用する団体組合員」を「その使用する団体組合員及び自己」に改め、「掛金」の下に「及び負担金」を加える。

第一百十四条の十三第一項中「掛金」の下に「又は負担金」を加え、同条第三項本文中「掛金」の下に「又は負担金」を、「から掛金」の下に「若しくは負担金」を加え、同項ただし書中「掛金」の下に「若しくは負担金」を加え、同条第四項及び第五項中「掛金」の下に「又は負担金」を加える。

第四百四十四条の十四第一項中「掛金」の下に「又は負担金」を加える。

第四百四十四条の十五及び第四百四十四条の十六中「掛金」の下に「負担金」を加える。

第四百四十四条の十九中「並びに第四百四十四条の十第二項及び第三項」を「同表第一百三十二条各号列記以外の部分の項中「団体（第四百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）」とあり、並びに同表第一百三十二条第二項の項、第一百三十二条第三号の項及び第一百三十二条第四号の項」に改める。

第四百四十四条の二十三第二項中「又は第四百四十四条の十第二項」を削り、「同じ。」の下に「負担金（団体に係るものに限る。）」を加え、同条第三項各号列記以外の部分中「遺族給付」を「遺族共済年金又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項において「遺族給付」という。）」に改め、同条第四項中「掛金」の下に「負担金」を加える。

第四百四十四条の二十四の次に次の一条を加える。

（組合員期間以外の期間の確認）

第四百四十四条の二十四の二 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官（当該組合員期間以外の期間が他の法律に基づく共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合）の確認を受けたところによる。

2 前項の規定による確認に関する処分不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に対して審査請求をすることができる。

3 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第四百四十四条の二十五中「この法律に基づく給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（資料の提供）

第四百四十四条の二十五の二 組合は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第八十一条第四項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は第八十一条第四項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第四百四十四条の二十六第一項中「決定に係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額」を「長期給付の額（第八十条第一項、第八十一条第一項又は第九十九条の三の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額」に改め、「又はその全額が五十円未満であるとき」、「これらの長期給付の額に」及び「又はその全額が五十円以上百円未満であるとき」を削る。

第四百四十五条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第四百四十五条の二 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められ

る範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。
第百五十八条の二を次のように改める。

(年金額の改定)

第百五十八条の二 共済会の行う年金である給付の額は、第七十四条の二の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられる場合には、当該措置を参酌し、地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたならば受けることとなる報酬額に係る共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

第百六十一条の二第二項中「期間(」の下に「政令で定める期間に限る。」を加える。

第百六十二条第三項中「恩給法」の下に「(大正十二年法律第四十八号)」を加える。

第百六十四条第一項中「年齢満五十五歳」を「六十歳」に改め、同条第二項中「五十五歳」を「六十歳」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

第百六十四条の二を第百六十四条の三とし、第百六十四条の次に次の一条を加える。

第百六十四条の二 退職年金は、その年額及びこれを受ける者の前年における所得金額を基準として、国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)第十五条の二の規定による互助年金の停止の措置に準じて政令で定めるところにより、その一部の支給を停止する。

第百六十九条第二項及び第三項中「年齢満五十五歳」を「六十歳」に改める。
附則第十四条の二中「公務傷病」を「公務による傷病」に改める。

附則第十四条の三第一項中「老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金」を「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」に改め、同条第四項中「第百十四条第二項」を「第百十四条第三項」に改める。

附則第十四条の六第二項中「第百十四条第二項」を「第百十四条第三項」に改め、同条第四項中「責任準備金」を「第二十四条の規定により積み立てるべき積立金」に、「部分に」を「部分として政令で定めるところにより算定した金額に」に、「積立金の額」を「積立金(基礎年金拠出金に係る積立金を含む。)」の額」に改め、同条第五項中「(退職年金、減額退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者に限る。)」及び「(団体組合員を除く。)」を削り、「その者に係る責任準備金に相当する金額」を「第二十四条の規定により積み立てるべき積立金のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額」に改める。

附則第十四条の八を削る。

附則第十七条中「第五十七条第二項」を「第五十七条第二項又は第三項」に改め、「同項に規定する」を削る。

附則第十八条第五項中「老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金」を「老人保健拠出金及び退職者給付拠出金」に改める。

附則第十八条の二から附則第十八条の七までを削る。

附則第十九条から附則第二十八条までを次のように改める。

(退職共済年金の特例)

第十九条 当分の間、一年以上の組合員期間を有する六十五歳未満の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等が二十五年以上である者が、六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき。

二 六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 当分の間、前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員（一年以上の組合員期間を有する者に限る。）が、六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の掛金の標準となる給料の額が第七十八条第二項に規定する政令で定める額を下つているとき、又は六十歳以上六十五歳未満である組合員（一年以上の組合員期間を有する者に限る。）であつて、その者の掛金の標準となる給料の額が当該政令で定める額を下つていゝるものその組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

第二十条 前条の規定による退職共済年金の額は、第七十九条及び第八十条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

一 千二百五十円に組合員期間の月数（当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月）を乗じて得た額

二 平均給料月額千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均給料月額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給料月額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十条第二項において準用する前条第三項」と、「同条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十条第一項の規定並びに同条第二項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替へるものとする。

第二十一条 附則第十九条の規定による退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額（附則第十九条の規定による退職共済年金にあつては、附則第二十条第一項第三号に掲げる金額に相当する金額）」と、第八十一条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十条第一項第三号に掲げる金額及び同条第二項において準用する前条第一項」と、「部分及び前条第一項」とあるのは「部分及び附則第二十条第二項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十条第二項において準用する前条第一項」と、第八十二条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五号第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条第一項第三号に掲げる金額及び同条第二項において準用する第

八十条第一項」とする。

2 附則第十九条の規定による退職共済年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九条の二第四項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることとなるときは、その間、その支給を停止する。

第二十二條 附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利は、第八十三条の規定により消滅するほか、当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第二十三條 附則第十九条の規定による退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「その権利」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第二十条第二項において準用する前条第三項」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「その権利」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」とする。

（地方公共団体の長の特例による退職共済年金の特例）

第二十四條 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する附則第十九条の規定による退職共済年金の額は、附則第二十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給料月額額の百分の六十に相当する金額を加算した額とする。

2 前項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、附則第二十条第二項中「前項」とあり、及び「附則第二十条第一項」とあるのは「附則第二十四条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「附則第二十条第二項」と、附則第二十一条中「附則第二十条第一項第三号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十条第一項第三号に掲げる金額及び附則第二十四条第一項の規定により加算される金額に相当する金額」と、「同条第二項において準用する前条第一項」とあるのは「附則第二十四条第一項の規定により加算される金額並びに附則第二十条第二項において準用する前条第一項」と、「同条第二項において準用する第八十条第一項」とあるのは「附則第二十四条第一項の規定により加算される金額並びに附則第二十条第二項において準用する第八十条第一項」として、これらの規定を適用する。

（特例による退職共済年金の支給開始年齢の特例）

第二十五條 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第一の上欄に掲げる者に対する附則第十九条第一項の規定の適用については、次項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第十九条第一項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下こ

の条において同じ。)である組合員であつた者のうち、退職の時まで引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者で附則別表第三の上欄に掲げる者であるものが、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第十九条第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 前三項の規定の適用を受ける者に対する附則第二十一条の規定により読み替えられた第八十一条第二項の規定の適用については、同項中「受給権者」とあるのは、「受給権者(六十歳以上である者に限る。)」とする。

(特例による退職共済年金の支給の繰上げ)

第二十六条 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けようとする旨を組合に申し出たときは、次項から第四項までの規定の適用がある場合を除き、附則第十九条の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けようとする旨を組合に申し出たときは、次項及び第四項の規定の適用がある場合を除き、附則第十九条の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

3 当分の間、警察官又は皇宮護衛官(これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この項において同じ。)である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上警察官又は皇宮護衛官として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けようとする旨を組合に申し出たときは、附則第十九条の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

4 当分の間、消防吏員又は常勤の消防団員(これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この項において同じ。)である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上消防吏員又は常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けようとする旨を組合に申し出たときは、附則第十九条の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共

済年金は、支給しない。

5 第一項から前項までの規定による退職共済年金の額は、第七十九条及び第八十条の規定にかかわらず、附則第二十条第一項又は附則第二十四条第一項の規定により算定した金額から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第一から附則別表第四までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。

6 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は前項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十六条第六項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十六条第五項の規定並びに同条第六項において準用する前条第二項及び第三項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

7 前項において準用する第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る附則別表第一から附則別表第四までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、同項の規定により加算する部分の支給を停止する。

8 第一項から第四項までの規定による退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額（附則第二十六条第一項から第四項までの規定による退職共済年金にあつては、附則第二十条第一項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び附則第二十四条第一項の規定により加算される金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額）」と、「第八十一条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者（六十歳以上である者に限る。）」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十条第一項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び附則第二十四条第一項の規定により加算される金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額並びに同条第六項において準用する前条第一項」と、「部分及び前条第一項」とあるのは「部分及び附則第二十六条第六項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十六条第六項において準用する前条第一項」と、第八十二条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項」とあるのは「附則第二十条第一項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び附則第二十四条第一項の規定により加算される金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額並びに同条第六項において準用する第八十条第一項」とする。

9 附則第二十一条第二項、附則第二十二条及び附則第二十三条の規定は、第一項から第四項までの規定により支給する退職共済年金について準用する。この場合において、附則第二十三条中「附則第十九条」とあるのは「附則第二十六条第一項から第四項まで」と、「附則第二十条第二項」とあるのは「附則第二十六条第六項」と読み替えるものとする。

10 第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定につい

ては、第七十九条第一項又は第百二条第一項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、その金額に、第五項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた附則第二十条第一項第二号及び第三号に掲げる金額の合算額又は当該合算額に附則第二十四条第一項の規定により加算される金額を加えて得た金額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

11 前各項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的読替え及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項及び第五項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項から第四項までの規定の適用を受ける者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と、第五項及び第七項中「附則別表第一から附則別表第四までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と読み替えるものとする。

（障害共済年金の特例）

第二十七条 第八十五条及び第八十六条の規定は、当分の間、国民年金法附則第九条の二第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

2 第八十九条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。

（遺族共済年金の支給開始年齢の特例）

第二十八条 遺族共済年金（夫、父母又は祖父母に対するものに限る。）の受給権者のうち附則別表第五の上欄に掲げる者に対する第九十九条の四第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第二十八条の十一中「附則第二十八条の二」を「附則第二十八条の七」に改め、「並びに特例退職年金及び特例遺族年金の支給に關し必要な事項」を削り、同条を附則第二十八条の十二とする。

附則第二十八条の十中「附則第二十八条の二第一項及び第四項、附則第二十八条の三第一項第二号、附則第二十八条の五第一項及び第二項第

二号並びに附則第二十八条の六第二項第二号」を「附則第二十八条の七第一項及び第四項並びに附則第二十八条の九」に、「附則第二十八条の二第一項中」を「附則第二十八条の七第一項中」に改め、「附則第二十八条の三第一項第二号中「給料」とあるのは「俸給」と」を削り、「附則第二十八条の五第一項中」を「附則第二十八条の九中」に改め、「同条第二項第二号及び附則第二十八条の六第二項第二号中「給料」とあるのは「俸給」と」を削り、同条を附則第二十八条の十一とする。

附則第二十八条の九に見出しとして「(退職共済年金の受給資格の特例)」を付し、同条中「附則第二十八条の五から前条まで」を「前条」に、「退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者」を「退職共済年金の受給権者」に改め、同条を附則第二十八条の十とする。

附則第二十八条の六から附則第二十八条の八までを削る。

附則第二十八条の五の前の見出し中「長期給付」を「退職共済年金」に改め、同条第一項中「場合において」の下に「、その者が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて」を加え、「以上であり、かつ、その者が退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有する者でないときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する」を「以上であるものであるときは、第七十八条、第九十九条第一項第四号及び附則第十九条の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を附則第二十八条の九とし、附則第二十八条の四を附則第二十八条の八とする。

附則第二十八条の三を削る。

附則第二十八条の二第一項中「附則第二十八条の五第一項」を「附則第二十八条の九」に、「退職年金(附則第二十八条の五第二項に規定する特例退職年金を含む。）」又は通算退職年金を受ける権利を有する者」を「退職共済年金の受給権者」に改め、同条第二項中「退職年金(附則第二十八条の五第二項に規定する特例退職年金を含む。）」又は通算退職年金を受ける権利を有する者」を「退職共済年金の受給権者」に改め、同条第六項第二号を次のように改め、同条を附則第二十八条の七とする。

二 退職共済年金を受けることができる組合員期間等を有することとなつたとき。

附則第二十八条の次に次の五条を加える。

(退職一時金の返還)

第二十八条の二 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金(以下この条及び次条において「退職共済年金等」という。)を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(以下この条において「支給額等」という。)に相当する金額を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合において、当該一時金である給付を支給した組合がその者に当該退職共済年金等を支給しないときは、その者は、支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等を支給する組合に支払うものとし、当該支払があつたときは、当該一時金である給付を支給した組合に支給額等に相当する金額を返還したものとみなす。

一 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十三条(同法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。)

二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職

員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等の額から控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、当該退職共済年金等を支給する組合に申し出るこ
とができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職共済年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金である給付の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第二十八条の三 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する金額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された金額を除く。））を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならぬ。この場合においては、同条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

（警察職員に対する退職共済年金の特例）

第二十八条の四 警部補、巡查部長又は巡查である警察法第五十六条第二項に規定する地方警察職員である組合員（以下「警察職員」という。）で昭和五十五年一月一日（以下この条において「基準日」という。）前に警察職員であつた期間を有するもので次の各号のいずれかに該当する者は、第七十八条、第九十九条第一項第四号及び附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一 基準日前の警察職員であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の警察職員であつた期間の年月数と基準日以後の警察職員であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに掲げる年数以上であるもの

イ 基準日前の警察職員であつた期間が十二年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の警察職員であつた期間が九年以上十二年未満である者 十六年

ハ 基準日前の警察職員であつた期間が六年以上九年未満である者 十七年

ニ 基準日前の警察職員であつた期間が三年以上六年未満である者 十八年

ホ 基準日前の警察職員であつた期間が三年未満である者 十九年

2 前項の規定の適用を受ける者に対する附則第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、その者の組合員期間が二十年未満である

ときはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、第七十九条第一項第二号及び附則第二十条第一項第三号の規定の適用についてはその者は第七十九条第一項第二号イ又は附則第二十条第一項第三号イに掲げる者に該当するものと、第八十条第一項（附則第二十条第二項及び附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）及び附則第二十三条の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものと、附則第二十条第一項第一号の規定の適用については退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十九条の二第一項第二号ロの規定の適用についてはその者は同号ロ(1)に掲げる者に該当するものと、第九十九条の三の規定の適用については遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときはその者は当該組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が第八十一条第四項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるときは当該組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

3 次に掲げる国の職員である組合員は、警察職員とみなして前二項及び次条の規定を適用する。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二 皇宮警部補、皇宮巡査部長又は皇宮巡査である皇宮護衛官

(衛視等であつた警察職員の取扱い)

第二十八条の五 国家公務員等共済組合法附則第十三条第二項に規定する衛視等（以下この条において「衛視等」という。）であつた警察職員に対する前条の規定の適用については、衛視等であつた間警察職員であつたものとみなす。

(国鉄共済組合の組合員であつた組合員に関する長期給付の特例)

第二十八条の六 国家公務員等共済組合法附則第二十条の二第一項の規定が適用される間、同法附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合の組合員であつた組合員に対する第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項第二号及び第二項第二号、第九十八条第二号、第九十九条の二第一項第一号ロ及び第二号ロ並びに第二項第二号並びに附則第二十条第一項第三号の規定の適用については、これらの規定中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（第四百四十四条第一項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間のうち国家公務員等共済組合法附則第十四条の三第二項に規定する国鉄共済組合の組合員であつた期間を除く。）の」とする。

附則第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

附則第三十三条の二、附則第三十五条の二及び附則第三十五条の三を削る。

附則別表第一及び附則別表第二を次のように改める。

附則別表第一（附則第二十五条、附則第二十六条関係）

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳

昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者

五十九歳

五十四歳

附則別表第二(附則第二十五条、附則第二十六条関係)

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月一日以前に生まれた者

五十六歳

四十六歳

昭和六十一年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者

五十七歳

四十七歳

昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者

五十八歳

四十八歳

昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に退職した者又は昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者

五十九歳

四十九歳

附則別表第二の次に次の三表を加える。

附則別表第三(附則第二十五条、附則第二十六条関係)

昭和六十一年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和七年四月一日以前に生まれた者

五十五歳

五十歳

昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和七年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者

五十六歳

五十一歳

昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和九年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者

五十七歳

五十二歳

昭和七十年四月一日から昭和七十三年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和十一年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者

五十八歳

五十三歳

昭和七十三年四月一日から昭和七十六年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者

五十九歳

五十四歳

附則別表第四(附則第二十六条関係)

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月一日以前に生まれた者

五十五歳

四十六歳

昭和六十一年七月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者

五十五歳

四十七歳

昭和六十四年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七年四月二日から同年七月一日までの間に生まれた者

五十六歳

四十七歳

昭和六十四年七月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和七年七月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者		五十六歳	四十八歳
昭和六十七年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和九年四月二日から同年七月一日までの間に生まれた者		五十七歳	四十八歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和九年七月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者		五十七歳	四十九歳
昭和七十年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和十一年四月二日から同年七月一日までの間に生まれた者		五十八歳	四十九歳

附則別表第五（附則第二十八条関係）

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者		五十六歳	
昭和六十一年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者		五十七歳	
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者		五十八歳	
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者		五十九歳	

別表第二から別表第四までを削り、別表第一を別表とする。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者等に関する一般的経過措置
 - 第一節 更新組合員に関する一般的経過措置（第五条―第七条の二）
 - 第二節 退職共済年金に関する経過措置
 - 第一款 退職共済年金の受給資格に関する経過措置（第八条―第十二条）
 - 第二款 退職共済年金の額に関する経過措置（第十三条―第十五条）
 - 第三款 退職共済年金の支給開始年齢に関する経過措置（第十六条―第十九条）
 - 第三節 障害共済年金に関する経過措置

第一款 障害共済年金の受給資格に関する経過措置（第二十条・第二十一条）

第二款 障害共済年金の額に関する経過措置（第二十二条―第二十四条）

第四節 遺族共済年金に関する経過措置等

第一款 遺族共済年金の受給資格に関する経過措置等（第二十五条・第二十六条）

第二款 遺族共済年金の額に関する経過措置（第二十七条―第二十九条）

第五節 特殊の期間又は資格を有する組合員に関する特例（第三十条―第三十五条）

第六節 再就職者に関する経過措置（第三十六条）

第三章 恩給公務員期間を有する者に関する経過措置（第三十七条―第三十九条）

第四章 国の旧長期組合員期間を有する者に関する経過措置（第四十条・第四十一条）

第五章 国の長期組合員であつた者に関する経過措置（第四十二条―第四十四条）

第六章 厚生年金保険の被保険者であつた更新組合員に関する経過措置（第四十五条）

第七章 特殊の組合員に関する経過措置

第一節 都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員等に関する経過措置（第四十六条―第五十二条）

第二節 警察職員に関する経過措置（第五十三条―第五十九条）

第三節 消防職員であつた更新組合員等に関する経過措置（第六十条―第六十六条）

第八章 組合役職員等に関する経過措置（第六十七条―第六十九条）

第九章 国の職員等であつた者に関する経過措置（第七十条―第七十二条）

第十章 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置（第七十三条―第八十条）

第十一章 旧団体共済組合員であつた者等に関する経過措置等（第八十一条―第九十三条）

第十二章 雑則（第九十四条―第九十九条）

第十三章 互助会の会員であつた者に関する経過措置等（第一百条―第一百五条）

附則

第二条第一項中「以下第十二章までにおいて同じ。」を削り、同項第四号中「職員、給料」を「職員、遺族、給料」に改め、「公務による障害年金若しくは公務によらない障害年金」及び「地方公共団体の長の給料年額」を削り、「警察職員又は警察職員の給料年額」を「又は警察職員」に改め、「新法第二条第一項第一号」の下に、「新法第二条第一項第三号」を加え、「新法第八十六条第一項第一号、新法第八十六条第二項」及び「新法第二百二条第二項」を削り、「新法附則第十九条又は新法附則第二十条第二項」を「又は新法附則第二十条の四第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ新法第七十八条、新法附則第十九条若しくは新法附則第二十六条の規定による退職共済年金、新法第八十四条から新法第八十六条までの規定による障害共済年金又は新法第九十九条の規定による遺族共済年金をいう。

第二条第一項第十号中「第十一章の三」を「第十一章」に改め、同項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号及び第二十六号を削り、第二十七号を第二十四号とし、第二十八号から第三十八号までを削り、第三十九号を第二十五号とし、第四十号から第五十四号までを十四号ずつ繰り上げ、同項第五十五号中「第四十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第五十六号を削り、同項第五十七号を同項第四十二号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「、旧長期組合員」を「若しくは旧長期組合員」に改め、「、最短期間、基本率、加算率若しくは最短期間、」を削り、「、退職当分の給料年額の算定方法若しくは共済条例に規定する給付額の算定の基準となるべき給料を基礎とする給料年額若しくは給料日額の算定方法に關する規定、」及び「、恩給法第五十八条ノ四第一項の規定に相当する規定若しくは同法第六十条第三項の規定に相当する規定」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項を同条第三項とする。

第三条第二項を削り、同条第三項中「支給することとなる国の新法」の下に「の規定による退職共済年金（第一号に規定する退職一時金の基礎となつた期間のみを当該退職共済年金の算定の基礎期間とするものに限る。）、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国の改正法」という。）附則の規定によりその例によることとされる同法による改正前の国の新法（以下「昭和六十年改正前の国の新法」という。）の規定による通算退職年金」を加え、「という。）」の規定による通算退職年金、」を「という。）」の規定による「昭和六十年国の改正法による改正前の国の新法」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「国の新法」を「昭和三十九年国の改正法による改正前の国の新法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第十項」を「第八項」に、「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第六項若しくは第七項」を「第四項若しくは第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第八項」を「第六項」に、「第六項、第七項及び第九項」を「第四項、第五項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第三条の二中「第三項」を「第二項」に、「若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合」を「又は警察共済組合」に、「通算退職年金又は恩給組合法例の規定による退職年金条例の通算退職年金若しくは旧市町村共済法の規定による」を「退職共済年金若しくは昭和六十年改正前の国の新法の規定による」に改め、「、国の新法」の下に「（昭和六十年改正前の国の新法を含む。）」を加え、「通算遺族年金」を「遺族共済年金（昭和六十一年三月三十一日以前に死亡した場合には、通算遺族年金）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第一項又は第二項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合法例の規定による退職年金条例の通算退職年金若しくは旧市町村共済法の規定による通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合には、当該市町村職員共済組合は、政令で特別の定めをするものを除き、昭和六十年改正前の国の新法の規定の例により、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。

第三条の二の二中「前条」を「前条第一項」に、「通算遺族年金」を「遺族共済年金又は通算遺族年金」に改める。

第三条の三第一項第五号中「恩給法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十二号）による改正後の」を削る。

第三条の四中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に改める。

第三条の四の二中「国家公務員共済組合」を「国家公務員等共済組合」に、「国の新法の規定による通算退職年金」を「昭和六十年改正前の国の新法の規定による通算退職年金」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第二項及び第三項」に、「第三条の二」を「第三条の二第二項」に改める。

第四条第二項を削る。

第五条の二中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。

第六条第四項中「第五十四条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第六項中「第七条第一項第二号」を「次条第一項第二号」に改める。

第七条第一項第三号中「第十条において同じ。」を削り、「第六十四条」を「第四十五条」に改め、同項第五号中「及び第十条第一項第五号」を削り、同条第二項中「更新組合員に係る通算退職年金又は脱退一時金」を「更新組合員（組合員期間が二十年以上である者を除く。以下この項において同じ。）又はその遺族に係る退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定」に改める。

第二章第二節の節名中「退職給付」を「退職共済年金」に、同節第一款の款名中「退職年金」を「退職共済年金」に改める。

第八条第一項中「が退職した場合において、その者」を削り、「その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等（新法第七十八条第一項第一号に規定する組合員期間等をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条、第十六条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条第一項第三号の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条第一項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項（新法附則第二十条第二項及び新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）及び新法附則第二十三条の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法附則第二十条第一項第一号の規定の適用については組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第二項第二号の規定の適用についてはその者は同号ロ（一）に掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用については組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第四項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

4 前三項の規定の適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条、第十六条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条第一項第三号の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条第一項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項（新法附則第二十条第二項及び新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）及び新法附則第二十三条の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法附則第二十条第一項第一号の規定の適用については組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第二項第二号の規定の適用についてはその者は同号ロ（一）に掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用については組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第四項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

第九条第一項中「及び第十二条第二項」及び「が退職した場合において、その者」を削り、「その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第二項中「ものが退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「ものは、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用を受ける者に係る退職共済年金又は遺族共済年金については、前条第四項の規定を準用する。
第十條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

組合員期間が二十五年未満の更新組合員（前二条の規定の適用を受ける者を除く。）で、その組合員期間に次の期間を算入するとしたならば、その期間が二十五年以上となるものは、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

第十條第一項第一号中「職員であつた期間の」を「職員（国又は地方公共団体以外の法人に勤務する者で年金条例職員又は旧長期組合員に該当するもの及び職員に準ずる者として政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）であつた期間の」に、「第六十四条」を「第四十五条」に改め、同項第三号中「及び第三百三十一条第二項」を削り、同項第五号中「国民健康保険組合等に勤務していた者」を「旧国民健康保険法に規定する国民健康保険組合又は国民健康保険を行う社団法人（以下この号において「国民健康保険組合等」という。）に勤務していた者」に改め、同条第二項中「新法第七十八条第一項、前二条又は前項の規定に該当しない更新組合員」を「組合員期間が二十五年未満の更新組合員（前二条又は前項の規定の適用を受ける者を除く。）」に、「新法第七十八条第一項の規定に該当しない者に限る」を「その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「前二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定の適用を受ける者に係る退職共済年金又は遺族共済年金については、第八条第四項の規定を準用する。

第二章第二節第二款から第三款の二までを削る。

第二章第二節第四款の款名を削る。

第二十条の前の見出し中「通算退職年金」を「退職共済年金」に改め、同条第一項の表以外の部分を次のように改める。

次の表の上欄に掲げる者である組合員で、その者の組合員期間等（明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては昭和三十六年四月一日前の通算対象期間（旧通算年金通則法に規定する通算対象期間に相当するものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）と同日以後の通算対象期間とを合算した期間とし、明治四十四年四月二日から大正十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間）がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項第二号に該当する」を「新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については、組合員期間等が二十五年以上である者である」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十一条とする。

第二十一条各号列記以外の部分中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同条第一号中「措置した退職年金条例」の下に「（三十七年法による改正前の旧通算年金通則法附則第六条第五項の規定に基づく措置をした退職年金条例をいう。）」を加え、「前条第三項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同条第二号中「措置した共済条例」の下に「（三十七年法による改正前の旧通算年金通則法附則第六条第五項の規定に基づく措置をした共済条例をいう。）」を加え、「前条第三項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同条を第十二条とし、第二章第二節中同条の次に次の二款を加える。

第二款 退職共済年金の額に関する経過措置

（共済控除期間等の期間を有する更新組合員等に係る退職共済年金の特例）

第十三条 組合員期間のうち共済控除期間及び第七条第一項第三号から第五号までの期間（以下この条において「共済控除期間等の期間」という。）を有する更新組合員に対する退職共済年金の額は、当該退職共済年金の額から次の各号に掲げる者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額を控除した額とする。

一 組合員期間が三十五年以下の者 退職共済年金の額（新法第八十条第一項（新法附則第二十条第二項又は新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）に規定する加給年金額を除き、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち、組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に共済控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

二 共済控除期間等の期間以外の組合員期間が三十五年を超える者 退職共済年金の額（新法第八十条第一項（新法附則第二十条第二項又は新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）に規定する加給年金額を除き、六十五歳に達するまでは、新法附則第二十条第一項第一号の規定により算定した額又は同号に規定する金額に係る新法附則第二十六条第五項の規定による減額後の額を除く。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に共済控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

三 組合員期間が三十五年を超え、かつ、共済控除期間等の期間以外の組合員期間が三十五年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額
イ 共済控除期間等の期間のうち三十五年から共済控除期間等の期間以外の組合員期間を控除した期間に相当する期間については、第一号の規定の例により算定した額

ロ 共済控除期間等の期間のうちイに規定する期間以外の期間については、第二号の規定の例により算定した額

2 前項の規定を適用して算定された新法附則第十九条又は新法附則第二十六条の規定による退職共済年金の額のうち、新法附則第二十条第一項第一号に掲げる金額又は同号に規定する金額に係る新法附則第二十六条第五項の規定による減額後の金額に相当する額が、組合員期間を二百四十月であるものとして算定した新法附則第二十条第一項第一号に掲げる金額又は同号に規定する金額に係る新法附則第二十六条第五項の規定による減額後の金額より少ないときは、当該金額をもつて当該相当する額とする。

(退職給与金又は共済法の退職一時金の返還)

第十四条 退職給与金(当該退職給与金の基礎となつた年金条例職員期間が第七条第一項第一号の期間に該当するものに限る。)の支給を受けた年金条例職員であつた更新組合員が、退職共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、当該退職給与金の額を基礎として政令で定めるところにより算定した金額を当該退職共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、退職給与金を支給した地方公共団体に返還しなければならない。この場合においては、新法附則第二十八条の二第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

2 共済条例の退職一時金(当該共済条例の退職一時金の基礎となつた旧長期組合員期間が第七条第一項第二号の期間に該当するものに限る。)
()の支給を受けた旧長期組合員であつた更新組合員が、退職共済年金を受ける権利を有することとなつたときは、当該共済条例の退職一時金の額を基礎として政令で定めるところにより算定した金額を当該退職共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、共済条例の退職一時金を支給した地方公共団体に返還しなければならない。この場合においては、新法附則第二十八条の二第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

3 旧市町村共済法の退職一時金(当該旧市町村共済法の退職一時金の基礎となつた期間が第七条第一項第二号の期間に該当するものに限る。)
()の支給を受けた更新組合員が退職共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には、新法附則第二十八条の二の規定を準用する。

(退隠料又は共済法の退職年金を受けた期間を有する更新組合員に関する経過措置)

第十五条 退隠料(第五条第二項第三号の申出をしなかつた場合における退隠料を除く。以下この条において同じ。)又は共済法の退職年金(第六条第二項ただし書の申出をした場合における共済法の退職年金を除く。以下この条において同じ。)を受けていた第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間を有する更新組合員であつた者に退職共済年金を支給するときは、当該第七条第一項第一号の期間又は同項第二号の期間(退隠料を受けていた同号の期間を除く。)に係る退隠料又は共済法の退職年金の額(既に控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、第二十四条及び第二十九条において「退隠料等受給額」という。)に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

第三款 退職共済年金の支給開始年齢に関する経過措置

(年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者の退職共済年金の支給開始年齢の特例)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する更新組合員（組合員期間が二十年以上である者に限る。）が六十歳に達する前に退職した場合における新法附則第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」とし、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。

一 第七条第一項第一号の期間に該当する期間が退職料の最短年金年限の年数の十七分の五に相当する年月数以上であるもの

二 第七条第一項第二号の期間に該当する期間が共済法の退職年金の最短年金年限の年数の二十分の六に相当する年月数以上であるもの
（年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者の退職共済年金の額の支給停止）

第十七条 前条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものは、その者が六十歳（新法附則第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一、新法附則別表第二又は新法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下この条において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

第十八条 第十六条第一号に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額（新法附則第二十条において準用する新法第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。）に第七条第一項第一号の期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前条の規定にかかわらず、当該金額から当該金額を退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額を支給する。

第十九条 第十六条第二号に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額（新法附則第二十条において準用する新法第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。）に第七条第一項第二号の期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、第十七条の規定にかかわらず、旧市町村共済法に係るものにあつては五十歳に達した日以後当該金額を支給し、共済条例に係るものにあつては同法第四十一条第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の例により当該規定に定める年齢に達した日以後当該金額を支給する。

第二十二条及び第二章第二節第五款を削る。

第二章第三節の節名及び同節第一款の款名中「障害給付」を「障害共済年金」に改める。

第二十五条の見出し中「公務による障害年金」を「公務等による障害共済年金」に改め、同条中「新法第四章第三節第三款中公務による障害年金」を「新法第八十四条から第九十五条までの規定中公務等による障害共済年金」に、「公務傷病」を「公務による傷病」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（公務等によらない障害共済年金に関する特例）

第二十一条 第七条第一項各号に掲げる期間で施行日まで引き続いていっているものは、組合員であつた期間とみなして新法第八十四条から第九十五条までの規定中公務等によらない障害共済年金に関する部分の規定を適用する。

第二十六条を削る。

第二章第三節第二款の款名中「障害給付」を「障害共済年金」に改める。

第二十七条から第三十一条までを削る。

第三十二条中「障害年金」を「障害共済年金」に、「すでに」を「既に」に改め、同条を第二十四条とし、第二章第三節第二款中同条の前に次の二条を加える。

(共済控除期間等の期間を有する更新組合員に係る障害共済年金の額の特例)

第二十二條 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、共済控除期間及び第七条第一項第三号から第五号までの期間（以下この条において「共済控除期間等の期間」という。）を有する者に対する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の額から、その額（新法第八十八条第一項に規定する加給年金額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

(退職給与金又は共済法の退職一時金の返還)

第二十三條 第十四條の規定は、同条に規定する更新組合員が障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合について準用する。

第三十三條を削る。

第二章第四節の節名及び同節第一款の款名を次のように改める。

第四節 遺族共済年金に関する経過措置等

第一款 遺族共済年金の受給資格に関する経過措置等

第三十四條の見出し中「遺族年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「新法第四章第三節第四款中第九十三条第一号の規定による遺族年金」を「新法第九十九条から第九十九条の八までの規定中公務等による遺族共済年金」に、「公務傷病」を「公務による傷病」に改め、同条を第二十五条とする。

第三十五條及び第三十六條を削る。

第三十七條中「新法」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年改正法」という。）による改正前の新法」に、「を適用する」を「の例による」に改め、同条を第二十六条とする。

第二章第四節第二款の款名中「遺族年金」を「遺族共済年金」に改める。

第三十八條から第四十二條の二までを削る。

第四十三條中「遺族年金」を「遺族共済年金」に、「第三十二條」を「第二十四條」に、「すでに」を「既に」に改め、同条を第二十九條とし、第二章第四節第二款中同条の前に次の二条を加える。

(共済控除期間等の期間を有する更新組合員に係る遺族共済年金の額の特例)

第二十七條 組合員期間が二十五年以上であり、かつ、共済控除期間及び第七条第一項第三号から第五号までの期間（以下この条において「共済控除期間等の期間」という。）を有するものの遺族に係る遺族共済年金の額は、当該遺族共済年金の額から、その額（新法第九十九条の規定により加算される金額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を加えた額）を組

合員期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に共済控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

（退職給与金又は共済法の退職一時金の返還）

第二十八条 第十四条第一項又は第二項に規定する更新組合員の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなったときは、同条第一項又は第二項に規定する政令で定めるところにより算定した金額に相当する金額（同条第一項又は第二項の規定又はこれらの規定において準用する新法附則第二十八条の二第三項の規定により既に返還された金額を除く。）を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、退職給与金又は共済条例の退職一時金を支給した地方公共団体に返還しなければならない。この場合においては、新法附則第二十八条の二第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

2 第十四条第三項に規定する更新組合員の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなった場合には、新法附則第二十八条の三の規定を準用する。

第四十四条及び第二章第四節第三款を削る。

第四十七条及び第四十八条を削る。

第四十九条第二項及び第三項を削り、同条を第三十条とする。

第五十条から第五十二条までを削る。

第五十三条第一項中「適用しないものとする」を「適用しないものとし、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第三十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（退職後に増加退隠料を受けなくなつた者の特例）

第三十一条 増加退隠料を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加退隠料を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、新法及びこの法律の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日において増加退隠料を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。この場合において、その者がその時までに支給を受けた退職共済年金は、返還することを要しないものとする。

第五十四条を第三十三条とする。

第五十四条の二中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改め、同条を第三十四条とする。

第五十四条の三第一項中「及びこの法律」を「並びに新法及びこの法律」に、「退職年金若しくは遺族年金」を「退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金」に、「退職年金、減額退職年金、障害年金若しくは遺族年金」を「退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第三十五条とする。

第五十五条第一項中「第五条第二項（第三号を除く。）及び第三項、第五条の二、第六条第二項本文及び第四項」を「第五条第三項及び第五項、第五条の二、第六条第四項及び第六項」に、「第八条第二項及び第三項、第九条第二項、第十条（この項第一号に掲げる者に限る。）、第十一号から第十九条第一項まで、第十九条の二、第十九条の三、第二十三条、第二十七条から第二十九条の二まで、第三十一条から第三十三条まで、第三十六条、第三十八条から第四十四条まで、第四十七条（この項第二号に掲げる者に限る。）並びに第四十九条から前条まで」を「第

八条第二項から第四項まで、第九条第二項及び第三項、第十条（この項第一号に掲げる者に限る。）、第十三条から第十九条まで、第二十二條から第二十四條まで並びに第二十七條から前條まで」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、第五條の二、第三十條及び第三十三條第一項中「施行日」とあるのは「第三十六條第一項各号に掲げる組合員となつた日」と、第七條第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「第三十六條第一項各号に掲げる組合員となつた日前の次の期間（当該組合員となつた日の属する月を除く。）」と読み替え、前項第二号に掲げる者については、更に、第五條第五項中「第二項第三号の申出をしなかつた者」とあるのは「退隱料を受ける権利を有する者で、第三十六條第一項第二号に掲げる組合員となつたもの」と、「同項第三号に規定する退隱料」とあるのは「当該退隱料」と読み替えるものとする。

第五十五條第三項中「及び次條から第五十六條の三まで」及び「新法第八十條その他の」を削り、同条を第三十六條とする。

第五十六條から第五十六條の三までを削る。

第五十七條第三項から第八項までを削り、同条を第三十七條とし、第五十七條の二を第三十八條とする。

第五十八條中「第五十七條第一項」を「第三十七條第一項」に、「第五十五條第一項」を「前條第一項」に改め、同条を第三十九條とする。

第五十九條第二項を削り、同条第三項中「第八十八條第一項及び第二項」を「第八十九條」に、「第八十八條第一項中「別表第三」とあるのは、「国の旧法別表第二」」を「第八十九條第一項中「後における障害等級に該当する」とあるのは、「後において該当する国の旧法別表第二の上欄に掲げる」」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 国の旧法等の規定により退職一時金（当該退職一時金の基礎となつた期間が第七條第一項第二号の期間に該当するものに限る。）の支給を受けた更新組合員が退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には新法附則第二十八條の二の規定を、当該更新組合員の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた場合には新法附則第二十八條の三の規定を、それぞれ準用する。

第五十九條第四項を削り、同条を第四十條とする。

第六十條中「第五十五條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同条を第四十一條とする。

第六十一條中「第二十五條、第三十四條及び第三十五條」を「第二十條及び第二十五條」に改め、同条を第四十二條とする。

第六十二條中「第四十一條第一項各号」を「第二十二條第一項各号」に、「第二條第二項」を「第六條第三項中「旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例」とあるのは「国の施行法第六條第二項（国の施行法第二十二條第一項又は第二十三條第一項において準用する場合を含む。）」と」に、「第十一條第一項第五号、第十二條第一項第一号並びに第二十七條第一項第五号」を「及び第十四條第一項の規定」に、「第四十一條第一項第二号」を「第二十二條第一項第二号」に改め、「第六條第三項中「旧市町村共済法附則第十五項若しくは附則第十八項の規定又はこれらに相当する共済条例」とあるのは「国の施行法第六條第二項（国の施行法第四十一條第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。）」と」を削り、「第八條第一項及び第二項、第十四條並びに第二十三條第一項第三号」を「並びに第八條第一項及び第二項」に、「第二十六條及び第三十條第一項」を「第二十一條」に改め、同条を第四十三條とする。

第六十三條第一項中「国の新法の」を「昭和六十年改正前の国の新法の」に、「国の新法第七十七條第一項（国の新法）を「昭和六十年国の改正法による改正前の国の新法第七十七條第一項（昭和六十年国の改正法による改正前の国の新法）に改め、「新法第七十九條第一項（新法第八十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず」を削り、同条第四項中「国の新法の」を「昭和六十年改正前の国の新

法の」に、「国の新法第八十五条」を「昭和六十年国の改正法による改正前の国の新法第八十五条」に改め、「新法第九十条第一項の規定にかかわらず」を削り、同条第六項各号列記以外の部分中「第三十二条又は第四十三条」を「第二十四条又は第二十九条」に、「退職年金若しくは減額退職年金若しくは障害年金又は遺族年金」を「退職共済年金若しくは障害共済年金又は遺族共済年金」に改め、同項第一号中「国の新法」を「昭和六十年改正前の国の新法」に改め、同条第八項を削り、同条を第四十四条とする。

第六十四条第一項中「第三百八十八条において同じ。」を削り、同条第二項を次のように改め、同条を第四十五条とする。

2 前項に規定する更新組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち職員でなかつた期間に係る第十三条、第二十二條及び第二十七條の規定の適用については、これらの規定中「共済控除期間」とあるのは、「共済控除期間（第四十五条第一項の規定により同項に規定する控除期間で第七条第二項第三号又は第四号の期間に該当するものであつたものとみなされる期間を除く。）」とする。

第六十五条を第四十六条とする。

第六十六条第三項中「及び次項」を削り、同条第四項を削り、同条を第四十七条とする。

第六十七条の見出し中「退職年金」を「退職共済年金」に改め、同条第一項中「が退職した場合において、その者」を削り、「その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第二項中「（前項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。）が退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「（前項の規定の適用を受ける者を除く。）は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定の適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条第一項第三号の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条第一項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項（新法附則第二十条第二項及び新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）及び新法附則第二十三条の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法第九十二条第一項及び新法附則第二十四条第一項の規定の適用についてはその者は地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者であるものと、第四十九条の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上であり、かつ、地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第二号ロの規定の適用についてはその者は同号ロ（1）に掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法第一百四十四条第一項の規定の適用についてはその者は地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第四項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額

の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなす。

第六十七条第四項を削り、同条を第四十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

(地方公共団体の長の退職共済年金の支給開始年齢に関する特例)

第四十九条 第七条第一項第一号の期間のうち、第四十七条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間が知事等としての退職料の最短年金年限の年数の十二分の四に相当する年月数以上である更新組合員(組合員期間が二十年以上であり、かつ、当該組合員期間のうち地方公共団体の長である期間が十二年以上である者に限る。)が六十歳に達する前に退職した場合における新法附則第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後には組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後には六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。

第五十条 前条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものは、その者が六十歳(新法附則第二十五条第一項又は第二項の規定に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一又は新法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる年齢。以下この条において同じ。)未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

第五十一条 第四十九条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額(新法附則第二十条において準用する新法第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。)に第七条第一項第一号の期間(第四十七条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に限る。)の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前条の規定にかかわらず、当該金額から当該金額を知事等としての退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額を支給する。

第六十八条から第八十五条までを削る。

第八十六条前段中「第六十六条」を「第四十七条」に改め、同条後段を次のように改め、同条を第五十二条とする。

この場合において、第四十七条第三項中「施行日」とあるのは、「第五十二条に規定する組合員となつた日」と読み替えるものとする。

第八十六条の二及び第八十六条の三を削り、第八十七条を第五十三条とする。

第八十八条第一項中「第五十七条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第三項中「第一百五十五条の二」を「第五十八条」に改め、同条を第五十四条とする。

第八十九条の見出し中「退職年金」を「退職共済年金」に改め、同条第一項中「新法附則第二十条第一項第二号イからホまで」を「新法附則第二十八条の四第一項第二号イからホまで」に改め、「が退職した場合において、その者」を削り、「その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第二項中「(前項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。)」が退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又

は障害一時金は、支給しない」を「(前項の規定の適用を受ける者を除く。)は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六条第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定の適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条、次条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条第一項第三号の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号イ又は新法附則第二十条第一項第三号イに掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項(新法附則第二十条第二項及び新法附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。)及び新法附則第二十三条の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法附則第二十条第一項第一号の規定の適用については組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第二号ロの規定の適用についてはその者は同号ロ(1)に掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第四項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

第八十九条第四項を削り、同条を第五十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(警察職員の退職共済年金の支給開始年齢に関する特例)

第五十六条 第七条第一項第一号の期間のうち、第五十四条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間が四年以上である更新組合員(組合員期間が二十年以上である者に限る。)が六十歳に達する前に退職した場合における新法附則第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。

第五十七条 前条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものは、その者が六十歳(新法附則第二十五条第三項の規定に規定する者であるときは、新法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年齢。以下この条において同じ。)未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

第五十八条 第五十六条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額(新法附則第二十条において準用する新法第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。)に第七条第一項第一号の期間(第五十四条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間に限る。)の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前条の規定にかかわらず、当該金額のうち、四十五歳に達した日以後五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十歳に達した日以後五十五歳に達するまではその百分の七十に相当する金額、五十五歳に達した日以後はその百分の百に相当する金額をそれぞれ支給する。

第九十条から第百五条の二までを削る。

第六六条中「第八十八条」を「第五十四条」に改め、同条後段を削り、同条を第五十九条とする。

第六六条の二及び第六六条の三を削る。

第六七条を第六十条とし、第六八条を削る。

第六九条第一項中「第一百十条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条第三項中「第五十七条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第五項中「第一百十条の二」を「第六十五条」に改め、同条を第六十一条とする。

第六十条の見出し中「退職年金」を「退職共済年金」に改め、同条第一項中「が退職した場合において、その者を削り、」その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「その者は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第二項中「（前項の規定の適用により退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。）が退職したときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、脱退一時金又は障害一時金は、支給しない」を「（前項の規定の適用を受ける者を除く。）は、新法第七十八条、新法第九十九条第一項第四号及び新法附則第十九条の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上である者であるものと、新法附則第二十六條第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定の適用を受ける者に対する新法附則第二十五条第一項及び第二項並びに第七条第二項、第十三条、次条及び第八十三条第三項の規定の適用については、その者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者に係る退職共済年金の額を算定する場合には、新法第七十九条第一項第二号及び新法附則第二十条第一項第三号の規定の適用についてはその者は新法第七十九条第一項第二号又は新法附則第二十条第一項第三号に掲げる者に該当するものと、新法第八十条第一項（新法附則第二十条第二項及び新法附則第二十六條第六項において準用する場合を含む。）及び新法附則第二十三条の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものと、新法附則第二十条第一項第一号の規定の適用については組合員期間の月数が二百四十月であるものとみなし、その者に係る遺族共済年金の額を算定する場合には、新法第九十九条の二第一項第二号ロの規定の適用についてはその者は同号ロ（1）に掲げる者に該当するものと、新法第九十九条の三の規定の適用についてはその者は組合員期間が二十年以上である者であるものとみなし、その者が新法第八十一条第四項に規定する配偶者である場合における同項の規定の適用については、その者に係る退職共済年金はその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものであるものとみなす。

第六十条第四項を削り、同条を第六十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

（消防組合員の退職共済年金の支給開始年齢に関する特例）

第六十三条 第七条第一項第一号の期間のうち、第六十一条の規定により消防組合員であつた期間に算入され、又は消防組合員であつた期間とみなされた期間がその期間に係る退隠料の最短期間年限の年数の十二分の四に相当する年月数以上である更新組合員（組合員期間が二十年以上である者に限る。）が六十歳に達する前に退職した場合における新法附則第十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第

二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」とする。

第六十四条 前条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものは、その者が六十歳（新法附則第二十五条第三項の規定に規定する者であるときは、新法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年齢。以下この条において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

第六十五条 第六十三条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額（新法附則第二十条において準用する新法第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。）に第七条第一項第一号の期間（第六十一条の規定により消防組合員であった期間に算入され、又は消防組合員であった期間とみなされた期間に限る。）の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前条の規定にかかわらず、当該金額から当該金額を消防職員としての退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額を支給する。

第六十一条から第二百二十条の二までを削る。

第二百一十一条中「第九九条」を「第六十一条」に改め、同条後段を削り、同条を第六十六条とする。

第二百一十一条の二及び第二百一十一条の三を削る。

第七章第四節、第八章及び第九章を削る。

第三十条を第六十七条とする。

第三十条の二第一項中「第三十二条の十第一項第四号」を「第八十一条第一項第四号」に、「第六十四条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第三十二条の十二第一項第一号」を「第八十三条第一項第一号」に、「第三十二条の十二第一項第三号」を「第八十三条第一項第三号」に、「第三十二条の十第一項第三号」を「第八十一条第一項第三号」に、「第三十二条の三第一項に規定する団体職員である期間に係る組合員期間」に改め、同条第二項中「第十一章の三」を「第十一章」に、「第三十二条の三第四項に規定する団体組合員期間」を「第三十二条の三第一項に規定する団体職員である期間に係る組合員期間」に改め、同条を第六十八条とし、第三十条の三を第六十九条とする。

第十章を第八章とする。

第三十一条第一項中「第二十五条から第二十九条まで及び」を削り、同条第二項中「第五十五条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項第三号中「基づき戦地勤務」の下に「（法律第五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条を第七十条とする。

第三十一条の二第一項中「第五十一条の十一第二号」を「第四十条第二号」に、「いい、政令で定める者を除く」を「いう」に改め、同条第二項中「第九章の四」を「第十章」に改め、同条を第七十一条とし、第三十二条を第七十二条とする。

第十一章を第九章とする。

第三十二条の二を第七十三条とする。

第三十二条の三第二項中「による通算退職年金」を「による退職共済年金又は昭和六十年改正法による改正前の新法の規定による通算退職

年金」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第七十四条とする。

3 復帰更新組合員であつた者に係る年金である給付の額の改定に関する法令の制定又は改正が行われた場合においては、前二項の規定により第一項の組合が支給すべき年金である給付の額を改定するものとし、その改定については、政令で特別の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。

第三百三十二条の四を第七十五条とし、第三百三十二条の五を第七十六条とし、第三百三十二条の六を第七十七条とし、第三百三十二条の七を第七十八条とする。

第三百三十二条の八中「第六十六条から第八十五条まで又は第八十八条から第九十五条の二まで」を「第四十七条から第四十九条まで及び第五十一条又は第五十四条から第五十六条まで及び第五十八条」に改め、同条を第七十九条とする。

第三百三十二条の九中「退職年金の受給資格及び退職年金の額」を「退職共済年金の受給資格」に改め、同条を第八十条とする。

第十一章の二を第十章とする。

第三百三十二条の十第一項第一号中「又は新法第四百四十四条の四第一項」を「又は第三項」に改め、同項第二号中「業務傷病又は業務による障害年金若しくは業務によらない障害年金」を「業務等による障害共済年金又は業務等によらない障害共済年金」に、「第八十六条第一項第一号又は同条第二項」を「第八十七条第二項又は新法第九十条第二項」に、同項第三号中「第三百三十二条の三十九第二項」を「第九十二条第二項」に改め、同項第五号及び第六号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 旧団体共済組合員等であつた団体組合員に対し新法の長期給付に関する規定及びこの法律の規定を適用する場合の特例については、この章に定めるところによる。

第三百三十二条の十第三項及び第四項を削り、同条を第八十一条とし、第三百三十二条の十一を第八十二条とする。

第三百三十二条の十二第一項中「団体組合員期間（新法第四百四十四条の三第四項に規定する団体組合員期間をいう。以下この章において同じ。」を「新法第四十条第一項に規定する組合員期間」に改め、同条第三項中「団体更新組合員に係る新法第八十二条の規定による通算退職年金の基礎となるべき団体組合員期間又は新法第八十三条の規定による脱退一時金」を「団体更新組合員（組合員期間が二十年以上である者を除く。

）又はその遺族に係る退職共済年金又は遺族共済年金」に、「団体組合員期間を」を「組合員期間を」に、「当該通算退職年金」を「当該退職共済年金又は遺族共済年金」に、「団体組合員期間に」を「組合員期間に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（団体共済控除期間を有する者に係る退職共済年金等の額の特例）

第八十四条 前条第一項第三号の期間を有する団体組合員に係る退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金の額については、第十三条、第二十二條及び第二十七條中「共済控除期間」とあるのは「共済控除期間（第八十三条第一項第三号の期間を含む。）」として、これらの規定を適用する。

第三百三十二条の十三から第三百三十二条の二十二までを削る。

第三百三十二条の二十三の見出し中「業務による障害年金」を「業務等による障害共済年金」に改め、同条中「第八十六条から第九十二条の三まで」を「第八十四条から第九十五条まで」に、「業務による障害年金」を「業務等による障害共済年金」に、「業務傷病」を「業務による傷病」に改め、同条を第八十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(業務等によらない障害共済年金の受給資格に係る団体職員期間)

第八十六条 団体職員であつた期間で施行日まで引き続いてゐるものは、組合員であつた期間とみなして新法第四百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条から第九十五条までの規定中業務等によらない障害共済年金に関する部分の規定を適用する。

第三百二十二条の二十四から第三百二十二条の二十六までを削る。

第三百二十二条の二十七の見出し中「遺族年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「第九十三条から第九十九条まで」を「第九十九条から第九十九条の八まで」に、「第九十三条第一号の規定による遺族年金」を「第九十九条の二第二項に規定する業務等による遺族共済年金」に、「業務傷病」を「業務による傷病」に改め、同条を第八十七条とする。

第三百二十二条の二十八から第三百二十二条の三十二までを削る。

第三百二十二条の三十三中「新法第七十八条」を「昭和六十年改正法による改正前の新法第七十八条」に、「第八条」を「昭和六十年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八条」に、「新法第八十六条」を「昭和六十年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十六条」に、「第二十六条第二項」を「昭和六十年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十六条第二項」に、「第三百二十二条の十二第二項第二号イ及びハ」を「第八十三条第一項第二号イ及びハ」に改め、同条を第八十八条とする。

第三百二十二条の三十四各号列記以外の部分を次のように改め、同条を第八十九条とする。

第八十三条、第八十四条及び前条の規定は、次に掲げる者について準用する。

第三百二十二条の三十五及び第三百二十二条の三十六を削る。

第三百二十二条の三十七第一項中「第三百二十二条の十二第一項第一号」を「第八十三条第一項第一号」に、「団体組合員期間」を「組合員期間」に改め、同条第二項中「第三百二十二条の十二第一項第二号イ又はハ」を「第八十三条第一項第二号イ又はハ」に、「団体組合員期間」を「組合員期間」に改め、同条を第九十条とする。

第三百二十二条の三十八中「団体組合員期間」を「組合員期間」に改め、同条を第九十一条とする。

第三百二十二条の三十九第一項中「給付は」を「給付については」に改め、同条第二項中「支給すべきこととなる」の下に「退職共済年金（昭和五十七年四月一日前の旧団体共済組合員であつた期間（昭和五十六年法律第七十三号による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第四百十三條の二及び第四百十三條の二十三の規定により算入された期間を含む。）のみを当該退職共済年金の算定の基礎期間とするものに限る。）」を、「特例死亡一時金又は」の下に「昭和六十年改正法による改正前の」を、「規定があるもののほか」の下に、「新法」を加え、同条第三項を削り、同条を第九十二条とする。

第三百二十二条の四十第一項中「新法」を「新法」に、「前条第一項」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「業務による障害年金又は業務に係る」を「業務に係る障害年金又は」に、「第四百四十四条の十第三項第一号及び第四項第一号」を「第四百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた第三百十三條第二項第二号」に改め、同条第三項中「業務による障害年金又は業務に係る」を「業務に係る障害年金又は」に改め、同条を第九十三条とする。

第十一章の三を第十一章とする。

第三百三十三条第一項中「この法律に基づく」を「この法律による」に改め、同条を第九十四条とする。

第三百三十四條を削る。

第三百三十五條中「（これらの規定を第五十五條第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同條を第九十五條とする。

第三百三十六條第一項中「第八章」を「第七章」に、「第十一章及び第十一章の二」を「第九章及び第十章」に改め、同條第二項中「第七章まで、第十章及び第十一章の二」を「第八章まで及び第十章」に改め、同條第三項中「第五十五條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同條を第九十六條とする。

第三百三十六條の二第二項中「第三百三十二條の三十九及び第三百三十二條の四十」を「第九十二條及び第九十三條」に、「第三百三十二條の十第一項第四号」を「第八十一條第一項第四号」に改め、同條を第九十七條とする。

第三百三十六條の三第三項中「第三百三十六條第一項及び第二項」を「第九十六條第一項及び第二項」に改め、同條を第九十八條とする。

第三百三十七條及び第三百三十八條を削る。

第三百三十九條を第九十九條とし、第四百十條を第百一條とし、第四百一十一條を第百二條とし、第四百二十二條を第百三條とし、第四百四十二條の二を第百四十二條とし、第四百四十二條の三を第百四十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

（互助年金等の額の改定）

第百五十五條 共済会の行う年金である給付の額の改定に関する法令の制定又は改正が行われた場合においては、第百三條及び前條第一項又は第四項の規定により共済会が支給すべき互助年金及び共済給付金の額を改定するものとし、その改定については、この法律に別段の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。

第四百四十三條及び第十四章を削る。

附則第五項を削る。

別表第一から別表第六までを削る。

附則

（退職共済年金の額の経過的加算）

第十六條 新共済法第七十八條の規定による退職共済年金（大正十五年四月一日以前に生まれた者又は退職年金若しくは減額退職年金若しくは前條第三項に規定する政令で定める年金の受給権者で昭和六年四月一日以前に生まれたもの（以下この條において「施行日に六十歳以上である者等」という。）に係るものを除く。）の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、新共済法第七十九條第一項第一号の規定により算定した金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した金額とする。

一 千二百五十円に組合員期間の月数（当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月）を乗じて得た額

二 新国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額（国民年金等改正法附則第九條又は新国民年金法第十六條の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額

- イ 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものその他政令で定める期間に係るものを除く。）の月数
- ロ 附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数
- 2 附則別表第三の第一欄に掲げる者（施行日に六十歳以上である者等を除く。）に対する前項第一号及び新共済法附則第二十条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「千二百五十円」とあるのは、「千二百五十円に政令で定める率を乗じて得た額」とする。
 - 3 前項の規定により読み替えられた第一項第一号及び新共済法附則第二十条第一項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第三の第一欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千二百五十円にその率を乗じて得た額が昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た額から千二百五十円までの間を一定の割合で逓減するように定められるものとする。
 - 4 昭和五十八年度基準物価上昇率が百分の百を超えた場合における前項の規定の適用については、同項中「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た額から千二百五十円」とあるのは、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た額から昭和五十八年度基準物価上昇比率を千二百五十円に乘じて得た額」とする。
 - 5 施行日に六十歳以上である者等に係る新共済法第七十八条の規定による退職共済年金の額の算定については、新共済法第七十九条第一項第一号の規定により算定した金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した額に、二千五百円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た額を基準として政令で定める額に組合員期間の月数（当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月）を乗じて得た額を加算した金額とする。
 - 6 施行日に六十歳以上である者等に対する新共済法附則第二十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「千二百五十円」とあるのは、「千二百五十円に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。
 - 7 新共済法附則第二十八条の四の規定又は新施行法第八条、第九条若しくは第十条（新施行法第三十六条において準用する場合を含む。）、第四十八条（新施行法第五十二条において準用する場合を含む。）、第五十五条（新施行法第五十九条において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条（新施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者（組合員期間等が二十五年未満であるとしたならばこれらの規定の適用を受けることとなる者を含み、施行日の前日において退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していた者を除く。）に対する第一項第一号又は第五項の規定の適用については、退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十月未満であるときは、当該組合員期間の月数は、二百四十月であるものとみなす。
 - 8 退職共済年金の支給を受ける者が新施行法第二条第一項第二十二号に規定する共済控除期間（新施行法第四十五条第一項の規定により同項に規定する控除期間で新施行法第七条第二項第三号又は第四号の期間に該当するものであつたものとみなされる期間を除く。）及び新施行法第七条第一項第三号から第五号までの期間を有する更新組合員等（新施行法第二条第一項第十号に規定する更新組合員及び更新組合員に準ずる者と

して政令で定める者をいう。以下同じ。）である場合における新施行法第十三条第一項の規定の適用については、同項第二号中「除く」とあるのは、「除き、六十五歳に達したとき以後は、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第五項の規定による加算額を除く」とする。

（退職共済年金の加給年金額等の特例）

第十七条 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、新共済法第八十条第一項（新共済法附則第二十条第二項及び附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）及び第八十八条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは、「配偶者」としてこれらの規定を適用し、新共済法第八十条第四項第四号（新共済法第八十八条第四項又は附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 退職共済年金の受給権者が次の各号に掲げる者であるときは、新共済法第八十条第一項（新共済法附則第二十条第二項及び附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による配偶者に係る加給年金額は、新共済法第八十条第二項（新共済法附則第二十条第二項及び附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同項に定める金額に当該各号に定める金額を加算した額とする。

- 一 昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 二万四千元
- 二 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 四万八千元
- 三 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 七万二千元
- 四 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 九万六千元
- 五 昭和十八年四月二日以後に生まれた者 十二万円

（遺族共済年金の支給要件の特例）

第二十八条 施行日前に退職した者に対する新共済法の遺族共済年金に関する規定の適用については、新共済法第九十九条第一項第三号中「障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金」とあるのは「障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある障害共済年金又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年法律第百八号」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による障害年金（昭和六十年法律第百八号による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の規定により当該障害年金とみなされたものを含む。）」と、同項第四号中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金又は昭和六十年法律第百八号第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による退職年金（昭和六十年法律第百八号による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定により当該退職年金とみなされたものを含む。）」、減額退職年金若しくは通年退職年金」とする。

2 前項に定めるもののほか、施行日前に退職した者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(遺族共済年金の加算の特例)

第二十九条 新共済法第九十九条の三に規定する遺族共済年金の受給権者が六十五歳以上の妻であつて附則別表第五の上欄に掲げるものであるときは、当該遺族共済年金の額のうち新共済法第九十九条の二第一項第一号若しくは同項第二号又は同条第二項第一号に掲げる額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した金額とする。

一 新共済法第九十九条の三に規定する加算額(附則第十二条の規定又は新共済法第七十四条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(国民年金等改正法附則第九条又は新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額)にそれぞれ附則別表第五の下欄に掲げる割合を乗じて得た額

2 新共済法第九十九条の三の規定によりその額が加算された遺族共済年金を受ける妻であつて附則別表第五の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして当該遺族共済年金の額を改定する。

3 新共済法第九十九条の六第一項の規定は、第一項の規定による加算額について準用する。

4 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

第三十条 妻に支給する遺族共済年金の額は、その妻が、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき(新国民年金法第三十七条ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ。)は、新共済法第九十九条の二及び第九十九条の三の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

2 子に支給する遺族共済年金の額は、その子が、組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第九十九条の二の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

3 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定は、遺族共済年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。

4 新共済法第九十九条の四第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「妻に対する遺族共済年金」とあるのは「妻に対する遺族共済年金(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)附則第三十条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。)」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

5 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する新共済法第九十九条の六第一項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新共済法第九十九条の六第一項中「その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは、「当該遺族共済年金が地方公務員

等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十条第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」とする。

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、これらの規定による加算額に相当する部分は、新共済法第七十六条、新国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定で政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。

（脱退一時金等に関する経過措置）

第四十二条 施行日前に組合員であつた期間を有する者が施行日以後に六十歳に達したとき又は施行日以後に六十歳に達し、その後退職したときにおいて、旧共済法の規定が適用されるとしたならば旧共済法第八十三条第一項の規定により支給されることとなる脱退一時金については、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有するときは、当該脱退一時金は、支給しない。

2 施行日前に組合員であつた期間を有する者が施行日以後に六十歳未満で死亡したときにおいて、旧共済法の規定が適用されるとしたならば旧共済法附則第十八条の七第一項の規定により支給されることとなる特例死亡一時金については、なお従前の例による。ただし、その者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該特例死亡一時金は、支給しない。

（施行日以後における障害年金の額）

第四十八条 施行日前にその給付事由が生じた旧共済法第八十六条第一項第一号の規定による障害年金（附則第二十三条の規定により施行日の前日において給付事由が生じたものとみなされる同号の規定による障害年金を含む。以下「公務による障害年金」という。）の額は、施行日以後、次の各号に掲げる金額の合算額の百分の七十五（旧共済法別表第三の上欄の一級に該当するものにあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当するものにあつては百分の百とする。）に相当する額に給料年額の百分の十（その者の障害の程度が旧共済法別表第三の上欄の一級に該当するものであるときは百分の三十とし、同欄の二級に該当するものであるときは百分の二十とする。）に相当する額を加えた金額とする。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額（当該公務による障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数が二十年を超えるときは、当該政令で定める額にその超える年数（当該年数が十五年を超えるときは、十五年）一年につき二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額を加えた額）

二 当該公務による障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数（当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき、給料年額の百分の一に相当する額

2 施行日前にその給付事由が生じた旧共済法第八十六条第一項第二号の規定による障害年金（附則第二十三条の規定により施行日の前日において給付事由が生じたものとみなされる同号の規定による障害年金を含む。以下「公務によらない障害年金」という。）の額は、施行日以後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の百分の七十五（旧共済法別表第三の上欄の一級に該当するものにあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当するものにあつては百分の百とする。）に相当する金額とする。

一 組合員期間（当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間に限る。以下この条において同じ。）の年数が一年以上十年以下であ

る場合及び組合員期間が一年未満であり、かつ、旧共済法第八十六条第一項第二号に規定する公的年金合算期間が一年以上である場合 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額に給料年額の百分の二十に相当する額を加えた額（次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 障害年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十五年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、組合員期間二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する額を加えた額

四 組合員期間の年数が三十五年を超える場合組合員期間の年数が三十五年であるものとして前号の規定により求めた額に、組合員期間三十五年を超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき給料年額の百分の一に相当する額を加えた額

3 前二項の規定により算定した障害年金の額が、給料年額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額を当該障害年金の額とし、その額が、当該障害年金の基礎となつている障害の程度に応じ旧共済法別表第三の下欄に掲げる金額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を当該障害年金の額とする。

4 第一項及び第三項の場合において、これらの規定により算定した公務による障害年金の額が、当該障害年金の基礎となつている障害の程度に応じ旧施行法別表第二に定める金額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を当該障害年金の額とする。

5 前各項に定めるもののほか、旧共済法第八十六条第一項各号の規定による障害年金の給付事由が生じた後組合員となり、施行日前に再び退職した者に係る当該障害年金の施行日以後の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

6 前各項の場合において、これらの規定により算定した障害年金の額が、その者が受ける権利を有していた当該障害年金の施行日の前日における額より少ないときは、その額をもつて、これらの規定による当該障害年金の額とする。

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令五十八号）（抄）

第四十二条 旧共済法第八十一条第一項の規定による減額退職年金の給付事由が生じた後組合員となり、施行日前に再び退職した者に係る当該減額退職年金の施行日以後における額を算定する場合には、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えて得た額を昭和六十年改正法附則第四十五条第一項の規定により算定した金額とする。

一 旧共済法第八十一条第三項において準用する旧共済法第八十条第一項の規定による改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間及び給料年額を基礎として昭和六十年改正法附則第四十三条第一項又は附則第四十四条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この号において「改定前の減額退職年金の基礎となつた退職年金の額」という。）のうち給料年額に基づいて算定された部分の額に昭和六十年改正法附則第四十五条第一項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た率（以下この号において「支給率」という。）を乗じて得た額のその算定の基礎となつた給料年額に対する割合を再退職に係る給料年額に乗じて得た額と改定前の減額退職年金の基礎となつた退職年金の額のうち給料年額に基づいて算定された部分以外の部分の額に支給率を乗じて得た額との合算額

二 次に掲げる額の合算額（その者が、再び退職をした日において、当該減額退職年金を支給しなかつたとしたならば支給すべきであつた退職年金の支給を開始することとされていた年齢に達していなかつた者であるときは、当該合算額から、当該合算額に当該年齢と再び退職をした日の属する月の末日におけるその者の年齢（その者の年齢が旧共済法第八十一条第三項において準用する旧共済法第八十条第一項の規定による改定前の減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日における年齢に達していないときは、その支給を開始する月の前月の末日における年齢）との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た額を控除した額。次項第一号において同じ。）

イ 当該減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数（当該年数が三十五年を超えるときは、三十五年）から旧共済法第八十一条第三項において準用する旧共済法第八十条第一項の規定による改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が三十五年を超えるときは、三十五年）を控除した年数一年につき、昭和六十年改正法附則第四十三条第一項第一号イに定める金額を二十で除して得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

ロ 当該減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から旧共済法第八十一条第三項において準用する旧共済法第八十条第一項の規定による改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）を控除した年数一年につき、再退職に係る給料年額の百分の〇・九五に相当する額

2 前項の場合において、同項の規定により算定した額が、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えて得た額より少ないときは、当該額を昭和六十年改正法附則第四十五条第一項の規定により算定した金額とする。

一 旧共済法第八十一条第三項において準用する旧共済法第八十条第一項の規定による改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間及び給料年額を当該減額退職年金に係る組合員期間及び給料年額とみなして、昭和六十年改正法附則第四十五条第一項の規定を適用して算定した額

二 次に掲げる額の合算額

イ 当該減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数（当該年数が三十五年を超えるときは、三十五年）から旧共済法第八十一条第三項において準用する旧共済法第八十条第一項の規定による改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が三十五年を超えるときは、三十五年）を控除した年数一年につき、昭和六十年改正法附則第四十三条第一項第一号イに定める金額を二十で除して得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

ロ 当該減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から旧共済法第八十一条第三項において準用する旧共済法第八十条第一項の規定による改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）を控除した年数一年につき、再退職に係る給料年額の百分の〇・九五に相当する額

3 前条第二項の規定は、前項の規定により算定した減額退職年金の額について準用する。

（平元政三五四・平六政三五八・平一二政一八四・平一六政二八七・一部改正）

（施行日以後における障害年金の額の最低保障）

第四十四条 昭和六十年改正法附則第四十八条第三項に規定する旧共済法別表第三の下欄に掲げる金額を勘案して政令で定める金額は、次の各号に掲げる障害の程度の区分に応じ、当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

一 旧共済法別表第三の上欄の一級に該当する障害 百二十八万八千五百円

二 旧共済法別表第三の上欄の二級に該当する障害 百五万三千二百円

三 旧共済法別表第三の上欄の三級に該当する障害 七十八万九百円

2 昭和六十年改正法附則第四十八条第四項に規定する旧施行法別表第二に定める金額を勘案して政令で定める金額は、次の各号に掲げる障害の程度の区分に応じ、当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

一 旧共済法別表第三の上欄の一級に該当する障害 五百十二万八千九百円

二 旧共済法別表第三の上欄の二級に該当する障害 三百三十四万五千八百円

三 旧共済法別表第三の上欄の三級に該当する障害 二百三十二万七千七百円

3 前項の場合において、昭和六十年改正法附則第四十八条第一項に規定する公務による障害年金の受給権者に配偶者、子、父母、孫又は祖父母で受給権者の退職の当時から引き続き主としてその者の収入により生計を維持するものがあるときは、前項各号に定める金額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に改定率であつて新国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加えて得た金額を、同項各号に定める金額とする。

一 障害年金の受給権者の妻である配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 次号において同じ。） 二十万二

千百円

二 障害年金の受給権者の子及び孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は当該受給権者の退職の当時から引き続き旧共済法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態にある者に限る。）並びに当該受給権者の夫である配偶者、父母及び祖父（六十歳（昭和五十五年七月一日前に給付事由が生じた障害年金の受給権者に係るものにあつては、五十五歳）以上である者又は当該受給権者の退職の当時から引き続き旧共済法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態にある者に限る。）一人につき一万四千四百円（そのうち二人までについては、一人につき六万五千元（前号に掲げる者がいない場合にあつては、そのうち一人に限り、十三万七千円））

4 前項の場合において、障害年金の受給権者の退職後生まれた子でその生まれた当時から引き続き主として当該受給権者の収入により生計を維持し、かつ、同項第二号の要件を満たすものがあるときは、同号に規定する子に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

（平元政三五四・平六政三五八・平七政一一七・平一二政一八四・平一六政二八七・一部改正）

（遺族年金の寡婦加算）

第四十八条 昭和六十年改正法附則第五十四条第一項（昭和六十年改正法附則第五十八条第二項、附則第五十九条第二項、附則第六十九條第二項、附則第七十条第二項、附則第七十八條第二項、附則第七十九條第二項、附則第八十四條第二項及び附則第八十八條第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定によりその効力を有することとされる旧共済法第九十三条の六の規定を適用する場合には、同条中「旧通則法第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（その全額の支給を停止されている給付を除く。）」とあるのは、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第八十一条第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は同項に規定する退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるもの」とする。

2 旧施行令第二十六条の四及び第二十六条の六の規定は、昭和六十年改正法附則第五十四条第一項又は附則第五十七条第一項の規定によりその効力を有することとされる旧共済法第九十三条の五第一項又は第九十七条の二の規定を適用する場合について、なおその効力を有する。この場合においては、次の表の上欄に掲げる旧施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

旧施行令第二十六条の四第一項各号列記以外の部分	法第九十三条第一号	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この条及び第二十六条の六において「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の法（以下この条及び第二十六条の六において「改正前の法」という。）第九十三条第一号
旧施行令第二十六条の四第一項第一号	法第九十三条の五第一項ただし書	昭和六十年改正法附則第五十四条第一項の規定によりその効力を有することとされる改正前の法第九十三条の五第一項ただし書
旧施行令第二十六条の四第一項第一号	施行法	昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の施行法（以下この条及び第二十六条の六において「改正前の施行法」という。）

<p>旧施行令第二十六條の四第二項各号列記以外の部分</p>	<p>法第九十三條の五第一項ただし書（施行法第四十二條の二、第八十二條第三項、第八十三條の二第三項、第一百三條第三項、第一百四條の二第三項、第一百九條第三項及び第一百九條の二第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>昭和六十年改正法附則第五十四條第一項（昭和六十年改正法附則第五十八條第二項、附則第五十九條第二項、附則第六十九條第二項、附則第七十條第二項、附則第七十八條第二項、附則第七十九條第二項及び附則第八十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその効力を有することとされる改正前の法第九十三條の五第一項ただし書</p>
<p>旧施行令第二十六條の四第二項第四号</p>	<p>施行法 （の規定</p>	<p>改正前の施行法 （の規定若しくは昭和六十年改正法第二條の規定による改正後の施行法第三條の四の規定によりその例によることとされる昭和六十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する政令（昭和六十一年政令第二百四十七号）第三條第一項において準用する同令第一條第五項（同令第十項において準用する場合を含む。）の規定その他昭和六十一年度以後の各年度におけるこれに類する政令の規定で国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国の改正法」という。）第二條の規定による改正後の国の施行法第三條の二第一項の規定に基づき定められたもの</p>
<p>旧施行令第二十六條の四第二項第五号</p>	<p>国の新法 施行法</p>	<p>昭和六十年国の改正法第一條の規定による改正前の国の新法 改正前の施行法</p>
<p>旧施行令第二十六條の六第一項各号列記以外の部分</p>	<p>法第九十七條の二第一項</p>	<p>昭和六十年改正法附則第五十七條第一項の規定によりその効力を有することとされる改正前の法第九十七條の二第一項</p>
<p>旧施行令第二十六條の六第一項第一号</p>	<p>厚生年金保険法</p>	<p>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号において「国民年金等改正法」という。）第三條の規定による改正前の厚生年金保険法</p>
<p>旧施行令第二十六條の六第一項第二号</p>	<p>船員保険法</p>	<p>国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保険法</p>
<p>旧施行令第二十六條の六第一項第三号</p>	<p>私学共済法第二十五條第一項</p>	<p>私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一條の規定による改正前の私学共済法（以下この号において「改正前の私学共済法」という。）第二十五條第一項</p>
<p>国の新法</p>	<p>国の新法</p>	<p>改正前の国の新法</p>

	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号） 部を改正する法律 国の施行法	改正前の私学共済法の規定 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号） 第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律 昭和六十年国の改正法第二条の規定による改正前の国の施行法
旧施行令第二十六条の六第一項第四号	農林漁業団体職員共済組合法	旧制度農林共済法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第五号に規定する旧制度農林共済法をいう。）
旧施行令第二十六条の六第一項第五号	法第四百四十四条の三第二項 法第九十三条第二号	改正前の法第四百四十四条の三第二項 改正前の法第九十三条第二号
	法第九章の二	改正前の法第九章の二

（昭六一政二四七・昭六二政一九七・昭六三政一八七・平元政二一四・平元政三五四・平二政二〇五・平一四政四三・平一七政一九・一部改正）

（施行日以後における公務による遺族年金の額の最低保障）

第四十九条 昭和六十年改正法附則第五十五条に規定する旧施行法第四十一条に定める金額を勘案して政令で定める金額は、百八十一万九千円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 旧共済法第九十三条第一号の規定による遺族年金の受給権者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について旧施行令附則第五十八条の六各号に掲げる場合に該当するときは、その該当する間は、前項中「百八十一万九千円」とあるのは、「百六十九万五千八百円」として、同項の規定を適用する。

3 旧共済法第九十三条第一号の規定による遺族年金の受給権者にその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの（以下この条において「扶養遺族」という。）があるときは、第一項の額（前項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により読み替えられた第一項の額）に、扶養遺族一人につき一万四千四百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（そのうち二人までについては、一人につき六万五千円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額とし、これらの金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加えた額を第一項の金額として、同項の規定を適用する。

（平元政三五四・平六政三五八・平一二政一八四・平一六政二八七・一部改正）

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律（第十三章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新法 地方公務員等共済組合法をいう。
- 一の二 三十七年法 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十二号）による改正前の地方公務員共済組合法をいう。
- 二 退職年金条例 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による恩給に相当する給付に関する地方公共団体の条例（三十七年法の施行に伴い効力を失うこととなる当該条例が三十七年法の施行後もなお効力を有するものとした場合における当該条例を含む。）をいう。
- 三 共済法 次に掲げる法律、条例及び規程をいう。
 - イ 三十七年法による廃止前の市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号。以下「旧市町村共済法」という。）
 - ロ 旧市町村共済法附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付（以下この号及び第九号において「長期給付に相当する給付」という。）に関する地方公共団体の条例（前号に掲げるものを除く。）及び長期給付に相当する給付を行なうことを目的とする団体の長期給付に相当する給付に関する規程（以下「共済条例」という。）
- 四 職員、遺族、給料、組合、市町村連合会、傷病、長期給付、地方公共団体の長、組合役職員、連合会若しくは連合会役職員又は警察職員 それぞれ新法第二条第一項第一号、新法第二条第一項第三号、新法第二条第一項第五号、新法第三条第一項、新法第二十七条第一項、新法第六十八条第三項、新法第七十四条、新法第百条、新法第四百一条第一項、新法第四百一条第二項又は新法附則第二十八条の四第一項に規定する職員、遺族、給料、組合、市町村連合会、傷病、長期給付、地方公共団体の長、組合役職員、連合会若しくは連合会役職員又は警察職員をいう。
- 四の二 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金 それぞれ新法第七十八条、新法附則第十九条若しくは新法附則第二十六条の規定による退職共済年金、新法第八十四条から新法第八十六条までの規定による障害共済年金又は新法第九十九条の規定による遺族共済年金をいう。
- 五 年金条例職員 退職年金条例の適用を受ける者をいう。
- 六 知事等 都道府県知事又は市町村長である年金条例職員で、退職料の最短年金年限又は基本率につきその他の年金条例職員と異なつた取扱いを受けるものをいう。
- 七 警察条例職員 警部補、巡査部長又は巡査である年金条例職員で、退職料等につき警察監獄職員に関する恩給法の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けるものをいう。
- 八 消防職員 消防司令補、消防士長若しくは消防士又は常勤の消防団員である年金条例職員で、退職料等につき警察監獄職員に関する恩給法の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受けるものをいう。
- 九 旧長期組合員 旧市町村共済法の退職給付、障害給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける者及び共済条例の長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受ける者をいう。

- 十 更新組合員 施行日（新法附則第一条本文に規定する施行日をいう。第十一章及び第十三章を除き、以下同じ。）の前日に職員であつた者で施行日に組合の組合員となり、引き続き組合の組合員であるものをいう。
- 十一 消防組合員 消防司令補、消防士長若しくは消防士又は常勤の消防団員である組合の組合員をいう。
- 十二 退隠料、退職給与金、増加退隠料、公務傷病賜金、退職年金条例の遺族年金、公務遺族年金又は退職年金条例の遺族一時金 それぞれ退職年金条例に規定する普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金若しくは傷病賜金、扶助料、公務扶助料又は一時扶助料に相当する給付をいう。
- 十三 退職年金条例の通算退職年金、退職年金条例の返還一時金又は退職年金条例の死亡一時金 それぞれ退職年金条例に規定する国の新法の規定による通算退職年金、返還一時金又は死亡一時金に相当する給付をいう。
- 十四 退隠料等 退隠料、退職年金条例の通算退職年金、退職給与金、退職年金条例の返還一時金、増加退隠料、公務傷病賜金、退職年金条例の遺族年金、公務遺族年金、退職年金条例の遺族一時金、退職年金条例の死亡一時金その他退職年金条例の規定による給付をいう。
- 十五 増加退隠料等 増加退隠料及びこれと併給される退隠料をいう。
- 十六 共済法の退職年金、共済法の通算退職年金、共済法の退職一時金、共済法の返還一時金、共済法の障害年金、共済法の障害一時金、共済法の遺族年金、共済法の遺族一時金又は共済法の死亡一時金 それぞれ旧市町村共済法の退職年金及び共済法の退職年金、旧市町村共済法の通算退職年金及び共済法の通算退職年金、旧市町村共済法の退職一時金及び共済法の退職一時金、旧市町村共済法の返還一時金及び共済法の返還一時金、旧市町村共済法の障害年金及び共済法の障害年金、旧市町村共済法の障害一時金及び共済法の障害一時金、旧市町村共済法の遺族年金及び共済法の遺族年金、旧市町村共済法の遺族一時金及び共済法の遺族一時金又は旧市町村共済法の死亡一時金及び共済法の死亡一時金をいう。
- 十七 共済条例の退職年金、共済条例の退職一時金、共済条例の障害年金、共済条例の障害一時金、共済条例の遺族年金若しくは共済条例の遺族一時金又は共済条例の通算退職年金、共済条例の返還一時金若しくは共済条例の死亡一時金 それぞれ共済条例に規定する旧市町村共済法の規定による退職年金、退職一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金若しくは遺族一時金に相当する給付又は国の新法の規定による通算退職年金、返還一時金若しくは死亡一時金に相当する給付をいう。
- 十八 共済法の退職年金等 共済法の退職年金、共済法の通算退職年金、共済法の退職一時金、共済法の返還一時金、共済法の障害年金、共済法の障害一時金、共済法の遺族年金、共済法の遺族一時金、共済法の死亡一時金その他共済法の規定による給付をいう。
- 十八の二 退職一時金 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号。以下「昭和五十四年法律第七十三号」という。）による改正前の新法（以下「昭和五十四年改正前の新法」という。第八十三条の規定による退職一時金及び昭和五十四年法律第七十三号による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「昭和五十四年改正前の施行法」という。）第二十二條の規定による退職一時金その他の昭和五十四年改正前の新法第八十三条の規定による退職一時金とみなされる給付をいう。
- 十九 年金条例職員期間 年金条例職員として在職した期間（年金条例職員として在職するものとみなされる期間、年金条例職員として在職した期間に通算される期間、条例在職年の計算上年金条例職員として在職した期間に加えられる期間及び年金条例職員として在職した期間に準

ずるものとして政令で定める期間を含む。)をいう。

二十 条例在職年 退隠料等の算定の基礎となる年月数をいう。

二十一 旧長期組合員期間 旧長期組合員であつた期間(旧長期組合員であつた期間とみなされる期間及び旧長期組合員であつた期間に準ずるものとして政令で定める期間を含む。)をいう。

二十二 共済控除期間 旧長期組合員期間のうち、旧市町村共済法附則第三十一項に規定する控除期間及び共済条例に規定するこれに相当する期間をいう。

二十三 最短期間 退隠料又は共済法の退職年金についての最短期間をいう。

二十四 最短一時金年限 退職給与金若しくは退職年金条例の遺族一時金又は共済法の退職一時金若しくは共済法の遺族一時金についての最短期間をいう。

二十五 恩給公務員 恩給法第十九条に規定する公務員及び他の法令により当該公務員とみなされる者をいう。

二十六 警察監獄職員 恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員及び他の法令により当該警察監獄職員とみなされる者をいう。

二十七 消防公務員 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)附則第二条の規定により警察監獄職員として勤続するものとみなされた同条第二項第一号又は第二号に掲げる者をいう。

二十八 恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料 それぞれ恩給に関する法令の規定による恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料をいう。

二十九 増加恩給等 増加恩給及びこれと併給される普通恩給をいう。

三十 公務扶助料 恩給法(他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。)第七十五条第一項第二号の規定による扶助料をいう。

三十一 警察監獄職員の普通恩給 恩給法第六十三条第一項の規定による警察監獄職員の普通恩給をいう。

三十二 旧軍人等の普通恩給 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十条第一項第一号(同法附則第十七条において準用する場合を含む。)の規定による旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の普通恩給をいう。

三十三 恩給公務員期間 恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四条に掲げる法令の規定により恩給、退隠料その他これらに準ずるものを給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期間、恩給につき在職年月数に通算される期間及び(法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期間、恩給につき在職年月数に通算される期間及び在職年の計算上恩給公務員としての在職年月数に加えられる期間を含む。)をいう。

三十四 在職年 恩給に関する法令にいう在職年をいう。

三十五 警察在職年 警察監獄職員の恩給の基礎となるべき在職年の計算の例により計算したる在職年をいう。

三十六 国の旧法 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「国の新法」という。)による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。国の新法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた場合及び他の法律において準用し、又は適用する場合を含む。)をいう。

三十七 国の旧法等 国の旧法及びその施行前の政府職員の共済組合に関する法令で国の新法の長期給付に相当する給付について定めていたも

のをいう。

三十八 国の旧長期組合員 国の旧法等の退職給付、障害給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける国の旧法等の組合員をいう。

三十九 国の職員 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「国の施行法」という。）第七条第一項第五号に規定する職員をいう。

四十 国の長期組合員 国の新法の長期給付に関する規定の適用を受ける者をいう。

四十一 国の更新組合員 国の施行法の施行の日の前日に国の職員（国の職員とみなされる者を含む。）であつた者で、国の施行法の施行の日に国の長期組合員となり、引き続き国の長期組合員であるもの（国の施行法第二十三条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。）をいう。

四十二 国の旧長期組合員期間 国の旧長期組合員であつた期間及び国の旧法又は他の法令の規定により国の旧法の退職給付、障害給付及び遺族給付の基礎となる組合員であつた期間とみなされた期間をいう。

2 この法律において、年金条例職員、年金条例職員期間若しくは旧長期組合員若しくは旧長期組合員期間（共済条例に係るものに限る。）という場合又は退職年金条例若しくは共済条例の規定のうち恩給法第五十八条ノ三第一項若しくは旧市町村共済法第四十一条第一項ただし書の規定に相当する規定を引用する場合においては、総務省令で定める場合を除き、昭和三十七年一月一日以後になされた退職年金条例又は共済条例の改正に係るものを含まないものとする。

3 前項の規定の適用については、恩給に関する法令の改正に伴い、総務省令で定める日までになされた退職年金条例の改正で、政令で定める基準に従い、次に掲げる規定に相当する規定を、当該退職年金条例に設け、又は改めるものは、同項に規定する昭和三十七年一月一日以後になされた退職年金条例の改正に該当しないものとする。

一 法律第五十五号附則第四十一条及び第四十二条

二 法律第五十五号附則第四十六条から第四十九条まで

三 法律第五十五号附則第四十三条

四 法律第五十五号附則第四十三条の二

五 法律第五十五号附則第四十一条の二

六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める規定

（昭三八法六二・昭三九法一五二・昭四〇法一〇三・昭四一法一二三・昭四二法一〇五・昭四四法九三・昭四八法七五・昭四九法九五・昭五四法七三・昭五六法七三・昭五七法六六・昭五八法五九・昭五八法八二・昭六〇法一〇八・平八法八二・平一一法一六〇・平一六法一三二・平一八法六四・一部改正）

（年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者の退職共済年金の額の支給停止）

第十七条 前条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものは、その者が六十歳（新法附則第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第二、新法附則別表第三又は新法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下この条において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止す

る。

(昭六〇法一〇八・追加、平一二法二二・一部改正)

第十八条 第十六条第一号に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額(新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。)に第七条第一項第一号の期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前条の規定にかかわらず、当該金額から当該金額を退隠料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額を支給する。

(昭六〇法一〇八・追加、平六法九九・一部改正)

第十九条 第十六条第二号に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額(新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。)に第七条第一項第二号の期間の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、第十七条の規定にかかわらず、旧市町村共済法に係るものにあつては五十歳に達した日以後当該金額を支給し、共済条例に係るものにあつては同法第四十一条第一項ただし書の規定に相当する共済条例の規定の例により当該規定に定める年齢に達した日以後当該金額を支給する。

(昭六〇法一〇八・追加、平六法九九・一部改正)

(年金条例職員又は旧長期組合員であつた者等が施行日以後に組合員となつた場合の取扱い)

第三十六条 第五条第三項及び第五項、第五条の二、第六条第四項及び第六項、第七条第一項(同項第三号及び第五号の規定については、この項第一号に掲げる者に限る。)、第二項各号列記以外の部分及び第三項、第七条の二、第八条第二項から第四項まで、第九条第二項及び第三項、第十条(この項第一号に掲げる者に限る。)、第十三条から第十九条まで、第二十二條から第二十四條まで並びに第二十七條から前条までの規定は、次に掲げる者(第八条第二項の規定については、年金条例職員であつた者で施行日以後に組合員となつたものうち政令で定める者)について準用する。

一 更新組合員であつた者で再び組合員となつたもの

二 年金条例職員期間又は旧長期組合員期間を有する者で施行日以後に組合員となつたもの(更新組合員及び前号に掲げる者を除く。)

2 前項の場合において、第五条の二、第三十条及び第三十三条第一項中「施行日」とあるのは「第三十六条第一項各号に掲げる組合員となつた日」と、第七条第一項各号列記以外の部分中「施行日」の次の期間」とあるのは「第三十六条第一項各号に掲げる組合員となつた日」の次の期

間（当該組合員となつた日の属する月を除く。）と読み替え、前項第二号に掲げる者については、更に、第五条第五項中「第二項第三号の申出をしなかつた者」とあるのは「退隠料を受ける権利を有する者で、第三十六条第一項第二号に掲げる組合員となつたもの」と、「同項第三号に規定する退隠料」とあるのは「当該退隠料」と読み替えるものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる者に係る同項において準用する第八条第二項その他のこの法律の規定又は新法の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

4 年金条例職員であつた者で施行日以後に組合員となつたものについて、第四条第一項及び第五条の規定を適用しないものとした場合に退職年金条例の規定により条例在職年の年月数に通算されるべき期間があるときは、第七条第一項第一号（第一項において準用する場合を含む。）、第八条第一項又は第十五条の規定の適用については、その者は、当該期間年金条例職員として在職したものとみなす。

（昭三八法一・昭三九法一五二・昭四一法一二三・昭四二法一〇五・昭四三法一一一・昭四四法九三・昭四七法八二・昭四八法七五・昭四九法九五・昭五一法五三・昭五四法七三・一部改正、昭六〇法一〇八・旧第五十五条繰上・一部改正）

第五十条 前条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものは、その者が六十歳（新法附則第二十五条第一項又は第二項の規定に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第二又は新法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる年齢。以下この条において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。
（昭六〇法一〇八・追加、平一二法二二・一部改正）

第五十一条 第四十九条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の四第三項及び第六項並びに新法附則第二十五条の六第七項及び第九項において準用する新法第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。）に第七条第一項第一号の期間（第四十七条の規定により地方公共団体の長であつた期間に算入され、又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間に限る。）の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前条の規定にかかわらず、当該金額から当該金額を知事等としての退隠料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額を支給する。
（昭六〇法一〇八・追加、平六法九九・一部改正）

（再就職者の取扱い）

第五十二条 第四十七条から前条までの規定は、都道府県知事又は市町村長であつた者で組合員となつたもの（都道府県知事又は市町村長であつた更新組合員を除く。）について準用する。この場合において、第四十七条第三項中「施行日」とあるのは、「第五十二条に規定する組合員となつた日」と読み替えるものとする。

（昭五三法五九・一部改正、昭六〇法一〇八・旧第八十六条繰上・一部改正）

第五十七条 前条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものは、その者が六十歳（新法附則第二十五条第三項の規定に規定する者であるときは、新法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年齢。以下この条において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。
（昭六〇法一〇八・追加、平一二法二二・一部改正）

第五十八条 第五十六条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の四第三項及び第六項並びに新法附則第二十五条の六第七項及び第九項において準用する新法第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。）に第七条第一項第一号の期間（第五十四条の規定により警察職員であつた期間に算入された期間に限る。）の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、前条の規定にかかわらず、当該金額のうち、四十五歳に達した日以後五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十歳に達した日以後五十五歳に達するまではその百分の七十に相当する金額、五十五歳に達した日以後はその百分の百に相当する金額をそれぞれ支給する。
（昭六〇法一〇八・追加、平六法九九・一部改正）

（再就職者の取扱い）

第五十九条 第五十四条から前条までの規定は、警察監獄職員又は警察条例職員であつた者で組合員となつたもの（警察監獄職員である職員又は警察条例職員であつた更新組合員を除く。）について準用する。

（昭六〇法一〇八・旧第百六条繰上・一部改正）

第六十四条 前条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものは、その者が六十歳（新法附則第二十五条第三項の規定に規定する者であるときは、新法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年齢。以下この条において同じ。）未満であるときは、六十歳未満である間、その支給を停止する。

（昭六〇法一〇八・追加、平一二法二二・一部改正）

第六十五条 第六十三条に規定する更新組合員に支給する退職共済年金で新法附則第十九条の規定によるものの額のうち、当該年金の額（新法附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の四第三項及び第六項並びに新法附則第二十五条の六第七項及び第九項において準用する新法第八十条第一項の規定による加給年金額を除く。）に第七条第一項第一号の期間（第六十一条の規定により消防組合員であつた期間に算入され、又は消防組合員であつた期間とみなされた期間に限る。）の月数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た金額については、

前条の規定にかかわらず、当該金額から当該金額を消防職員としての退職料の額とみなした場合に恩給法第五十八条ノ三第一項の規定に相当する退職年金条例の規定により停止することとなる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額を支給する。

(昭六〇法一〇八・追加、平六法九九・一部改正)

(再就職者の取扱い)

第六十六条 第六十一条から前条までの規定は、消防職員又は消防公務員であつた者で組合員となつたもの(消防職員又は消防公務員であつた更
新組合員を除く。)について準用する。

(経過措置に伴う費用の負担)

第九十六条 第二章から第七章まで、第九章及び第十章の規定により職員(新法第四百四十二条第一項に規定する国の職員を含む。)である組合員
について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国又は地方
公共団体が負担する。

2 第二章から第八章まで及び第十章の規定により組合役職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、政令で定めると
ころにより、組合又は連合会が負担する。

3 機構等(独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会
社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人森林総合研究所、原子燃料公社、地方公共団体金融機構、独立行政法人労働
者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は阪神高速道路株式会
社をいう。以下この項において同じ。)は、政令で定めるところにより、第七条(第三十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定に
より機構等(独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人森林総合研究所にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、
独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人高齢・障害・
求職者雇用支援機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日
本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路
株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高
速道路公団、地方公共団体金融機構にあつては公営企業金融公庫)に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務
していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会)に
払い込むものとする。

(昭四七法八二・昭五四法七三・昭五六法四八・昭五六法七三・一部改正、昭六〇法一〇八・旧第三百三十六条繰上・一部改正、昭六三法四四・平
一一法一九・平一一法二〇・平一一法七〇・平一一法七六・平一一法一三〇・平一一法一七〇・平一一法一七二・平一一法一八二・平一一法一
〇〇・平一一法三五・平一一法一〇二・平一一法一三二・平一九法五八・平一九法六四・平二〇法八・平二一法一〇・平二三法二六・一部改正

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

（職員）

第二条 常時勤務に服することを要する地方公務員以外の地方公務員で法第二条第一項第一号の規定により職員に含まれるものは、次に掲げる者とする。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者又は同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者
- 二 地方公務員法第五十五条の二第五項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第五項（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により休職者とされた者
- 二の二 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている者
- 二の三 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている者
- 二の四 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている者
- 三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣された者
- 四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第十七条の規定による勤務をしている者を含む。）
- 四の二 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された者
- 五 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの
（昭四三政三三五・昭五一政三四・昭六二政二五八・平三政一〇三・平四政六〇・平一二政三〇四・平一二政三八〇・平一二政三九五・平一二政五四四・平一四政三〇三・平一五政四八三・平一九政三九・平一九政二二一・平一九政二二三・平二六政三一・一部改正）

（平均給与月額額の算定における政令で定める数値）

第二十三条 法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職の職員（以下単に「一般職の職員」という。）である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合を基礎として総務省令で定める数値とする。

2 前項の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合は、最近の統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査で地方公務員の給与に係るもの又はこれに準ずる総務大臣が行う調査に基づき、すべての地方公共団体の一般職の職員である組合員の給料の総額と地方自治法第二百四条第二項に規定する手当（期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力

攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当を除く。)の総額との合計額を当該給料の総額で除して得た割合とする。

3 前二項の規定にかかわらず、特別職の職員等である組合員であつた期間に係る法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値は、一とする。

(高額療養費の支給要件及び支給額)

第二十三条の三の三 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した金額(以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。)が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額とする。

一 組合員(法第六十一条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この条から第二十三条の三の五まで及び附則第五十二條の五において同じ。)が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関(以下「病院等」という。)から受けた療養(法第五十六条第二項第一号に規定する食事療養(以下この条から第二十三条の三の五まで(第八項及び第九項において「食事療養」という。))及び同項第二号同条第二号に規定する生活療養(以下この条から第二十三条の三の五まで(第八項及び第九項において「生活療養」という。))並びに当該組合員又はその被扶養者が第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項から第五項まで、第二十三条の三の五、第二十三条の三の五第一項、第三項及び第五項並びに第二十三条の三の六並びに附則第五十二条の五第一項、第二項及び第八項において同じ。)であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円(次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上のものに限る。)を合算した金額

イ 法第五十七条第二項又は第三項に規定する一部負担金(法第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)の額(ロに規定する場合における当該一部負担金の額を除く。)

ロ 当該療養が法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を含む場合における法第五十七条第二項又は第三項に規定する一部負担金(法第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)の額に法第五十七条の五第二項第一号の規定により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額を加えた金額

ハ 当該療養について算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額

ニ 法第五十八条の二第二項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護(同条第一項に規定する指定訪問看護をいう。へ並びに第二十三条の三の五第一項、第四項及び第九項において同じ。)に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額

ホ 当該療養について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額

ヘ 法第五十九条の三第二項の規定により算定した費用の額からその指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額

2 組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた特定給付対象療養（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による一般疾病医療費（第二十三条の三の五第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費」という。）の支給その他総務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養及び当該組合員又はその被扶養者が第九項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養をいう。以下この条及び第二十三条の三の六において同じ。）については、当該組合員又はその被扶養者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る前号イからへまでに掲げる金額が二万千円（次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

2 組合員の被扶養者が療養（次条第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養であつて、七十歳に達する日の属する月以前のものに限る。）を受けた場合において、当該被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る次に掲げる金額を当該被扶養者ごとにそれぞれ合算した金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した金額から高額療養費算定基準額を控除した金額の合算額を高額療養費として支給する。

一 被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前項第一号イからへまでに掲げる金額（一万五百円以上のものに限る。）を合算した金額

二 被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該被扶養者がなお負担すべき額（当該特定給付対象療養に係る前項第一号イからへまでに掲げる金額が一万五百円以上のものに限る。）を合算した金額

3 組合員又はその被扶養者が療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。第五項において同じ。）を受けた場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る次に掲げる金額を合算した金額から次項又は第五項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項及び附則第五十二条の五第二項第一号において「七十歳以上一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

一 組合員又はその被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第一項第一号イからへまでに掲げる金額を合算した金額

二 組合員又はその被扶養者が受けた当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該組合員又はその被扶養者がなお負担すべき額を合算した金額

4 組合員が第一号に掲げる療養を受けた場合又はその被扶養者が第二号に掲げる療養若しくは第三号に掲げる療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。）を受けた場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る前項第一号及び第二号に掲げる金額を当該組合員又はその被扶養者ごとにそれぞれ合算した金額から次項の規定により支給される高額療養費

の額のうち当該組合員又はその被扶養者に係る金額をそれぞれ控除した金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ控除した金額から高額療養費算定基準額を控除した金額の合算額を高額療養費として支給する。

一 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において同法第五十条の規定による被保険者（以下「後期高齢者医療の被保険者」という。）の資格を取得したことにより短期給付に関する規定の適用を受けない組合員となつた者（第三号において「七十五歳到達前組合員」という。）が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る。第三号において「組合員七十五歳到達月」という。）に受けた療養

二 高齢者の医療の確保に関する法律第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより被扶養者でなくなつた者が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限る。）に受けた療養

三 七十五歳到達前組合員の被扶養者であつた者（当該七十五歳到達前組合員が後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことによりその被扶養者でなくなつた者に限る。）が、当該七十五歳到達前組合員に係る組合員七十五歳到達月に受けた療養

5 組合員又はその被扶養者が療養（法第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養と併せて行うものを除く。）に限る。以下この項並びに次条第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号において「外来療養」という。）を受けた場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該外来療養に係る第三項第一号及び第二号に掲げる金額を当該組合員又はその被扶養者ごとにそれぞれ合算した金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ合算した金額から高額療養費算定基準額を控除した金額の合算額を高額療養費として支給する。

6 組合員又はその被扶養者が特定給付対象療養（当該組合員又はその被扶養者が次項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾患給付対象療養特定疾病給付対象療養及び当該組合員又はその被扶養者が第九項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イからへまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからへまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

7 組合員又はその被扶養者が特定疾患給付対象療養特定疾病給付対象療養（特定給付対象療養（当該組合員又はその被扶養者が第九項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）のうち、治療方法が確立していない疾病その他の疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものについて、その治療方法に関する研究に資することを目的としてそのこととなるもの当該療養に必要な費用の負担を軽減するための医療に関する給付として総務大臣が定めるもの）が行われるべきものをいう。以下この項及び次条第七項において同じ。）を受けた場合において、当該特定疾患給付対象療養特定疾病給付対象療養を受けた組合員又はその被扶養者が主務省令で定めるところにより組合の認定を受けたものであり、かつ、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾患給付対象療養特定疾病給付対象療養に係る第一項第一号イからへまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからへまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

8 組合員又はその被扶養者が生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者である場合において、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養（食事療養及び生活療養並びに特定給付対象療養を除く。）に係る第一項第

一号イからへまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからへまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

9 組合員又はその被扶養者が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第九項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた組合員又はその被扶養者が主務省令で定めるところにより組合の認定を受けたものであり、かつ、当該組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る第一項第一号イからへまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからへまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

（平一四政二八二・追加、平一八政二四一・平一八政二八六・平二〇政一一六・平二〇政三五七・平二一政一三五・平二三政三二七・平二六政三六五・一部改正）

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第二十三条の三の五 組合員が同一の月に一の法第五十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下この項及び第六項において「第二号医療機関等」という。）又は法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下この項及び第六項において「指定訪問看護事業者」という。）から療養を受けた場合において、法第五十七条第二項に規定する一部負担金（法第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第五十七条の五第三項において準用する法第五十七条の三第三項又は第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第五十八条の二第三項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した金額をいう。以下この項及び第六項において同じ。）の支払が行われなかつたときは、組合は、第二十三条の三の三第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該第二号医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

一 第二十三条の三の三第一項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでホまでに定める金額

イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八万百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十五万円二十五万二

千六百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万円八十四万二千円に満たないときは、五十万円八十四万二千円）から五十万円八十四万二千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円十四万百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ニ 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ホ 前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

二 第二十三条の三の第三項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 四万四千四百円

ロ 前条第三項第二号に掲げる者 八万百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ハ 前条第三項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 二万四千六百円

ニ 前条第三項第四号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 一万五千円

三 第二十三条の三の三第四項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 二万二千二百円

ロ 前条第四項第二号に掲げる者 四万五十円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

- ハ 前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 一万二千三百円
- ニ 前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 七千五百円
- 四 第二十三条の三の三第五項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額
 - イ ロ又はハに掲げる者以外の者 一万二千元
 - ロ 前条第五項第二号に掲げる者 四万四千四百円
 - ハ 前条第五項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八千元
- 2 前項の規定による支払があつたときは、その限度において、組合員に対し第二十三条の三の三第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。
- 3 組合員が同一の月に一の法第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局（第八項において「第一号医療機関等」という。）から療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき同条第三項に規定する一部負担金又は保険外併用療養費負担額のうち、これらの金額から第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額（以下この項において「控除後の額」という。）の限度において、当該控除後の額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において、組合員に対し第二十三条の三の三第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。
- 4 法第五十八条の二第三項及び第四項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第二十三条の三の三第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族訪問看護療養費負担額（家族訪問看護療養費の支給につき法第五十九条の三第三項において準用する法第五十八条の二第三項の規定の適用がある場合における当該家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該家族訪問看護療養費の額を控除した金額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第二十三条の三の三第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けていることについては当該区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額を限度とするものに限る。）について準用する。この場合において、法第五十八条の二第三項中「組合員が」とあるのは、「被扶養者が」と読み替えるものとする。
- 5 法第五十九条第四項から第六項までの規定は、家族療養費に係る療養についての第二十三条の三の三第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族療養費負担額（家族療養費の支給につき法第五十九条第四項又は第五項の規定の適用がある場合における当該家族療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該家族療養費の額を控除した金額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第二十三条の三の三第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けていることについては当該区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額を限度とするものに限る。）について準用する。
- 6 組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から原爆一般疾病医療費の支給その他総務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第二十三条の三の三第八項の規定に該当する組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第九項の規定による組合の認定を受けた組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から同項に規定す

る療養を受けた場合において、法第五十七条第二項に規定する一部負担金（法第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払が行われなかつたときは、組合は、当該療養に要した費用のうち第二十三条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を当該第二号医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

7 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し第二十三条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

8 組合員が第一号医療機関等から原爆一般疾病医療費の支給その他総務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第二十三条の三の三第八項の規定に該当する組合員が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第九項の規定による組合の認定を受けた組合員が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき法第五十七条第三項に規定する一部負担金又は保険外併用療養費負担額のうち、第二十三条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対しこれらの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

9 法第五十八条の二第三項及び第四項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第二十三条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第五十八条の二第三項中「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「指定訪問看護を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他総務省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を」と読み替えるものとする。

10 法第五十九条第四項から第六項までの規定は、家族療養費に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）についての第二十三条の三の三第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第五十九条第四項及び第五項中「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他総務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養に」と読み替えるものとする。

11 健康保険法施行令第四十三条第九項及び第十項の規定は、第二十三条の三の三の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第四十三条第九項中「第四十一条」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の三」と、同令第十項中「から法第六十三条第一項第五号」とあるのは「から地方公務員等共済組合法第五十六条第一項第五号」と、「第四十一条」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三」と、「当該法第六十三条第一項第五号」とあるのは「当該同法第五十六条第一項第五号」と読み替えるものとする。

12 高額療養費の支給に関する手続に必要事項は、主務省令で定める。
（平一四政二八二・追加、平一四政三四八・平一五政一七・平一八政二八六・平一八政三九〇・平二〇政一一六・平二〇政三五七・平二一政一三五・平二二政六五・平二三政三七・平二六政一二九・平二六政三六五・一部改正）

（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）

第二十三条の三の六 高額介護合算療養費は、次に掲げる金額を合算した金額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部

負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき次項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に第一号に規定する基準日組合員に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（同号に掲げる金額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる金額を合算した金額又は第六号及び第七号に掲げる金額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

一 前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間（以下この条及び第二十三条の三の八第一項において「計算期間」という。）において、組合の組合員（計算期間の末日（以下「基準日」という。）において当該組合の組合員である者に限る。以下この条において「基準日組合員」という。）又はその被扶養者がそれぞれ当該基準日組合員又はその被扶養者として受けた療養（法第六十一条第一項又は第二項の規定による給付に係る療養（以下この条において「継続給付に係る療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる金額の合算額（第二十三条の三の三第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、法第五十四条に規定する短期給付として次に掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）

イ 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第二十三条の三の三第一項第一号イからへまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあつては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）を合算した金額）

ロ 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき金額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る第二十三条の三の三第一項第一号イからへまでに掲げる金額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

二 基準日組合員が計算期間における他の組合（前号に規定する組合以外の組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の組合員であつた間に、当該基準日組合員が受けた療養又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る前号に規定する合算額

三 基準日組合員の被扶養者（基準日において被扶養者である者に限る。以下この条において「基準日被扶養者」という。）が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該基準日被扶養者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

四 基準日被扶養者が計算期間における他の組合の組合員であつた間に、当該基準日被扶養者が受けた療養又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る第一号に規定する合算額

五 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間における被保険者等（国の組合の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十三条

の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。次条第五項において同じ。)を含む。)を、船員保険の被保険者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員(以下「国民健康保険の世帯主等」という。)又は後期高齢者医療の被保険者をいう。以下この号及び第五項において同じ。)であつた間に、当該被保険者等が受けた療養(前各号に規定する療養を除く。)(又はその被扶養者等(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、私立学校教職員共済法、健康保険法若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。以下この号及び第五項において同じ。)であつた者がその被扶養者等であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額の合算額)

六 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等(介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第二十二条の二第二項に規定する居宅サービス等をいう。次項において同じ。)(に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる金額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。))

七 基準日組合員又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。)(に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる金額の合算額(同令第二十九条の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とする。))

2 前項各号に掲げる金額のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養又は居宅サービス等若しくは介護予防サービス等(以下この項及び第六項において「七十歳以上合算対象サービス」という。)(に係る金額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額を合算した金額(以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)(が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額に七十歳以上介護合算按分率(七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号に掲げる金額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)(を乗じて得た金額を高額介護合算療養費として基準日組合員に支給する。ただし、七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号から第五号までに掲げる金額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額を合算した金額又は七十歳以上合算対象サービスに係る同項第六号及び第七号に掲げる金額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額が零であるときは、この限りでない。)

3 前二項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者(基準日被扶養者である者に限る。)(に対する高額介護合算療養費の支給について準用する。この場合において、第一項中「同号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額」と、「同号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。)

4 第一項及び第二項の規定は、計算期間において当該組合の組合員であつた者(基準日において他の組合の組合員又はその被扶養者である者に限る。)(に対する高額介護合算療養費の支給について準用する。この場合において、第一項中「同号に掲げる金額」とあるのは「第四項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合の組合員であつた者が受けた療養(同号に規定する継続給付に係る療養を含む。)(又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養(同号に規定する継続給付に係る療養を含む。)(に係る同号に規定する合算額」と、「組合」とあるのは「他の組合」と、「において当該組合」とあるのは「において当該他の組合」と、「における他の

組合」とあるのは「における他の組合以外の組合」と、「組合以外の組合」とあるのは「における当該組合」と、「第二項中「七十歳以上合算対象サービスに係る前項第一号に掲げる金額」とあるのは「第四項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合の組合員であつた者が受けた療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に限る。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に限る。）に係る第四項において準用する前項第一号に規定する合算額」と読み替えるものとする。

5 計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において被保険者等である者（基準日において国民健康保険の世帯主等であつて組合員又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者である者を除く。以下この項において同じ。）又は被扶養者等である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該被保険者等である者を基準日組合員と、当該被扶養者等である者を基準日被扶養者とそれぞれみなして総務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額（以下この項及び次項において「通算対象負担額」という。）を合算した金額から七十歳以上介護合算支給総額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額（当該金額が支給基準額以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）をいう。）を控除した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合員が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した金額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した金額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

6 通算対象負担額のうち、七十歳以上合算対象サービスに係る金額に相当する金額として総務省令で定めるところにより算定した金額（以下この項において「七十歳以上通算対象負担額」という。）を合算した金額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した金額に七十歳以上介護合算按分率（前項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合員であつた者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る七十歳以上通算対象負担額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を高額介護合算療養費として同項に規定する者に支給する。ただし、第一項第一号から第五号までに係る七十歳以上通算対象負担額を合算した金額又は同項第六号及び第七号に係る七十歳以上通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

7 計算期間において当該組合の組合員であつた者（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該後期高齢者医療の被保険者を基準日組合員とみなして総務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額（以下この項において「通算対象負担額」という。）を合算した金額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が

介護合算算定基準額に支給基準額を加えた金額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した金額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、当該組合員であつた者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した金額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した金額が零であるときは、この限りでない。

（平二〇政一一六・追加、平二〇政三五七・一部改正）

（組合員である間の退職共済年金の支給停止の特例）

第二十五条の五 退職共済年金の受給権者で再び組合員となつたもの、法第七十八条第二項、附則第十八条の二第三項、附則第十九条若しくは附則第二十四条の二第三項の規定により退職共済年金を受ける権利を取得した組合員又は退職共済年金（法第八十一条第一項の規定によりその全額につき支給を停止されているものに限る。）の受給権者である組合員でその掛金の標準となる給料（法第一百四十三条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となる給料をいう。以下同じ。）の額が著しく変動し総務省令で定める場合に該当する程度に達したものに對する法第八十一条第二項の規定の適用については、当該組合員となつた月、当該権利を取得した月又は当該著しく変動した月（以下この項において「当該組合員となつた月等」という。）の翌月から当該組合員となつた月等の属する年の八月（当該組合員となつた月等が六月から十二月までの間である場合には、当該組合員となつた月等の属する年の翌年の八月）までの各月については、当該組合員となつた月等におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額を法第八十一条第二項第一号に規定する基準給与月額相当額とみなす。

2 退職共済年金の受給権者である組合員で、法第八十一条第二項の規定により退職共済年金の一部の支給が行われている間に、その掛金の標準となる給料の額が著しく変動し総務省令で定める場合に該当する程度に達したものに對する同項（前項の規定の適用がある場合を含む。）の規定の適用については、当該著しく変動した月の翌月から当該著しく変動した月の属する年の八月（当該著しく変動した月が六月から十二月までの間である場合には、当該著しく変動した月の属する年の翌年の八月）までの各月については、当該著しく変動した月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額を法第八十一条第二項第一号に規定する基準給与月額相当額とみなす。

（平七政一一七・全改、平一二政三〇四・平一三政三九八・平一五政一七・平一六政六八・一部改正）

（給付に要する費用等の算定方法）

第二十八条 組合の短期給付に要する費用（法第一百三十三条第一項に規定する短期給付に要する費用（次項に規定するものを除く。）をいう。）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八十八条第一項に規

- 定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。
- 2 組合の介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用は、毎事業年度、当該事業年度における介護納付金の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。
 - 3 組合の長期給付に要する費用（法第十三条第一項に規定する長期給付に要する費用をいう。以下この条において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における組合員に係る次に掲げる事項及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の予想額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないこと認められる場合には、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができる。
 - 一 組合員のうち退職した者、障害の状態となつた者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合
二 年金である給付を受ける権利を失つた者の数の年金である給付を受ける権利を有する者の数に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合
三 組合員の組合員期間別及び年齢別の平均給料及び平均期末手当等の上昇その他の変動の割合
四 初めて長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となつた者のそのなつた際の年齢の平均
4 前三項の場合においては、総務大臣は、あらかじめ、財務大臣の意見を聴いて、組合の短期給付及び長期給付に要する費用の算定の方法を定めなければならない。
 - 5 短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。以下この項において同じ。）に係る法第十四条第三項に規定する給料と掛金との割合は、第一項の規定により算定した費用の額を短期標準給与総額（同項に規定する前事業年度の各月の初日における組合員の給料（任意継続組合員にあつては第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）で除し、これに第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た割合に、百分の五十を乗じて算定するものとし、短期給付に係る法第十四条第三項に規定する期末手当等と掛金との割合は、第一項の規定により算定した費用の額を短期標準給与総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。
 - 6 介護納付金の納付に係る法第十四条第三項に規定する給料と掛金との割合は、第二項の規定により算定した費用の額を介護標準給与総額（同項に規定する当該事業年度の前事業年度の各月の初日における介護保険第二号被保険者（介護保険法第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する組合員の給料（任意継続組合員にあつては第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額と当該前事業年度における組合員の期末手当等の総額との合計額をいう。以下この項において同じ。）で除し、これに第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た割合に、百分の五十を乗じて算定するものとし、介護納付金の納付に係る法第十四条第三項に規定する組合員については、一）を乗じて得た割合に、百分の五十を乗じて算定するものとし、介護納付金の納付に係る法第十四条第三項に規定する期末手当等と掛金との割合は、第二項の規定により算定した費用の額を介護標準給与総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

7 長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に係る法第十四条第三項に規定する給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、総務大臣の定める基準に従つて、給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合を段階的に引き上げることによつて、第三項の規定により算定した費用の額及び国家公務員共済組合法施行令第十二条第二項の規定により算定した費用の額の合計額と、当該事業年度以後における法第十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、法第二十四条（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この項において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに国の新法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、国の新法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この項において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、法第十三条第一項に規定する再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように算定するものとする。

（育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の公的負担）

第二十九条 法第十三条第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる金額は、当該事業年度における組合の育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用の予想額に次項に定める割合を乗じて得た額に、当該事業年度における当該組合を組織する職員（国の職員を含む。）である組合員の標準給与（掛金の標準となる給料の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等（法第十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となる期末手当等をいう。以下同じ。）の額との合計額をいう。以下同じ。）の総額に対する当該地方公共団体の職員である組合員の標準給与の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額の割合を乗じて算定するものとする。

2 法第十三条第三項第一号に規定する割合は、百分の十二・五とする。

3 第一項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

（国の職員の取扱い）

第四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第四十二条第一項の規定により常時勤務に服することを要する国家公務員に含まれるものは、次に掲げる者とする。

- 一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者
- 二 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第二条第一項の規定により派遣された者

三 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第二十二條の規定による勤務をしている者を含む。）

四 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項に規定する交流派遣職員

五 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十一条第一項の規定により派遣された者（国の組合の組合員となつた者、公立学校共済組合の組合員となつた者及び団体職員となつた者を除く。）

六 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者

八 国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される者

九 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する国家公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続き十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

（昭四二政二二一・昭四三政三三五・昭四五政三五〇・昭五一政一八一・一部改正、昭五七政三・旧第四十四条繰上、平四政六〇・平一一政三二四・平一二政三〇四・平一二政五四四・平一五政五四六・平一九政二一六・平一九政二一九・平二六政二九・平二六政一九五・一部改正）

（任意継続掛金）

第四十八条 任意継続掛金は、任意継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、任意継続組合員となつた日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る任意継続掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2 任意継続組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る任意継続掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の任意継続掛金を徴収する。

3 任意継続掛金は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を標準として算定するものとする。ただし、組合員期間、退職時の年齢その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、第一号に掲げる額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額をもつて、同号に掲げる額とすることができる。

一 任意継続組合員の退職時の給料の額

二 任意継続組合員につき任意継続掛金を徴収すべき月の属する年（当該月が一月から三月までの場合には、前年）の一月一日における当該任意継続組合員の属する組合の法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となつた給料の合計額を当該組合員の総数で除して得た額

4 前項の規定による任意継続掛金の算定の標準となる額と任意継続掛金との割合は、組合の定款で定める。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該任意継続組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する日を含む月（介護保険第二号被保険

者の資格を喪失した日の属する月（介護保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。）を除く。）をいう。

（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等）

第六十八条 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 組合員の数及び被扶養者の数を組合に報告すること。
- 二 組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に報告すること。
- 三 組合員の給料及び期末手当等の総額並びに掛金に関する事項を組合に報告すること。
- 四 組合員の昇給、昇任その他の給料及び期末手当等の異動に関する事項を組合に報告すること。
- 五 年金である給付の額の改定の基礎となるべき組合員であつた者に係る給料及び期末手当等に関する事項を組合に報告すること。
- 六 組合員（組合員であつた者を含む。）又はその遺族から給付に関する請求書その他の書面を受理し、これを証明し、及びこれを組合に送付すること。
- 七 組合から給付金、貸付金その他組合員に係る支払金の送付を受け、これを受ける権利を有する者に支払うこと。
- 八 組合員（組合員であつた者を含む。）の履歴の証明をすること。
- 九 任意継続組合員の退職時の給料及びその異動に関する事項を組合に報告すること。
- 十 組合員（組合員であつた者を含む。）に係る退職手当支給制限等処分に相当する処分に関する事項であつて退職共済年金又は障害共済年金の支給の制限を行うために必要なものを組合に報告すること。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局若しくは書記長、委員の事務局又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
（昭二二法一六九・昭二五法一四三・昭二六法二〇三・昭二七法三〇六・昭三一法一四七・昭三二法一四五・昭三三法一五四・昭三三法八七・昭三五法四二・昭三五法九三・昭三五法一五〇・昭三七法一〇九・昭三八法五四・昭三八法九九・昭三九法一三三・昭三九法一六九・昭四五法一九・昭五〇法九・平元法七三・平三法一〇二・平九法一一二・平一一法一〇七・平一二法五一・平一四法四八・平一六法五三・平一六法八五・平一六法一一二・平一七法一一三・平二一法四一・平二四法三一・一部改正）

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、單身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の九において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

2 宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に法律で定めるところにより、その職員の俸給額を調整する。但し、この調整は、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十七号）に定める公邸及び無料宿舎については行わない。

（昭二五法二九九・昭二七法三二四・昭三二法一五四・昭三三法八七・昭三三法一七九・昭三五法九三・昭三五法一五〇・昭四二法一四一・昭四五法一九・昭五〇法九・平元法七三・平三法一〇二・平六法三三・平八法一一二・平九法六六・平九法一一二・平一六法一三六・平一七法一一三・平一八法一〇一・平一九法一一八・平二〇法九四・平二一法四一・一部改正）

（期末手当）

第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六まで及び附則第八項第六号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七及び附則第十一項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合には百分の六十二・五、十二月に支給する場合には百分の七十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の七十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第八項第六号において同じ。）において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(昭二七法三二四・追加、昭二八法二八五・昭三〇法一八四・昭三一法一七四・昭三二法一五四・昭三三法一七六・昭三四法一九・昭三五法九三・昭三五法一五〇・昭三六法一七六・昭三八法六・一部改正、昭三八法一七四・旧第十九条の四繰上・一部改正、昭三九法一七四・昭四〇法一四七・昭四二法一四一・昭四三法一〇五・昭四四法七二・昭四五法一一九・昭四六法一一一・昭四九法一〇五・昭五一法七七・昭五三法九〇・昭五八法六九・平元法七三・平二法七九・一部改正、平三法一〇二・旧第十九条の三繰下・一部改正、平五法八二・平六法八九・平八法一一二・平九法六六・平九法一一二・平一一法八三(平一一法一四一・平一二法一二二)・平一一法一四一・平一二法一二二・平一三法一二六・平一四法一〇六・平一五法一四一・平一七法一一三・平一八法一〇一・平一九法一一八・平二一法四一・平二二法八六・平二二法五三・一部改正)

○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）

第一章 総則

（消防の任務）

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

（昭三八法八九・平一八法六四・平二一法三四・一部改正）

第二章 国の行政機関

（平一八法六四・改称）

（消防庁）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として消防庁を置く。

（昭三五法一一三・全改、平一一法一〇二・平一八法六四・一部改正）

（消防庁長官）

第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。

（昭三五法一一三・全改、平一八法六四・一部改正）

（消防庁の任務及び所掌事務）

第四条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要がある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消防制度及び消防準則の企画及び立案に関する事項
- 二 消防に関する市街地の等級化に関する事項（都道府県の所掌に係るものを除く。）
- 三 防火査察、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事項
- 四 火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関する事項
- 五 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項
- 六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項
- 七 消防統計及び消防情報に関する事項
- 八 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関する事項

- 九 消防に関する試験及び研究に関する事項
- 十 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 十一 消防思想の普及宣伝に関する事項
- 十二 危険物の判定の方法及び保安の確保に関する事項
- 十三 危険物取扱者及び消防設備士に関する事項
- 十四 消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項
- 十五 防災計画に基づく消防に関する計画（第二十九条において「消防計画」という。）の基準に関する事項
- 十六 人命の救助に係る活動の基準に関する事項
- 十七 救急業務の基準に関する事項
- 十八 消防団員等の公務災害補償等に関する事項
- 十九 消防に関する表彰及び報償に関する事項
- 二十 消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊に関する事項
- 二十一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項
- 二十二 石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に関する事項
- 二十三 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧に関する事項
- 二十四 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動に関する事項
- 二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十号）に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項
- 二十六 所掌事務に係る国際協力に関する事項
- 二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項
- 二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消防庁に属させられた事項
 - （昭二六法一八・昭二七法二五八・昭三一法一〇七・昭三四法九八・昭三五法一一三・昭三六法六一・昭三七法一〇九・昭三八法八八・昭三八法八九・昭三九法一七・昭四〇法六五・昭四二法八〇・昭四三法九五・昭四七法一〇五・昭五〇法八四・昭五一法三七・昭五三法七三・昭五八法七八・昭五八法八三・昭六一法二〇・昭六二法九三・昭六三法五五・平八法八八・平一一法八七・平一一法一五六・平一一法一〇二・平一四法九二・平一五法八四・平一六法二七・平一六法一一二・平一八法六四・平二〇法四一・平二五法八七・平二五法八八・一部改正）

(教育訓練機関)

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

(昭五八法七八・全改、平一八法六四・一部改正)

第三章 地方公共団体の機関

(平一八法六四・改称)

(市町村の消防に関する責任)

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(平一八法六四・一部改正)

(市町村の消防の管理)

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(平一八法六四・一部改正)

(市町村の消防に要する費用)

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(平一八法六四・一部改正)

(消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

(昭二六法一八・全改、昭四三法九五・平一八法六四・一部改正)

(消防本部及び消防署)

第十条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。
(昭三八法八九・全改、平一八法六四・旧第十一条繰上・一部改正)

(消防職員)

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。
(昭三八法八九・全改、昭五八法七八・一部改正、平一八法六四・旧第十二条繰上・一部改正)

(消防長)

第十二条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。
(昭三八法八九・全改、平一八法六四・旧第十三条繰上・一部改正)

(消防署長)

第十三条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。
(昭三八法八九・全改、平一八法六四・旧第十四条繰上・一部改正)

(消防職員の職務)

第十四条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(昭三八法八九・全改、平一八法六四・旧第十四条の二繰上・一部改正)

(消防職員の任命)

第十五条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならぬ。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。
(昭三八法八九・全改、昭四三法九五・一部改正、平一八法六四・旧第十四条の三繰下・一部改正、平二五法四四・一部改正)

(消防職員の身分取扱い等)

- 第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。
- 2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。
(昭三八法八九・全改、平一八法六四・旧第十四条の四線下・一部改正)

(消防職員委員会)

第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

- 一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。
- 二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。
- 三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。
- 2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- 3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。）のうちから消防長が指名する。
- 4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。
(平七法一二一・追加、平一八法六四・旧第十四条の五線下・一部改正)

(消防団)

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

- 2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。
- 3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。
(昭三八法八九・全改、平一八法六四・旧第十五条線下・一部改正)

(消防団員)

第十九条 消防団に消防団員を置く。

- 2 消防団員の定員は、条例で定める。
(昭三八法八九・全改、平一八法六四・旧第十五条の二線下・一部改正)

(消防団長)

第二十条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(昭三八法八九・全改、平一八法六四・旧第十五条の三線下・一部改正)

(消防団員の職務)

第二十一条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(昭三八法八九・全改、平一八法六四・旧第十五条の四線下・一部改正)

(消防団員の任命)

第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(昭三八法八九・全改、平一八法六四・旧第十五条の五線下・一部改正)

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。
(昭三八法八九・全改、平一八法六四・旧第十五条の六線下・一部改正)

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(昭二六法一八・追加、昭三一法一〇七・一部改正、昭三八法八九・旧第十五条の四線下、昭四七法九四・昭五七法六六・昭六〇法六九・平七法六九・一部改正、平一八法六四・旧第十五条の七線下・一部改正)

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合には、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、

その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

(昭三九法一七・追加、平一八法六四・旧第十五条の八繰下・一部改正)

(特別区の消防に関する責任)

第二十六条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。

(平一八法六四・旧第十六条繰下・一部改正)

(特別区の消防の管理及び消防長の任命)

第二十七条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

(昭二六法一八・昭三八法八九・一部改正、平一八法六四・旧第十七条繰下・一部改正)

(特別区の消防への準用)

第二十八条 前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

(平一八法六四・旧第十八条繰下・一部改正)

(都道府県の消防に関する所掌事務)

第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項
- 二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項
- 三 消防統計及び消防情報に関する事項
- 四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 五 消防思想の普及宣伝に関する事項
- 六 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項
- 七 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項
- 八 消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項
- 九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項
- 十 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項

十一 市町村の行う救急業務の指導に関する事項

十二 消防に関する市街地の等級化に関する事項（消防庁長官が指定する市に係るものを除く。）

十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属する事項

（昭二七法二五八・追加、昭三四法九八・昭三六法六一・昭三八法八九・昭四〇法六五・昭四二法八〇・昭六一法二〇・一部改正、平一八法六四・旧第十八条の二繰下・一部改正、平二〇法四一・平二一法三四・一部改正）

（都道府県の航空消防隊）

第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。（平一五法八四・追加、平一八法六四・旧第十八条の三繰下・一部改正）

第四章 市町村の消防の広域化

（平一八法六四・追加）

（市町村の消防の広域化）

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとする）又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

（平一八法六四・追加）

（基本指針）

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
(平一八法六四・追加)

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

二 市町村の消防の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村(以下「広域化対象市町村」という。)の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(平一八法六四・追加、平二三法三七・平二五法四四・一部改正)

(広域消防運営計画)

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行うとき又は、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画(以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。)を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関

係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。
(平一八法六四・追加、平二六法四二・一部改正)

(国の援助等)

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(平一八法六四・追加)

第五章 各機関相互間の関係等

(平一八法六四・章名追加)

(市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係)

第三十六条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の运营管理又は行政管理に服することはない。

(昭二七法二五八・昭三五法一一三・一部改正、平一八法六四・旧第十九条繰下・一部改正)

(消防庁長官の助言、勧告及び指導)

第三十七条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

(昭二六法一八・全改、昭二七法二五八・昭三五法一一三・昭三八法八九・一部改正、平一八法六四・旧第二十条繰下・一部改正)

(都道府県知事の勧告、指導及び助言)

第三十八条 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

(昭二七法二五八・追加、昭三五法一一三・一部改正、平一八法六四・旧第二十条の二繰下・一部改正)

(市町村の消防の相互の応援)

第三十九条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。
(昭三八法八九・一部改正、平一八法六四・旧第二十一条繰下・一部改正)

(消防庁長官に対する消防統計等の報告)

第四十条 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

(昭五八法八三・全改、平一八法六四・旧第二十二条繰下・一部改正)

(警察通信施設の使用)

第四十一条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。

(昭二七法二五八・昭三五法一一三・一部改正、平一八法六四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(消防、警察及び関係機関の相互協力等)

第四十二条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に關係のある警察の指揮は、消防が行う。

(昭二四法一九三・昭二六法一八・昭二七法二五八・昭二九法一六三・昭三五法一一三・一部改正、平一八法六四・旧第二十四条繰下・一部改正)

(非常事態における都道府県知事の指示)

第四十三条 都道府県知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、前条第二項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならぬ。

(昭二七法二五八・追加、昭三五法一一三・一部改正、平一八法六四・旧第二十四条の二繰下・一部改正)

(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

第四十四条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村(以下この条から第四十四条の三までにおいて「災害発生市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下「消防の応援等」という。)に関し、当該災害発生市町村の属する都

道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待たないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とする認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関（第九条に規定する機関をいう。以下同じ。）の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とする認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

5 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊（以下この条から第四十四条の三までにおいて「緊急消防援助隊」という。）の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。

7 前各項の規定は、大規模地震対策特別措置法第二条第十三号の警戒宣言が発せられた場合に準用する。

8 消防庁長官は、第一項、第二項若しくは第四項又は第五項の規定により、災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを求め又は指示するときは、あらかじめ、当該緊急消防援助隊が行動している災害発生市町村（以下この項及び第四十四条の三第一項において「緊急消防援助隊行動市町村」という。）の長及び当該緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

（昭四〇法六五・追加、昭五三法七三・平七法一一一・平一五法八四・一部改正、平一八法六四・旧第二十四条の三繰下・一部改正、平二〇法四一・一部改正）

(消防応援活動調整本部)

- 第四十四条の二 一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部（以下この条及び次条第二項において「調整本部」という。）を設置するものとする。
- 2 調整本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 災害発生市町村の消防の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整に関すること。
 - 二 前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。
- 3 調整本部の長は、消防応援活動調整本部長（以下この条において「調整本部長」という。）とし、都道府県知事をもつて充てる。
- 4 調整本部長は、調整本部の事務を総括する。
- 5 調整本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。
- 一 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから任命する者
 - 二 当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のうち都道府県知事が指定するものの長又はその指名する職員
 - 三 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員
 - 四 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に出動した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者
- 6 調整本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
- 7 副本部長は、調整本部長を助け、調整本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させることができる。
- (平二〇法四一・追加)

(都道府県知事の緊急消防援助隊に対する指示等)

- 第四十四条の三 都道府県知事は、前条第一項に規定する場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関する緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村のため、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定により通知を受けた消防庁長官は、当該緊急消防援助隊として活動する人員が都道府県に属する場合にあつては当該都道府県の知事に対し、当該緊急消防援助隊として活動する人員が市町村に属する場合にあつては当該市町村の属する都道府県の知事を通じて当該市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(平二〇法四一・追加)

(緊急消防援助隊)

第四十五条 緊急消防援助隊とは、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

2 総務大臣は、緊急消防援助隊の出勤に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

4 消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。

5 消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

(平一五法八四・全改、平一八法六四・旧第二十四条の四繰下・一部改正、平二〇法四一・一部改正)

(情報通信システムの整備等)

第四十六条 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出勤その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。

(平一五法八四・追加、平一八法六四・旧第二十四条の五繰下・一部改正)

(消防機関の職員が応援のため出勤した場合の指揮)

第四十七条 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出勤した場合には、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定は、緊急消防援助隊の隊員の属する市町村の長が、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、当該隊員の属する緊急消防援助隊に対し当該隊員の属する緊急消防援助隊が行動している市町村以外の市町村の消防の応援のため出勤を命ずることを妨げるものではない。

(平一五法八四・追加、平一八法六四・旧第二十四条の六繰下・一部改正、平二〇法四一・一部改正)

(航空消防隊が支援のため出勤した場合の連携)

第四十八条 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出勤した場合には、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(平一五法八四・追加、平一八法六四・旧第二十四条の七繰下・一部改正)

(国の負担及び補助)

- 第四十九条 第四十四条第五項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動(当該緊急消防援助隊が第四十四条の三第一項の規定による指示を受けて出動した場合の活動を含む。)により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の政令で定める経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。
- 2 緊急消防援助隊に係る第四十五条第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村の消防に要する費用に対する補助金に関しては、法律でこれを定める。
(平一五法八四・一部改正、平一八法六四・旧第二十五条繰下・一部改正、平二〇法四一・一部改正)

(国有財産等の無償使用)

- 第五十条 総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要なときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十九条において準用する同法第二十二条及び財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九条第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産(国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。)又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる。
(平一五法八四・追加、平一八法六四・旧第二十五条の二繰下・一部改正)

(消防学校等)

- 第五十一条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。
- 2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。
- 3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。
- 4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。
(昭二七法二五八・全改、昭三四法九八・昭四三法九五・一部改正、平一八法六四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(教育訓練の機会)

- 第五十二条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(昭四〇法六五・追加、昭四三法九五・昭五八法七八・平一五法八四・一部改正、平一八法六四・旧第二十六条の二繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

(昭和二十三年政令第五二号で昭和二十三年三月七日から施行)

(平一八法六四・旧第二十七条・一部改正)

(恩給法等の準用)

第二条 この法律施行の際現に警視庁又は道府県警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引き続き道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合(その官吏が引き続き恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員である国家消防庁、国家消防本部、国家地方警察、警察庁若しくは道府県警察の職員、道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引き続き道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む。)には、これを同法第十九条に規定する公務員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

2 前項の道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員とは、道府県又は市町村の職員で次に掲げるものをいう。

一 消防士長又は消防士である消防吏員

二 消防司令補である消防吏員

三 消防長又は前二号に掲げる者以外の消防吏員

四 前三号に掲げる者以外の道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員

3 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)による改正前の警察法(昭和二十二年法律第九十六号)附則第七条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同条第四項中「現にこれに俸給を給する都」とあるのは「現にこれに俸給を給する都道府県」と、同条第五項中「都から俸給を受ける者」とあるのは「道府県から俸給を受ける者」と、それぞれ読み替えるものとする。
(昭二五法一八四・昭二七法二五八・昭二九法一六三・一部改正、平一八法六四・旧第三十一条・一部改正)

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）

（損害補償の種類）

第一条 消防組織法第二十四条第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第三十六条の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 休業補償
- 三 傷病補償年金
- 四 障害補償
- イ 障害補償年金
- ロ 障害補償一時金
- 五 介護補償
- 六 遺族補償
- イ 遺族補償年金
- ロ 遺族補償一時金
- 七 葬祭補償

（昭三二政二五五・昭三五政三〇九・昭三八政二〇六・昭三九政四九・昭四一政一〇八・昭四七政二七六・昭五二政四四・昭五三政三八五・平八政七〇・平一七政一九五・平一八政二一四・一部改正）

（補償基礎額）

第二条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによるものとする。

- 一 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合にあつては、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

- 二 消防法第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第二十四条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより

死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合にあつては、八千八百円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円（非常勤消防団員等に第一号に掲げる者が不在の場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫

三 六十歳以上の父母及び祖母

四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数に乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とするものとする。

（昭三二政二五五・昭三八政二〇六・昭三九政四九・昭四一政一〇八・昭四二政二八二・昭四四政九五・昭四五政六四・昭四六政一七三・昭四七政二七六・昭四八政一〇四・昭四九政二一五・昭五〇政一三九・昭五一政一〇〇・昭五二政一二六・昭五三政一〇六・昭五四政八八・昭五五政六七・昭五六政一〇一・昭五七政九八・昭五七政二六六・昭五九政八五・昭六〇政九六・昭六一政七四・昭六二政一五六・昭六三政六六・平元政一二四・平二政一三九・平三政一二六・平四政一二七・平五政一一七・平六政一七三・平七政八九・平八政七〇・平八政一三四・平九政一四二・平一〇政一四三・平一一政一三八・平一二政一五九・平一三政一九九・平一四政九六・平一五政九六・平一六政七一・平一七政一九五・平一八政六五・平一八政三一五・平一九政八〇・平二〇政六八・平二一政二〇六・一部改正）

（療養補償）

第三条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

（昭三二政二五五・昭三九政四九・平一八政三一五・一部改正）

（療養及び療養費の支給）

第四条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

2 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、その経営する医療機関若しくは薬局又は市町村長、都道府県知事若しくは水害予防組合の管理者がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第一号から第五号までに掲げる療養（同項第四号又は第五号に掲げる療養にあつては、これらの医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護を除く。）を行うものとする。

3 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると市町村長、都道府県知事若しくは水害予防組合の管理者が認めたととき、非常勤消防団員等が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると市町村長、都道府県知事若しくは水害予防組合の管理者が認めたととき、又は非常勤消防団員等が第一項第四号から第六号までに掲げる療養（同項第四号又は第五号に掲げる療養にあつては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。）を受けた場合において市町村長、都道府県知事若しくは水害予防組合の管理者が必要と認めたとときは、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払うものとする。

（昭三二政二五五・昭四二政二八二・昭四六政一七三・平六政二八二・一部改正）

（休業補償）

第五条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（総務省令で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は收容されている期間については、行わない。

一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

二 少年院その他これに準ずる施設に收容されている場合

（昭三二政二五五・昭三九政四九・昭六二政一五六・平一二政三〇四・平一八政一九三・平一八政三一五・一部改正）

（傷病補償年金）

第五条の二 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該

当することとなつた場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第二項に規定する第一級から第三級までの各障害等級に相当するものとして総務省令で定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第二号の傷病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに応じ、一年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

一 第一級 三百十三倍

二 第二級 二百七十七倍

三 第三級 二百四十五倍

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の傷病等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

（昭五二政四四・追加、昭五七政二六六・平一八政三一五・一部改正）

（障害補償）

第六条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、障害補償として、同項に規定する第一級から第七級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第八級から第十四級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、総務省令で定める。

3 障害補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

一 第一級 三百十三倍

二 第二級 二百七十七倍

三 第三級 二百四十五倍

四 第四級 二百十三倍

五 第五級 百八十四倍

六 第六級 百五十六倍

七 第七級 百三十一倍

- 4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。
 - 一 第八級 五百三倍
 - 二 第九級 三百九十一倍
 - 三 第十級 三百二倍
 - 四 第十一級 二百二十三倍
 - 五 第十二級 百五十六倍
 - 六 第十三級 百一倍
 - 七 第十四級 五十六倍
- 5 障害等級に該当する程度の障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級によるものとする。
- 6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち非常勤消防団員等に最も有利なものによるものとする。
 - 一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
 - 二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
 - 三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級
- 7 前項の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同項の規定による障害等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。
- 8 既に障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷又は疾病によつて、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額）を差し引いた金額をもつて障害補償の金額とするものとする。
 - 一 その者の加重前の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償年金額
 - 二 その者の加重前の障害等級が第八級以下であり、かつ、加重後の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額を二十五で除して得た金額
 - 三 その者の加重後の障害等級が第八級以下である場合 その者の加重前の障害等級に応ずる障害補償一時金の額
- 9 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の障害等級に該当するに至つた場合においては、新たに該当するに至つた障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しないものとする。
(昭三二政二五五・昭三五政三〇九・昭三九政四九・昭四一政一〇八・昭四八政一〇四・昭五一政二二五・昭五二政四四・昭五七政二六六・平一八政三一五・一部改正)

(介護補償)

第六条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由と

なつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。
（平八政七〇・追加、平九政一四二・平一〇政一四三・平一一政一三八・平一二政一五九・平一二政三〇四・平一五政九六・平一六政七一・平一八政六五・平一八政三一五・平一八政三二〇・平二三政二九六・平二四政二六・平二五政五・平二五政三一九・一部改正）

（遺族補償）

第七条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合には、遺族補償として、当該非常勤消防団員等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

（昭三二政二五五・昭三九政四九・昭四一政一〇八・平一八政三一五・一部改正）

（遺族補償年金）

第八条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条において同じ。）以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母及び祖父母については、六十歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。

三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、総務省令で定める障害の状態（次条、第八条の三及び第九条の三において「特定障害状態」という。）にあること。

2 非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(昭四一政一〇八・全改、昭四二政二八二・昭四六政一七三・昭五一政一〇〇・昭五一政二二五・昭五二政四四・昭五七政二六六・昭六〇政二七五・平八政七〇・平一八政三一五・一部改正)

第八条の二 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、一年につき該各号に定める額とする。

一 一人 補償基礎額に百五十三を乗じて得た額（五十五歳以上の妻又は特定障害状態にある妻である場合には、補償基礎額に百七十五を乗じて得た額）

二 二人 補償基礎額に二百一を乗じて得た額

三 三人 補償基礎額に二百二十三を乗じて得た額

四 四人以上 補償基礎額に二百四十五を乗じて得た額

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定するものとする。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

一 五十五歳に達したとき（特定障害状態にあるときを除く。）。

二 特定障害状態になり、又はその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）。

(昭四一政一〇八・追加、昭四六政一七三・昭四九政三六五・昭五五政三二一・昭五七政二六六・平七政二九九・平一八政三一五・一部改正)

第八条の三 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給するものとする。

一 死亡したとき。

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した非常勤消防団員等との親族関係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き特定障害状態にあるときを除く。）。

六 特定障害状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、非常勤消防団員等の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は非常勤消防団員等の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなるものとする。

（昭四一政一〇八・追加、昭四二政二八二・昭五一政一〇〇・昭五七政二六六・昭六〇政二七五・平八政七〇・平一八政三一五・一部改正）

第八条の四 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止するものとする。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第八条の二第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

（昭四一政一〇八・追加、昭四二政二八二・一部改正）

（遺族補償一時金）

第九条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

一 配偶者

二 非常勤消防団員等の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の者で主として非常勤消防団員等の収入によつて生計を維持していたもの

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 非常勤消防団員等が遺言又はその者の属する任命権者に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

（昭四一政一〇八・全改、昭四二政二八二・一部改正）

第九条の二 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 非常勤消防団員等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
- 二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該非常勤消防団員等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。
(昭四一政一〇八・追加、昭四二政二八二・一部改正)

第九条の三 遺族補償一時金の額は、補償基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。ただし、前条第二号の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。

- 一 第九条第一項第三号に該当する者(次号に掲げる者を除く。) 四百倍
- 二 第九条第一項第三号に該当する者のうち、非常勤消防団員等の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は特定障害状態にある三親等内の親族 七百倍
- 三 第九条第一項第一号、第二号又は第四号に該当する者 千倍
- 2 第八条の二第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。
(昭五一政一〇〇・全改、昭五七政二六六・平一八政三一五・一部改正)

(遺族からの排除)

- 第十条 非常勤消防団員等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。
- 2 非常勤消防団員等の死亡前に、当該非常勤消防団員等の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。
- 3 非常勤消防団員等の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該非常勤消防団員等の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。
- 4 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。非常勤消防団員等の死亡前に、当該非常勤消防団員等の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅するものとする。
- 6 第八条の三第一項後段の規定は、前項後段の場合について準用する。
(昭四一政一〇八・追加、昭四四政九五・一部改正)

(葬祭補償)

第十一条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合には、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として三十一万五千円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

(昭三二政二五五・昭三九政四九・一部改正、昭四一政一〇八・旧第十条繰下、昭四九政三六五・昭五〇政一三九・昭五二政一二六・昭五四政八八・昭五六政一〇一・昭五八政五四・昭六一政七四・昭六三政六六・平二政一三九・平四政一二七・平六政一七三・平八政一三四・平一〇政一四三・平一二政一五九・平一八政三一五・一部改正)

(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)

第十一条の二 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第五條の第二項、第六條第三項若しくは第四項又は第八條の第二項の額は、それぞれ当該額に百分の五十(傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五)を乗じて得た額を加算した額とし、第九條の第三項の額は、同項本文に規定する額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額(第九條の第二項の場合にあつては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

(昭四七政二七六・追加、昭五一政一〇〇・昭五二政四四・昭五七政二六六・平一八政三一五・一部改正)

(損害補償の制限)

第十二條 非常勤消防団員等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務、消防作業等若しくは救急業務に係る負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務、消防作業等若しくは救急業務に係る負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、損害補償の全部又は一部を行なわないことができるものとする。

(昭四一政一〇八・全改、昭四二政二八二・昭五七政二六六・一部改正)

(年金たる損害補償の端数処理)

第十二條の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる損害補償」という。)の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(昭五六政一〇一・追加)

(年金たる損害補償の支給期間等)

第十三条 年金たる損害補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる損害補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しないものとする。

3 年金たる損害補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支給するものとする。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期月でない月であっても、支給するものとする。

(昭四一政一〇八・全改、昭四八政一〇四・昭五二政四四・昭五五政六七・昭五六政一〇一・平八政七〇・一部改正)

(死亡の推定)

第十四条 行方不明となつた非常勤消防団員等の生死が三箇月間わからない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となつた日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

(昭四一政一〇八・追加)

(未支給の損害補償)

第十五条 損害補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき損害補償でまだ支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)に、これを支給するものとする。

2 前項の規定による損害補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序(遺族補償年金については、第八条第三項に規定する順序)とする。

3 第一項の規定による損害補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(昭四一政一〇八・追加)

(年金たる損害補償等の支給額の調整)

第十六条 年金たる損害補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる損害補償が支給されたときは、その支給された年金たる損害補償は、その後に支給されるべき年金たる損害補償の内払とみなすことができるものとする。年金たる損害補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる損害補償が支給された場合における当該年金たる損害補償の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

2 公務、消防作業等又は救急業務に係る同一の負傷又は疾病(次項において「同一の傷病」という。)に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなった場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

(昭四一政一〇八・追加、昭五二政四四・一部改正)

第十六条の二 年金たる損害補償を受ける者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次に掲げる損害補償があるときは、市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、当該損害補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができるものとする。

一 年金たる損害補償を受ける者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又は葬祭補償

二 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金

(昭五六政一〇一・追加)

(補償を受ける権利)

第十七条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその身分を失った場合においても、損害補償を受ける権利は、変更されることはないものとする。
(昭三二政二五五・一部改正、昭四一政一〇八・旧第十四条繰下)

(補償の免責及び求償権)

第十八条 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合においては、同一の事由については、その受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害補償の責を免かれるものとする。

2 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、損害補償の責を免かれるものとする。

3 市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、損害補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を行ったときは、その額の限度において、損害補償を受けた者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するものとする。
(昭三二政二五五・一部改正、昭四一政一〇八・旧第十五条繰下、昭四二政二八二・一部改正)

(非常勤水防団員で非常勤消防団員である者に対する損害補償)

第十九条 非常勤水防団員に対する水防法第六条の二の規定による損害補償は、当該非常勤水防団員が非常勤消防団員である場合にあっては、その者が所属する消防団が置かれている市町村が行うものとする。

(昭三二政二五五・追加、昭四一政一〇八・旧第十六条繰下)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第七号)施行の日(昭和三十一年十一月二十日)から施行する。

(昭五一政一〇〇・旧附則・一部改正)

(障害補償年金差額一時金)

第一条の二 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(当該障害補償年金について第十一条の二の規定が適用された場合にあつては、同表の上欄に掲げる障害等級に応じ、同表の下欄に掲げる額)に満たないときは、その者の遺族に対し、損害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給するものとする。

障害等級	額
第一級	補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	補償基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額
第四級	補償基礎額に九二〇を乗じて得た額
第五級	補償基礎額に七九〇を乗じて得た額
第六級	補償基礎額に六七〇を乗じて得た額
第七級	補償基礎額に五六〇を乗じて得た額

2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第六条第八項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給するものとする。

一 その者の加重前の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の下欄に掲げる額(加重後の障害等級が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の上欄に掲げる障害等級に応じ、同表の下欄に掲げる額)に規定する率を乗じて得た額を加算した額)から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる額(加重後の障害が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重前の障害等級に応じ、同表の下欄に掲げる額)に規定する率を乗じて得た額を加算した額)を

差し引いた額

二 その者の加重前の障害等級が第八級以下である場合、その者の加重後の障害等級に応じそれぞれ前項の表の下欄に掲げる額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同表の上欄に掲げる障害等級に応じ、同表の下欄に掲げる額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に当該障害補償年金に係る第六条第八項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる同条第一項の規定による金額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、加重後の障害等級に応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額）で除して得た数を乗じて得た額

3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

4 第八条の二第二項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第九条第三項、第十条第一項及び第二項並びに第十四条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第八条の二第二項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第一条の二第一項」と、第九条第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第一条の二第三項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第十条第一項中「遺族補償」とあり、同条第二項中「遺族補償年金」とあり、及び第十四条中「遺族補償及び葬祭補償」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。

5 障害補償年金差額一時金が支給される場合における第十五条及び第十六条の二の規定の適用については、第十五条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は障害補償年金差額一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該障害補償年金差額一時金」と、同条第二項中「遺族補償年金については、第八条第三項」とあるのは「遺族補償年金については第八条第三項、障害補償年金差額一時金については附則第一条の二第三項後段」と、第十六条の二第一号中「又は葬祭補償」とあるのは「葬祭補償又は障害補償年金差額一時金」とする。

（昭五六政三一二・追加、昭五七政二六六・平一八政三一五・一部改正）

（障害補償年金前払一時金）

第一条の三 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給するものとする。

2 前項の申出は、障害補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支給を受けた場合においても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。

3 第一項の申出は、同一の事由につき二回以上行うことはできないものとする。

4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金について第六条第八項の規定が適用された場合にあつては、加重前の障害等級に応じ前条第二項各号に定める額（加重後の障害が第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。）。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）。又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍若しくは二百倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第一項の申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第一項の申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

一 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から一年を経過する月以前の各月（第一項の申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき障害補償年金の額
二 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、百分の五に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して一年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して一年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（昭五六政三一二・追加、昭五七政二六六・昭六〇政二七五・平一八政三一五・一部改正）

（遺族補償年金前払一時金）

- 第二条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給するものとする。
- 2 前項の申出は、遺族補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合においても、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。
- 3 第一項の申出は、同一の事由につき二回以上行うことはできないものとする。

- 4 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、第一項の申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、補償基礎額の千倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。
- 5 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が二人以上ある場合には、第一項の申出及び前項の選択は、これらの遺族がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。
- 6 遺族補償年金前払一時金を受ける権利を有する遺族が二人以上あるときは、遺族補償年金前払一時金の額は、第四項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。
- 7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第一項の申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第二項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第一項の申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。
 - 一 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する前に第一項の申出を行つた場合にあつては、当該特例遺族補償年金受給権者について次条第四項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の当該遺族補償年金の支給期月に当たる月。以下この項及び次項において同じ。）から一年を経過する月以前の各月（第一項の申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。）に支給されるべき遺族補償年金の額
 - 二 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、百分の五に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額
- 8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して一年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して一年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。
- 9 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第九条の二、第九条の三又は第十五条の規定の適用については、第九条の二第二号及び第

九条の三第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第十五条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」とする。（昭五六政三一二・全改、昭六〇政二七五・一部改正）

（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）

第二条の二 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した非常勤消防団員等の遺族に対する第八条及び第八条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第八条第一項第一号及び第三号並びに第八条の三第一項第六号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで	五十五歳
昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十七歳
昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで	五十八歳
平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	五十九歳

2 次の表の上欄に掲げる期間に公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した非常勤消防団員等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該非常勤消防団員等の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第八条第一項第四号に規定する者であつて第八条の三第一項第六号に該当するに至らないものを除く。）は、第八条第一項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第八条の二第一項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第二条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第八条の三第二項中「前項各号のいずれか」とあるのは「前項第一号から第四号までのいずれか」とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳以上五十七歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで	五十五歳以上五十八歳未満	五十八歳
平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	五十五歳以上五十九歳未満	五十九歳
平成二年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第八条第一項（第一項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次

の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第二項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止するものとする。ただし、前条第一項から第八項までの規定の適用を妨げるものではない。

5 第二項に規定する遺族に対する第十五条の規定の適用については、同条第二項中「第八条第三項」とあるのは、「附則第二条の二第三項」とする。

(昭六〇政二七五・追加、平元政一二四・平八政七〇・一部改正)

(他の法律による給付との調整)

第三条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定(第十二条の二を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による障害基礎年金(同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)	〇・七三
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	〇・七三
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。))附則第二十八条第一項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。)	〇・八〇

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定(第十二条の二を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	〇・八六
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	〇・八八
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	〇・八三
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	〇・八八
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	〇・八四
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	〇・八八
3	年金たる損害補償を受ける者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十二条の二を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。	
傷病補償年金	国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	〇・七五
	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	〇・七五

障害補償年金	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	〇・八九
	旧船員保険法の規定による障害年金	〇・七四
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	〇・七四
	旧国民年金法の規定による障害年金	〇・八九
	国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	〇・八〇
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	〇・八〇
	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九〇

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給するものとする。

一 国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金

二 国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定による休業補償の額に、第一項又は第二項に規定する場合に並び、それぞれ第一項又は第二項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの政令の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に並び同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの政令の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

旧船員保険法の規定による障害年金	〇・七五
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	〇・七五
旧国民年金法の規定による障害年金	〇・八九

7 児童扶養手当（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第三百三十四号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定により支給する福

社手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この政令の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令で定める場合の区分に応じ総務省令で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

一 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第十三条の二第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第三項第二号若しくは第十七条第一号（国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）に定める給付

二 当該年金たる損害補償が消防作業従事者、救急業務協力者又は水防従事者に係るものである場合 児童扶養手当法第十三条の二第一項第四号又は第二項第二号に定める給付

（昭五一政一〇〇・追加、昭五二政四四・昭五七政二六六・昭六〇政二七五・昭六一政七四・昭六三政六六・平九政八四・平九政三五五・平一二政三〇四・平一四政四三・平二二政一四四・平二六政三一三・一部改正）

（葬祭補償の額に関する暫定措置）

第四条 当分の間、第十一条の規定による金額が補償基礎額の六十倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該六十倍に相当する額を葬祭補償の額とする。

（昭五一政一〇〇・追加）

（東日本大震災に係る死亡の推定の特例）

第五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三箇月間分からない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、第十四条（附則第一条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合を除き、死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

（昭二七法一七五・昭三四法一九九・昭三八法九九・昭四一法一二〇・平四法二三・平七法五四・平一五法一一九・平一六法一四〇・平二三法三五・一部改正）

（給与に関する条例及び給料額の決定）

第二十五条 職員の給与は、前条第六項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。又、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

3 給与に関する条例には、次の事項を規定するものとする。

一 給料表

二 昇給の基準に関する事項

三 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項

四 特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当及び扶養親族を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これらに関する事項

五 非常勤職員の職及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給

与の調整に関する事項

- 六 職階制を採用する地方公共団体においては、その職に職階制が始めて適用される場合の給与に関する事項
- 七 前各号に規定するものを除くほか、給与の支給方法及び支給条件に関する事項
- 四 職階制を採用する地方公共団体においては、給料表には、職階制において定められた職級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。
- 五 職階制を採用する地方公共団体においては、職員には、その職につき職階制において定められた職級について給料表に定める給料額が支給されなければならない。

(昭四〇法七一・平二三法三七・一部改正)

○地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）

（給与）

第三十八条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

2 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の發揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない。

3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

（昭四一法一二〇・一部改正）

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（適用事業所）

第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。

一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業

ヘ 貨物積みおろしの事業

ト 焼却、清掃又はとど殺の事業

チ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

ヌ 物の保管又は賃貸の事業

ル 媒介周旋の事業

ロ 集金、案内又は広告の事業

ワ 教育、研究又は調査の事業

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業

コ 通信又は報道の事業

タ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの

三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下単に「船員」という。）として船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。）に使用される者が乗り組む船舶（第五十九条の二を除き、以下単に「船舶」という。）

2 前項第三号に規定する船舶の船舶所有者は、適用事業所の事業主とみなす。

3 第一項の事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所に適用事業所とすることができる。

4 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十二条に規定する者を除く。）の二分の一以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

(昭六〇法三四・平七法八七・平一一法八七・平一二法一一一・平一九法三〇・平一九法一〇九・一部改正)

(標準報酬月額)

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によつて定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上一七五、〇〇〇円未満
第一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上一八五、〇〇〇円未満
第二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上一九五、〇〇〇円未満
第三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上二一〇、〇〇〇円未満
第四級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上二三〇、〇〇〇円未満
第五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上二五〇、〇〇〇円未満
第六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上二七〇、〇〇〇円未満
第七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上二九〇、〇〇〇円未満
第八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上三一〇、〇〇〇円未満
第九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上三三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上三五〇、〇〇〇円未満
第二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上三七〇、〇〇〇円未満
第三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上三九五、〇〇〇円未満

第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

2 毎年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

（昭三五法一七・昭四〇法一〇四・昭四四法七八・昭四六法七二・昭四八法九二・昭五一法六三・昭五五法八二・昭六〇法三四・平元法八六・平六法九五・平一二法一八・平一六法一〇四・一部改正）

（定時決定）

第二十一条 厚生労働大臣は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2 前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。

3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第二十三条、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

（平一一法八七・平一二法一八・平一六法一〇四・平一九法一〇九・平二四法六二・一部改正）

（被保険者の資格を取得した際の決定）

第二十二條 厚生労働大臣は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 前三号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前三号の規定によつて算定した額の合算額

2 前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、被保険者の資格を取得した月からその年の八月（六月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

（平一一法八七・平一二法一八・平一九法一〇九・一部改正）

（改定）

第二十三条 厚生労働大臣は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

（昭三二法四三・平一一法八七・平一二法一八・平一六法一〇四・平一九法一〇九・一部改正）

（育児休業等を終了した際の改定）

第二十三条の二 厚生労働大臣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第三条第一項（平成三年法律第八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。））において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日から以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月

(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。
(平一六法一〇四・追加・一部改正、平一九法一〇九・平二二法六五・平二二法六一・平二二法六二・平二四法六二・一部改正)

(産前産後休業を終了した際の改定)

第二十三条の三 厚生労働大臣は、産前産後休業(出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合においては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において労務に従事しないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に従事しない場合に限る。))をいい、船員たる被保険者にあつては、船員法第八十七条第一項又は第二項の規定により職務に服さないことをいう。以下同じ。)を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日(以下この条において「産前産後休業終了日」という。)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかわらず、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間(産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月(当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。
(平二四法六二・追加)

(報酬月額の算定の特例)

第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、厚生労働大臣が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは前条第一項又は前項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

(平一一法八七・平一六法一〇四・平一九法一〇九・平二四法六二・一部改正)

(標準賞与額の決定)

第二十四条の三 厚生労働大臣は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円(第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。)を超えるときは、これを百五十

万円とする。

- 2 第二十四条の規定は、標準賞与額の算定について準用する。
(平一二法一八・追加、平一六法一〇四・平一九法一〇九・一部改正)

(届出)

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主(以下単に「事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者(被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの(以下「七十歳以上の使用される者」という。))を含む。)の資格の取得及び喪失(七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日)並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

(昭六〇法三四・平一一法八七・平一一法一六〇・平一二法一八・平一六法一〇四・平一九法一〇九・平二三法九三・平二五法六三・一部改正)

(併給の調整)

第三十八条 障害厚生年金は、その受給権者が他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。))又は他の被用者年金各法(国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。))による年金たる給付(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害共済年金を除く。))を受けるときは、その間、その支給を停止する。老齢厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付(遺族厚生年金を除く。))、国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金、障害基礎年金及び付加年金、障害共済年金及び退職共済年金を除く。))、国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金、障害基礎年金及び退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。))又は他の被用者年金各法による年金たる給付(退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。))を受けるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金たる保険給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る同項に規定する他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給付について、この項の本文若しくは次項又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されるときは、この限りでない。
- 3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金たる保険給付について、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月分の支給が行われる場合は、その事由が生じたときにおいて、当該年金たる保険給付に係る前項の申請があつたものとみなす。
- 4 第二項の申請(前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。))は、いつでも、将来に向かつて撤回する権利が認められる。

(昭六〇法三四・全改、昭六〇法一〇五・昭六〇法一〇六・昭六〇法一〇八・平一三法一〇一・平一六法一〇四・一部改正)

(年金額)

第四十三条 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額(被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率(以下「再評価率」という。))を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。附則第十七条の六第一項及び第二十九条第三項を除き、以下同じ。)の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

2 老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

3 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

(昭四〇法一〇四・昭四四法七八・昭四八法九二・昭五一法六三・昭五三法四六・昭五五法八二・昭六〇法三四・平一二法一八・平一六法一〇四・平二五法六三・一部改正)

(加給年金額)

第四十四条 老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)の額は、受給権者がその権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第四十七条第二項に規定する障害等級(以下この条において単に「障害等級」という。)の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。)があるときは、第四十三条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。ただし、国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われている子があるとき(当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。)は、その間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの(以下この章において「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に改定率を乗じて得た額(そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

3 受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取

得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

4 第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者に係る同項の加給年金額を加算しないものとし、次の各号のいずれかに該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三 配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

五 子が、養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

七 子が、婚姻をしたとき。

八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がやんだとき。

十 子が、二十歳に達したとき。

5 第一項又は前項第二号の規定の適用上、老齢厚生年金の受給権者によつて生計を維持していたこと又はその者による生計維持の状態がやんだこととの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭五七法六六・昭六〇法三四・昭六〇法一〇五・平元法八六・平六法九五・平一二法一八・平一六法一〇四・一部改正）

（支給停止）

第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日若しくはこれに相当するものとして政令で定める日又は七十歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日若しくはこれに相当するものとして厚生労働省令で定める日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下「総報酬月額相当額」といい、七十歳以上の使用される者については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下この項において同じ。）及び老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額

「という。」に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部（同項に規定する加算額を除く。）の支給を停止するものとする。

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

5 第一項の規定により老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、第三十六条第二項の規定は適用しない。

6 第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金、共済組合が支給する年金たる給付、私立学校教職員共済法による年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

（昭六〇法三四・全改、昭六〇法一〇五・平九法四八・平一二法一八・平一六法一〇四・平二五法六三・一部改正）

（受給権者）

第五十八条 遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一 被保険者（失踪そのの宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時被保険者であつたものを含む。）が、死亡したとき。

二 被保険者であつた者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき。

四 老齢厚生年金の受給権者又は第四十二条第二号に該当する者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該

当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

(昭四〇法一〇四・昭四六法七二・昭五一法六三・昭五七法六六・昭六〇法三四・平一二法一八・一部改正)

(年金額)

第六十条 遺族厚生年金（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める額とする。

一 第五十九条第一項に規定する遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が遺族厚生年金の受給権を取得したとき 死亡した被保険者又は被保険者であつた者の被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額。ただし、第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金については、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百として計算した額とする。

二 第五十九条第一項に規定する遺族のうち、老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第六十四条の三において「老齢厚生年金等」という。）のいずれかの受給権を有する配偶者が遺族厚生年金の受給権を取得したとき 前号に定める額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した額のうちいずれか多い額

イ 前号に定める額に三分の二を乗じて得た額

ロ 当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金等の額の合計額（第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された老齢厚生年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。）から政令で定める額を控除した額に二分の一を乗じて得た額

2 遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金であり、かつ、その受給権者（六十五歳に達している者であつて老齢厚生年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。）が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される年金たる給付であつて政令で定めるもの受給権を有する場合に限る。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 イに掲げる額がロに掲げる額以上であるとき 前項第一号に定める額

イ 前項第一号の規定の例により計算した額に、他の被用者年金各法の規定であつて政令で定めるものの例により計算した額を合算した額（以下この項において「合算遺族給付額」という。）

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に三分の二を乗じて得た額、当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額に二分の一を乗じて得た額及び政令で定める額を合算した額

二 前号イに掲げる額が同号ロに掲げる額に満たないとき イに掲げる額にロに掲げる比率を乗じて得た額

イ 前号ロに掲げる額から政令で定める額を控除した額

ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項第一号に定める額の比率

3 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者が二人以上であるときは、それぞれの遺族厚生年金の額は、第一項第一号の規定にかかわらず、受給権者ごとに同号の規定により算定した額を受給権者の数で除して得た額とする。

4 前三項に定めるもののほか、遺族厚生年金の額の計算について必要な事項は、政令で定める。
(昭四〇法一〇四・昭四四法七八・昭四六法七二・昭四八法九二・昭五一法六三・昭五五法八二・昭六〇法三四・平一二法一八・平一六法一〇四・平二五法六三・一部改正)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六条第三項及び第八条第一項の規定による認可、第八条の二第一項の規定による承認並びに第六条第四項及び第八条第二項の規定による申請の受理

二 第十条第一項、第十一条(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)及び附則第四条の五第一項の規定による認可

三 第十八条第一項の規定による確認

四 第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二十三条の三第一項(これらの規定を第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による標準報酬月額額の決定又は改定(第二十三条の二第一項、第二十三条の三第一項及び第二十六条第一項の規定による申出の受理を含み、第二十四条第一項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

五 第二十四条の二(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によるものとされる船員保険法第十七条から第二十条まで及び第二十三条の規定による標準報酬月額額の決定又は改定(同法第十九条第一項の規定による申出の受理を含み、同法第二十条第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。)

六 第二十四条の三第一項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による標準賞与額の決定(第二十四条の三第二項において準用する第二十四条第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。)

七 第二十七条(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理及び第三十条第一項(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知

七の二 第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

八 第二十九条第一項(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第二十九条第三項(第三十条第二項(附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理並びに第二十九条第四項及び第五項(これらの規定を第三十条第二項及び附則第四条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による公告

九 第三十一条第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下

- 十 第三十三条の規定による請求の受理
- 十一 第三十八条第二項（第五十四条の二第二項及び第六十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理
- 十二 第三十八条の二第一項の規定による申出の受理
- 十三 第四十四条第五項の規定による認定
- 十四 第四十四条の三第一項の規定による申出の受理並びに附則第七条の三第一項及び第十三条の四第一項の規定による請求の受理
- 十五 第四十七条の二第一項の規定による請求の受理
- 十六 第五十条の二第五項の規定による認定
- 十七 第五十二条第二項及び第四項の規定による請求の受理
- 十八 第五十八条第二項の規定による申出の受理
- 十九 第五十九条第四項の規定による認定
- 二十 第六十七条並びに第六十八条第一項及び第二項の規定による申請の受理
- 二十一 第七十条の規定による情報の受領
- 二十二 第七十八条の二第一項及び第七十八条の四第一項の規定による請求の受理
- 二十三 第七十八条の五の規定による資料の提供
- 二十四 第七十八条の六第一項の規定による標準報酬月額の変定又は決定及び同条第二項の規定による標準賞与額の変定又は決定
- 二十五 第七十八条の八の規定による通知
- 二十六 第七十八条の十四第一項の規定による請求の受理、同条第二項の規定による標準報酬月額の変定及び決定並びに同条第三項の規定による標準賞与額の変定及び決定
- 二十七 第七十八条の十六の規定による通知
- 二十八 第八十一条の二及び第八十一条の二の二の規定による申出の受理
- 二十九 第八十三条の二の規定による申出の受理及び承認
- 三十 第八十六条第五項の規定による国税滞納処分の場合による処分及び同項の規定による市町村に対する処分等の請求
- 三十一 第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）
- 三十二 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第四百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百二十二条の規定による搜索
- 三十三 第九十五条の規定による戸籍事項に関する証明書の受領
- 三十四 第九十六条第一項（附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び質問

- 三十四 第九十七条第一項の規定による命令及び診断
- 三十五 第九十八条（同条第四項を附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び第九十八条第三項の規定による書類その他の物件の受領
- 三十六 第百条第一項（附則第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による命令並びに質問及び検査
- 三十七 第百条の二の規定による資料の提供の求め（第三十二号に掲げる証明書の受領を除く。）
- 三十八 次条第二項の規定による報告の受理
- 三十九 附則第四条の三第一項及び第四項の規定による申出の受理
- 四十 附則第九条の二第一項の規定による請求の受理
- 四十一 附則第二十九条第一項の規定による請求の受理
- 四十二 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
- 2 機構は、前項第二十九号に掲げる国税滞納処分の場合による処分及び同項第三十一号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適當となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行つて第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするとき（次項に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を公示しなければならぬ。
- 5 厚生労働大臣は、第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等について、機構から引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、当該者に対し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならぬ。
- 6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第三項の規定により自ら行つて第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- （平一九法一〇九・追加、平二二法二七・平二四法六二・平二六法六四・一部改正）

(事業主の届出に関する経過措置)

第六条の二 第二十七条の規定の適用については、当分の間、同条中「被保険者であつた七十歳以上の者」とあるのは、「被保険者であつた七十歳以上の者（附則第四条又は他の法令の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間を有する七十歳以上の者を含む。）」とする。

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付)

第十八条 年金保険者たる共済組合等は、毎年度、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。次条において「国家公務員等共済組合法」という。）第二条第一項第七号イ又はハに掲げる法人（次条において「日本たばこ産業株式会社等」という。）の所属の職員をもつて組織された共済組合の組合員であつた者の当該組合員であつた期間（他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む。次条において「日本たばこ産業共済組合等の組合員期間」という。）に係る年金たる保険給付に要する費用の一部に充てるため、拠出金を納付する。

2 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

(平八法八二・全改、平九法四八・平一一法一六〇・平一三法一〇一・平一六法一〇四・一部改正)

(指定共済組合の組合員)

第二十八条 旧法第七十四条の規定に基く旧厚生年金保険法施行令（昭和十六年勅令第千二百五十号）第三十二条の規定によつて指定された共済組合の組合員である者に関しては、この法律の適用についても、なお従前の例による。

○警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（職員の人事管理）

第五十六条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官（以下「地方警務官」という。）は、一般職の国家公務員とする。

2 前項の職員以外の都道府県警察の職員（以下「地方警察職員」という。）の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件、並びに服務に関して地方公務員法の規定により条例又は人事委員会規則で定めることとされている事項については、第三十四条第一項に規定する職員の例を基準として当該条例又は人事委員会規則を定めるものとする。

3 警視総監又は警察本部長は、第四十三条の二第一項の規定による指示がある場合のほか、都道府県警察の職員が次の各号のいずれかに該当する疑いがあると認める場合は、速やかに事実を調査し、当該職員が当該各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、都道府県公安委員会に対し、都道府県公安委員会の定めるところにより、その結果を報告しなければならない。

- 一 その職務を遂行するに当たつて、法令又は条例の規定に違反した場合
- 二 前号に掲げるもののほか、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

（昭四二法一二一・平一二法一三九・一部改正）

○国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）（抄）

（用語の意義）

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地方公共団体 都道府県、市町村、特別区及びこれらの組合をいう。
 - 二 固定資産 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第一号に規定する固定資産に該当するものをいう。
 - 三 土地 地方税法第三百四十一条第二号に規定する土地に該当するものをいう。
 - 四 家屋 地方税法第三百四十一条第三号に規定する家屋に該当するものをいう。
 - 五 償却資産 地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産に該当するものをいう。
- （昭五九法八八・昭六一法九四・一部改正）

（市町村に対する交付金の交付）

第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。

- 一 当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
 - 二 空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。以下同じ。）の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）又は国が自衛隊の設置する飛行場若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項（ロ）の規定に基づき日本国政府若しくは日本国民が使用する飛行場（空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。）において一般公衆の利用に供する目的で整備し、かつ、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）
 - 三 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項の国有林野に係る土地
 - 四 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（第一号に掲げるものを除く。）
 - 五 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ。）以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、政令で定めるもの（第一号に掲げるものを除く。）
 - 六 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二十九条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産
- 2 国又は地方公共団体は、前項第一号及び第三号に掲げる固定資産のうち、次に掲げるものについては、同項の規定にかかわらず、市町村交付金を交付しない。

- 一 皇室の用に供する固定資産
- 二 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十七号）第十条の公邸及び同法第十二条の無料宿舎の用に供する固定資産
- 三 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条に規定する行政財産又は普通財産で同法第二十二条第一項第二号（同法第十九条又は第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が保護を要する生活困窮者の収容の用に供する固定資産
- 四 地方税法第三百四十三条第五項の土地又は農地で、国が買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間において国が所有するもの
- 五 国有林野の管理経営に関する法律第十条第一号又は第十七条の三第一号の分収造林契約又は分収育林契約の目的たる国有林野（国有林野法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる部分林を含む。）で当該国有林野所在の市町村その他の地方公共団体で政令で定めるものが造林者又は国有林野の管理経営に関する法律第十七条の二に規定する費用負担者であるものに係る土地（分収育林契約に係るものにあつては、当該土地のうち、当該地方公共団体に係る部分として政令で定める部分）
- 六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第十号）第二条の規定により使用させている固定資産
- 七 前各号に掲げるもののほか、地方税法第三百四十八条第二項第一号、第三号から第六号まで、第八号から第十一号まで及び第十二号に掲げる固定資産（第二号に掲げるものを除き、住宅（専ら人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。）及び住宅の用に供する土地を除く。）並びに同条第九項各号に掲げる固定資産
- 八 前各号に掲げるもののほか、これらに類する固定資産で政令で定めるもの
- 3 国又は地方公共団体は、第一項第二号に掲げる固定資産のうち、前項第二号及び第四号に掲げるもの、地方税法第三百四十八条第二項第五号に掲げるもの、税関、出入国管理及び検疫の用に供するものその他の固定資産で政令で定めるものについては、第一項の規定にかかわらず、市町村交付金を交付しない。
- 4 国は、独立行政法人又は国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下この項において同じ。）に出資した固定資産のうち、当該独立行政法人又は国立大学法人等が当該年度において地方税法第五条第二項第二号及び第七百四十条の固定資産税（以下「固定資産税」という。）を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。
- 5 地方公共団体は、地方独立行政法人に出資した固定資産のうち、当該地方独立行政法人が当該年度において固定資産税を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。
（昭三二法一〇三・昭三三法一七九・昭三五法一〇二・昭三七法五一・昭四一法四〇・昭四一法五九・昭四二法二八・昭四四法一六・昭四六法一一・昭四七法一一・昭四九法一九・昭五一法七・昭五四法一二・昭五五法一一・昭五九法二七・昭五九法八八・昭六一法一四・昭六一法九四・平一〇法二七・平一〇法一三五・平一一法一〇四・平一四法九八・平一五法九・平一五法一一七・平一五法一一九・平一七法五・平一七法一〇二・平二〇法七五・平二四法四二・平二四法七六・一部改正）

○国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）（抄）

（法第二条第一項第二号の飛行場）

第一条 国有資産等所在市町村交付金法（以下「法」という。）第二条第一項第二号に規定する空港の機能を果たすものとして政令で定める飛行場は、次の表のとおりとする。

名称	位置
札幌飛行場	北海道札幌市
百里飛行場	茨城県小美玉市
小松飛行場	石川県小松市
美保飛行場	鳥取県境港市
徳島飛行場	徳島県板野郡松茂町
三沢飛行場	青森県三沢市
岩国飛行場	山口県岩国市

（平一〇政一四・追加、平一三政一四三・平一四政三八五・平一九政二三五・平二〇政一五二・平二三政二〇二・一部改正）

（法第二条第一項第五号の土地等）

第一条の二 法第二条第一項第五号に規定する土地で政令で定めるものは、取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するための施設で総務省令で定めるもの（ダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ。）を除く。以下この項において「取水施設等」という。）の用に供する土地（取水施設等に係る水が当該取水施設等所在の市町村の区域内において供給される場合には、当該取水施設等の用に供する土地のうち当該市町村の区域内における供給に係る部分として総務省令で定めるものを除く。）で地方公共団体が所有するもの（市町村の組合が所有する土地にあつては、当該組合を組織する市町村の区域内に所在する土地を除く。）とする。

2 法第二条第一項第五号に規定する固定資産で政令で定めるものは、水道又は工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産（当該ダムにより貯留されている水が当該ダム所在の市町村の区域内において供給される場合には、当該固定資産のうち当該市町村の区域内における供給に係る部分として総務省令で定めるものを除く。）で国又は地方公共団体が所有するもの（市町村の組合が所有する固定資産にあつては、当該組合を組織する市町村の区域内に所在する固定資産を除く。）とする。

（昭四二政一三二・追加、昭四九政八八・昭六一政三九六・一部改正、平一〇政一一四・旧第一条線下・一部改正、平一二政三〇四・一部改正）

（法第二条第二項第五号の地方公共団体等）

第一条の三 法第二条第二項第五号に規定する政令で定める地方公共団体は、次に掲げる地方公共団体とする。

- 一 法第二条第二項第五号に規定する国有林野所在の市町村
- 二 前号に掲げる市町村を包括する都道府県
- 三 第一号に掲げる市町村と隣接する市町村
- 2 法第二条第二項第五号に規定する政令で定める部分は、同号に規定する分収育林契約の目的たる国有林野のうち当該国有林野に係るすべての費用負担者（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十七条の二に規定する費用負担者をいう。）の持分に對する前項の地方公共団体の持分の割合を当該国有林野の面積に乗じて得た面積に相当する土地とする。
（昭六一政八二・追加、昭六一政三九六・一部改正、平一〇政一一四・旧第一条の二繰下、平一〇政三二九・平一四政三八五・平一九政二三五・一部改正）

（法第二条第二項第八号の固定資産）

- 第一条の四 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 国が財団法人日本遺族会に對する国有財産の無償貸付に関する法律（昭和二十八年法律第二百号）第一条の規定によつて財団法人日本遺族会に無償で貸し付けている固定資産
 - 二 国が国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第十二条第二項又は同法第三十六条において準用する同法第十二条第二項の規定によつて無償で同法第三条の国家公務員共済組合又は同法第二十一条の国家公務員共済組合連合会の利用に供している固定資産
 - 三 国が地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第四百十二条第五項の規定によつて無償で同法第三条第一項の警察共済組合の利用に供している固定資産
 - 四 地方公共団体が地方公務員等共済組合法第十八条第二項又は同法第三十八条第一項若しくは第三十八条の九第一項において準用する同法第十八条第二項の規定によつて無償で同法第三条第一項の地方公務員共済組合又は同法第二十七条第一項の全国市町村職員共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二第一項の地方公務員共済組合連合会の利用に供している固定資産
 - 五 地方公共団体が当該地方公共団体の公務員のために設置する宿舍の用に供する固定資産のうち法第二条第二項第二号の固定資産に類するもの
 - 六 国が国有林野の管理経営に関する法律第七条の規定によつて地方公共団体に貸し付け、若しくは使用させている国有林野に係る土地又は同法第八条の二第一項若しくは第八条の三の規定によつて貸し付け、若しくは使用させている国有林野に係る土地
 - 七 国又は地方公共団体が所有する固定資産で日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第五条の規定により国際連合の軍隊に使用させているもの及び地方公共団体が所有する固定資産で日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国の軍隊に使用させているもの
 - 八 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五百十条第一項若しくは第二項に規定する事業に係る施設又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条若しくは雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三条の規定による施設の用に供する固定資産で公益社団法人又は公益財団法人が国から当該施設の経営の委託を受けたことにより無償で使用しているもの

九 国が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定によつて同法の規定による港務局に無償で貸し付けている港湾施設である固定資産

十 国が物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第二条の規定によつて国以外の者に無償で貸し付けている固定資産及び地方公共団体が同法の規定に準じて条例で定めるところによつて当該地方公共団体以外の者に無償で貸し付けている固定資産

十一 国が国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法（昭和四十年法律第三百三十三号）第一項の規定により管理の委託をしている固定資産

十二 国が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第一条第一項に規定する個別法又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の規定によつて地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人又は国立大学法人等に無償で貸し付け、又は使用させている固定資産（総務省令で定めるものを除く。）

（昭三五政一七二・昭四〇政九八・昭四一政九・一部改正、昭四二政一三二・旧第一条繰下・一部改正、昭四八政一一二・昭五〇政二六・昭五八政一六一・昭五九政三五・昭五九政二六八・昭六〇政六・一部改正、昭六一政八二・旧第一条の二繰下、昭六一政三九六・昭六二政五四・平六政二八二・平九政八四・一部改正、平一〇政一一四・旧第一条の三繰下、平一〇政三二九・平一一政三二四・平一二政三二六・平一三政一・平一三政一八・平一四政二八二・平一四政三八五・平一五政四八三・平一九政一六一・平一九政二三五・平二〇政一五二・平二一政二九六・一部改正）

（法第二条第三項の固定資産）

第二条 法第二条第三項に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる固定資産

二 公共の用に供する道路及び無償で公共の用に供する駐車場の用に供する固定資産

三 専ら次に掲げる事務所等の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

イ 税関の支署及び出張所、地方入国管理局及びその支局並びにこれらの出張所並びに検疫所、植物防疫所及び動物検疫所並びにこれらの支所及び出張所

ロ 総合通信局の出張所、警察署及び派出所、地方整備局の事務所（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所をいう。）で総務省令で定めるもの、管区海上保安本部の事務所（海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十三条に規定する管区海上保安本部の事務所をいう。）で総務省令で定めるもの並びに地方気象台及び測候所並びにこれらの出張所

ハ 地方航空局及びその事務所（国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所をいう。）で総務省令で定めるもの

四 前条第二号から第六号までに掲げる固定資産

五 前各号に掲げるもののほか、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第二条第一項の物品（同法第三十七条の物品を除く。）及びこれに類する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十九条第一項の物品

（昭四一政一五八・追加、昭四二政一三二・旧第一条の二繰下、昭四四政八九・昭五六政四〇・昭六〇政六・一部改正、昭六一政八二・旧第一条

の三線下、昭六一政三九六・一部改正、平九政一〇〇・旧第一条の四線下、平一二政三〇四・平一四政三八五・平一九政二三五・一部改正)

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）

（目的）

第一条 この法律は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償を行うことを目的とする。

（昭三五法五七・平一三法九・一部改正）

（補償義務）

第二条 地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第五条第二項及び第十一条において「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。

（昭三五法五七・昭五七法六六・平二四法六七・一部改正）

（補償の種類）

第三条 この法律により地方公共団体が行う学校医等の公務上の災害に対する補償（以下「補償」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償（学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合における必要な療養の実施又は必要な療養の費用の支給）
 - 二 休業補償（次号に掲げる傷病補償を行う場合を除き、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができなるときに行う補償）
 - 三 傷病補償（学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治つていない場合において存する障害に対する補償）
 - 四 障害補償（学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合においてなお存する障害に対する補償）
 - 五 介護補償（学校医等が傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害により必要な介護を受けている場合における補償）
 - 六 遺族補償（学校医等が公務上死亡した場合におけるその遺族に対する補償）
 - 七 葬祭補償（学校医等が公務上死亡した場合における葬祭を行う者に対する補償）
- （昭三五法五七・昭四二法一三六・昭五二法四二・昭五七法六六・平八法四・一部改正）

（補償の範囲、金額、支給方法等）

第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

2 前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定を参しやくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師、歯科医師又

は薬剤師としての業務に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるようにこれを定めなければならない。

(昭三五法五七・平一〇法一〇一・平一三法九・一部改正)

(審査)

第五条 この法律による公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会に対し、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る裁定にあつては、当該地方公共団体の長）に通知しなければならない。

3 第一項の規定による審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。
(平一三法九・旧第八条繰上・一部改正、平二四法六七・一部改正)

(損害賠償の免責)

第六条 地方公共団体は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、同一の事由については、その価額の限度において、国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）による損害賠償の責を免かれる。

(平一三法九・旧第九条繰上)

(第三者に対する損害賠償の請求)

第七条 地方公共団体は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合においてこの法律による補償を行ったときは、その価額の限度において、この法律による補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、この法律による補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、地方公共団体は、その価額の限度において、この法律による補償の責を免かれる。

(平一三法九・旧第十条繰上)

(補償を受ける権利)

第八条 学校医等が離職した場合においても、この法律による補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 この法律による補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金である傷病補償、障害補償又は遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

(昭三五法五七・昭五七法四八・平一一法五六・一部改正、平一三法九・旧第十一条繰上、平一九法五八・一部改正)

(時効)

第九条 この法律による補償を受ける権利は、二年間（障害補償及び遺族補償については、五年間）行わないときは、時効により消滅する。
(昭四二法一三六・一部改正、平一三法九・旧第十二条繰上)

(非課税等)

第十条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。
(平一三法九・旧第十三条繰上)

(無料証明)

第十一条 教育委員会（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあつては、地方公共団体の長）又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医等の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。
(昭三五法五七・一部改正、平一三法九・旧第十五条繰上、平二四法六七・一部改正)

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）

（補償基礎額）

第一条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（以下「法」という。）第三条に規定する補償（第二十条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。

2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日における当該学校医、学校歯科医又は学校薬剤師のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（第十二条第二項第二号において単に「経験年数」という。）に依りて、別表に定める額によるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円（学校医等に第一号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫
- 三 六十歳以上の父母及び祖父
- 四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（昭三五政二〇九・昭四二政二五八・昭四七政三八八・昭四八政二六三・昭五〇政一九・昭五一政三七・昭五一政三一六・昭五三政五一・昭五三政三八七・昭五五政二七・昭五五政三三三・昭五七政八・昭五七政二六四・昭五八政二六四・昭六〇政九・昭六一政九・昭六二政一一・平元政一二・平二政二九一・平四政一九・平五政二七・平六政六三・平七政五八・平八政七五・平九政一四・平一〇政二二・平一〇政三八二・平一二政五四一・平一五政二二・平一五政五二八・平一八政二九一・平一九政七〇・平二〇政八〇・一部改正）

（補償基礎額の限度額）

第一条の二 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合における休業補償（以下この項において「長期療養者の休業補償」という。）に係る前条の規定による補償基礎額が、長期療養者の休業補償を受けるべき学校

医等の休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日における年齢に応じ文部科学大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を長期療養者の休業補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の文部科学大臣が定める額は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第四条の三第一項の規定により人事院が定める額を考慮して定めるものとする。

（平二政二九一・全改、平一二政三〇八・一部改正）

第一条の三 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る第一条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき学校医等の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあつては、学校医等の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該学校医等の基準日における年齢）に応じ文部科学大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の文部科学大臣が定める額は、国家公務員災害補償法第四条の四第一項の規定により人事院が定める額を考慮して定めるものとする。

（平二政二九一・追加、平一二政三〇八・一部改正）

（療養補償）

第二条 療養補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合において、当該学校医等に対して、必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給して行なうものとする。

（昭三五政二〇九・昭四二政二五八・一部改正）

（療養及び療養費の支給）

第三条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

2 地方公共団体は、その経営する医療機関若しくは薬局又は教育委員会（大学及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の学校医等）については、地方公共団体の長とする。

以下同じ。)があらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第一号から第五号までの療養を行うものとする。
(昭四二政二五八・平六政二八二・平二六政四一二・一部改正)

(休業補償)

第四条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、一日につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合(文部科学省令で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は收容されている期間については、休業補償は、行わない。

一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に收容されている場合

二 婦人補導院その他これらに準ずる施設に收容されている場合

(昭三五政二〇九・昭四二政二五八・昭五二政一五五・昭六三政九・平一二政三〇八・平一八政一九三・一部改正)

(傷病補償)

第四条の二 傷病補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合に、当該学校医等に対して、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給して行うものとする。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第二項に規定する第一級から第三級までの各障害等級に相当するものとして文部科学省令で定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級(前項第二号の傷病等級をいう。第四項において同じ。)のいずれに該当するかに応じ、一年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

一 第一級 三百十三倍

二 第二級 二百七十七倍

三 第三級 二百四十五倍

3 傷病補償を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 傷病補償を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに第二項各号に掲げる他の傷病等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた傷病等級に応ずる傷病補償を行うものとし、その後は、従前の傷病補償は、行わない。

(昭五二政一五五・追加、昭五七政二六四・平一八政二九一・一部改正)

(障害補償)

第五条 障害補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治つた場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存するとき、当該学校医等に対して、同項に規定する第一級から第七級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給して行い、同項に規定する第八級から第十四級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金を支給して行うものとする。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、文科科学省令で定める。

3 障害補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第一級 三百十三倍
- 二 第二級 二百七十七倍
- 三 第三級 二百四十五倍
- 四 第四級 二百十三倍
- 五 第五級 百八十四倍
- 六 第六級 百五十六倍
- 七 第七級 百三十一倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第八級 五百三倍
- 二 第九級 三百九十一倍
- 三 第十級 三百二倍
- 四 第十一級 二百二十三倍
- 五 第十二級 百五十六倍
- 六 第十三級 百一倍
- 七 第十四級 五十六倍

5 障害等級に該当する程度の障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に应ずる障害等級によるものとする。

6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち学校医等に最も有利なものによるものとする。

- 一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
 - 二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
 - 三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級
- 7 前項第一号の場合の障害補償の金額は、それぞれの障害に应ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならないものとする。ただし、同号の規定による障害等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。

8 既に障害のある学校医等が公務上の負傷又は疾病によつて、同一部位についての障害の程度を加重した場合には、その者の加重後の障害の障害等級に應ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に依じてそれぞれ当該各号に定める金額を差し引いた金額をもつて障害補償の金額とするものとする。

一 その者の加重前の障害の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害の障害等級に應ずる障害補償年金の額

二 その者の加重前の障害の障害等級が第八級以下であり、かつ、加重後の障害の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害の障害等級に應ずる障害補償一時金の額を二十五で除して得た金額

三 その者の加重後の障害の障害等級が第八級以下である場合 その者の加重前の障害の障害等級に應ずる障害補償一時金の額

9 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の障害等級に該当するに至つた場合においては、新たに該当するに至つた障害等級に應ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償は、行わないものとする。

(昭三五政二〇九・昭三七政五二・昭四二政二五八・昭五一政三一六・昭五二政一五五・昭五七政二六四・平一八政二九一・一部改正)

(休業補償、傷病補償及び障害補償の制限)

第六条 学校医等が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷、疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、休業補償、傷病補償又は障害補償の全部又は一部を行わないことができる。

(昭四二政二五八・追加、昭五二政一五五・昭五七政二六四・一部改正)

(介護補償)

第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として文部科学大臣が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介

護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十万四千五百七十円を超えるときは、十万四千五百七十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が五万六千七百九十円以下である場合に限る。） 五万六千七百九十円

三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が五万二千二百九十円を超えるときは、五万二千二百九十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千四百円以下であるときに限る。） 二万八千四百円

（平八政七五・追加、平九政一四〇・平一〇政一四一・平一一政一三六・平一二政一五七・平一二政三〇八・平一五政一八九・平一六政一四一・平一八政二九一・平一八政三二〇・平二〇政八〇・平二二政三七・平二三政三四・平二三政二九六・平二四政二六・平二四政六五・平二五政五・平二五政三一九・平二七政八四・一部改正）

（遺族補償）

第七条 遺族補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、当該学校医等の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給して行なうものとする。

（昭三五政二〇九・一部改正、昭四二政二五八・旧第六条繰下・一部改正）

（遺族補償年金）

第八条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、学校医等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、学校医等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、学校医等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。

三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、文部科学省令で定める障害の状態にあること。

2 学校医等の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、学校医等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(昭四二政二五八・全改、昭四七政三八八・昭五一政三一六・昭五二政一五五・昭五七政二六四・昭六〇政二七三・平八政七五・平一八政二九一・一部改正)

第九条 遺族補償年金の額は、一年につき、補償基礎額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

一 一人 百五十三倍（五十五歳以上の妻又は前条第一項第四号に規定する状態にある妻にあつては百七十五倍）

二 二人 二百一倍

三 三人 二百二十三倍

四 四人以上 二百四十五倍

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、その妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、その妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

一 五十五歳に達したとき（前条第一項第四号に規定する状態にあるときを除く。）。

二 前条第一項第四号に規定する状態になり、又はその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）。

(昭四二政二五八・追加、昭四七政三八八・昭五〇政一九・昭五五政三三三・昭五七政二六四・平七政二九八・一部改正)

第十条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した学校医等との親族関係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（学校医等の死亡の時から引き続き第八条第一項第四号に規定する状態にあるときを除く。）。

六 第八条第一項第四号に規定する状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、学校医等の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までのあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は学校医等の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなるものとする。

（昭四二政二五八・追加、昭四七政三八八・昭五七政二六四・昭六〇政二七三・平八政七五・一部改正）

第十一条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第九条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。

この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。
（昭四二政二五八・追加）

（遺族補償一時金）

第十二条 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

一 学校医等の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けられる遺族がなく、かつ、当該学校医等の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の次項に規定する合計額が当該権利が消滅した日において前号の場合に該当するものとされたときに支給されることとなる一時金の額に満たないとき。

2 前項第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 前項第二号に規定する権利が消滅した日の属する年度（次号において「権利消滅年度」という。）の分として支給された遺族補償年金の額
二 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に、権利消滅年度の四月一日において経年数に応じて定められていた補償基礎額を当該各年度の四月一日におけるそれぞれこれに対応する補償基礎額で除して得た率を基準として文部科学大臣が定める率を乗じて得た額の合算額

（昭四二政二五八・追加、平二政二九一・平八政一三二・平一二政三〇八・一部改正）

第十三条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、学校医等の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

- 一 配偶者
 - 二 学校医等の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - 三 前二号に掲げる者以外の者で主として学校医等の収入によつて生計を維持していたもの
 - 四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 学校医等が遺言又はその者の属する学校を設置する地方公共団体の教育委員会に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。
(昭四二政二五八・追加)

第十四条 遺族補償一時金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額（第十二条第一項第二号の場合にあつては、その額から同号に規定する合計額を控除して得た額）とする。

- 一 第十三条第一項第三号に該当する者（次号に掲げる者を除く。） 四百倍
- 二 第十三条第一項第三号に該当する者のうち、学校医等の三親等内の親族で、学校医等の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上であつた者又は第八条第一項第四号に規定する状態にあつた者 七百倍
- 三 第十三条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる者 千倍
- 2 第九条第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。
(昭四二政二五八・追加、昭五二政一五五・昭五七政二六四・平二政二九一・一部改正)

（遺族からの排除）

- 第十五条 学校医等を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。
- 2 学校医等の死亡前に、当該学校医等の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることのできる遺族としない。
- 3 学校医等の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該学校医等の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。
- 4 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。学校医等の死亡前に、当該学校医等の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、

その権利は、消滅する。

6 第十条第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

(昭四二政二五八・追加)

(年金たる補償の額の端数処理)

第十五条の二 年金たる補償の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(昭五七政八・追加、昭六二政一一・一部改正)

(年金たる補償の支給期間等)

第十六条 年金たる補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由を生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

4 前項の規定により年金たる補償の支払を行なう場合には、当該補償の年額を十二で除して得た額に支払うべき月数を乗じて得た額を支払うものとする。

(昭四二政二五八・追加、昭五二政一五五・昭五七政八・平八政七五・一部改正)

(年金たる補償等の支払の調整)

第十七条 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

2 同一の公務上の負傷又は疾病(次項において「同一の傷病」という。)に関し、傷病補償を受ける者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなつた場合において、当該傷病補償を受ける権利が消滅した月の翌月以後の分として傷病補償が支払われたときは、その支払われた傷病補償は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償又は障害補償の内払とみなす。

(昭四二政二五八・追加、昭五二政一五五・一部改正)

第十七条の二年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償で次に掲げるものがあるときは、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

一 年金たる補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、遺族補償一時金又は葬祭補償

二 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給されるべき遺族補償年金

（昭五七政八・追加）

（葬祭補償）

第十八条 葬祭補償は、学校医等が公務上死亡した場合において、葬祭を行う者に対して、三十一万五千円に補償基礎額の三十倍に相当する金額を加えた金額を支給して行うものとする。

（昭三五政二〇九・一部改正、昭四二政二五八・旧第九条繰下・一部改正、昭四八政二六三・昭五〇政一九・昭五〇政三五七・昭五二政一五五・昭五五政二七・昭五七政八・昭五八政七四・昭六一政一〇六・昭六三政一六八・平二政一六二・平四政一六・平六政一六四・平八政一三二・平一〇政一四一・平一二政一五七・一部改正）

（死亡の推定）

第十九条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた学校医等若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中行方不明となつた学校医等の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの学校医等の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は学校医等が行方不明となつた日に、当該学校医等は死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗っていた学校医等若しくは航空機の航行中行方不明となつた学校医等の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの学校医等の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合も、同様とする。

（昭四二政二五八・追加）

（未支給の補償）

第二十条 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだ支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）に、これを支給する。

2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序（遺族補償年金については、第八条第三項に規定する順序）とする。

3 第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合にお

いて、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。
 (昭四二政二五八・追加)

附 則

(施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行し、法の施行の日(昭和三十二年八月三十日)から適用する。
 (昭五〇政三五七・旧附則・一部改正、昭五二政一五五・旧第一項・一部改正)

(障害補償年金差額一時金)

第一条の二 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額(当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前に支給された障害補償年金にあつては、第十二条第二項の規定に準じて文部科学省令で定めるところにより計算した額。次項において同じ。)及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額(当該障害補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、第十二条第二項の規定に準じて文部科学省令で定めるところにより計算した額。次項において同じ。)の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に満たないときは、その者の遺族に対し、障害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第一級	補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	補償基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額
第四級	補償基礎額に九二〇を乗じて得た額
第五級	補償基礎額に七九〇を乗じて得た額
第六級	補償基礎額に六七〇を乗じて得た額
第七級	補償基礎額に五六〇を乗じて得た額

2 障害補償年金を受ける権利を有する学校医等のうち、第五条第八項の規定の適用を受ける者が死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、障害補償年金差額一時金は、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たない場合に限り支給するものとし、その額は、その差額に相当する額とする。

一 その者の加重前の障害の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重後の障害の障害等級に応ずる前項の表の下欄に定める額から、その者の加重前の障害の障害等級に応ずる同表の下欄に定める額を差し引いた額

二 その者の加重前の障害の障害等級が第八級以下である場合 その者の加重後の障害の障害等級に応ずる前項の表の下欄に定める額に、当該障害補償年金に係る第五条第八項の規定により計算された金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の障害等級に応ずる同条第三項の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額

3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けなければならない順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 障害補償年金を受ける学校医等の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

4 第九条第二項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第十三条第三項、第十五条第一項及び第二項並びに第十九条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第九条第二項中「前項」とあるのは「附則第一条の二第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「同条第一項又は第二項」と、第十三条第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第一条の二第三項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

(昭五七政八・追加、平二政二九一・平一二政三〇八・平一八政二九一・一部改正)

(障害補償年金前払一時金)

第一条の三 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が申し出たときは、障害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 前項の規定による申出は、障害補償年金の最初の支払に先立つて行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支払を受けた場合であっても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。

3 第一項の規定による申出は、同一の災害につき二回以上行うことはできない。

4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（当該障害補償年金について第五条第八項の規定が適用された場合には、前条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める額。以下この項において「障害補償年金前払一時金限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金限度額の範囲内の額で補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍若しくは二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が選択した額とする。ただし、当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受けなければならない学校医等が選択した額とする。

5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の

障害補償年金の支払期月から起算して一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、百分の五に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、一年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、一年を超える場合に於ては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

7 第五項の規定による障害補償年金の支給停止は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第二十八条第十項においてその例によることとされ、及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十年法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第七十九条の二第五項の規定により準用される旧国民年金法第六十五条第二項、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第二項第一号ただし書並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第十七条第一号ただし書の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。

（昭五七政八・追加、昭六一政七二・平六政三四七・平七政七二・平一八政二九一・平二六政三一三・一部改正）

（遺族補償年金前払一時金）

第二条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、遺族補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、当該遺族補償年金前払一時金に係る申出が第四項において準用する前条第二項ただし書の規定によるものである場合には、補償基礎額の千倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

3 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が二人以上ある場合には、第一項の規定による申出及び前項の規定による選択は、これらの遺族がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。

4 第九条第二項の規定は遺族補償年金前払一時金の額について、前条第二項及び第三項の規定は遺族補償年金前払一時金の申出について、同条第五項及び第六項の規定は遺族補償年金前払一時金が支給された場合について準用する。この場合において、第九条第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項」と、前条第五項中「当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月」とあるのは「当該遺族補償年金を支給

すべき事由が生じた日の属する月（附則第二条の四第一項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができるとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有するもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）に支給すべき遺族補償年金にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ同条第一項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）と、「当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月」とあるのは「当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支払期月（特例遺族補償年金受給権者が支給停止解除年齢に達する月前においてその者に支給された遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金にあつては、その者について附則第二条の四第三項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族補償年金に係る遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支払期月）」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する前条第五項の規定による遺族補償年金の支給停止は、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第十項においてその例によることとされ、及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧国民年金法第七十九条の二第五項の規定により準用される旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。
（昭五七政八・全改、昭六〇政二七三・昭六一政七二・平六政三四七・平七政七二・平二六政三一三・一部改正）

（未支給の補償等に関する規定の読替え）

第二条の二 障害補償年金差額一時金及び遺族補償年金前払一時金の支給が行われる間、第十二条第一項第二号中「合計額」とあるのは「合計額及び遺族補償年金前払一時金の額（当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、次項の規定に準じて文部科学省令で定めるところにより計算した額）の合計額」と、第十四条第一項中「合計額」とあるのは「合計額」と、第十七条の二第一号中「又は葬祭補償」とあるのは「葬祭補償又は障害補償年金差額一時金」と、第二十条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金、障害補償年金差額一時金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金、当該障害補償年金差額一時金又は当該遺族補償年金前払一時金」と、同条第二項中「遺族補償年金については、第八条第三項」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については第八条第三項、障害補償年金差額一時金については附則第一条の二第三項後段」とする。
（昭五七政八・追加、平二政二九一・平一二政三〇八・一部改正）

（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）

第二条の三 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した学校医等の遺族に対する第八条第一項第一号及び第三号並びに第十条第一項第六号の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで

五十五歳

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで		五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで		五十七歳
昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで		五十八歳
平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで		五十九歳

(昭六〇政二七三・追加、平元政一二・一部改正)

第二条の四 次の表の上欄に掲げる期間に公務上死亡した学校医等の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該学校医等の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第八条第一項第四号に規定する者であつて第十条第一項第六号に該当するに至らないものを除く。）は、第八条第一項（前条において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第九条第一項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第二条の四第一項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る学校医等の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」と、第十条第二項中「各号の一」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十五歳	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳以上五十七歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで	五十五歳以上五十八歳未満	五十八歳
平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	五十五歳以上五十九歳未満	五十九歳
平成二年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳

2 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるとき順位は、第八条第一項（前条において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 第一項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第二条の規定の適用を妨げるものではない。

4 第一項に規定する遺族に対する第二十条第二項及び附則第二条の二の規定の適用については、これらの規定中「第八条第三項」とあるのは、「附則第二条の四第二項」とする。

(昭六〇政二七三・追加、平元政一二・一部改正)

(他の法律による給付との調整)

第三条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の

間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第十五条の二を除く。）による当該年金たる補償の額に、当該年金たる給付に應ずる同表の下欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に應ずる同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除して得た率）を乗じて得た額（その額がこの政令の規定による当該年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、それらの合計額）を控除して得た額を又下回る場合には、当該控除して得た額）とし、その額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金 国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この条において「共済各法」という。）の規定による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）	○・八六
障害補償年金	昭和六十年法律第三十四号第五條の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下この条において「旧船員保険法」という。）の規定による障害年金	○・七五
	昭和六十年法律第三十四号第三條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）の規定による障害年金	○・七五
	旧国民年金法の規定による障害年金	○・八九
	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	○・八三
	国民年金法の規定による障害基礎年金	○・八八
	旧船員保険法の規定による障害年金	○・七四
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	○・七四
	旧国民年金法の規定による障害年金	○・八九
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	○・八四
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八條第一項の規定による遺族基礎年金及び共済各法の規定による遺族共済年金の事由と同一	○・八八
遺族補償年金		

	の事由により支給される遺族基礎年金を除く。以下この条において同じ。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	
	旧船員保険法の規定による遺族年金	○・八〇
	旧厚生年金保険法の規定による遺族年金	○・八〇
	旧国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	○・九〇

2 前項の場合において、年金たる補償の事由と同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金又は厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合の当該年金たる補償の額に乘ずる率は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年金たる補償の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

傷病補償年金	○・七三
障害補償年金	○・七三
遺族補償年金	○・八〇

3 休業補償の金額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定による休業補償の金額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる給付に應ずる同表の下欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、それぞれの当該年金たる給付に應ずる同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除して得た率）を乗じて得た金額（その金額がこの政令の規定による休業補償の金額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、それらの合計額）を三百六十五で除して得た額を控除して得た金額を下回る場合には、当該控除して得た金額）とする。

厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	○・八六
国民年金法の規定による障害基礎年金	○・八八
旧船員保険法の規定による障害年金	○・七五
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	○・七五
旧国民年金法の規定による障害年金	○・八九

4 前項の場合において、休業補償の事由と同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合の当該休業補償の金額に乘ずる率は、同項の規定にかかわらず、○・七三とする。
 （昭五二政一五五・追加、昭五七政二六四・昭六〇政二七三・昭六一政七二・昭六三政一六八・平九政八四・平九政三五五・平一四政四三・一部改正）

(葬祭補償に関する暫定措置)

第四条 第十八条の規定による葬祭補償の金額が補償基礎額の六十倍に相当する金額に満たないときは、葬祭補償の金額は、当分の間、同条の規定にかかわらず、当該六十倍に相当する金額とする。

(昭五二政一五五・追加)

(東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者に係る死亡の推定)

第五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三箇月間分からない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族補償、葬祭補償及び障害補償年金差額一時金並びに第二十条第一項の規定による補償の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は死亡したものと推定する。

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（標準報酬）

第四十二条 標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満

第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上

第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五五五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	六一〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満

2 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

3 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。

4 第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項若しくは第十一項及び第十二項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

5 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

6 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

7 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、財務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

8 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

9 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三十一条（同法第二十七条第八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百一十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。

）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

10 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

11 組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。

12 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

13 組合員の報酬月額が第二項、第五項、第九項若しくは第十一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項、第七項、第九項若しくは第十一項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

（昭六〇法一〇五・全改、平元法九三・平六法九八・平一一法一六〇・平一二法二一・平一六法一三〇・平一九法四二・平一九法一〇八・平二一法六五・平二四法六二・一部改正）

（標準期末手当等の額の決定）

第四十二条の二 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 前条第十三項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。
（平一二法二一・追加、平一六法一三〇・平二四法六二・一部改正）

（併給の調整）

第七十四条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）を、地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限り）を除く。）を、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付）を、厚生年金保険法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付）を、厚生年金保険法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付）を、遺族厚生年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限り）を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限り）を除く。）を、地方公務員等共済組合法による年金である給付（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）を受けることができることとするとき。

二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）を受けることができることとするとき。

三 遺族共済年金 退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）を、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である給付（地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で退職共済年金に相当するもの又は厚生年金保険法による老齢厚生年金（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限り）を除くものとし、第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるもののうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限り）を、並びに当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）を受けることができることとするとき。

2 前項の規定により、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である給付を受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合（当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く。）に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されるときは、退職共済年金の額のうち第七十七条第二項の規定により加算する金額（以下「退職共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額、障害共済年金の額のうち第八十二条第一項第二号に掲げる金額（同条第二項又は第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定する金額（当該障害共済年金の額が第八十二条第三項の規定により算定されたものであるときは、同項各号に掲げる金額のうち政令で定める金額）を含む。）以下「障害共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額又は遺族共済年金の額のうち第八十九条第一項第一号イ（2）若しくは同号ロ（2）に掲げる金額（同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額（当該遺族共済年金の額が同条第四項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額）を含む。以下「遺族共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額については、その支給の停止を行わない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、その者に係るこの法律による年金である給付、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付について、前項若しくは次項の規定又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されるときは、この限りでない。

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされなるときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6 第三項の申請（前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

（昭六〇法一〇五・全改、平九法四八・平一二法一四〇・平一三法一〇一・平一六法一三〇・平二三法五六・一部改正）

（退職共済年金の受給権者）

第七十六条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十五歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

（昭六〇法一〇五・全改、平六法九八・一部改正）

（退職共済年金の額）

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

2 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
 - 二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額
 - 三 退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。
 - 四 組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。
- （昭六〇法一〇五・全改、平一二法二一・平一六法一三〇・一部改正）

第七十八条 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額とし、これらの金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

- 一 死亡したとき。

二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。

三 配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

七 子が、婚姻をしたとき。

八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。

5 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。
(昭六〇法一〇五・全改、平元法九三・平六法九八・平一二法二一・平一六法一三〇・一部改正)

(支給の繰下げ)

第七十八条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該退職共済年金を請求していなかつたものは、連合会に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、他の年金である給付（障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、それぞれ当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者 他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。） 五年を経過した日

3 第一項の申出をした者に対する退職共済年金は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十七条第一項及び第二項の規定の例により算定した金額並びに次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

(平一六法一三〇・追加、平二四法六二・一部改正)

第八十三条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

4 障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、障害共済年金の額を改定する。

5 第七十八条第四項(第五号から第十号までを除く。)の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。(昭六〇法一〇五・全改、平元法九三・平六法九八・平一二法二一・平一六法一三〇・平二二法二七・一部改正)

第九十条 遺族共済年金(第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十一年未満であるものを除く。)の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、第八十九条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算した金額とする。

(昭六〇法一〇五・全改、平元法九三・平六法九八・平一二法二一・平一六法一三〇・一部改正)

(掛金)

第百条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月(介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。)につき、徴収するものとする。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月(介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。)の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は地方の組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は、徴収しない。

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合(第九十九条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会)の定款で定める。

4 組合員が、その組合内において、第九十九条第一項第三号の費用の算定上の単位を異にする組合員となつたときは、政令で定めるところによ

り、掛金の額を調整することができる。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）をいう。

（昭三四法一六三・昭四四法九二・昭四六法八二・昭四八法六二・昭四九法九四・昭五〇法七九・昭五一法五二・昭五二法六四・昭五三法五八・昭五四法七二・昭五五法七四・昭五六法五五・昭五七法五六・昭五九法三五・昭六〇法四九・昭六〇法一〇五・平九法四八・平九法一二四・平一二法二一・平一三法一〇一・平一四法一〇二・平一八法八三・一部改正）

附 則

（退職共済年金の支給の繰上げ）

第十二条の二の二 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、一年以上の組合員期間を有する六十歳以上の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十六条の規定は、適用しない。

4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた金額とする。

5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。

6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第八十九条の二の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「第七十七条第二項の規定により加算する金額から政令で定める金額を減じた金額」と、第七十八条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時（六十五歳に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする」とあるのは「附則第十二条の二の二第四項及び第六項並びに前条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とするものとし、六十五歳に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時」と、第八十九条の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則

第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とする。
(平一二法二一・追加、平一六法一三〇・一部改正)

(退職共済年金の特例)

第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 六十歳以上であること。
- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が二十五年以上であること。
(平六法九八・全改、平一二法二一・一部改正)

第十二条の四の二 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第六項において「退職共済年金の受給権者」という。）が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、第六項、附則第十二条の六の三第一項及び第五項並びに附則第十二条の七の三第七項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき、第六項及び附則第十二条の六の三第一項において同じ。）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）を乗じて得た金額

二 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

3 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する第一項の請求に係る退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

- 一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

4 第一項の請求があつた退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当時」と、「前条の」とあるのは「附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時」と、第七十九条第二項中「相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を」とあるのは「附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び同条第四項において読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額を」とする。

5 前各項の規定によりその額が算定されている附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を、第七十七条第一項又は第二項の規定により算定した金額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合には、この限りでない。

6 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一 退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害共済年金等」という。）を受けるときに限る。）。

二 障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。

三 組合員の資格を喪失した日（引き続き組合員であつた場合には、引き続き組合員の資格を喪失した日）において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金等を受けるときに限る。）。

（平六法九八・追加、平一二法二一・平一六法一三〇・平二四法六二・一部改正）

（特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例）

第十二条の六の二 附則第十二条の三の二に規定する者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）であつて、附則第十二条の三各号のいずれにも該当するもの（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、それぞれ附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に行為しなければならぬ。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十六条及び附則第十二条の三の規定は、適用しない。

- 4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた金額とする。
- 5 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。
- 6 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。
- 7 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。
- 8 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第八十九条の二の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「第七十七条第二項の規定により加算する金額から政令で定める金額を減じた金額」と、第七十八条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳（その者が附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。）とする。第三項において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする」とあるのは「附則第十二条の六の二第四項、第六項及び第七項並びに前条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とし、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「六十五歳に達した当時」と、第八十九条の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とする。
- 9 前項の規定により読み替えられた第七十八条第一項の規定によりその額が加算された第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）が次条第五項又は第六項の規定の適用を受ける間は、前項の規定により読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

(平一法二一・追加、平一六法一三〇・一部改正)

(特例による退職共済年金の支給の繰上げ)

第十二条の八 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会に申し出たときは、次項の規定の適用がある場合を除き、附則第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十二条の三及び第十二条の六の二の規定は、適用しない。

3 第一項又は前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢(以下「特例支給開始年齢」という。)と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

4 第一項又は第二項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項の規定により加算する金額に係る附則第十二条の八第三項の規定による減額後の額」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の八第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第七十九条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者(六十歳以上である者に限る。)」とする。

5 第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された第一項又は第二項の規定による退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る特例支給開始年齢に達するまでの間は、同条第一項の規定により加算する部分の支給を停止する。

6 附則第十二条の五、第十二条の七の四及び第十二条の七の六第一項の規定は、第一項又は第二項の規定による退職共済年金について準用する。この場合において、同条第一項中「附則第十二条の三」とあるのは、「附則第十二条の八第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

7 第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であった者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十七条第一項又は第二項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、その金額に、第三項の規定により減じらるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第二号に掲げる金額又は当該金額と同条第三項の規定により加算する金額との合算額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対して

この法律を適用する場合における必要な技術的読替え及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項及び第三項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項又は第二項の規定の適用を受ける者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳」と、第三項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に
応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

（昭六〇法一〇五・追加、昭六一法九三・平六法九八・平八法八二・平一二法二一・平一六法一三〇・一部改正）

○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）（抄）

附 則

（退職共済年金の額の経過的加算）

第十六条 新共済法第七十六条の規定による退職共済年金（大正十五年四月一日以前に生まれた者又は退職年金若しくは減額退職年金若しくは前条第三項に規定する政令で定める年金の受給権者で昭和六年四月一日以前に生まれたもの（以下この条において「施行日に六十歳以上である者等」という。）に係るものを除く。）の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、新共済法第七十七条第一項の規定により算定した金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一 千二百五十円に組合員期間の月数（当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月）を乗じて得た金額

二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（国民年金等改正法附則第九条又は新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたときは、当該改定後の額）にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た金額

イ 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものその他政令で定める期間に係るものを除く。）の月数

ロ 附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

2 附則別表第二の第一欄に掲げる者（施行日に六十歳以上である者等を除く。）に対する前項第一号及び新共済法附則第十二条の四第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「千二百五十円」とあるのは、「千二百五十円に政令で定める率を乗じて得た金額」とする。

3 前項の規定により読み替えられた第一項第一号及び新共済法附則第十二条の四第一項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第二の第一欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千二百五十円にその率を乗じて得た金額が昭和五十四年度の年度平均の物価指数に對する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た金額から千二百五十円までの間を一定の割合で通減するように定められるものとする。

4 昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えた場合における前項の規定の適用については、同項中「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に對する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た金額から千二百五十円」とあるのは、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に對する昭和六十年の年平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た金額から昭和五十八年度基準物価上昇比率を千二百五十円に乘じて得た金額」とする。

5 施行日に六十歳以上である者等に係る新共済法第七十六条の規定による退職共済年金の額の算定については、新共済法第七十七条第一項の規定により算定した金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に、二千五百円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に對する昭和六十年の年平均の物価指数の比率（昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下ったときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に對する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た金額を

基準として政令で定める金額に組合員期間の月数（当該月数が四百二十月を超えるときは、四百二十月）を乗じて得た金額を加算した金額とする。

6 施行日に六十歳以上である者等に対する新共済法附則第十二条の四第一項第一号の規定の適用については、同号中「千二百五十円」とあるのは、「二千五十円に国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六条第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額」とする。

7 特例受給資格を有する者に対する第一項第一号又は第五項の規定の適用については、退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が二百四十月未満であるときは、当該組合員期間の月数は、二百四十月であるものとみなす。

8 退職共済年金の支給を受ける者が新施行法第二条第十四号に規定する控除期間並びに新施行法第七条第一項第五号及び第六号の期間（以下「控除期間等の期間」という。）を有する更新組合員等（新施行法第二条第七号に規定する更新組合員及び更新組合員に準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）である場合における新施行法第十一条第一項の規定の適用については、同項第二号中「除く」とあるのは、「除き、六十五歳に達したとき以後は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第十六条第一項又は第五項の規定による加算額を除く」とする。

（退職共済年金の加給年金額等の特例）

第十七条 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、新共済法第七十八条第一項及び第八十三条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」としてこれらの規定を適用し、新共済法第七十八条第四項第四号（新共済法第八十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 退職共済年金の受給権者が次の各号に掲げる者であるときは、新共済法第七十八条第一項の規定による配偶者に係る加給年金額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項に定める金額に当該各号に定める金額を加算した額とする。

- 一 昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 二万四千元
- 二 昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 四万八千元
- 三 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 七万二千元
- 四 昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 九万六千元
- 五 昭和十八年四月二日以後に生まれた者 十二万円

（遺族共済年金の加算の特例）

第二十八条 新共済法第九十条に規定する遺族共済年金の受給権者が六十五歳以上の妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものであるときは、当該遺族共済年金の額のうち新共済法第八十九条第一項第一号イ又は同項第二号イに掲げる金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額を加算した金額とする。

一 新共済法第九十条に規定する加算額（附則第十三条の規定又は新共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられたと

きは、当該改定後の額)

- 2 新国民年金法第二十七條本文に規定する老齡基礎年金の額(国民年金等改正法附則第九條又は新国民年金法第十六條の二の規定による年金の額の改定の措置が講じられるときは、当該改定後の額)にそれぞれ附則別表第四の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額
- 2 新共済法第九十條の規定によりその額が加算された遺族共済年金を受ける妻であつて附則別表第四の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして当該遺族共済年金の額を改定する。
- 3 新共済法第九十三條第一項の規定は、第一項の規定による加算額について準用する。
- 4 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、国民年金等改正法附則第七十三條第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

第二十九條 妻に支給する遺族共済年金の額は、その妻が、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時遺族である子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないとき(新国民年金法第三十七條ただし書の規定に該当したことにより遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときを除く。次項において同じ。)は、新共済法第八十九條及び第九十條の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八條及び第三十九條第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

2 子に支給する遺族共済年金の額は、その子が組合員又は組合員であつた者の死亡について遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第八十九條の規定にかかわらず、同條の規定の例により算定した金額に新国民年金法第三十八條及び第三十九條の二第一項の規定の例により算定した金額を加算した金額とする。

3 新国民年金法第三十九條第二項及び第三項、第三十九條の二第二項、第四十條、第四十一條第二項及び第四十一條の二の規定は、遺族共済年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。

4 新共済法第九十一條第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「妻に対する遺族共済年金」とあるのは「妻に対する遺族共済年金(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九條第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。)」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同條第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

5 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に對する新共済法第九十三條第一項(前條第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新共済法第九十三條第一項中「その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは、「当該遺族共済年金が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九條第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」とする。

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、これらの規定による加算額に相当する部分は、新共済法第七十四條、新国民年金法第二十條その他これらの規定に相當する併給の調整に關する規定で政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。

(退職年金の受給権者等に対する遺族共済年金の額の特例)

第三十条 退職年金又は減額退職年金(旧共済法附則第十三条の十五第二項に規定する特例退職年金をいう。以下同じ。)の受給権者(特例退職年金の受給権者及び特例受給資格を有する者を除く。)で組合員期間が二十年未満のものが施行日以後に死亡した場合における新共済法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、同号ロ中「(1)又は(2)」に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める」とあるのは「(1)に定める」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十条第一項に規定する退職年金又は減額退職年金の受給権者」とする。

2 退職年金若しくは減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合、施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員である者が組合員である間に死亡した場合又は附則第二十一条第一項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者が死亡した場合における遺族共済年金の額については、新共済法第八十九条及び第九十条並びに新施行法第十三条の規定並びに前二条の規定により算定した額が、これらの者について施行日の前日において遺族年金の給付事由が生じていたとしたならば同日において支給されるべき遺族年金の額(当該遺族が同一の事由により遺族基礎年金の支給を受けるときは、当該遺族年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額)より少ないときは、その額をもつて、当該遺族共済年金の額とする。

3 遺族共済年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における新共済法第七十二条の二の規定による年金額の改定は、同項の規定の適用がないものとした場合の額について行うものとし、その改定後の遺族共済年金の額が同項の規定により算定した額より少ないときは、その額をもつて、同条の規定による改定後の年金額とする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項に規定する場合における遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(障害年金の額の改定)

第四十二条 旧共済法第八十一条第一項第一号の規定による障害年金(以下「公務による障害年金」という。)の額については、施行日の属する月分以後、その額を、次に掲げる金額の合算額の百分の七十五(旧共済法別表第三の上欄に掲げる障害の程度(以下「旧共済法の障害等級」という。))の二級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。(以下「旧共済法の障害等級の二級に該当する者」という。)の二級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。(以下「旧共済法の障害等級の二級に該当する者」という。)に相当する額に俸給年額の百分の十(旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の三十とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。)に相当する額を加えた金額に改定する。ただし、その額が施行日の前日における障害年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額とし、その額が俸給年額に相当する金額を超えるときは、俸給年額に相当する金額とする。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額(組合員期間(当該障害年金の額の算定の基礎となつている組合員期間に限る。以下この条において同じ。))の年数が二十年を超えるときは、当該政令で定める金額にその超える年数(当該年数が十五年を超えるときは、十五年)一年につき二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準と

して政令で定める金額を加えた金額)

二 組合員期間の年数(当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。)一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額

2 旧共済法第八十一条第一項第二号の規定による障害年金(改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十一条第三項に規定する移行障害年金を含む。以下「公務によらない障害年金」という。)については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額の百分の七十五(旧共済法の障害等級の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、旧共済法の障害等級の二級に該当する者にあつては百分の百とする。)に相当する額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年以下である場合 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た金額を基準として政令で定める金額に、俸給年額の百分の二十に相当する金額を加算して得た金額(次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。)

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 障害年金基礎額に、組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た金額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十五年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた金額に、二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する金額を加算して得た金額

四 組合員期間の年数が三十五年を超える場合 組合員期間の年数が三十五年であるものとして前号の規定により求めた金額に、三十五年を超える年数(当該年数が五年を超えるときは、五年)一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額を加算して得た金額

3 前二項の規定による改定後の障害年金の額が当該障害年金の受給権者が施行日の前日において受ける権利を有していた障害年金の額(前条第一項の規定により支給される障害年金にあつては同項の規定により算定される額とし、同条第二項の規定により改定された障害年金にあつては同項の規定による改定後の額とする。)より少ないときは、その額をもつて、前二項の規定による改定後の障害年金の額とする。

1 前三項に定めるもののほか、障害年金の基礎となつた障害が二以上ある場合における障害年金の額の改定の特例、旧共済法第八十五条第二項から第八項までの規定によりその額が改定された障害年金の額の改定の特例その他の障害年金の額の改定に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額の特例等)

第四十八条 旧船員組合員であつた者に係る旧共済法による年金の額については、施行日以後、その額を、次に掲げる年金のうちその者又はその遺族が選択するいずれか一の年金の額とする。

一 組合員期間に係る旧共済法による年金の附則第三十五条から前条までの規定による改定後の額

二 その者が組合員とならなかつたものとした場合に船員であつた者又はその遺族として受けるべき旧船員保険法の規定による年金の額

2 前項の規定による選択は、施行日から六十日を経過する日以前に、組合に申し出るにより行うものとする。この場合において、同日までに申出がなかつたときは、同項各号に規定する年金のうち、その者が施行日の前日において受ける権利を有していた年金に相当するいずれか一の年金を選択したものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、旧船員組合員であつた者が組合員でない船員であつた期間を有する場合における年金の額の特例その他の旧船員

組合員であつた者に係る旧共済法による年金に関し必要な事項は、政令で定める。

○国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）（抄）

（障害年金の額の最低保障）

第四十二条 昭和六十年改正法附則第四十二条第一項ただし書に規定する政令で定める金額は、公務による障害年金の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

一 旧共済法の障害等級の一級に該当する者が支給を受けるもの 五百十二万八千九百円

二 旧共済法の障害等級の二級に該当する者が支給を受けるもの 三百三十四万五千八百円

三 旧共済法の障害等級の三級に該当する者が支給を受けるもの 二百三十二万七千七百円

2 前項の場合において、公務による障害年金の受給権者に次の各号に掲げる者で受給権者の退職の当時から引き続き主としてその者の収入により生計を維持するものがあるときは、同項各号に掲げる金額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に改定率であつて国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したものの（第四十八条第三項において「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加えて得た金額をもつて同項各号に定める金額とする。

一 当該受給権者の妻である配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） 二十万二千円

二 当該受給権者の子及び孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は当該受給権者の退職の当時から引き続き旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態にある者に限る。）並びに当該受給権者の夫である配偶者、父母及び祖父母（六十歳（当該公務による障害年金が昭和五十五年七月一日前に給付事由が生じたものである場合には、五十五歳）以上である者又は受給権者の退職の当時から引き続き旧共済法の障害等級に該当する程度の障害の状態にある者に限る。）一人につき一万四千四百円（そのうち二人までについては、一人につき六万五千円（前号に掲げる者がいない場合にあつては、そのうち一人に限り十三万七千円））

3 前項の場合において、受給権者の退職後生まれた子でその生まれた当時から引き続き主として当該受給権者の収入により生計を維持し、かつ、同項第二号の要件を満たすものがあるときは、その子は同号に規定する子に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

4 昭和六十年改正法附則第四十二条第二項において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定める金額は、公務によらない障害年金の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

一 旧共済法の障害等級の一級に該当する者が支給を受けるもの 百二十八万八千五百円

二 旧共済法の障害等級の二級に該当する者が支給を受けるもの 百五万三千二百円

三 旧共済法の障害等級の三級に該当する者が支給を受けるもの 七十八万九百円

（平元政三四五・平六政三五七・平七政一一五・平一二政一八二・平一六政二八六・一部改正）

(公務による遺族年金の最低保障の額の特例)

第四十八条 公務による遺族年金の昭和六十年改正法附則第四十六条の規定による改定後の額が百八十一万九千円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)

より少ないときは、当該金額をもつて、同条第一項から第五項までの規定による改定後の公務による遺族年金の額とする。

2 前項の場合において、公務による遺族年金の受給権者が当該公務に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて旧施行令附則第十七条の二各号に掲げる場合に該当するときは、その該当する間、前項中「百八十一万九千円」とあるのは、「百六十九万五千八百円」として同項の規定を適用する。

3 公務による遺族年金の受給権者にその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの(以下この項において「扶養遺族」という。)がある場合における第一項の規定の適用については、同項に定める金額は、当該金額(前項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に、扶養遺族一人につき一万四千四百円(そのうち二人までについては、一人につき六万五千元)に賃金変動等改定率を乗じて得た金額(その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。))を加えた金額とする。

(平元政三四五・平六政三五七・平一二政一八二・平一六政二八六・一部改正)

の五十を乗じて算定するものとし、長期給付に係るものにあつては、財務大臣の定める基準に従つて、掛金率を段階的に引き上げることによつて、前項の規定により算定した費用の額及び地方公務員等共済組合法施行令第二十八条第三項の規定により算定した同項に規定する長期給付に要する費用の額の合計額と、当該事業年度以後における掛金及び負担金の額、法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この項において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに地方公務員等共済組合法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この項において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、法第九十九条第一項に規定する再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように算定するものとする。

（昭三四政二〇七・追加、昭三九政二三五・昭四九政二二二・昭五一政一七三・昭五七政二六三・昭五八政六・昭五九政三五・昭五九政二六八・昭五九政三一三・昭六〇政二四・昭六〇政三一・昭六〇政四六・昭六一政五五・昭六二政五四・平七政一一五・平七政一四六・平一一政二四九・平一一政二六二・平一二政一八一・平一二政三〇七・平一二政五〇八・平一四政二八二・平一四政三八一・平一四政三八三・平一五政一六・平一六政四四・平一六政二八六・平一八政三七五・平一九政七七・平二〇政八五・平二〇政一一六・平二七政七四・一部改正）

（地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出）

第十七条 連合会は、各事業年度における財政調整拠出金の見込額として法第百二条の三第一項の規定の例により算定した額（次項において「国の概算財政調整拠出金の額」という。）を、当該事業年度の三月三十一日までに地方公務員共済組合連合会（地方公務員等共済組合法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会をいう。以下この条において同じ。）に拠出するものとする。

2 連合会は、各事業年度における国の概算財政調整拠出金の額が法第百二条の三第一項の規定により算定した当該事業年度における連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額に満たないときは、その満たない額を翌々事業年度に地方公務員共済組合連合会に拠出するものとする。ただし、当該翌々事業年度において地方公務員等共済組合法施行令第三十条の六第一項の規定により地方公務員共済組合連合会が連合会に拠出することとなる額（以下この条において「地方の概算財政調整拠出金の額」という。）がある場合にあつては、当該満たない額を地方の概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を地方公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

3 連合会は、各事業年度における地方の概算財政調整拠出金の額が地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項の規定により算定した当該事業年度における地方公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額を超えるときは、その超える額を翌々事業年度に地方公務員共済組合連合会に還付するものとする。ただし、当該翌々事業年度において地方の概算財政調整拠出金の額がある場合にあつては、当該超える額を地方の概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を地方公務員共済組合連合会に還付するものとする。

（平一六政二八六・追加）

○国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）

（受給権者の申出による支給停止）

第二十條の二 年金給付（この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金給付を除く。）は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止する。

2 前項ただし書のその額の一部につき支給を停止されている年金給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、前項本文の年金給付の全額の支給を停止する。

3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（基礎年金拠出金）

第九十四條の二 厚生年金保険の管掌者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。

2 年金保険者たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

（昭六〇法一〇五・追加、昭六〇法一〇六・平元法八六・平九法四八・平一一法一六〇・平一六法一〇四・一部改正）

第九十四條の三 基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における被保険者の総数に対する当該年度における当該被用者年金保険者に係る被保険者（厚生年金保険の管掌者たる政府にあつては、厚生年金保険の被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、年金保険者たる共済組合等にあつては、当該年金保険者たる共済組合等に係る被保険者（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、私学教職員共済制度の加入者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする。以下同じ。）とする。）の総数の比率に相当するものとして毎年度政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において被保険者の総数及び被用者年金保険者に係る被保険者の総数は、第一号被保険者、第二号被保険者及び第三号被保険者の適用の態様の均衡を考慮して、これらの被保険者のうち政令で定める者を基礎として計算するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、年金保険者たる共済組合等に係る基礎年金拠出金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭六〇法三四・追加、昭六〇法一〇五・旧第九十四条の二繰下・一部改正、昭六〇法一〇六・昭六〇法一〇八・平八法八二・平九法四八・平一三法一〇一・一部改正)

第九十四条の四 各地方公務員共済組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会)は、毎年度、政令で定めるところにより、地方公務員共済組合連合会が納付すべき基礎年金拠出金の額のうち各地方公務員共済組合における給料の総額等(全国市町村職員共済組合連合会にあつては、すべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合における給料の総額等)を考慮して政令で定めるところにより算定した額を負担する。

(昭六〇法一〇八・追加、平一六法一三二・一部改正)

○地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方公務員等の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体等に代わつて補償を行う基金の制度を設け、その行う事業に関して必要な事項を定めるとともに、その他地方公務員等の補償に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（昭四八法七六・昭五七法六六・平一五法一一九・一部改正）

（定義）

第二条 この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。

一 常時勤務に服することを要する地方公務員（常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。）

二 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員（同法第十二条に規定する役員をいう。第六十九条において同じ。）及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者（常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものを含む。）

2 この法律で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務（一般地方独立行政法人の業務を含む。第十五条及び第六十九条第一項を除き、以下同じ。）の性質を有するものを除くものとする。

一 住居と勤務場所との間の往復

二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の総務省令で定める就業の場所から勤務場所への移動（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項の規定に違反して営利を目的とする私企業を営むことを目的とする団体の役員の地位を兼ねている場合その他の総務省令で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（総務省令で定める要件に該当するものに限る。）

3 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

4 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第七項において「災害発生の日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に職員となつた者については、その職員となつた日

までの間)にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した額を下らないものとする。

一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合には、その部分の給与の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

5 前項の給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び総務省令で定める手当(第一項第一号の政令で定める者にあつてはこれらの給与に相当する給与、地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の職員にあつては総務省令で定める給与)とする。

6 第四項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合には、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

一 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかった日

二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前から出産後八週間以内において勤務しなかつた日

三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日

四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日

五 地方公共団体(職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人)の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかった日

六 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日

7 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び災害発生の日から補償を支給すべき事由が生じた日までの間に職員の給与の改定が行われた場合その他の前三項の規定によつて計算した平均給与額が公正を欠くと認められる場合における平均給与額の計算については、総務省令で定める。

8 第四項から前項までの規定によつて計算した平均給与額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げた額を平均給与額とする。

9 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。))で、その年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。))の翌々年度以後の期間に係る分として支給するものの額の算定の基礎として用いる平均給与額は、第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額に、当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の前年度の四月一日における国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)に規定する職員(以下この項及び第三十六条第二項において「国の職員」という。))の給与水準を当該年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における国の職員の給与水準で除し

て得た率を基準として総務大臣が定める率を乗じて得た額とする。

10 第八項の規定は、前項の平均給与額について準用する。

11 年金たる補償について第四項から前項までの規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る平均給与額とする。

12 前項の総務大臣が定める額は、総務省令で定めるところにより、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第二項において準用する同法第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

13 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第四項から第八項までの規定により平均給与額として計算した額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の四月一日における年齢に応じて総務大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る平均給与額とする。

14 前項の総務大臣が定める額は、総務省令で定めるところにより、労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

（昭四五法一一九・昭四八法七六・昭五〇法九・昭五一法二七・昭六一法九五・平元法七三・平二法四〇・平二法四七・平三法一〇二・平三法一一〇・平七法一〇七・平九法九二・平一一法一六〇・平一五法一一九・平一六法五三・平一七法一一三・平一八法一二・平一九法四四・一部改正）

第二章 基金

（設置）

第三条 職員についてこの法律（第七章を除く。）に定める補償を実施し、並びに公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下この項及び第四十七条において「被災職員」という。）の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の職員及びその遺族の福祉に必要な事業を行うため、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、法人とする。

（昭四八法七六・昭六〇法六九・平七法六九・一部改正）

（事務所）

第四条 基金は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一

項の指定都市（第六十六条において「指定都市」という。）ごとに置く。
（昭四八法七六・一部改正）

（定款）

第五条 基金は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産に関する事項
- 五 代表者委員会に関する事項
- 六 運営審議会に関する事項
- 七 役員に関する事項
- 八 業務及びその執行に関する事項
- 九 負担金に関する事項
- 十 会計に関する事項
- 十一 公告の方法
- 2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項第九号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かななければならない。
（平一一法一六〇・平一四法一三五・一部改正）

（登記）

第六条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。
（平一八法五〇・全改）

（代表者委員会の設置及び組織）

第七条の二 基金に代表者委員会を置く。

- 2 代表者委員会は、委員三人をもつて組織する。
(平一四法一三五・追加)

(代表者委員会の権限等)

第七条の三 次に掲げる事項は、代表者委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 業務規程の変更
 - 三 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算
 - 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- 2 代表者委員会の議事は、委員二人以上の賛成をもつて決する。
(平一四法一三五・追加)

(代表者委員会の委員)

- 第七条の四 委員は、都道府県知事、市長及び町村長を代表する者として、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織(地方自治法第二百六十三條の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)がそれぞれ一人を選任する。
- 2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなつたときは、その職を失うものとする。
(平一四法一三五・追加)

(代表者委員会の委員長)

- 第七条の五 代表者委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、代表者委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。
(平一四法一三五・追加)

(役員)

第八条 基金に、役員として理事長、理事若干人及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者委員会、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。
(平一一法一六〇・平一四法一三五・一部改正)

(役員の内命及び任期)

第十条 理事長及び監事は、代表者委員会が総務大臣の認可を受けて任命する。

2 理事は、理事長が総務大臣の認可を受けて任命する。

3 理事長は、前項の規定により理事を任命しようとするときは、代表者委員会の同意を得なければならない。

4 理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。

(昭六〇法六九・平一一法一六〇・平一四法一三五・一部改正)

(役員の内命)

第十条の二 代表者委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、総務大臣の認可を受けて、その役員を解任することができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産手続開始の決定を受けたとき。

四 心身の故障のため職務を執ることができないとき。

2 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、代表者委員会の同意を得なければならない。

3 基金の役員が第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、総務大臣は、代表者委員会又は理事長に対し、期間を指定して、それぞれその任命に係る役員を解任すべきことを命ずることができる。

4 代表者委員会が前項の命令に違反したときは、総務大臣は、同項の命令に係る理事長又は監事を解任することができる。
(平一四法一三五・追加、平一六法七六・一部改正)

(運営審議会)

第十一条 基金に運営審議会を置く。

2 運営審議会は、委員十二人以内で組織する。

- 3 委員は、都道府県知事、市長、町村長、都道府県教育委員会の教育長及び委員、都道府県公安委員会の委員、地方公営企業の管理者並びに学識経験を有する者のうちから、理事長が総務大臣の認可を受けて任命する。
- 4 委員は、代表者委員会の委員と兼ねることができない。
- 5 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。
 - 一 定款の変更
 - 二 業務規程の作成及び変更
 - 三 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算
 - 四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
- 6 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて基金の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。
(平一一法一六〇・平一四法一三五・平二六法七六・一部改正)

(業務規程)

- 第十二条 基金は、その業務を執行するために必要な事項で総務省令で定めるものについて、業務規程を定めるものとする。
 - 2 基金は、業務規程を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に報告しなければならない。
(平一一法一六〇・一部改正)
- (地方公共団体等の便宜の供与)
- 第十三条 地方公共団体の機関又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の理事長は、基金の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用される者をして基金の業務に従事させることができる。
 - 2 地方公共団体の機関は、基金の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で基金の利用に供することができる。
(平一五法一一九・一部改正)

(国の配慮)

第十四条 国は、基金の健全な運営が図られるように、適切と認める技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

(基金の役員及び事務職員の公務員たる性質)

第十五条 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業年度)

第十六条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(事業計画及び予算)

第十七条 基金は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。

2 基金は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に報告しなければならない。
(平一四法一三五・全改)

(決算)

第十八条 基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書を作成し、監事の意見を付けて決算完結後一月以内に総務大臣に報告しなければならない。

3 基金は、前項の規定による報告を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。
(平一一法一六〇・平一四法一三五・一部改正)

(借入金の制限)

第十九条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(平一一法一六〇・一部改正)

(総務大臣の権限)

第二十条 総務大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があるときは、基金に対して、業務若しくは財産の状況に関して報告をさせ、又はその所属職員をして業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により検査を行なう場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平一一法一六〇・一部改正)

第二十一条 総務大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があるときは、定款の変更その他監督上必要な命令をすることができる。
(平一一法一六〇・一部改正)

第二十二條 削除
(平一四法一三五)

(総務省令への委任)

第二十三條 この章に定めるもののほか、基金の会計及び資産の運用その他財務に関し必要な事項は、総務省令で定める。
(平一法一六〇・一部改正)

第三章 補償及び福祉事業
(平七法六九・改称)

(補償の実施)

第二十四條 基金は、この章に規定する補償の事由が生じた場合に、この法律に定めるところにより、補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、補償を行う。

2 基金は、定款の定めるところにより、従たる事務所の長に補償を行なわせることができる。
(昭五一法二七・一部改正)

(補償の種類等)

第二十五條 基金の行う補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 休業補償
- 三 傷病補償年金
- 四 障害補償
 - イ 障害補償年金
 - ロ 障害補償一時金
- 五 介護補償
- 六 遺族補償
 - イ 遺族補償年金
 - ロ 遺族補償一時金
- 七 葬祭補償

2 前項各号(第三号を除く。)に掲げる補償は、当該補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行う者の請求に基づいて行う。
(昭五一法二七・平七法六九・一部改正)

(療養補償)

第二十六条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給する。
(昭四八法七六・一部改正)

第二十七条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
 - 二 薬剤又は治療材料の支給
 - 三 処置、手術その他の治療
 - 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 六 移送
- (平六法五六・一部改正)

(休業補償)

第二十八条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合(総務省令で定める場合に限る。)には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

- 一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- 二 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

(昭四八法七六・昭六一法九五・平一一法一六〇・平一七法五〇・一部改正)

(傷病補償年金)

第二十八条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

- 一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。
- 二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、第二十九条第二項に規定する第一級から第三級までの各障害等級に相当するものとして総務省令で

定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第二号の傷病等級をいう。第四項において同じ。）のいずれに該当するかに応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

一 第一級 平均給与額に三百十三を乗じて得た額

二 第二級 平均給与額に二百七十七を乗じて得た額

三 第三級 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに第二項各号に掲げる他の傷病等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた傷病等級に應ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

（昭五一法二七・追加、昭五七法六六・平一一法一六〇・平一八法一二・一部改正）

（労働基準法第十九条第一項の適用の特例）

第二十八条の三 公務上負傷し、又は疾病にかかつた職員が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後三年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けることとなつた場合には、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十九条第一項の規定の適用については、当該三年を経過した日又は傷病補償年金を受けることとなつた日において、同項に規定する休業する期間及びその後三十日の期間は、経過したものとみなす。

（昭五一法二七・追加）

（障害補償）

第二十九条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つたとき次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合には、障害補償として、同項に規定する第一級から第七級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第八級から第十四級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金を支給する。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、総務省令で定める。

3 障害補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、平均給与額に当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。

一 第一級 三百十三日

二 第二級 二百七十七日

三 第三級 二百四十五日

- 四 第四級 二百十三日
 - 五 第五級 百八十四日
 - 六 第六級 百五十六日
 - 七 第七級 百三十一日
- 4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、平均給与額に当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。
- 一 第八級 五百三日
 - 二 第九級 三百九十一日
 - 三 第十級 三百二日
 - 四 第十一級 二百二十三日
 - 五 第十二級 百五十六日
 - 六 第十三級 百一日
 - 七 第十四級 五十六日
- 5 障害等級に該当する程度の障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。
- 6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち職員に最も有利なものによる。
- 一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
 - 二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級
 - 三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級
- 7 前項第一号の規定による障害等級による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えないものとする。ただし、同号の規定による障害等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。
- 8 障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、総務省令で定めるところにより、その障害補償の金額から、従前の障害に応ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行う。
- 9 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の障害等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償は、行わない。
(昭四八法七六・昭五一法二七・昭五七法六六・平一一法一六〇・平一八法一二・一部改正)

(休業補償等の制限)

第三十条 職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者に係る休業補償、傷病補償年金又は障害補償については、総務省令で定めるところにより、その全部又は一部の支給を行わないことができる。

(昭四八法七六・昭五一法二七・昭五七法六六・平一一法一六〇・一部改正)

(介護補償)

第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第七項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

(平七法六九・追加、平一一法一六〇・平一七法一二三・平二二法七一・平二四法五一・一部改正)

(遺族補償)

第三十一条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合には、遺族補償として、職員の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(昭四八法七六・一部改正)

(遺族補償年金)

第三十二条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条において同じ。)以外の者にあつては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。

三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、総務省令で定める障害の状態にあること。

- 2 職員の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。
- 3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(昭四五法八七・昭五七法六六・昭六〇法六九・平七法六九・平一一法一六〇・一部改正)

第三十三条 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

- 一 一人 平均給与額に百五十三を乗じて得た額(五十五歳以上の妻又は総務省令で定める障害の状態にある妻である場合には、平均給与額に百七十五を乗じて得た額)
 - 二 二人 平均給与額に二百一を乗じて得た額
 - 三 三人 平均給与額に二百二十三を乗じて得た額
 - 四 四人以上 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額
- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。

- 一 五十五歳に達したとき(第一項第一号の総務省令で定める障害の状態にあるときを除く。)
 - 二 第一項第一号の総務省令で定める障害の状態になり、又はその事情がなくなつたとき(五十五歳以上であるときを除く。)
- (昭四五法八七・昭四九法五二・昭五五法一〇六・昭五七法六六・平七法六九・平一一法一六〇・一部改正)

第三十四条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。)をしたとき。
- 三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となつたとき。
- 四 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。
- 五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき(職員の死亡の時から引き続き第三十二条第一項第四号の総務省令で定める障害の状態にあるときを除く。)

六 第三十二条第一項第四号の総務省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき(夫、父母又は祖父母については職員の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は職員の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。)

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

(昭五七法六六・昭六〇法六九・平七法六九・平一一法一六〇・一部改正)

第三十五条 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第三十三条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「その増減を生じた月」とあるのは、「その支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(遺族補償一時金)

第三十六条 遺族補償一時金は、次に掲げる場合に支給する。

一 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の合計額が当該権利が消滅した日において前号の場合に該当することとしたときに支給されることとなる遺族補償一時金の額に満たないとき。

2 前項第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 前項第二号に規定する権利が消滅した日の属する年度(次号において「権利が消滅した年度」という。)の分として支給された遺族補償年金の額

二 権利が消滅した年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に権利が消滅した年度の前年度の四月一日における国の職員の給与水準を当該各年度の前年度の四月一日における国の職員の給与水準で除して得た率を基準として総務大臣が定める率を乗じて得た額の合算額

(平二法四七・平一一法一六〇・一部改正)

第三十七条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

一 配偶者

二 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の者で、主として職員の収入によつて生計を維持していた者

四 二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 職員が遺言又はその者の任命権者（地方独立行政法人の職員にあつては、当該地方独立行政法人の理事長。第四十五条において同じ。）に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者がある場合には、その者に、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を支給する。

（平一五法一一九・一部改正）

第三十八条 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡又は通勤による死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して政令で定める額（第三十六条第一項第二号の場合にあつては、その額から同号の既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。

2 第三十三条第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。
（昭四八法七六・平二法四七・一部改正）

（遺族からの排除）

第三十九条 職員を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができる遺族としない。

2 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

3 職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。

4 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。職員の死亡前に当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6 第三十四条第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

(年金たる補償の額の端数処理)

第三十九条の二 年金たる補償の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(昭五五法一〇六・追加、昭六一法九五・一部改正)

(年金たる補償の支給期間等)

第四十条 年金たる補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(昭五一法二七・昭五五法一〇六・平七法六九・一部改正)

(支払の調整)

第四十一条 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

2 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(次項において「同一の傷病」という。)に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

(昭五一法二七・一部改正)

第四十一条の二 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償があるときは、基金は、総務省令で定めるところにより、当該補償の支払金

の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(昭五五法一〇六・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(葬祭補償)

第四十二条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合には、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める金額を支給する。

(昭四八法七六・一部改正)

(死亡の推定)

第四十三条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗っていた職員若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期となつた日又は職員が行方不明となつた日に、当該職員は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた現にその航空機に乗っていた職員若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

(未支給の補償)

第四十四条 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族)に、これを支給する。

2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序(遺族補償年金については、第三十二条第三項に規定する順序)とする。

3 第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(昭五五法一〇六・一部改正)

(補償の手續)

第四十五条 基金は、この章の規定による補償(傷病補償年金を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする者から補償の請求を受けたときは、その補償の請求の原因である災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを速やかに認定し、その結果を当該請求をした者及び当該災害を受けた職員の任命権者に通知しなければならない。

2 基金は、前項の規定による認定をするに当たつては、災害を受けた職員の任命権者の意見をきかなければならない。

3 基金は、傷病補償年金を支給する旨の決定をしたときは、その旨を傷病補償年金を受けるべき者及び当該傷病補償年金に係る職員の任命権者に通知しなければならない。

(昭四八法七六・昭五一法二七・一部改正)

(特殊公務に従事する職員の特例)

第四十六条 警察職員、消防職員その他の職務内容の特殊な職員で政令で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第二十八条の二第二項の規定による額、第二十九条第三項若しくは第四項の規定による額、第三十三条第一項の規定による額又は第三十八条第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(昭四七法五六・追加、昭五一法二七・平一八法一二・一部改正)

(船員である職員等の特例)

第四十六条の二 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である職員又は公務で外国旅行中の職員に係る補償につき特例を設ける必要がある場合においては、政令で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならぬ。

(昭四七法五六・旧第四十六条繰下)

(福祉事業)

第四十七条 基金は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。

一 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2 基金は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

(昭六〇法六九・全改、平七法六九・一部改正)

(総務省令への委任)

第四十八条 この章に定めるもののほか、基金の行う補償及び前条の事業に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(平七法六九・平一一法一六〇・一部改正)

第四章 費用の負担

(費用の負担)

- 第四十九条 基金の業務に要する費用は、地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者については、都道府県。以下同じ。）及び地方独立行政法人の負担金その他の収入をもつて充てる。
- 2 前項の負担金の額は、定款で定める職務の種類による職員の区分に応じ、当該職務の種類ごとの職員に係る給与の総額に、補償に要する費用及び基金の事務に要する費用その他の事情を考慮して定款で定める割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額とする。
- 3 前項の給与の総額とは、給料、報酬、賃金、手当その他名称のいかんを問わず、地方公共団体又は地方独立行政法人により支払われる給与（退職手当を除く。）の総額をいうものとする。
- (昭四八法七六・平一四法一三五・平一五法一一九・一部改正)

第五十条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、前条の規定により負担すべき金額を、総務省令で定めるところにより、基金に払い込まなければならない。

(平一一法一六〇・平一五法一一九・一部改正)

第五章 不服申立て及び訴訟

(審査請求等)

- 第五十一条 基金が行う補償に関する決定（次項の決定を除く。）に不服がある者は、地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」という。）に対して審査請求をすることができる。
- 2 基金の従たる事務所の長が行う補償に関する決定に不服がある者は、地方公務員災害補償基金支部審査会（以下「支部審査会」という。）に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、さらに審査会に対して再審査請求をすることができる。
- 3 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができる。
- 4 第一項及び第二項の審査請求並びに前二項の再審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
- 5 第一項及び第二項の審査請求並びに第二項又は第三項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）が適用されるものとする。

(平八法六一・一部改正)

(審査会及び支部審査会)

第五十二条 基金の主たる事務所に審査会を、従たる事務所に支部審査会を置く。

(平八法六一・一部改正)

(審査会の組織)

第五十三条 審査会は、委員六人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから基金の理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(平八法六一・一部改正)

(合議体)

第五十三条の二 審査会は、委員のうちから審査会が指定する者三人をもつて構成する合議体で、審査会に対してされた審査請求及び再審査請求の事件を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、委員の全員をもつて構成する合議体で、審査会に対してされた審査請求及び再審査請求の事件を取り扱う。

一 前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に審査会のした裁決に反すると認めた場合

二 前項の合議体を構成する者の意見が分かれたため、その合議体としての意見が定まらない場合

三 前二号に掲げる場合のほか、審査会が定める場合

(平八法六一・追加)

第五十三条の三 前条第一項又は第二項の合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指定する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、会長が審査長となり、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第五十三条第六項の規定により会長のあらかじめ指定する委員が審査長となる。

(平八法六一・追加)

第五十三条の四 第五十三条の二第一項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、四人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2 第五十三条の二第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもって決する。

3 第五十三条の二第二項の合議体の議事は、出席した審査員のうちの三人以上の者の賛成をもって決し、可否それぞれ三人のときは、審査長の決するところによる。

(平八法六一・追加)

(委員会議)

第五十四条 審査会の会務の処理（審査会に対してされた審査請求及び再審査請求の事件の取扱いを除く。）は、委員の全員の会議（次項及び第三項において「委員会議」という。）の議決によるものとする。

2 委員会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

3 委員会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平八法六一・一部改正)

(支部審査会の組織及び運営)

第五十五条 支部審査会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから従たる事務所の長が委嘱する。

3 第五十三条第三項から第六項まで並びに前条第二項及び第三項の規定は、支部審査会の組織及び運営について準用する。この場合において、前条第二項及び第三項中「委員会議」とあるのは「支部審査会」と読み替えるものとする。

(平八法六一・一部改正)

(不服申立ての前置)

第五十六条 第五十一条第一項又は第二項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は再審査請求に対する審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 第五十一条第一項に規定する審査請求又は同条第二項若しくは第三項に規定する再審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しても裁決がないとき。

二 第五十一条第一項に規定する審査請求又は同条第二項若しくは第三項に規定する再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(平八法六一・一部改正)

第六章 雑則

(年金たる補償の額の改定)

第五十七条 基金の行う年金たる補償の額については、国民の生活水準、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

(平二法四七・一部改正)

(損害賠償との調整等)

第五十八条 地方公共団体（職員が地方独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該地方独立行政法人。以下この項において同じ。）が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、基金がこの法律による補償を行ったときは、同一の事由については、地方公共団体は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

(昭四八法七六・全改、平一五法一一九・平一八法五〇・一部改正)

第五十九条 基金は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行なつたときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

(昭四八法七六・一部改正)

(報告、出頭等)

第六十条 基金又は審査会若しくは支部審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、基金から補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、総務省令で定めるところにより、旅費を受けることができる。

(平一一法一六〇・一部改正)

(一時差止め)

第六十一条 基金から補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、前条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、基金は、補償の支払を一時差し止めることができる。

(補償を受ける権利)

第六十二条 職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金たる補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

(昭五五法一〇六・平一一法五六・平一九法五八・一部改正)

(時効)

第六十三条 補償を受ける権利は、二年間(障害補償及び遺族補償については、五年間)行なわなないときは、時効によつて消滅する。

(期間の計算)

第六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(非課税等)

第六十五条 この法律又はこの法律に基づく条例により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

(戸籍に関する無料証明)

第六十六条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。)は、基金又はこの法律若しくはこの法律に基づく条例による補償を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の条例で定めるところにより、補償を受けようとする者又は遺族の

戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

(昭四八法七六・全改)

(通勤による災害に係る一部負担金)

第六十六条の二 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(総務省令で定める職員を除く。)は、一部負担金として、二百円をこえない範囲内で総務省令で定める金額を基金に払い込まなければならない。

2 基金は、前項の一部負担金に充てるため、同項の職員に支払うべき補償の額から当該一部負担金の額に相当する金額を控除することができる。

3 職員の給与支給機関は、第一項の職員に支給すべき補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、当該職員の給与から同

項の一部負担金の額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わつて基金に払い込むことができる。
(昭四八法七六・追加、平一一法一六〇・一部改正)

(他の法律の適用除外)

第六十七条 労働基準法第八章及び船員法第十章の規定は、職員のうち地方公務員法第三条第三項に規定する特別職に属する地方公務員及び一般地方独立行政法人の職員に関して適用しない。

2 労働者災害補償保険法の規定は、職員に関して適用しない。
(昭五一法二七・昭六一法九五・平一五法一一九・平一八法一二・一部改正)

(地方公務員法との関係)

第六十八条 この法律の規定により地方公務員の補償を行なう基金の制度は、地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員については、同法第四十五条第四項に規定する制度とする。

第七章 非常勤の地方公務員等

(平一五法一一九・改称)

(非常勤の地方公務員等に係る補償の制度)

第六十九条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員(特定地方独立行政法人の役員を除く。)のうち法律(労働基準法を除く。)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。

2 地方独立行政法人は、職員以外の役員のうち労働者災害補償保険法の規定の適用を受けないものに対する補償の制度を定めなければならない。
3 第一項の条例で定める補償の制度及び前項の地方独立行政法人が定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであつてはならない。

(昭四八法七六・平一五法一一九・一部改正)

(不服申立て等)

第七十条 前条第一項の規定に基づく条例による補償の実施に関して不服がある者は、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(職員に関する規定の準用)

第七十一条 第五十八条、第五十九条、第六十二条及び第六十三条の規定は、第六十九条第一項の規定に基づく条例による補償について準用する。
この場合において、第五十八条及び第五十九条中「基金」とあるのは「地方公共団体」と、第六十二条第一項中「職員」とあるのは「第六十九条第一項に規定する者」と、同条第二項ただし書中「年金たる補償」とあるのは「年金たる補償に相当する補償」と、第六十三条中「障害補償及び遺族補償」とあるのは「障害補償及び遺族補償に相当する補償」と読み替えるものとする。
(昭五五法一〇六・一部改正)

第八章 罰則

(罰則)

第七十二条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は基金に使用され、その事務に従事する者は、三十万円以下の罰金に処する。
(平七法六九・平一四法一三五・一部改正)

第七十三条 第六十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者は、二十万円以下の罰金に処する。
(平七法六九・平一四法一三五・一部改正)

第七十四条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定に違反して登記することを怠つた基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。
(平七法六九・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第四条 この法律の施行前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（この法律の施行前の公務上の負傷又は疾病によりこの法律の施行後に障害の状態となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。当該補償に係る他の法令による給付との調整についても、同様とする。

(昭五七法六六・一部改正)

(死亡の推定の特例)

第五条 第四十三条の規定は、この法律の施行前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明になった際にこれに乗っており、又は船舶若しくは航空機に乗っていて、その航行中に行方不明となり、この法律の施行の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の施行の際まだその死亡の時期がわからない職員についても、適用する。

(障害補償年金差額一時金)

第五条の二 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額(当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の期間に係る分として支給された障害補償年金にあつては、総務省令で定めるところにより、第三十六条第二項の規定に準じて計算した額)及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額(当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、総務省令で定めるところにより、同項の規定に準じて計算した額)の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(当該障害補償年金について第四十六条の規定が適用された場合にあつては、同表の下欄に掲げる額に同条の政令で定める率を乗じて得た額を加算した額)に満たないときは、基金は、その者の遺族に対し、その請求に基づき、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第一級	平均給与額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級	平均給与額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級	平均給与額に一、〇五〇を乗じて得た額
第四級	平均給与額に九二〇を乗じて得た額
第五級	平均給与額に七九〇を乗じて得た額
第六級	平均給与額に六七〇を乗じて得た額
第七級	平均給与額に五六〇を乗じて得た額

2 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第二十九条第八項の規定の適用を受ける者その他総務省令で定める者が死亡した場合における障害補償年金差額一時金については、前項の規定にかかわらず、総務省令で定める。

3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるとき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

4 第三十三条第二項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第三十七条第三項、第三十九条第一項及び第二項並びに第四十三条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第三十三条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第五条の二第一項」と、第三十七条第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第五条の二第三項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同号」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第三十九条第一項中「遺族補償」とあり、同条第二項中「遺族補償年金」とあり、及び第四十三条中「遺族補償及び葬祭補償」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替えるものとする。

5 障害補償年金差額一時金が支給される場合における第四十四条又は第六十三条の規定の適用については、第四十四条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は障害補償年金差額一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該障害補償年金差額一時金」と、同条第二項中「遺族補償年金については、第三十二条第三項」とあるのは「遺族補償年金については第三十二条第三項、障害補償年金差額一時金については附則第五条の二第三項後段」と、第六十三条中「及び遺族補償」とあるのは「遺族補償及び障害補償年金差額一時金」とする。

(昭五五法一〇六・追加、平二法四七・平一一法一六〇・平一八法一二・一部改正)

(障害補償年金前払一時金)

第五条の三 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が総務省令で定めるところにより申し出たときは、基金は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として総務省令で定める額とする。

3 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が総務省令で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三十六条の二第二項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次条第四項において「昭和三十二年法律第三十二條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法」という。）附則第三十二條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法（以下この項及び次条第四項において「旧国民年金法」という。）第六十五条第二項（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八條第十項においてその例による場合及び同法附則第三十二條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。）次条第四項において同じ。）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第二項第一号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七條第一号ただし書の規定は、適用しない。

- 5 前項の規定は、第六十九条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより障害補償年金前払一時金に相当する補償の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金に相当する補償の支給が停止されている場合について準用する。
- 6 障害補償年金前払一時金が支給される場合における第六十三条の規定の適用については、同条中「障害補償」とあるのは、「障害補償、障害補償年金前払一時金」とする。
(昭五五法一〇六・追加、昭六〇法三四・昭六〇法四八・平六法九五・平一一法一六〇・平一八法一二・平二六法二八・一部改正)

(遺族補償年金前払一時金)

- 第六条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が総務省令で定めるところにより申し出たときは、基金は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

- 2 遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与額に千を乗じて得た額を限度として総務省令で定める額とする。
- 3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が総務省令で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。
- 4 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第三十六条の二第二項及び昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第六十五条第二項並びに児童扶養手当法第十三条の二第二項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書の規定は、適用しない。
- 5 前項の規定は、第六十九条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより遺族補償年金前払一時金に相当する補償の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金に相当する補償の支給が停止されている場合について準用する。
- 6 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第三十六条、第三十八条、第四十四条、第六十三条又は次条の規定の適用については、第三十六条第一項第二号中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額(当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が当該権利が消滅した年度の前年度以前に生じたものである場合にあっては、総務省令で定めるところにより、次項の規定に準じて計算した額)」と、第三十八条第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額(当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあっては、総務省令で定めるところにより、第三十六条第二項の規定に準じて計算した額)」と、第四十四条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金」と、第六十三条中「及び遺族補償」とあるのは「遺族補償及び遺族補償年金前払一時金」と、次条第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額(当該遺族補償年金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあっては、総務省令で定めるところにより、第三十六条第二項の規定に準じて計算した額)」とする。

(昭四四法八六・昭四五法八七・昭四六法一三・昭四八法七六・昭四八法九三・昭四九法五二・昭五五法一〇六・昭六〇法三四・昭六〇法四八・平二法四七・平六法九五・平一一法一六〇・平二六法二八・一部改正)

(遺族補償一時金の額の特例)

第七条 遺族補償一時金の額は、当分の間、第三十八条第一項の規定にかかわらず、国家公務員災害補償法の規定による遺族補償一時金の額との均衡を考慮して政令で定める額(第三十六条第一項第二号の場合にあつては、その額から同号の既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額)とする。

2 第四十六条に規定する公務上の災害に係る遺族補償一時金については、当分の間、前項の政令で定める額は、当該額に同条に規定する政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。
(昭四七法五六・昭五五法一〇六・平二法四七・一部改正)

(遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第七条の二 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第三十二条及び第三十四条の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三十二条第一項第一号及び第三号並びに第三十四条第一項第六号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十年十月一日から昭和六十一年九月三十日まで	五十五歳
昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで	五十六歳
昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十七歳
昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで	五十八歳
平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	五十九歳

2 次の表の上欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの(第三十二条第一項第四号に規定する者であつて第三十四条第一項第六号に該当するに至らないものを除く。)は、第三十二条第一項(前項において読み替えられる場合を含む。)の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第三十三条第一項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族(附則第七条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。)」と、第三十四条第二項中「各号の一」とあるのは「第一号から第四号までのいずれか」とする。

昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで

五十五歳

五十六歳

昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで	五十五歳以上五十七歳未満	五十七歳
昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで	五十五歳以上五十八歳未満	五十八歳
平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで	五十五歳以上五十九歳未満	五十九歳
平成二年十月一日から当分の間	五十五歳以上六十歳未満	六十歳

3 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるときは、第三十二條第一項（第一項において読み替えられる場合を含む。）に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第二項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第六條第一項から第四項までの規定の適用を妨げるものではない。

5 第二項に規定する遺族に対する第四十四條の規定の適用については、同條第二項中「第三十二條第三項」とあるのは、「附則第七條の二第三項」とする。

（昭六〇法六九・追加、平元法七三・一部改正）

（他の法令による給付との調整）

第八條 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この法律の規定にかかわらず、この法律の規定（第三十九條の二を除く。）による年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種類及び当該法令による年金たる給付の種類に依り、同一の事由により労働者災害補償保険法の年金たる保険給付と他の法令による年金たる給付とが支給されるべき場合に同法の年金たる保険給付の額の算定に用いられる率を考慮して政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 休業補償の額は、同一の事由について政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この法律の規定にかかわらず、この法律の規定による額に、当該法令による年金たる給付の種類に依り、同一の事由により労働者災害補償保険法の傷病補償年金と他の法令による年金たる給付とが支給されるべき場合に同法の傷病補償年金の額の算定に用いられる率を考慮して政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）とする。

（昭五一法二七・昭五七法六六・昭六〇法六九・昭六一法九五・平一一法一〇七・平一九法三〇・一部改正）

（平均給与額の特例）

第九條 第二條第四項の平均給与額を計算する場合において、同項に規定する期間中に、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第七十一号）附則第二條第五項の規定による職員団体の業務に専ら従事するための休暇の日があるときは、当該休暇の日を第二條第六項第四号に規定する職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日とみなす。

(平二法四七・一部改正)

(労働者災害補償保険法による保険関係の消滅)

第十条 施行日の前日に職員に關し労働者災害補償保険法による保険関係が成立している事業の事業主たる地方公共団体の当該事業についての保険関係は、同日に消滅するものとする。

2 前項の規定により保険関係が消滅した事業に係る保険料その他の徴収金については、なお従前の例による。

(経過措置についての政令への委任)

第十一条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和四三年六月六日法律第九二号)

この法律は、公布の日から施行する。

○地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）

（職員）

第一条 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者

二 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続き二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

2 法第二条第一項第二号に規定する常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものは、前項第二号に掲げる者に準ずる者として総務大臣が定める者とする。

（平一二政二〇一・全改、平一五政四八七・一部改正）

（定款の変更）

第二条 法第五条第二項に規定する政令で定める事項は、事務所の所在地の変更その他総務大臣の指示に係る事項とする。

（平一二政三〇四・一部改正）

（葬祭補償の額）

第二条の二 法第四十二条に規定する政令で定める金額は、三十一万五千円に平均給与額の三十日分に相当する金額を加えた金額とする。

（昭四八政二五一・追加、昭四八政三二九・昭四九政八七・昭五〇政一三八・昭五二政三七・昭五四政二九・昭五六政五五・昭五八政五三・昭六一政七三・昭六三政六五・平二政二一八・平二政二七三・平四政五二・平六政一六五・平八政一二六・平一〇政一三五・平一二政一五二・一部改正）

（特殊公務に従事する職員の特例）

第二条の三 法第四十六条に規定する政令で定める職員は、警察職員、消防吏員（消防団員を含む。次項において同じ。）、麻薬取締員及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員（次項において「災害応急対策従事職員」という。）とする。

2 法第四十六条に規定する政令で定める職務は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、当該下欄に掲げる職務とする。

職員の区分

職務

警察官	<ul style="list-style-type: none"> 一 犯罪の捜査 二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 三 勾（こう）引状、勾（こう）留状又は収容状の執行 四 犯罪の制止 五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下この表において「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防禦（ぎよ）
警察官以外の警察職員	犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官がこの表の警察官の項の下欄に掲げる職務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの
消防吏員	<ul style="list-style-type: none"> 一 火災の鎮圧 二 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦（ぎよ）
麻薬取締員	<ul style="list-style-type: none"> 一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪の捜査 二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 三 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る勾（こう）引状、勾（こう）留状又は収容状の執行
災害応急対策従事職員	天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦（ぎよ）

3 法第四十六条に規定する政令で定める率は、百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級（法第二十八条の二第一項第二号に規定する傷病等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級（法第二十九条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）にあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）とする。

（昭四七政二七五・追加、昭四八政二五一・旧第二条の二繰下、昭五二政三七・昭五三政五六・昭五七政二六六・平二政二三七・平一二政三〇四・平一八政一四六・平一八政一九三・一部改正）

（船員である職員の特例）

第三条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である法第二条第一項の職員（以下「船員」という。）に係る平均給与額を算定する場合には、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、総務大臣の定めるところにより、同条第五項に規定する給与に日額旅費のうちの一部を加えるものとする。

（昭四八政二五一・昭四八政三二九・平一二政三〇四・一部改正）

第四条 船員に係る法第二十七条の規定による療養の範囲は、同条に規定するもののほか、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の

支給で療養上相当と認められるものとする。

第五条 船員に係る法第二十八条の規定による休業補償の金額は、公務（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（法第二条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかった日から四月間は、平均給与額の百分の百に相当する金額とする。
（昭四八政三二九・平一五政四八七・平二五政二九八・一部改正）

第六条 船員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治つた場合において、勤務することができないときは、基金は、予後補償として、治つた日の翌日から、その勤務することができない期間（その期間が一月を超えるときは、一月間）、一日につき平均給与額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、当該補償を行うべき場合において、給与が支給されるときは、その限度において、支給の義務を免れる。

2 法第二条第十三項の規定は、前項の平均給与額について準用する。この場合において、同条第十三項中「休業補償を」とあるのは「予後補償を」と、「当該休業補償に係る療養の開始後」とあるのは「当該予後補償の原因である負傷又は疾病に係る療養の開始後」と、「休業補償について」とあるのは「予後補償について」と、「休業補償に係る平均給与額」とあるのは「予後補償に係る平均給与額」と読み替えるものとする。

3 船員が次の各号のいずれかに該当する場合（総務省令で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又は收容されている期間については、予後補償は、行わない。

- 一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- 二 少年院その他これに準ずる施設に收容されている場合

4 船員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者に係る予後補償は、総務省令で定めるところにより、その全部又は一部を行わないことができる。

（昭四八政三二九・昭四九政三五五・昭五七政二六六・昭六二政五六・平二政二七三・平一二政三〇四・平一八政一九三・一部改正）

第七条 船員に係る法第二十九条第四項の規定による障害補償一時金の額は、同項の規定による額（法第四十六条に規定する公務上の災害に係るものにあつては、同項の規定による額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額）に、次の各号に掲げる障害等級に応じ、平均給与額に当該各号に定める日数を乗じて得た額を加算した額とする。

- 一 第八級 九十七日
- 二 第九級 五十九日
- 三 第十級 五十八日

- 四 第十一級 四十七日
 - 五 第十二級 二十四日
 - 六 第十三級 十九日
 - 七 第十四級 四日
- (昭五六政三一・全改、平一八政一四六・一部改正)

第八条 船員が公務上行方不明となつたときは、基金は、行方不明補償として、当該船員の被扶養者に対して、行方不明期間中一日につき平均給与額の百分の百に相当する金額を支給する。ただし、行方不明期間中給与が支給される場合又は行方不明の期間が一月に満たない場合は、この限りでない。

2 前項の平均給与額を算定する場合における法第二条第四項の規定の適用については、同項中「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日」とあるのは、「行方不明となつた日」とする。

3 第一項の行方不明補償を支給する期間は、船員が行方不明となつた日の翌日から起算して三月を限度とする。

4 第一項に規定する被扶養者は、船員が行方不明となつた当時主としてその収入によつて生計を維持していた者で次の各号の一に該当するものとする。

一 当該船員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫及び祖父母
二 前号に掲げる者以外の当該船員の三親等内の親族で当該船員と同一の世帯に属するもの

三 当該船員の配偶者で婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子及び父母で当該船員と同一の世帯に属するもの
5 船員が行方不明となつた当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、当該船員が行方不明となつた当時主としてその収入によつて生計を維持していた子とみなす。

6 行方不明補償を受けるべき者の順位は、第四項各号の順序とし、同項第一号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、同項第二号に掲げる者のうちにあつては、親等の少ない者を先にし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

7 行方不明補償を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、行方不明補償の額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

(昭四八政三二九・一部改正)

(公務で外国旅行中の職員に係る特例)

第九条 第四条の規定は、公務で外国旅行中の職員に係る法第二十七条の規定による療養の範囲について準用する。
(平六政一六五・追加、平二二政三〇・旧第十条繰上)

第十条 公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条各号に掲げる活動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合（法第四十六条の規定が適用される場合を除く。）における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償年金については、法第二十八条の二第二項の規定による額、法第二十九条第三項若しくは第四項の規定による額又は法第三十三条第一項の規定による額は、それぞれ当該額に百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とする。

（平六政一六五・追加、平一二政三〇四・平一八政一四六・一部改正、平二二政三〇・旧第十一条線上）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十二年十二月一日から施行する。

（葬祭補償の額の特例）

第一条の二 第二条の二の規定による金額が平均給与額の六十日分に相当する金額に満たないときは、法第四十二条に規定する政令で定める金額は、当分の間、第二条の二の規定にかかわらず、平均給与額の六十日分に相当する金額とする。

（昭五二政三七・追加）

（船員等に係る障害補償年金等の特例）

第一条の三 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する船員が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額（当該障害補償年金のうち、当該死亡した日の属する年度の前年度以前の期間に係る分として支給された障害補償年金にあつては、総務省令で定めるところにより、法第三十六条第二項の規定に準じて計算した額をいう。次条において同じ。）及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額（当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあっては、総務省令で定めるところにより、同項の規定に準じて計算した額をいう。次条において同じ。）の合計額が、次の各号に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ当該障害等級に対応する法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金について法第四十六条の規定が適用された場合にあつては、同表の上欄に掲げる障害等級に応じ、同表の下欄に掲げる額に第二条の三第三項に定める率を乗じて得た額を加算した額）に当該各号に定める額を加算した額に満たないときは、法附則第五条の二第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に対し、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給するものとする。

一 第一級 平均給与額に百を乗じて得た額

- 二 第二級 平均給与額に七十を乗じて得た額
 - 三 第三級 平均給与額に百二十を乗じて得た額
 - 四 第四級 平均給与額に百六十を乗じて得た額
 - 五 第五級 平均給与額に二百を乗じて得た額
 - 六 第六級 平均給与額に二百三十を乗じて得た額
 - 七 第七級 平均給与額に百九十を乗じて得た額
- (昭五六政三一一・追加、昭六〇政二七五・旧第一条の三繰下、平二政二七三・平六政一六五・平一二政三〇四・平一八政一四六・一部改正、平二二政三〇・旧第一条の四繰上・一部改正)

第一条の四 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第十条の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ当該障害等級に対応する法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額に、当該額に第十条に定める率を乗じて得た額を加算した額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その者の遺族に対し、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給するものとする。

(平六政一六五・追加、平一八政一四六・一部改正、平二二政三〇・旧第一条の五繰上・一部改正)

第一条の五 船員に係る法附則第五条の三第二項の規定による障害補償年金前払一時金の額は、附則第一条の三各号に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ当該障害等級に対応する法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額に当該各号に定める額を加算した額を限度として総務省令で定める額とする。

(昭五六政三一一・追加、昭六〇政二七五・旧第一条の四繰下、平六政一六五・旧第一条の五繰下、平一二政三〇四・平一八政一四六・一部改正、平二二政三〇・旧第一条の六繰上・一部改正)

第一条の六 船員に係る法附則第六条第二項の規定による遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与額に千八十を乗じて得た額を限度として総務省令で定める額とする。

(昭五六政三一一・追加、昭六〇政二七五・旧第一条の五繰下、平六政一六五・旧第一条の六繰下、平一二政三〇四・一部改正、平二二政三〇・旧第一条の七繰上)

(遺族補償一時金の額)

第二条 法附則第七条の規定による遺族補償一時金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 法第三十七条第一項第三号に該当する者(次号に掲げる者を除く。) 平均給与額に四百を乗じて得た額
- 二 法第三十七条第一項第三号に該当する者のうち、職員の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は法第三十二条第

一項第四号に規定する総務省令で定める障害の状態にある三親等内の親族 平均給与額に七百を乗じて得た額
 三 法第三十七条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる者 平均給与額に千を乗じて得た額
 (昭五六政三一・昭五七政二六六・平一二政三〇四・一部改正)

(船員等に係る遺族補償一時金の額の特例)

第二条の二 船員に係る法附則第七条の規定による遺族補償一時金の額は、平均給与額に千八十を乗じて得た額(法第三十六条第一項第二号の場合にあつては、その額から同号の既に支給された遺族補償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額(当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度の前年度以前に生じたものである場合にあつては、総務省令で定めるところにより、同条第二項の規定に準じて計算した額をいう。以下この条において同じ。))の合計額を控除した額とする。ただし、当該遺族補償一時金が法第四十六条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、その額は、前条各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額に百分の百五十を乗じて得た額に、平均給与額に千八十を乗じて得た額と当該各号に定める額との差額を加算した額(法第三十六条第一項第二号の場合にあつては、その額から同号の既に支給された遺族補償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額の合計額を控除した額)とする。
 (昭五六政三一・追加、平二政二七三・平六政一六五・平一二政三〇四・一部改正)

第二条の三 第十条に規定する公務上の災害に係る遺族補償一時金については、法附則第七条第一項の政令で定める額は、当該額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額とする。
 (平六政一六五・追加、平二政三〇・一部改正)

(他の法令による給付との調整)

第三条 法附則第八条第一項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、次の表の上欄に掲げる法第三十九条の二に規定する年金たる補償(以下この条において「年金たる補償」という。)の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる給付とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。)	附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)	〇・八九
障害補償年金	旧国民年金法の障害年金		〇・八九
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金		〇・八〇
	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金		〇・八〇

年金	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九〇
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による遺族厚生年金及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下同じ。)	〇・八〇	
厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(当該補償の事由となつた死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	〇・八四	
国民年金法の規定による寡婦年金	〇・八八	

2 法附則第八条第一項に規定する政令で定める額は、法第三十九条の二及び附則第八条第一項の規定が適用されないものとした場合の年金たる補償の額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される前項の表の中欄に掲げる給付の額(厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金が併給される場合には、その合計額)を控除した残額に相当する額とする。
(昭五二政三七・全改、昭五六政五五・昭五七政二六六・昭六〇政二七五・昭六一政七三・昭六三政六五・一部改正)

第三条の二 法附則第八条第二項に規定する政令で定める法令による年金たる給付は、旧国民年金法の障害年金とし、同項に規定する政令で定める率は、〇・八九とする。

2 法附則第八条第二項に規定する政令で定める額は、同項の規定が適用されないものとした場合の休業補償の額から同一の事由について支給される旧国民年金法の障害年金の額を三百六十五で除して得た額を控除した残額に相当する額とする。
(昭五二政三七・追加、昭六一政七三・昭六三政六五・一部改正)

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 法施行の際現に法附則第十四条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条の規定により法による補償をこえる公務災害補償を負担している都道府県が施行日以後において当該公務災害補償を行なう場合には、同条の規定は、当分の間、なおその効力を有する。同条に規定する職員に係る公務災害補償のうち法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる部分についても、同様とする。

2 前項の場合における義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第百三十三号)第二条第一号の規定の適用については、同号中「市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条」とあるのは、「地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)附則第十四条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条」とする。

(平二政二七三・平一六政八九・平一八政一五一・一部改正)

○消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）

（非課税）

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。
2 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

別表第一（第六条関係）

- 一 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）
- 二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項（定義）に規定する有価証券その他これに類するものとして政令で定めるもの（ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に係るものとして政令で定めるものを除く。）及び外国為替及び外国貿易法第六条第一項第七号（定義）に規定する支払手段（収集品その他の政令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二ににおいて「有価証券等」という。）の譲渡
- 三 利子に対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、所得税法第二条第一項第十一号（定義）に規定する合同運用信託、同項第十五号に規定する公社債投資信託又は同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供（当該保険料が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保険料（当該費用の額に相当する部分の金額に限る。）を対価とする役務の提供を除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの
- 四 次に掲げる資産の譲渡
 - イ 日本郵便株式会社が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）に規定する委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）第三条第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙（別表第二において「印紙」と総称する。）の譲渡
 - ロ 地方公共団体又は売りさばき人（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第一項（証紙による収入の方法等）（同法第二百九十二条（都道府県及び市町村に関する規定の準用））において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百二十四条第四項（自動車取得税の納付の方法）、第五百十一条第六項（自動車税の徴収の方法）、同法第二百九十条第三項（道府県法定外普通税の証紙徴収の手続）、第四百四十六條第六項（軽自動車税の徴収の方法）、第六百九十

八条第三項（市町村法定外普通税の証紙徴収の手続）、第七百条の六十九第三項（狩猟税の証紙徴収の手続）及び第七百三十三条の二十七第三項（法定外目的税の証紙徴収の手続）（これらの規定を同法第一条第二項（用語）において準用する場合を含む。）に規定する条例に基づき指定された者をいう。）が行う証紙（地方自治法第二百三十一条の二第一項に規定する使用料又は手数料の徴収に係る証紙並びに地方税法第一条第十三号に規定する証紙徴収に係る証紙及び同法第二百二十四条第一項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証紙をいう。別表第二において同じ。）の譲渡

ハ 物品切手（商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいい、郵便切手類に該当するものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二において「物品切手等」という。）の譲渡

五 次に掲げる役務の提供

イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの（政令で定めるものを除く。）

(1) 登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、認定、確認及び指定

(2) 検査、検定、試験、審査、証明及び講習

(3) 公文書の交付（再交付及び書換交付を含む。）、更新、訂正、閲覧及び謄写

(4) 裁判その他の紛争の処理

ロ イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

ハ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十二条第四項（執行官）又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第一項（手数料等）の手数を対価とする役務の提供

ニ 外国為替及び外国貿易法第五十五条の七（外国為替業務に関する事項の報告）に規定する外国為替業務（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第五号（業務の範囲）に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く。）に係る役務の提供

六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）

第二十二條第一項（療養等）においてその例によるものとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、

保険外併用療養費、療養費又は特別療養費の支給に係る指定訪問看護

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の規定に基づく医療、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の規定に基づく医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に係る医療

ニ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）の規定に基づく療養の給付及び療養費の支給に係る療養

ホ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療

ヘ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による損害賠償額の支払（同法第七十二条第一項（定義）の規定による損害をてん補するための支払を含む。）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養

ト イからへまでに掲げる療養又は医療に類するものとして政令で定めるもの

七 次に掲げる資産の譲渡等（前号の規定に該当するものを除く。）
イ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護その他の政令で定めるものに限る。）、施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（政令で定めるものを除く。）その他これらに類するものとして政令で定めるもの

ロ 社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二条第二項第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を経営する事業、同条第三項第一号の二に規定する認定生活困窮者就労訓練事業、同項第四号の二に規定する地域活動支援センターを経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第十三項又は第十四項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）において生産活動としての作業に基づき行われるもの及び政令で定めるものを除く。）

ハ ロに掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

八 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（第六号並びに前号イ及びロの規定に該当するものを除く。）

九 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第一項（定義）に規定する埋葬に係る埋葬料又は同条第二項に規定する火葬に係る火葬料を対価とする役務の提供

十 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として政令で定めるもの（別表第二において「身体障害者用物品」という。）の譲渡、貸付けその他の政令で定める資産の譲渡等

十一 次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供

ロ 学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第二百二十五条第一項（課程）に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供

ハ 学校教育法第三百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育（修業期間が一年以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）として行う役務の提供

ニ イからハまでに掲げる教育に関する役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

十二 学校教育法第三十四条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十九条（中学校）、第六十二条（高等学校）及び第七十条第一項（中等教育学校）において準用する場合並びに同法第八十二条（特別支援学校）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（別表第二において「教科用図書」という。）の譲渡

十三 住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限るものとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）

○消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）

（利子を対価とする貸付金等）

第十条 法別表第一第三号に規定する利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付けは、利子を対価とする金銭の貸付け（利子を対価とする国債等の取得及び前条第四項に規定する特別引出権の保有に伴うものを含む。）とする。

2 法別表第一第三号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する確定給付年金資産管理運用契約、確定拠出年金資産管理契約、同法附則第二十条第一項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五百五十六条の三第一項（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲）に規定する厚生年金基金契約で、生命保険又は損害保険に係るもの

二 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第三条（管理運用法人の目的）に規定する年金積立金の運用のために締結される同法第二十一条第一項第四号（積立金の管理及び運用）（同法第二十四条第二項（区分経理）において準用する場合を含む。）に規定する生命保険に係る契約（同法附則第八条（承継資金運用業務）の規定による資金の運用のために締結される同法附則第十三条第一項（管理運用業務に関する規定の準用等）の規定により読み替えて適用される同号（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する生命保険に係る契約を含む。）

三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三十六条（準用規定）において準用する同法第十九条（資金の運用）に規定する余剰金の運用のために締結される国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第九条の三第一項第六号（連合会の積立金等の運用）に規定する生命保険に係る契約

四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十五条（資金の運用）（同法第三十八条（準用規定）及び第三十八条の九（準用規定）において準用する場合を含む。）に規定する余剰金の運用のために締結される地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条第一項第六号（資金の運用）（同法第二十条（準用規定）及び第二十一条の四（準用規定）において準用する場合を含む。）に規定する生命保険に係る契約

五 前各号に掲げる契約に類する契約として財務省令で定めるもの

3 法別表第一第三号に掲げる資産の貸付け又は役務の提供に類するものとして同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 預金又は貯金の預入（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第一号（有価証券となる証券又は証書）に規定する譲渡性預金証書に係るものを含む。）

二 収益の分配金を対価とする法第十四条第一項ただし書に規定する信託

三 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七百七十四条第三号又は第四号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補填金を対価とする掛金の払込み

四 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条（定義）に規定する無尽に係る契約に基づく掛金の払込み

- 五 利息を対価とする抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項（証券の交付）に規定する抵当証券（これに類する外国の証券を含む。）の取得
- 六 償還差益（国債等又は金融商品取引法第二条第一項第十五号（定義）に掲げる約束手形（これの性質を有する同項第十七号に掲げる証券又は証券を含む。以下この号及び次号において「約束手形」という。）の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額（当該国債等又は約束手形につき償還（買入消却を含む。）の時にいて所得税法第四十八条（有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）の規定により評価した金額又は法人税法第六十一条の二第一項第二号（有価証券の譲渡原価の額）に規定する原価の額に係る算出の方法により計算した金額をいう。）を超える場合におけるその差益（当該国債等又は約束手形が法人税法施行令第三百三十九条の二第一項（償還有価証券の調整差益又は調整差損の益金又は損金算入）に規定する償還有価証券に該当する場合には、同項に規定する調整差益を含む。）をいう。第四十八条第四項において同じ。）を対価とする国債等又は約束手形の取得
- 七 手形（約束手形を除く。）の割引
- 八 前各号に掲げるもののほか、金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）
- 九 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義）に規定する割賦販売、同条第二項に規定するローン提携販売、同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る手数料で当該割賦販売、ローン提携販売、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんに係る契約においてその額が明示されているものを対価とする役務の提供
- 十 資産の譲渡等の対価の額又は当該対価の額に係る金銭債権の額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領する場合におけるその受領する賦払金のうち利子又は保証料の額に相当する額で当該賦払に係る契約において明示されている部分に対価とする役務の提供（前号に掲げる役務の提供を除く。）
- 十一 法別表第一第二号に規定する有価証券（ゴルフ場利用株式会社等を除くものとし、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）又は登録国債の貸付け
- 十二 物上保証（その所有する資産に他の者の債務を担保するために質権又は抵当権を設定することをいう。）としての役務の提供
- 十三 保険料に類する共済掛金その他の保険料に類するものを対価とする役務の提供（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第十号（事業）の事業を行う農業協同組合連合会の法人税法第八十四条第一項に規定する確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理運用契約、同法附則第二十条第一項に規定する適格退職年金契約又は法人税法施行令第五百六十六条の三第一項に規定する厚生年金基金契約に該当する生命共済の契約その他財務省令で定める契約に係る掛金を対価とする役務の提供のうち、当該役務の提供に係る事務に要する費用の額として区分して支払われる金額に係る部分を除く。）
- 十四 信託財産に属する資産の貸付けに係る契約で当該貸付けの終了の時に当該資産を当該貸付けに係る賃借人に未償却残額（当該資産につきその使用を開始した時から当該貸付けの終了の時までの期間を基礎として当該資産につき採用している償却の方法により償却を行ったものとした場合に計算される当該貸付けの終了の時ににおける価額をいう。）により譲渡する特約が付されているものに係る役務の提供のうち利子又は保険料の額に相当する額を対価とする部分（当該貸付けに係る契約において当該利子又は保険料の額として明示されているものに限る。）
- 十五 所得税法第六十七条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）又は法人税法第六十四条の二第三項（リース取引に係る所得の金

額の計算)に規定するリース取引でその契約に係る賃貸料のうち利子又は保険料の額に相当する部分(当該契約において明示されているものに限る。)を対価とする役務の提供

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）

（所定労働時間の短縮措置等）

第二十三条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないもの（一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものを除く。）に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（以下「所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち所定労働時間の短縮措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 前号に掲げるもののほか、所定労働時間の短縮措置を講じないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、前項ただし書の規定により同項第三号に掲げる労働者であつてその三歳に満たない子を養育するものについて所定労働時間の短縮措置を講じないこととするときは、当該労働者に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく育児休業に関する制度に準ずる措置又は労働基準法第三十二条の三の規定により労働させることその他の当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（第二十四条第一項において「始業時刻変更等の措置」という。）を講じなければならない。

3 事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく連続する九十三日の期間（当該労働者の雇入れの日から当該連続する期間の初日の前日までの期間における介護休業等日数が一以上である場合にあつては、九十三日から当該介護休業等日数を差し引いた日数の期間とし、当該労働者が当該対象家族の当該要介護状態について介護休業をしたことがある場合にあつては、当該連続する期間は、当該対象家族の当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から起算した連続する期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間とする。）以上の期間における所定労働時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならない。

（平七法一〇七（平九法九二）・旧第十条繰下・旧第十三条繰下・一部改正、平一一法一六〇・一部改正、平一三法一一八・旧第十九条繰下・一部改正、平一六法一六〇・平二一法六五・一部改正）

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（抄）

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第二条 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

国家公務員共済組合法

目次中「第八章 国家公務員等共済組合審議会（第百十一条）／第九章 適用法人の組合に係る特例（第百十一条の二―第百十一条の十）」を「第八章 国家公務員共済組合審議会（第百十一条）」に、「第十章」を「第九章」に、「第十一章」を「第十章」に改める。

第一条第一項中「、国家公務員等」を「、国家公務員」に、「もつて国家公務員等」を「もつて国家公務員」に、「当該国家公務員等の職務」を「公務」に改め、同条第二項中「及び適用法人」を削る。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外）のものを含まないものとする。）をいう。

第二条第一項第七号及び第八号を削る。

第三条第一項中「及び適用法人の前条第一項第七号イ、ロ又はハに掲げる区分」を削り、「国家公務員等共済組合」を「国家公務員共済組合」に改める。

第五条第一項中「又は適用法人の代表者（同条第二項に規定する適用法人の代表者をいう。）」を削る。

第八条第二項を削り、同条第三項中「又は適用法人の代表者」を削り、同項を同条第二項とする。

第二十一条第一項中「国家公務員等共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改め、同条第四項中「国家公務員等共済組合審査会」を「国家公務員共済組合審査会」に改める。

第二十四条第一項第九号中「国家公務員等共済組合審査会」を「国家公務員共済組合審査会」に改める。

第二十七条第一項中「十二人」を「十人」に、「四人」を「三人」に改める。

第三十一条第一号中「、適用法人の常勤役員若しくは常勤職員」を削る。

第三十五条第二項中「二十二人」を「十六人」に改める。

第三十七条第一項中「又は適用法人」を削る。

第四十一条第二項中「（適用法人の業務を含む。以下同じ。）」を削る。

第六十八条の二中「第百十一条の三第一項に規定する適用法人の組合の組合員及び」を削る。

第九十九条第二項中「又は適用法人」を削り、同条第五項中「若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条」及び「又は適

用法人」を削る。

第二百二条第一項及び第四項中「若しくは適用法人」を削る。

第二百三条第一項中「国家公務員等共済組合審査会」を「国家公務員共済組合審査会」に改める。

第二百四条第三項及び第二百五条第一項中「又は適用法人」を削る。

「第八章 国家公務員等共済組合審議会」を「第八章 国家公務員共済組合審議会」に改める。

第百十一条の見出しを「(国家公務員共済組合審議会)」に改め、同条第一項中「国家公務員等共済組合審議会」を「国家公務員共済組合審議会」に改め、同条第三項中「十五人」を「十一人」に改め、同条第四項中「又は適用法人」を削る。

第九章を削る。

第二百二条第二項中「若しくはこの法律の規定による負担金若しくは延滞金(適用法人の組合に係るものに限る。)」を削る。

第二百六条第五項及び第六項を削る。

第二百二十二条中「又は適用法人(指定法人を含む。)」を削る。

第二百二十四条の二第一項中「適用法人」、及び「若しくは適用法人」を削る。

第二百二十五条第一項中「又は適用法人」を削り、「とする」を「と、同条第五項中「第三条」とあるのは「第三条若しくは労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条」とする」に改める。

第二百二十六条の五第二項中「又は適用法人(指定法人を含む。)」を削る。

第十章を第九章とする。
第三百三十条中「又は日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合若しくは日本鉄道共済組合の代表者」及び「又は第百十一条の二」を削る。

第十一章を第十章とする。

附則第三条の二を削る。

附則第三条の三中「若しくは国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者」及び「又は当該旧組合の運営審議会の委員であつた者」を削り、同条を附則第三条の二とする。

附則第四条の二中「附則第三条の三」を「附則第三条の二」に、「附則第三条の二第二項において読み替えて適用される第三十五条第三項及び第四項後段」を「第三十五条第三項」に、「当該組合員であつた者(連合会を組織する組合)」を「組合員であつた者(組合)」に、「これら」を「同項」に改める。

附則第十二条第六項中「又は適用法人」を削る。

附則第十二条の八第一項及び第二項中「又は適用法人の組合」を削る。

附則第十二条の十二第一項前段中「当該一時金を支給した組合又は」を削り、同項後段を削り、同条第二項中「当該退職共済年金等を支給する組合又は」を削る。

附則第十二条の十三中「当該一時金を支給した組合又は」を削り、「同条第一項後段及び第二項」を「同条第二項」に改める。

附則第十三条の四第二項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第十三条の八中「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の規定」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の規定」に、「国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の適用」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の適用」に改める。

附則第十四条の二第五項中「適用法人（指定法人を含む。）」を削る。

附則第十四条の三から第十四条の十までを削る。

附則第十四条の十一第一項中「（適用法人の組合にあつては、第四号に掲げる事業に限る。）」を削り、同条を附則第十四条の三とする。

附則第二十条を削る。

附則第二十条の二の見出しを「（日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合に係る組合員期間を有する者に支給する長期給付の特例）」に改め、同条第一項中「組合員期間の全部又は一部が日本鉄道共済組合」を「当分の間、組合員期間の一部が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合」に、「第七十七条第二項」を「第七十七条第二項第一号の規定の適用については、同号中「組合員期間の」とあるのは「組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）以下「平成八年改正前共済法」という。）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間を除外した期間）」と、「同項第二号」に改め、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「（日本鉄道共済組合）」を「（平成八年改正前共済法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 平成二年四月一日前に退職した者に退職共済年金を支給する場合における前項の規定の適用については、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは、「日本鉄道共済組合」とする。

附則第二十条の二第三項から第七項までを削り、同条を附則第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（年金保険者たる共済組合に係る拠出金の納付が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例）

第二十條の二 厚生年金保険法附則第十八條第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第三條第四項、第二十一條第二項第一号、第二十四條第一項第七号、第三十五條の二第一項及び第九十九條第一項の規定の適用については、第三條第四項中「及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十四條の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十四條の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）附則第十八條第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）」と、第二十一條第二項第一号、第二十四條第一項第七号及び第三十五條の二第一項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第九十九條第一項中「及び基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」上、同項第二号中「を含む」とあるのは「及び年金保険者拠出金を含む」とする。

附則第二十條の三及び第二十條の四を削る。

附 則

(改正前国共済法による給付等)

- 第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付（前条第一項の規定により適用するものとされた改正後国共済法による年金たる給付を含む。）については、第四項、第九項及び第十項並びに次条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、改正後国共済法及び改正後国共済施行法の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項及び第十項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。
- 3 前二項に規定する年金たる給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。
- 4 第一項に規定する年金たる給付のうち障害共済年金については、同項の規定にかかわらず、改正後国共済法第八十四条第二項、第八十五条第一項及び第八十七条第四項ただし書の規定は適用しない。
- 5 第二項に規定する年金たる給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、昭和六十年国共済改正法附則第二十四条の規定は適用しない。
- 6 第二項に規定する年金たる給付については、昭和六十年国共済改正法附則第十一条及び第三十五条から第六十条までの規定その他当該年金たる給付の額の計算及びその支給の停止に関する他の法令の規定であつて政令で定めるものを適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 旧適用法人共済組合が施行日前に支給すべきであつた改正前国共済法及び旧国共済法による年金たる給付であつて同日においてまだ支給していないものについては、当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例によるものとし、当該年金たる給付は厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する。
- 8 第一項及び第二項に規定する年金たる給付に關し、国民年金法又は同法第五条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる法律の支給の停止に關する規定その他の規定であつて政令で定めるものを適用する場合におけるこれらの規定の技術的読替えは、政令で定める。
- 9 第一項及び第二項に規定する年金たる給付は、厚生年金保険法第七十七条、第七十八条、第九十二条第二項、第九十六条第一項、第九十七条第一項及び第百条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する年金たる保険給付とみなし、同法第九十条第一項及び第四項、第九十条第一項並びに第百条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する保険給付とみなす。
- 10 第一項及び第二項に規定する年金たる給付を受ける権利を有する者は、厚生年金保険法第九十五条、第九十六条第一項、第九十八条第三項及び第四項並びに第百条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する受給権者とみなす。

(存続組合の業務等)

第三十二条 旧適用法人共済組合は、次項各号に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、改正前国共済法第三条第一項に規定する国家公務員等共済組合としてなお存続するものとする。この場合において、同項並びに改正前国共済法第八条第二項及び第百十一条の二の規定は、旧適用法人共済組合については、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなお存続するものとされる旧適用法人共済組合（以下「存続組合」という。）の業務は、次に掲げるものとする。
一 前条の規定により適用するものとされた改正後国共済法による年金たる長期給付で旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とするものを支給すること。

二 前条の規定により適用するものとされた改正後国共済法による一時金たる長期給付で旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とするもの及び施行日以後に支給事由が生ずることとなるこれに類する一時金たる給付で政令で定めるものを支給すること。

三 改正後国共済法第三条に規定する給付のうち年金たる給付で旧適用法人共済組合に係るものを支給すること。

四 旧適用法人共済組合が施行日前に支給すべきであった一時金たる給付であつて、施行日においてまだ支給していないものを支給すること。
五 前各号に掲げるもののほか、存続組合に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 存続組合は、改正後国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合とみなして、改正後国共済法第四条から第七条まで、第十一条、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第十九条、第二十条、第四十一条第一項及び第二項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条、第五十条、第九十五条、第百六条、第百十四條並びに第百十六條の規定を適用する。この場合において、改正後国共済法第五条第一項中「各省各庁の長（第八条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）」とあるのは「旧適用法人（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四条に規定する旧適用法人をいう。）を代表する者（以下「組合の代表者」という。）」と、改正後国共済法第六条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項」と、同項第六号中「給付並びに掛金及び特別掛金に関する事項（第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。）」とあるのは「給付に関する事項」と、改正後国共済法第十一条第二項中「大蔵大臣に協議しなければならない」とあるのは「大蔵大臣の認可を受けなければならない」と、改正後国共済法第四十一条第一項中「組合（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四條及び第百十八條において同じ。）」とあるのは「組合」とする。

4 改正後国共済法第七十五条及び第百十四條の二の規定は、存続組合について準用する。

5 附則第十六條第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付については、存続組合は、当該年金たる給付の支給に関する義務を免れる。

6 大蔵大臣は、存続組合に関して第三項の規定により適用するものとされた改正後国共済法第六条第二項若しくは第十五條の規定による認可又は第三項の規定により適用するものとされた改正後国共済法第十六條第二項の規定による承認をする場合には、あらかじめ、存続組合に係る次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 日本たばこ産業株式会社 大蔵大臣

二 日本電信電話株式会社 郵政大臣

三 旅客鉄道会社等 運輸大臣

- 7 存続組合は、第二項各号に掲げる業務がすべて終了したときにおいて解散する。
- 8 前項の規定により存続組合が解散した場合における解散の登記その他解散に伴う必要な措置については、政令で定める。
- 9 前各項に定めるもののほか、前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(存続組合が支給する長期給付)

第三十三條 存続組合が支給する前條第二項第一号に規定する年金たる長期給付（以下「特例年金給付」という。）及び同項第二号に規定する一時金たる長期給付（以下「特例一時金給付」という。）については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、改正後国共済法、改正後国共済施行法及び昭和六十年国共済改正法附則第三條から第三十二條まで（附則第三十一條を除く。）の長期給付に關する規定（以下この條において「改正後国共済法等の規定」という。）を適用する。

2 特例年金給付の額は、改正後国共済法等の規定に基づき計算した年金たる長期給付の額から、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による年金たる保険給付で当該長期給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものの額のうち当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した額を控除して得た額とする。

3 特例一時金給付の額は、改正後国共済法等の規定に基づき計算した一時金たる長期給付の額から、被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による一時金たる保険給付で当該長期給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものの額のうち当該被保険者期間とみなされた組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した額を控除して得た額とし、存続組合が支給する前條第二項第二号に規定する一時金たる給付で政令で定めるものの額は、特例一時金給付に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

4 特例年金給付の受給権を有する者が、厚生年金保険法による年金たる保険給付（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付を含む。次項において同じ。）、附則第十六條第三項若しくは第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は国民年金法による年金たる給付を受けることができるときは、改正後国共済法第七十四條第一項及び昭和六十年国共済改正法附則第十一條第一項の規定にかかわらず、これらの年金たる給付を受けることができる場合に該当して行われる支給の停止は、行わない。この場合においては、これらの年金たる給付に關し適用される厚生年金保険法第三十八條第一項その他これに相當する併給の調整に關する規定であつて政令で定めるものの適用については、特例年金給付は、国民年金法第五條第一項に規定する被用者年金各法による年金たる給付に該当しないものとみなす。

5 特例年金給付（改正後国共済法第七十四條第一項又は昭和六十年国共済改正法附則第十一條第一項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）の受給権を有する者が、当該特例年金給付と併せて次の各号に掲げる年金たる給付を受けることができるときは、当該特例年金給付の額は、第二項の規定にかかわらず、改正後国共済法等の規定に基づき計算した年金たる長期給付の額（改正後国共済法第七十四條第二項の規定（他の法令においてその例によることとされる場合を含む。）により支給の停止を行わないこととされる額（以下この項において「職域相当額」という。）があるときは、当該職域相当額を控除した額とする。）から、当該特例年金給付と併せて受けることができる当該各号に掲げ

る年金たる給付の額を控除して得た額に職域相当額を加算した額とする。

一 厚生年金保険法による年金たる保険給付（同法第三十八条第一項その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものによりその支給が停止されているもの及び当該特例年金給付と同一の支給事由であつて当該支給事由が障害以外のものに基づいて支給されるものを除く。）

二 附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（改正後国共済法第七十条第一項その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものによりその支給が停止されているもの及び当該特例年金給付と同一の支給事由であつて当該支給事由が障害以外のものに基づいて支給されるものを除く。）

三 国民年金法による年金たる給付（同法第二十条第一項その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものによりその支給が停止されているもの及び当該特例年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除くものとし、さらに、当該特例年金給付が死亡を支給事由とするもの（以下この条において「遺族特例年金給付」という。）であるときは老齢を支給事由とする年金たる給付（その受給権を有する者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）

6 特例年金給付のうち退職を支給事由とするもの（以下この条において「退職特例年金給付」という。）及び障害を支給事由とするものについては、改正後国共済法第七十七条第四項、第七十九条第一項及び第二項、第八十四条第二項、第八十五条第一項、第八十七条第一項、第二項及び第四項ただし書並びに附則第十二条の四の三第三項並びに昭和六十年国共済改正法附則第二十条第四項及び第二十一条第三項の規定は、適用しない。この場合において、これらの年金たる給付の受給権を有する者が施行日以後に国家公務員共済組合の組合員又は地方公務員共済組合の組合員となつたときは、改正後国共済法第八十条（改正後国共済法附則第十二条の四第一項において読み替えて適用される場合を含む。）又は第八十七条の二の規定を準用する。

7 旧適用法人施行日前期間を有する者については、改正後国共済法附則第十二条の八の規定は、適用しない。

8 改正前国共済法附則第二十条の二第二項及び第五項（改正前国共済法附則第十二条の七の規定に係る部分に限る。）、改正前国共済法附則第十條第五項並びに附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第三十四条の規定は、存続組合である日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合が支給する特例年金給付（日本たばこ産業共済組合が支給する退職特例年金給付にあつては、平成二年四月一日前に退職した者に係るものを除く。）及び特例一時金給付のうち障害を支給事由とするものについては、なおその効力を有する。

9 改正前国共済法附則第二十条の二第三項及び第四項の規定は、同条第三項に規定する連合会を組織する組合の組合員、日本電信電話共済組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者が日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合の組合員となり、存続組合である日本たばこ産業共済組合又は日本鉄道共済組合から特例年金給付又は特例一時金給付のうち障害を支給事由とするものの支給を受けることとなる場合において、なおその効力を有する。

10 平成二年四月一日前に退職した者に係る退職特例年金給付で存続組合である日本たばこ産業共済組合が支給するものについて改正後国共済法による平均標準報酬月額を計算する場合には、改正後国共済法第七十七条第一項中「以下同じ」とあるのは「附則第十二条の四の二第二項において同じ」と、同条第二項第一号中「平均標準報酬月額」とあるのは「平均標準報酬月額（組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額（その月が昭和六十二年三月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇五を乗じて得

た額とし、その月が同年四月から昭和六十三年三月までの期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ一・〇三を乗じて得た額とする。）を平均した額をいう。次号及び附則第十二条の四の二第三項において同じ。）とする。

11 前項に規定する退職特例年金給付についての改正後国共済法第七十二条の二の規定による年金の額の改定は、当該退職特例年金給付の額のうち改正後国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額に相当するものについては、行わないものとする。

12 退職特例年金給付又は遺族特例年金給付の受給権を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金たる給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

13 前各項に定めるもののほか、存続組合が特例年金給付及び特例一時金給付を支給する場合における改正後国共済法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替えその他前各項の規定に関し必要な事項は、政令で定める。

○介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（被保険者）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

- 一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）
- 二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）

（目的）

第一条 この法律は、行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員について交流派遣をし、民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させ、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者について交流採用をして職務に従事させることにより行政運営の活性化を図るため、交流派遣及び交流採用（以下「人事交流」という。）に関し必要な措置を講じ、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「職員」とは、第十四条第一項及び第二十四条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。

- 一 株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社
- 二 信用金庫
- 三 相互会社

四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益（法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類するものとして人事院規則で定めるものの実施による収益及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を除く。）によって得ている本邦法人（次に掲げるものを除く。）のうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの

イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター

ロ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの

ハ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ニ イからハまでに掲げるもののほか、その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資による法人

3 この法律において「交流派遣」とは、期間を定めて、職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員

その他の人事院規則で定める職員を除く。)を、その身分を保有させたまま、当該職員と民間企業との間で締結した労働契約に基づく業務に従事させることをいう。

4 この法律において「交流採用」とは、選考により、次に掲げる者を任期を定めて常時勤務を要する官職を占める職員として採用することをいう。

一 民間企業に雇用されていた者であつて、引き続きこの法律の規定により採用された職員となるため退職したもの

二 民間企業に現に雇用されている者であつて、この法律の規定により当該雇用関係を継続することができるもの

5 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

(平一一法一六〇・平一一法二二〇・平一四法九八・平一七法八七・平一七法一〇二・平一八法七九・平二六法二二・一部改正)

(人事院の権限及び責務)

第三条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律(次条、第五条第二項、第十二条第四項、第十四条、第十五条、第十五条の二、第十七条、第二十二條及び第二十四条の規定を除く。次号において同じ。)の実施の責めに任ずること。

二 この法律の実施に関し必要な事項について、人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

三 人事交流の適正な実施を確保するため、人事交流の制度の運用状況に関し、職員、任命権者その他の関係者に報告を求め、又は調査をすること。

(平一八法七九・平二六法二二・一部改正)

(内閣総理大臣の責務)

第四条 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用に資するため、その運用に関する基本方針を作成し、これに基づいて、各行政機関が行う人事交流に関し、その統一保持上必要な総合調整を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用を確保するための方策について調査研究を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

(交流基準)

第五条 任命権者その他の関係者は、人事交流の制度の運用に当たっては、次に掲げる事項に関し人事院規則で定める基準(以下「交流基準」という。)に従い、常にその適正な運用の確保に努めなければならない。

一 国の機関に置かれる部局等又は独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人(以下「行政執行法人」という。)であつて民間企業に対する処分等(法令の規定に基づいてされる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分及び同条第六号に規

定する行政指導をいう。第十三条第三項及び第二十条において同じ。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

二 国又は行政執行法人と契約関係にある民間企業との間の人事交流の制限に関する事項

三 その他人事交流の制度の適正な運用のため必要な事項

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、交流基準に関し、人事院に意見を述べることができる。

3 人事院は、交流基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、人事院規則の定めるところにより、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。

(平一一法二二〇・平一四法九八・平一七法一〇二・平二六法二二・平二六法六七・一部改正)

(民間企業の公募)

第六条 人事院は、人事院規則の定めるところにより、人事交流を希望する民間企業を公募するものとする。

2 人事院は、任命権者に対し、定期的に又はその求めに応じ、前項の規定に基づき応募した民間企業について、その名簿及びそれぞれの民間企業が示した人事交流に関する条件を提示するものとする。

(平一一法二二〇・平二六法二二・一部改正)

(交流派遣)

第七条 任命権者は、前条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に交流派遣をすることができる。

2 任命権者は、前項の規定による交流派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該交流派遣に係る職員の同意を得た上で、人事院規則で定めるところにより、その実施に関する計画を記載した書類を提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、人事院の認定を受けなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定による交流派遣をするときは、当該交流派遣に係る民間企業（以下「派遣先企業」という。）との間において、前項の認定を受けた計画に従って、当該派遣先企業における当該交流派遣に係る職員の労働条件、当該職員が職務に復帰する場合における当該職員と当該派遣先企業との間の労働契約の終了その他交流派遣に当たって合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項について取決めを締結しなければならない。この場合において、任命権者は、当該職員にその取決めの内容を明示しなければならない。

(平一一法二二〇・平二六法二二・一部改正)

(交流派遣の期間)

第八条 交流派遣の期間は、三年を超えない。

2 前条第一項の規定により交流派遣をした任命権者は、当該派遣先企業から当該交流派遣の期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、その申出に理由があると認める場合には、当該交流派遣をされた職員（以下「交流派遣職員」という。）の同意及び人事院の承認を得て、当該交流

派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、交流派遣の期間を延長することができる。
(平一一法二二〇・平二六法二二・一部改正)

(労働契約の締結)

第九条 交流派遣職員は、第七条第三項の取決めに定められた内容に従って、派遣先企業との間で労働契約を締結し、その交流派遣の期間中、当該派遣先企業の業務に従事するものとする。
(平二六法二二・一部改正)

(交流派遣職員の職務)

第十条 交流派遣職員は、その交流派遣の期間中、職務に従事することができない。

2 次に掲げる法律の規定は、交流派遣職員には適用しない。

- 一 国家公務員法第百一条の規定
- 二 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の規定

(交流派遣職員の給与)

第十一条 交流派遣職員には、その交流派遣の期間中、給与を支給しない。

(交流派遣職員の服務等)

第十二条 交流派遣職員は、派遣先企業において、その交流派遣前に在職していた国の機関及び行政執行法人に対してする申請(行政手続法第二条第三号に規定する申請をいう。)に関する業務その他の交流派遣職員が従事することが適当でないものとして人事院規則で定める業務に従事してはならない。

2 交流派遣職員は、派遣先企業における業務を行うに当たっては、職員たる地位を利用し、又はその交流派遣前において官職を占めていたことによる影響力を利用してはならない。

3 交流派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先企業における労働条件及び業務の遂行の状況を報告しなければならない。

4 交流派遣職員の派遣先企業の業務への従事に関しては、国家公務員法第百四条の規定は、適用しない。

5 交流派遣職員に対する国家公務員法第八十二条の規定の適用については、同条第一項第一号中「若しくは国家公務員倫理法」とあるのは、「国家公務員倫理法若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律」とする。

(平一一法二二〇・平一四法九八・平一七法一〇二・平二六法二二・平二六法六七・一部改正)

(交流派遣職員の職務への復帰)

第十三条 任命権者は、交流派遣職員がその派遣先企業の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その交流派遣を継続することができないか又は適当でないとき、速やかに当該交流派遣に係る交流派遣職員を職務に復帰させなければならない。

2 交流派遣職員は、その交流派遣の期間が満了したときは、職務に復帰する。

3 交流派遣後職務に復帰した職員については、その復帰の日から起算して二年間は、任命権者は、当該職員の派遣先企業であつた民間企業に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の当該民間企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

(平一一法二二〇・平一四法九八・平一七法一〇二・平二六法二二・一部改正)

(交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例)

第十四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第四十一条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定(同法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、交流派遣職員には適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が交流派遣職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、交流派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2 交流派遣職員に対する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

3 交流派遣職員は、国家公務員共済組合法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは、「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国の負担金」とあるのは、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第三項に規定する派遣先企業(以下「派遣先企業」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

(平一一法一〇四・平一一法一六〇・平一二法二一・平一四法九八・平一四法一〇三・平一五法一一七・平一六法一三〇・平一七法一〇二・平二一法五・平二六法二二・平二六法六七・一部改正)

(交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例)

第十五条 交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定の適用については、派遣先企業を同法第六十九条

第一項第四号に規定する団体とみなす。
(平一八法一二・平二四法六七・一部改正)

(交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任)
第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百十二号)、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

(平二六法二二・追加、平二四法六七・一部改正)

(職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第十六条 交流派遣後職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、派遣先企業において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。)を含む。)を公務とみなす。

(平一八法一二・平一九法一〇八・一部改正)

(職務に復帰した職員等に関する国家公務員退職手当法の特例)

第十七条 交流派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(交流派遣職員がその交流派遣の期間中に退職した場合を含む。)における国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の規定の適用については、派遣先企業の業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 交流派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、交流派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項の規定は、交流派遣職員が派遣先企業から所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた場合には、適用しない。

4 交流派遣職員がその交流派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。
(平一七法一一五・一部改正)

(交流派遣職員の職務復帰時における処遇)

第十八条 交流派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、交流派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(平一七法一一三・一部改正)

(交流採用)

第十九条 任命権者は、第六条第二項の規定により提示された名簿に記載のある民間企業に雇用されていた者又は現に雇用されている者について交流採用をすることができる。

2 任命権者は、前項の規定による交流採用をしようとするときは、あらかじめ、人事院規則の定めるところにより、その実施に関する計画を記載した書類を提出して、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて、人事院の認定を受けなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により交流採用をするときは、同項の民間企業との間において、第二条第四項第一号に係る交流採用にあつては当該交流採用に係る任期が満了した場合における当該民間企業による再雇用に関する取決めを、同項第二号に係る交流採用にあつては当該交流採用に係る任期中における雇用及び任期が満了した場合における雇用に関する取決めを締結しておかなければならない。

4 第二条第四項第二号に係る交流採用についての前項の取決めにおいては、任期中における雇用に基づき賃金(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。)の支払その他の給付(賃金の支払以外のものであつて、人事院規則で定めるものを除く。)を行うことをその内容として定めてはならない。

5 交流採用に係る任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、任命権者がその所掌事務の遂行上特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、交流採用をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

6 任命権者は、交流採用をする場合には、当該交流採用をされる者にその任期を明示しなければならない。これを更新する場合も、同様とする。(平一八法七九・一部改正)

(官職の制限)

第二十条 任命権者は、前条第一項の規定により交流採用をされた職員(以下「交流採用職員」という。)を同項の民間企業(以下「交流元企業」という。)に対する処分等に関する事務をその職務とする官職その他の交流元企業と密接な関係にあるものとして人事院規則で定める官職に就けてはならない。

(交流採用職員の服務等)

第二十一条 交流採用職員は、その任期中、第二条第四項第二号に掲げる者である交流採用職員(以下「雇用継続交流採用職員」という。)が第

十九条第三項の取決めに定められた内容に従って交流元企業の地位に就く場合を除き、交流元企業の地位に就いてはならない。

2 交流採用職員は、その任期中、いかなる場合においても、交流元企業の事業又は事務に従事してはならない。

3 第十二条第五項の規定は、交流採用職員について準用する。

(平一八法七九・平一九法一〇八・平二六法二二・一部改正)

(雇用継続交流採用職員に関する雇用保険法の特例)

第二十二條 雇用継続交流採用職員に関する雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十二條の規定の適用については、同条第三項中「とする。ただし、当該期間に」とあるのは、「とし、当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十一条第一項に規定する雇用継続交流採用職員（以下この項において「雇用継続交流採用職員」という。）であつた期間があるときは、雇用継続交流採用職員であつた期間を除いて算定した期間とする。ただし、これらの期間に」とする。

(平一八法七九・追加)

(人事交流の制度の運用状況の報告)

第二十三條 任命権者は、毎年、人事院に対し、人事交流の制度の運用状況を報告しなければならない。

2 人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 前年に交流派遣職員であつた者が同年に占めていた派遣先企業における地位及び当該交流派遣職員がその交流派遣に係る第七条第二項の規定による書類の提出の時に占めていた官職

二 三年前の年の一月一日から前年の十二月三十一日までの間に交流派遣後職務に復帰した職員が前年（三年前の年に交流派遣後職務に復帰した場合にあつては、その復帰の日から起算して二年を経過する日までに限る。）に占めていた官職及び当該職員が当該復帰の日の直前に派遣先企業において占めていた地位

三 前年に交流採用職員であつた者が同年に占めていた官職及び当該交流採用職員がその交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、人事交流の制度の運用状況の透明化を図るために必要な事項
(平二六法二二・全改)

(防衛省の職員への準用等)

第二十四條 この法律（第二条第一項及び第五項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第一項中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、第二条第三項中「職員、」とあるのは「職員、防衛省設置法（昭和二十九年法律第十六十四号）第十五条第一項又は第

- 十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者（以下「生徒」という。）」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員（自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒を除く。）」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第十二条第四項中「国家公務員法第四十条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百十号）」と、「第十四条第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第二十二条中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、前条第二項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。
- 2 防衛大臣は、前項において準用する第七条第二項及び第十九条第二項の認定並びに前項において準用する第八条第二項及び第十九条第五項の承認を行う場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに付議し、その議決に基づいて行わなければならない。
 - 3 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六十条の規定は、第一項において準用する第七条第一項の規定により交流派遣をされた防衛省の職員には適用しない。
 - 4 第一項において準用する第七条第一項の規定により交流派遣をされた自衛官（第六項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。
 - 5 第一項において準用する第二十条に規定する交流採用職員が離職後同条に規定する交流元企業の地位に就く場合には、自衛隊法第六十二条第二項の規定は、適用しない。
 - 6 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。
（平一一法一六〇・平一一法二二〇・平一七法八七・平一八法一二・一部改正、平一八法七九・旧第二十三条繰下・一部改正、平一八法一一八・平一九法八〇・平一九法一〇八・平二一法四四・平二四法一〇〇（平二五法七七）・平二六法二二・一部改正）

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号）

（定義）

第一条 この政令において「交流派遣」、「派遣先企業」又は「交流派遣職員」とは、それぞれ国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第三項、第七条第三項又は第八条第二項に規定する交流派遣、派遣先企業又は交流派遣職員をいう。

（交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の特例）

<p>第二条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四十三条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定（同法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、交流派遣をされた警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（以下「交流派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（同法第四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が交流派遣警察庁所属職員等となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、交流派遣警察庁所属職員等が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に同法第二条第一項第一号に規定する職員となつたものとみなす。</p>	<p>2 交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。</p> <p>3 交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法第五章に規定する福祉事業を利用することができない。</p> <p>4 交流派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「に相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第二条第一項第六号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「に相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第一百三十二条第二項各号列記以外の部分の項中「組合員の掛金及び地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第三項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国の負担金」と、同表中「</p>
<p>「とあるのは」</p> <p>「と、」</p> <p>「とあるのは」</p>	<p>地方公共団体</p> <p>地方公共団体</p> <p>地方公共団体</p> <p>派遣先企業</p> <p>国</p> <p>国</p> <p>国</p>
<p>「とあるのは」</p>	<p>地方公共団体</p> <p>国</p>

第百十六條第一項

地方公共団体の機関、特定地方独立 行政法人又は職員団体	派遣先企業
地方公共団体、特定地方独立行政法 人又は職員団体	派遣先企業

「と、同表第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一（見出しを含む。）の項中「第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一」とあるのは「第百四十四條の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「派遣先企業」とする。

（交流派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法子ども・子育て支援法の特例）

第三條 交流派遣警察庁所属職員等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第二十条第一項第三号第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。
 （平二七政一六六・一部改正）

（私立学校教職員共済法の特例）

第四條 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の長期給付に関する規定は、交流派遣職員には、適用しない。
 2 前項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた交流派遣職員の同法による掛金の標準給与の月額及び標準給与の額に対する割合は、千分の五十から千分の九十までの範囲内において、共済規程（同法第四條第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

附 則

この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）

（派遣期間中の給与等）

第十三条 任命権者は、法科大学院設置者との間で第十一条第一項の取決めをするに当たっては、同項の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等がその派遣前に従事していた職務及び当該法科大学院において行う教授等の業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（第十一条第一項の規定により派遣された検察官等の俸給等に関する法律の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。
（平一七法一一三・平一八法一〇一・平二一法四一・一部改正）

（地方公務員等共済組合法の特例）

第十五条 第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。）に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に關する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第一百三十二条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「、地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「の負担金」とあるのは「及び国の負担金」と、同法第一百五十二条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法第一百六条第一項中「の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「及び国の機関」と、「第一百三十二条第二項（同法第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第一百三十二条第二項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「地方公共団体及び国」と、同法第四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。

2 前項の場合において地方公共団体及び国が同項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第一百三十二条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

（平一九法一一〇・一部改正）

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十六号)

(定義)

第一条 この政令において「法科大学院」、「検察官等」、「法科大学院設置者」、「教授等」、「私立大学」、「私立大学派遣検察官等」又は「公立大学」とは、それぞれ法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項若しくは第二項、第三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項に規定する法科大学院、検察官等、法科大学院設置者、教授等、私立大学、私立大学派遣検察官等又は公立大学をいう。

(法科大学院において裁判官が行う教授等の業務に係る国庫納付金の金額及び納付の手續)

第二条 法第六条第二項に規定する政令で定める金額は、各年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)ごとに、五万円(当該裁判官が判事補である場合にあつては、三万円。以下この項において「基準額」という。)に、法第四条第一項の規定により当該裁判官が当該法科大学院において教授等の業務を行った日数を乗じて得た金額とする。ただし、同項の取決めにおいて当該法科大学院における教授等の業務が一日未満の単位で定められている場合にあつては、基準額に、当該年度において当該裁判官が当該法科大学院において教授等の業務を行った時間数を八時間を一日として日に換算して得た日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)を乗じて得た金額とする。

2 法第六条第二項の規定による納付金は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四条の二に規定する歳入徴収官の発する納入告知書によつて、当該裁判官が当該法科大学院において教授等の業務を行った年度の翌年度の六月十五日までに国庫に納付しなければならない。

(法科大学院に派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額)

第三条 法第八条第二項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この項において「読替え後の国共済法」という。)第九十九条第二項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 法科大学院設置者 当該検察官等に係る読替え後の国共済法第九十九条第二項の規定によりその月に全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき金額の合計額に、法科大学院設置者が当該検察官等に支給した報酬(読替え後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。)の額を基礎として報酬月額額の算定に係る国家公務員共済組合法(以下「国共済法」という。)第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項若しくは第十一項又は同条第十三項の規定の例により算定した額とその月に当該法科大学院設置者が当該検察官等に支給した期末手当等(読替え後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。)の額との合計額を当該検察官等の標準報酬の月額(国共済法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。)の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該検察官等に係る全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき金額の合計額から全ての法科大学院設置者に係る前号に定める金額を控除した金額

2 前項の規定は、法第十四条第四項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき金額について準用する。この場合において、前項第一号中「第九十九条第二項」とあるのは、「第九十九条第二項（第一号、第一号の二及び第三号を除く。）」と読み替えるものとする。

（平一七政二一八・平二〇政八五・平二六政八五・一部改正）

（法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例に係る負担金の金額）

第四条 法第十五条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下この項において「読替後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により地方公共団体及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 地方公共団体 当該検察官等に係る読替後の地共済法第百十三条第二項の規定によりその月に地方公共団体及び国が負担すべき金額の合計額に、地方公共団体支給給与月額（その月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した給料（地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）第二条第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「地共済令」という。）第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した期末手当等（地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（地方公共団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）で除して得た数値を乗じて得た金額

二 国 当該検察官等に係る当該地方公共団体及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

2 前項第一号において「国支給給与月額」とは、その月に国が当該検察官等に支給した俸給（法第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するものをいう。）の額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に国が当該検察官等に支給した期末手当（法第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第一項に規定する期末手当又は検察官の俸給等に関する法律の規定による期末手当に相当するものをいう。）の額との合計額をいう。

（平二〇政八六・平二二政一四二・一部改正）

（法科大学院に派遣された検察官等に関する私立学校教職員共済法等の特例に係る掛金の額等）

第五条 法第十六条第二項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条において「読替後の私学共済法」という。）第二十八条第一項の規定により学校法人等（私立学校教職員共済法（以下「私学共済法」という。）第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この条及び第九条第三項において同じ。）及び国が負担すべき私立大学派遣検察官等の標準給与の月額（私学共済法第二十二条第一項に規定する標準給与の月額をいう。以下この条において同じ。）に係る掛金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 学校法人等 当該私立大学派遣検察官等の標準給与の月額に係る掛金の半額に、当該学校法人等が当該私立大学派遣検察官等に支給した給与(読替後の私学共済法第二十一条第一項に規定する給与をいう。)の額を基礎として給与月額の算定に係る私学共済法第二十二条第二項、第五項若しくは第七項又は同条第十三項の規定の例により算定した額を当該私立大学派遣検察官等の標準給与の月額の基礎となつた給与月額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該私立大学派遣検察官等の標準給与の月額に係る掛金の半額から前号に定める額を控除した額

2 読替後の私学共済法第二十八条第一項の規定により学校法人等及び国が負担すべき私立大学派遣検察官等の標準給与の額(私学共済法第二十三条第一項に規定する標準給与の額をいう。以下この条において同じ。)に係る掛金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 学校法人等 当該私立大学派遣検察官等の標準給与の額に係る掛金の半額に、その月に当該学校法人等が当該私立大学派遣検察官等に支給した給与(私学共済法第二十一条第二項に規定する給与をいう。以下この号において同じ。)の額をその月に当該私立大学派遣検察官等が受けた給与の額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該私立大学派遣検察官等の標準給与の額に係る掛金の半額から前号に定める額を控除した額

3 読替後の私学共済法第二十九条第一項の規定により学校法人等及び国がそれぞれ納付すべき掛金は、前二項の規定により学校法人等及び国がそれぞれ負担すべき掛金並びにこれに応ずる当該私立大学派遣検察官等が負担すべき掛金とする。

4 私立大学派遣検察官等に係る掛金の標準給与の月額及び標準給与の額に対する割合に関する私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第二十九条の規定の適用については、同条中「千分の百十から千分の二百三十」とあるのは、「千分の五十から千分の九十」とする。

(平一六政二八八・平一七政一三〇・平二六政九四・一部改正)

(職員引継一般地方独立行政法人である公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第六条 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学(職員引継一般地方独立行政法人(地共済法第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。次項及び第七条第一項において同じ。)である公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))が設置するものに限る。)に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地共済法の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、地共済法第四百一条の二中「第六章」とあるのは「第六章(第百六条を除く。)」と、「第百三十八条及び第百四十四条の三十一(見出しを含む。)」中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とあるのは「第百十三条第六項中「の負担金」と」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と」と、「の負担金」として」とあるのは「及び国の負担金」として」と、第百十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国の機関」と、「地方公共団

体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」と、第三百三十八条中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」とする。

2 前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十一条の二の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 職員引継一般地方独立行政法人 当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定によりその月に職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額の合計額に、職員引継一般地方独立行政法人支給給与月額（その月に当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち給料（地共済法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。次条第二項第一号において同じ。）に相当するものの額に地共済法第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち期末手当等（地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。次条第二項第一号において同じ。）に相当するものの額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（職員引継一般地方独立行政法人支給給与月額と国支給給与月額（第四条第二項に規定する国支給給与月額をいう。次条第二項第一号、第七条第二項第一号及び第十条第三項第一号において同じ。）との合計額をいう。）で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該検察官等に係る当該職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額（平二〇政八六・平二六政八七・一部改正）

（職員引継等合併一般地方独立行政法人である公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例）

第六条の二 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（職員引継等合併一般地方独立行政法人（地共済法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。次項及び次条第一項において同じ。）である公立大学法人が設置するものに限る。）に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地共済法の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、地共済法第百四十一条の四中「第六章」とあるのは「第六章（第百十六条を除く。）」と、「第百三十八条及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」と、第百三十三条第六項中「の負担金」と、「とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、第百三十八条及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国の機関」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国の機関」と、第百十六條第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国の機関」と、第百三十八條中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」と、第百四十四條の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」とする。

2 前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十一条の四の規定により読み替えられた地共済法(以下この項において「読替え後の地共済法」という。)(第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。)

一 職員引継等合併一般地方独立行政法人 当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第六項の規定により読み替えられた同条第二項の規定によりその月に職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額の合計額に、職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額(その月に当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち給料に相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち期末手当等に相当するものの額との合計額をいう。以下この号において同じ。)を合計給与月額(職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。)で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該検察官等に係る当該職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額(平二六政八七・追加)

(職員引継一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第七条 法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学(職員引継一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人以外の公立大学法人が設置するものに限る。)に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地共済法の規定の適用については、法第十五条第一項の規定にかかわらず、地共済法第百四十四条の三第二項の表第二項第一項第五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第五条第一項に規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給に相当するもの」と、同表第二項第一項第六号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第一項に規定する期末手当又は検察官の俸給等に関する法律の規定による期末手当に相当するもの」と、同表第百十三条第二項各号列記以外の部分の項の下欄中「団体(第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「団体(第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)」と、同表第百十三条第二項第三号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第百十三条第二項第四号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表中「

第百十四条第三項とあるのは「

主務省令

総務省令

第百十四条第三項

主務省令

総務省令

第百十五条第二項

相当する手当

相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当

「と、地共済法第百四十四条の十二第一項中「団体は、その使用する団体組合員」とあるのは「団体及び国は、団体組合員」と、同条第二項から第五項までの規定中「団体は」とあるのは「団体及び国は」と、地共済法第百四十四条の三十一の見出し中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、同条中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「国」と、「組合員」とあるのは「団体組合員」と、「組合に」とあるのは「地方職員共済組合に」と、「組合の」とあるのは「地方職員共済組合の」とする。

2 前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えられた地共済法(以下この項において「読替え後の地共済法」という。)第百十三条第二項の規定により団体(地共済法第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この項において同じ。)及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 団体 当該検察官等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項(第一号及び第一号の二を除く。)の規定によりその月に団体及び国が負担すべき金額の合計額に、団体支給給与月額(その月に当該団体が当該検察官等に支給した給料(読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。))の額に地共済法第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該団体が当該検察官等に支給した期末手当等(読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。))の額との合計額をいう。以下この号において同じ。)

二 国 当該検察官等に係る当該団体及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額
(平二〇政八六・平二一政一四二・平二六政八七・一部改正)

(二)以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する国家公務員共済組合法等の特例)

第八条 国共済法第四十一条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定(国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、法第十一条第一項の規定により二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等(以下この条及び次条において「複数校派遣検察官等」という。))のうち当該派遣に係る法科大学院のいずれかが私立大学等(私立大学又は公立大学をいう。以下この項及び第十一条第一項において同じ。))に置かれたものである者(当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学に係る私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(次条第二項及び第三項並びに第十一条第一項において「私学共済制度の加入者」という。))となつた者又は当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学等に係る健康保険組合の組合員である被保険者となつた者に限る。以下この条において「私立大学等複数校派遣検察官等」という。))には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。))が私立大学等複数校派遣検察官等となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。))をしたものとみなし、私立大学等複数校派遣検察官等が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2 複数校派遣検察官等に関する国共済法の規定(私立大学等複数校派遣検察官等に関しては、国共済法の長期給付に関する規定に限る。))の適用

については、当該派遣に係る法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

- 3 私立大学等複数校派遣検察官等は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。
 - 4 法第八条第二項の規定及び第三条第一項の規定は、複数校派遣検察官等（私立大学等複数校派遣検察官等を除く。）について準用する。
 - 5 法第十四条第四項の規定及び第三条第二項において準用する同条第一項の規定は、私立大学等複数校派遣検察官等について準用する。
 - 6 複数校派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）を除く。）を子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。
- （平二一政三〇五・平二七政一六六・一部改正）

（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された検察官等に関する私立学校教職員共済法等の特例）

第九条 私立共済法の長期給付に関する規定は、複数校派遣検察官等には、適用しない。

2 法第十六条第二項の規定は、複数校派遣検察官等のうち当該派遣に係る法科大学院のいずれかが私立大学に置かれたものである者（私立共済制度の加入者となつた者に限る。）について準用する。

3 第五条第一項及び第二項の規定は前項において読み替えて準用する法第十六条第二項の規定により読み替えられた私立共済法（以下この項において「読替え後の私立共済法」という。）第二十八条第一項の規定により学校法人等及び国が負担すべき掛金の額について、第五条第三項の規定は読替え後の私立共済法第二十九条第一項の規定により学校法人等及び国が納付すべき掛金について、第五条第四項の規定は複数校派遣検察官等のうち当該派遣に係る法科大学院のいずれかが私立大学に置かれたものである者（私立共済制度の加入者となつた者に限る。）に係る私立学校教職員共済法施行令第二十九条の規定による掛金の割合について、それぞれ準用する。

（職務とともに教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法の特例）

第十条 法第四条第三項の規定により派遣された警察庁所属職員及び警察法の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方公務員である者（以下「警察庁所属職員等」という。）に関する地共済法の規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

2 法第四条第三項の規定により派遣された警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第二条第一項第六号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第一百三十二条第二項各号列記以外の部分の項中「及び国の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同表中「

と
び第四項

あるのは「

第百十三条第二項第一号から第四号まで	地方公共団体	法科大学院設置者及び国
--------------------	--------	-------------

第百十三条第三項及び第四項	地方公共団体	国
---------------	--------	---

と、「	地方公共団体	国
-----	--------	---

とあるのは「	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	法科大学院設置者及び国の機関
--------	----------------------------	----------------

第百十六条第一項	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体	法科大学院設置者及び国
----------	-------------------------	-------------

「と、同表第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）の項中「第百四十四条の二第二項及び第百四十四条の三十一」とあるのは「第百四十四条の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

3 前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（以下この項において「読替え後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 法科大学院設置者 当該国の職員（地共済法第百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項の規定によりその月にすべての法科大学院設置者及び国が負担すべき金額の合計額を、法科大学院設置者支給給与月額（その月に当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した給料（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する給料をいう。）の額に地共済法第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）の額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（当該国の職員に係るすべての法科大学院設置者支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）で除して得た数を乗じて得た金額

二 国 当該国の職員に係るすべての法科大学院設置者及び国が負担すべき金額の合計額からすべての法科大学院設置者に係る前号に定める金額を控除した金額

（平二〇政八六・一部改正）

（専ら教授等の業務を行う警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）

第十一条 地共済法第四十三条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学等に派遣された警察庁所属職員等（当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学に係る私学共済制度の加入者又は当該派遣に係る法科大学院の置かれた私立大学等に係る健康保険組合の組合員である被保険者となった者（地共済法第四十四条の三第一項に規定する団体職員となった者を除く。）に限る。以下この条及び次条第一項において「私立大学等派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員が私立大学等派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、私立大学等派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に地共済法第二条第一項第一号に規定する職員となつたものとみなす。

2 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の長期給付に関する規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

3 私立大学等派遣警察庁所属職員等は、地共済法第五章に規定する福祉事業を利用することができない。

4 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第二条第一項第六号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第十三条第二項各号列記以外の部分の項中「組合員の掛金及び地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同表

中	第百十三条第二項各号、第三項及び第四項	地方公共団体	国
とあるのは「	第百十三条第二項第二号及び第三号	地方公共団体	法科大学院設置者及び国
、	第百十三条第三項及び第四項	地方公共団体	国
「	第百十六条第一項	地方公共団体	国
とあるのは「			

第百十六條第一項

地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	法科大学院設置者及び国の機関
地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体	法科大学院設置者及び国

「と、同表第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一（見出しを含む。）の項中「第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一」とあるのは「第百四十四條の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

5 前条第三項の規定は、前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十二條第二項の規定により読み替えられた地共済法第百十三條第二項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき金額について準用する。この場合において、前条第三項第一号中「第百十三條第二項」とあるのは、「第百十三條第二項（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と読み替えるものとする。

6 私立大学等派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を同法第六十九條第一項第三号に規定する団体とみなす。
（平二〇政八六・平二二政三〇五・平二六政一九五・平二七政一六六・一部改正）

（二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）
第十二條 法第十一條第一項の規定により二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された警察庁所属職員等（私立大学等派遣警察庁所属職員等である者を除く。以下この条において「複数校派遣警察庁所属職員等」という。）に関する地共済法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

2 第十條第二項及び第三項の規定は、複数校派遣警察庁所属職員等について準用する。
3 複数校派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、当該派遣に係る法科大学院設置者（地方公共団体及び公立大学法人を除く。）を同法第六十九條第一項第三号に規定する団体とみなす。
（平二七政一六六・一部改正）

附 則

（施行期日）

一 この政令は、法の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によることとされた改正前の児童手当法に係る特例）

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十二号)第二十条の拠出金に関する規定が適用される場合における第八条、第十条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十二号。以下「旧児童手当法」という。)」と、「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第四号」と、「子ども・子育て支援法」であるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法」と、「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」とする。

(平二七政一六六・追加)

(平成二十二年年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例)

3 平成二十二年年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定が適用される場合における第八条、第十一条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)」とあるのは「平成二十二年年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。)」第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。)」と、「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第四号」と、「子ども・子育て支援法」であるのは「平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」とする。

(平二二政七五・全改、平二三政九二・平二四政一一三・一部改正、平二七政一六六・旧第二項繰下・一部改正)

(平成二十三年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例)

4 平成二十三年度等における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の規定が適用される場合における第八条、第十条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。)」第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。)

「と、」子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第四号」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」とする。
(平二三政三〇八・全改、平二四政一・一三・一部改正、平二七政一六六・旧第三項線下・一部改正)

(国庫納付金の金額の算定の基準額に関する検討)

5 第二条第一項に規定する基準額については、法科大学院における教授等の業務に係る報酬等(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。)の実情等を勘案し、適宜、当該額の見直しその他の措置について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(平二七政一六六・旧第四項線下)

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。

（平二五法四四・一部改正）

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。
- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。
- 一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）
 - 二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。
- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
- 一 第五条第一項に規定する国勢統計
 - 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
 - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- 5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- 一 行政機関等がその内部において行うもの
 - 二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの
 - 三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの
- 6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。
- 7 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- 9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。
- 10 この法律において「行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二

号) 第二条第二項に規定する行政文書をいう。) に記録されているもの(基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。)をいう。

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録されているものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工したものをいう。

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）

（趣旨）

第一条 この法律は、社会保障協定を実施するため、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 社会保障協定 我が国と我が国以外の締約国との間の社会保障に関する条約その他の国際約束であつて、次に掲げる事項の一以上について定めるものをいう。
 - イ 医療保険制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項
 - ロ 年金制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項
 - ハ 我が国及び相手国の年金制度における給付を受ける資格を得るために必要とされる期間の通算並びに当該通算により支給することとされる給付の額の計算に関する事項
- 二 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。
 - イ 厚生年金保険法
 - ロ 国家公務員共済組合法
 - ハ 地方公務員等共済組合法
 - ニ 私立学校教職員共済法
- 三 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる法律をいう。
- 四 相手国 一の社会保障協定における我が国以外の締約国をいう。
- 五 相手国法令 一の社会保障協定に規定する相手国の法令をいう。
- 六 日本国実施機関等又は相手国実施機関等 それぞれ一の社会保障協定に規定する日本国の実施機関若しくは保険者をいう。
- 七 相手国期間 相手国年金（年金制度に係る相手国法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付をいう。第三百三条において同じ。）の支給を受ける資格を得るために相手国法令上必要とされる期間の計算の基礎となる期間として当該相手国との社会保障協定に規定する相手国の期間をいう。

(平二三法五六・平二五法六三・一部改正)

第二章 健康保険法関係

第三条 健康保険の適用事業所に使用される者（健康保険法第三条第八項に規定する日雇労働者（次項において「日雇労働者」という。）を除く。）であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、同条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としな

一 日本国の領域内において就労する者であつて、前条第一号イに掲げる事項について定める社会保障協定の規定（以下「医療保険制度適用調整規定」という。）により相手国法令の規定の適用を受けるもの（第三号及び第四号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）

二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号及び第四号に掲げる者を除く。）

三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）

四 次条第一項の規定により船員保険の被保険者としな

いこととされた者、第五十八条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者、第七十六条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者のうち、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）は、健康保険法第三条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日雇特例被保険者（第五条第一項第三号において「日雇特例被保険者」という。）としな

3 第一項に規定する者の健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 船員保険法関係

第四条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、船員保険法第二条第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者としな

一 日本国籍を有する船舶又は相手国の国籍を有する船舶その他政令で定める船舶において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）

- 二 第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者又は第五十八条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者
- 2 前項に規定する者の船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 国民健康保険法関係

第五条 市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民健康保険法第五条又は第十九条第一項の規定にかかわらず、国民健康保険の被保険者としなす。

- 一 日本国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（第三号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）
 - 二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除く。）
 - 三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者としなすこととされた者、同条第二項の規定により日雇特例被保険者としなすこととされた者、前条第一項の規定により船員保険の被保険者としなすこととされた者、次条第一項の規定により後期高齢者医療の被保険者としなすこととされた者、第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者、第五十八条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者又は第七十六条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者
 - 四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は子であつて政令で定めるもの
- 2 前項に規定する者の国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 高齢者の医療の確保に関する法律関係

第六条 高齢者の医療の確保に関する法律第五十条に規定する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、同条の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者としなす。

- 一 日本国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）
 - 二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの
 - 三 第一号に該当する者の配偶者又は子であつて政令で定めるもの
- 2 前項に規定する者の後期高齢者医療の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

(被保険者の資格の特例)

第七条 日本国内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七条第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者としなない。

- 一 日本国の領域内において就労する者であつて、第二条第一号ロに掲げる事項について定める社会保障協定の規定（以下「年金制度適用調整規定」という。）により相手国法令の規定の適用を受けるもの（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）
 - 二 相手国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号及び第四号に掲げる者を除く。）
 - 三 日本国籍を有する船舶又は相手国の国籍を有する船舶その他政令で定める船舶において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除く。）
 - 四 第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としなないこととされた者
 - 五 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者又は子であつて、主として第一号又は前号のいずれかに該当する者の収入により生計を維持するものその他政令で定めるもの（政令で定める社会保障協定に係る場合を除き、政令で定めるものを除く。）
- 2 前項第五号の規定の適用上、主として同項第一号又は第四号のいずれかに該当する者の収入により生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 3 前項の認定については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しなない。
 - 4 第一項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の任意加入被保険者の特例)

第八条 相手国の国民（当該相手国に係る社会保障協定に規定する国民をいう。次項において同じ。）その他政令で定める者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）であつて、当該相手国の領域内に通常居住する二十歳以上六十五歳未満のもののうち、その者の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間（以下「保険料納付済期間」という。）の月数及び他の法令の規定により保険料納付済期間とみなされた期間であつて政令で定めるものの月数並びに同条第五項に規定する保険料四分の三免除期間の月数、同条第六項に規定する保険料半額免除期間の月数及び同条第七項に規定する保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数が当該政令で定める社会保障協定に定める数として政令で定めるもの以上であるものは、同法附則第五条の規定の適用については、同条第一項第三号に該当する者とみなす。

2 前項の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものは、同条第六項の規定によつて国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、同条第九項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の

被保険者の資格を取得したときは、その日）に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

- 一 日本国内に住所を有するに至ったとき。
 - 二 当該相手国の領域内に通常居住しなくなったとき。
 - 三 当該相手国の国民その他政令で定める者でなくなったとき。
 - 四 国民年金法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者となったとき（六十歳未満であるときに限る。）。
 - 五 国民年金の保険料を滞納し、その後、国民年金の保険料を納付することなく二年間が経過したとき。
- 3 第一項の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものであった期間については、同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間（第十一条第一項において「合算対象期間」という。）としない。
（平一九法一一〇・平二四法六二・一部改正）

（国民年金の任意加入の制限）

第九条 国民年金法附則第五条第一項の規定は、日本国の領域内において就労する者であつて、第七条第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するもの（政令で定める社会保障協定に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）については、適用しない。ただし、同法附則第五条第一項第二号に該当する者については、この限りでない。

（国民年金の任意脱退に関する特例）

第十条 相手国期間を有する者に対する国民年金法第十条第一項の規定の適用については、当該相手国期間のうち政令で定めるものは、国民年金の被保険者期間とみなす。

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例

（相手国期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例）

第十一条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件規定」という。）に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者（第十三条の規定を適用しない場合であっても国民年金法第三十七条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）に規定する遺族基礎年金の支給要件に該当する者を除く。）について、当該支給要件規定を適用する場合には、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを合算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

2 相手国期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金（第十四条第一項第一号において「退職共済年金」という。）の受給権者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第十四条第一項

第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(以下「老齢基礎年金の振替加算等」という。)に關し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合には、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「(その額」とあるのは「(相手国期間(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第七号に掲げる相手国期間をいう。)であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と、「)の月数」とあるのは「)の月数とを合算した月数」とする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第二項の規定による老齢基礎年金

五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第三項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

3 相手国期間を有する者であつて、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するに至るものに対する昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項の規定(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項に係る部分に限る。)の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するものとみなす。

4 六十五歳に達した日の属する月以後の相手国期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。)について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合には、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日の属する月以後の相手国期間(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第七号に掲げる相手国期間をいう。)」と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

(相手国期間を有する者に係る障害基礎年金の支給要件等の特例)

第十二条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項、次項及び第十九条第一項において同じ。)を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書(同法第三十条の第二項、第三十条の第三第二項、第三十四条第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果期待できない状態に至つた日を含む。第二十九条第一項において同じ。))があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)において保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを含む。次項、次条第二項、第十六条第二項第一号イ、第十七条第二項第一号イ、第十九条第一項、第二十条第一項及び附則第四条において同

じ。又は国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間（同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。）を有しないときは、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。次項及び第十九条第一項第二号において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合には、この限りでない。

3 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該傷病に係る初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。

（相手国期間を有する者に係る遺族基礎年金の支給要件の特例）

第十三条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第二十条第一項において同じ。）及び保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを含む。）又は保険料免除期間を有する者（第十一条第一項の規定を適用しない場合であつても同項に規定する支給要件規定に規定する遺族基礎年金の支給要件に該当する者を除く。）が、その者の死亡について国民年金法第三十七条ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。2 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。第二十条第一項第三号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

第二款 給付等の額の計算等に関する特例

（老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例）

第十四条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額（その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの）とする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）の受給権者（第十一条第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。）の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額（当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢

厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

二 第十一条第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者とみなされたもの(以下この号及び次項第二号において「中高齢特例該当者」という。)の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該中高齢特例該当者が昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのうち二以上に該当するものであるときは、同項第四号から第七号までの一に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金(次項第三号において「特例による障害給付」という。)
の受給権者(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額

2

次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)であった期間の月数を、二百四十で除して得た率

二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までに規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第三号の按分率 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める率

イ 我が国の公的年金各法(国民年金法及び被用者年金各法をいう。第二百一条第一項、第六十六条及び附則第三十四条において同じ。)の被保険者、組合員又は加入者(以下「公的年金被保険者等」という。)であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 (1)に掲げる期間の月数を、(1)及び(2)に掲げる期間の月数が零である場合にあつては、(1)及び(2)に掲げる期間の月数)を合算した月数で除して得た率

(1) 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
(2) 昭和三十六年四月一日以後の期間 (1)に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する

月以後の期間及び当該特例による障害給付の支給事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を支給事由とする特例による障害給付にあつては、厚生年金保険法第五十一条、国家公務員共済組合法第八十二条第四項、地方公務員等共済組合法第八十七条第五項又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日)の属する月後の期間を除く。)

(3) 当該特例による障害給付の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの

ロ 公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ(1)に掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害給付の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3 第一項の場合において、老齡基礎年金の振替加算等の受給権者に対して更に老齡基礎年金の振替加算等（以下この項において「新老齡基礎年金の振替加算等」という。）を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齡基礎年金の振替加算等の額が従前の老齡基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齡基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかわらず、従前の老齡基礎年金の振替加算等の額に相当する額とする。

4 第一項の規定の適用を受けようとする者（同項第二号に掲げる者を除く。）の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（第三十二条第八項及び第一百一条第一項において「共済組合等」という。）の確認を受けたところによる。

（老齡基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例）

第十五条 この法律の規定により支給する老齡又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齡基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

（障害基礎年金の額の計算の特例）

第十六条 第十二条第一項又は第二項の規定により支給する障害基礎年金（以下この条において「特例による障害基礎年金」という。）の額は、国民年金法第三十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第十四条第二項第三号イに掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びロに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率

イ 特例による障害基礎年金の受給権者の保険料納付済期間であつて政令で定めるものとその者の保険料免除期間であつて政令で定めるものとを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月の後の期間及び当該特例による障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、同法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。）のうちいずれか遅い日とする。）の属する月後の期間を除く。）

ハ 当該特例による障害基礎年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 第十四条第二項第三号ロに掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害基礎年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に係る国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額に相当する部分（以下この条にお

いて「障害基礎年金の加算」という。）の額について準用する。

4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金（障害基礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。）の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額とする。

5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第三項において準用する第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定の例により改定した額より低いとき」と、「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは「当該改定した額」とする。

（遺族基礎年金の計算の特例）

第十七条 第十一条第一項又は第十三条の規定により支給する遺族基礎年金及び同項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことにによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金（以下この条及び第二十二条において「特例による遺族基礎年金」という。）の額は、国民年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第十四条第二項第三号イに掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率

イ 特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料納付済期間とその者の保険料免除期間とを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）

ハ 当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 第十四条第二項第三号ロに掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金（当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。）の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分（以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。）の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

第三節 発効日前の障害又は死亡等に係る給付等に関する特例

(発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する特例)

第十八条 社会保障協定の効力発生の日(二以上の相手国期間を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日をいうものとする。以下「発効日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第十一条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日(次号において「五年を経過した日」という。)」と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この項において同じ。)の効力発生の日(二以上の相手国期間(同条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この項において同じ。)を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日をいう。)において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項

二 発効日において、相手国期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項

(平二四法六二・一部改正)

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する特例)

第十九条 障害認定日が発効日前にある傷病に係る初診日において、相手国期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十二条第一項、同法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であること。

二 当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である者であること。

- 2 第十六条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の額について、同条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に国民年金法第三十三条の第二第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。
- 3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。
- 4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

(発効日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する特例)

第二十条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の配偶者(当該死亡した日が公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前である場合にあつては、妻に限る。以下この項において同じ。)又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、その者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第十三条第一項、同法第三十七条ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該配偶者若しくは子が当該死亡した日から発効日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

- 一 国民年金の被保険者であるとき。
 - 二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。
 - 三 国民年金の被保険者であつた者であつて、相手国期間中に死亡した者であるとき。
 - 四 第十一条第一項、国民年金法第二十六条ただし書及び同法附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。
 - 2 国民年金法第十八条の二、第十八条の三及び第三十七条の二の規定は、前項の場合について準用する。
 - 3 第十七条の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の額について準用する。
 - 4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。
 - 5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。
- (平二四法六二・一部改正)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る給付等に関する特例

(二以上の相手国期間を有する者に係る国民年金法による給付等の支給要件等に関する特例)

第二十一条 国民年金法による給付等（同法による給付又は給付に加算する額に相当する部分をいう。次条及び附則第八条において同じ。）の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

（二以上の相手国期間を有する者に係る国民年金法による給付等の額）

第二十二条 前二節の規定により支給する国民年金法による給付等の額は、当該国民年金法による給付等の受給権者（特例による遺族基礎年金又はこれに国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分にあっては、当該特例による遺族基礎年金又は当該加算する額に相当する部分の支給事由となつた死亡に係る者）が二以上の相手国期間（前二節の規定を適用するものとした場合に当該国民年金法による給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。）を有しているときは、当該国民年金法による給付等の種類に応じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とする。

第五節 不服申立てに関する特例

第二十三条 第十四条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第七章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

（被保険者の資格の特例）

第二十四条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなない。

- 一 日本国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（第三号から第五号までに掲げる者を除く。）
- 二 相手国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号から第五号までに掲げる者を除く。）
- 三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号及び第五号に掲げる者を除く。）
- 四 日本国籍を有する船舶又は相手国の国籍を有する船舶その他政令で定める船舶において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により

相手国法令の規定の適用を受けるもの

- 五 第四十一条第二項の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第五十八条第二項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第七十六条第二項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者
- 2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金保険の加入の特例)

第二十五条 前条第一項第二号に該当する者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。

- 2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、被保険者の資格を取得する。ただし、前条第一項第二号に該当することとなつた日から一月以内に前項の申出をした者は、その該当するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。
- 3 第一項の規定による被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。
- 4 第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したとき、若しくは共済組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者となつたとき、又は厚生年金保険法第十四条第五号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。
 - 一 厚生年金保険法第十四条第一号、第四号又は第五号に該当するに至つたとき。
 - 二 その事業所に使用されなくなつたとき。
 - 三 厚生年金保険法第八条第一項の認可があつたとき。
 - 四 前項の申出が受理されたとき。
 - 五 前条第一項第二号に該当しなくなつたとき。

(平一九法一〇九・一部改正)

(厚生年金保険の任意単独加入の制限)

第二十六条 厚生年金保険法第十条の規定は、日本国の領域内において就労する者であつて、第二十四条第一項第一号又は第五号のいずれかに該当するもの（政令で定める社会保障協定に係るものに限る、政令で定めるものを除く。）については、適用しない。

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

(相手国期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十七条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付、同法による保険給付に加算する額に相当する部分又は同法による脱退一時金（以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この条において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する厚生年金保険法による保険給付等の支給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合には、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の政令で定める期間に算入する。

- 一 老齢厚生年金
- 二 遺族厚生年金
- 三 特例老齢年金
- 四 特例遺族年金
- 五 厚生年金保険法第四十四条第一項（同法及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「老齢厚生年金の加給」という。）
- 六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。）
- 七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。）
- 八 脱退一時金

（相手国期間を有する者に係る障害厚生年金の支給要件等の特例）

第二十八条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項、次項及び第三十五条第一項において同じ。）を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当するときは、同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章（次条第二項及び第三十六条第一項第二号を除く。）において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十七条第一項、第四十七条の二第一項又は第四十七条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合には、この限りでない。

3 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二条第四項又は第五十四条第二項ただし書の規定の適用に

については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であったものとみなす。

（相手国期間を有する者に係る障害手当金の支給要件の特例）

第二十九条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第三十六条第一項において同じ。）を有する者（その者の傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病が治った日（以下「障害程度を認定すべき日」という。）において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）が、その者の傷病による障害について同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第三十六条第一項第二号において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者（当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、同法第五十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

（相手国期間を有する者に係る遺族厚生年金の支給要件の特例）

第三十条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第三十七条第一項において同じ。）及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

2 相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。第三十七条第一項第二号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、厚生年金保険法第五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

3 相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例

（老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例）

第三十一条 第二十七条の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等のうち次に掲げるものの額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額（脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の厚生年金保険の被保険者期間の月数が六であるものとして計算した額）に期間比率を乗じて得た額（第一号から第三号までに掲げる厚生年金保険法による保険給付等にあつては、同条に規定する加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの）のうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。

- 一 老齢厚生年金の加給
- 二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算
- 三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算
- 四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第二十七条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第二十七条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第二十七条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

（障害厚生年金等の額の特例）

第三十二条 第二十八条第一項又は第二項の規定により支給する障害厚生年金（以下この条及び次条第一項において「特例による障害厚生年金」という。）の厚生年金保険法第五十条第一項及び第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百以上である場合は、この限りでない。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百を超えるときは、三百）で除して得た率
- イ 特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
- ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日）の属する月後の期間を除く。）
- ハ 当該特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの
- 二 公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百を超えるときは、三百）で除して得た率
- 三 前号に規定する按分率を厚生年金保険法第五十条第一項後段に規定する額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率
- イ 第一号イに掲げる期間の月数
- ロ 三百からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数
- 三 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。
- 四 特例による障害厚生年金に係る厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第六項において「障害厚生年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。
- 五 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
 - 一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数（同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、同号イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率
 - 二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率
- 六 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。
- 七 第一項及び第二項の規定は第二十九条の規定により支給する障害手当金の厚生年金保険法第五十七条本文の規定による額について、第三項及び第五項の規定は当該障害手当金の同条ただし書の規定による額について、それぞれ準用する。

8 第一項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であった期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。

（遺族厚生年金の額の計算の特例）

第三十三条 第三十条の規定により支給する遺族厚生年金及び特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族厚生年金（以下この条及び第三十九条において「特例による遺族厚生年金」という。）の厚生年金保険法第六十条第一号及び第二号イ並びに第三項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百以上である場合は、この限りでない。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百を超えるときは、三百）で除して得た率

イ 特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したものの

ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）

ハ 当該特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百を超えるときは、三百）で除して得た率

三 前号に規定する按分率を厚生年金保険法第六十条第一号ただし書に規定する額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

ロ 三百からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。

4 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率
- 二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率
- 五 第十七条の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十七条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、それぞれ準用する。
- 六 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。
(平二五法六三・一部改正)

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第三十四条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に関する特例)

第三十五条 障害認定日が発効日前にある傷病に係る初診日において、相手国期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第二十八条第一項、同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

- 一 厚生年金保険の被保険者であること。
- 二 当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である者であること。
- 2 第三十二条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額について、第三十二条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十条第三項の規定による額について、第三十二条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十条の二第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。
- 3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

(発効日前の障害程度を認定すべき日において障害の状態にある者の障害手当金の支給に関する特例)

第三十六条 障害程度を認定すべき日が発効日前にある傷病に係る初診日において、相手国期間を有する者(障害程度を認定すべき日において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。)であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害程度を認定すべき日において当該傷病により同法第五十五条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあり、かつ、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同項の障害手当金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第二十九条第一項、同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。

二 当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である者であること。

2 第三十二条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害手当金の厚生年金保険法第五十七条本文の規定による額について、第三十二条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害手当金の同法第五十七条ただし書の規定による額について、それぞれ準用する。

(発効日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する特例)

第三十七条 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険法第五十八条第一項の遺族厚生年金を支給する。ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第三十条第一項、同法第五十八条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において厚生年金保険法第六十三条に規定する遺族厚生年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合には、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者(失踪(そう)の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。)であるとき。

二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、相手国期間中に死亡した者であるとき(前号に該当するときは除く。)

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間に初診日のある傷病又は相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、これらの傷病に係る初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に該当するときは除く。)

四 第二十七条、厚生年金保険法第四十二条第二号及び同法附則第十四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 厚生年金保険法第五十九条及び第五十九条の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定は、前項の場合について準用

- する。
- 3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。
 - 4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金と、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号でいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金と、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみなす。
 - 5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合には、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。
 - 6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合には、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時四十歳（当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合に於ては、三十五歳）以上であつたものに限る」とする。
 - 7 第二十七条（第六号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二条第一項の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算に係る加算の要件又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の遺族厚生年金の経過的寡婦加算に係る加算の要件たる期間を満たさないものについて準用する。
 - 8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。
 - 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の厚生年金保険法第六十条の規定による額 第三十三条第一項、第二項及び第六項
 - 二 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第三十三條第三項、第四項及び第六項
 - 三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第三十一条第一項及び第二項
 - 四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条
 - 五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項及び第二項
 - 9 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。
 - 10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例

(二以上の相手国期間を有する者に係る厚生年金保険法による保険給付等の支給要件等に関する特例)

第三十八条 厚生年金保険法による保険給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

(二以上の相手国期間を有する者に係る厚生年金保険法による保険給付等の額)

第三十九条 前二節の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給権者(特例による遺族厚生年金又はこれに加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算若しくは遺族厚生年金の経過的寡婦加算にあつては、当該特例による遺族厚生年金又は当該遺族厚生年金の中高齢寡婦加算若しくは遺族厚生年金の経過的寡婦加算の支給事由となつた死亡に係る者)が二以上の相手国期間(前二節の規定を適用するものとした場合に当該厚生年金保険法による保険給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該厚生年金保険法による保険給付等の種類に応じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とする。

第五節 不服申立てに関する特例

第四十条 第四十七条第八項(第四十八条第六項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九条第六項において準用する場合を含む。))、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。))又は第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項において準用する場合を含む。))、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。))の規定による確認(厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。))に関する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保障審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保障審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第三十二条第八項(第三十三条第六項(第三十七条第八項において準用する場合を含む。))、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る第三十二条第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第八章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例

第四十一条 国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）の規定（長期給付に関する規定を除く。）は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。）を含む。）のうち、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）には、適用しない。

2 国共済法の長期給付に関する規定は、前項の職員のうち、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

（相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例）

第四十二条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び国家公務員共済組合（国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員である期間（以下「国共済組合員期間」という。）を有し、かつ、国共済法による長期給付、国共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は国共済法による一時金（以下「国共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する国共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合には、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。）

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。）

六 国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金（第四十六条第一項において「脱退一時金」という。）

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の支給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第四十三条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害に係る障害一時金の支給要件の特例)

第四十四条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある公務によらない傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第五十一条第一項において「相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病」という。）による障害を有する者（その退職の日（国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。第五十一条第一項において同じ。）において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第四十五条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第五十二条第一項において同じ。）及び国共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当する者として政令で定める者とする。同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 相手国期間及び国共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第四十六条 第四十二条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額（脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の国共済組合員期間の月数が六月であるものとして算定した額）に期間比率を乗じて得た額とする。

一 国共済法の退職共済年金の加給

二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

（国共済法の障害共済年金等の額の計算の特例）

第四十七条 第四十三条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」という。）の国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場 場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

- イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものを合算したもの
- ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月の期間及び当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、国共済法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日）の属する月後の期間を除く。）
- ハ 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの
- 二 公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率
- 三 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる国共済組合員期間の月数（国共済法第八十二条第一項第一号に規定する月数をいう。）を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率
- イ 第一号イに掲げる期間の月数
- ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数
- 3 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。
- 4 特例による障害共済年金に係る国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第六項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。
- 5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
- 一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数（同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率
- 二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率
- 6 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。
- 7 第一項及び第二項の規定は第四十四条の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による金額について、第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。
- 8 第一項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、厚生労働大臣（当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者

であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。
(平一九法一〇九・一部改正)

(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第四十八条 第四十五条の規定により支給する遺族共済年金及び特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族共済年金(以下この条及び第五十四条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

イ 特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものを合算したものの

ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

ハ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる国共済組合員期間の月数(国共済法第八十九条第一項第一号イに規定する月数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

4 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数が零である場合に

にあつては、同号イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

5 第十七条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、それぞれ準用する。

6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第四十九条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に関する特例)

第五十条 障害認定日が発効日前にある傷病（相手国期間中に初診日のある傷病に限る。）による障害を有する者（当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。）が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第四十七条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額について、第四十七条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第四十七条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

(発効日前の退職の日において障害の状態にある者の国共済法による障害一時金の支給に関する特例)

第五十一条 退職の日が発効日前である者であつて、相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有するもの（当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。）が、当該退職の日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職

の日において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

2 第四十七条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による金額について、第四十七条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

（発効日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する特例）

第五十二条 国家公務員共済組合の組合員であった者であつて相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。）は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合には、この限りでない。

一 相手国期間中に死亡した者であるとき。

二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき（前号に該当するときはを除く。）。

三 第四十二条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第四十二条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による額 第四十八条第一項、第二項及び第六項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十八条第三項、第四項及び第六項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十六条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例

(二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等の支給要件等に関する特例)

第五十三条 国共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する支給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

(二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等の額)

第五十四条 前二節の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、当該国共済法による長期給付等の受給権者(特例による遺族共済年金又はこれに加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算にあつては、当該特例による遺族共済年金又は当該国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の給付事由となつた死亡に係る者)が二以上の相手国期間(前二節の規定を適用するものとした場合に当該国共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する支給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該国共済法による長期給付等の種類に応じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。

第五節 不服申立てに関する特例等

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第五十五条 第十四条第四項、第三十二条第八項(第三十三条第六項(第三十七条第八項において準用する場合を含む。))、第三十五条第二項及

び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項において準用する場合を含む。)、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認(国共済組合員期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第四十七条第八項(第四十八条第六項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第四十七条第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第五十六条 国共済法第百三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。)の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

2 前項の場合における国共済法第百三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があったものとみなす。

3 前二項の規定は、発効日前に行われた国共済法の規定による処分に対する国共済法第百三条第一項の規定による審査請求については、適用しない。

(財務大臣の権限)

第五十七条 財務大臣は、社会保障協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第五十八条 地方公務員等共済組合法(以下「地共済法」という。)の規定(長期給付に関する規定を除く。)は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共済法第百四十一条第一項及び第二項、第百四十一条の二、第百四十二条第一項並びに第百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。)には、適用しない。

2 地共済法の長期給付に関する規定は、前項の職員及び地共済法第百四十条第一項に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第五十九条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び地方公務員共済組合（地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員である期間（以下「地共済組合員期間」という。）を有し、かつ、地共済法による長期給付、地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は地共済法による一時金（以下「地共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する地共済法による長期給付等の支給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合には、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。）

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分（以下「地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。）

六 地共済法附則第二十八条の十三第一項に規定する脱退一時金（第六十三条第一項において「脱退一時金」という。）

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は、適用しない。

(相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第六十条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害に係る障害一時金の支給要件の特例)

第六十一条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある公務によらない傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第六十八条第一項において「相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病」という。）による障害を有する者（その退職の日（地共済法第九十六条第一項に規定する退職の日をいう。第六十八条第一項において同じ。）において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、地共済法第九十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

（相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給要件の特例）

第六十二条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第六十九条第一項において同じ。）及び地共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 相手国期間及び地共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する前に死亡した場合（その者が地共済法第九十九条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第六十三条 第五十九条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による長期給付等の額（脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の地共済組合員期間の月数が六月であるものとして算定した額）に期間比率を乗じて得た額とする。

- 一 地共済法の退職共済年金の加給
- 二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
- 三 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算
- 四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有す

る者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第五十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第五十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

（地共済法の障害共済年金等の額の計算の特例）

第六十四条 第六十条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」という。）の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同条第一号の規定による金額（特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合一イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、地共済法第八十七条第五項の規定の例による障害認定日）の属する月後の期間を除く。）

ハ 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合一前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

三 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる地共済組合員期間の月数（地共済法第八十七条第一項第一号に規定する月数をいう。）を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合一イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 特例による障害共済年金に係る地共済法第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第六項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数（同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

6 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

7 第一項及び第二項の規定は第六十一条の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条（後段を除く。）の規定による金額について、第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

8 第一項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、厚生労働大臣（当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

（平一九法一〇九・一部改正）

（地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例）

第六十五条 第六十二条の規定により支給する遺族共済年金及び特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族共済年金（以下この条及び第七十一条において「特例による遺族共済年金」という。）の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額（特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあって

は、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率
イ 特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものを合算したも
の

ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期
間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

ハ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の相
手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる地共済組合員期間の月数(地共済法第九十九条の二第一項第一号イに規定す
る月数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月
数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る
者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共済
法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じ
て得た金額とする。

4 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零である場合
にあつては、同号イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡
に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

5 第十七条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条第一項
及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、それぞれ準用す
る。

6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の支給停止の特例)

第六十六条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由
とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の

停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に関する特例)

第六十七条 障害認定日が発効日前にある傷病(相手国期間中に初診日のある傷病に限る。)による障害を有する者(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であった者を除く。)が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第六十四条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第六十四条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第六十四条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

(発効日前の退職の日において障害の状態にある者の地共済法による障害一時金の支給に関する特例)

第六十八条 退職の日が発効日前である者であつて、相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有するもの(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であった者を除く。)が、当該退職の日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法第九十六条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

2 第六十四条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条(後段を除く。)の規定による金額について、第六十四条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

(発効日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する特例)

第六十九条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 相手国期間中に死亡した者であるとき。

- 二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき（前号に該当するときを除く。）。
- 三 第五十九条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。
- 二 地共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十六条の五の規定は、前項の場合において準用する。
- 三 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であった者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。
- 四 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。
- 五 第五十九条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、地共済法第九十九条の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。
- 六 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。
 - 一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による額 第六十五条第一項、第二項及び第六項
 - 二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第六十五条第三項、第四項及び第六項
 - 三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第六十三条第一項及び第二項
 - 四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条
 - 五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項及び第二項
- 七 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。
- 八 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例

(二以上の相手国期間を有する者に係る地共済法による長期給付等の支給要件等に関する特例)

第七十条 地共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

(二以上の相手国期間を有する者に係る地共済法による長期給付等の額)

第七十一条 前二節の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、当該地共済法による長期給付等の受給権者(特例による遺族共済年金又はこれに加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算にあつては、当該特例による遺族共済年金又は当該地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の給付事由となつた死亡に係る者)が二以上の相手国期間(前二節の規定を適用するものとした場合に当該地共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該地共済法による長期給付等の種類に応じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。

第五節 不服申立てに関する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)

第七十二条 第十四条第四項、第三十二条第八項(第三十三条第六項(第三十七条第八項において準用する場合を含む。))、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)、又は第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項において準用する場合を含む。))、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。)、の規定による確認(地共済組合員期間に係るものに限る。))に関する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。
2 第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九条第六項において準用する場合を含む。))、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第六十四条第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づき地共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第七十三条 地共済法第一百七十一条の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。))の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

- 2 前項の場合における地共済法第一百七十七条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があったものとみなす。
- 3 前二項の規定は、発効日前に行われた地共済法の規定による処分に対する地共済法第一百七十七条第一項の規定による審査請求については、適用しない。

(主務大臣の権限)

第七十四条 地共済法第四百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、社会保障協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第七十五条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、社会保障協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

第一節 二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る給付の支給の調整

(老齢給付の支給の支給の調整)

第九十三条 第二十七条、第四十二条第一項、第五十九条第一項又は第七十七条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の支給、国共済法の退職共済年金の支給、地共済法の退職共済年金の支給又は私学共済法の退職共済年金の支給（以下この条において「老齢給付の支給」という。）の支給を受けることができる者については、国共済法第七十九条第七項（私学共済法第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び地共済法第八十一条第八項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の支給を支給し、その間、他の老齢給付の支給の支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の支給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の支給を支給し、その間、他の老齢給付の支給の支給を停止する。

(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給の調整)

第九十四条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章（第四項及び第九十七条第二項を除く。）において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するもの（当該初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者

に限る。)は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であった期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該障害認定日とその一の期間中にある障害に係る者に限るものとし、前項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。

3 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。

4 前三項の規定は、相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第九十七条第二項において同じ。)による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日又は第四十四条、第六十一条若しくは第七十九条に規定する退職の日(以下「障害認定日等」という。)において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの障害手当金又は障害一時金の支給について準用する。この場合において、第一項中「以下この章(第四項及び第九十七条第二項を除く。)」とあるのは「次項及び第三項」と、「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害認定日等」と、「年金たる給付の」とあるのは「障害手当金又は障害一時金(以下この条において「障害手当金等」という。)」の」と、「当該年金たる給付」とあるのは「当該障害手当金等」と、「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」と、第二項中「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害認定日等」と、「障害認定日」とあるのは「障害認定日等」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」と、前項中「障害認定日」とあるのは「次項に規定する障害認定日等」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「障害認定日前」とあるのは「障害認定日等前」と、「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」と読み替えるものとする。

(二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給の調整)

第九十五条 相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日とその一の期間中にある者に限る。)は、当該一の期

間のみを有するものとみなして、第三十条第三項、第四十五条第二項、第六十二条第二項又は第八十条第二項の規定を適用する。

2 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当する者として政令で定める者とする。第九十八条第一項において「相手国期間中に死亡した者」という。）又は相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者がある場合における当該死亡に係る者を除く。）は、当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第三十条第二項及び第三項、第四十五条、第六十二条又は第八十条の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあっては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあっては、同様とする。

（遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整）

第九十六条 第二十七条、第四十二条第一項、第五十九条第一項又は第七十七条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算（以下この項及び第九十九条第一項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。）の支給を受けることができる者は、国共済法第九十三条第二項（私学共済法第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び地共済法第九十九条の六第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

2 第二十七条、第四十二条第一項、第五十九条第一項又は第七十七条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算（以下この項及び第九十九条第二項において「遺族給付の経過の寡婦加算」という。）の支給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第五項（私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第五項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過の寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。

（平二四法六三・一部改正）

第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整

(発効日前に障害認定日又は障害程度を認定すべき日がある場合における二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚生年金及び障害手当金の支給の調整)

第九十七条 障害認定日が発効日前にある傷病(当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である場合に限る。)に係る初診日において相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)を有し、被用者年金被保険者等でない者が、当該障害認定日において、当該傷病により当該傷病に係る障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十四条第一項から第三項までの規定中「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは、「第三十五条、第五十条、第六十七条又は第八十五条」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 障害程度を認定すべき日又は第四十四条、第六十一条若しくは第七十九条に規定する退職の日(以下この項において「障害程度を認定すべき日等」という。)が発効日前にある傷病(当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である場合に限る。)に係る初診日において相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)を有し、被用者年金被保険者等でない者が、当該障害程度を認定すべき日等において当該傷病により当該傷病に係る障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金又は障害一時金の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、当該障害に係る障害認定日等において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十四条第四項において読み替えて準用する同条第一項から第三項までの規定中「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」とあるのは、「第三十六条、第五十一条、第六十八条又は第八十六条」と読み替えてこれらの規定を準用する。

(発効日前の死亡した日に二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給の調整)

第九十八条 被用者年金被保険者等でない者(相手国期間中に死亡した者に限る。)が発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十五条第二項中「第三十条第二項及び第三項、第四十五条、第六十二条又は第八十条」とあるのは、「第三十七条、第五十二条、第六十九条又は第八十七条」と読み替えて同項の規定を準用する。

2 被用者年金被保険者等でない者(相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者に限る。)が発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十五条中「第三十条第三項、第四十五条第二項、第六十二条第二項又は第八十条第二項」とあり、及び「第三十条第二項及び第三項、第四十五条、第六十二条又は第八十条」とあるのは「第三十七条、第五十二条、第六十九条又は第八十七条」と読み替えて同条の規定を準用する。

(発効日前の死亡の場合における遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)

第九十九条 第九十六条第一項の規定は、第三十七条第七項、第五十二条第五項、第六十九条第五項又は第八十七条第五項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

2 第九十六条第二項の規定は、第三十七条第七項、第五十二条第五項、第六十九条第五項又は第八十七条第五項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

第十二章 雑則

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)

第百条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第五条第二項（同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定によるほか、相手国法令（政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。次条において同じ。）の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

一 国民年金法第一条第一項

二 国民年金法附則第九条の三の二第五項

三 厚生年金保険法第九十条第一項

四 厚生年金保険法第九十一条

五 厚生年金保険法附則第二十九条第六項

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その經由した相手国実施機関等に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があったものとみなす。

3 前二項の規定は、発効日前に行われた国民年金法又は厚生年金保険法による処分に対する第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、適用しない。

(相手国法令による申請等)

第百一条 相手国法令において相手国実施機関等に対して行うこととされている申請又は申告（以下この項において「相手国法令による申請等」という。）を行おうとする者は、当該相手国法令による申請等に係る文書を日本国実施機関等（厚生労働大臣、日本年金機構（以下「機構」という。）、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等（国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。）に限る。）に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関等が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を当該相手国実施機関等に送付するものとする。

2 相手国法令において相手国実施機関等に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会（以下この項において「審査機関」という。）にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を相手国実施機関等に送付するものとする。

(平一九法一〇九・一部改正)

(情報の提供等)

第二百二条 日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会（以下この条において「日本側保有機関」という。）は、公的年金各法並びに医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下この項において「日本側適用法令」という。）の被保険者若しくは被保険者であった者、組合員若しくは組合員であった者、加入者若しくは加入者であった者又は公的年金各法による給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの（以下この条において「保有情報」という。）を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る社会保障協定の規定の実施に必要な限度において、社会保障協定に規定する相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等（以下この条において「相手国側保有機関」という。）に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、前項の場合のほか、相手国側保有機関（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）からの要請に基づいて、当該社会保障協定に係る相手国法令の規定の実施のために必要と認められる場合であつて、保有情報の本人若しくはその遺族の利益になるとき、又は保有情報の本人若しくはその遺族の同意が得られるときに限り、当該保有情報を、当該相手国側保有機関に対して提供することができる。

3 前二項の規定により日本側保有機関が相手国側保有機関に提供した保有情報の本人又はその遺族（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）は、日本側保有機関の長に対し、行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定によるほか、当該保有情報の内容又は相手国側保有機関への提供の目的について、書面によりその開示を請求することができる。

4 日本側保有機関の長は、前項の開示の請求があつたときは、当該開示の請求をした者に対し、書面により当該開示の請求に係る情報について開示をしなければならない。

5 日本側保有機関は、相手国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政機関の保有する個人情報に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

（戸籍事項の無料証明）

第二百三条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、相手国年金の受給権者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。）に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、相手国法令（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。）の適用を受ける者、相手国法令の適用を受けたことがある者又は相手国年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第二百三条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。

- 一 第七条第二項の規定による認定
 - 二 第二十五条第一項及び第三項の規定による申出の受理
 - 三 第三十七条第三項の規定による申出の受理
 - 四 第四十七条第八項（第四十八条第六項（第五十二条第六項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認
 - 五 第六十四条第八項（第六十五条第六項（第六十九条第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認
 - 六 第八十二条第八項（第八十三条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認
 - 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
- 2 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項各号に掲げる権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（平一九法一〇九・追加）

（機構への事務の委託）

- 第百三条の三 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。
- 一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務
- 2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項各号に掲げる事務について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（平一九法一〇九・追加）

（経過措置）

第百四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（実施命令）

第百五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、社会保障協定及びこの法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

(政令への委任)

第百六条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の社会保障協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十条及び第三十一条の規定は公布の日から、第五章の規定は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（平成一九年政令第三六六号で平成二〇年三月一日から施行）

(国民健康保険の被保険者等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日（次条第一項及び附則第十七条において「施行日」という。）から健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条、第五条第一項第三号及び第百二条第一項の規定の適用については、第一条中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）」とあるのは「国民年金法」と、同号中「しないこととされた者、次条第一項の規定により後期高齢者医療の被保険者としてしないこととされた者」とあるのは「しないこととされた者」と、同項中「並びに医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。）及び高齢者の医療の確保に関する法律」とあるのは「及び医療保険各法（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六条第一項に規定する医療保険各法をいう。）」とする。

(労働者災害補償保険法等の適用に関する経過措置)

第三条 施行日から雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第四条第一項の規定の適用については、同項中「第三条」とあるのは「第十条」と、「第二条第一項」とあるのは「第十七条」とする。
2 前項の規定により読み替えられた第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としてしないこととされた者については、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、船員法第十章、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定は、適用しない。

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給に関する経過措置）

第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害（相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭和六十一年四月一日において六十歳以上である者の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置）

第五条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金被保険者等であった期間を有し、かつ、大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて政令で定めるものが発効日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例）

第六条 第十一条第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（次条及び附則第八条において「旧国民年金法」という。）による通算老齢年金について準用する。

第七条 旧国民年金法による障害年金（当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十年国民年金等改正法附則第二十六条第一項の規定が適用されるものを除く。）を受け、国民年金法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害が相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。）によるものは、これらの規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

（二以上の相手国期間を有する者に係る国民年金法による給付等に関する特例）

第八条 第六章第四節の規定は、附則第四条から前条までの規定により支給する国民年金法による給付等及び旧国民年金法による給付について準用する。

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害厚生年金等の支給に関する経過措置）

第九条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害（相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による障害厚生年金又は障害手当金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置）

第十条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に

死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が発効日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例)

第十一条 第二十七条の規定は、昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる保険給付について準用する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齡年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齡年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齡年金
三 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老齡年金
四 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による脱退手当金(次項において「旧厚生年金保険法による脱退手当金」という。)

2 前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齡年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。)の額及び旧厚生年金保険法による脱退手当金の額は、第三十一条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

第十二条 旧厚生年金保険法による障害年金(その権利を取得した当時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害が相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。)によるものは、これらの規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(二以上の相手国期間を有する者に係る厚生年金保険法による保険給付等に関する特例)

第十三条 第七章第四節の規定は、附則第九条から前条までの規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等及び旧厚生年金保険法による保険給付について準用する。

(旧船員保険法による老齡年金等の支給要件等の特例)

第十四条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。)及び昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十年国民年金等改正法附則第一百七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号。以下この項において

「旧船員保険一部改正法」という。）による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件規定」という。）に規定する当該保険給付の支給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを、旧船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齡年金（次項において「旧船員保険法による老齡年金」という。）

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齡年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齡年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による脱退手当金（次項において「旧船員保険法による脱退手当金」という。）

2 前項の規定により支給する旧船員保険法による老齡年金（旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。）の額及び旧船員保険法による脱退手当金の額は、第三十一条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

第十五条 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの（その権利を取得した当時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害が相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。）によるものは、これらの規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

（二以上の相手国期間を有する者に係る旧船員保険法による保険給付に関する特例）

第十六条 第七章第四節の規定は、前二条の規定により支給する旧船員保険法による保険給付について準用する。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 施行日が郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第六十六条の規定の施行の前日である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。）」とあるのは、「当該職員とみなされる者」とする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)

第十八条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。))に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十九条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国共済法の旧脱退一時金等の支給)

第二十条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。))及び昭和六十一年四月一日前の国共済組合員期間を有し、かつ、昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものをその者の国共済組合員期間に算入して昭和六十年国共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の規定を適用したとするならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第四十二条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第四十六条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

(二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等に関する特例)

第二十一条 第八章第四節の規定は、前三条の規定により支給する国共済法による長期給付等について準用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)

第二十二条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。))に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十三条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(地共済法の旧脱退一時金等の支給)

第二十四条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び昭和六十一年四月一日前の地共済組合員期間を有し、かつ、昭和六十年地共済改正法附則第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものをその者の地共済組合員期間に算入して昭和六十年地共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定を適用したとするならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第五十九条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第六十三条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

(二以上の相手国期間を有する者に係る地共済法による長期給付等に関する特例)

第二十五条 第九章第四節の規定は、前三条の規定により支給する地共済法による長期給付等について準用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私学共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)

第二十六条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害（相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十七条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(私学共済法の旧脱退一時金等の支給)

第二十八条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び昭和六十一年四月一日前の私学共済加入者期間を有し、かつ、私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものをその者の私学共済加入者期間に算入して私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定を適用したとするならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第七十七条第一項の規定により

支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第八十一条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

(二以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等に関する特例)

第二十九条 第十章第四節の規定は、前三条の規定により支給する私学共済法による長期給付等について準用する。

(他の法律の廃止)

第三十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）
- 二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十二年法律第八十三号）
- 三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第二百二十六号）
- 四 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第二百二十七号）
- 五 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
- 六 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
- 七 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十八年法律第七十二号）

(前条の規定による法律の廃止に伴う経過措置)

第三十三条 前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる法律又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基づく命令の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第三十四条 附則第三十二条の規定による廃止前の同条第一号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる法律の規定により支給する公的年金各法による給付及び当該給付に加算する額に相当する部分（以下この条において「公的年金各法による給付等」という。）は、この法律中の相当する規定により支給する公的年金各法による給付等とみなして、この法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 健康保険法の特例に関する事項（第三条・第四条）
- 第三章 船員保険法の特例に関する事項（第五条―第七条）
- 第四章 国民健康保険法の特例に関する事項（第八条―第十条）
- 第五章 高齢者の医療の確保に関する法律の特例に関する事項（第十条の二・第十条の三）
- 第六章 国民年金法の特例に関する事項
 - 第一節 被保険者の資格に関する事項（第十一条―第二十一条）
 - 第二節 給付等に関する事項
 - 第一款 給付等の支給要件等に関する事項（第二十二条―第二十九条）
 - 第二款 給付等の額の計算等に関する事項（第三十条―第四十一条）
 - 第三款 発効日前の障害又は死亡に係る給付等に関する事項（第四十二条―第四十七条）
- 第七章 厚生年金保険法の特例に関する事項
 - 第一節 被保険者の資格に関する事項（第四十八条―第五十五条）
 - 第二節 保険給付等に関する事項
 - 第一款 保険給付等の支給要件等に関する事項（第五十六条―第六十六条）
 - 第二款 保険給付等の額の計算等に関する事項（第六十七条―第七十九条）
 - 第三款 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する事項（第八十条―第八十八条）
- 第八章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整に関する事項（第八十八条の二―第九十三条）
- 第九章 雑則（第九十四条―第九十八条）
- 第十章 経過的特例に関する事項
 - 第一節 国民年金の被保険者の資格に関する事項（第九十九条―第一百一条）
 - 第二節 国民年金の給付に関する事項（第一百一条の二―第一百五十五条）
 - 第三節 厚生年金保険の保険給付に関する事項（第一百五十五条の二―第三十六条）
 - 第四節 旧船員保険の保険給付に関する事項（第三十七條―第四十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この政令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）の施行に伴い、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に係る健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）の特例等に関し必要な事項を定めるものとする。
（平二〇政三三一・一部改正）

（定義）

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 昭和六十年国民年金等改正法 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）をいう。
- 二 平成六年国民年金等改正法 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。
- 三 旧国民年金法 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法をいう。
- 四 旧厚生年金保険法 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 五 旧船員保険法 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法をいう。
- 六 旧交渉法 昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）をいう。
- 七 国共済施行法 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十二年法律第二百二十九号）をいう。
- 八 地共済施行法 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）をいう。
- 九 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百五号）以下「昭和三十二年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）をいう。
- 十 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）以下「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）をいう。
- 十一 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。
- 十二 旧公企体共済法 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十二年法律第三十四号）をいう。
- 十三 平成十三年統合法 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）をいう。
- 十四 旧農林共済法 平成十三年統合法附則第二条第二号に規定する旧農林共済法をいう。
- 十五 昭和六十年農林共済改正法 平成十三年統合法附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法をいう。
- 十六 昭和六十一年経過措置政令 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）を

いう。

十七 平成九年経過措置政令 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）をいう。

十八 平成十四年経過措置政令 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）をいう。

十九 配偶者 法第五条第一項第四号に規定する配偶者をいう。

二十 保険料納付済期間 国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを含む。）をいう。

二十一 保険料免除期間 国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項の規定により国民年金の保険料免除期間とみなされたものを含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）をいう。

二十二 合算対象期間 国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間をいう。

二十三 第三種被保険者 昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。

二十四 第四種被保険者 旧厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者をいう。

二十五 船員任意継続被保険者 昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十四号に規定する船員任意継続被保険者をいう。

二十六 通算対象期間 昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十五号に規定する通算対象期間をいう。

二十七 老齢基礎年金の振替加算等 法第十一条第二項に規定する老齢基礎年金の振替加算等をいう。

二十八 傷病、初診日又は障害認定日 それぞれ法第十二条第一項に規定する傷病、初診日又は障害認定日をいう。

二十九 被用者年金被保険者等 法第十四条第二項第一号に規定する被用者年金被保険者等をいう。

三十 厚生年金保険法による保険給付等、老齢厚生年金の加給、遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算 それぞれ法第二十七条に規定する厚生年金保険法による保険給付等、老齢厚生年金の加給、遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算をいう。

三十一 障害厚生年金の配偶者加給 法第三十二条第四項に規定する障害厚生年金の配偶者加給（その支給が停止されているものを除く。）をいう。

三十二 老齢給付の配偶者加給 厚生年金保険法第四十四条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十三条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十六条第一項、国家公務員共済組合法第七十八条第一項、地方公務員等共済組合法第八十条第一項、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。）第三十八条第一項の規定により老齢厚生年金、旧厚生年金保険法による老齢年金、旧船員保険法による老齢年金、共済年金各法による退職共済年金又は移行退職共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金（以下「移行農林共済年金」

という。)のうち平成十三年統合法附則第二条第二項第一号に規定する退職共済年金をいう。以下同じ。)の受給権者の配偶者について加算又は加給する額に相当する部分(その支給が停止されているものを除く。)をいう。

三十三 障害給付の配偶者加給 厚生年金保険法第五十条の二第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十一条ノ二第一項、国家公務員共済組合法第八十三条第一項、地方公務員等共済組合法第八十八条第一項、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十三条第一項又は平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第四十三条第一項の規定により障害厚生年金、旧厚生年金保険法による障害年金、旧船員保険法による障害年金、共済年金各法による障害共済年金又は移行障害共済年金(移行農林共済年金のうち平成十三年統合法附則第二条第二項第二号に規定する障害共済年金をいう。以下同じ。)の受給権者の配偶者について加算する額に相当する部分(その支給が停止されているものを除く。)をいう。

三十四 私立学校教職員共済法による加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間をいう。
三十五 旧適用法人共済組合員期間 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。

三十六 旧適用法人被保険者期間 平成九年経過措置政令第十二条に規定する旧適用法人被保険者期間をいう。

三十七 旧農林共済組合 平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。

三十八 旧農林共済組合員期間 平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。

三十九 旧農林共済被保険者期間 平成十四年経過措置政令第五条に規定する旧農林共済被保険者期間をいう。

四十 特定相手国船員期間 次のイからハまでに掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、それぞれ当該イからハまでに定める期間をいう。

イ ベルギー協定 ベルギー王国の国籍を有する船舶において就労した期間としてベルギー実施機関が確認した期間

ロ フランス協定 フランス共和国の国籍を有する船舶において就労した期間としてフランス実施機関が確認した期間

ハ スペイン協定 スペインの国籍を有する船舶において就労した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

四十一 特定相手国坑内員期間 次のイからニまでに掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、それぞれ当該イからニまでに定める期間をいう。

イ ドイツ協定 ドイツ保険料納付期間のうち坑内の作業に従事した期間としてドイツ保険者が確認した期間

ロ ベルギー協定 坑内の作業に従事した期間としてベルギー実施機関が確認した期間

ハ フランス協定 坑内の作業に従事した期間としてフランス実施機関が確認した期間

ニ スペイン協定 坑内の作業に従事した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

四十二 ドイツ協定、ドイツ保険者又はドイツ保険料納付期間 それぞれ社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定、ドイツ協定第二条(1)(b)に規定する年金保険制度の運営に責任を有する保険機関及びその連合組織又はドイツ協定に係る相手国期間のうち保険料を納付した期間(保険料を納付したとみなされる期間を含む。)としてドイツ保険者が確認した期間をいう。

- 四十三 連合王国協定又は連合王国の領域 それぞれ社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域（マン島、ジャージー島及びガーンジー（ガーンジー、オールダニー、ハーム及びジェソウの諸島をいう。）を含む。）をいう。
- 四十四 合衆国協定、合衆国実施機関、合衆国納付条件又は合衆国特例初診日 それぞれ社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定、合衆国協定第一条^(f)に規定するアメリカ合衆国の実施機関、合衆国協定第六条³(a)に規定する条件又は合衆国納付条件に該当する初診日をいう。
- 四十五 ベルギー協定又はベルギー実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定又はベルギー協定第一条^(e)に規定するベルギー王国の実施機関をいう。
- 四十六 フランス協定、フランス実施機関又はフランス特定保険期間 それぞれ社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定、フランス協定第一条^(g)に規定するフランス共和国の実施機関又はフランス協定第十三条³の規定に基づきフランス実施機関が証明した保険期間をいう。
- 四十七 カナダ協定又はカナダ実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定又はカナダ協定第二条^(e)に規定するカナダの実施機関をいう。
- 四十八 オーストラリア協定又はオーストラリア実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定又はオーストラリア協定第一条^(e)に規定するオーストラリアの実施機関をいう。
- 四十九 オランダ協定又はオランダ実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定又はオランダ協定第一条^(f)に規定するオランダ王国の実施機関をいう。
- 五十 チェコ協定又はチェコ実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定又はチェコ協定第一条^(d)に規定するチェコ共和国の実施機関をいう。
- 五十一 スペイン協定又はスペイン実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定又はスペイン協定第一条^(d)に規定するスペインの実施機関をいう。
- 五十二 アイルランド協定又はアイルランド実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定又はアイルランド協定第一条^(e)に規定するアイルランドの実施機関をいう。
- 五十三 ブラジル協定又はブラジル実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定又はブラジル協定第一条^(f)に規定するブラジル連邦共和国の実施機関をいう。
- 五十四 スイス協定又はスイス実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定又はスイス協定第一条^(e)に規定するスイス連邦の実施機関をいう。
- 五十五 ハンガリー協定又はハンガリー実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定又はハンガリー協定第一条^(e)に規定するハンガリーの実施機関をいう。

（平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正）

第二章 健康保険法の特例に関する事項

(政令で定める社会保障協定に係る場合における健康保険の被保険者としなない者)

第三条 法第三条第一項第一号及び第三号並びに第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、合衆国協定とする。

2 法第三条第一項第一号及び第三号並びに第二項に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者及び子のすべてが日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき合衆国実施機関により証明がされた者とする。

(健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項)

第四条 法第三条第一項の規定により健康保険の被保険者としなないこととされた者が同項各号のいずれにも該当しない者となるに至ったときは、その日に健康保険の被保険者の資格を取得する。

2 健康保険の被保険者が法第三条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日に健康保険の被保険者の資格を喪失する。

3 健康保険の被保険者であつて、発効日(法第十八条第一項に規定する発効日をいう。以下同じ。)において法第三条第一項の規定により健康保険の被保険者としなないこととされたものは、前項の規定にかかわらず、発効日に健康保険の被保険者の資格を喪失する。

第三章 船員保険法の特例に関する事項

(法第四条第一項第一号に規定する政令で定める船舶)

第五条 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める船舶は、合衆国協定第二条2(b)に掲げるアメリカ合衆国の法令によるアメリカ合衆国の船舶(アメリカ合衆国の国籍を有する船舶を除く。)とする。

(政令で定める社会保障協定に係る場合における船員保険の被保険者としなない者)

第六条 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、合衆国協定とする。

2 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者及び子のすべてが日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき合衆国実施機関により証明がされた者とする。

(船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項)

第七条 法第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としなないこととされた者が同項各号のいずれにも該当しない者となるに至ったときは、その日に船員保険の被保険者の資格を取得する。

2 船員保険の被保険者が法第四条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その翌日に船員保険の被保険者の資格を喪失する。

3 船員保険の被保険者であつて、発効日において法第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としなざることとされたものは、前項の規定にかかわらず、発効日に船員保険の被保険者の資格を喪失する。

第四章 国民健康保険法の特例に関する事項

(政令で定める社会保障協定に係る場合における国民健康保険の被保険者としなざること)

第八条 法第五条第一項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、合衆国協定とする。

2 法第五条第一項第一号に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者及び子のすべてが日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき合衆国実施機関により証明がされた者とする。

(国民健康保険の被保険者としなざる配偶者又は子)

第九条 法第五条第一項第四号に規定する政令で定める配偶者又は子は、次に掲げる者とする。ただし、オランダ協定第一条(d)に規定するオランダ王国の法令、チェコ協定第一条(b)に規定するチェコ共和国の法令又はハンガリー協定第一条(c)に規定するハンガリーの法令の規定の適用により法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当する者の配偶者又は子(ハンガリー協定に係る場合にあつては、ハンガリー協定第十条(b)に規定する医療保険の給付(現物給付)に関するハンガリーの法令の規定の適用を受けない者に限る。)及び国民健康保険の被保険者となることを希望し、国民健康保険法第九条第一項(同法第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による国民健康保険の被保険者の資格の取得の届出をすることとなる者を除く。

一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって在留する者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、主として法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当する者の収入により生計を維持するもの

2 前項第二号に規定する主として生計を維持することの認定は、健康保険法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して厚生労働大臣の定めるところにより、市町村若しくは特別区又は国民健康保険組合が行う。

(平二〇政三三一・平二五政三四五・一部改正)

(国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項)

第十条 法第五条第一項の規定により国民健康保険の被保険者としなざることとされた者が同項各号のいずれにも該当しなざることとなるに至つたときは、その日に国民健康保険の被保険者の資格を取得する。

2 国民健康保険の被保険者が法第五条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日に国民健康保険の被保険者の資格を喪失する。
3 国民健康保険の被保険者であつて、発効日において法第五条第一項の規定により国民健康保険の被保険者としなざることとされたものは、前項の規定にかかわらず、発効日に国民健康保険の被保険者の資格を喪失する。

第五章 高齢者の医療の確保に関する法律の特例に関する事項
(平二〇政三三一・追加)

(後期高齢者医療の被保険者としての配偶者又は子)

第十条の二 法第六条第一項第三号に規定する政令で定める配偶者又は子は、次に掲げる者とする。ただし、オランダ協定第一条(d)に規定するオランダ王国の法令、チェコ協定第一条(b)に規定するチェコ共和国の法令又はハンガリー協定第一条(c)に規定するハンガリーの法令の規定の適用により同項第一号に該当する者の配偶者又は子(ハンガリー協定に係る場合にあつては、ハンガリー協定第十一条(b)に規定する医療保険の給付(現物給付)に関するハンガリーの法令の規定の適用を受けない者に限る。)及び後期高齢者医療の被保険者となることを希望し、高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第一項の規定による後期高齢者医療の被保険者の資格の取得の届出をすることとなる者を除く。

一 出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもつて在留する者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、主として法第六条第一項第一号に該当する者の収入により生計を維持するもの

2 前項第二号に規定する主として生計を維持することの認定は、健康保険法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して厚生労働大臣の定めるところにより、後期高齢者医療広域連合が行う。

(平二三政三五九・追加、平二五政三四五・一部改正)

(後期高齢者医療の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項)

第十条の三 法第六条第一項の規定により後期高齢者医療の被保険者としていないこととされた者が同項各号のいずれにも該当しない者となるに至つたときは、その日に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得する。

2 後期高齢者医療の被保険者が法第六条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日に後期高齢者医療の被保険者の資格を喪失する。

3 後期高齢者医療の被保険者であつて、発効日において法第六条第一項の規定により後期高齢者医療の被保険者としていないこととされたものは、前項の規定にかかわらず、発効日に後期高齢者医療の被保険者の資格を喪失する。

(平二〇政三三一・追加、平二三政三五九・旧第十条の二繰下)

第六章 国民年金法の特例に関する事項
(平二〇政三三一・旧第五章繰下)

第一節 被保険者の資格に関する事項

(国民年金の被保険者としていない配偶者又は子等)

第十一条 法第七条第一項第五号に規定するその他政令で定めるものは、第九条第一項第一号に掲げる者とする。

2 法第七条第一項第五号に規定する配偶者又は子から除かれる政令で定めるものは、国民年金の被保険者となることを希望し、国民年金法第十二条第一項第五号に規定する政令で定める資格の取得の届出をすることとなる者とする。

(法第七条第一項第五号に規定する政令で定める社会保障協定)

第十二条 法第七条第一項第五号に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

- 一 連合王国協定
- 二 オランダ協定

(平二〇政三三一・一部改正)

(生計を維持することの認定)

第十三条 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)第四条の規定は、法第七条第一項第五号に規定する主として生計を維持することの認定について準用する。

(平二一政三一〇・一部改正)

(国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項)

第十四条 法第七条第一項の規定により国民年金の被保険者とならないこととされた者(国民年金法第七条第一項各号のいずれかに該当する者に限る。)が法第七条第一項各号のいずれにも該当しない者となるに至ったときは、その日に国民年金の被保険者の資格を取得する。

2 国民年金法第七条第一項の規定による国民年金の被保険者(日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者に限る。)が法第七条第一項各号のいずれかに該当する者となるに至ったときは、その翌日に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

3 国民年金法第七条第一項の規定による国民年金の被保険者(日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者に限る。)であつて、発効日において法第七条第一項の規定により国民年金の被保険者とならないこととされたものは、前項の規定にかかわらず、発効日に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

(法第八条第一項及び第二項第三号に規定する政令で定める者)

第十五条 法第八条第一項及び第二項第三号に規定する政令で定める者は、ドイツ協定第三条(b)に規定する難民とする。

(法第八条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)

第十六条 法第八条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。

(法第八条第一項に規定する政令で定める期間)

第十七条 法第八条第一項に規定する政令で定める期間は、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされた期間とする。

(法第八条第一項に規定する政令で定める数)

第十八条 法第八条第一項に規定する社会保障協定に定める数として政令で定めるものは、六十とする。

(法第九条に規定する政令で定める社会保障協定)

第十九条 法第九条に規定する政令で定める社会保障協定は、連合王国協定とする。

(法第九条に規定する政令で定める者)

第二十条 法第九条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。

- 一 連合王国の領域内に事業所を有する事業主に使用され、当該事業主により五年を超えないと見込まれる期間日本の領域内において就労するために派遣された者であつて、当該就労のために日本国に滞在を開始した日から引き続き就労するために日本国に滞在し、かつ、同日から起算して五年を経過していないもの
- 二 連合王国の領域内において自営業者(独立して自ら事業を営む者をいう。以下この号において同じ。)として就労し、五年を超えないと見込まれる期間日本の領域内において自営業者として就労する者であつて、当該就労のために日本国に滞在を開始した日から引き続き就労するために日本国に滞在し、かつ、同日から起算して五年を経過していないもの

(法第十条に規定する相手国期間のうち政令で定めるもの)

第二十一条 法第十条に規定する相手国期間のうち政令で定めるものは、昭和十五年六月(次に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)(以後の相手国期間(保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第二項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされたものを含み、同条第九項の規定により保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを除く。))又は保険料免除期間(国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないとされた保険料に係るものを含む。))の計算の基礎となつて

- 一 ドイツ協定
- 二 合衆国協定
- 三 カナダ協定
- 四 オーストラリア協定
- 五 オランダ協定
- 六 チェコ協定

- 七 アイルランド協定
- 八 ブラジル協定
- 九 スイス協定
- 十 ハンガリー協定

2 法第十条の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた相手国期間のうち、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間については国民年金の被保険者期間を計算する場合には、当該特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間に、昭和六十一年三月以前の期間にあっては三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間にあっては五分の六を乗じて得た期間をもって国民年金の被保険者期間とする。
(平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

第二節 給付等に関する事項

第一款 給付等の支給要件等に関する事項

(法第十一条第一項に規定する政令で定める規定等)

第二十二條 オーストラリア協定以外の社会保障協定に係る相手国期間について法第十一条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同項の合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、それぞれ同表の第一欄に掲げる規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、同表の第二欄に掲げる期間(同表の二の項の第二欄に掲げる私立学校教職員共済法による加入者期間及び同表の六の項の第二欄に掲げる期間を除く。)に算入することとされる特定相手国船員期間及び同表の一の項から六の項までの第二欄に掲げる合算対象期間又は厚生年金保険の被保険者期間に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。)とする。

	第一欄	第二欄	第三欄
一	国民年金法附則第九条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第一号(昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。)、第十五条第一項第一号若しくは第十八条第一項第一号	合算対象期間	昭和十五年六月(第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。以下この表において同じ。)以後の相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。以下この表において同じ。)
二	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項	厚生年金保険の被保険者期間	

	<p>一項第二号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員期間 地方公務員共済組合の組合員期間 私立学校教職員共済法による加入者期間</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間 昭和三十七年十二月以後の相手国期間 昭和二十九年一月以後の相手国期間</p>
三	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第三号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）</p>	<p>厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>昭和十五年六月以後の相手国期間</p>
四	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）</p>	<p>四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>昭和十五年六月以後の相手国期間（四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限る。）</p>
五	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第五号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）</p>	<p>三十五歳に達した月以後の第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間（三十五歳に達した月以後の期間に限る。）</p>
六	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第六号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）</p>	<p>継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であった期間とみなされた期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>継続した十五年間における昭和十五年六月から昭和二十九年四月までの特定相手国坑内員期間</p>
七	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項</p>	<p>継続した十五年間における旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であった期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間（四十歳に達し</p>

	<p>一項第八号（国家公務員共済組合法附則第十条の五に規定する者に係る部分に限るものとし、昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）</p>	<p>の国家公務員共済組合の組合員期間</p>	<p>た日の属する月以後の期間に限る。）</p>
八	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）において適用する国共済施行法第八条第一号（国共済施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員期間</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間</p>
九	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十二号（地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九に規定する者に係る部分に限るものとし、昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）</p>	<p>四十歳に達した日の属する月以後の地方公務員共済組合の組合員期間</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間（四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）</p>
十	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十四号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）において適用する地共済施行法第八条第一項又は第二項（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>地方公務員共済組合の組合員期間</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間</p>

2 オーストラリア協定に係る相手国期間について法第十一条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同項の合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ

同表の第三欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に掲げる規定に規定する老齢基礎年金の受給資格要件たる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除くものとする。）とする。

第一欄	第二欄	第三欄
一 国民年金法附則第九条第一項（同法第三十七条（第四号に限る。）の規定の適用に係る部分を除く。）又は昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項（国民年金法第三十七条（第四号に限る。）の規定の適用に係る部分を除き、同項第一号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号）に係る部分に限る。）及び第十五条第一項第一号若しくは第十八条第一項第一号	合算対象期間 厚生年金保険の被保険者期間 国家公務員共済組合の組合員期間 地方公務員共済組合の組合員期間	昭和十七年六月以後の相手国期間
二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項（国民年金法第三十七条（第四号に限る。）の規定の適用に係る部分を除き、同項第二号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号）において適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）	私立学校教職員共済法による加入者期間 厚生年金保険の被保険者期間	昭和三十四年一月以後の相手国期間 昭和三十七年十二月以後の相手国期間 昭和二十九年一月以後の相手国期間
三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項（国民年金法第三十七条（第四号に限る。）の規定の適用に係る部分を除き、同項第三号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号）において適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）	昭和十七年六月以後の相手国期間	昭和十七年六月以後の相手国期間

四	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項（国民年金法第三十七条（第四号に限る。）の規定の適用に係る部分を除き、同項第四号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）</p>	<p>四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>昭和十七年六月以後の相手国期間（四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限る。）</p>
五	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項（国民年金法第三十七条（第四号に限る。）の規定の適用に係る部分を除き、同項第八号（国家公務員共済組合法附則第十三条の五に規定する者に係る部分に限るものとし、昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）</p>	<p>四十歳に達した日の属する月以後の国家公務員共済組合の組合員期間</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間（四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）</p>
六	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項（国民年金法第三十七条（第四号に限る。）の規定の適用に係る部分を除き、同項第十号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）において適用する国共済施行法第八条第一号（国共済施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員期間</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間</p>
七	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項（国民年金法第三十七条（第四号に限る。）の規定の適用に係る部分を除き、同項</p>	<p>四十歳に達した日の属する月以後の地方公務員共済組合の組合員期間</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間（四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）</p>

<p>第十二号（地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九に規定する者に係る部分に限るものとし、昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）</p>	<p>地方公務員共済組合の組合員期間</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間</p>
<p>八 昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項（国民年金法第三十七条（第四号に限る。）の規定の適用に係る部分を除き、同項第十四号（昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項第二号又は第十八条第一項第二号において適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）において適用する地共済施行法第八条第一項又は第二項（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）</p>		

（平二〇政三三一・一部改正）

（法第十一条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間）
 第二十三条 法第十一条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間は、次の表の第一欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に規定する期間の計算の基礎となつて居る月に係るものを除くものとし、同表の一の項から三の項までの第一欄に掲げる場合における特定相手国船員期間又は同表の一の項の第一欄に掲げる場合における特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

<p>第一欄</p>	<p>第二欄</p>
<p>一 老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間と合算する場合</p>	<p>昭和十五年六月（第二十一条各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、当該老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した月以後（当該老齢厚生年金が厚生年金保険法第四十三条第三項</p>

	二	三
	<p>国家公務員共済組合法による退職共済年金の額の計算の基礎となる国家公務員共済組合の組合員期間と合算する場合</p>	<p>地方公務員等共済組合法による退職共済年金の額の計算の基礎となる地方公務員共済組合の組合員期間と合算する場合</p>
<p>の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同項に規定する被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失した月以後、同法附則第七条の三五項若しくは第十三条の四第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同法附則第七条の三五項若しくは第十三条の四第六項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の属する月以後又は同条第五項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同項に規定する受給権者が同法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月以後）におけるもの（次条及び第五十六条において「厚生年金保険の算入対象外相手国期間」という。）を除く。）</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とし、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該退職共済年金が国家公務員共済組合法第七十七条第四項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては当該退職共済年金の受給権者が退職した日の翌日の属する月以後、同法附則第十二条の二の二第六項若しくは第十二条の六の二第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同法附則第十二条の二の二第六項若しくは第十二条の六の二第七項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の翌日の属する月以後又は同条第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同項に規定する受給権者が同法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後）におけるものを除く。）</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とし、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該退職共済年金が地方公務員等共済組合法第七十九条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては当該退職共済年金の受給権者が退職した日の翌日の属する月以後、同法附則第十八条の二第六項若しくは第二十四条の二第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同法附則第十八条の二第六項若しくは第二十四条の二第七項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の翌日の属する月以後又は同条第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあって</p>

四	<p>私立学校教職員共済法による退職共済年金の額の計算の基礎となる私立学校教職員共済法による加入者期間と合算する場合</p>	<p>ては同項に規定する受給権者が同法附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後）におけるものを除く。）</p> <p>昭和二十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該退職共済年金が私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第四項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては当該退職共済年金の受給権者が退職した日の翌日の属する月以後、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第六項若しくは第十二条の六の二第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の二の二第六項若しくは第十二条の六の二第七項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の翌日の属する月以後又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の六の二第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては同項に規定する受給権者が私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月以後）におけるものを除く。）</p>
---	--	---

（法第十一条第三項に規定する政令で定める相手国期間）

第二十四条 法第十一条第三項に規定する政令で定める相手国期間は、次の表の第一欄に掲げる場合に依り、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間（それぞれ同表の第一欄に規定する厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となつて居る月に係るもの及び厚生年金保険の算入対象外相手国期間を除くものとし、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

一	<p>第一欄</p> <p>昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に規定する四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間に算入する場合</p>	<p>第二欄</p> <p>昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。以下この表において同じ。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限る。）</p>
---	---	---

二	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第五号に規定する三十五歳に達した月以後の第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間に算入する場合	昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間（三十五歳に達した月以後の期間に限る。）
三	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第六号に規定する継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であった期間とみなされた期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間に算入する場合	継続した十五年間における昭和十五年六月から昭和二十九年四月までの特定相手国坑内員期間
四	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第六号に規定する継続した十五年間における旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であった期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間に算入する場合	継続した十五年間における昭和二十九年五月以後の特定相手国坑内員期間

（法第十二条第一項に規定する政令で定める社会保障協定）

第二十四条の二 法第十二条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

- 一 オーストラリア協定
- 二 ハンガリー協定

（平二〇政三三一・追加、平二五政三四五・一部改正）

（法第十二条第一項及び第十三条第一項に規定する政令で定める相手国期間）

第二十五条 法第十二条第一項及び第十三条第一項に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、保険料納付済期間又は保険料免除期間（国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを含む。）の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）とする。

（法第十二条第二項に規定する政令で定める社会保障協定等）

第二十六条 法第十二条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる傷病とする。

	第一欄	第二欄
一	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病
二	合衆国協定	国民年金の被保険者でない間に合衆国特例初診日のある傷病
三	フランス協定	フランス特定保険期間中に初診日のある傷病

(法第十二条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付)

第二十七条 法第十二条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付は、障害基礎年金(国民年金法第三十条の四の規定によるものを除く。)とする。

(法第十三条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)

第二十七条の二 法第十三条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、オーストラリア協定とする。
(平二〇政三三一・追加)

(法第十三条第二項に規定する政令で定める社会保障協定等)

第二十八条 法第十三条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に死亡した者に相当する者として政令で定める者は、それぞれ同表の第二欄に掲げる者とする。

	第一欄	第二欄
一	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に死亡した者
二	合衆国協定	国民年金の被保険者でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者
三	フランス協定	フランス特定保険期間中に死亡した者

(法第十三条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付)

第二十九条 法第十三条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付は、遺族基礎年金とする。

第二款 給付等の額の計算等に関する事項

(法第十四条第二項第二号に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間等)
 第三十条 法第十四条第二項第二号に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間及び同号に規定する政令で定める老齢厚生年金の受給資格要件たる期間は、次の表の第一欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間及び同表の第三欄に掲げる期間とする。

	第一欄	第二欄	第三欄
一	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号の規定を適用する場合	四十歳(女子については、三十五歳)に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間	昭和六十年国民年金等改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間
二	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第五号の規定を適用する場合	三十五歳に達した月以後の第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間	昭和六十年国民年金等改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間
三	昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第六号の規定を適用する場合	継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であった期間とみなされた期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間又は継続した十五年間における当該第三種被保険者であった期間とみなされた期間と当該第三種被保険者であった期間とに基づく厚生年金保険の被保険者期間	十六年

(退職共済年金の受給権者の配偶者に係る老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)
 第三十一条 昭和六十一年経過措置政令第二十六条各号に掲げる退職共済年金のうち、次の表の第一欄に掲げるもの(法の規定により支給するものに限る。)の受給権者の配偶者は、法第十四条第一項第一号に掲げる者とみなす。この場合において、当該配偶者に支給する老齢基礎年金の振替加算等に係る期間比率は、同条第二項第一号の規定にかかわらず、同欄に掲げる退職共済年金の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間の月数を、同表の第三欄に掲げる期間の月数で除して得た率とする。

	第一欄	第二欄	第三欄
一	国共済施行法第八条第一号(国共済施行	当該退職共済年金の受給権者の国共済施行法第八条	国共済施行法第八条第一号イからハま

	<p>法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法による退職共済年金</p>	<p>第一号に規定する施行日前の在職年の年月数と同号に規定する施行日以後の新法第三十八條第一項に規定する組合員期間の年月数とを合算した年月数を月に換算して得た月数</p>	<p>でに掲げる者の区分に応じ、それぞれ同号イからハまでに掲げる年数に十二を乗じて得た月数</p>
二	<p>国共済施行法第九条（国共済施行法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法による退職共済年金</p>	<p>当該退職共済年金の受給権者の国共済施行法第九条各号に掲げる期間を合算した月数と同条に規定する新法第三十八條第一項に規定する組合員期間の月数とを合算した月数</p>	<p>二百四十</p>
三	<p>地共済施行法第八条第一項の規定の適用を受けることにより支給される地方公務員等共済組合法による退職共済年金</p>	<p>当該退職共済年金の受給権者の地共済施行法第八条第一項に規定する施行日直前の条例在職年の年月数と同項に規定する施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数を月に換算して得た月数</p>	<p>地共済施行法第八条第一項の表の中欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に十二を乗じて得た月数</p>
四	<p>地共済施行法第八条第二項（地共済施行法第三十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給される地方公務員等共済組合法による退職共済年金</p>	<p>当該退職共済年金の受給権者の地共済施行法第八条第二項に規定する施行日前の条例在職年の年月数と同項に規定する施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数を月に換算して得た月数</p>	<p>地共済施行法第八条第二項の表の中欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に十二を乗じて得た月数</p>
五	<p>地共済施行法第十条第一項（地共済施行法第三十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給される地方公務員等共済組合法による退職共済年金</p>	<p>当該退職共済年金の受給権者の地共済施行法第十条第一項各号に掲げる期間を合算した月数と同項に規定する組合員期間の月数とを合算した月数</p>	<p>二百四十</p>
六	<p>地共済施行法第十条第二項（地共済施行法第三十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給される地方公務員等共済組合法による退職共済年金</p>	<p>当該退職共済年金の受給権者の地方公務員共済組合の組合員期間の月数に地共済施行法第十条第二項の規定によりその者が同項に規定する特定事務従事者であった期間の月数から十二を控除した月数を算入することとした場合のその算入後の月数</p>	<p>二百四十</p>

七	<p>地共済施行法第十条第三項（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給される地方公務員等共済組合法による退職共済年金</p>	<p>当該退職共済年金の受給権者の地方公務員共済組合の組合員期間の月数に地共済施行法第十条第三項の規定によりその者が同項に規定する特定事務従事地方公務員であった期間の月数から十二を控除した月数を算入することとした場合のその算入後の月数</p>	二百四十
八	<p>私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による退職共済年金</p>	<p>当該退職共済年金の受給権者の私立学校教職員共済法による加入者期間の月数</p>	百八十

（法第十四条第二項第三号イに規定する政令で定める社会保障協定）

第三十二条 法第十四条第二項第三号イに規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

- 一 合衆国協定
 - 二 カナダ協定
 - 三 ブラジル協定
- （平二三政三五九・一部改正）

（法第十四条第二項第三号イ(1)に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間等）

第三十三条 法第十四条第二項第三号イ(1)に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、同条第一項第三号に規定する特例による障害給付の支給事由となった障害に係る障害認定日（同条第二項第三号イ(2)に規定する障害認定日をいう。）の属する月までの次に掲げる期間とし、同条第二項第三号イ(3)に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から当該障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

一 厚生年金保険の被保険者期間（当該厚生年金保険の被保険者期間につき厚生年金保険若しくは船員保険の保険料又は旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によって消滅した場合（厚生年金保険法第七十五条ただし書に該当するとき、旧厚生年金保険法第七十五条第一項ただし書に該当するとき、旧船員保険法第五十一条ノ二ただし書に該当するとき、及び旧農林共済法第十八条第五項ただし書に該当するときを除く。）における当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間を除く。第百三条第三項、第百六条第三項第二号、第百十条第三項第二号、第

百十六条（同条の表を除く。）、第一百七十七条第一項及び第三項、第二百二十条第一項及び第三項第一号、第二百二十五条第一項並びに第三百十条第一項において同じ。）

- 二 国家公務員共済組合の組合員期間
- 三 地方公務員共済組合の組合員期間
- 四 私立学校教職員共済法による加入者期間

（法第十四条第二項第三号ロに規定する政令で定める社会保障協定）

第三十四条 法第十四条第二項第三号ロに規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

- 一 ドイツ協定
 - 二 ベルギー協定
 - 三 フランス協定
 - 四 オーストラリア協定
 - 五 オランダ協定
 - 六 チェコ協定
 - 七 スペイン協定
 - 八 アイルランド協定
 - 九 スイス協定
 - 十 ハンガリー協定
- （平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正）

（法第十四条第二項第三号ロに規定する政令で定める相手国期間）

第三十五条 法第十四条第二項第三号ロに規定する政令で定める相手国期間は、前条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から同項第三号イ(2)に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）とする。

（平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正）

（法第十五条に規定する政令で定める老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例等）

第三十六条 法第十五条の規定は、法の規定により支給する退職を支給事由とする年金たる給付に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整について準用する。

法第十五条（前項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

一 老齢厚生年金若しくは共済年金各法による退職共済年金（第二十三条の表の一の項の第二欄に規定する相手国期間の月数と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるもの又は同表の二の項から四の項までの第二欄に規定する相手国期間の月数と当該共済年金各法による退職共済年金の年金額の算定の基礎となる組合員期間若しくは加入者期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）又は移行退職共済年金（昭和三十四年一月以後のドイツ保険料納付期間（当該移行退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後（当該移行退職共済年金が廃止前農林共済法第三十七条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、当該移行退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月以後）におけるもの及び当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）の月数と当該移行退職共済年金の額の計算の基礎となる旧農林共済組合員期間の月数とを合算した月数が二百四十以上であるものに限る。）

二 老齢厚生年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当する者に対し支給されるものに限る。）

三 第三十一条の表の第一欄に掲げる退職共済年金

四 障害基礎年金（法第十六条第四項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定が適用される場合）においては、法第十六条第四項に規定する従前の障害基礎年金の額に相当する額が同条第一項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

五 障害厚生年金（その額（厚生年金保険法第五十条第四項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害厚生年金の額に相当する額が法の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害厚生年金の額に相当する額）が、法第三十二条第一項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたもの又は法第三十二条第三項（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

六 国家公務員共済組合法による障害共済年金（その額（同法第八十五条第五項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害共済年金の額に相当する額が法の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害共済年金の額に相当する額）が、法第四十七条第一項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたもの又は法第四十七条第三項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

七 地方公務員等共済組合法による障害共済年金（その額（同法第九十条第六項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害共済年金の額に相当する額が法の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害共済年金の額に相当する額）が、法第六十四条第一項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたもの又は法第六十四条第三項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

八 私立学校教職員共済法による障害共済年金（その額（同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十五条第五項の規定が適用される場合であつて、同項に規定する従前の障害共済年金の額に相当する額が法の規定により支給されるものであるときは、当該従前の障害共済年金の額に相当する額）が、法第八十二条第一項（法第八十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたもの

又は法第八十二条第三項（法第八十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

九 移行障害共済年金（その額が、平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法附則第七十六条の規定による改正前の社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）第六十三条第一項（同法附則第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたもの又は同法第六十三条第二項（同法附則第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により計算されたものに限る。）

3 前項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者の配偶者であつて老齢基礎年金の振替加算等（その支給が停止されているものを除く。以下この条において同じ。）の受給権を有するものが老齢厚生年金若しくは共済年金各法による退職共済年金又は移行退職共済年金の受給権を有することにより、同号に掲げる年金たる給付の受給権者が老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有することとなるとき（当該受給権者の老齢基礎年金の振替加算等の額が当該配偶者の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の老齢基礎年金の振替加算等の支給を停止する。

4 第二項第二号及び第三号に掲げる年金たる給付であつて法の規定により支給するものについては昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項ただし書、第十五条第一項ただし書並びに第十八条第二項ただし書及び第三項ただし書の規定は適用せず、第二項第四号から第九号までに掲げる年金たる給付については昭和六十年国民年金等改正法附則第十六条の規定は適用しない。ただし、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者の配偶者が同時に老齢基礎年金の振替加算等を受けるとき（当該受給権者の老齢基礎年金の振替加算等の額が当該配偶者の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

5 第二項各号に掲げる年金たる給付であつて法の規定により支給するものの受給権者であつて法の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等の受給権を有するものが、同時に法の規定により支給する被用者年金各法による年金たる給付の配偶者加給（厚生年金保険法第四十四条第一項、国家公務員共済組合法第七十八条第一項、地方公務員等共済組合法第八十条第一項若しくは私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条第一項の規定により老齢厚生年金若しくは共済年金各法による退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。）又は厚生年金保険法第五十条の二第一項、国家公務員共済組合法第八十三条第一項、地方公務員等共済組合法第八十八条第一項若しくは私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十三条第一項の規定により障害厚生年金若しくは共済年金各法による障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。）をいう。）又は移行農林共済年金の配偶者加給（平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項又は第四十三条第一項の規定により移行退職共済年金又は移行障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。）をいう。）又は移行農林共済年金の配偶者加給（平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項又は第四十三条第一項の規定により移行退職共済年金又は移行障害共済年金の受給権者の配偶者について加算する加給年金額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。）をいう。）を受けることができるとき（当該老齢基礎年金の振替加算等の額が当該被用者年金各法による年金たる給付の配偶者加給又は当該移行農林共済年金の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該老齢基礎年金の振替加算等の支給を停止する。

（法第十六条第二項第一号イに規定する政令で定める保険料納付済期間等）

第三十七条 法第十六条第二項第一号イ（同条第三項（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）及び法第十九条第二項において準用す

る場合を含む。)に規定する政令で定める保険料納付済期間及び保険料免除期間は、それぞれ法第十二条第一項若しくは第二項又は第十九条第一項の規定により支給する障害基礎年金の支給事由となった障害に係る障害認定日(国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、同法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日(同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。))のうちいずれか遅い日とする。次項及び次条において同じ。)の属する月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間とする。

2 法第十六条第二項第一号ハ(同条第三項(法第十九条第二項において準用する場合を含む。))及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

(法第十六条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間)

第三十八条 法第十六条第二項第二号(同条第三項(法第十九条第二項において準用する場合を含む。))及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号(第四号及び第十号を除く。)に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)

(から法第十二条第一項若しくは第二項又は第十九条第一項の規定により支給する障害基礎年金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月までの相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。))とする。(平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(法第十七条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間)

第三十九条 法第十七条第二項第一号ハ(同条第三項(法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第三十七条第八項第四号において準用する場合を含む。))、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第三十七条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から法第十七条第一項(同条第三項(法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第三十七条第八項第四号において準用する場合を含む。))、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第三十七条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。)の遺族基礎年金の支給事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの相手国期間とする。

(法第十七条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間)

第四十条 法第十七条第二項第二号(同条第三項(法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第三十七条第八項第四号において準用する場合を含む。))、法第二十条第三項、第三十三条第五項並びに第三十七条第八項第四号及び第五号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(ドイツ協定、オーストラリア協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定又はハンガリー協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。))以後の相手国期間(ド

イツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。)とする。
(平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(法第十七条第四項に規定する政令で定める加算する額)
第四十一条 法第十七条第四項(法第二十条第三項、第三十三条第五項及び第三十七条第八項第四号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める加算する額は、法第九十六条第一項に規定する遺族給付の中高齢寡婦加算又は同条第二項に規定する遺族給付の経過的寡婦加算の額とする。

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る給付等に関する事項

(法第十九条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第四十二条 法第十九条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、国民年金法第三十条第一項ただし書に該当しないこととする。
2 法第十二条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項から第十一項まで、第二十条第一項及び第二十一条並びに昭和六十一年経過措置政令第二十八条の二の規定は、前項の規定により国民年金法第三十条第一項ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第十二条第一項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項、第二十条第一項及び第二十一条中「準用する場合」とあるのは、「準用する場合並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十二条第一項において適用する場合」と読み替えるものとする。
(平二〇政三三一・一部改正)

(法第十九条第三項に規定する政令で定める年金たる給付)

第四十三条 法第十九条第三項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

- 一 障害基礎年金(国民年金法第三十条の四の規定により支給するものを除く。)
- 二 旧国民年金法による障害年金
- 三 障害厚生年金(法第三十五条第一項の規定により支給するものを除く。)
- 四 旧厚生年金保険法による障害年金
- 五 旧船員保険法による障害年金
- 六 共済年金各法による障害共済年金(法第五十条第一項、第六十七条第一項又は第八十五条第一項の規定により支給するものを除き、移行障害共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金を含む。)
- 七 旧国共済法による障害年金及び昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済施行法による年金たる給付であつて障害を支給

事由とするもの

八 旧地共済法による障害年金及び昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

九 旧私学共済法による障害年金

十 平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち障害年金

(法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第四十四条 法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、国民年金法第三十七条ただし書に該当しないこととする。この場合において、同条ただし書中「第一号又は第二号」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）第二十条第一項第一号から第三号までのいずれか」とする。

2 法第十三条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項から第十一項まで、第二十条第二項及び第二十一条並びに昭和六十一年経過措置政令第四十三条の二の規定は、前項の規定により国民年金法第三十七条ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第十三条第一項中「国民年金法第三十七条ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十四条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十七条ただし書」と、「同条ただし書の」とあるのは「当該」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項及び第二十一条中「第三十七条ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十四条第一項の規定により読み替えられた同法第三十七条ただし書」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項中「国民年金法第三十七条ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十四条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十七条ただし書」と、「同条ただし書」とあるのは「当該規定」と読み替えるものとする。

(平二〇政三三一・一部改正)

(法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める事由)

第四十五条 法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 配偶者 国民年金法第四十条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は同法第三十九条第一項に規定する子が一人であるときはその子が、同項に規定する子が二人以上であるときは同時に若しくは時を異にしてその全ての子が、同条第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 子 国民年金法第四十条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(平二六政九・一部改正)

(法第二十条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件)

第四十六条 法第二十条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件は、国民年金法第二十六条ただし書に該当しないこととする。

2 法第十一条第一項、国民年金法附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第八条（第九項、第十項及び第十二項を除く。）及び第二条の規定は、前項の規定により国民年金法第二十六条ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法附則第九条第一項中「及び第九条の三の二第二項」とあるのは、「第九条の三の二第二項及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第四十六条第一項」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第二項中「において適用する」とあるのは「及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（以下「特例政令」という。）第四十六条第一項において適用する」と、「附則第九条第一項」とあるのは「附則第九条第一項（特例政令第四十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項中「附則第九条第一項」とあるのは「附則第九条第一項（特例政令第四十六条第二項において準用する場合を含む。）」と、「第九条の三の二第二項」とあるのは「第九条の三の二第二項並びに特例政令第四十六条第一項」と読み替えるものとする。
(平二〇政三三一・一部改正)

(法第二十条第四項に規定する政令で定める年金たる給付)

第四十七条 法第二十条第四項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

- 一 遺族基礎年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定によるものを除く。）
- 二 旧国民年金法による遺児年金
- 三 遺族厚生年金（法第三十七条第一項の規定により支給するものを除く。）
- 四 旧厚生年金保険法による遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金
- 五 旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥（かん）夫年金又は遺児年金の例によって支給する保険給付
- 六 旧船員保険法による遺族年金及び通算遺族年金
- 七 昭和六十年国民年金等改正法附則第一百一条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号）附則第十八条の規定による特例遺族年金
- 八 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定により従前の寡婦年金、鰥（かん）夫年金又は遺児年金の例によって支給する保険給付
- 九 共済年金各法による遺族共済年金（法第五十二条第一項、第六十九条第一項又は第八十七条第一項の規定により支給するものを除き、移行農林共済年金のうち遺族共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金を含む。）
- 十 旧国共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済施行法による年金たる給付であつて死亡を支給事由とするもの
- 十一 旧地共済法による遺族年金及び通算遺族年金並びに昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済施行法による年金たる給

付であつて死亡を支給事由とするもの

十二 旧私学共済法による遺族年金及び通算遺族年金

十三 平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち遺族年金及び通算遺族年金

第七章 厚生年金保険法の特例に関する事項

(平二〇政三三一・旧第六章繰下)

第一節 被保険者の資格に関する事項

(法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める船舶)

第四十八条 法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める船舶は、第五条に規定する船舶とする。

(厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項)

第四十九条 法第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としなざることとされた者が同項各号のいづれにも該当しない者となるに至つたときは、その日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

2 厚生年金保険法第九条の規定による厚生年金保険の被保険者が法第二十四条第一項各号のいづれかに該当する者となるに至つたときは、その翌日(同項各号のいづれかに該当するに至つた日に更に法第二十五条第一項の規定により被保険者の資格を取得したときは、その日)に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

3 厚生年金保険法第九条の規定による厚生年金保険の被保険者であつて、発効日において法第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としなざることとされたものは、前項の規定にかかわらず、発効日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。
(平二三政三五九・一部改正)

(法第二十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)

第五十条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

- 一 ドイツ協定
- 二 連合王国協定
- 三 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定(第九十四条第二号において「韓国協定」という。)
- 四 合衆国協定
- 五 ベルギー協定
- 六 フランス協定
- 七 カナダ協定

- 八 オーストラリア協定
 - 九 オランダ協定
 - 十 チェコ協定
 - 十一 スペイン協定
 - 十二 アイルランド協定
 - 十三 ブラジル協定
 - 十四 スイス協定
 - 十五 ハンガリー協定
- (平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(法第二十五条第一項に規定する政令で定める者)

第五十一条 法第二十五条第一項に規定する政令で定める者は、厚生年金保険の適用事業所の事業主に使用され、かつ、前条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国の領域内において就労する者であつて、当該社会保障協定に係る相手国法令の規定の適用を受けるもの(厚生労働省令で定める者を除く。)とする。

(平二三政三五九・一部改正)

(資格の得喪の確認)

第五十二条 法第二十五条第二項から第四項までの規定による被保険者の資格の取得及び喪失については、厚生年金保険法第十八条の規定による厚生労働大臣の確認は要しないものとする。ただし、法第二十五条第四項第一号(厚生年金保険法第十四条第一号に該当するに至ったときを除く。)、第二号又は第五号に該当することにより被保険者の資格を喪失する場合は、この限りでない。

(平二二政三一〇・一部改正)

第五十三条 削除

(平二二政三一〇)

(法第二十六条に規定する政令で定める社会保障協定)

第五十四条 法第二十六条に規定する政令で定める社会保障協定は、連合王国協定とする。

(法第二十六条に規定する政令で定める者)

第五十五条 法第二十六条に規定する政令で定める者は、連合王国の領域内に事業所を有する事業主に使用され、当該事業主により五年を超えな

いと見込まれる期間日本国の領域内において就労するために派遣された者であつて、当該就労のために日本国に滞在を開始した日から引き続き就労するために日本国に滞在し、かつ、同日から起算して五年を経過していないもの以外の者とする。

第二節 保険給付等に関する事項

第一款 保険給付等の支給要件等に関する事項

(法第二十七条に規定する政令で定める規定等)

第五十六条 オーストラリア協定以外の社会保障協定に係る相手国期間について法第二十七条(法第三十七条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定を適用する場合において、法第二十七条に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同条に規定する厚生年金保険の被保険者期間その他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同条に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間(それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るもの及び老齢厚生年金の加給について同表の二の項の第二欄に掲げる規定を適用する場合における厚生年金保険の算入対象外相手国期間を除くものとし、厚生年金保険の被保険者期間(継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間とみなされた期間に基づくもの及び継続した十五年間における同号に規定する第三種被保険者であつた期間に基づくものを除く。)、国家公務員共済組合の組合員期間、地方公務員共済組合の組合員期間又は合算対象期間に算入することとされる特定相手国船員期間及び厚生年金保険の被保険者期間又は合算対象期間に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。)とする。

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	老齢厚生年金、遺族厚生年金、特例老齢年金又は特例遺族年金	厚生年金保険法附則第八条第二号、第二十条の三第一項第二号若しくは第三号若しくは第二十八条の四第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第三号	厚生年金保険の被保険者期間	昭和十五年六月(第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。以下この表において同じ。)以後の相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。)
		厚生年金保険法附則第十四条第一項(平成六年国民年金等改正法附則第二十九条の規	合算対象期間	昭和十五年六月以後の相手国期間

<p>定により読み替えて適用する場合を含む。)又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第一号</p>	<p>厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>昭和十五年六月以後の相手国期間 (ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。以下この表において同じ。)</p>
<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員期間 地方公務員共済組合の組合員期間 私立学校教職員共済法による加入者期間</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間 昭和三十七年十二月以後の相手国期間 昭和二十九年一月以後の相手国期間</p>
<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号</p>	<p>四十歳(女子については、三十五歳)に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>昭和十五年六月以後の相手国期間 (四十歳(女子については、三十五歳)に達した月以後の期間に限る。)</p>
<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第五号</p>	<p>三十五歳に達した月以後の第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間(三十五歳に達した月以後の期間に限る。)</p>
<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第六号</p>	<p>継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四</p>	<p>継続した十五年間における昭和十五年六月から昭和二十九年四月までの特定相手国坑内員期間</p>

<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七 条において適用する昭和六十年国民年金等 改正法附則第十二条第一項第十号において 適用する国共済施行法第八号第一号（国共 済施行法第二十二号第一項、第二十三号第 一項及び第四十八号第一項において準用す る場合を含む。）</p>	<p>昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 五 十 七 条 に お い て 適 用 す る 昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 十 二 条 第 一 項 第 十 号 に お い て 適 用 す る 国 共 済 施 行 法 第 八 号 第 一 号 （ 国 共 済 施 行 法 第 二 十 二 号 第 一 項 、 第 二 十 三 号 第 一 項 及 び 第 四 十 八 号 第 一 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。）</p>	<p>昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 五 十 七 条 に お い て 適 用 す る 昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 十 二 条 第 一 項 第 十 号 （ 国 家 公 務 員 共 済 組 合 の 組 合 員 期 間 ）</p>	<p>昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 五 十 七 条 に お い て 適 用 す る 昭 和 六 十 年 国 民 年 金 等 改 正 法 附 則 第 十 二 条 第 一 項 第 八 号 （ 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 附 則 第 十 三 条 の 五 に 規 定 す る 者 に 係 る 部 分 に 限 る 。）</p>	<p>条 第 二 項 の 規 定 に よ り 旧 厚 生 年 金 保 険 法 第 三 条 第 一 項 第 五 号 に 規 定 す る 第 三 種 被 保 険 者 で あ つ た 期 間 と み な さ れ た 期 間 に 基 づ く 厚 生 年 金 保 険 の 被 保 険 者 期 間</p>	<p>繼 続 し た 十 五 年 間 に お け る 旧 厚 生 年 金 保 険 法 第 三 条 第 一 項 第 五 号 に 規 定 す る 第 三 種 被 保 険 者 で あ つ た 期 間 に 基 づ く 厚 生 年 金 保 険 の 被 保 険 者 期 間</p>
<p>昭 和 三 十 四 年 一 月 以 後 の 相 手 国 期 間</p>	<p>昭 和 三 十 四 年 一 月 以 後 の 相 手 国 期 間</p>	<p>昭 和 三 十 四 年 一 月 以 後 の 相 手 国 期 間 （ 四 十 歳 に 達 し た 日 の 属 す る 月 以 後 の 期 間 に 限 る 。）</p>	<p>昭 和 三 十 四 年 一 月 以 後 の 相 手 国 期 間 （ 四 十 歳 に 達 し た 日 の 属 す る 月 以 後 の 期 間 に 限 る 。）</p>	<p>繼 続 し た 十 五 年 間 に お け る 旧 厚 生 年 金 保 険 法 第 三 条 第 一 項 第 五 号 に 規 定 す る 第 三 種 被 保 険 者 で あ つ た 期 間 に 基 づ く 厚 生 年 金 保 険 の 被 保 険 者 期 間</p>	<p>繼 続 し た 十 五 年 間 に お け る 昭 和 二 十 九 年 五 月 以 後 の 特 定 相 手 国 坑 内 員 期 間</p>

	二	
	<p>老齢厚生年金の加給、遺族厚生年金の中高齡寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算</p>	
<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七條において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第十二号（地方公務員等共済組合法附則第二十八條の九に規定する者に係る部分に限る。）</p> <p>昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七條において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第十四号において適用する地共済施行法第八條第一項又は第二項（地共済施行法第三十六條第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>厚生年金保険法第四十四條第一項（同法及び他の法令において準用する場合を含む。）又は厚生年金保険法第六十二條第一項（昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三條第一項において適用する場合を含む。）</p> <p>昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一條第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第四号</p>	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一條第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第五号</p>
<p>四十歳に達した日の属する月以後の地方公務員共済組合の組合員期間</p>	<p>厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間</p>
<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間（四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）</p>	<p>昭和十五年六月以後の相手国期間</p>	<p>昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間（三十五歳に達した月以後の期間に限る。）</p>
<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間</p>	<p>昭和十五年六月以後の相手国期間</p>	<p>昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間（三十五歳に達した月以後の期間に限る。）</p>
<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一條第一項において適用する昭和六十年国民</p>	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一條第一項において適用する昭和六十年国民</p>	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一條第一項において適用する昭和六十年国民</p>

一	第一欄	老齢厚生年金又は特例老齢年金	
八条の三第一項第二号若しくは第三号又は	第二欄	厚生年金保険法附則第八条第二号、第二十条	年金等改正法附則第十二条第一項第六号
険者期間	第三欄	厚生年金保険の被保	<p>金保険法附則第四条第二項の規定により旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であった期間とみなされた期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間</p>
昭十七年六月以後の相手国期間	第四欄	昭和十七年六月以後のドイツ保険料納付期間	<p>継続した十五年間における昭和二十九年五月以後の特定相手国坑内員期間</p>
2		<p>オーストラリア協定に係る相手国期間について法第二十七条の規定を適用する場合において、同条に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合には、同条に規定する厚生年金保険の被保険者期間その他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同条に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間の計算の基礎となつている月に係るもの及び老齢厚生年金の加給について同表の二の項の第二欄に掲げる規定を適用する場合における厚生年金保険の算入対象外相手国期間を除くものとする。）とする。</p>	<p>三</p> <p>脱退一時金</p> <p>厚生年金保険法附則第二十九条第一項</p> <p>厚生年金保険の被保険者期間</p> <p>昭和十七年六月以後のドイツ保険料納付期間</p>

昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第三号	厚生年金保険法附則第十四条第一項（平成六年国民年金等改正法附則第二十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第一号	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号		昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第八号（国家公務員共済組合法附則第十三条の五に規定する者に係る部分に限る。）	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七
合算対象期間	厚生年金保険の被保険者期間	国家公務員共済組合の組合員期間	地方公務員共済組合の組合員期間	私立学校教職員共済法による加入者期間	四十歳に達した日の属する月以後の国家公務員共済組合の組合員期間	国家公務員共済組合
昭和十七年六月以後の相手国期間	昭和十七年六月以後の相手国期間	昭和三十四年一月以後の相手国期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間	昭和二十九年一月以後の相手国期間	昭和十七年六月以後の相手国期間（四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）	昭和三十四年一月以後の相手国期間

二	老齢厚生年金の加給	<p>条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十号において適用する国共済施行法第八号第一号（国共済施行法第二十二号第一項、第二十三号第一項及び第四十八号第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七号において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十二号（地方公務員等共済組合法附則第二十八号の九に規定する者に係る部分に限る。）</p> <p>昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七号において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十四号において適用する地共済施行法第八号第一項又は第二項（地共済施行法第三十六号第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>厚生年金保険法第四十四条第一項（同法及び他の法令において準用する場合を含む。）</p> <p>昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号</p>	<p>の組合員期間</p> <p>四十歳に達した日の属する月以後の地方公務員共済組合の組合員期間</p> <p>地方公務員共済組合の組合員期間</p> <p>厚生年金保険の被保険者期間</p> <p>四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>間</p> <p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間（四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）</p> <p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間</p> <p>昭和十七年六月以後の相手国期間</p> <p>昭和十七年六月以後の相手国期間（四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限る。）</p>
---	-----------	---	--	---

(平二〇政三三一・一部改正)

(法第二十七条において適用する老齢厚生年金の加給の要件に関する規定の経過措置に関する特例)
 第五十七条 法第二十七条の規定の適用を受けようとする者については、厚生年金保険法附則第十六条又は平成六年国民年金等改正法附則第三十

条第二項若しくは第三項の規定を適用する。この場合において、厚生年金保険法附則第十六条第一項中「その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上」とあるのは「その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と相手国期間（第四十四条第一項の規定を適用する場合に社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）第二十七条の規定により厚生年金保険の被保険者期間に算入される相手国期間をいい、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十四条第二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。以下この条において同じ。）の月数とを合算した月数が二百四十以上」と、同条第二項及び第三項中「その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上」とあるのは「その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と相手国期間の月数とを合算した月数が二百四十以上」と、平成六年国民年金等改正法附則第三十条第二項中「その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上」とあるのは「その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と相手国期間（同法第四十四条第一項の規定を適用する場合に社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）第二十七条の規定により厚生年金保険の被保険者期間に算入される相手国期間をいい、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十四条第二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。次項において同じ。）の月数とを合算した月数が二百四十以上」と、「同法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第三項中「その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上」とあるのは「その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数と相手国期間の月数とを合算した月数が二百四十以上」とする。

2 法第二十七条において、厚生年金保険法附則第七条の三第六項、第九条の二第三項、第九条の四第三項若しくは第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）、第十三条の四第七項若しくは第十六条（平成六年国民年金等改正法附則第三十条第一項又は前項の規定により読み替えられた場合を含む。）又は平成六年国民年金等改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項、第二十七条第十三項若しくは第十四項若しくは第三十条第二項若しくは第三項（同条第二項又は第三項の規定が前項の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条の規定を適用する場合には、同条第一項中「月数が二百四十未満」とあるのは「月数と相手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）第二十七条の規定により厚生年金保険の被保険者期間に算入される相手国期間をいい、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十四条第二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。）の月数とを合算した月数が二百四十未満」と、「当該月数」とあり、及び「当該被保険者期間の月数」とあるのは「当該合算した月数」とする。
(平二〇政三三一・一部改正)

(法第二十八条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)
第五十七条の二 法第二十八条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、第二十四条の二各号に掲げる社会保障協定とする。
(平二〇政三三一・追加、平二五政三四五・一部改正)

(法第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第三十条第一項に規定する政令で定める相手国期間)

第五十八条 法第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第三十条第一項に規定する政令で定める相手国期間は、第二十五条に規定する相手国期間とする。

(法第二十八条第二項に規定する政令で定める社会保障協定等)
 第五十九条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる傷病とする。

	第一欄	第二欄
一	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病
二	合衆国協定	厚生年金保険の被保険者でない間に合衆国特例初診日のある傷病
三	フランス協定	フランス特定保険期間中に初診日のある傷病

(法第二十八条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付)

第六十条 法第二十八条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

- 一 障害基礎年金(国民年金法第三十条の四及び法第十二条第二項の規定により支給するものを除く。)
- 二 障害厚生年金
- 三 共済年金各法による障害共済年金

(法第二十九条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)

第六十一条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次に掲げる社会保障協定以外の社会保障協定とする。

- 一 ベルギー協定
- 二 フランス協定
- 三 オランダ協定
- 四 チェコ協定
- 五 スペイン協定
- 六 アイルランド協定
- 七 ブラジル協定
- 八 スイス協定

(平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・一部改正)

(法第二十九条第一項に規定する政令で定める者)

第六十二条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者(法の規定により同条各号のいずれかに該当することとなる者を含み、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付の受給権者を除く。)

二 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。)の受給権者(法の規定により当該年金たる保険給付の受給権を有することとなる者を含む。)

三 次に掲げる給付(法第二十九条第一項の規定により支給する障害手当金と同一の傷病による障害を支給事由とするものに限る。)の受給権者又は受給権を有していたことがある者

イ 厚生年金保険法による障害手当金

ロ 共済年金各法による障害一時金

(法第二十九条第二項に規定する政令で定める社会保障協定等)

第六十三条 法第二十九条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、フランス協定とし、フランス協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、フランス特定保険期間中に初診日のある傷病とする。

(法第二十九条第二項に規定する政令で定める者)

第六十四条 法第二十九条第二項に規定する政令で定める者は、第六十二条第一号及び第二号に掲げる者のほか、次に掲げる給付(法第二十九条第二項の規定により支給する障害手当金と同一の傷病による障害を支給事由とするものに限る。)の受給権者又は受給権を有していたことがある者とする。

一 厚生年金保険法による障害手当金

二 共済年金各法による障害一時金

(法第三十条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)

第六十四条の二 法第三十条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、第二十七条の二に規定する社会保障協定とする。

(平二〇政三三一・追加)

(法第三十条第二項に規定する政令で定める社会保障協定等)

第六十五条 法第三十条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定

に係る場合における同項に規定する相手国期間中に死亡した者に相当する者として政令で定める者は、それぞれ同表の第二欄に掲げる者とする。

	第一欄	第二欄
一	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に死亡した者
二	合衆国協定	厚生年金保険の被保険者でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者
三	フランス協定	フランス特定保険期間中に死亡した者

(法第三十条第二項ただし書に規定する政令で定める年金たる給付)

第六十六条 法第三十条第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

- 一 遺族基礎年金(法第十三条第二項の規定により支給するものを除く。)
- 二 遺族厚生年金
- 三 共済年金各法による遺族共済年金

第二款 保険給付等の額の計算等に関する事項

(法第三十一条第一項に規定する政令で定める額に関する規定)

第六十七条 法第三十一条第一項(法第三十七条第八項第三号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める額に関する規定は、次の各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

- 一 老齢厚生年金の加給(次号に掲げるものを除く。) 厚生年金保険法第四十四条第二項
- 二 老齢厚生年金の加給(昭和六十年国民年金等改正法附則第六十条第二項の規定により加算された加給年金額に相当する部分に限る。) 同項
- 三 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算 厚生年金保険法第六十二条第一項
- 四 遺族厚生年金の経過的寡婦加算 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項
- 五 脱退一時金 厚生年金保険法附則第二十九条第三項

(法第三十一条第二項に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間等)

第六十八条 法第三十一条第二項(法第三十七条第八項第三号において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める厚生年金保険の被保険者期間及び法第三十一条第二項に規定する政令で定める厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間は、次の表の第一欄に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間及び同表の第

三欄に掲げる期間とする。

	第一欄	第二欄	第三欄
一	老齢厚生年金の加給	老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当することにより支給されるものにあつては、それぞれこれらの規定に規定する厚生年金保険の被保険者期間）	二百四十（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号又は第五号に該当することにより支給されるものにあつては、昭和六十年国民年金等改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に十二を乗じて得た月数とし、同項第六号の規定に該当することにより支給されるものにあつては百九十二とする。）
二	遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算	遺族厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当することにより支給されるものにあつては、それぞれこれらの規定に規定する厚生年金保険の被保険者期間）	
三	脱退一時金	厚生年金保険の被保険者期間	六

（法第三十二条第一項ただし書に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間等）

第六十九条 法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イ（これらの規定を法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は、法第二十八条第一項若しくは第二項又は法第三十五条第一項の規定により支給する障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日）の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 法第三十二条第七項において準用する同条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は、法第二十九条の規定により支給する障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

（法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定）

第七十条 法第三十二条第二項第一号（法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、第三十二

条各号に掲げる社会保障協定とする。

(法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間)

第七十一条 法第三十二条第二項第一号ハ(法第三十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、第三十条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から法第二十八条第一項若しくは第二項又は第三十五条第一項の規定により支給する障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日(二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日)の属する月までの相手国期間とする。

(法第三十二条第二項第二号に規定する政令で定める社会保障協定)

第七十二条 法第三十二条第二項第二号(同条第七項、法第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

- 一 ベルギー協定
 - 二 フランス協定
 - 三 オランダ協定
 - 四 チェコ協定
 - 五 スペイン協定
 - 六 アイルランド協定
 - 七 スイス協定
 - 八 ハンガリー協定
- (平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(法第三十二条第二項第二号及び第三号ロ並びに第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間)

第七十三条 法第三十二条第二項第二号(法第三十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)から法第二十八条第一項若しくは第二項又は第三十五条第一項の規定により支給する障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日(二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日)の属する月までの相手国期間とする。

2 法第三十二条第二項第三号ロ(法第三十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までのドイツ保険料納付期間とする。

3 法第三十二条第五項第二号(法第三十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号(第八号

を除く。)に掲げる社会保障協定又は次条に規定する社会保障協定に係るもののうち、昭和十五年六月(ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合)にあっては、昭和十七年六月とする。)から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間(ドイツ協定に係る場合)にあっては、ドイツ保険料納付期間とする。)とする。

4 法第三十二条第七項において準用する同条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合)にあっては、昭和十七年六月とする。)から法第二十九条の規定により支給する障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

(平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(法第三十二条第二項第三号に規定する政令で定める社会保障協定)

第七十四条 法第三十二条第二項第三号(法第三十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。

(法第三十二条第七項及び第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定)

第七十四条の二 法第三十二条第七項及び第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、ブラジル協定とする。

(平二三政三五九・追加)

(法第三十二条第七項において準用する同条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間)

第七十四条の三 法第三十二条第七項において準用する同条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係るものうち、昭和十七年六月から法第二十九条の規定により支給する障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

(平二三政三五九・追加)

(法第三十三条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間)

第七十五条 法第三十三条第一項ただし書及び第二項第一号イ(これらの規定を法第三十七条第八項第一号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、第三十三条各号に掲げる期間とする。

(法第三十三条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間)

第七十六条 法第三十三条第二項第一号ハ(法第三十七条第八項第一号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、

第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から法第三十三条第一項（法第三十七条第八項第一号において準用する場合を含む。）の遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの相手国期間とする。

（法第三十三条第二項第二号及び第三号ロ並びに第四項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第七十七条 法第三十三条第二項第二号（法第三十七条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定又はハンガリー協定に係る場合）は、昭和十七年六月とする。以後の相手国期間とする。

2 法第三十三条第二項第三号ロ（法第三十七条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年六月以後のドイツ保険料納付期間とする。

3 法第三十三条第四項第二号（法第三十七条第八項第二号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号に掲げる社会保障協定又は次条に規定する社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定又はハンガリー協定に係る場合）は、昭和十七年六月とする。以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合）は、ドイツ協定に定める相手国期間（ドイツ協定に係る場合）であつては、ドイツ保険料納付期間とする。とする。

（平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正）

（法第三十三条第二項第三号に規定する政令で定める社会保障協定）

第七十八条 法第三十三条第二項第三号（法第三十七条第八項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。

（老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例）

第七十九条 法第三十四条に規定する政令で定める年金たる給付は、第三十六条第二項各号に掲げる年金たる給付、旧厚生年金保険法による老齢年金及び旧船員保険法による老齢年金とする。

2 老齢厚生年金の加給（老齢厚生年金の受給権者の配偶者について加算する額に相当する部分に限るものとし、その支給が停止されているものを除く。以下この条において同じ。）又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者が、同時に第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の支給を停止する。

3 第一項に規定する年金たる給付（第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付を除く。）であつて法の規定により支給するものについては、厚生年金保険法第四十六条第六項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給を受けることができるとき（当

該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

4 第一項に規定する年金たる給付の受給権者の配偶者であつて法の規定により支給する老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権を有するものが、同時に法の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等を受けることができるとき（当該老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の額が当該老齢基礎年金の振替加算等の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の支給を停止する。
(平二六政七三・一部改正)

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する事項

(法第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第八十条 法第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書に該当しないこととする。

2 法第二十八条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項及び第七項、第六十四条第一項並びに第六十五条並びに昭和六十一年経過措置政令第七十七条の二の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第二十八条第一項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項、第六十四条第一項及び第六十五条中「準用する場合」とあるのは、「準用する場合並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十条第一項において適用する場合」と読み替えるものとする。
(平二〇政三三一・一部改正)

(法第三十五条第三項に規定する政令で定める年金たる給付)

第八十一条 法第三十五条第三項に規定する政令で定める年金たる給付は、次のとおりとする。

- 一 障害基礎年金（国民年金法第三十条の四及び法第十九条第一項の規定により支給するものを除く。）
- 二 旧国民年金法による障害年金
- 三 障害厚生年金
- 四 旧厚生年金保険法による障害年金
- 五 旧船員保険法による障害年金
- 六 共済年金各法による障害共済年金（移行障害共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金を含む。）
- 七 旧国共済法による障害年金及び昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済施行法による年金たる給付であつて障害を支給

事由とするもの

八 旧地共済法による障害年金及び昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの

九 旧私学共済法による障害年金

十 平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち障害年金

(法第三十六条第一項に規定する政令で定める者)

第八十二条 法第三十六条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者(法の規定により同条各号のいずれかに該当することとなる者を含み、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付の受給権者を除く。)

二 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。)の受給権者(法の規定により当該年金たる保険給付の受給権を有することとなる者を含む。)

三 次に掲げる給付(法第三十六条第一項の規定により支給する障害手当金と同一の傷病による障害を支給事由とするものに限る。)の受給権者又は受給権を有していたことがある者

イ 厚生年金保険法による障害手当金

ロ 共済年金各法による障害一時金(旧農林共済法による障害一時金を含む。)

ハ 旧厚生年金保険法による障害手当金

ニ 旧船員保険法による障害手当金

ホ 旧国共済法による障害一時金及び昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国共済施行法による障害一時金

ヘ 旧地共済法による障害一時金及び昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地共済施行法による障害一時金

ト 旧私学共済法による障害一時金

チ 旧制度農林共済法(平成十三年統合法附則第二条第一項第五号に規定する旧制度農林共済法をいう。)による障害一時金

(法第三十六条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件)

第八十三条 法第三十六条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当しないこととする。

2 法第二十九条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項及び第七項、第六十四条第一項並びに第六十五条並びに昭和六十一年経過措置政令第七十七条の二の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書

の規定を適用する場合に準用する。この場合において、法第二十九条第一項中「第四十七条第一項ただし書」とあるのは「第四十七条第一項ただし書（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十三条第一項において適用する場合を含む。）」と、「同項ただし書」とあるのは「当該」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項、第六十四条第一項及び第六十五条中「準用する場合」とあるのは「準用する場合並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十三条第一項において適用する場合」と読み替えるものとする。

（平二〇政三三一・一部改正）

（法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間等）

第八十四条 法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、当該障害手当金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係るものうち、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

3 法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合）あつては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

（平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正）

（法第三十七条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件）

第八十五条 法第三十七条第一項ただし書に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当しないこととする。この場合において、同項ただし書中「第一号又は第二号」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第三十七条第一項第一号から第三号までのいずれか」とする。

2 法第三十条第一項、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項及び第七項、第六十四条第二項並びに第六十五条並びに昭和六十一年経過措置政令第八十七条の二の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」と、「同項ただし書の」とあるのは「当該」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第六項中「第五十八条第一項ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた同法第五十八条第一項ただし書」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項中「新厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた新厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書」と、「同項ただし書」とある

のは「当該規定」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第六十五条中「第五十八条第一項ただし書の規定」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十五条第一項の規定により読み替えられた同法第五十八条第一項ただし書の規定」と、「同法第五十八条第一項ただし書」とあるのは「同令第八十五条第一項の規定により読み替えられた同法第五十八条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

(平二〇政三三一・一部改正)

(法第三十七条第一項ただし書に規定する政令で定める事由)

第八十六条 法第三十七条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 配偶者 厚生年金保険法第六十三条第一項各号(厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて相手国期間を有するものが死亡した日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百号。第一条において「平成十六年国民年金等改正法」という。))第十二条の規定による改正前の同項各号)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 子 厚生年金保険法第六十三条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 父母又は祖父母 厚生年金保険法第六十三条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は同条第三項に規定する胎児であつた子が出生したとき。

四 孫 厚生年金保険法第六十三条第一項各号若しくは第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は同条第三項に規定する胎児であつた子が出生したとき。

2 法第三十七条第二項において準用する昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十九条第一項第一号に該当する遺族に係る法第三十七条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある当該遺族について、その事情がやんだとき(法第三十七条第一項本文に規定する者の死亡した日において当該遺族が五十五歳以上であつたときを除く。)とする。

(法第三十七条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件)

第八十七条 法第三十七条第一項第四号に規定する政令で定める受給資格要件は、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当することとする。

2 法第二十七条、厚生年金保険法附則第十四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条(第四項及び第六項を除く。)及び第五十七条の規定は、前項の規定により厚生年金保険法第四十二条第二号の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法附則第十四条第一項中「の規定」とあるのは「並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第八十七条第一項の規定」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第二項中「並びに国民年金法等の一部を改正する法律」とあるのは「、国民年金法等の一部を改正する法律」と、「において適用する」とあるのは「並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(以下「特例政令」という。)(第八十七条第一項において適用する」と、「附則第十四条第一項」とあるのは「附則第十四条第一項(特例政令第八十七条第二項において準

用する場合を含む。以下この条において同じ。」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条中「の規定の適用」とあるのは「並びに特
例政令第八十七条第一項の規定の適用」と読み替えるものとする。

(平二〇政三三一・一部改正)

(法第三十七条第九項に規定する政令で定める年金たる給付)

第八十八条 法第三十七条第九項に規定する政令で定める年金たる給付は、第四十七条第二号、第四号から第八号まで及び第十号から第十三号ま
でに掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 遺族基礎年金(昭和六十年国民年金等改正法附則第二十八条第一項及び法第二十条第一項の規定により支給するものを除く。)
- 二 遺族厚生年金
- 三 共済年金各法による遺族共済年金(移行農林共済年金のうち遺族共済年金及び平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に
規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十二号に掲げる特例遺族農林年金を含む。)

第八章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整に関する事項

(平二〇政三三一・旧第七章繰下)

(法第九十四条第一項に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定)

第八十八条の二 法第九十四条第一項に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定は、第二十四条の二各号に掲げる
社会保障協定とする。

(平二〇政三三一・追加、平二五政三四五・一部改正)

(法第九十四条第一項に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定等)

第八十九条 法第九十四条第一項に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる
社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の
第二欄に掲げる傷病とする。

	第一欄	第二欄
一	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に初診日のある傷病
二	合衆国協定	被用者年金被保険者等でない間に合衆国特例初診日のある傷病
三	フランス協定	フランス特定保険期間中に初診日のある傷病

(平二〇政三三一・一部改正)

(法第九十四条第四項に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定)
 第九十条 法第九十四条第四項に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定は、第六十一条に規定する社会保障協定とする。

(法第九十四条第四項に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定等)

第九十一条 法第九十四条第四項に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定は、フランス協定とし、フランス協定に係る場合における同項の相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、フランス特定保険期間中に初診日のある傷病とする。

(法第九十五条第二項に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定)

第九十一条の二 法第九十五条第二項(法第九十八条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定は、第二十七条の二に規定する社会保障協定とする。

(平二〇政三三一・追加)

(法第九十五条第二項に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定等)

第九十二条 法第九十五条第二項(法第九十八条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、当該場合における同項に規定する相手国期間中に死亡した者に相当する者として政令で定める者は、それぞれ同表の第二欄に掲げる者とする。

	第一欄	第二欄
一	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に死亡した者
二	合衆国協定	被用者年金被保険者等でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者
三	フランス協定	フランス特定保険期間中に死亡した者

(法第九十七条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)

第九十二条の二 法第九十七条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、第二十四条の二各号に掲げる社会保障協定とする。
 (平二〇政三三一・追加、平二五政三四五・一部改正)

(法第九十七条第二項に規定する政令で定める社会保障協定)

第九十三条 法第九十七条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、第六十一条に規定する社会保障協定とする。

第九章 雑則

(平二〇政三三一・旧第八章繰下)

(法第百条第一項に規定する政令で定める社会保障協定)

第九十四条 法第百条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

- 一 連合王国協定
- 二 韓国協定

(平二三政三五九・一部改正)

(法第百条第一項に規定する政令で定める相手国法令)

第九十五条 法第百条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、次のとおりとする。

- 一 ドイツ協定第二条(1)(b)に規定する年金保険制度に係るドイツ連邦共和国の法令
 - 二 合衆国協定第一条(d)に規定するアメリカ合衆国の法令
 - 三 ベルギー協定第一条(c)に規定するベルギー王国の法令
 - 四 フランス協定第一条(e)に規定するフランス共和国の法令
 - 五 カナダ協定第二条(c)に規定するカナダの法令
 - 六 オーストラリア協定第一条(c)に規定するオーストラリアの法令
 - 七 オランダ協定第一条(d)に規定するオランダ王国の法令
 - 八 チェコ協定第一条(b)に規定するチェコ共和国の法令
 - 九 スペイン協定第一条(b)に規定するスペインの法令
 - 十 アイルランド協定第一条(c)に規定するアイルランドの法令
 - 十一 ブラジル協定第一条(d)に規定するブラジル連邦共和国の法令
 - 十二 スイス協定第一条(c)に規定するスイス連邦の法令
 - 十三 ハンガリー協定第一条(c)に規定するハンガリーの法令
- (平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(法第百二条第二項に規定する政令で定める社会保障協定)

第九十六条 法第百二条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

- 一 ドイツ協定
- 二 スペイン協定

- 三 アイルランド協定
- 四 ブラジル協定
- 五 ハンガリー協定

(平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(法第百二条第三項に規定する政令で定める社会保障協定)

第九十六条の二 法第百二条第三項に規定する政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

- 一 ドイツ協定
- 二 スイス協定
- 三 ハンガリー協定

(平二二政一九一・追加、平二五政三四五・一部改正)

(法第百三条に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定)

第九十七条 法第百三条に規定する受給権者及び相手国法令に係る政令で定める社会保障協定は、次のとおりとする。

- 一 ドイツ協定
- 二 合衆国協定
- 三 ベルギー協定
- 四 フランス協定
- 五 カナダ協定
- 六 オーストラリア協定
- 七 オランダ協定
- 八 チェコ協定
- 九 スペイン協定
- 十 アイルランド協定
- 十一 ブラジル協定
- 十二 スイス協定
- 十三 ハンガリー協定

(平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する厚生年金保険法の規定の技術的読替え)

第九十七条の二 法第百三条の二第二項の規定により厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の四第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	日本年金機構（以下「機構」という。）
	若しくは一部	又は一部
第百条の四第四項	若しくは不適当	又は不適当
	、前項	、協定実施特例法第百三条の二第二項において準用する前項
第百条の四第六項	第一項各号	同条第一項各号
	又は前項	又は同条第二項において準用する前項
第百条の四第七項	するとき（次項に規定する場合を除く。）	するとき
	、第三項	、協定実施特例法第百三条の二第二項において準用する第三項
第百条の四第七項	第一項各号	同条第一項各号
	又は第三項	又は同条第二項において準用する第三項
第百条の四第七項	前各項	協定実施特例法第百三条の二第一項並びに同条第二項において準用する第三項、第四項及び前項
	第一項各号	同条第一項各号

（平二一政三二〇・追加）

（日本年金機構への事務の委託に関する厚生年金保険法の規定の技術的読替え）

第九十七条の三 法第百三条の三第二項の規定により厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（同項において「協定実施特例法」という。）第百三条の三第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「協定実施特例法第百三条の三第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるもの

とする。

(平二一政三一〇・追加)

(事務の処理に関する特例)

第九十八条 次の表の第一欄に掲げる規定により同表の第二欄に掲げる相手国実施機関等に提出された申請又は申告に係る国民年金法施行令第一
条の二各号に掲げる事務は、同条の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。

	第一欄	第二欄
一	ドイツ協定第十七条(1)	ドイツ保険者
二	合衆国協定第十二条 ^一	合衆国実施機関
三	ベルギー協定第二十九条 ^一	ベルギー実施機関
四	フランス協定第十八条 ^一	フランス実施機関
五	カナダ協定第十三条 ^一	カナダ実施機関
六	オーストラリア協定第二十条 ^一	オーストラリア実施機関
七	オランダ協定第二十六条 ^一	オランダ実施機関
八	チェコ協定第二十三条 ^一	チェコ実施機関
九	スペイン協定第二十八条 ^一	スペイン実施機関
十	アイルランド協定第二十一条 ^一	アイルランド実施機関
十一	ブラジル協定第二十二條 ^一	ブラジル実施機関
十二	スイス協定第二十四條 ^一	スイス実施機関
十三	ハンガリー協定第二十六條 ^一	ハンガリー実施機関

(平二〇政三三一・平二一政三一〇・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

第十章 経過的特例に関する事項

(平二〇政三三一・旧第九章繰下)

第一節 国民年金の被保険者の資格に関する事項

(発効日前に任意脱退した者の被保険者資格の特例)

第九十九条 相手国期間を有し、かつ、発効日前に国民年金法第十条第一項の厚生労働大臣の承認を受けて国民年金の被保険者の資格を喪失した

者であつて、発効日において同法第七条第一項第一号に該当するもの（国民年金の被保険者を除く。）は、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。

2 前項の規定による申出は、発効日から起算して三月以内にしなければならない。ただし、厚生労働大臣は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

3 第一項の規定による申出をした者は、当該申出が受理されたときは、発効日又は当該申出が受理された日のうち、その者の選択する日に、国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。
(平二一政三一〇・一部改正)

(昭和三十年四月一日以前に生まれた者に係る国民年金の任意加入被保険者の特例)

第百条 法第八条第一項に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係るものに限る。）の領域内に通常居住する六十五歳以上七十歳未満の者（昭和三十年四月一日以前に生まれた者に限る。）のうち、その者の保険料納付済期間の月数並びに国民年金法第五条第五項に規定する保険料四分の三免除期間（次条第一項において「保険料四分の三免除期間」という。）の月数、同法第五条第六項に規定する保険料半額免除期間（次条第一項において「保険料半額免除期間」という。）の月数及び同法第五条第七項に規定する保険料四分の一免除期間（次条第一項において「保険料四分の一免除期間」という。）の月数を合算した月数が第十八条に規定する数以上であるものは、平成六年国民年金等改正法附則第十一条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当する者とみなす。

2 前項の規定により平成六年国民年金等改正法附則第十一条第一項第二号に該当する者とみなされたものは、同条第七項の規定によつて国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、同条第九項の規定にかかわらず、法第八条第二項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に国民年金の被保険者の資格を喪失する。
(平二〇政三三一・一部改正)

(昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に係る国民年金の任意加入被保険者の特例)

第百一条 法第八条第一項に規定する相手国の国民又は第十五条に規定する難民であつて、相手国（第十六条に規定する社会保障協定に係るものに限る。）の領域内に通常居住する六十五歳以上七十歳未満の者（昭和三十年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）のうち、その者の保険料納付済期間の月数並びに保険料四分の三免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数が第十八条に規定する数以上であるものは、平成十六年国民年金等改正法附則第二十三条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当する者とみなす。

2 前項の規定により平成十六年国民年金等改正法附則第二十三条第一項第二号に該当する者とみなされたものは、同条第七項の規定によつて国民年金の被保険者の資格を喪失するほか、同条第九項の規定にかかわらず、法第八条第二項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

(平二〇政三三一・一部改正)

第二節 国民年金の給付に関する事項

(不整合期間を有する者の障害基礎年金等に係る特例に関する規定等の適用)

第百一条の二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第
一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に国民年金法第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされたことにより同法附則第九条の四の二
第一項に規定する不整合期間となった期間を有する者であつて、同日において当該不整合期間となった期間が保険料納付済期間であるものとし
て法の規定により支給する障害基礎年金又は障害厚生年金、共済年金各法による障害共済年金若しくは移行障害共済年金を受けているもの(こ
れらの給付の全部につき支給が停止されている者を含む。)について、同条及び国民年金法附則第九条の四の三から第九条の四の六までの規定
を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九条の四の二第二項	時効消滅不整合期間(時効消滅不整合期間(附則第九条の四の六第一項の規定を適用する場 合においては、同条第三項ただし書に規定する期間を除く。
附則第九条の四の六第三項	適用しない	適用しない。ただし、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の 特例等に関する法律(平成十九年法律第四百四号)の規定により支給す る障害基礎年金又は被用者年金各法による障害厚生年金若しくは障害 共済年金若しくは移行障害共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業 団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合 法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百号)附則第十六条第 四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金をいう。)を受 けている者(これらの給付の全部につき支給が停止されている者を含 む。)の当該届出に係る期間については、この限りでない

(平二五政二一〇・追加)

(老齢基礎年金の額の加算等に関する特例)

第百一条の三 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、発効日(発効日が国民年金法等の一部を改正する
法律(平成二十二年法律第二十七号)の施行の日(以下この条において「平成二十二年改正法施行日」という。))より後の日である社会保障協
定に係るものに限る。以下この条において同じ。)において法第十一条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものについて

は、発効日を平成二十二年改正法施行日とみなして、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号）第七条、第九条及び第十条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第七条第一項</p>	<p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下「施行日」という。）</p>	<p>社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この項において同じ。）の効力発生の日（二以上の相手国期間（同条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この項において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に应じ当該社会保障協定の効力発生の日。以下この条において「発効日」という。）</p>
<p>第七条第一項第一号</p>	<p>施行日</p>	<p>発効日</p>
<p>第七条第二項</p>	<p>施行日において</p>	<p>発効日において</p>
<p>第七条第三項</p>	<p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）</p>	<p>社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この条において同じ。）の効力発生の日（二以上の相手国期間（同法第二条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この条において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に应じ当該社会保障協定の効力発生の日。以下この条において「発効日」という。）</p>
<p>第十条</p>	<p>協定実施特例政令の施行日</p>	<p>協定実施特例政令（第百一条の三を除く。）の発効日</p>
<p>2 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、発効日において相手国期間を有し、かつ、老齢基礎年金の受給権を有しないものについては、発効日を平成二十二年改正法施行日とみなして、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第八条から第十条までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第八条第一項</p>	<p>六十五歳に達した日において 社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二条第一号に規定する社</p>

	<p>第八条第四項</p> <p>施行日</p>	<p>会保障協定をいう。以下この条において同じ。）の効力発生の日（二以上の相手国期間（同法第二条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この条において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に同じ当該社会保障協定の効力発生の日。以下この条において「発効日」という。）において</p> <p>発効日</p>
	<p>第八条第五項</p> <p>施行日</p>	<p>会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この条において同じ。）の効力発生の日（二以上の相手国期間（同法第二条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この条において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に同じ当該社会保障協定の効力発生の日。以下この条において「発効日」という。）</p> <p>発効日</p>
<p>第十条</p> <p>（平二五政三四五・追加）</p>	<p>協定実施特例政令の</p>	<p>協定実施特例政令（第一百一条の三を除く。）の</p>

（法附則第四条に規定する政令で定める社会保障協定）

第一百一条の四 法附則第四条に規定する政令で定める社会保障協定は、第二十四条の二各号に掲げる社会保障協定とする。

（平二〇政三三一・追加、平二五政二一〇・旧第一百一条の二繰下、平二五政三四五・旧第一百一条の三繰下・一部改正）

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る法第十二条第一項の規定の適用）

第十二条 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、初診日が昭和五十九年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にある傷病による次の表の第一欄に掲げる障害について、同表の第二欄に掲げる昭和六十一年経過措置政令の規定により読み替えられた国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項において準用する場合に限る。）に該当するときは、法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「を保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、「（昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項第二号に掲げる期間とみなす場合にあつては、昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各

号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、旧通則法第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間又は旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間」とする。

	第一欄	第二欄
一	国民年金の被保険者であつた間に初診日がある傷病による障害	第二十九条第二項
二	厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。）に発した傷病及び船員保険の被保険者（旧船員保険法による船員保険の被保険者をいい、旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。以下同じ。）であつた間（昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害	第二十九条第四項
三	法律によつて組織された共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員（昭和六十年農林共済改正法附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。）であつた間に発した傷病による障害	第二十九条第五項

2 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、初診日が昭和五十一年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病による障害（当該初診日において国民年金の被保険者であつた者又は当該初診日において国民年金の被保険者でなく、かつ、六十五歳未満であつた者に係るものに限る。）について、昭和六十一年経過措置政令第三十一条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第三十条第一項ただし書に該当するときは、法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは「昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間」とする。

3 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、昭和五十九年九月三十日までの間に発した傷病による次の表の第一欄に掲げる障害であつて、同表の第二欄に掲げる傷病によるものについて、同表の第三欄に掲げる昭和六十一年経過措置政令の規定により読み替えられた国民年金法第三十条第一項ただし書に該当するときは、法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

<p>一 第一欄</p>	<p>厚生年金保険の被保険者であった間 (昭和四十年五月一日前における第 四種被保険者であった間を除く。) に発した傷病による障害</p>
<p>第二欄</p>	<p>初診日が昭和五十一年十月一日 前にある傷病</p>
<p>第三欄</p>	<p>第三十二条第一項</p>
<p>第四欄</p>	<p>昭和十七年六月以後の相手国期 間(社会保障協定の実施に伴う 厚生年金保険法等の特例等に関 する政令第二条第四十二号に規 定するドイツ協定に係る場合に あつては、同号に規定するドイ ツ保険料納付期間とし、厚生年 金保険の被保険者期間(昭和六 十年国民年金等改正法附則第四 十七条第一項、厚生年金保険法 等の一部を改正する法律(平成 八年法律第八十二号)附則第五 条第一項及び厚生年金保険制度 及び農林漁業団体職員共済組合 制度の統合を図るための農林漁 業団体職員共済組合法等を廃止 する等の法律(平成十三年法律 第一百号)附則第六条の規定に より厚生年金保険の被保険者期 間とみなされた期間に係るもの を除く。以下この項において同 じ。)の計算の基礎となってい る月に係るもの及び特定相手国 船員期間(同令第二条第四十号 に規定する特定相手国船員期間 をいう。)を除く。)を厚生年 金保険の被保険者期間</p>
<p>初診日が昭和五十一年十月一日</p>	<p>第三十二条第一項</p>
<p>昭和十五年六月(社会保障協定</p>	<p>昭和十五年六月(社会保障協定</p>

二	<p>船員保険の被保険者であった間（昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であった間を除く。）に発した傷病による障害</p>	
<p>初診日が昭和五十一年十月一日前にある傷病</p>	<p>第三十三条第一項</p>	<p>から昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病</p>
<p>昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条第四十号に規定する特定相手国船員期間をいい、昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であった期間（以下この項において「船員保険の</p>	<p>に掲げる期間</p>	<p>の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間</p>

五		三	
<p>私立学校教職員共済組合の組合員であつた間に発した傷病による障害</p>	<p>した傷病による障害</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員であつた間に発した傷病（昭和六十一年経過措置政令第三十八条第一項に規定する傷病を除く。）による障害</p>	
<p>初診日が昭和五十九年九月三十日以前にあり、かつ、昭和五十年十月一日以後に発した傷病</p>		<p>初診日が昭和五十九年九月三十日以前にあり、かつ、昭和五十年十月一日以後に発した傷病</p>	<p>初診日が昭和五十一年十月一日から昭和五十九年九月三十日までのある傷病</p>
<p>第三十六条第二項</p>		<p>第三十四条第二項</p>	<p>第三十三条第一項</p>
<p>被保険者であつた期間」という。）の計算の基礎となつてい る月に係るものを除く。）を船 員保険の被保険者であつた期間 昭和十五年六月（社会保険協 定の実施に伴う厚生年金保険法 の特例等に関する政令第二十 一条第一項各号に掲げる社会保 障協定に係る場合にあつては、昭 和十七年六月とする。）以後の 相手国期間（同令第二条第四十 二号に規定するドイツ協定に係 る場合にあつては、同号に規定 するドイツ保険料納付期間と し、昭和六十年国民年金等改正 法附則第二条第一項の規定によ る廃止前の通算年金通則法（昭 和三十六年法律第百八十一号。 以下この項において「旧通則法 」という。）第四条第一項各号 に掲げる期間の計算の基礎とな つている月に係るものを除く。 ）を旧通則法第四条第一項第二 号に掲げる期間</p>			

七	<p>旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であった間に発した傷病による障害</p>	<p>昭和五十一年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間に発した傷病</p>	<p>昭和三十九年九月三十日以前に発した傷病</p>	<p>第三十七條第二項</p>
六	<p>旧農林共済組合員期間中に発した傷病による障害</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧農林共済組合員期間</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧農林共済組合員期間</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧農林共済組合員期間</p>

欄に掲げる社会保障協定に係る場合における当該規定に規定する相手国期間中に発した傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる傷病とする。

一	第一欄	第二欄
二	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に発した傷病
三	合衆国協定	被用者年金各法の被保険者若しくは組合員又は国民年金の被保険者でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3（ <i>e</i> ）の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。）
三	フランス協定	フランス特定保険期間中に発した傷病
<p>3 第一項に規定する障害であつて、次の表の第一欄に掲げるものについては、当該障害をそれぞれ同表の第二欄に掲げる障害とみなして同表の第三欄に掲げるものについては、当該障害をそれぞれ同表の第二欄に掲げる規定を適用する。</p>		
一	第一欄	第三欄
<p>昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、同表の第二欄に掲げる傷病とする。）による障害（当該障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限るものとし、二の項から八の項までの第一欄に掲げる障害を除く。）</p>	<p>厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害</p>	<p>前条第一項及び第三項並びに昭和六十一年経過措置政令第二十九条第四項及び第三十二条</p>
二	<p>昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表（二の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては厚生年金保険の被保険者でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3（a）の規定を適用した場合にその日</p>	<p>厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害</p>

<p>が合衆国納付条件に該当するものに限る。)とする。)による障害(当該障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限るものとし、三の項及び七の項の第一欄に掲げる障害を除く。)</p>	<p>船員保険の被保険者であった間(昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であった間を除く。)に発した傷病による障害</p>	<p>前条第一項及び第三項並びに昭和六十一年経過措置政令第二十九条第四項及び第三十三条</p>
<p>三 昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間中に発した傷病による障害(当該障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに船員保険の被保険者であった期間(当該船員保険の被保険者であった期間につき船員保険の保険料を徴収する権利が時効によって消滅した場合(旧船員保険法第五十一条ノ二ただし書に該当するときを除く。))における当該保険料に係る船員保険の被保険者であった期間を除く。第六十六条第三項第三号、第九十九条第二号イ、第一百十条第三項第三号、第一百七十七条第三項の表の二の項、第二百二十条第三項第二号及び第二百二十九条第一項第二号イにおいて同じ。)を有する者に係るものに限る。)</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員であった間に発した傷病(昭和六十一年経過措置政令第三十八条第一項に規定する傷病を除く。)</p>	<p>前条第三項及び昭和六十一年経過措置政令第三十四条</p>
<p>四 昭和三十四年一月以後の相手国期間中に発した傷病(前項の表(二の項を除く。))の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては国家公務員共済組合の組合員でない間に発した傷病(当該傷病の発した日を初診日とみなして</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員であった間に発した傷病(昭和六十一年経過措置政令第三十八条第一項に規定する傷病を除く。)</p>	<p>前条第三項及び昭和六十一年経過措置政令第三十四条</p>

<p>合衆国協定第六条3(a)の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限りとする。)による障害(当該障害につき国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに国家公務員共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限るものとし、八の項の第一欄に掲げる障害を除く。)</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病(前項の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては地方公務員共済組合の組合員でない間に発した傷病(当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3(a)の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。)とする。)による障害(当該障害につき地方公務員等共済組合法第八十四条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに地方公務員共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限る。)</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病(前項の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては地方公務員共済組合の組合員でない間に発した傷病(当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3(a)の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。)とする。)による障害(当該障害につき地方公務員等共済組合法第八十四条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに地方公務員共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限る。)</p>
<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病(前項の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病(前項の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病(前項の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表</p>
<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病(前項の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病(前項の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病(前項の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表</p>

七	<p>の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては私立学校教職員共済組合の組合員でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3(a)の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。）とする。）による障害（当該障害につき日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに私立学校教職員共済組合の組合員期間を有する者に係るものに限る。）</p>
<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表（二の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては旧農林共済組合員期間でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3(a)の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。）とする。）による障害（当該障害につき旧農林共済法第三十九条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を</p>	<p>旧農林共済組合員期間中に発した傷病による障害</p>
<p>前条第三項及び昭和六十一年経過措置政令第三十七条</p>	

<p>認定すべき日又は昭和六十一年三月三十一日の うちいずれか遅い日の属する月までに旧農林共 済組合員期間（当該旧農林共済組合員期間につ き旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効 によって消滅した場合（旧農林共済法第十八条 第五項ただし書に該当する場合を除く。）にお ける当該掛金に係る旧農林共済組合員期間を除 く。第六百六条第三項第七号及び第一百十條第三項 第七号において同じ。）を有する者に係るもの に限る。）</p>	<p>八 昭和三十一年七月以後の相手国期間中に発した 傷病（前項の表（二）の項を除く。）の第一欄に 掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表 の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一 欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては 旧公企体共済法第三條第一項の規定により設け られた共済組合の組合員でない間に発した傷病 （当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆 国協定第六條 3 (a) の規定を適用した場合にその 日が合衆国納付条件に該当するものに限る。） とする。）による障害（当該障害につき国家公 務員共済組合法第八十一條第一項の規定による 障害共済年金が支給されるものとした場合に障 害の程度を認定すべき日又は昭和五十九年三月 三十一日のうちいずれか遅い日の属する月まで に旧公企体共済法第三條第一項の規定により設 けられた共済組合の組合員期間を有する者（同 日以前に退職した者に限る。）に係るものに限 る。）</p>
	<p>旧公企体共済法第三條第一項の規定により 設けられた共済組合の組合員であつた間に 発した傷病による障害</p>
	<p>前條第三項及び昭和六十一年經過措置政 令第三十八條</p>

九 四の項から七の項までの第一欄に掲げる障害	共済組合の組合員（昭和六十年農林共済改正法附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。）であつた間に発した傷病による障害	前条第一項及び昭和六十一年経過措置政令第二十九条第五項
---------------------------	--	-----------------------------

（平二〇政三三一・一部改正）

（前二条の規定による障害基礎年金に係る法第十六条第二項第一号イに規定する政令で定める保険料納付済期間及び同号ハに規定する政令で定める相手国期間等）

第二百四条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、前二条（第二百六条第五項において準用する場合を除く。）の規定により支給する障害基礎年金に係る法第十六条第二項第一号イ（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める保険料納付済期間及び保険料免除期間は、それぞれ当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間とする。

2 前項に規定する障害基礎年金について、法第十六条第二項第一号ロ（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同号ロ中「障害認定日（国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日とし、同法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。）のうちいずれか遅い日とする。）」とあるのは、「障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日」とする。

3 第三十七条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十六条第二項第一号ハ（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間とする。

（第二百二条及び第二百三条の規定による障害基礎年金に係る法第十六条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間）

第二百五条 第三十八条の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十六条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合）にあっては、昭和十七年六月とする。
（平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正）

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第十九条第一項の規定の適用）

第二百六条 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害（相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るもの

に限る。)について、法第十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「者であつて次の各号のいずれかに該当したもの」とあるのは「経過的特例に係る日本制度発症者又は経過的特例に係る相手国制度発症者」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の規定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第百三条第三項においてみなして適用する場合を含む。))により読み替えることとした場合の当該読替え後の障害認定日」とし、「国民年金法第三十条第二項」とあるのは「同法第三十条第二項」とする。

2 前項の規定により読み替えられた法第十九条第一項に規定する経過的特例に係る日本制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 当該初診日(昭和五十一年十月一日前である場合を除く。以下この号において同じ。)において国民年金の被保険者であつた者又は当該初診日において国民年金の被保険者でなく、かつ、六十五歳未満であつた者

二 厚生年金保険の被保険者であつた間(昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。)に発した傷病による障害を有する者

三 船員保険の被保険者であつた間(昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。)に発した傷病による障害を有する者(第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、当該傷病に係る初診日が昭和五十一年十月一日前にある者を除く。)

四 昭和五十一年十月一日以後の国家公務員共済組合の組合員であつた間に発した傷病による障害を有する者

五 昭和五十一年十月一日以後の地方公務員共済組合の組合員であつた間に発した傷病による障害を有する者

六 昭和五十一年十月一日以後の私立学校教職員共済組合の組合員であつた間に発した傷病による障害を有する者

七 昭和三十九年九月三十日前又は昭和五十一年十月一日以後の旧農林共済組合員期間中に発した傷病による障害を有する者

八 昭和五十一年十月一日以後の旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であつた間に発した傷病による障害を有する者

3 第一項の規定により読み替えられた法第十九条第一項に規定する経過的特例に係る相手国制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病(第百三条第三項の表の一の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。)(による障害を有する者(当該障害に係る障害認定日(当該障害につき国民年金法第三十条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を昭和六十一年経過措置政令の規定(第百三条第三項においてみなして適用する場合を含む。))により読み替えることとした場合の当該読替え後の障害認定日をいう。次号及び第三号並びに次条において同じ。))において国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に限るものとし、次号から第八号までのいずれかに該当する者を除く。)

二 昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病(第百三条第三項の表の二の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。)(による障害を有する者(当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有する者に限るものとし、次号及び第七号に該当する者を除く。))

- 三 昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間中に発した傷病による障害を有する者（当該障害に係る障害認定日において船員保険の被保険者であった期間を有する者に限る。）
- 四 昭和三十四年一月以後の相手国期間中に発した傷病（第三百三条第三項の表の四の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において国家公務員共済組合の組合員期間を有する者に限るものとし、第八号に該当する者を除く。）
- 五 昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病（第三百三条第三項の表の五の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき地方公務員等共済組合法第八十四条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において地方公務員共済組合の組合員期間を有する者に限る。）
- 六 昭和二十九年一月以後の相手国期間中に発した傷病（第三百三条第三項の表の六の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき日本私立学校振興・共済事業団法附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において私立学校教職員共済組合の組合員期間を有する者に限る。）
- 七 昭和三十四年一月以後の相手国期間中に発した傷病（第三百三条第三項の表の七の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき旧農林共済法第三十九条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において旧農林共済組合員期間を有する者に限る。）
- 八 昭和三十一年七月以後の相手国期間中に発した傷病（第三百三条第三項の表の八の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。）による障害を有する者（当該障害につき国家公務員共済組合法第八十一条第一項の規定による障害共済年金が支給されるものとした場合に障害の程度を認定すべき日において旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員期間を有する者（昭和五十九年三月三十一日以前に退職した者に限る。）に限る。）
- 四 第一項の場合において、第四十二条第一項の規定を適用するときは、同項中「第三十条第一項ただし書」とあるのは「第三十条第一項ただし書（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害につき同法第三十条の二第二項の規定を適用するものとした場合に同条第二項において準用する同法第三十条第一項ただし書を昭和六十一年経過措置政令の規定（第三百三条第三項においてみなして適用する場合を含む。）により読み替えることとした場合の当該読替え後の同法第三十条第一項ただし書をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「第四十二条第一項」とあるのは「第六六条第四項の規定により読み替えられた同令第四十二条第一項」とする。
- 5 第六十二条の規定は、前項の規定により読み替えられた第四十二条第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第六十二条第一項中「同法第三十条の二第二項において準用する」とあるのは「第六六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第一項の規定を適用する」と、「法第十二条第一項」とあるのは「第六六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第二項において準用する法第十二条第一項」と、同条第二項中「法第十二条第一項」とあるのは「第六六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第二項において準用する法第十二条第一項」と、同条第三項中「法第十二条第一項」とあるのは「第六六条第四項の規定により読み替えられた第四十二条第二項において準用する法第十二条第一項」と、同項の表の一の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第六六条第三項第一号又は第二号に該当する者に係る障

害を含む。）」と、同表の二の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第三号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の三の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第四号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の四の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第五号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の五の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第六号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の六の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第七号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の七の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第百六条第三項第八号に該当する者に係る障害を含む。）」と読み替えるものとする。
(平二〇政三三一・一部改正)

(初診日が昭和六十一年四月一日前の場合等における発効日前の障害基礎年金に係る法第十九条第二項において準用する法第十六条第二項第一号に規定する政令で定める保険料納付済期間及び同号に規定する政令で定める相手国期間等)

第百七条 第三十七条第一項の規定にかかわらず、疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前における傷病又は初診日が昭和六十一年四月一日前における傷病による障害に係る法第十九条第一項の規定による障害基礎年金に係る同条第二項において準用する法第十六条第二項第一号イ（法第十九条第二項において準用する法第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める保険料納付済期間及び保険料免除期間とする。

2 前項に規定する障害基礎年金について、法第十九条第二項において準用する法第十六条第二項第一号ロ（法第十九条第二項において準用する法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、同号ロ中「障害認定日（国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。）のうちいずれか遅い日とする。）」とあるのは、「障害認定日」とする。

3 第三十七条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十九条第二項において準用する法第十六条第二項第一号ハ（法第十九条第二項において準用する法第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前の場合等における発効日前の障害基礎年金に係る法第十九条第二項等において準用する法第十六条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間)

第百八条 第三十八条の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害基礎年金に係る法第十九条第二項において準用する法第十六条第二項第二号（法第十九条第二項において準用する法第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第三十四条各号（第四号及び第十号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイランド協定又はスイス協定に係る場合）にあっては、昭和十七年六月とする。から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間（ドイツ協定に係る場合）にあっては、ドイツ保険料納付期間とする。とする。

(平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(法附則第五条に規定する政令で定める社会保障協定)

第百八条の二 法附則第五条に規定する政令で定める社会保障協定は、第二十七条の二に規定する社会保障協定とする。
(平二〇政三三一・追加)

(法附則第五条に規定する政令で定める者)

第百九条 法附則第五条に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 昭和六十一年四月一日前に死亡した者
- 二 次に掲げる者(昭和六十一年四月一日前の相手国期間中に死亡した者(第二十八条の表(二)の項を除く。))の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、同表の第二欄に掲げる者とし、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、死亡した日が合衆国納付条件に該当する者とする。))を除く。)
 - イ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、当該資格を喪失した日から起算して二年を経過する日前に、厚生年金保険の被保険者であつた間に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病(第一百七十七条の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる傷病とし、船員保険の被保険者であつた期間を有する者に係る特定相手国船員期間中に発した傷病を除く。ロ及びハにおいて同じ。))により、昭和二十三年八月一日から昭和二十九年四月三十日までの間に死亡した者
 - ロ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、厚生年金保険の被保険者であつた間(昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。ハにおいて同じ。))に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日前に、その傷病により、昭和二十九年五月一日から昭和五十二年七月三十一日までの間に死亡した者
 - ハ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、厚生年金保険の被保険者であつた間に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病(これらの傷病の発した日が昭和六十一年四月一日前であるものに限る。))に係る初診日から起算して五年を経過する日前に、当該傷病により、昭和五十二年八月一日以後に死亡した者
 - ニ 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、当該資格を喪失した日から起算して二年を経過する日前に、船員保険の被保険者であつた間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病により、昭和二十三年九月一日から昭和二十九年四月三十日までの間に死亡した者(ベルギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。))
 - ホ 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であつた間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病につき旧船員保険法第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日前に、当該傷病により、昭和二十九年五月一日から昭和四十年四月三十日までの間に死亡した者(ベルギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。))
 - ヘ 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であつた間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日前に、当該傷病により、昭和四十年五月一日から昭和五十一年九月三十日までの間に死亡した者(ベル

ギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。)

ト 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であった間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日前に、当該傷病により、昭和五十一年十月一日から昭和五十二年七月三十一日までの間に死亡した者

チ 船員保険の被保険者の資格(昭和六十年国民年金等改正法附則第四十二条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者)にあつては、当該厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であった間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病(当該傷病の発した日が昭和六十一年四月一日前であるものに限る。)に係る初診日から起算して五年を経過する日前に、当該傷病により、昭和五十二年八月一日以後に死亡した者

リ 厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員(昭和六十年農林共済改正法附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。以下この号において同じ。)若しくは加入者の資格を喪失した後に、厚生年金保険の被保険者若しくは共済組合の組合員若しくは加入者であった間に初診日のある傷病(当該初診日が昭和六十一年四月一日以後であるものに限る。)又は相手国期間中に初診日のある傷病(当該初診日が同月一日以後であるもの限り、第五十九条の表(二)の項を除く。)の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる傷病と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員若しくは加入者でない間に合衆国特例初診日のある傷病とする。)により、当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者

(平二二政一九一・一部改正)

(昭和六十一年四月一日前に死亡した者に係る法第二十条第一項の規定の適用)

第一百十条 前条第一号に規定する者(相手国期間及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金被保険者等であった期間を有するものに限る。)について、法第二十条第一項の規定を適用する場合には、同項中「次の各号のいずれかに該当したとき」とあるのは「経過的特例に係る日本制度死亡者若しくは経過的特例に係る相手国制度死亡者であつたとき、又は第四号に該当したとき」と、「第一号から第三号までのいずれかに該当する者」とあるのは「経過的特例に係る日本制度死亡者又は経過的特例に係る相手国制度死亡者」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた法第二十条第一項に規定する経過的特例に係る日本制度死亡者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 昭和五十一年十月一日以後に、国民年金の被保険者であつた間に死亡した者又は国民年金の被保険者でなく、かつ、六十五歳未満であつた間に死亡した者
 - 二 昭和二十三年八月一日以後に、厚生年金保険の被保険者であつた間(昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。)に死亡した者
 - 三 昭和二十三年九月一日(第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和五十一年十月一日)以後に、船員保険の被保険者であつた間に死亡した者
 - 四 国家公務員共済組合の組合員であつた間に死亡した者
 - 五 地方公務員共済組合の組合員であつた間に死亡した者
 - 六 昭和三十七年一月一日以後に、私立学校教職員共済組合の組合員であつた間に死亡した者

- 七 旧農林共済組合員期間中に死亡した者
 - 八 昭和三十六年四月二十五日以後に、旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であった間に死亡した者
- 3 第一項の規定により読み替えられた法第二十条第一項に規定する経過的特例に係る相手国制度死亡者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者であつて、昭和二十三年八月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては被用者年金各法の被保険者若しくは組合員若しくは加入者又は国民年金の被保険者でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とし、次号から第八号までのいずれかに該当する者を除く。）
 - 二 厚生年金保険の被保険者期間を有する者であつて、昭和二十三年八月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては厚生年金保険の被保険者でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とし、次号及び第七号に該当する者を除く。）
 - 三 船員保険の被保険者であつた期間を有する者であつて、昭和二十三年九月一日以後の特定相手国船員期間中に死亡したもの
 - 四 国家公務員共済組合の組合員期間を有する者であつて、昭和三十四年一月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては国家公務員共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とし、第八号に該当する者を除く。）
 - 五 地方公務員共済組合の組合員期間を有する者であつて、昭和三十七年十二月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては地方公務員共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とする。）
 - 六 私立学校教職員共済組合の組合員期間を有する者であつて、昭和三十七年一月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては私立学校教職員共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とする。）
 - 七 旧農林共済組合員期間を有する者であつて、昭和三十四年一月一日以後の相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては旧農林共済組合員期間でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とする。）
 - 八 旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員期間を有する者であつて、昭和三十六年四月二十五日から昭和五十九年三月三十一日までの相手国期間中に死亡したもの（第二十八条の表（二）の項を除く。）の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては同表の第二欄に掲げる者と、同表の二の項の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者とする。）

4 第一項の場合において、第四十四条第一項の規定を適用するときは、同項の規定により読み替えられた国民年金法第三十七条ただし書は、次の表の一の項の第一欄に掲げる者にあつては同表の第三欄に掲げる字句とし、同表の二の項から八の項までの第一欄に掲げる者にあつてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第四十四条第二項において読み替えて準用する法第十三条第一項の規定については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、同表の一の項の第一欄に掲げる者にあつては同表の第四欄のように読み替え、同表の二の項から八の項までの第一欄に掲げる者にあつてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄のように読み替えるものとする。

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	第二項第一号に掲げる者		ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の第四十二条第一項第一号ハに該当しないときは、この限りでない。	昭和十五年六月（同令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二条に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同令に規定するドイツ協定納付期間とし、厚生年金法等改正法の附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間
二	第二項第二号又は前項第一号若しくは第二号に掲げる者	死亡した日が昭和二十三年八月一日から昭和五十一年九月三十日までの間にある者	ただし、厚生年金保険の被保険者期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項	昭和十七年六月以後の相手国期間（同令第二条第四十二条に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同令に規定するドイツ協定納付期間とし、厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成

三	第二項第三号又は前項第三号に掲げる者	死亡した日が昭和二十三年九月一日から昭和五十一年	ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律	昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間（同令第二条第四十号に規定する特定			死亡した日が昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にあ	ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が六月未満であるときは、この限りでない。	昭和十五年六月（同令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間
									八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。が六月未満であるときは、この限りでない。
									八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。以下この項において同じ。）の計算の基礎となっている月に係るもの及び特定相手国船員期間（同令第二条第四十号に規定する特定相手国船員期間をいう。）を除く。）を厚生年金保険の被保険者期間

四	
第二項第四号又は前項第四号に掲げる者	
<p>九月三十日までの間にある者</p> <p>死亡した日が昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にある者</p>	<p>九月三十日までの間にある者</p> <p>死亡した日が昭和三十四年一月一日から昭和四十八年九月三十日までの間にある者</p>
<p>第三十四号) 第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険の被保険者であつた期間が六月未満であるときは、この限りでない。</p>	<p>ただし、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号) 第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が六月未満であるときは、この限りでない。</p>
<p>相手国船員期間をいい、昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間(以下この項において「船員保険の被保険者であつた期間」という。)の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。)を船員保険の被保険者であつた期間</p> <p>昭和十五年六月(同令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合に於ては、昭和十七年六月とする。)以後の相手国期間(同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合に於ては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。) 第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。)を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間</p>	<p>ただし、国家公務員共済組合の組合員であつた期間(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一) 附則第二条を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号) 附則第二条</p> <p>昭和三十四年一月以後の相手国期間(同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合に於ては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、国家公務員共済組合の組合員であつた期間(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員</p>

<p>死亡した日が昭和四十八年十月一日から昭和五十一年九月三十日までの間にある者</p>		<p>死亡した日が昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にある者</p>
<p>ただし、国家公務員共済組合の組合員であつた期間（国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であつた期間を除く。）が十年未満であるときは、この限りでない。</p>	<p>の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であつた期間を除く。）が十年未満であるときは、この限りでない。</p>	<p>ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年未満であるときは、この限り</p>
<p>の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を国家公務員共済組合の組合員であつた期間</p>	<p>共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であつた期間を除く。以下この項において同じ。）の計算</p>	<p>昭和十五年六月（同令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の</p>

	五	第二項第五号又は前項第五号に掲げる者	死亡した日が昭和三十七年十二月一日から昭和四十八年九月三十日までの間にあ	でない。
		死亡した日が昭和四十八年十月一日から昭和五十一年九月三十日までの間にある者	死亡した日が昭和四十八年十月一日から昭和五十一年九月三十日までの間にある者	ただし、地方公務員共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員を含む。）であった期間が十年未満であるときは、この限りでない。
			ただし、地方公務員共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額を改正する法律（昭和五十六年	通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間
			を改正する法律（昭和五十六年	昭和三十七年十二月以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、地方公務員共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法附則第四条に規定する旧市町村職員共済組合の組合員及び昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改正等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法第七十四条第一項の規定に基づく地方団体関係団体職員共済組合の組合員を含む。）であった期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）を地方公務員共済組合の組合員であった期間

六	
第二項第六号又は前項第六号に掲げる者	
<p>死亡した日が昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にあ る者</p>	<p>死亡した日が昭和三十七年一月一日から昭和四十八年九月三十日までの間にあ る者</p>
<p>法律第七十三号)による改正前 の地方公務員等共済組合法第百 七十四条第一項の規定に基づく 地方団体関係団体職員共済組合 の組合員を含む。)であつた期 間が一年未満であるときは、こ の限りでない。</p>	<p>ただし、私立学校教職員共済組 合の組合員であつた期間が十年 未満であるときは、この限りで ない。</p> <p>ただし、私立学校教職員共済組 合の組合員であつた期間が一年 未満であるときは、この限りで ない。</p>
<p>昭和十五年六月(同令第二十一条第一項 各号に掲げる社会保障協定に係る場合に あつては、昭和十七年六月とする。)以 後の相手国期間(同令第二条第四十二号 に規定するドイツ協定に係る場合にあつ ては、同号に規定するドイツ保険料納付 期間とし、昭和六十年国民年金等改正法 附則第二条第一項の規定による廃止前の 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百 八十一号。以下この項において「旧通則 法」という。)第四条第一項各号に掲げ る期間の計算の基礎となつてゐる月に係 るものを除く。)を旧通則法第四条第一 項第二号に掲げる期間</p>	<p>昭和二十九年一月以後の相手国期間(同 令第二条第四十二号に規定するドイツ協 定に係る場合にあつては、同号に規定す るドイツ保険料納付期間とし、私立学校 教職員共済組合の組合員であつた期間の 計算の基礎となつてゐる月に係るものを 除く。)を私立学校教職員共済組合の組 合員であつた期間</p>

	七
	第二項第七号又は前項第七号に掲げる者
<p>死亡した日が昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にあ る者</p>	<p>死亡した日が昭和三十四年一月一日から昭和四十八年九月三十日までの間にあ る者</p>
<p>ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二條第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四條第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年未満であるときは、この限りでない。</p>	<p>ただし、旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）が十年未満であるときは、この限りでない。</p>
<p>昭和十五年六月（同令第二十一條第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二條第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合）については、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二條第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四條第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）を旧通則法第四條第一項第二号に掲げる期間</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間（同令第二條第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合）にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧農林共済組合員期間</p>

八	第二項第八号又は前項第八号に掲げる者	死亡した日が昭和三十六年四月二十五日から昭和四十八年九月三十日までの間にある者	ただし、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組	昭和十五年六月（同令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間
		死亡した日が昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にあ る者	ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年未満であるときは、この限りでない。	昭和十五年六月（同令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間
			律（平成十三年法律第一百号）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）が一年未満であるときは、この限りでない。	

<p>死亡した日が昭和四十八年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間にある者</p>	<p>死亡した日が昭和五十九年十月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間にある者</p>	<p>合員であつた期間が十年未満であるときは、この限りでない。ただし、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であつた期間が一年未満であるときは、この限りでない。</p>	<p>号。以下この項において「旧公企体共済法」という。）第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であつた期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧公企体共済法第三条第一項の規定により設けられた共済組合の組合員であつた期間</p>
<p>昭和十五年六月（同令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合に於ては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合に於ては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年南通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間</p>	<p>ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年南通則法（昭和三十六年法律第八十一号）第四条第一項各号に掲げる期間を合算した期間が一年未満であるときは、この限りでない。</p>	<p>昭和十五年六月（同令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合に於ては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合に於ては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年南通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間</p>	<p>昭和十五年六月（同令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合に於ては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合に於ては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年南通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間</p>

(第百九条第二号に規定する者に係る法第二十条第一項の規定の適用)

第百十一条 第百九条第二号に規定する者(大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて、相手国期間及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金被保険者等であつた期間を有するものに限る。)について、法第二十条第一項の規定を適用する場合において、昭和六十一年四月一日前に死亡した者にあつては当該死亡した日において前条第一項の規定により読み替えられた法第二十条第一項に規定する経過的特例に係る日本制度死亡者と、同月一日以後に死亡した者にあつては当該死亡した日において同項第一号に該当した者とみなす。

2 前項の場合において、昭和六十一年四月一日前に死亡した者について前条第四項の規定を適用するときは、第百九条第二号イからハまでに掲げる者にあつては同項の表の二の項の第一欄に掲げる者と、同号ニからチまでに掲げる者にあつては同表の三の項の第一欄に掲げる者とみなす。

(昭和六十一年三月までの被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者に係る法第二十条第一項の規定の適用)

第百十二条 昭和六十一年三月までの被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者が死亡した場合には、法第二十条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者(昭和六十一年四月一日前に、厚生年金保険の被保険者であつた者、船員保険の被保険者(昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。)であつた者及び共済組合の組合員(昭和六十年農林共済改正法(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第二条第一項第四号に規定する昭和六十一年農林共済改正法をいう。)附則第三条第一項に規定する任意継続組合員を含む。)であつた者を含む。以下この項において同じ。)であつて」とする。

(法附則第六条において準用する法第十一条第一項に規定する政令で定める規定等)

第百十三条 法附則第六条において準用する法第十一条第一項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における法附則第六条において準用する同項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる期間とし、同表の第一欄に掲げる規定を適用する場合における同条において準用する同項に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間(それぞれ同表の第一欄に掲げる規定に規定する旧国民年金法による通算老齢年金の受給資格要件たる期間の計算の基礎となつている月に係るものを除くものとし、同表の第二欄に掲げる期間(私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間に係る通算対象期間を除く。)に算入することとされる特定相手国船員期間又は同表の一の項、二の項及び四の項の第二欄に掲げる通算対象期間若しくは同表の三の項の第二欄に掲げる通算対象期間(厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。)に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。)とする。

第一欄	第二欄	第三欄
一	旧国民年金法第二十九条の三第一号	通算対象期間
	昭和十五年六月(第二十一条第一項各号に掲げる社	

	二	旧国民年金法第二十九条の三第二号	通算対象期間 会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間
	三	旧国民年金法第二十九条の三第三号 通算対象期間（厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。） 通算対象期間（船員保険の被保険者であつた期間に係るものに限る。） 通算対象期間（国家公務員共済組合の組合員期間に係るものに限る。） 通算対象期間（地方公務員共済組合の組合員期間に係るものに限る。） 通算対象期間（私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間に係るものに限る。）	昭和十五年六月（第二十一条第一号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。） 昭和十七年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、特定相手国船員期間を除く。） 昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間
四	旧国民年金法第七十七条の二第一項	通算対象期間	昭和三十四年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。） 昭和三十七年十二月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。） 昭和二十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。） 昭和三十六年四月以後の相手国期間（明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和十五年六月（第二十一条第一号各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間）

（法附則第七条に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定）
 第一百十三条の二 法附則第七条に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定は、第二十四条の二各号に掲げる社会保障協定とする。

(平二〇政三三一・追加、平二五政三四五・一部改正)

(法附則第七条に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定等)
第百十四条 法附則第七条に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、当該場合における同条に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる傷病とする。

第一欄		第二欄	
一	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に初診日がある傷病	
二	合衆国協定	初診日が合衆国納付条件に該当する傷病	
三	フランス協定	フランス特定保険期間中に初診日がある傷病	

(平二〇政三三一・一部改正)

(その他障害に係る旧国民年金法による障害年金の支給停止に関する特例)

第百十五条 法附則第七条の規定により、障害基礎年金の受給権者であつて、その他障害に係る傷病の初診日において国民年金法第三十条第一項第一号に該当する者であつたものとみなされたものについて、同法第三十六条第二項ただし書の規定を適用する場合には、同項ただし書中「障害等級」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前のこの法律別表に定める障害の等級」とする。

第三節 厚生年金保険の保険給付に関する事項

(法附則第九条に規定する政令で定める社会保障協定)

第百十五条の二 法附則第九条に規定する政令で定める社会保障協定は、第二十四条の二各号に掲げる社会保障協定とする。
(平二〇政三三一・追加、平二五政三四五・一部改正)

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病に係る法第二十八条第一項の規定の適用)

第百十六条 相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による次の表の第一欄に掲げる障害であつて、同表の第二欄に掲げる傷病によるものについて、同表の第三欄に掲げる規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項において準用する場合に限る。)に該当するときは、法第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害	初診日が昭和五十一年十月一日前にある傷病	昭和六十一年経過措置政令第八十条第一項	昭和十七年六月以後の相手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第四十七条第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた期間に係るものを除く。以下この項において同じ。）の計算の基礎となつてゐる月に係るもの及び特定相手国船員期間（同令第二条第四十号に規定する特定相手国船員期間をいう。）を除く。）を厚生年金保険の被保険者期間
初診日が昭和五十一年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病	昭和六十一年経過措置政令第八十条第一項	昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の		

	<p>初診日が昭和五十九年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にある傷病</p>	<p>昭和六十一年経過措置政令第七十八条第二項</p>	<p>相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間</p> <p>昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、国民年金の被保険者期間とみなす場合にあつては保険料納付期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを含む。）又は保険料免除期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項の規定により保険</p>

		<p>二</p>		
	<p>船員保険の被保険者（旧船員保険法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者（以下「船員組合員」という。）を除く。）であつた間（船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間（旧交渉法第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間を除く。）及び昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害</p>	<p>初診日が昭和五十一年十月一日前にある傷病</p>	<p>昭和六十一年経過措置政令第八十一条第一項</p>	<p>料免除期間とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除き、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項第二号に掲げる期間とみなす場合にあっては同項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を被保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間又は旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間</p>
		<p>初診日が昭和五十一年十月一日から昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病</p>	<p>昭和六十一年経過措置政令第八十一条第一項</p>	<p>昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げ</p>

<p>初診日が昭和五十九年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にある傷病</p>	
<p>昭和六十一年経過措置政令第七十八条第二項</p>	
<p>昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合）にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合）にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、国民年金の被保険者期間とみなす場合にあつては保険料納付期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定により保険料納付期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを含む。）又は保険料</p>	<p>る社会保障協定に係る場合）にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合）にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間</p>

	三
	旧適用法人被保険者期間中に発した傷病による障害
	昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病
	平成九年経過措置政令第十三条第二項
<p>免除期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除き、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつて「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間とみなす場合にあっては同項各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）を保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間又は旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間</p>	<p>昭和十五年六月（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合）にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合）にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号。以下この項において「旧通則法」という。）第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎とな</p>

	四	旧農林共済被保険者期間中に発した傷病による障害		<p>ついている月に係るものを除く。)を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間</p> <p>昭和三十四年一月以後の相手国期間(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とし、旧農林共済組合員期間(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。)の計算の基礎となつている月に係るものを除く。)を旧農林共済組合員期間</p>
	昭和三十九年九月三十日前に発した傷病	昭和五十二年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病	平成十四年経過措置政令第六條第二項	
	昭和五十二年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病	平成十四年経過措置政令第六條第二項		

(平二〇政三三一・一部改正)

	法律第百八十一号。以下この項において「旧通則法」という。」第四条第一項各号に掲げる期間の計算の基礎となつて居る月に係るものを除く。」を旧通則法第四条第一項第二号に掲げる期間
--	--

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病に係る法第二十八条第二項の規定の適用)

第百七条 法第二十八条第二項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病による障害(当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前である者であつて、厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。)について、同項の規定を適用する場合には、同項中「相手国期間中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合に於ては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章(次条第二項及び第三十六条第一項第二号を除く。))において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。」とあるのは「昭和十五年六月(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合に於ては、昭和十七年六月とする。))以後の相手国期間(同令第二条第四十二号に規定するドイツ協定に係る場合に於ては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。))中に発した傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合に於ては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。)」と、「障害認定日において」とあるのは「障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに」と、「厚生年金保険法第四十七条第一項、第四十七条の二第一項又は第四十七条の三第一項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)第七十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十七条の二第一項」と、「当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたもの」とあるのは「厚生年金保険の被保険者(船員保険の被保険者(昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(以下この項において「旧船員保険法」という。))第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者(以下この項において「船員組合員」という。))及び旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。以下この項において同じ。))を含む。))であつた間(昭和四十年五月一日前における昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた間並びに船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間(昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間を除く。))及び同日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。))に疾病にかかり、又は負傷した者」とする。

2 前項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項に規定する政令で定める社会保障協定は、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における当該規定に規定する相手国期間中に発した傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる傷病とする。

	第一欄	第二欄	第三欄
一	昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病（前項の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、同表の第二欄に掲げる傷病とする。）による障害（当該障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限るものとし、二の項の第一欄に掲げる障害を除く。）	厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害	前条並びに昭和六十一年経過措置政令第七十八条第二項及び第八十条
二	昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間中に発した傷病による障害（当該障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までに船員保険の被保険者であつた期間を有する者に係るものに限る。）	船員保険の被保険者（船員組合員を除く。）であつた間（船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間（旧交渉法第九條第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間を除く。）及び昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険	前条並びに昭和六十一年経過措置政令第七十八条第二項及び第八十一条
三	フランス協定	フランス特定保険期間中に発した傷病	

3 第一項に規定する障害であつて、次の表の第一欄に掲げるものについては、当該障害をそれぞれ同表の第二欄に掲げる障害とみなして同表の第三欄に掲げる規定を適用する。

者であつた間を除く。)に発した傷病による障害

(平二〇政三三一・一部改正)

(前二条の規定による障害厚生年金に係る法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間並びに同号ハに規定する政令で定める相手国期間等)

第百十八条 第六十九条第一項の規定にかかわらず、前二条(第百二十条第五項において準用する場合を除く。)の規定により支給する障害厚生年金に係る法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 前項に規定する障害厚生年金について、法第三十二条第二項第一号ロの規定を適用する場合には、同号ロ中「障害認定日(二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日)」とあるのは、「障害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうちいずれか遅い日」とする。

3 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十七年六月から第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間とする。

(第百十六条及び第百十七条の規定による障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第二号及び第三号ロ並びに第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間)

第百十九条 第七十三条第一項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)から前条第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間とする。

2 第七十三条第二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第二項第三号ロに規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年六月から前条第一項に規定する遅い日の属する月までのドイツ保険料納付期間とする。

3 第七十三条第三項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十二条第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定又は第七十四条に規定する社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)から前条第一項に規定する遅い日の属する月までの相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。)とする。

(平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十五条第一項の規定の適用)

第二百二十条 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害(相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。)について、法第三十五条第一項の規定を適用する場合には、同項中「者であつて次の各号のいずれかに該当したもの」とあるのは「経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者又は経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該傷病による障害につき厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号)の規定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第十七条第三項においてみなして適用する場合を含む。)により読み替えることとした場合の当該読替後の障害認定日」と、「厚生年金保険の被保険者期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者期間(同令第二百二十条第二項第二号又は第三項第二号に掲げる者にあつては、船員保険の被保険者であつた期間)」と、「同条第一項」とあるのは「同法第四十七条第一項」とする。

2 前項の規定により読み替えられた法第三十五条第一項に規定する経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 厚生年金保険の被保険者であつた間(昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。)に発した傷病による障害を有する者

二 船員保険の被保険者(船員組合員を除く。以下この号において同じ。)であつた間(船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間(旧交渉法第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間を除く。)及び昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。)に発した傷病による障害を有する者(第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、当該傷病に係る初診日が昭和五十一年十月一日前にある者を除く。)

三 昭和五十一年十月一日以後の旧適用法人被保険者期間中に発した傷病による障害を有する者(同一の傷病による障害につき平成九年経過措置政令第十一条各号のいずれかに該当する者を除く。)

3 第一項の規定により読み替えられた法第三十五条第一項に規定する経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 昭和十七年六月以後の相手国期間中に発した傷病(第一百七十七条第三項の表の一の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいう。)による障害を有する者(当該障害に係る障害認定日(当該障害につき厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を昭和六十一年経過措置政令の規定(第一百七十七条第三項においてみなして適用する場合を含む。)により読み替えることとした場合の当該読替後の障害認定日)をいう。次号及び第二百二十二条において同じ。)において厚生年金保険の被保険者期間を有する者に限るものとし、同号に該当する者を除く。)

二 昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間中に発した傷病による障害を有する者(当該障害に係る障害認定日において船員保険の被保険者であつた期間を有する者に限る。)

4 第一項の場合において、第八十条第一項の規定を適用するときは、同項中「第四十七条第一項ただし書」とあるのは「第四十七条第一項ただ

し書（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害につき同法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書を昭和六十一年経過措置政令の規定（第一百七十七条第三項においてみなして適用する場合を含む。））、平成九年経過措置政令の規定又は平成十四年経過措置政令の規定により読み替えることとした場合のこれらの規定による読替後の同法第四十七条第一項ただし書をいう。次項において同じ。）と、同条第二項中「第八十条第一項」とあるのは「第二百二十条第四項の規定により読み替えられた同令第八十条第一項」とする。

5 第一百六十六条の規定は、前項の規定により読み替えられた第八十条第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第一百六十六条中「同法第四十七条の二第二項において準用する」とあるのは「第二百二十条第四項の規定により読み替えられた第八十条第一項の規定を適用する」と、「法第二十八条第一項」とあるのは「第二百二十条第四項の規定により読み替えられた第八十条第二項において準用する法第二十八条第一項」と、同条の表の一の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第二百二十条第三項第一号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の二の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第二百二十条第三項第二号に該当する者に係る障害を含む。）」と読み替えるものとする。（平二〇政三三一・一部改正）

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病に係る法第三十五条第一項の規定による障害厚生年金の額についての厚生年金保険法第五十一条の適用）

第二百二十一条 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十五条第一項の規定により支給する障害厚生年金の額については、厚生年金保険法第五十一条の規定を適用する。この場合において、同条中「となつた障害に係る障害認定日」とあるのは、「となつた障害に係る障害認定日（当該障害につき第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の規定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第一百七十七条第三項においてみなして適用する場合を含む。）により読み替えることとした場合の当該読替後の障害認定日をいう。以下この条において同じ。）」とする。

（平二〇政三三一・一部改正）

（初診日が昭和六十一年四月一日前の場合における発効日前の障害厚生年金に係る法第三十五条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間等）

第二百二十二条 第六十九条第一項の規定にかかわらず、初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十五条第一項の規定による障害厚生年金に係る同条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は、当該障害に係る障害認定日の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 前項に規定する障害厚生年金について、法第三十二条第二項第一号ロの規定を適用する場合には、同号ロ中「障害認定日（二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあつては、厚生年金保険法第五十一条の規定の例による障害認定日）」とあるのは、「障害認定日」とする。

3 第七十一条の規定にかかわらず、第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十五条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号ハに

規定する政令で定める相手国期間は、第三十二条各号に掲げる社会保障協定に係るもののうち、昭和十七年六月から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前の場合における発効日前の障害厚生年金に係る法第三十五条第二項において準用する法第三十二条第二項第二号及び第三号並びに第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間)

第二百二十三条 第七十三条第一項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十五条第二項において準用する法第三十二条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

2 第七十三条第二項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十五条第二項において準用する法第三十二条第二項第三号に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十七年六月から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までのドイツ保険料納付期間とする。

3 第七十三条第三項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する障害厚生年金に係る法第三十五条第二項において準用する法第三十二条第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定又は第七十四条に規定する社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月(ドイツ協定、オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)から前条第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。)とする。
(平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(初診日が昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中にある傷病による障害等に係る法第三十五条第一項の規定の適用)

第二百二十四条 昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者(同一の傷病による障害につき平成九年経過措置政令第十一条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、法第三十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

2 昭和六十一年四月一日以後の旧農林共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病に係る法第三十六条第一項の規定の適用)

第二百二十五条 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害(相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。)であつて、次の表の第一欄に掲げるものについて、法第三十六条第一項の規定を適用する場合には、同項中「有する者」とあるのは「有する経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者又は経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者」と、「(障害程度を認定すべ

き日」とあるのは、同表の一の項、二の項及び四の項の第一欄に掲げる障害を有する者にあつてはそれぞれ同表の第二欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、同表の三の項の第一欄に掲げる障害を有する者にあつては同表の第三欄に掲げる字句とし、「除く。」であつて次の各号のいずれかに該当したもの」とあるのは「除く。」と、「当該障害程度を認定すべき日」とあるのは「当該経過した日」と、「厚生年金保険の被保険者期間」とあるのは「厚生年金保険の被保険者期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第百二十一条第二項第二号及び第三項第二号に掲げる者にあつては、船員保険の被保険者であつた期間）」と、「同項」とあるのは「同法第五十五条第一項」とする。

一	第一欄	第二欄	第三欄
	<p>厚生年金保険の被保険者であつた間（昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害及び第百二十条第三項第一号に該当する者に係る障害</p>	<p>初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日とし、以下この欄において「初診日等」という。）が昭和十七年十月一日前における傷病初診日等が昭和十七年十月一日から昭和二十六年十月三十一日までの間にある傷病及び初診日等が昭和二十六年十一月一日から昭和二十七年四月三十日までの間にある傷病であつて昭和二十二年九月一日前に発したものであるもの</p>	<p>（その傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、当該傷病につき初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して一年を経過した日</p> <p>（その傷病に係る初診日（健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、初めて健康保険の療養の給付を受けた日）から起算して三年を経過した日</p> <p>（その傷病に係る初診日から起算して五年を経</p>

	<p>二 船員保険の被保険者（船員組合員を除く。）であつた間（船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間（旧交渉法第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間を除く。）及び昭和四十年五月一日前における旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた間を除く。）に発した傷病による障害及び第二百二十条第三項第二号に該当する者に係る障害</p>	<p>十一年三月三十一日までの間にある傷病（当該傷病が当該初診日から起算して五年を経過するまでの間に治つた場合に限る。） 昭和二十年法律第二十四号による改正前の船員保険法第二十八条第三項に規定する者の被保険者の資格を喪失したものの当該資格を喪失する前に発した傷病 傷病につき初めて旧船員保険法第二十八条の規定による療養の給付（以下この欄において「療養の給付」という。）を受けた日（以下この欄において「療養の給付開始日」という。）が昭和十八年十月一日前にある傷病 療養の給付開始日が昭和十八年十月一日から昭和十九年六月三十日までの間にある傷病 療養の給付開始日が昭和十九年七月一日から昭和二十六年十月三十一日までの間にある傷病 療養の給付開始日が昭和二十六年十一月一日から昭和三十七年四月三十日までの間にある傷病 療養の給付開始日等（療養の給付を受けない場合には、初診日とする。以下この欄において同じ。）が昭和三十七年五月一日以</p>
	<p>昭和二十年法律第二十四号による改正前の船員保険法第二十八条第三項に規定する者の被保険者の資格を喪失したものの当該資格を喪失する前に発した傷病</p>	<p>（船員保険の被保険者の資格喪失の日から起算して九月を経過した日</p>
	<p>傷病につき初めて旧船員保険法第二十八条の規定による療養の給付（以下この欄において「療養の給付」という。）を受けた日（以下この欄において「療養の給付開始日」という。）が昭和十八年十月一日前にある傷病</p>	<p>（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して六月を経過した日</p>
	<p>療養の給付開始日が昭和十八年十月一日から昭和十九年六月三十日までの間にある傷病</p>	<p>（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して九月を経過した日</p>
	<p>療養の給付開始日が昭和十九年七月一日から昭和二十六年十月三十一日までの間にある傷病</p>	<p>（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して二年を経過した日</p>
	<p>療養の給付開始日が昭和二十六年十一月一日から昭和三十七年四月三十日までの間にある傷病</p>	<p>（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して三年を経過した日</p>
	<p>療養の給付開始日等（療養の給付を受けない場合には、初診日とする。以下この欄において同じ。）が昭和三十七年五月一日以</p>	<p>（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第二十八条の規定による療養の給付を受けた日（当該療養の給付を受</p>

		<p>後であり、かつ、初診日が昭和四十九年八月一日前にある傷病（当該傷病が当該療養の給付開始日から起算して三年を経過するまでの間に治った場合に限り。）</p> <p>初診日が昭和四十九年八月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にある傷病（当該傷病が当該初診日から起算して五年を経過するまでの間に治った場合に限り。）</p>	<p>けない場合にあつては、初診日）から起算して三年を経過した日</p> <p>（初診日から起算して五年を経過した日</p>
<p>三</p>	<p>旧適用法人被保険者期間中に発した傷病による障害</p>	<p>昭和三十九年九月三十日前に発した傷病（当該傷病が当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過するまでの間に治った場合に限り。）</p>	<p>（初診日から起算して五年を経過した日</p>
<p>四</p>	<p>旧農林共済被保険者期間中に発した傷病による障害</p>	<p>昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に発した傷病（当該傷病が当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過するまでの間に治った場合に限り。）</p>	<p>（初診日から起算して五年を経過した日</p>

2 前項の規定により読み替えられた法第三十六条第一項の経過的特例に係る厚生年金保険制度発症者及び経過的特例に係る厚生年金保険関係相手国制度発症者は、それぞれ第二百二十条第二項及び第三項に規定する者とする。

3 第一項の場合において、第八十三条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第四十七条第一項ただし書」とあるのは「第四十七条第一項ただし書（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害につき同法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書を昭和六十一年経過措置政令の規定（第一百七十七条第三項においてみなして適用する場合を含む。）、平成九年経過措置政令の規定又は平成十四年経過措置政令の規定により読み替えることとした場合のこれらの規定による読替え後の同法第四十七条第一項ただし書をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「第八十三条第一項」とあるのは「第二百五条第三項の規定により読み替えられた同令第八十三条第一項」とする。

4 第一百六条の規定は、前項の規定により読み替えられた第八十三条第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第一百六条中「同法第四十七条の二第二項において準用する」とあるのは「第二百五条第三項の規定により読み替えられた第八十三条第一項の規定を適

用する」と、「法第二十八条第一項」とあるのは「第二百五条第三項の規定により読み替えられた第八十三条第二項において準用する法第二十九条第一項」と、同条の表の一の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第二百二十条第三項第一号に該当する者に係る障害を含む。）」と、同表の二の項の第一欄中「障害」とあるのは「障害（第二百二十条第三項第二号に該当する者に係る障害を含む。）」と読み替えるものとする。（平二〇政三三一・一部改正）

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十六条第一項の規定による障害手当金の額についての厚生年金保険法第五十一条の準用）

第二百二十六条 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害に係る法第三十六条第一項の規定により支給する障害手当金の額については、厚生年金保険法第五十一条の規定を準用する。この場合において、同条中「第五十条第一項に定める障害厚生年金の額」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）第三十六条第一項の規定による障害手当金の額」と、「障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（第四十七条の三第一項の規定による障害厚生年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第四十八条第一項の規定による障害厚生年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（第四十七条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。）」とあるのは「障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（当該障害につき第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の規定により読み替えることとした場合の当該読替え後の障害認定日をいう。）」と読み替えるものとする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前の場合における発効日前の障害手当金に係る法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間等）

第二百二十七条 第八十四条の規定にかかわらず、前条に規定する障害手当金に係る法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第一項ただし書及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は、当該障害手当金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（当該障害につき厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定を適用するものとした場合に同項の障害認定日を昭和六十一年経過措置政令の規定（第一百七十七条第三項においてみなして適用する場合を含む。）」により読み替えることとした場合の当該読替え後の障害認定日をいう。）の属する月までの第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 前条に規定する障害手当金に係る法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係るものうち、昭和十七年六月から前項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

3 前条に規定する障害手当金に係る法第三十六条第二項において準用する法第三十二条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第七十二条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係るものうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合）にあっては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する障害認定日の属する月までの相手国期間とする。

(平二〇政三三一・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(初診日が昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中にある傷病による障害等に係る法第三十六条第一項の規定の適用)

第二百二十八条 昭和六十一年四月一日以後の旧適用法人被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

2 昭和六十一年四月一日以後の旧農林共済被保険者期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、法第三十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において同項第一号に該当した者とみなす。

(法附則第十条に規定する政令で定める社会保障協定)

第二百二十八条の二 法附則第十条に規定する政令で定める社会保障協定は、第二十七条の二に規定する社会保障協定とする。

(平二〇政三三一・追加)

(法附則第十条に規定する政令で定める者等)

第二百二十九条 法附則第十条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 昭和六十一年四月一日前に初診日がある傷病により死亡した者

二 次に掲げる者(第九十九条第二号に規定する相手国期間中に死亡した者を除く。)

イ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、当該資格を喪失した日から起算して二年を経過する日前に、厚生年金保険の被保険者であった間に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病(第一百七十七条第三項の表の一の項の第一欄に規定する相手国期間中に発した傷病をいい、船員保険の被保険者であった期間を有する者に係る特定相手国船員期間中に発した傷病を除く。ロ及びハにおいて同じ。)により、昭和二十三年八月一日から昭和二十九年四月三十日までの間に死亡した者

ロ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、厚生年金保険の被保険者であった間(昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であった間を除く。ハにおいて同じ。)に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日前に、当該傷病により、昭和二十九年五月一日から昭和五十二年七月三十一日までの間に死亡した者

ハ 厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、厚生年金保険の被保険者であった間に発した傷病又は相手国期間中に発した傷病(これらと五十二年八月一日以後に死亡した者

ニ 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、当該資格を喪失した日から起算して二年を経過する日前に、船員保険の被保険者であった間(船員組合員となる前の船員保険の被保険者であった間を除く。)に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病により、昭和二十三年九月一日から昭和二十九年四月三十日までの間に死亡した者(ベルギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。)

ホ 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であった間(船員組合員となる前の船員保険の被保険者であった間(旧交

渉法第十九条第一項に規定する者の船員組合員となる前の船員保険の被保険者であつた間を除く。）を除く。へからちまでにおいて同じ。）に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病につき旧船員保険法第二十八条の規定による療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日前に、当該傷病により、昭和二十九年五月一日から昭和四十年四月三十日までの間に死亡した者（ベルギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。）

へ 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であつた間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日前に、当該傷病により、昭和四十年五月一日から昭和五十一年九月三十日までの間に死亡した者（ベルギー協定、フランス協定又はスペイン協定に係るものに限る。）

ト 船員保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であつた間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病に係る初診日から起算して三年を経過する日前に、当該傷病により、昭和五十一年十月一日から昭和五十二年七月三十一日までの間に死亡した者

チ 船員保険の被保険者の資格（昭和六十年国民年金等改正法附則第四十二条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者）にあつては、当該厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後、船員保険の被保険者であつた間に発した傷病又は特定相手国船員期間中に発した傷病（これらの傷病の発した日が昭和六十一年四月一日前であるものに限る。）に係る初診日から起算して五年を経過する日前に、当該傷病により、昭和五十二年八月一日以後に死亡した者

リ 平成九年経過措置政令第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる者（初診日が昭和六十一年四月一日以後にある傷病により死亡した者に限る。）

又 平成十四年経過措置政令第九条第一項第一号に掲げる者（初診日が昭和六十一年四月一日以後にある傷病により死亡した者に限る。）

2 前項第一号に掲げる者（発効日前に死亡した者に限る。）については、法第三十七条第一項第三号の規定は次項において同号に該当したものとみなす場合を除き、適用しない。

3 第一項第二号に掲げる者が発効日前に死亡したときは、法第三十七条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつた者が死亡した場合であつて、当該死亡した日において同項第三号に該当したものとみなす。

4 第一項第二号に規定する者が、昭和六十一年四月一日前に死亡した場合には、次条第三項の規定の適用については、第一項第二号イからハまでに掲げる者にあつては第一百十条第四項の表の二の項の第一欄に掲げる者と、第一項第二号ニからチまでに掲げる者にあつては同表の三の項の第一欄に掲げる者とみなす。

（平二二政一九一・一部改正）

（昭和六十一年四月一日前に死亡した者等に係る法第三十七条第一項の規定の適用）

第三百三十条 昭和六十一年三月までの厚生年金保険の被保険者期間を有する者が死亡した場合においては、法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者（昭和六十一年四月一日前に船員保険の被保険者（昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者及び同法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者を含む。以下この項において同じ。）であつて」とする。

- 2 相手国期間を有する者が、昭和六十一年四月一日前（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日まで）の船員保険の被保険者（船員組合員を除く。）であつた間に死亡した場合には、法第三十七条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。
- 3 昭和六十一年四月一日前に死亡した者であつて、第一百条第四項の表の二の項又は三の項の第一欄に掲げるもの（船員組合員を除く。）について、第八十五条第一項の規定を適用する場合には、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書は、それぞれ同表の二の項又は三の項の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第八十五条第二項において読み替へて準用する法第三十条第一項の規定については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、それぞれ同表の二の項又は三の項の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄のように読み替へるものとする。

（旧適用法人被保険者期間中に死亡した者等に係る法第三十七条第一項の規定の適用）

- 第三百三十一条 旧適用法人共済組合員期間を有する者が死亡した場合には、法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間であつた期間とみなされた旧適用法人共済組合（同法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。）の組合員期間を有する者を含む。以下この項において同じ。）であつて」とする。
- 2 相手国期間を有する者が、旧適用法人被保険者期間中に死亡した場合には、法第三十七条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。
- 3 昭和六十一年四月一日前の旧適用法人被保険者期間中に死亡した者であつて、第一百条第四項の表の四の項、五の項又は八の項の第一欄に掲げるものについて、第八十五条第一項の規定を適用する場合には、同項の規定により読み替へられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書は、それぞれ同表の四の項、五の項又は八の項の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第八十五条第二項において読み替へて準用する法第三十条第一項の規定については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、それぞれ同表の四の項、五の項又は八の項の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄のように読み替へるものとする。
- 4 旧農林共済組合員期間を有する者が死亡した場合には、法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「又は被保険者であつた者であつて」とあるのは、「又は被保険者であつた者（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六条の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた旧農林共済組合（同法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合をいう。）の組合員期間を有する者を含む。以下この項において同じ。）であつて」とする。
- 5 相手国期間を有する者が、旧農林共済被保険者期間中に死亡した場合には、法第三十七条第一項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者であつて、当該死亡した日において同項第一号に該当したものとみなす。
- 6 昭和六十一年四月一日前の旧農林共済被保険者期間中に死亡した者であつて、第一百条第四項の表の七の項の第一欄に掲げるものについて、

第八十五条第一項の規定を適用する場合においては、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書は、それぞれ同表の七の項の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる字句とし、第八十五条第二項において読み替えて準用する法第三十条第一項の規定については、同項中「相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間」とあるのは、それぞれ同表の七の項の第二欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第四欄のように読み替えるものとする。

（法附則第十一条第一項において準用する法第二十七条に規定する政令で定める規定等）

第三百二十二条 法附則第十一条第一項において準用する法第二十七条に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる旧厚生年金保険法による保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同項において準用する同条に規定する厚生年金保険の被保険者期間その他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同項において準用する同条に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する旧厚生年金保険法による保険給付の受給資格要件たる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、同表の第三欄に掲げる通算対象期間（私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間に係るものを除く。）に算入することとされる特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間（同欄に掲げる国家公務員共済組合の組合員期間、地方公務員共済組合の組合員期間及び私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間に係る通算対象期間に算入することとされるものを除く。）については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金	昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十二条第一項第一号	厚生年金保険の被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、特定相手国船員期間を除く。）
	昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十二条第一項第二号	昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十二条第一項第二号	四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限り、特定相手国船員期間を除く。）
	昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十二条第一項第二号	昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十二条第一項第二号	三十五歳に達した月以後の第	昭和十七年六月以後の特定相手国坑

			<p>六条の三第一号ハ</p> <p>済組合の組合員期間に係るものに限る。）</p> <p>通算対象期間（地方公務員共済組合の組合員期間に係るものに限る。）</p> <p>通算対象期間（私立学校教職員共済組合の組合員であった期間に係るものに限る。）</p> <p>通算対象期間</p>	<p>（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）</p> <p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）</p> <p>昭和二十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）</p> <p>昭和三十六年四月以後の相手国期間（明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間）</p> <p>昭和三十六年四月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつてはドイツ保険料納付期間とし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては昭和十七年六月以後の相手国期間とし、特定相手国船員期間を除く。）</p>
<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧昭和三十六年通算整理法附則第八条</p> <p>）附則第七条</p>	<p>厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法附則第三百三十八条の規定による改正前の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号。以下「旧昭和三十六年通算整理法」という。）</p>	<p>昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法附則第三百三十八条の規定による改正前の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号。以下「旧昭和三十六年通算整理法」という。）</p>	

三	昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老齢年金	昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項	厚生年金保険の被保険者期間 昭和十七年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合）は、ドイツ保険料納付期間とし、特定相手国船員期間を除く。）
四	昭和六十年国民年金等改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による脱退手当金	昭和六十年国民年金等改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第六十九条	船員保険の被保険者であった期間 昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間 昭和十七年六月以後のドイツ保険料納付期間

2 前項の表の一の項の第二欄に掲げる旧交渉法第二条第一項の規定の適用については、昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間を有する者を、船員保険の被保険者又は船員保険の被保険者であった者とみなす。

(旧厚生年金保険法による保険給付の額の計算の特例)

第百三十三条 次の各号に掲げる法附則第十一条第二項に規定する旧厚生年金保険法による老齢年金（以下「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。）及び旧厚生年金保険法による脱退手当金（以下「旧厚生年金保険法による脱退手当金」という。）の額は、当該各号に定める規定にかかわらず、それぞれ当該規定による額（旧厚生年金保険法による脱退手当金にあつては、当該旧厚生年金保険法による脱退手当金の受給権者の厚生年金保険の被保険者期間の月数が六十であるものとして計算した額）に期間比率を乗じて得た額（第一号又は第二号に掲げるものについては、前条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる旧厚生年金保険法第四十二条第一項第一号から第三号までの規定のうち二以上に該当するとき、一の規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）とする。

- 一 旧厚生年金保険法による老齢年金（旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分に限る。） 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号
- 二 旧厚生年金保険法による老齢年金（旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。） 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四条第五項
- 三 旧厚生年金保険法による脱退手当金 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第七十条

2 前項の期間比率は、同項第一号又は第三号に定める規定による額の計算の基礎となつてゐる厚生年金保険の被保険者期間（昭和六十年国民年

金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十二条第一項第二号に該当することにより支給するものにあつては四十歳（女子については、三十五歳）に達した月前に係るものを除くものとし、同項第三号に該当することにより支給するものにあつては三十五歳に達した月前に係るものを除く。）の月数を、二百四十（同項第二号又は第三号に該当することにより支給されるものにあつては百八十とし、旧厚生年金保険法による脱退手当金にあつては六十とする。）で除して得た率とする。

（旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給停止の特例）

第三十四条 旧厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金の受給権者の配偶者が法の規定により支給する第七十九条第一項に規定する年金たる給付（第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付を除く。）を受け、昭和三十九年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六條第四項又は第五項（これらの規定を昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第五十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該配偶者について旧厚生年金保険法第三十四條第五項に基づき計算する加給年金額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。以下この条において「旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等」という。）の支給の停止は、行わない。ただし、当該配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

2 法の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の受給権者の配偶者が同時に法の規定により支給する第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の旧厚生年金保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給を停止する。

（法附則第十二条に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定）

第三十四条の二 法附則第十二条に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定は、第二十四条の二各号に掲げる社会保障協定とする。

（平二〇政三三一・追加、平二五政三四五・一部改正）

（法附則第十二条に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定等）

第三十五条 法附則第十二条に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定は、第一百十四条の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、当該場合における法附則第十二条に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の第二欄に掲げる傷病とする。

(その他障害に係る旧厚生年金保険法による障害年金の支給停止に関する特例)

第三百三十六条 法附則第十二条の規定により、障害厚生年金の受給権者であつて、その他障害に係る傷病の初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなされた者について、厚生年金保険法第五十四条第二項ただし書の規定を適用する場合には、同項ただし書中「障害等級」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第三条の規定による改正前のこの法律別表第一に定める障害の等級」とする。

第四節 旧船員保険の保険給付に関する事項

(法附則第十四条第一項に規定する政令で定める規定等)

第三百三十七条 法附則第十四条第一項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる旧船員保険法又は同項に規定する旧船員保険一部改正法（以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。）による保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同項に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとし、同表の第三欄に掲げる期間（船員保険の被保険者であつた期間及び私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間に係る通算対象期間を除く。）に算入することとされる特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間（同欄に掲げる国家公務員共済組合の組合員期間、地方公務員共済組合の組合員期間及び私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間に係る通算対象期間に算入することとされるものを除く。）については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齢年金	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十四条第一項第一号	船員保険の被保険者であつた期間	昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間（三十五歳に達した月以後の期間に限る。）
昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十四条第一項第二号	昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間	昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間（三十五歳に達した月以後の期間に限る。）	

	二	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齡年金		
	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齡年金	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十九条ノ二（各号列記以外の部分に限る。）	船員保険の被保険者であった期間	昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間
	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十九条ノ二第一号イ	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十九条ノ二第一号ロ	通算対象期間 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間	昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間
	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十九条ノ二第一号ハ	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十九条ノ二第一号ハ	通算対象期間（厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。）	昭和十七年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、特定相手国船員期間を除く。）
			通算対象期間（国家公務員共済組合の組合員期間に係るものに限る。）	昭和三十四年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）
			通算対象期間（地方公務員	昭和三十七年十二月以後の相手国

三	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齢年金	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法附則第十七条第一項（各号列記以外の部分に限る。）	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法附則第十七条第一項第一号イ	船員保険の被保険者であった期間			昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧昭和三十六年通算整理法附則第十四条	船員保険の被保険者期間	昭和三十六年四月以後の特定相手国船員期間（明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間）
	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法附則第十七条第一項	船員保険の被保険者であつた期間	昭和三十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）	船員保険の被保険者であつた期間	船員保険の被保険者期間	昭和三十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧昭和三十六年通算整理法附則第十二条	通算対象期間	昭和三十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）
	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法附則第十七条第一項	船員保険の被保険者であつた期間	昭和三十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）	船員保険の被保険者であつた期間	船員保険の被保険者期間	昭和三十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧昭和三十六年通算整理法附則第十二条	通算対象期間	昭和三十九年一月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。）

	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法附則第十七条第一項第一号ロ	船員保険の被保険者であった期間 厚生年金保険の被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間 （ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、特定相手国船員期間を除く。）
--	--	----------------------------------	---

2 前項の表の一の項の第二欄に掲げる旧交渉法第三条第一項の規定の適用については、昭和十七年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とし、特定相手国船員期間を除く。）を有する者を、厚生年金保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者であつた者とみなす。

（旧船員保険法による老齡年金の額の計算の特例）

第三百三十八条 次の各号に掲げる法附則第十四条第二項に規定する旧船員保険法による老齡年金（以下「旧船員保険法による老齡年金」という。）の額は、当該各号に定める規定にかかわらず、それぞれ当該規定による額に期間比率を乗じて得た額（前条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる旧船員保険法第三十四条第一項第一号及び第三号のいずれにも該当するときは、一の規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）とする。

- 一 旧船員保険法による老齡年金（旧船員保険法第三十五条第一号に掲げる額に相当する部分に限る。） 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十五条第一号 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十六条第一項 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十六条第一項
- 二 旧船員保険法による老齡年金（旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加算する加給金の額に相当する部分に限る。） 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十六条第一項
- 2 前項の期間比率は、同項第一号に定める規定による額の計算の基礎となつてゐる船員保険の被保険者であつた期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十四条第一項第三号に該当することにより支給するものにあつては、三十五歳に達した月前に係るものを除く。）の月数を、百八十で除して得た率とする。

（旧船員保険法による老齡年金の配偶者加給等の支給停止の特例）

第三百三十九条 旧船員保険法による老齡年金又は障害年金の受給権者の配偶者が法の規定により支給する第七十九条第一項に規定する年金たる給付（第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付を除く。）を受けることができる場合においては、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十八条第四項又は第五項（これらの規定を昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第四十四条ノ三第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該配偶者について旧船員保険法第三十六条第一項又は第四十一条ノ二第一項の規定に基づき加給すべき額に相当する部分（その支給が停止されているものを除く。以下この条において「旧船員保険法による老齡年金の配偶者加給等」という。）の支給の停止は、

行わない。ただし、当該配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

2 法の規定により支給する旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の受給権者の配偶者が同時に法の規定により支給する第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、その間、当該受給権者の旧船員保険法による老齢年金の配偶者加給等の支給を停止する。

（法附則第十五条に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定）

第三十九条の二 法附則第十五条に規定する相手国期間から除かれるものに係る政令で定める社会保障協定は、第二十四条の二各号に掲げる社会保障協定とする。

（平二〇政三三一・追加、平二五政三四五・一部改正）

（法附則第十五条に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定等）

第四十条 法附則第十五条に規定する場合に係る政令で定める社会保障協定は、第十四条の表の第一欄に掲げる社会保障協定とし、当該場合における法附則第十五条に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定める傷病は、それぞれ同表の第二欄に掲げる傷病とする。

（その他障害に係る旧船員保険法による障害年金の支給停止に関する経過措置）

第四十一条 法附則第十五条の規定により、障害厚生年金の受給権者であつて、その他障害に係る傷病の初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなされた者について、厚生年金保険法第五十四条第二項ただし書の規定を適用する場合には、同項ただし書中「障害等級」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五条の規定による改正前の船員保険法別表第四の下欄に定める障害の等級」とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

（施行の日）平成二〇年三月一日）

(日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令等の廃止)
第三条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令(平成十年政令第三百四十四号)
- 二 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令(平成十二年政令第四百五十四号)
- 三 日本国及び大韓民国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令(平成十六年政令第三百四十号)
- 四 日本国及びアメリカ合衆国の両国において就労する者等に係る健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令(平成十七年政令第二百五十一号)
- 五 日本国及びベルギー王国の両国において就労する者等に係る健康保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令(平成十八年政令第三百三十三号)
- 六 日本国及びフランス共和国の両国において就労する者等に係る健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令(平成十八年政令第三百三十四号)

(移行退職共済年金又は移行障害共済年金に係る経過措置)

第四条 移行退職共済年金又は移行障害共済年金であつて、平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法附則第七十六条の規定による改正前の社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律の規定により支給するものは、法の相当する規定により支給する給付とみなして、法及びこの政令の規定を適用する。

附 則 (平成二〇年一〇月二九日政令第三三一号) 抄

(施行期日)

一 この政令は、次の各号に掲げる規定(一)とに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一百条第二項及び第一百一条第二項の改正規定、第百十四条の見出しの改正規定、第百二十三条の見出しの改正規定並びに第八十九条(見出しを含む。)の改正規定 公布の日
- 二 目次の改正規定(「第八十九条」を「第八十八条の二」に改める部分及び「第一百二条」を「第一百一条の二」に、「第百十六条」を「第百十五條の二」に改める部分に限る。)、第二条に三号を加える改正規定(同条第四十八号に係る部分に限る。)、第九章第二節中第百二条の前に一条を加える改正規定、第百五条の改正規定(「第三十四条各号」の下に「(第四号を除く。)」を加える部分に限る。)、第百八条の改正規定(「第三十四条各号」の下に「(第四号を除く。)」を加える部分に限る。)、同条の次に一条を加える改正規定、第百十三条の次に

一条を加える改正規定、第九章第三節中第一百六条の前に一条を加える改正規定、第二百二十八条の次に一条を加える改正規定、第三百二十四条の次に一条を加える改正規定、第三百三十九条の次に一条を加える改正規定、第九十五条に三号を加える改正規定（同条第六号に係る部分に限る。）、第九十七条に三号を加える改正規定（同条第六号に係る部分に限る。）、第九十八条の表に次のように加える改正規定（同表六の項に係る部分に限る。）、第七章中第八十九条の前に一条を加える改正規定、第九十一条の次に一条を加える改正規定、第九十二条の次に一条を加える改正規定、第五十六条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第五十七条の次に一条を加える改正規定、第六十四条の次に一条を加える改正規定、第二十一条第一項に三号を加える改正規定（同項第四号に係る部分に限る。）、第二十二条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第二十四条の次に一条を加える改正規定、第二十七条の次に一条を加える改正規定、第三十四条に三号を加える改正規定（同条第四号に係る部分に限る。）、第三十五条の改正規定（「前条各号」の下に「（第四号を除く。）」を加える部分に限る。）、第三十八条の改正規定（「第三十四条各号」の下に「（第四号を除く。）」を加える部分に限る。）及び第四十条の改正規定（オーストラリア協定に係る部分に限る。）、オーストラリア協定の効力発生の日

（効力発生の日）平成二十一年一月一日

三 題名の改正規定、目次の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第一条の改正規定、第二条に三号を加える改正規定（同条第四十九号に係る部分に限る。）、第九条第一項の改正規定、同項にただし書を加える改正規定（チェコ協定第一条（g）に規定するチェコ共和国の法令に係る部分を除く。）、第一百二条及び第一百三十一条の改正規定、第一百五十五条の改正規定（「昭和十五年六月（ドイツ協定）」の下に「オランダ協定又はチェコ協定」を加える部分（オランダ協定に係る部分に限る。）に限る。）、第一百六条第一項の改正規定、第一百八条の改正規定（「昭和十五年六月（ドイツ協定）」の下に「オランダ協定又はチェコ協定」を加える部分（オランダ協定に係る部分に限る。）に限る。）、第一百九条第一項の改正規定、第一百九条第一項の改正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）、第九十五条に三号を加える改正規定（同条第七号に係る部分に限る。）、第九十八条の表に次のように加える改正規定（同表七の項に係る部分に限る。）、第八章を第九章とする改正規定、第七章を第八章とする改正規定、第五十七条の改正規定、第六十一条に二号を加える改正規定（同条第三号に係る部分に限る。）、第七十二条に二号を加える改正規定（同条第三号に係る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）、同条第四項の改正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）、第七十七条第一項の改正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）、第八十条第二項及び第八十三条第二項の改正規定、第八十四条第二項の改正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）、第八十五条第二項及び第八十七条第二項の改正規定、第六章を第七章とする改正規定、第十二条の改正規定、同条に各号を加える改正規定、第二十一条第一項に三号を加える改正規定（同項第五号に係る部分に限る。）、第三十四条に三号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）、第三十五条の改正規定（「昭和十五年六月（ドイツ協定）」の下に「オランダ協定又はチェコ協定」を加える部分（オランダ協定に係る部分に限る。）に限る。）、第三十八条の改正規定（「昭和十五年六月（ドイツ協定）」の下に「オランダ協定又

は「チェコ協定」を加える部分（オランダ協定に係る部分に限る。）に限る。）に、第四十条の改正規定（オランダ協定に係る部分に限る。）に、第四十二条第二項、第四十四条第二項及び第四十六条第二項の改正規定、第五章を第六章とする改正規定並びに第四章の次に一章を加える改正規定並びに次項の規定 オランダ協定の効力発生の日

（効力発生の日）平成二十一年三月一日

四 前三号に掲げる規定以外の規定 チェコ協定の効力発生の日

（効力発生の日）平成二十一年六月一日

○社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 適用範囲に関する事項（第三条）
 - 第三章 長期給付等に関する事項
 - 第一節 長期給付等の支給要件等に関する事項（第四条―第十二条）
 - 第二節 長期給付等の額の計算等に関する事項（第十三条―第三十一条）
 - 第四章 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する事項（第三十二条―第三十八条）
 - 第五章 不服申立てに関する事項（第三十九条・第四十条）
 - 第六章 経過的特例に関する事項（第四十一条―第四十九条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この政令は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行に伴い、我が国及び我が国以外の締約国の双方において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する法律（昭和三十七年法律第五十三号）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律をいう。
- 二 地共済法 地方公務員等共済組合法をいう。
- 三 地共済施行法 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。
- 四 昭和六十年改正法 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）をいう。
- 五 旧地共済法 昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の地共済法をいう。
- 六 昭和六十年国民年金等改正法 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）をいう。
- 七 旧厚生年金保険法 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。
- 八 厚生年金等特例政令 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）をいう。
- 九 昭和六十一年経過措置政令 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五

- 十八号)をいう。
- 十 退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金 それぞれ地共済法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金をいう。
- 十一 組合員期間、長期給付等、退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算、遺族共済年金の経過的寡婦加算又は脱退一時金 それぞれ法第五十九条第一項に規定する地共済組合員期間、地共済法による長期給付等、地共済法の退職共済年金の加給、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は脱退一時金をいう。
- 十二 合算対象期間 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)附則第七条第一項に規定する合算対象期間をいう。
- 十三 ドイツ協定、ドイツ保険者又はドイツ保険料納付期間 それぞれ社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定、ドイツ協定第二条(1)(b)に規定する年金保険制度の運営に責任を有する保険機関及びその連合組織又はドイツ協定に係る相手国期間のうち保険料を納付した期間(保険料を納付したとみなされる期間を含む。)としてドイツ保険者が確認した期間をいう。
- 十四 合衆国協定、合衆国実施機関又は合衆国納付条件 それぞれ社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定、合衆国協定第一条「(f)に規定するアメリカ合衆国の実施機関又は合衆国協定第六条3(a)に規定する条件をいう。
- 十五 ベルギー協定又はベルギー実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定又はベルギー協定第一条「(e)に規定するベルギー王国の実施機関をいう。
- 十六 フランス協定、フランス実施機関又はフランス特定保険期間 それぞれ社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定、フランス協定第一条「(g)に規定するフランス共和国の実施機関又はフランス協定第十三条3の規定に基づきフランス実施機関が証明した保険期間をいう。
- 十七 カナダ協定 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定をいう。
- 十八 オーストラリア協定 社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定をいう。
- 十九 オランダ協定 社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定をいう。
- 二十 チェコ協定 社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定をいう。
- 二十一 スペイン協定又はスペイン実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定又はスペイン協定第一条「(c)に規定するスペインの実施機関をいう。
- 二十二 アイルランド協定 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定をいう。
- 二十三 ブラジル協定 社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定をいう。
- 二十四 スイス協定 社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定をいう。
- 二十五 ハンガリー協定 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定をいう。
- 二十六 インド協定 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定をいう。
- 二十七 特定相手国船員期間 次に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、それぞれ次に定める期間をいう。
- イ ベルギー協定 ベルギー王国の国籍を有する船舶において就労した期間としてベルギー実施機関が確認した期間

- ロ フランス協定 フランス共和国の国籍を有する船舶において就労した期間としてフランス実施機関が確認した期間
 - ハ スペイン協定 スペインの国籍を有する船舶において就労した期間としてスペイン実施機関が確認した期間
 - 二十八 特定相手国坑内員期間 次に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、それぞれ次に定める期間をいう。
 - イ ドイツ協定 ドイツ保険料納付期間のうち坑内の作業に従事した期間としてドイツ保険者が確認した期間
 - ロ ベルギー協定 坑内の作業に従事した期間としてベルギー実施機関が確認した期間
 - ハ フランス協定 坑内の作業に従事した期間としてフランス実施機関が確認した期間
 - ニ スペイン協定 坑内の作業に従事した期間としてスペイン実施機関が確認した期間
- (平二〇政三六三・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

第二章 適用範囲に関する事項

- 第三条 法第五十八条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、合衆国協定とする。
- 2 法第五十八条第一項に規定する政令で定める者は、当該者並びにその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子のすべてが、日本国の領域内において受ける療養に要する費用の支出に備えるための適切な保険契約を締結していることにつき合衆国実施機関により証明がされた者とする。
- 3 地共済法の短期給付に関する規定の適用については、前項に定める者が同項に定めるときは、そのなつた日に職員（地共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。次項において同じ。）となつたものとみなし、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける者が前項に定める者に該当することとなつたときは、そのなつた日の前日に退職（地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。
- 4 法第五十八条第一項又は第二項の規定により地共済法の規定（地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける者にあつては、地共済法の長期給付に関する規定に限る。以下この項において同じ。）の適用を受けない者が相手国法令の規定の適用を受ける者に該当しないこととなつたときは、地共済法の規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

第三章 長期給付等に関する事項

第一節 長期給付等の支給要件等に関する事項

（退職共済年金等の支給要件等に関する規定の特例）

第四条 オーストラリア協定以外の社会保障協定に係る相手国期間について法第五十九条第一項（法第六十九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する場合において、法第五十九条第一項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる長期給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同項に規定する組合員期間そ

他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同項に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間の算定の基礎となっている月に係るものを除くものとし、組合員期間、厚生年金保険の被保険者期間（継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であった期間とみなされた期間に基づくもの及び継続した十五年間における同号に規定する第三種被保険者であった期間に基づくものを除く。）、国家公務員共済組合の組合員である期間又は合算対象期間に算入することとされる特定相手国船員期間及び厚生年金保険の被保険者期間又は合算対象期間に算入することとされる特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあつてはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあつてはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

<p>一 退職共済年金又は遺族共済年金</p>	<p>地共済法第七十八条第一項若しくは第二項第三号、第九十九条第一項第四号、附則第十九条第三号若しくは附則第二十六条第二項又は昭和六十年改正法附則第十三条第一項若しくは第三項</p>	<p>地共済法第七十八条第一項第一号に規定する組合員期間等</p>	<p>昭和十五年六月（厚生年金等特例政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。以下この表において同じ。）以後の相手国期間</p>
<p>地共済法第七十八条第二項第二号、附則第十九条第二号、附則第二十五条第二項、附則第二十六条第二項、附則第二十八条の九若しくは附則第二十八条の十、地共済法第八十一条若しくは第二項（地共済法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第九条第一項、第十条第一項から第三項まで（地共済法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第十一条第二項又は昭和六十年改正法附則第十三条第一項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間（地共済法附則第二十八条の九又は附則第二十八条の十の規定により支給するものにあつては四十歳に達した日の属する月以後の期間に限り、ドイツ協定に係る場合にあつてはドイツ保険料納付期間とする。）</p>	<p>昭和十五年六月以後の相手国期間</p>
<p>地共済法第十一條第一項</p>	<p>昭和六十年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十</p>	<p>地共済法第十一條第一項に規定する組合員期間等</p>	<p>昭和十五年六月以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料</p>

<p>二条第一項第二号</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員である期間</p>	<p>納付期間とする。以下この表において同じ。） 昭和三十四年一月以後の相手国期間</p>
<p>昭和六十年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第三号</p>	<p>私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十七条第一項に規定する加入者期間 厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>昭和二十九年一月以後の相手国期間 昭和十五年六月以後の相手国期間</p>
<p>昭和六十年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号</p>	<p>四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>昭和十五年六月以後の相手国期間（四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限る。）</p>
<p>昭和六十年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第五号</p>	<p>三十五歳に達した月以後の昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第十二号に規定する第三種被保険者又は同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>昭和十五年六月以後の特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間（三十五歳に達した月以後の期間に限る。）</p>
<p>昭和六十年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第六号</p>	<p>継続した十五年間における旧厚生年金保険法附則第四条第二項の規定により旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であった期間とみなされた期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間</p>	<p>継続した十五年間における昭和十五年六月から昭和二十九年四月までの特定相手国坑内員期間 継続した十五年間における昭和二十九年五</p>

<p>三 脱退一時金</p>	<p>二 退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は遺族共済年金の経過的寡婦加算</p>		
<p>地共済法附則第二十八条の十三第一項</p>	<p>昭和六十一年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十一年国民年金等改正法附則第十二条第一項第八号（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十三条の五に規定する者に係る部分に限る。）</p> <p>昭和六十一年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十一年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十号において適用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第八条第一号（同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>地共済法第八十条第一項（地共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第九十九条の三又は地共済施行法第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第十条第一項から第三項まで</p>	<p>昭和六十一年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十一年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十号において適用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第八条第一号（同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>昭和六十一年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十一年国民年金等改正法附則第十二条第一項第八号（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十三条の五に規定する者に係る部分に限る。）</p>
<p>組合員期間</p>	<p>組合員期間</p>	<p>国家公務員共済組合の組合員である期間</p>	<p>生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であった期間に基づく厚生年金保険の被保険者期間</p> <p>四十歳に達した日の属する月以後の国家公務員共済組合の組合員である期間</p>
<p>昭和三十七年十二月以後のドイツ保険料納付期間</p>	<p>昭和三十七年十二月以後の相手国期間（退職共済年金の加給については、退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月（当該退職共済年金が地共済法第七十九条第三項、附則第十八条の二第六項又は附則第二十四条の二第六項若しくは第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあつては、これらの規定による改定の算定の基礎とされる組合員期間の最後の月の翌月）以後の相手国期間を除く。）</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間</p>	<p>昭和三十四年一月以後の相手国期間（四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）</p>

2 オーストラリア協定に係る相手国期間について法第五十九条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する政令で定める規定は、次の表の第一欄に掲げる長期給付等の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定とし、同欄に掲げる規定を適用する場合における同項に規定する組合員期間その他の政令で定める期間は、それぞれ同表の第三欄に掲げる期間とし、同項に規定する政令で定める相手国期間は、それぞれ同表の第四欄に掲げる期間（それぞれ同表の第二欄に掲げる規定に規定する長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除くものとする。）とする。

一 退職共済年金	地共済法第七十八条第一項若しくは第二項第三号、附則第十九条第三号若しくは附則第二十六条第二項又は昭和六十年改正法附則第十三条第一項若しくは第三項	地共済法第七十八条第一項第一号に規定する組合員期間等	昭和十七年六月以後の相手国期間
地共済法第七十八条第二項第二号、附則第十九条第二号、附則第二十五条第二項、附則第二十六条第二項、附則第二十八条の九若しくは附則第二十八条の十、地共済施行法第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第十条第一項から第三項まで若しくは第十一条第二項又は昭和六十年改正法附則第十三条第一項	組合員期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間（地共済法附則第二十八条の九又は附則第二十八条の十の規定により支給するものにあつては、四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）	
地共済施行法第十一条第一項	地共済施行法第十一条第一項に規定する組合員期間等	昭和十七年六月以後の相手国期間	
昭和六十年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号	厚生年金保険の被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間	
昭和六十年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第三号	国家公務員共済組合の組合員である期間	昭和三十四年一月以後の相手国期間	
昭和六十年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号	私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間	昭和二十九年一月以後の相手国期間	
昭和六十年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号	厚生年金保険の被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間	
四十歳（女子については、三十歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間（四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限る。）		

	昭和六十年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第八号（国家公務員共済組合法附則第十三条の五に規定する者に係る部分に限る。）	四十歳に達した日の属する月以後の国家公務員共済組合の組合員である期間	昭和三十四年一月以後の相手国期間（四十歳に達した日の属する月以後の期間に限る。）
二 退職共済年金の加給	昭和六十年改正法附則第十三条第三項において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第十号において適用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第八条第一号（同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）	国家公務員共済組合の組合員である期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間（退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月（当該退職共済年金が地共済法第七十九条第三項、附則第十八条の二第六項又は附則第二十四条の二第六項若しくは第七項の規定によりその額の改定が行われたものである場合）は、これらの規定による改定の算定の基礎とされる組合員期間の最後の月の翌月）以後の相手国期間を除く。）
	地共済法第八十条第一項（地共済法附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項並びに附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）又は地共済施行法第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第十条第一項から第三項まで	組合員期間	

（平二〇政三六三・一部改正）

（退職共済年金の加給の要件に関する規定を適用する場合における技術的読替え）

第五条 法第五十九条第一項の規定の適用を受けようとする者について、地共済法附則第二十三条第一項又は第二十五条の七第一項若しくは第二項の規定を適用する場合には、これらの規定中「組合員期間が二十年」とあるのは、「組合員期間の月数と相手国期間（第八十条第一項の規定を適用する場合に社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第五十九条第一項の規定により組合員期間に算入される相手国期間（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三

十八号) 第二条第十三号に規定するドイツ協定に係る場合にあっては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。) をいう。) の月数とを合算した月数が二百四十月」とする。

(相手国期間中に初診日のある傷病の当該初診日において組合員とみなさない社会保障協定)

第五条の二 法第六十条第一項(第四十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。) に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、次に掲げる社会保障協定に係る相手国期間とする。

- 一 オーストラリア協定
 - 二 ハンガリー協定
- (平二〇政三六三・追加、平二五政三四五・一部改正)

(相手国期間中に初診日のある傷病に相当するもの等)

第六条 法第六十条第一項に規定する政令で定める社会保障協定に係る場合は、次の表の上欄に掲げる社会保障協定に係る場合とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に初診日のある傷病に相当するものとして政令で定めるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる傷病(法第十二条第一項に規定する傷病をいう。以下同じ。)とする。

一 ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に初診日(法第十二条第一項に規定する初診日をいう。以下同じ。)のある傷病
二 合衆国協定	地方公務員共済組合の組合員でない間に合衆国特例初診日(合衆国納付条件に該当する初診日をいう。)のある傷病
三 フランス協定	フランス特定保険期間中に初診日のある傷病

(障害共済年金が支給されないこととなる場合の年金である給付)

第七条 法第六十条第一項ただし書に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

- 一 国民年金法による障害基礎年金(同法第三十条の四及び法第十二条第二項の規定により支給するものを除く。)
- 二 厚生年金保険法による障害厚生年金
- 三 共済年金各法による障害共済年金

(相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病の当該初診日において組合員とみなさない社会保障協定)

第八条 法第六十一条に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、次に掲げる社会保障協定に係る相手国期間とする。

- 一 ドイツ協定
- 二 合衆国協定

- 三 カナダ協定
- 四 オーストラリア協定
- 五 ハンガリー協定

(平二〇政三六三・平二五政三四五・一部改正)

(相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病に相当するもの等)

第九条 法第六十一条に規定する政令で定める社会保障協定に係る場合は、フランス協定に係る場合とし、フランス協定に係る場合における同条に規定する相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病に相当するものとして政令で定めるものは、フランス特定保険期間中に初診日のある公務によらない傷病とする。

(障害一時金が支給されないこととなる者)

第十条 法第六十一条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者(法の規定により同条各号のいずれかに該当することとなる者を含む。)
- 二 旧地共済法による年金である給付の受給権者
- 三 次に掲げる給付(法第六十一条の規定により支給する障害一時金と同一の傷病による障害を給付事由とするものに限る。)の受給権者又は受給権を有していたことがある者
 - イ 厚生年金保険法による障害手当金
 - ロ 共済年金各法による障害一時金

(相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給について組合員が死亡したこととみなさない社会保障協定)

第十条の二 法第六十二条第一項に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、オーストラリア協定に係る相手国期間とする。
(平二〇政三六三・追加)

(相手国期間中に死亡した者に相当する者等)

第十一条 法第六十二条第一項に規定する政令で定める社会保障協定に係る場合は、次の表の上欄に掲げる社会保障協定に係る場合とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に死亡した者に相当する者として政令で定める者は、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

一 ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に死亡した者
二 合衆国協定	地方公務員共済組合の組合員でない間の合衆国納付条件に該当する日に死亡した者

三 フランス協定

フランス特定保険期間中に死亡した者

(遺族共済年金が支給されないこととなる場合の年金である給付)

第十二条 法第六十二条第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

- 一 国民年金法による遺族基礎年金(法第十三条第二項の規定により支給するものを除く。)
- 二 厚生年金保険法による遺族厚生年金
- 三 共済年金各法による遺族共済年金

第二節 長期給付等の額の計算等に関する事項

(退職共済年金の加給等の額の計算に関する規定)

第十三条 法第六十三条第一項(法第六十九条第六項第三号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める規定は、次の各号に掲げる長期給付等の区分に応じ、当該各号に定める規定とする。

- 一 退職共済年金の加給(次号に掲げるものを除く。)
地共済法第八十条第二項
- 二 退職共済年金の加給(昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定により加算する額に相当する部分に限る。)
同項
- 三 遺族共済年金の中高齢寡婦加算
地共済法第九十九条の三
- 四 遺族共済年金の経過的寡婦加算
昭和六十年改正法附則第二十九条第一項
- 五 脱退一時金
地共済法附則第二十八条の十三第三項

(退職共済年金の加給等に係る期間比率の算定の基礎となる組合員期間等)

第十四条 法第六十三条第二項(法第六十九条第六項第三号において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める組合員期間及び法第六十三条第二項に規定する政令で定める長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間は、次の表の上欄に掲げる長期給付等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる期間及び同表の下欄に掲げる期間とする。

給	一	退職共済年金の加給
	退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間(地共済施行法第八条第一項の規定により支給するものにあつては同項に規定する施行日前の	二百四十月(地共済施行法第八条第一項若しくは第二項又は第九条第一項の規定により支給するものにあつては、地共済施行法第八十一条(地共済施行法第九
	合算した月数とし、同条第二項(地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)	条第一項において適用する場合を含む。

	<p>するものにあつては地共済施行法第八条第二項に規定する施行日前の条）又は第二項の表の上欄に掲げる年数及び同表の中欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に十二を乗じて得た月数）</p>
<p>二 遺族共済年金の中 高齡寡婦加算又は遺族 共済年金の経過的寡婦 加算</p>	<p>遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間（地共済施行法第八条第一項の規定により支給するものにあつては同項に規定する施行日前の条例在職年の月数と同項に規定する施行日以後の組合員期間の月数とを合算した月数とし、同条第二項の規定により支給するものにあつては同項に規定する施行日前の条例在職年の月数と同項に規定する施行日以後の組合員期間の月数とを合算した月数とし、地共済施行法第九条第一項の規定により支給するものにあつては同項に規定する施行日以後の組合員期間の月数とを合算した月数とし、地共済施行法第十条第一項の規定により支給するものにあつては同項各号に掲げる期間を合算した月数と組合員期間の月数とを合算した月数とする。）</p>
<p>六月</p>	<p>二百四十月（地共済施行法第八条第一項若しくは第二項又は第九条第一項の規定により支給するものにあつては、地共済施行法第八条第一項（地共済施行法第九条第一項において適用する場合を含む。）又は第二項の表の上欄に掲げる年数及び同表の中欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数に十二を乗じて得た月数）</p>
<p>三 脱退一時金</p>	<p>組合員期間</p>

（障害共済年金等の額に乗じることとされる按分率の算定の基礎となる被用者年金被保険者等であつた期間）

第十五条 法第六十四条第一項及び第二項第一号イ（これらの規定を法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は、法第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により支給する障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（法第十二条第一項に規定する障害認定日をいい、二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、それぞれの障害に係る障害認定日のうちいずれか遅い日をいう。以下同じ。）の属する月までの厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 法第六十四条第七項において準用する同条第一項及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は、法第六十一条の規定により支給する障害一時金に係る退職の日（地共済法第九十六条第一項に規定する退職の日をいう。以下同じ。）の属する月まで

の厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間とする。

(平二〇政三六三・一部改正)

(障害共済年金等について理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定)

第十六条 法第六十四条第二項第一号(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める社会保障協定は、次に掲げるものとする。

- 一 合衆国協定
- 二 カナダ協定
- 三 ブラジル協定

(平二三政三五九・一部改正)

(障害共済年金等について理論的に可能な期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間)

第十七条 法第六十四条第二項第一号ハ(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により支給する障害共済年金の給付事由となった障害に係る障害認定日の属する月までの期間とする。

(障害共済年金等について合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定)

第十八条 法第六十四条第二項第二号(法第六十四条第七項、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める社会保障協定は、次に掲げるものとする。

- 一 ベルギー協定
- 二 フランス協定
- 三 オランダ協定
- 四 チェコ協定
- 五 スペイン協定
- 六 アイルランド協定
- 七 スイス協定
- 八 ハンガリー協定

(平二〇政三六三・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(障害共済年金等について合算した期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間)

第十九条 法第六十四条第二項第二号(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、前条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月(オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス

協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)から法第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により支給する障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日の属する月までの期間とする。

(平二〇政三六三・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

(障害共済年金等について合算した期間に基づく按分率を修正した按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定)

第二十条 法第六十四条第二項第三号(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。

(障害共済年金等について合算した期間に基づく按分率を修正した按分率を算定する基礎となる相手国期間)

第二十一条 法第六十四条第二項第三号ロ(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、ドイツ協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により支給する障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日の属する月までのドイツ保険料納付期間とする。

(障害共済年金の配偶者加給について合算した期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間)

第二十二条 法第六十四条第五項第二号(法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号(第八号を除く。)に掲げる社会保障協定に係る相手国期間にあつては第十九条に定める期間とし、ドイツ協定に係る相手国期間にあつては前条に定める期間とする。

(平二五政三四五・一部改正)

(障害一時金について理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定)

第二十二條の二 法第六十四条第七項及び第六十八条第二項において準用する法第六十四条第二項第一号に規定する政令で定める社会保障協定は、ブラジル協定とする。

(平二三政三五九・追加)

(障害一時金について理論的に可能な期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間)

第二十二條の三 法第六十四条第七項において準用する同条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第六十一条の規定により支給する障害一時金に係る退職の日の属する月までの期間とする。

(平二三政三五九・追加)

(障害一時金について合算した期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間)

第二十三条 法第六十四条第七項において準用する同条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から法第六十一条の規定により支給する障害一時金に係る退職の日の属する月までの期間とする。

（平二〇政三六三・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正）

（遺族共済年金の額に乗じることとされる按分率^{あん}の算定の基礎となる被用者年金被保険者等であつた期間）

第二十四条 法第六十五条第一項及び第二項第一号イ（これらの規定を法第六十九条第六項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は、厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間とする。

（平二〇政三六三・一部改正）

（遺族共済年金について理論的に可能な期間に基づく按分率^{あん}を算定する基礎となる相手国期間）

第二十五条 法第六十五条第二項第一号ハ（法第六十九条第六項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第十六条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第六十五条第一項（法第六十九条第六項第一号において準用する場合を含む。次条及び第二十八条において同じ。）の遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間とする。

（遺族共済年金について合算した期間に基づく按分率^{あん}を算定する基礎となる相手国期間）

第二十六条 法第六十五条第二項第二号（法第六十九条第六項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定、スイス協定又はハンガリー協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から法第六十五条第一項の遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間とする。

（平二〇政三六三・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正）

（遺族共済年金について合算した期間に基づく按分率^{あん}を修正した按分率により給付の額を計算するものとされた社会保障協定）

第二十七条 法第六十五条第二項第三号（法第六十九条第六項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。

（遺族共済年金について合算した期間に基づく按分率^{あん}を修正した按分率を算定する基礎となる相手国期間）

第二十八条 法第六十五条第二項第三号（法第六十九条第六項第一号において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める相手国期間は、

ドイツ協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から法第六十五条第一項の遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までのドイツ保険料納付期間とする。

(遺族共済年金に加算する金額について合算した期間に基づく按分率を算定する基礎となる相手国期間)
第二十九条 法第六十五条第四項第二号(法第六十九条第六項第二号において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間にあつては第二十六条に定める期間とし、ドイツ協定に係る相手国期間にあつては前条に定める期間とする。

(遺族共済年金の額の計算に関する厚生年金等特例政令の規定の準用)

第三十条 厚生年金等特例政令第三十九条の規定は法第六十五条第五項において準用する法第十七条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間について、厚生年金等特例政令第四十条の規定は法第六十五条第五項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間について、厚生年金等特例政令第四十一条の規定は法第六十五条第五項において準用する法第十七条第四項に規定する政令で定める加算する額について準用する。

(平二〇政三六三・一部改正)

(退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十一条 法第六十六条に規定する政令で定める年金である給付は、厚生年金等特例政令第三十六条第二項各号に掲げる年金である給付、旧厚生年金保険法による老齢年金及び昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による老齢年金とする。

2 法の規定により支給する退職共済年金の加給(退職共済年金の受給権者の配偶者について加算する額に相当する部分に限るものとし、その支給が停止されているものを除く。以下この条において「退職共済年金の配偶者加給」という。)又は障害共済年金の配偶者加給(法第六十四条第四項に規定する地共済法の障害共済年金の配偶者加給をいい、その支給が停止されているものを除く。以下この条において同じ。)の受給権者の配偶者が同時に厚生年金等特例政令第三十六条第二項第一号に掲げる年金である給付の受給権者であつて老齢給付の配偶者加給(厚生年金等特例政令第二号第三十二号に規定する老齢給付の配偶者加給をいう。以下この条において同じ。)を受けるとき(当該受給権者の退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給の額より低いとき、その他総務省令で定める場合に限る。)は、その間、当該受給権者の退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の支給を停止する。

3 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が法の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて第一項に規定するもの(厚生年金等特例政令第三十六条第二項第一号に掲げる年金である給付を除く。)を受けるときは、地共済法第八十一条第七項(地共済法第九十二条第四項において準用する退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給については、地共済法第八十一条第七項(地共済法第九十二条第四項において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。ただし、退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の受給権者の配偶者が同時に老齢給

付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給（厚生年金等特例政令第二条第三十三号に規定する障害給付の配偶者加給をいう。以下この項において同じ。）を受けるとき（当該受給権者の退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他総務省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

4 法の規定により支給する退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の受給権者が同時に法の規定により支給する老齢基礎年金の振替加算等（法第十一条第二項に規定する老齢基礎年金の振替加算等をいう。）を受けるとき（当該退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の額が当該老齢基礎年金の振替加算等の額より低いとき、その他総務省令で定める場合に限る。）は、その間、当該退職共済年金の配偶者加給又は障害共済年金の配偶者加給の支給を停止する。

（平二〇政三六三・一部改正）

第四章 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する事項

（発効日前の障害に係る障害共済年金が支給されないこととなる場合の年金である給付）

第三十二条 法第六十七条第三項に規定する政令で定める年金である給付は、厚生年金等特例政令第八十一条各号に掲げる年金である給付（障害共済年金を除く。）とする。

（平二〇政三六三・一部改正）

（発効日前の退職に係る障害一時金が支給されないこととなる者）

第三十三条 第十条の規定は、法第六十八条第一項ただし書に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、第十条第三号中「第六十一条」とあるのは、「第六十八条第一項」と読み替えるものとする。

（発効日前の退職に係る障害一時金の額に乘じることとされる按分率^{あんぶん}の算定の基礎となる被用者年金被保険者等であった期間等）

第三十四条 法第六十八条第二項において準用する法第六十四条第一項及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であった期間は、法第六十八条第一項の規定により支給する障害一時金に係る退職の日の属する月までの厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間とする。

2 法第六十八条第二項において準用する法第六十四条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間は、ブラジル協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から前項に規定する退職の日の属する月までの期間とする。

3 法第六十八条第二項において準用する法第六十四条第二項第二号及び第五項第二号に規定する政令で定める相手国期間は、第十八条各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から第一項に規定する退職の日の属する月までの期間とする。

（平二〇政三六三・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正）

(発効日前の死亡に係る遺族共済年金の受給権の消滅事由)

第三十五条 法第六十九条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、当該各号に定める事由とする。

- 一 配偶者 地共済法第九十九条の七第一項各号（地方公務員共済組合の組合員であった者であつて相手国期間を有するものが死亡した日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第四条の規定による改正前の同項各号）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 父母又は祖父 地共済法第九十九条の七第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 子又は孫 地共済法第九十九条の七第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

(発効日前の死亡に係る遺族共済年金の受給資格要件)

第三十六条 法第六十九条第一項第三号に規定する政令で定める遺族共済年金の受給資格要件は、組合員期間等（地共済法第七十八条第一項第一号に規定する組合員期間等をいう。）が二十五年以上であることとする。

2 法第五十九条第一項、昭和六十年改正法附則第十三条第一項及び第三項並びに地共済施行法第八条第一項及び第二項（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第九条第一項、第十条第一項から第三項まで（地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十一条の規定並びに第四条の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、昭和六十年改正法附則第十三条第一項及び第三項中「の規定の適用に」とあるのは「並びに社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令第三十六条第一項の規定の適用に」と、地共済施行法第八条第一項及び第二項、第九条第一項、第十条第一項から第三項まで並びに第十条中「新法附則第十九条の規定」とあるのは「新法附則第十九条並びに社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令第三十六条第一項の規定」と読み替えるものとする。

(発効日前の死亡に係る遺族共済年金の額の計算に関する厚生年金等特例政令の規定の準用)

第三十七条 厚生年金等特例政令第三十九条の規定は法第六十九条第六項第四号及び第五号において準用する法第十七条第二項第一号ハに規定する政令で定める相手国期間について、厚生年金等特例政令第四十条の規定は法第六十九条第六項第四号及び第五号において準用する法第十七条第二項第二号に規定する政令で定める相手国期間について、厚生年金等特例政令第四十一条の規定は法第六十九条第六項第四号において準用する法第十七条第四項に規定する政令で定める加算する額について準用する。

(平二〇政三六三・一部改正)

(発効日前の死亡に係る遺族共済年金が支給されないこととなる場合の年金である給付)

第三十八条 法第六十九条第七項に規定する政令で定める年金である給付は、厚生年金等特例政令第四十七条第二号、第四号から第八号まで及び第十号から第十三号まで並びに第八十八条各号に掲げる年金である給付（地共済法第九十九条第一項第一号の規定により支給する遺族共済年金を除く。）とする。

(平二〇政三六三・一部改正)

第五章 不服申立てに関する事項

(審査請求を相手国実施機関等を経由してすることができないこととされる社会保障協定)

第三十九条 法第七十三条第一項に規定する政令で定める社会保障協定は、次に掲げるものとする。

- 一 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定
- 二 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定

(審査請求を相手国実施機関等を経由してすることができることとされる相手国法令)

第四十条 法第七十三条第一項に規定する政令で定める相手国法令は、次に掲げるものとする。

- 一 ドイツ協定第二条(1)(b)に規定する年金保険制度に係るドイツ連邦共和国の法令
 - 二 合衆国協定第一条(d)に規定するアメリカ合衆国の法令
 - 三 ベルギー協定第一条(c)に規定するベルギー王国の法令
 - 四 フランス協定第一条(e)に規定するフランス共和国の法令
 - 五 カナダ協定第二条(c)に規定するカナダの法令
 - 六 オーストラリア協定第一条(c)に規定するオーストラリアの法令
 - 七 オランダ協定第一条(d)に規定するオランダ王国の法令
 - 八 チェコ協定第一条(b)に規定するチェコ共和国の法令
 - 九 スペイン協定第一条(b)に規定するスペインの法令
 - 十 アイルランド協定第一条(c)に規定するアイルランドの法令
 - 十一 ブラジル協定第一条(d)に規定するブラジル連邦共和国の法令
 - 十二 スイス協定第一条(c)に規定するスイス連邦の法令
 - 十三 ハンガリー協定第一条(c)に規定するハンガリーの法令
- (平二〇政三六三・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正)

第六章 経過的特例に関する事項

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等において相手国期間から除かれる社会保障協定の期間)

第四十条の二 法附則第二十二條に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、第五条の二各号に掲げる社会保障協定に係る相手国

期間とする。

(平二〇政三六三・追加、平二五政三四五・一部改正)

(昭和六十一年四月一日前の組合員であった間に発した傷病により障害の状態にある者の障害共済年金の支給要件の特例)

第四十一条 相手国期間(ドイツ協定に係る場合にあつては、ドイツ保険料納付期間とする。以下この条において同じ。)を有する者であつて、昭和六十一年四月一日前の地方公務員共済組合の組合員であつた間に発した傷病により障害の状態にあるものに係る当該傷病の発する日以前の旧地共済法第八十六条第一項第二号に規定する組合員期間が一年未満であるときは、その者に係る昭和十五年六月(厚生年金等特例政令第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。)以後の相手国期間(旧通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第四条第一項各号に掲げる期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除く。)を旧通算年金通則法第四条第一項第二号に掲げる期間に算入して、昭和六十一年経過措置政令第二十一条、第二十三条第三項又は第二十三条の規定により読み替えられた地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定を適用する。この場合において、昭和六十一年経過措置政令第二十一条の規定により読み替えられた地共済法第八十四条第一項中「負傷した者に」とあるのは「負傷した者(昭和五十一年十月一日前にその病氣又は負傷に係る傷病について療養の給付又は療養費の支給を受けた者にあつては、組合員となつて一年以上経過した後には公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した場合に限る。)」に、「至つた日。以下「障害認定日」という。)」とあるのは「至つた日(以下「障害認定日」という。))とし、当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前にあるときは、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十八号)第二十三条第三項の規定により読み替えられた次条第一項に規定する退職の時とする。」「とする。(平二〇政三六三・一部改正)

(昭和六十一年四月一日前の相手国期間中に発した傷病により障害の状態にある者の障害共済年金の支給要件等の特例)

第四十二条 昭和六十一年四月一日前の相手国期間中に発した傷病により障害の状態にある者について、法第六十条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)」中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。))とあるのは「昭和三十七年十二月以後の相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)」中に発した傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるもの)」と、「障害認定日」とあるのは「障害認定日(当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前にあるときは、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十八号)第二十三条第三項の規定により読み替えられた地共済法第八十五条第一項に規定する退職の時)」と、「地共済法」とあるのは「同令第二十一条、第二十三条第三項又は第二十三条の規定により読み替えられた地共済法」と、「当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたもの」とあるのは「地方公務員共済組合の組合員であつた間に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する法第六十条第一項に規定する政令で定める社会保障協定に係る場合は、次の表の上欄に掲げる社会保障協定に係る場合とし、同欄に掲げる社会保障協定に係る場合における同項に規定する相手国期間中に発した傷病に相当するものとして政令で定

めるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる傷病とする。

一 ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間中に発した傷病
二 合衆国協定	地方公務員共済組合の組合員でない間に発した傷病（当該傷病の発した日を初診日とみなして合衆国協定第六条3(a)の規定を適用した場合にその日が合衆国納付条件に該当するものに限る。）
三 フランス協定	フランス特定保険期間中に発した傷病

3 前条の規定は、第一項の規定により読み替えられた法第六十条第一項に規定する者であつて、当該傷病の発した日以前の旧地共済法第八十六条第一項第二号に規定する組合員期間が一年未満であるものについて準用する。

第四十三条 昭和六十一年四月一日前の相手国期間中に発した傷病により障害の状態にある者（当該傷病に係る初診日が同年四月一日以後の相手国期間中にある者を除く。）について、法第六十七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「相手国期間中に初診日のある傷病」とあるのは「昭和三十七年十二月以後の相手国期間中に発した傷病（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）第四十二条第二項の表の上欄に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる傷病）」と、「当該初診日」とあるのは「当該傷病の発した日」と、「除く。」が、当該障害認定日」とあるのは「除き、当該傷病の発する日以前の昭和六十年地共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第二号に規定する組合員期間が一年以上の者（昭和五十一年十月一日前に当該傷病について地共済法による療養の給付又は療養費の支給を受けた者にあつては、地方公務員共済組合の組合員となつて一年以上経過した後当該傷病が発した者に限る。）が、当該障害認定日（当該傷病に係る初診日が昭和六十一年四月一日前にあるときは、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第二十二条第三項の規定により読み替えられた地共済法第八十五条第一項に規定する退職の時）」とする。

2 第四十一条の規定は、前項の規定により読み替えられた法第六十七条第一項に規定する者であつて、当該傷病の発した日以前の旧地共済法第八十六条第一項第二号に規定する組合員期間が一年未満であるものについて準用する。

（昭和六十一年四月一日前の組合員であつた間に発した傷病により障害の状態にある者等に係る障害共済年金の額の計算の特例）

第四十四条 法第六十四条（第七項を除く。）の規定は、前三条の規定により支給する障害共済年金の額の計算について準用する。この場合において、法第六十四条第二項第一号中「障害認定日（二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、地共済法第八十七条第五項の規定の例による障害認定日）」とあるのは、「障害認定日又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第二十二条第三項の規定により読み替えられた地共済法第八十五条第一項に規定する退職の時」と読み替へるものとする。

2 前三条の規定により支給する障害共済年金に係る前項及び法第六十七条第二項において準用する法第六十四条第一項及び第二項第一号イに規定する政令で定める被用者年金被保険者等であつた期間は当該障害共済年金の受給権者に係る障害認定日又は退職の時（昭和六十一年経過措置

政令第二十二條第三項の規定により読み替えられた地共済法第八十五條第一項に規定する退職の時をいう。以下この条において同じ。）の属する月までの厚生年金等特例政令第三十三條各号に掲げる期間とし、当該障害共済年金に係る前項及び法第六十七條第二項において準用する次の各号に掲げる規定に規定する政令で定める相手国期間は当該各号に定める相手国期間とする。

一 法第六十四條第二項第一号ハ 第十六條各号に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から当該障害認定日又は退職の時の属する月までの期間

二 法第六十四條第二項第二号 第十八條各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定に係る相手国期間のうち、昭和十五年六月（オランダ協定、チェコ協定、アイルランド協定又はスイス協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月とする。）から当該障害認定日又は退職の時の属する月までの期間

三 法第六十四條第二項第三号ロ ドイツ協定に係る相手国期間のうち、昭和十七年六月から当該障害認定日又は退職の時の属する月までのドイツ保険料納付期間

四 法第六十四條第五項第二号 次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
イ 第十八條各号（第八号を除く。）に掲げる社会保障協定 第二号に定める相手国期間
ロ ドイツ協定 前号に定める相手国期間

3 第一項の障害共済年金の額について地共済法第八十七條第五項の規定を適用する場合には、当該障害共済年金の受給権者に係る退職の時を同項に規定する障害認定日とみなす。

（平二〇政三六三・平二二政一九一・平二三政三五九・平二五政三四五・一部改正）

（旧地共済法による障害年金の額の改定の特例）

第四十五條 旧地共済法による障害年金（その権利を取得した当時から引き続き旧地共済法別表第三の上欄の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者であつて、地共済法第八十九條第二項に規定するその他障害に係る傷病の初診日が相手国期間（次の表の上欄に掲げる社会保障協定にあつては、同表の下欄に掲げる期間）中にあるものは、昭和六十一年経過措置政令第四十五條の二の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

一	ドイツ協定	ドイツ保険料納付期間
二	合衆国協定	地方公務員共済組合の組合員でない間（当該初診日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。）
三	フランス協定	フランス特定保険期間

（昭和六十一年四月一日前に死亡した場合に相手国期間から除かれる社会保障協定の期間）

第四十五條の二 法附則第二十三條に規定する政令で定める社会保障協定に係る相手国期間は、第十條の二に規定する相手国期間とする。
（平二〇政三六三・追加）

(昭和六十一年四月一日前に死亡した者に係る遺族共済年金の支給要件等に関する規定の適用)
 第四十六条 相手国期間及び組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合であつて法第六十九条第一項第一号に該当するときにおける同項の規定の適用については、同項中「有するもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 死亡した日が昭和三十七年十二月一日から昭和四十八年九月三十日までの間にある者	有するもの(その者の地共済組合員期間の月数と昭和三十七年十二月以後の相手国期間(当該地共済組合員期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除き、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令(平成二十年政令第三十八号)第二条第十三号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。)の月数とを合算した月数が百二十月以上であるときに限る。)
二 死亡した日が昭和四十八年十月一日から昭和五十一年九月三十日までの間にある者	有するもの(その者の地共済組合員期間の月数と昭和三十七年十二月以後の相手国期間(当該地共済組合員期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除き、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令(平成二十年政令第三十八号)第二条第十三号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。)の月数とを合算した月数が百二十月以上であるときに限る。)
三 死亡した日が昭和五十一年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間にある者	有するもの(その者の昭和六十年地共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第二号に規定する組合員期間の月数と昭和十五年六月(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令(平成十九年政令第三百四十七号)第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあつては、昭和十七年六月)以後の相手国期間(当該地共済組合員期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除き、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令(平成二十年政令第三十八号)第二条第十三号に規定するドイツ協定に係る場合にあつては、同号に規定するドイツ保険料納付期間とする。)の月数とを合算した月数が百二十月以上であるときに限る。)

2 法第六十九条第一項第二号の規定は、相手国期間及び組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合には、適用しない。

(平二〇政三六三・一部改正)

(旧脱退一時金等の受給資格要件である期間に算入する相手国期間)

第四十七条 法附則第二十四条第一項に規定する政令で定める相手国期間は、昭和三十七年十二月以後のドイツ保険料納付期間（組合員期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）とする。

（旧脱退一時金等が支給されないこととなる場合の年金である給付）

第四十八条 法附則第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める年金である給付は、同項に規定する脱退一時金については退職共済年金（法第五十九条第一項の規定により支給するものに限る。）又は障害共済年金とし、法附則第二十四条第一項に規定する特例死亡一時金についてはその死亡した者に係る遺族共済年金とする。

（旧脱退一時金等の額）

第四十九条 法附則第二十四条第一項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額は、当該脱退一時金の受給権者又は当該特例死亡一時金の給付事由となった死亡に係る者の組合員期間（旧地共済法第八十三条第一項に規定する組合員期間をいう。次項において同じ。）が一年であるものとみなして旧地共済法の規定を適用するとしたならば算定されることとなる額に期間比率を乗じて得た額とする。

2 前項の期間比率は、同項に規定する者の組合員期間の月数を十二で除して得た率とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。

（日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令等の廃止）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成十一年政令第八号）
二 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法の特例に関する政令（平成十二年政令第四百六十五号）

三 日本国及び大韓民国の両国において就労する者に係る地方公務員等共済組合法の特例に関する政令（平成十六年政令第四百十四号）

四 日本国及びアメリカ合衆国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法の特例に関する政令（平成十七年政令第三百十一号）

五 日本国及びベルギー王国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成十八年政令第三百九十九号）

六 日本国及びフランス共和国の両国において就労する者等に係る地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成十八年政令第四百二号）

附 則 (平成二〇年一月二八日政令第三六三号)

この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第二条の改正規定(第八号に係る部分を除く。)、第四条の改正規定(同条の表一の項中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める部分を除く。)、第五条の次に一条を加える改正規定、第八条に一号を加える改正規定、第十条の次に一条を加える改正規定、第四十条に三号を加える改正規定(第六号に係る部分に限る。)、第六章中第四十一条の前に一条を加える改正規定及び第四十五条の次に一条を加える改正規定 社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

(効力発生の日)平成二十一年一月一日)

二 第二条第八号の改正規定、第四条の改正規定(同条の表一の項中「国民年金等特例政令」を「厚生年金等特例政令」に改める部分に限る。)、第十五条の改正規定、第十八条に二号を加える改正規定(第三号に係る部分に限る。)、第十九条及び第二十三条の改正規定(オランダ協定(社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定をいう。以下この号において同じ。))に係る部分に限る。)、第二十四条の改正規定、第二十六条の改正規定(オランダ協定に係る部分に限る。)、第三十条(見出しを含む。)、第三十一条第一項から第三項まで及び第三十二条の改正規定、第三十四条の改正規定(チェコ協定(社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定をいう。以下この号及び次号において同じ。))に係る部分を除く。)、第三十七条(見出しを含む。))及び第三十八条の改正規定、第四十条に三号を加える改正規定(第七号に係る部分に限る。)、第四十一条の改正規定、第四十四条第二項の改正規定(チェコ協定に係る部分を除く。))並びに第四十六条第一項の表三の項の改正規定 オランダ協定の効力発生の日

(効力発生の日)平成二十一年三月一日)

三 前二号に掲げる規定以外の規定 チェコ協定の効力発生の日

(効力発生の日)平成二十一年六月一日)

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三四十五号）

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第一条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の二号を加える。

五十五 ハンガリー協定又はハンガリー実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定又はハンガリー協定第一条（e）に規定するハンガリーの実施機関をいう。

五十六 インド協定又はインド実施機関 それぞれ社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定又はインド協定第一条（e）に規定するインド共和国の実施機関をいう。

第九条第一項ただし書及び第十条の二第一項ただし書中「又はチェコ協定」を「、チェコ協定」に改め、「チェコ共和国の法令」の下に「又はハンガリー協定第一条（c）に規定するハンガリーの法令」を、「の配偶者又は子」の下に「（ハンガリー協定に係る場合にあつては、ハンガリー協定第十一条（b）に規定する医療保険の給付（現物給付）に関するハンガリーの法令の規定の適用を受けない者に限る。）」を加える。

第二十一条第一項に次の二号を加える。

十 ハンガリー協定

十一 インド協定

第二十四条の二中「オーストラリア協定」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 オーストラリア協定

二 ハンガリー協定

第三十二条に次の一号を加える。

四 インド協定

第三十三条中「の相手国期間」の下に「（次に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）」を加える。

第三十四条に次の一号を加える。

十 ハンガリー協定

第三十五条中「第四号」の下に「及び第十号」を加える。

第三十七条第二項中「の相手国期間」の下に「（保険料納付済期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）」を加える。

第三十八条中「第四号」の下に「及び第十号」を加える。

第三十九条中「の相手国期間」の下に「（保険料納付済期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）」を加える。

第四十条中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はハンガリー協定」に改める。

第五十条に次の二号を加える。

十五 ハンガリー協定

十六 インド協定

第五十七条の二中「第二十四条の二に規定する」を「第二十四条の二各号に掲げる」に改める。

第六十一条に次の一号を加える。

九 インド協定

第七十一条中「の相手国期間」の下に「(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)」を加える。

第七十二条に次の一号を加える。

八 ハンガリー協定

第七十三条第一項、第三項及び第四項中「前条各号」の下に「(第八号を除く。)」を加える。

第七十四条の二中「ブラジル協定」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 ブラジル協定

二 インド協定

第七十四条の三中「ブラジル協定」を「前条各号に掲げる社会保障協定」に改め、「の相手国期間」の下に「(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)」を加える。

第七十六条中「の相手国期間」の下に「(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)」を加える。

第七十七条第一項及び第三項中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はハンガリー協定」に改める。

第八十四条第二項中「ブラジル協定」を「第七十四条の二各号に掲げる社会保障協定」に改め、「の相手国期間」の下に「(第三十三条各号に掲げる期間の計算の基礎となっている月に係るものを除く。)」を加え、同条第三項中「第七十二条各号」の下に「(第八号を除く。)」を加える。

第八十八条の二及び第九十二条の二中「第二十四条の二に規定する」を「第二十四条の二各号に掲げる」に改める。

第九十五条に次の二号を加える。

十三 ハンガリー協定第一条(c)に規定するハンガリーの法令

十四 インド協定第一条(c)に規定するインド共和国の法令

第九十六条に次の一号を加える。

五 ハンガリー協定

第九十六条の二中「ドイツ協定」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 ドイツ協定

二 スイス協定

三 ハンガリー協定

第九十七条に次の二号を加える。

十三 ハンガリー協定

十四 インド協定
第九十八条の表に次のように加える。

十三	ハンガリー協定第二十六条	ハンガリー実施機関
十四	インド協定第二十三条	インド実施機関

第百一条の三中「第二十四条の二に規定する」を「第二十四条の二各号に掲げる」に改め、同条を第百一条の四とし、第百一条の二の次に次の一条を加える。

(老齢基礎年金の額の加算等に関する特例)

第百一条の三 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、発効日(発効日が国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)の施行の日(以下この条において「平成二十二年改正法施行日」という。))より後の日である社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。)において法第十一条第一項の規定により老齢基礎年金を受け権利を取得したものであるについては、発効日を平成二十二年改正法施行日とみなして、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十二年政令第九十四号)第七条、第九条及び第十条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條第一項	国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)の施行の日(以下「施行日」という。)	社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この項において同じ。)の効力発生の日(二以上の相手国期間(同条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この項において同じ。))を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に同じ当該社会保障協定の効力発生の日。以下この条において「発効日」という。)
第七條第一項第一号	施行日	発効日
第七條第二項	施行日において 国民年金法等の一部を改正する法律	発効日において 社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この条において同じ。))の効力発生の日(

2 大正十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、発効日において相手国期間を有し、かつ、老齢基礎年金の受給権を有しないものについては、発効日を平成二十二年改正法施行日とみなして、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第八条から第十条までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條第三項	施行日	<p>（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）</p> <p>二以上の相手国期間（同法第二条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この条において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に應じ当該社会保障協定の効力発生日。以下この条において「発効日」という。）</p>
第十條	協定実施特例政令の	<p>協定実施特例政令（第百一条の三を除く。）の</p>
第八條第一項	六十五歳に達した日において	<p>社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この条において同じ。）の効力発生日（二以上の相手国期間（同法第二条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この条において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に應じ当該社会保障協定の効力発生日。以下この条において「発効日」という。）において</p>
第八條第四項	<p>施行日</p> <p>施行日において</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）</p>	<p>発効日</p> <p>発効日において</p> <p>社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この条において同じ。）の効力発生日（二以上の相手国期間（同法第二条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この条において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に應じ当該社会保障協定の効力発生日。以下この条において「発効日」という。）</p>
第八條第五項	施行日	<p>発効日</p>

第十條

協定実施特例政令の

協定実施特例政令（第百一條の三を除く。）の

第百四條第三項中「の相手国期間」の下に「（保険料納付済期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）」を加える。

第百五條中「第四号」の下に「及び第十号」を加える。

第百七條第三項中「の相手国期間」の下に「（保険料納付済期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）」を加える。

第百八條中「第四号」の下に「及び第十号」を加える。

第百十三條の二及び第百十五條の二中「第二十四條の二に規定する」を「第二十四條の二各号に掲げる」に改める。

第百十八條第三項中「の相手国期間」の下に「（第三十三條各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）」を加える。

第百十九條第一項及び第三項中「第七十二條各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第百二十二條第三項中「の相手国期間」の下に「（第三十三條各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）」を加える。

第百二十三條第一項及び第三項中「第七十二條各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第百二十七條第二項中「ブラジル協定」を「第七十四條の二各号に掲げる社会保障協定」に改め、「の相手国期間」の下に「（第三十三條各号に掲げる期間の計算の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）」を加え、同條第三項中「第七十二條各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第百三十四條の二及び第百三十九條の二中「第二十四條の二に規定する」を「第二十四條の二各号に掲げる」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第二條 社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二條中第二十六號を第二十八號とし、第二十五號を第二十七號とし、第二十四號の次に次の二号を加える。

二十五 ハンガリー協定 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定をいう。

二十六 インド協定 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定をいう。

第五條の二中「オーストラリア協定」を「次に掲げる社会保障協定」に改め、同條に次の各号を加える。

一 オーストラリア協定

二 ハンガリー協定

第八條に次の一号を加える。

五 ハンガリー協定

第十六條に次の一号を加える。

四 インド協定

第十七條中「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三條各号に掲げる期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除く。）」を加える。

第十八條に次の一号を加える。

八 ハンガリー協定

第十九条中「前条各号」の下に「(第八号を除く。)」を加える。

第二十二條中「第十八条各号」の下に「(第八号を除く。)」を加える。

第二十二條の二中「ブラジル協定」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 ブラジル協定

二 インド協定

第二十二條の三中「ブラジル協定」を「前条各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政令第三十三條各号に掲げる期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除く。)」を加える。

第二十三條中「第十八条各号」の下に「(第八号を除く。)」を加える。

第二十五條中「係る相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政令第三十三條各号に掲げる期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除く。)」を加える。

第二十六條中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はハンガリー協定」に改める。

第三十四條第二項中「ブラジル協定」を「第二十二條の二各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政令第三十三條各号に掲げる期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除く。)」を加え、同条第三項中「第十八条各号」の下に「(第八号を除く。)」を加える。

第四十條に次の二号を加える。

十三 ハンガリー協定第一条(c)に規定するハンガリーの法令

十四 インド協定第一条(c)に規定するインド共和国の法令

第四十條の二中「第五條の二に規定する」を「第五條の二各号に掲げる社会保障協定に係る」に改める。

第四十四條第二項第一号中「相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政令第三十三條各号に掲げる期間の算定の基礎となつてゐる月に係るものを除く。)」を加え、同項第二号中「第十八条各号」の下に「(第八号を除く。)」を加え、同項第四号イ中「第十八条」を「第十八条各号(第八号を除く。)」に改める。

(社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令の一部改正)

第三條 社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令(平成二十年政令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十七号とし、第二十四号の次に次の二号を加える。

二十五 ハンガリー協定 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定をいう。

二十六 インド協定 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定をいう。

第五條の二中「オーストラリア協定」を「次に掲げる社会保障協定」に改め、同条に次の各号を加える。

一 オーストラリア協定

二 ハンガリー協定

第八条に次の一号を加える。

五 ハンガリー協定

第十六条に次の一号を加える。

四 インド協定

第十七条中「係る相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。)

」を加える。

第十八条に次の一号を加える。

八 ハンガリー協定

第十九条中「前条各号」の下に「(第八号を除く。)」を加える。

第二十二條中「第十八条各号」の下に「(第八号を除く。)」を加える。

第二十二條の二中「ブラジル協定」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 ブラジル協定

二 インド協定

第二十二條の三中「ブラジル協定」を「前条各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政令第三十

三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。)」を加える。

第二十三條中「第十八条各号」の下に「(第八号を除く。)」を加える。

第二十五條中「係る相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。)

」を加える。

第二十六條中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はハンガリー協定」に改める。

第三十四條第二項中「ブラジル協定」を「第二十二條の二各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「(厚生年金等特

例政令第三十三條各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。)」を加え、同条第三項中「第十八条各号」の下に「(第

八号を除く。)」を加える。

第四十条に次の二号を加える。

十三 ハンガリー協定第一条(c)に規定するハンガリーの法令

十四 インド協定第一条(c)に規定するインド共和国の法令

第四十条の二中「第五条の二に規定する」を「第五条の二各号に掲げる社会保障協定に係る」に改める。

第四十四條第二項第一号中「相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政令第三十三條各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るも

のを除く。)」を加え、同項第二号中「第十八条各号」の下に「(第八号を除く。)」を加え、同項第四号イ中「第十八条」を「第十八条各号

(第八号を除く。)」に改める。

(社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令の一部改正)

第四条 社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成二十年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号の八の次に次の二号を加える。

十七の九 ハンガリー協定 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定をいう。

十七の十 インド協定 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定をいう。

第七条の二中「オーストラリア協定」を「次に掲げる社会保障協定」に改め、同条に次の各号を加える。

一 オーストラリア協定

二 ハンガリー協定

第十条に次の一号を加える。

五 ハンガリー協定

第十八条に次の一号を加える。

四 インド協定

第十九条中「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。

）を加える。

第二十条に次の一号を加える。

八 ハンガリー協定

第二十一条中「前条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第二十四条中「第二十条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第二十四条の二中「ブラジル協定」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 ブラジル協定

二 インド協定

第二十四条の三中「ブラジル協定」を「前条各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十

三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加える。

第二十五条中「第二十条各号」の下に「（第八号を除く。）」を加える。

第二十七条中「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。

）を加える。

第二十八条中「又はスイス協定」を「、スイス協定又はハンガリー協定」に改める。

第三十六条第二項中「ブラジル協定」を「第二十四条の二各号に掲げる社会保障協定」に改め、「係る相手国期間」の下に「（厚生年金等特

例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。）」を加え、同条第三項中「第二十条各号」の下に「（第

八号を除く。）」を加える。

第四十二条に次の二号を加える。

十三 ハンガリー協定第一条(c)に規定するハンガリーの法令

十四 インド協定第一条(c)に規定するインド共和国の法令

第四十二条の二中「第七条の二に規定する」を「第七条の二各号に掲げる社会保障協定に係る」に改める。
第四十六条第二項第一号中「相手国期間」の下に「(厚生年金等特例政令第三十三条各号に掲げる期間の算定の基礎となっている月に係るものを除く。)」を加え、同項第二号及び第四号イ中「第二十号各号」の下に「(第八号を除く。)」を加える。

(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正)

第五条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条を削り、附則第一条第一号中「並びに次条の規定」及び「(以下「ブラジル協定」という。)」を削り、同条第二号中「(以下「スイス協定」という。)」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

附則

(施行期日)

一 この政令は、次の各号に掲げる規定(ことに、それぞれ当該各号に定める日から施行する)。

一 第一条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第二条に二号を加える改正規定(同条第五十五号に係る部分に限る。)、同令第九条第一項ただし書及び第十条の二第一項ただし書の改正規定、同令第二十一条第一項に二号を加える改正規定(同項第十号に係る部分に限る。)、同令第二十四条の二の改正規定、同令第三十四条に一号を加える改正規定、同令第三十五条、第三十八条及び第四十条の改正規定、同令第五十条に二号を加える改正規定(同条第十五号に係る部分に限る。)、同令第五十七条の二の改正規定、同令第七十二条に一号を加える改正規定、同令第七十三条第一項、第三項及び第四項、第七十七条第一項及び第三項、第八十四条第三項並びに第八十八条の二及び第九十二条の二の改正規定、同令第九十五条に二号を加える改正規定(同条第十三号に係る部分に限る。)、同令第九十六号に一号を加える改正規定、同令第九十六条の二の改正規定、同令第九十七条に二号を加える改正規定(同条第十三号に係る部分に限る。)、同令第九十八条の表に次のように加える改正規定(同表十三の項に係る部分に限る。)、同令第一百一条の三の改正規定、同条を同令第一百一条の四とし、同令第一百一条の二の次に一号を加える改正規定並びに同令第二百五条、第八十八条、第九十三条の二及び第九十五条の二、第九十九条第一項及び第三項、第二百二十三条第一項及び第三項、第二百二十七条第三項並びに第三百三十四条の二及び第九十九条の二の改正規定、第二条中社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令第二条及び第五条の二の改正規定、同令第八条に一号を加える改正規定、同令第十八条に一号を加える改正規定(同条第十三号に係る部分に限る。)、並びに同令第四十条の二並びに第四十四条第二項第二号及び第四号イの改正規定、第三条中社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令第二条及び第五条の二の改正規定、同令第八条に一号を加える改正規定、同令第十八条に一号を加える改正規定、同令第十九条、第二十二條、第二十三条、第二十六条及び第三十四条第三項の改正規定、同令第四十条に二号を加える改正規定(同条第十三号に係る部分に限る。)、並びに同令第四十条の二並びに第四十四条第二項第二号及び第四号イの改正規定、第四条中社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第二条第十七号の八の次に二号を

加える改正規定（同条第十七号の九に係る部分に限る。）、「同令第七条の二の改正規定、同令第十条に一号を加える改正規定、同令第二十条に一号を加える改正規定、同令第二十一条、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第三十六条第三項の改正規定、同令第四十二条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）並びに同令第四十二条の二並びに第四十六条第二項第二号及び第四号イの改正規定並びに第五条の規定並びに次項の規定 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日

（効力発生の日）平成二十六年一月一日）

二 前号に掲げる規定以外の規定 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の効力発生の日
（経過措置）

2 第五条の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令附則第二条又は第三条の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第九十四号。以下この項において「平成二十二年経過措置政令」という。）第七条第一項又は第八条第一項の規定による加算額に相当する部分又は老齢基礎年金は、それぞれ第一条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第一百一条の三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する平成二十二年経過措置政令第七条第一項又は第八条第一項の規定による加算額に相当する部分又は老齢基礎年金とみなす。

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条」に、「第五十三条」を「第五十三条の八」に、「第三節 長期給付」の第一款 通則（第七十二条―第七十五条）／第二款 退職共済年金（第七十六条―第八十条の二）／第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条―第八十七条の七）／第四款 遺族共済年金（第八十八条―第九十三条の四）／第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五―第九十三条の十）／第六款 被扶養配偶者である期間についての特例（第九十三条の十三―第九十三条の十七）／を「第三節 長期給付（第七十二条―第九十三条）」に改める。

第一条の二を削る。

第二条第三項中「第八十一条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第四十七条第二項」に、「該当する」を「該当する程度」に改める。

第三条第三項中「第七十二条第一項各号に掲げる」を「第七十二条第一項に規定する」に改め、同条第四項中「介護納付金」という。の下に、「厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）」を加える。

第六条第一項第六号中「（第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。）」を削る。

第十三条の二中「（短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。）」を削り、「正当な理由がなく漏らして」を「漏らし、又は盗用して」に改める。

第二十一条第一項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第二項第一号中「業務（の下に「厚生年金拠出金の納付及び厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金（以下この号において「厚生年金交付金」という。）の受入れ、」を加え、同号イ中「決定」を「裁定」に改め、同号ロ中「基礎年金拠出金の納付及び」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに」に、「を含む」を「その他の政令で定める費用をいう」に改め、同号ハ中「第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二」に改め、同号トを同号チとし、同号へを同号トとし、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 厚生年金拠出金の納付及び厚生年金交付金の受入れ

第二十四条第一項第六号中「決定」を「裁定」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第二十四条第三項中「第一項第七号及び第八号」を「第一項第八号」に改める。

第三十五条の二の見出しを「（長期給付に充てるべき積立金の積立て）」に改め、同条第一項中「長期給付（の下に「厚生年金拠出金及び」を加え、「及び」を「の納付並びに」に、「を含む」を「の拠出を含む」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条中「第十三条まで、第十四条から」を削り、「連合会」との下に、「第十三条の二中「組合の事務」とあるのは「連合会の役員若しくは連合会の事務」と、「従事していた」とあるのは「これらの者であった」と」を加える。

第三十八条第二項ただし書中「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」に改める。

第四十一条の見出しを「（給付の決定及び裁定）」に改め、同条第一項中「給付を」を「短期給付を」に改め、「（以下「受給権者」という。）」及び「（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）」を削り、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、同条に次の一項を加える。

3 長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

第四十二条から第四十五条までを次のように改める。

第四十二条から第四十五条まで 削除

第四十六条第一項中「掛金」を「第百条第一項に規定する掛金等」に、「同項」を「第百一条第三項」に改める。

第四十七条から第五十条までを次のように改める。

第五十二条の二中「前二条」を「第五十一条及び第五十二条」に、「第四十二条第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同条を第五十二条の四とする。

第五十二条の次に次の二条を加える。

（標準報酬）

第五十二条の二 標準報酬の等級及び月額額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分（次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の月額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上一六五、〇〇〇円未満

第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上一七五、〇〇〇円未満
第一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上一八五、〇〇〇円未満
第二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上一九五、〇〇〇円未満
第三級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上二一〇、〇〇〇円未満
第四級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上二三〇、〇〇〇円未満
第五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上二五〇、〇〇〇円未満
第六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上二七〇、〇〇〇円未満
第七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上二九〇、〇〇〇円未満
第八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上三一〇、〇〇〇円未満
第九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上三三〇、〇〇〇円未満
第十級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上三五〇、〇〇〇円未満
第十一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上三七〇、〇〇〇円未満
第十二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上三九五、〇〇〇円未満
第十三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上四二五、〇〇〇円未満
第十四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上四五五、〇〇〇円未満
第十五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上四八五、〇〇〇円未満
第十六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上五一五、〇〇〇円未満
第十七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上五四五、〇〇〇円未満
第十八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上五七五、〇〇〇円未満
第十九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上六〇五、〇〇〇円未満
第二十級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上六三五、〇〇〇円未満
第二十一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上六六五、〇〇〇円未満
第二十二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上六九五、〇〇〇円未満
第二十三級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上七三〇、〇〇〇円未満
第二十四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上七七〇、〇〇〇円未満
第二十五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上八一〇、〇〇〇円未満
第二十六級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上八五五、〇〇〇円未満
第二十七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上九〇五、〇〇〇円未満
第二十八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上九五五、〇〇〇円未満

第二九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上一、〇五五、〇〇〇円未満
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上一、一一五、〇〇〇円未満
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上一、一七五、〇〇〇円未満
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

2 前項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

3 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

4 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。

5 第三項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第八項又は第十項及び第十一项若しくは第十二項及び第十三項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

6 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

7 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

8 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、財務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

9 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

10 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）

（）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百一十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三ヶ月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十二項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

12 組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三ヶ月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。

13 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

14 組合員の報酬月額が第三項、第六項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。（標準期末手当等の額の決定）

第五十二条の三 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬の月額の区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。

2 前条第十四項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

第五十三条の見出しを「（被扶養者に係る届出及び短期給付）」に改め、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、第四章第二節第一款中同条の次に次の七条を加える。

（支払未済の短期給付の受給者の特例）

第五十三条の二 短期給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき短期給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、その支払未済の短期給付を支給する。

2 前項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その短期給付は、その人数によつて等分して支給する。この場合において、その短期給付の全額をその一人に支給することができるものとし、その一人にした支給は、全員に対してしたもののみならず。

(不正受給者からの費用の徴収等)

第五十三条の三 偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その短期給付に要した費用に相当する金額(その短期給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金(第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)に相当する額を控除した金額)の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医(第五十八条第一項に規定する保険医をいう。)又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その短期給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、短期給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(損害賠償の請求権)

第五十三条の四 組合は、給付事由(第七十条第一項又は第七十一条の規定による短期給付に係るものを除く。)が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で、短期給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、短期給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、短期給付をしないことができる。

(短期給付を受ける権利の保護)

第五十三条の五 この法律に基づく短期給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、休業手当金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十三条の六 租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、休業手当金については、この限りでない。

(短期給付の制限)

第五十三条の七 この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

2 第五十三条の二の規定により支給する支払未済の短期給付（以下この項及び第百十一条第三項において「支払未済給付」という。）を受けるときは、組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病氣の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十三条の八 組合がこの法律に基づく短期給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。第五十五条第一項第二号中「地方の組合」を「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改める。

第五十九条第一項中「及び第八十七条の五第一項」を削る。

第六十六条第四項中「について障害共済年金」を「について厚生年金保険法による障害厚生年金」に改め、同項ただし書中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に改め、同条第五項中「について障害一時金」を「について厚生年金保険法による障害手当金」に、「当該障害手当金」に改め、同条第六項中「この法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法」及び「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「国民年金法による退職又は」を「国民年金法による」に改め、同条第七項中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「障害一時金」を「障害手当金」に、「年金保険者」を「年金支給実施機関」に改め、同条第八項中「年金保険者」を「年金支給実施機関」に改める。

第七十条に次の三項を加える。

2 前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

一 配偶者及び子

二 父母

三 孫

四 祖父母

3 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実

父母の実父母の順とする。

4 第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。

第七十一条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四章第三節第一款から第六款までの款名を削る。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 この法律における長期給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付とする。

一 老齢厚生年金

二 障害厚生年金及び障害手当金

三 遺族厚生年金

2 長期給付に関する規定は、次の各号のいずれかに該当する職員（政令で定める職員を除く。）には適用しない。

一 任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員

二 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条の規定により国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員

3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

第七十二条の二から第七十二条の六までを削る。

第七十三条から第九十三条までを次のように改める。

第七十三条から第九十三条まで 削除

第九十三条の二から第九十三条の十七までを削る。

第九十四条から第九十七条までを次のように改める。

第九十四条 第一百一条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことができる。

第九十五条から第九十七条まで 削除

第九十九条第一項中「組合の給付」を「組合の短期給付」に、「介護納付金並びに基礎年金拠出金」を「並びに介護納付金」に、「組合の事務」を「短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務」に、「を含む。第三項」を「（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含み、第四項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。以下この項及び次項」に、「のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に」を「は、次に」に改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

第九十九条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第一号中「費用」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第二号を削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「及び国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び行政執行法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「及び」を削り、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「行政執行法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第五項中「及び国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「国の負担金」とあるのは、「に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。」

3 組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

第百条の見出しを「（掛金等）」に改め、同条第一項中「掛金は」を「掛金等（掛金及び組合員保険料（厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員たる厚生年金保険の被保険者が負担する厚生年金保険の保険料をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は」に改め、同条第二項中「」の掛金」を「」の掛金等」に改め、同項ただし書中「長期給付に係る掛金」を「組合員保険料」に、「地方の組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」に、「掛金は」を「組合員保険料は」に改め、同条第三項中「（第九十九条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会）」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第百条の二の見出しを「（育児休業期間中の掛金等の特例）」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に改める。

第百条の二の二の見出しを「（産前産後休業期間中の掛金等の特例）」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に改める。

第百一条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「掛金」を「掛金等」に改め、「国家公務員退職手当法」の下に「（昭和二十八年法律第百八十二号）」を加え、同条第三項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第四項中「第九十九条第二項第二号に規定する掛金」を「掛金等のうち組合員保険料」に改め、同条第五項中「掛金の」を「掛金等の」に、「当該掛金」を「当該掛金等のうち組合員保険料」に、「掛金」を「掛金等」に改める。

第百二条第一項中「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「第四項（同条第六項及び第七項）を「第五項（同条第七項及び第八項）」に、「」の規定」を「」並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定」に、「金額（」を「金額（組合員に係るものに限るものとし、」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に改め、同条第四項中「第九十九条第二項第二号から第四号まで」を「第九十九条第二項第三号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「第二十四条第一項第七号に規定する長期給付」を「長期給付（基礎年金拠出金を含む。）」に改め、「限る。」「」の下に「並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用」を、「負担すべき金額」の下に「（組合員に係るものに限る。）」を加える。

第二百二条の二中「長期給付に要する費用」の下に「(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ。)」を、「」に要する費用」の下に「(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。)」を加える。第二百二条の三第一項中「いずれにも」を「二以上に」に、「ときは、当該各号」を「ときは、当該二以上の各号」に改め、同項第一号中「独自給付費用」を「調整対象費用」に、「すべて」を「全て」に、「標準報酬の月額合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額」を「厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額」に、「標準給与総額」を「標準報酬等総額」に改め、同項第二号中「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に改め、「この号」の下に「及び次号」を、「下回る場合」の下に「(次号に掲げる場合を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額に地方公務員等共済組合法第百六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額が地方の長期給付等に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額(以下この号において「地方の不足額」という。))が前事業年度の末日における地方の実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方の組合に係るものをいう。以下この号において同じ。))の額を上回る場合、地方の不足額から前事業年度の末日における地方の実施機関積立金の額を控除して得た額(当該控除して得た額が、限度額(前事業年度の末日における国の実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国家公務員共済組合連合会に係るものをいう。))の額から当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度における国の長期給付等に係る収入の額を加算した額をいう。))を超える場合にあつては、当該限度額)

第二百二条の三第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に、「長期給付(基礎年金拠出金を含む。次項において同じ。))に係る」を「厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第二号及び第三号」に、「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に、「長期給付に係る」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の」に改める。

第二百三条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項(第二号及び第三号を除く。))に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金」に改め、同条第二項中「決定」の下に「、処分」を加える。

第六十六条の見出しを「(組合又は連合会に対する通知等)」に改め、同条中「組合」を「組合(審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会)」に改める。

第六十一条第一項中「基く給付」を「基づく短期給付」に改め、「短期給付については」及び「長期給付については五年間」を削り、同条第三項中「遺族給付」を「支払未済給付」に改める。

第六十二条中「給付」を「短期給付」に改める。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

第六十四条中「受給権者」を「短期給付を受ける権利を有する者」に改める。

第百十四条の二を削る。

第百十五条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「給付及び掛金」を「短期給付及び掛金等」に改め、同項を同条とする。

第百十八条中「給付」を「短期給付」に改める。

第百二十四条の二第一項中「(第四十一条第二項の規定を除く。)」及び「、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」とを削り、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。」「とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」を「それぞれ第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))となるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))以下この項において同じ。))の規定により負担することとなる費用(同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付(基礎年金拠出金を含む。))に係るものに限る。))並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行人又は職員団体」に、「若しくは特定公庫等」を「又は特定公庫等」に改める。

第百二十四条の三中「別表第三」を「別表第二」に、「第九十九条第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「第四項の」を「第五項の」に、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改める。

第百二十六条の二第三項中「第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二」に改める。

第百二十六条の六中「規定による」を「定めるところにより行われる」に改める。

第百二十七条の二中「漏らした」を「漏らし、又は盗用した」に改める。

附則第六条の二及び第六条の三を削る。

附則第十一条の三中「「介護納付金並びに」を「並びに介護納付金」に、「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」を「、退職者給付拠出金並びに介護納付金」に改め、「、同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」と」を削る。

附則第十二条の二から第十二条の十三までを削る。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

附則第十三条の二から第十三条の十までを削る。

附則第十四条中「附則第十二条の二から前条までその他この附則に定めるもののほか、第四章第三節その他の」を削る。

附則第十四条の三第五項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

附則第二十条及び第二十条の二を削り、附則第二十条の二の二を附則第二十条とする。

附則第二十条の三第四項の表第八条第一項の項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改め、同表第九十九条第一項第一号及び第三号の項中「第九十九条第一項第一号及び第三号」を「第九十九条第一項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の

二第四項」に、「第四項の」を「第五項の」に改め、同表第九十九条第三項の項から第九十九条第五項の項までを次のように改める。

第九十九条第三項	を除く。)を含む	並びに附則第二十条の二第四項において読み替えて適用する第五項の規定による郵政会社等の負担に係るものを除く。)を含む
第九十九条第四項	若しくは独立行政法人国立印刷局	、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
第九十九条第五項	負担する	負担し、郵政会社等は政令で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する

附則第二十条の三第四項の表第一百一条第二項の項中「附則第二十条の四第一項」を「附則第二十条の三第一項」に改め、同表第二百二十二条の項中「附則第二十条の八第一項」を「附則第二十条の七第一項」に改め、同表第三百三十条の項中「附則第二十条の四」を「附則第二十条の三」に改め、同条を附則第二十条の二とし、附則第二十条の四を附則第二十条の三とし、附則第二十条の五を附則第二十条の四とする。

附則第二十条の六中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に、「第九十九条第四項」を「第九十九条第五項」に改め、同条を附則第二十条の五とする。

附則第二十条の七第一項中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改め、同条第二項中「附則第二十条の三第三項」を「附則第二十条の二第三項」に改め、同条を附則第二十条の六とする。

附則第二十条の八第一項及び第三項中「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、同条を附則第二十条の七とする。

附則第二十条の九第一項、第四項及び第六項から第八項までの規定中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の八とする。

附則第二十条の十第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の九とする。

附則第二十条の十一中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の十とする。

附則第二十条の十二中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を附則第二十条の十一とする。

附則第二十条の十三中「附則第二十条の三」を「附則第二十条の二」に改め、同条を附則第二十条の十二とする。

附則別表第一から附則別表第三までを削る。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

(平二五法六三・平二六法六七・一部改正)

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条―第二条」を「第一条・第二条」に、「第五十五条の二」を「第五十五条の九」に、「第三節 長期給付」の第一項 通則

(第七十四条―第七十七条)／第二款 退職共済年金(第七十八条―第八十三条)／第三款 障害共済年金及び障害一時金(第八十四条―

第九十八条)／第四款 遺族共済年金(第九十九条―第九十九条の九)／第五款 地方公共団体の長に対する長期給付の特例(第一百条―第

百四条) / 第六款 離婚等をした場合における特例(第一百五十一条―第一百七十条の六) / 第七款 被扶養配偶者である期間についての特例(第一百七十条の七―第一百七十条の十一) / 「第三節 長期給付(第七十四条―第一百七十条)」に、「第五章 福祉事業(第一百二十二条・第一百二十二条の二)」を「第五章 福祉事業(第一百二十二条・第一百二十二条の二)」 / 「第五章の二 実施機関積立金の管理及び運用(第一百二十二条の三―第一百二十二条の九)」に改める。

第一条の二を削る。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五 報酬 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

第二条第一項第六号中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同条第三項中「第八十四条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第四十七条第二項」に改め、「該当する」の下に「程度の」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

(組合の業務)

第三条の二 組合は、次に掲げる業務を行う。

- 一 短期給付の決定及び支払
 - 二 長期給付の裁定及び支払
 - 三 長期給付(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。)の負担を含む。)に充てるべき積立金の積立て
 - 四 業務上の余裕金及び厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金の管理及び運用
 - 五 掛金及び厚生年金保険法第八十一条第一項の規定による保険料の徴収
 - 六 前各号に定めるもののほか、厚生年金保険法その他の法律により組合が行うものとされた業務
- 2 組合は、前項に定めるもののほか、福祉事業を行うことができる。

第五条第一項第七号中「給付」を「短期給付及び長期給付」に改め、同項第八号中「(第三十八条の三第一項第七号に掲げる事項を除く。)」を削り、同条第二項中「及び指定都市職員共済組合(以下「都職員共済組合等」という。)」を削り、同条第五項中「地方職員共済組合等」を「警察共済組合」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六条中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合、指定都市職員共済組合」に改める。

第九条第二項中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合及び指定都市職員共済組合(以下「都職員共済組合等」という。)」に改める。

第十九条の二中「(短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。)」を削り、「正当な理由がなく漏らし」を「漏らし、又は盗用し」に改める。

第二十三条第一項中「地方公務員共済組合連合会(以下「指定都市職員共済組合、」を加える。

第二十四条中「組合(以下「指定都市職員共済組合、」を加え、「国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十四条の二第一項

に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）を「基礎年金拠出金」に改める。

第二十七条第一項中「市町村職員共済組合又は」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は」に、「すべての市町村職員共済組合及びすべての」を「全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村連合会の業務は、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち、第三条の二第一項第二号から第四号までに掲げる業務その他総務省令で定める業務とする。

第二十七条第三項第三号中「を管理する」を「の管理及び運用を行う」に改める。

第二十八条第一項第七号中「の決定及び支払」を削る。

第三十条第三項中「理事（」の下に「指定都市職員共済組合の第十三条第六項第一号に掲げる組合会の議員が選挙した理事、」を加え、「第十三条第六項第二号」を「同項第二号」に改める。

第三十八条第一項中「者について」の下に「、第十九条の二の規定は市町村連合会の役員若しくは市町村連合会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者について」を加える。

第三十八条の二第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者を除く。）との情報交換及び連絡調整を行うこと。

三 第五章の二に定めるところにより実施機関積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

第三十八条の二第二項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「又は」を「、又は」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四 長期給付積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

五 厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）を納付し、又は同法第八十四条の三に規定する交付金（以下「厚生年金交付金」という。）を受け入れること。

六 基礎年金拠出金を納付すること。

第三十八条の二第三項中「第百三十四条第八項」を「第百三十四条第十項」に改める。

第三十八条の三第一項第七号及び第八号を次のように改める。

七 厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者を除く。）との情報交換及び連絡調整に関する事項
八 第五章の二に定めるところにより行う実施機関積立金の運用状況の管理に関する事項

第三十八条の三第一項中第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 長期給付積立金に関する事項

十 厚生年金拠出金及び厚生年金交付金に関する事項

十一 基礎年金拠出金に関する事項

第三十八条の三第三項中「第一項第七号及び第九号」を「第一項第十二号」に改める。

第三十八条の八第一項中「長期給付」を「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。）の長期給付」に、「及び」を「を含む。」並びに厚生年金拠出金の納付及び」に改め、「を含む。」を削り、同条第二項中「（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）」を削る。

第三十八条の九第一項中「者について」の下に、「第十九条の二の規定は地方公務員共済組合連合会の役員若しくは地方公務員共済組合連合会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者について」を加える。

第四十条第二項ただし書中「国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」に改める。

第四十三条の見出しを「（給付の決定及び裁定）」に改め、同条第一項中「給付を」を「短期給付を」に改め、「（以下「受給権者」という。）」及び「（長期給付で市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、第七十七条、第九十九条、第四百四十四条の二十五、第四百四十四条の二十五の二及び第四百四十四条の三十において同じ。）」を削り、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、同条に次の一項を加える。

3 長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）が裁定する。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第四十四条から第四十七条まで 削除

第四十八条第一項中「掛金」を「第百十四条第一項に規定する掛金等」に改め、「において、」の下に「当該組合が」を加え、「同項の規定により」を「第百十五条第三項の規定により当該組合に対して」に改め、「があるときは」の下に「、当該組合は」を加え、同条第二項中「において、」の下に「組合が」を、「その者が」の下に「当該」を、「があるときは」の下に「、当該組合は」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、市町村連合会について準用する。この場合において、第一項中「組合」とあるのは「組合又は市町村連合会が」と、「当該組合は」とあるのは「当該組合又は当該市町村連合会は」と、前項中「組合」とあるのは「組合（市町村連合会を含む。以下この項において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第四十九条から第五十二条までを次のように改める。

第四十九条から第五十二条まで 削除

第五十四条中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（標準報酬）

第五十四条の二 標準報酬の等級及び月額、組合員の報酬月額に基づき次の区分（次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の月額、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上
第五級	一二六、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上
第七級	一四二、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上
第九級	一六〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上
第一級	一八〇、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円未満
第二級	一九〇、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上
第三級	一九五、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円未満
第四級	二〇〇、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上

第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九〇、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上

2 前項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額額の等級区

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三四級	七五〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第三七級	八八〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第三八級	九三〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上 一、〇五五、〇〇〇円未満
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上 一、一一五、〇〇〇円未満
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上 一、一七五、〇〇〇円以上

- 分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬月額額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 3 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
 - 4 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。
 - 5 第三項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第八項又は第十項及び第十一項若しくは第十二項及び第十三項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。
 - 6 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。
 - 7 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
 - 8 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。
 - 9 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
 - 10 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十二項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。
 - 11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

12 組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。

13 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

14 組合員の報酬月額が第三項、第六項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、第八項、第十項若しくは第十二項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。（標準期末手当等の額の決定）

第五十四条の三 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬の月額の区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。

2 前条第十四項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。
（短期給付の給付額の算定の基準となる標準報酬）

第五十四条の四 短期給付（第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき第五十四条の二第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）又は同項に規定する標準報酬の日額（以下「標準報酬の日額」という。）は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

第五十五条の見出し中「給付」を「短期給付」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「給付」を「短期給付」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四章第二節第一款中第五十五条の二を第五十五条の九とし、第五十五条の次に次の七条を加える。

（支払未済の短期給付の受給者の特例）

第五十五条の二 短期給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき短期給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、その支払未済の短期給付を支給する。

2 前項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その短期給付は、その人数によつて等分して支給する。この場合において、その短期給付の全額をその一人に支給することができるものとし、その一人にした支給は、全員に対してしたものみなす。

(不正受給者からの費用の徴収等)

第五十五条の三 偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その短期給付に要した費用に相当する金額(その短期給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金(第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)に相当する額を控除した金額)の全部又は一部を徴収することができる。2 前項の場合において、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医(第六十条第一項に規定する保険医をいう。)又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その短期給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、短期給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3 組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。(損害賠償の請求権)

第五十五条の四 組合は、給付事由(第七十二条第一項又は第七十三条の規定による短期給付に係るものを除く。)が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で、短期給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、短期給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、短期給付をしないことができる。

(短期給付を受ける権利の保護)

第五十五条の五 この法律に基づく短期給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、休業手当金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十五条の六 租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、休業手当金については、この限りでない。

(短期給付の制限)

第五十五条の七 この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病氣、負傷、死亡若しくは災害又はこれら直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病氣、負傷、死亡又は災害に係る短

期給付は、行わない。

2 第五十五条の二の規定により支給する支払未済の短期給付（以下この項及び第四百四十四条の二十三第三項において「支払未済給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病氣、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病氣の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病氣、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十五条の八 組合がこの法律に基づく短期給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第五十七条第一項第二号中「国の組合」を「国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改め、同条第二項第三号中「給料」を「報酬」に改める。

第六十一条第一項中「及び第九十六条第一項」を削る。

第六十八条第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削り、同条第四項中「について障害共済年金」を「について障害厚生年金（厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「障害共済年金の額（当該障害共済年金）」を「障害厚生年金の額（当該障害厚生年金）」に、「当該障害共済年金」を「当該障害厚生年金」に改め、同条第五項中「について障害一時金」を「について障害手当金（厚生年金保険法による障害手当金をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該障害一時金」を「当該障害手当金」に改め、同条第六項中「この法律、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済法」を削り、「による退職又は老齢」を「による老齢」に改め、同条第七項中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「障害一時金」を「障害手当金」に改める。

第六十九条第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削る。

第七十条中「の各号の一」を削り、「給料日額」を「標準報酬の日額」に、「百分の六十」を「百分の五十」に改める。

第七十条の二第一項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定により育児休業」を「育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。以下この項及び次項において同じ。）」に、「当該育児休業」を「当該育児休業等」に、「育児休業をする」を「育児休業等をする」に、「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」を削り、同条第二項中「育児休業（）」を「育児休業等（）」に、「当該育児休業」を「当該育児休業等」に改め、同条第三項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に相当する金額に政令で定める数値

を乗じて得た額」を削る。

第七十条の三第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削り、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第七十一条（見出しを含む。）中「給料」を「報酬」に改める。

第七十二条中「給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額」を「標準報酬の月額」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

一 配偶者及び子

二 父母

三 孫

四 祖父母

3 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の実父母の順とする。

4 第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。

第七十三条中「前条」を「前条第一項」に、「別表第一」を「別表」に、「給料に乘じて得た金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する」を「標準報酬の月額に乘じて得た」に改める。

第四章第三節第一款から第七款までの款名を削る。

第七十四条から第七七条までを次のように改める。

第七十四条 この法律における長期給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付とする。

一 老齢厚生年金

二 障害厚生年金及び障害手当金

三 遺族厚生年金

第七十五条から第七七条まで 削除

第七七条の二から第七七条の十一までを削る。

第七八条から第七十一条までを次のように改める。

第七八条 第七十五条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことができる。

第七九条から第七十一条まで 削除

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 実施機関積立金の管理及び運用

(地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針等)

第一百十二条の三 総務大臣は、厚生年金保険法第七十九条の四第一項又は第三項の規定により積立金基本指針(同条第一項に規定する積立金基本指針をいう。次条において同じ。)が定められ、又は変更されたときは、直ちに、これを内閣総理大臣及び文部科学大臣に通知するものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険法第七十九条の六第一項、第三項又は第七項の規定により管理運用の方針(同条第一項に規定する管理運用の方針をいう。以下この条及び次条において同じ。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、組合(第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。次項において同じ。)及び市町村連合会の意見を聴かなければならない。

3 地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針には、組合、市町村連合会及び地方公務員共済組合連合会(以下この章において「実施機関」という。)がそれぞれの実施機関積立金(厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。以下この章において同じ。)について長期的な観点から資産の構成を定めるに当たつて遵守すべき基準を定めるものとする。

4 総務大臣は、厚生年金保険法第七十九条の六第四項の規定により地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針を承認しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

(実施機関の基本方針)

第一百十二条の四 実施機関は、当該実施機関の実施機関積立金の管理及び運用が適切になされるよう、積立金基本指針及び地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針(以下この章において「管理運用方針等」という。)に適合するように、当該実施機関積立金の資産の構成に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した実施機関積立金の管理及び運用に係る基本的な方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 実施機関は、管理運用方針等が変更されたときその他必要があると認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。

3 実施機関は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。

4 主務大臣(総務大臣を除く。)は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

5 総務大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、当該実施機関の基本方針が地方公務員共済組合連合会の管理運用の方針に適合しているかどうかについて、地方公務員共済組合連合会の意見を聴くものとする。

6 実施機関(地方公務員共済組合連合会を除く。)は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを地方公務員共済組合連合会に送付するとともに、公表しなければならない。

7 主務大臣は、実施機関の基本方針が管理運用方針等に適合しなくなつたと認めるときは、当該実施機関に対し、基本方針の変更を命ずることがができる。

(実施機関積立金の管理及び運用)

第一百十二条の五 実施機関は、第二十五条(第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。)及び第三十八条の八

第四項の規定によるほか、管理運用方針等及び当該実施機関の基本方針に従つて、実施機関積立金の管理及び運用を行わなければならない。

(実施機関積立金の管理及び運用の状況に関する報告)

第一百十二条の六 実施機関（公立学校共済組合及び警察共済組合並びに地方公務員共済組合連合会を除く。）は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、実施機関積立金の管理及び運用の状況についての報告書（以下この条において「運用報告書」という。）を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに地方公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

2 公立学校共済組合及び警察共済組合は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、翌事業年度の五月三十一日までに主務大臣及び地方公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

3 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、当該運用報告書を第一項の規定により提出を受けた運用報告書の写しとともに総務大臣に提出しなければならない。

4 地方公務員共済組合連合会は、第一項及び第二項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、他の実施機関に対し、実施機関積立金の管理及び運用の状況について必要な報告を求めることができる。

(実施機関積立金の管理及び運用に対する措置)

第一百十二条の七 地方公務員共済組合連合会は、他の実施機関の実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等に適合しないと認めるときは、当該実施機関に対し、当該実施機関積立金の管理及び運用の状況を管理運用方針等に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

2 地方公務員共済組合連合会は、前項の規定による措置を求めたときは、その旨を総務大臣に通知するものとする。

3 総務大臣は、公立学校共済組合又は警察共済組合の実施機関積立金の管理及び運用の状況に関し前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その写しを主務大臣に送付するものとする。

4 主務大臣は、実施機関における実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等又は当該実施機関の基本方針に適合しないと認めるときは、当該実施機関に対し、その管理及び運用の状況を管理運用方針等及び当該実施機関の基本方針に適合させるために必要な措置をとることを命ずることができる。

5 主務大臣（総務大臣を除く。）は、実施機関に対して前項の規定による措置（管理運用方針等に適合させるために必要な措置に限る。）をとることを命じようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に通知するものとする。

6 総務大臣は、実施機関（公立学校共済組合及び警察共済組合に限る。）における実施機関積立金の管理及び運用の状況が管理運用方針等に適合しないと認めるときは、当該実施機関の主務大臣に対し、当該実施機関の実施機関積立金の管理及び運用の状況を管理運用方針等に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

(政令への委任)

第一百十二条の八 この章に定めるもののほか、実施機関積立金の管理及び運用に関し必要な事項は、政令で定める。

(運用職員に関する厚生年金保険法の準用)

第一百十二条の九 厚生年金保険法第七十九条の十から第七十九条の十二までの規定は、実施機関積立金の運用に係る行政事務に従事する文部科

学省及び警察庁の職員（政令で定める者に限る。）について準用する。

第百十三条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第四項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。

第百十三条第一項第二号中「次項第一号の二」を「次項第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第二号を削り、同項第一号の二を同項第二号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「の給付」を「の事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合の事業に要する費用で長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

第百十三条第六項を次のように改める。

6 地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

第百十三条第七項を削る。

第百十四条の見出しを「（掛金等）」に改め、同条第一項中「掛金は」を「掛金等（掛金及び厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員が被保険者として負担する保険料（以下「組合員保険料」という。）をいう。以下同じ。）は」に改め、同条第二項中「掛金を」を「掛金等」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、組合員保険料にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の組合員保険料は、徴収しない。

第百十四条第三項を次のように改める。

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合の定款で定める。

第百十四条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第百十四条の二の見出しを「(育児休業期間中の掛金等の特例)」に改め、同条第一項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業(以下この条において「育児休業等」という。)」を「育児休業等」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項を削る。

第百十四条の二の二(見出しを含む。)中「掛金」を「掛金等」に改める。

第百十五条第一項中「給料」を「報酬」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「掛金」を「掛金等」に、「給料」を「報酬」に改め、同条第三項中「給料」を「報酬」に、「掛金」を「掛金等」に、「行なわれない」を「行われない」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第五項中「市町村職員共済組合」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」に、「第百十三条第二項第二号に規定する掛金」を「掛金等のうち組合員保険料」に改め、同条第六項中「掛金のうち、」を「掛金等のうち」に、「当該掛金」を「当該掛金等のうち組合員保険料」に、「掛金を」を「掛金等を」に改める。

第百十六条第一項中「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項」に、「及び第四項」を「又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項」に、「職員団体が」を「職員団体(第三項において「地方公共団体等」という。)が」に、「第百十四条の二第一項」を「組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二」に、「掛金」を「掛金等」に改め、「並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「市町村職員共済組合」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」に、「第百十三条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号」を「第百十三条第四項第二号」に、「並びに同条第四項」を「及び同条第五項」に改め、「限る。)」の下に「並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用」を加え、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」を「地方公共団体等」に、「金額を」を「金額(組合員に係るものに限る。)」に改め、同項を同条第三項とする。

第百十六条の二中「長期給付に要する費用」の下に「(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。 次条第一項第一号において同じ。)」を、「」に要する費用」の下に「(厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。)」を加える。

第百十六条の三第一項中「いずれにも」を「二以上に」に、「ときは、当該各号」を「ときは、当該二以上の各号」に改め、同項第一号中「独自給付費用」を「調整対象費用」に、「すべての」を「全ての」に、「掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額」を「厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額」に、「掛金の標準となつた期末手当等の額」を「同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額」に、「標準給与総額」を「標準報酬等総額」に改め、同項第二号中「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に改め、「この号」の下に「及び次号」を、「下回る場合」の下に「(次号に掲げる場合を除く。)」を加え、同項に

次の一号を加える。

三 当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額に国家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額が国の長期給付等に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この号において「国の不足額」という。）が前事業年度の末日における国の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて国の組合に係るものをいう。以下この号において同じ。）の額を上回る場合、国の不足額から前事業年度の末日における国の実施機関積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（前事業年度の末日における地方の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方公務員共済組合連合会に係るものをいう。）の額から当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額を加算した額をいう。）を超える場合にあつては、当該限度額）

第百十六条の三第二項中「前項第二号」を「前項第二号及び第三号」に、「長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。次項において同じ。）に係る」を「厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第二号及び第三号」に、「長期給付に係る支出」を「長期給付等に係る支出」に、「長期給付に係る組合等」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の組合等」に改める。

第百十七条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金」に改め、同条第二項中「決定」の下に「処分」を加える。

第百十八条第一項及び第三項中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合」に改める。

第百二十条中「長期給付で」を「指定都市職員共済組合、」に、「ものに係る審査請求」を「審査請求のうち長期給付に係るもの」に改める。

第百二十二条中「及び受給権者」を「又は短期給付若しくは長期給付を受ける権利を有する者」に改める。

第百三十九条を次のように改める。

（外国で勤務する組合員についての特例）

第百三十九条 外国で勤務する組合員に対するこの法律の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

第百四十条第一項中「（第四十三条第二項の規定を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合においては、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）は、」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「公庫等」と、同条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「公庫等」とする。

この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和

二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは「組合の」とする。

第百四十一条第三項中「第百十三条第三項」を「第百十三条第四項」に、「次条第一項」を「第百四十二条第一項」に改める。
 第百四十一条の二中「と」、「組合の」を「と」、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六条第三項」と、「組合の」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを「第六章」に改める。

第百四十一条の三中「と、第四章」を「と」、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六条第三項」と、「第四章」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを「第六章」に改める。
 仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを「第六章」に改める。

第百四十一条の四中「と」、「組合の」を「と」、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六条第三項」と、「組合の」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを「第六章」に改める。
 第百四十二条第二項の表を次のように改める。

<p>第二条第一項第五号</p>	<p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの</p>
<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与(報酬に該当しない給与に限る。)及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの(報酬に該当しない給与に限る。)とし、その他の職員については、こ</p>

第四十三条第二項	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第二項	れらに準ずる給与 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十九号）第一条の二
第五十四条の二十第十項	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）第三条第一項
第七十条の二第二項	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百十一号）第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業、裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百十一号）第二条第一項の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項
第七十条の三第一項	その子の出生した日以後労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十九条の規定による特別休暇（出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。）の期間
第七十条の三第二項	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたもの	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第二十条第一項に規定する介護休暇又はこれに準ずる休暇として政令で定めるもの
第百十三条第一項	地方公共団体	国
第百十三条第二項各号列記以外の部分	地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつて	国の

<p>第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで 第百十五条第二項</p>	<p>は、都道府県。以下この条において同じ。）の 地方公共団体</p>	<p>国</p>
<p>第百十六条第一項</p>	<p>地方自治法第二百四条第二項に規定する 地方公共団体の機関</p>	<p>国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく 国の機関</p>
<p>第百三十八条</p>	<p>規定により地方公共団体 職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。） 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県） 任命権者又は 又は地方公共団体の事務又は 政令で定める場合を除く。）</p>	<p>国 職員団体 任命権者若しくは 若しくは地方公共団体の事務若しくは 政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>
<p>第百四十条第一項</p>	<p>当該公庫等職員 （公庫等職員） 公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等という。）以下この条において同じ。）は</p>	<p>当該公庫等職員又は特定公庫等役員 （公庫等職員又は特定公庫等役員） 公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等という。）以下この条において同じ。）又は特定公庫等（第百四十条第一項に規定する特定公庫等という。）以下この条において同じ。）は</p>

<p>第四百四十条第二項第二号 第四百四十条第三項</p>	<p>公庫等」と、 公庫等職員 含む。）</p>	<p>公庫等又は特定公庫等」と、 公庫等職員又は特定公庫等役員 含む。）</p>
<p>第四百四十四条の二第二項及び 第四百四十四条の三十一（ 見出しを含む。）</p>	<p>これらの他の公庫等職員 地方公共団体</p>	<p>国 公庫等職員又は特定公庫等役員</p>
<p>第四百四十二条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。 第四百四十三条第三項中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を、「第二十四条」の下に「（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。 第四百四十四条の三第一項中「この法律の規定（第二条第一項第二号、第四十二条（短期給付に係る部分に限る。））、第四十三条第二項、第四十四条第一項、第四十九条第二項及び第三項、第四十節第二節、第八十七条第四項、第九十条第二項ただし書、第九十九条の二第四項、第一百零二条第二項ただし書、第一百三十一条から第三項まで（短期給付に要する費用に係る部分に限る。）並びに同条第五項、第一百五十一条、第一百六十一条、第一百五十二条及び第一百六十二条を除く。）中長期給付及び福祉事業に係る部分」に改め、同条第二項の表を次のように改める。</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの</p>
<p>第二条第一項第五号 第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手</p>	<p>第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与</p>

第二条第二項	当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの	で、地方自治法第二百四十四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの
第四十八条第二項	前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号給付金（埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。）	前項第三号給付金
第百十三條第二項各号列記以外の部分	地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）	団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）
第百十三條第二項第三号	地方公共団体	団体

第百四十四条の九中「給料」を「報酬」に、「百分の一」を「百分の〇・八」に改める。

第百四十四条の十二第一項中「及び負担金（第百四十四条の二第一項及び第百四十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百四十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を」（第百十三條第二項第三号の掛金をいう。以下この条において同じ。）及び負担金（同号の負担金をいい、第百四十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料」に改め、同条第二項中「給与」を「報酬」に改め、「掛金」の下に「及び組合員保険料」を加え、同条第三項中「期末手当等」を「期末手当等（地方自治法第二百四十四条第二項に規定する退職手当に相当する手当を含む。以下この項において同じ。）を」に改め、「掛金」の下に「及び組合員保険料」を加え、同条第四項中「掛金」の下に「及び組合員保険料」を加える。

第百四十四条の十三から第百四十四条の十八までを次のように改める。

第百四十四条の十三から第百四十四条の十八まで 削除

第百四十四条の十九中「第二条第一項第五号の項」の下に「及び第二条第一項第六号の項」を加え、「同表第百十三條第二項第二号の項、第百十三條第二項第三号の項及び第百十三條第二項第四号の項」を「同表第百十三條第二項第三号の項」に改める。

第百四十四条の二十一中「第五条第四項及び第五項の規定は団体及び団体組合員に係る掛金に関する事項について、第百二十二條の規定は」を「第百二十二條の規定は、」に改める。

第百四十四条の二十二の見出しを「（健康保険法等との関係）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第百四十四条の二十三第一項中「基づく給付」を「基づく短期給付」に改め、「短期給付については」及び「長期給付については五年間

」を削り、同条第二項中「第四百四十四条の二十六第二項において同じ。）、」を「」及び」に改め、「その他前章の規定による徴収金」を削り、同条第三項中「遺族共済年金又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項において「遺族給付」という。）」を「支払未済給付」に改め、同項各号中「遺族給付」を「支払未済給付」に改め、同条第四項を削る。

第四百四十四条の二十四中「給付」を「短期給付」に改める。

第四百四十四条の二十四の二を削る。

第四百四十四条の二十五中「受給権者に」を「短期給付を受ける権利を有する者（以下この条において「受給権者」という。）に」に改める。

第四百四十四条の二十五の二を削る。

第四百四十四条の二十六第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同項を同条とする。

第四百四十四条の三十中「給付」を「短期給付」に改める。

第四百四十四条の三十二第二項中「給付」を「長期給付」に改める。

第四百四十五条中「規定による」を「定めるところにより行われる」に改める。

第四百四十六条の二中「第十九条の二」の下に「（第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「秘密を漏らし」を「秘密を漏らし、又は盗用し」に改める。

第四百四十八条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第一百十二条の四第六項の規定に違反して、公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第四百四十八条第四号中「第四百四十四条の二十七第五項」を「第一百十二条の四第七項、第一百十二条の七第四項又は第四百四十四条の二十七第五項」に改める。

附則第三条の二第一項中「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号。次項において「昭和四十九年法律第九十五号」という。）の公布の日から当該運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間」を「当分の間」に改め、同条第二項中「昭和四十九年法律第九十五号の公布の日から当該組合会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第十四条の二を次のように改める。

第十四条の二 削除

附則第十四条の三から第十四条の五までを次のように改める。

（市町村連合会が行う共同事業）

第十四条の三 市町村連合会は、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 構成組合（第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）の短期給付（第五十四条に規定する短期給付を除く。次号において同じ。）の掛金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次号において同じ。）

（）に係る不均衡を調整するための交付金（第五項において「調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業

二 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡（総務大臣が定める基準を超えるものをいう。）を調整するための交付金（第五項において「特別調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業

三 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業

四 前三号に掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業

2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人、第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

4 構成組合は、政令で定めるところにより、第二項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

5 調整交付金又は特別調整交付金の交付を受ける構成組合に係る第百十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第百十四条第三項の規定の適用については、これらの交付金は、掛金とみなす。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の四から第十四条の五まで 削除

附則第十四条の七中「昭和五十八年法律第五十九号の施行の日から附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第十七条の二中「同条第一項及び第三項」を「同条第一項中「及び次項」とあるのは「から第三項まで」と、同項及び同条第三項」に、「百分の五十（当該育児休業）」を「百分の五十（当該育児休業等）」に改める。

附則第十八条第五項中「特例退職掛金の標準となるべき給料」及び「掛金の標準となつた給料の額」を「標準報酬の月額」に、「掛金の標準となつた期末手当等」を「標準期末手当等」に改め、同条第八項中「第百十四条の二第一項」を「第百十四条の二」に改める。

附則第十九条から第二十八条までを次のように改める。

第十九条から第二十八条まで 削除

附則第二十八条の二から第二十八条の十三までを削る。

附則第三十一条の二第三項中「第百十四条第五項」を「第百十四条第四項」に改める。

第三十三条 削除

附則第三十三条の二を削る。

附則第三十四条中「及び第四項」を削り、「給料の総額」を「標準報酬の月額」に改める。

附則第三十四条の二を削る。

附則第四十条の三を次のように改める。

第四十条の三 削除

附則別表第一から附則別表第六までを削る。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

(平二五法四四・平二五法六三・平二六法一三・一部改正)

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第四条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の三」を「第二十五条」に、「掛金」を「掛金等」に、「第三十八条の二―第四十条」を「第三十九条・第四十条」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五条中「退職共済年金及び」を削る。

第十四条第一項並びに第二項第一号及び第三号中「給与」を「報酬」に改める。

第十七条第二項ただし書中「で第二十条第二項に規定する長期給付に相当する給付を行うもの」を削り、「厚生年金保険の被保険者」の下に「(加入者及び他の法律に基づく共済組合の組合員たる被保険者を除く。)」を加える。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「給与」を「報酬」に改める。

第二十二条の見出しを「(標準報酬月額)」に改め、同条第一項の表以外の部分中「標準給与の等級及び月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「区分」を「等級区分(次項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に改め、同項の表中「標準給与の等級」を「標準報酬月額の等級」に、「標準報酬月額」を「報酬

標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬

月額」に、「

を「

第三十級	六一〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第三十級	六一〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第三十一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円未満 六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満

第三十二級	六八〇、〇〇〇円		六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三十三級	七一〇、〇〇〇円		六九五、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満
第三十四級	七五〇、〇〇〇円		七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三十五級	七九〇、〇〇〇円		七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第三十六級	八三〇、〇〇〇円		八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第三十七級	八八〇、〇〇〇円		八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第三十八級	九三〇、〇〇〇円		九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第三十九級	九八〇、〇〇〇円		九五五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十級	一、〇三〇、〇〇〇円		一、〇〇五、〇〇〇円以上 一、〇五五、〇〇〇円未満
第四十一級	一、〇九〇、〇〇〇円		一、〇五五、〇〇〇円以上 一、一一五、〇〇〇円未満
第四十二級	一、一五〇、〇〇〇円		一、一一五、〇〇〇円以上 一、一七五、〇〇〇円未満
第四十三級	一、二一〇、〇〇〇円		一、一七五、〇〇〇円以上

「に改め、同条第十三項中「給与月額」を「報酬月額」に、「第二項、第五項」を「第三項、第六項」に、「第九項若しくは第十一項」を「第十項若しくは第十二項」に、「第七項」を「第八項」に、「給与を」を「報酬を」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第八項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「給与の支払」を「報酬の支払」に、「給与

の総額」を「報酬の総額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「標準給与」を「標準報酬月額」に、「給与に」を「報酬に」に、「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「第七項又は第九項及び第十項若しくは第十一項及び第十二項」を「第八項又は第十項及び第十一項若しくは第十二項及び第十三項」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十二条の二第二項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより前項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第二項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

第二十三条の見出しを「（標準賞与額の決定）」に改め、同条第一項中「標準賞与の額を」を「標準賞与額を」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、当該加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

第二十三条第二項中「前条第十三項」を「前条第十四項」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第二十四条第一項中「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条」に改め、「及び平均標準給与額（次条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十二条の二に規定する平均標準給与額をいう。）」を削り、同条第二項中「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に改め、同条第三項を削る。

第二十五条の表以外の部分中「及び長期給付」を削り、「第四十二条、第四十二条の二」を「及び第三項」に、「第五十条から第五十二条まで」を「第五十一条から第五十二条の三まで、第五十三条の六」に、「第九十六条及び第九十七条第四項」を「並びに第九十四条」に、「附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二、附則第十三条の九の五まで、附則第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二」を「並びに別表第一」に改め、「第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項」を削り、「附則第十二条第一項」を「並びに附則第十二条第一項」に改め、「附則第十二条の四の三、第四項並びに附則第十二条の六、第二項及び第三項」及び「あり、及び「連合会」と」を削り、「標準報酬」とあるのは「標準給与」を「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬日額」に改め、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、

「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」とを削り、同条の表第四十一条第一項の項中「（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第六百六条、第四百四条及び第百八条において同じ。）」を削り、同表第四十七条第二項の項を削り、同表第五十二条の二の項中「第五十二条の二」を「第五十二条の四」に、「前二条」を「第五十一条及び第五十二条」に、「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条」に、「第四十二条第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十三条の三第二項	第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この項において同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは健康保険法
	<p>又は健康保険法</p> <p>その保険医又は主治の医師</p>	<p>その学校法人等、保険医又は主治の医師</p>
<p>第二十五条の表第五十五条第一項第二号の項中「地方の組合」を「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改め、同表</p> <p>第五十五条第二項の項を次のように改める。</p> <p>第五十五条第二項</p>	<p>運営規則</p>	<p>共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。次項及び第六十八条において同じ。）</p>
<p>第二十五条の表第六十六条第六項の項を削り、同表第六十九条の項を次のように改める。</p> <p>第六十九条</p>	<p>金</p> <p>休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当</p>	<p>又は休業手当金</p>

第二十五条の表第七十三条の二第一項の項から第九十七条第一項の項までを削り、同表附則第十二条第五項の項中「の標準報酬」の下に「の月額」を加え、「の標準給与」を「の標準報酬月額」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に改め、「標準期末手当等」の下に「の額」を加え、「標準賞与」を「標準賞与額」に改め、同表附則第十三条の十第六項の項を削る。

第二十五条の二の前の見出し並びに同条及び第二十五条の三を削る。

第六章の章名中「掛金」を「掛金等」に改める。

第二十七条の見出しを「（掛金等）」に改め、同条第一項中「掛金」の下に「及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百

五号)第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。)を加え、同条第二項中「掛金は」を「掛金及び加入者保険料(以下「掛金等」という。)は」に改め、同条第三項中「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

第二十八条第二項から第五項までの規定中「掛金」を「掛金等」に改める。

第二十九条の見出しを「(掛金等の納付義務及び報酬からの控除等)」に改め、同条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「給与を」を「報酬を」に、「給与から」を「報酬から」に、「給与に」を「報酬に」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「標準賞与の額」を「標準賞与額及び厚生年金保険法による標準賞与額」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第四項中「給与」を「報酬」に改める。

第二十九条の二の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「掛金額」を「掛金等の額」に、「掛金完納」を「掛金等の完納」に改め、同条第四項中「掛金額」を「掛金等の額」に、「掛金は」を「掛金等は」に改め、同条第五項中「あたり、掛金額」を「当たり、掛金等の額」に改め、同条第六項中「掛金」を「掛金等」に改める。

第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条及び第三十四条第二項中「掛金」を「掛金等」に改める。

第三十六条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項(第一号及び第二号を除く。)に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等」に改め、「この法律」の下に「及び厚生年金保険法」を加え、同条第二項中「決定」の下に「処分」を加え、「診査又は処分」を「又は診査」に改める。

第三十八条中「係る組合」の下に「(審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会)」を加える。

第三十八条の三及び第三十九条を削る。

第三十八条の二の見出しを削り、同条を第三十九条とする。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十七条第一項中「給与等」を「報酬等」に改め、同条第二項中「法律」の下に「若しくは厚生年金保険法」を加える。

第四十七条の二及び第四十七条の三を削る。

第四十七条の四中「(事業団法第二十三条第一項第六号及び第八号並びに同条第三項第一号及び第二号の業務に限る。)」を削り、「漏らし」の下に「、又は盗用し」を加え、同条を第四十七条の二とする。

第五十二条中「第四十七条の四」を「第四十七条の二」に改め、「漏らし」の下に「、又は盗用し」を加える。

附則第二十一項を次のように改める。

21 前項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた者が勤務する私立学校の教職員等は、厚生年金保険法の規定の適用については、この法律による加入者でない者とみなす。

附則中第二十五項から第三十項までを削り、第三十一項を第二十五項とし、第三十二項を第二十六項とし、第三十三項を第二十七項とする。

附則第三十四項中「附則第三十三項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第二十八項とする。
附則第三十五項を附則第二十九項とし、附則第三十六項を附則第三十項とする。

附 則

(厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置)

第七条 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間は、それぞれ第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）とみなす。ただし、次に掲げる期間は、この限りでない。

- 一 改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 二 改正前地共済法附則第二十八条の十三の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 四 旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 五 旧地共済法第八十三条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 六 旧私学共済法第二十五条において準用する旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 七 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 八 昭和六十年地共済改正法附則第四十二条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 九 改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 十 前各号に掲げる期間に準ずる期間として政令で定めるもの

2 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項に規定する旧船員組合員であった期間又は前項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、同日前の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員であった期間につき厚生年金保険

の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間をもって第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間とする。

3 第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第二項に規定する新船員組合員であった期間又は第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第二項に規定する新船員組合員であった期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に五分の六を乗じて得た期間をもって第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間とする。

(改正前国共済法による職域加算額の経過措置)

第三十六条 改正前国共済法の退職共済年金のうち改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付及び改正前国共済法の障害共済年金のうち改正前国共済法第八十二条第一項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前支給要件規定」という。)は、旧国家公務員共済組合員期間を有する者(施行日において改正前国共済法による退職共済年金(改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金を除く。)又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。)について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定(障害を給付事由とする給付に係るものに限る。)は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下この項及び第四項並びに附則第三十七条の三において「初診日」という。)が施行日前にある傷病により障害の状態となった場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となった場合については、適用しない。

3 旧国家公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族(第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族(改正前国共済法附則第十二条の二の規定の適用を受ける場合を含む。))をいう。)があるときは、改正前国共済法の遺族共済年金のうち改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。)は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診日が施行日以後にある公務によらない傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合については、適用しない。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前

国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第三十七条の二及び第四十六条から第四十八条までにおいて「改正前国共済法による職域加算額」という。）については、第十項及び第十一項の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前国共済法第四十九条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前国共済法第五十条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前国共済法第七十七条第二項第一号中「組合員期間の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）の」と、同項第二号中「組合員期間の」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間」と、改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間」とするほか、改正前国共済法の規定の適用に關し必要な読替えその他改正前国共済法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が平成三十七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

平成三十七年十月一日から平成三十八年九月三十日まで	三十分の二十九
平成三十八年十月一日から平成三十九年九月三十日まで	三十分の二十八
平成三十九年十月一日から平成四十年九月三十日まで	三十分の二十七
平成四十年十月一日から平成四十一年九月三十日まで	三十分の二十六
平成四十一年十月一日から平成四十二年九月三十日まで	三十分の二十五
平成四十二年十月一日から平成四十三年九月三十日まで	三十分の二十四
平成四十三年十月一日から平成四十四年九月三十日まで	三十分の二十三
平成四十四年十月一日から平成四十五年九月三十日まで	三十分の二十二
平成四十五年十月一日から平成四十六年九月三十日まで	三十分の二十一
平成四十六年十月一日以降	三十分の二十

7 旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と当該期間に引き続く第二号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされたものを除く。次項において同じ。）とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前国共済法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

8 旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧国家公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と第二号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。）に係る改正前国共済法第七十七条第二項及び第八十九条第一項第一号ロ（2）の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

9 改正前国共済法による職域加算額は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

10 改正前国共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十七条第四項、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前国共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 改正前国共済法による職域加算額を受ける権利を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

（平二四法九六・一部改正）

（改正前国共済法による給付等）

第三十七条 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第三十一条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に關する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に關する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十七条第四項、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（平二四法九六・平二七法九・一部改正）

（追加費用対象期間を有する者の特例等）

第四十一条 改正前国共済施行法その他の政令で定める法令の規定により国家公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間（以下こ

の項及び附則第四十六条から第四十八条までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する者（改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）の受給権を有する者を除く。）については、国共済組合員等期間（第二号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項又は第二項の規定の適用があった場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。）を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、国家公務員共済組合連合会が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金については厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
（平二四法九六・一部改正）

（改正前地共済法による職域加算額の経過措置）

第六十条 改正前地共済法の退職共済年金及び障害共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前支給要件規定」という。）は、旧地方公務員共済組合員期間を有する者（施行日において改正前地共済法による退職共済年金（改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定（障害を給付事由とする給付に係るものに限る。）は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この項及び第四項並びに附則第六十一条の三において「初診日」という。）が施行日前にある傷病により障害の状態となった場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となった場合については、適用しない。

3 旧地方公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族（第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第二条第一項第三号に規定する遺族（改正前地共済法附則第十四条の二の規定の適用を受ける場合を含む。）をいう。）があるときは、改正前地共済法の遺族共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。）は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診

日が施行日以後にある公務によらない傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合については、適用しない。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第六十一条の二及び第七十二条から第七十四条までにおいて「改正前地共済法による職域加算額」という。）については、第十項及び第十一項の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前地共済法第五十一条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前地共済法第五十二条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前地共済法第七十九条第一項第二号イ中「組合員期間の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の」と、同号ロ中「組合員期間の」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間の」と、改正前地共済法第八十七条第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十九条の二第一項第一号イ（２）及びロ（２）並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間」とするほか、改正前地共済法の規定の適用に關し必要な読替えその他改正前地共済法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が平成三十七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号イ（２）及びロ（２）に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ（２）又はロ（２）の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

平成三十七年十月一日から平成三十八年九月三十日まで	三十分の二十九
平成三十八年十月一日から平成三十九年九月三十日まで	三十分の二十八
平成三十九年十月一日から平成四十年九月三十日まで	三十分の二十七
平成四十年十月一日から平成四十一年九月三十日まで	三十分の二十六
平成四十一年十月一日から平成四十二年九月三十日まで	三十分の二十五
平成四十二年十月一日から平成四十三年九月三十日まで	三十分の二十四
平成四十三年十月一日から平成四十四年九月三十日まで	三十分の二十三
平成四十四年十月一日から平成四十五年九月三十日まで	三十分の二十二
平成四十五年十月一日から平成四十六年九月三十日まで	三十分の二十一
平成四十六年十月一日以降	三十分の二十

7 旧地方公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続き旧地方公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧地方公

務員共済組合員期間と当該期間に引き続き第三号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされたものを除く。次項において同じ。）とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前地共済法第七十九条第一項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなす。

8 旧地方公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧地方公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧地方公務員共済組合員期間と第三号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続き旧地方公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続き旧地方公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。）に係る改正前地共済法第七十九条第一項第二号及び第九十九条の二第一項第一号ロ（2）の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

9 改正前地共済法による職域加算額は、組合が支給する。

10 改正前地共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前地共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 改正前地共済法による職域加算額を受ける権利を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

（平二四法九七・一部改正）

（改正前地共済法による給付等）

第六十一条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第五十五条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に關する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に關する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、組合が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（平二四法九七・平二七法九・一部改正）

(併給の調整の経過措置)

第六十一条の二 次の各号に掲げる退職等年金給付(地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十七号)第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条、附則第六十七条及び第七十五条の三において「新地共済法」という。))第七十六条に規定する退職等年金給付(新地共済法第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。)をいう。以下この項において同じ。)の受給権を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

一 新地共済法第七十六条第一号に掲げる退職年金 改正前地共済法による職域加算額(障害を給付事由とするものに限る。)又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の障害共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給を受けることができるとき。

二 新地共済法第七十六条第二号に掲げる公務障害年金 改正前地共済法による職域加算額又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているもの(以下この条において「旧職域加算額」という。)の支給を受けることができるとき。

三 新地共済法第七十六条第三号に掲げる公務遺族年金 改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額の支給を受けることができるとき。

2 次の各号に掲げる年金を受ける権利を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

一 改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち退職を給付事由とするもの 新地共済法第七十六条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

二 改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち障害を給付事由とするもの 新地共済法第七十六条に規定する退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

三 改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの 新地共済法第七十六条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

3 新地共済法第八十条第二項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

4 新地共済法第八十二条第三項の規定は、新地共済法第九十一条第三項前段又は第九十二条第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものの支給を受ける場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

5 新地共済法第九十三条第三項の規定は、同条第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものの支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(平二四法九七・追加)

(追加費用対象期間を有する者の特例等)

第六十五条 改正前地共済施行法その他の政令で定める法令の規定により地方公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間(以下この項及び附則第七十二条から第七十四条までにおいて「追加費用対象期間」という。)を有する者(改正前地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。))及び旧地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。))の受給権を有する者を除く。))については、地共済組合員等期間(第三号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項又は第二項の規定の適用があった場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。))を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定による老齡厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、組合が支給する。この場合において、同法の規定による老齡厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金については厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九七・一部改正)

(改正前私学共済法による職域加算額の経過措置)

第七十八条 改正前私学共済法の退職共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十七条第二項の規定により加算する同項各号に定める金額に相当する給付及び改正前私学共済法の障害共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十二条第一項の規定により加算する同項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。))による改正前その他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び第三項において「改正前支給要件規定」という。))は、旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者(施行日において改正前私学共済法による退職共済年金(改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金を除く。))又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。))について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に關し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族(次項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。))があるときは、改正前私学共済法の遺族共済年金のうち改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ及びロの規定により加算する同号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。))による改正前その他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び次項において「改正前遺族支給要件規定」という。))は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な読替えその他

改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

- 3 前二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に關する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前私学共済法第五条中「退職共済年金及び」とあるのは、「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」とするほか、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- （平二四法九八・一部改正）

（改正前私学共済法による給付）

第七十九条 施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に關する改正前私学共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（平二四法九八・平二七法九・一部改正）

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

- 8 退職共済年金の支給を受ける者が追加費用対象期間（施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）を有する更新組合員等である場合における同条の規定の適用については、同項中「並びに第十一条」とあるのは、「、第十一条並びに昭和六十年改正法附則第十六条第一項又は第四項」とする。
- 附則第十七条に次の一項を加える。

- 3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第七十八条第一項」とあるのは、「新法第七十八条第一項（同条第二項に定める金額について昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）」とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

- 2 前項（第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齡基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額（国民年金法の規定による老齡基礎年金が支給される場合には当該老齡基

礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。を控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって退職共済年金控除額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

5 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

6 第一項（第二号を除く。）の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項」とする。

附則第二十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条条第一項及び第二項」とする。

附則第三十一条第一項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、「支払われる長期給付」の下に「（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。）第二条の規定による改正後の共済法第七十二条第一項各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。）を加え、同項第一号中「費用（」の下に「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第五十七条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例)

第五十七条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額(次項において「控除前退職年金等の額」という。)が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、附則第三十五条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項又は第五十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額(次項において「退職年金等控除額」という。)を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第三十五条第三項(附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三十六条第三項(附則第三十九条において準用する場合を含む。)又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者(追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。)が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第五十七条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金(公務による障害年金を除く。以下この条において同じ。)の額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、附則第四十二条第二項又は第五十四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十二条第三項又は第五十七条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

5 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

6 第一項（第二号を除く。）の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項」とする。

附則第三十条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項」とする。

附則第三十三条第一項中「新共済法第百十三条第三項」を「地方公務員等共済組合法第百十三条第四項」に、「新施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「支払われる長期給付」の下に「（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。）第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十四条各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。）」を加え、同条第一号中「新共済法」を「平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第九十八条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例)

第九十八条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額(次項において「控除前退職年金等の額」という。)が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、附則第四十三条第一項及び第二項、附則第四十四条第一項及び第二項(附則第八十二条第一項においてその例による場合を含む。)、附則第六十三条第一項及び第二項、附則第六十四条第一項、附則第六十六条第一項、附則第七十二条第一項及び第二項、附則第七十三条第一項、附則第七十五条第一項、附則第八十六条第一項、附則第八十七条第一項及び第二項並びに附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額(次項において「退職年金等控除額」という。)を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第四十三条第四項、附則第四十四条第五項、附則第四十五条第三項、附則第六十三条第四項、附則第六十四条第四項、附則第六十六条第三項、附則第七十二条第四項、附則第七十三条第四項、附則第七十五条第三項、附則第八十六条第四項、附則第八十七条第五項又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者(追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。)が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第九十八条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金(公務による障害年金を除く。以下この条において同じ。)の額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、附則第四十八条第二項、附則第六十七条第一項、附則第七十六条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用

対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十八条第六項、附則第六十七条第四項、附則第七十六条第四項又は附則第九十八条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用する。
(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の特例)

第九十八条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金(公務による遺族年金を除く。以下この条において同じ。)の額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、附則第五十一条、附則第五十三条、附則第六十八条第一項、附則第六十九条第一項、附則第七十七条第一項、附則第七十八条第一項、附則第八十四条第一項、附則第八十八条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第五十六条、附則第六十八条第二項、附則第六十九条第三項、附則第七十七条第二項、附則第七十八条第三項、附則第八十四条第三項、附則第八十八条第三項又は附則第九十八条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 附則第九十八条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「支払う長期給付」を「支払う長期給付等(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する長期給付及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三十二条に規定する保険給付をいう。以下この項において同じ。)」に改め、同項第一号中「長期給付」を「長期給付等」に改める。

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。

第二章 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部

（設置）

第二条 大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十三条第一項に規定する基本方針（次号において単に「基本方針」という。）の案の作成に関すること。
- 二 基本方針の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、大会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第四条 本部は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部長、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進副本部長及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部員をもって組織する。

（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部長）

第五条 本部の長は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進副本部長）

第六条 本部に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部員）

第七条 本部に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）並びに大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（設置期限）

第十条 本部は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第十一条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第十二条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 基本方針

第十三条 内閣総理大臣は、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 大会の円滑な準備及び運営の推進の意義に関する事項
 - 二 大会の円滑な準備及び運営の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 三 大会の円滑な準備及び運営の推進に関し政府が講ずべき措置に関する計画
 - 四 前三号に掲げるもののほか、大会の円滑な準備及び運営の推進に関し必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第四章 大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

第一節 国有財産の無償使用

第十四条 国は、政令で定めるところにより、組織委員会が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産を、組織委員会又は当該施設を設置する者に対し、無償で使用させることができる。

第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

第十五条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

第三節 組織委員会への国の職員の派遣等

（組織委員会による派遣の要請）

第十六条 組織委員会は、大会の準備及び運営に関する業務のうち、スポーツに関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整、大会の会

場その他の施設の警備に関する計画及び選手その他の関係者の輸送に関する計画の作成、海外からの賓客の接遇その他国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員その他人事院規則で定める職員を除く。）をいう。以下同じ。）を組織委員会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、その派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請の手続は、人事院規則で定める。

（国の職員の派遣）

第十七条 任命権者は、前条第一項の規定による要請があつた場合において、スポーツの振興、公共の安全と秩序の維持、交通の機能の確保及び向上、外交政策の推進その他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、組織委員会との間の取決めに基つき、期間を定めて、専ら組織委員会における特定業務を行うものとして当該国の職員を組織委員会に派遣することができる。

2 任命権者は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該国の職員に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給に關する事項を明示しなければならない。

3 第一項の取決めにおいては、組織委員会における勤務時間、特定業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受ける全てのものをいう。第十九条第一項及び第二項において同じ。）その他の勤務条件及び特定業務の内容、派遣の期間、職務への復帰に關する事項その他第一項の規定による派遣の実施に当たって合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。

4 任命権者は、第一項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該国の職員の同意を得なければならない。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えないことができる。ただし、組織委員会からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該国の職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

6 第一項の規定により組織委員会において特定業務を行う国の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る同項の取決めに定められた内容に従つて、組織委員会において特定業務を行うものとする。

7 第一項の規定により派遣された国の職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、国の職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

8 第一項の規定による国の職員の特定業務への従事については、国家公務員法第四百四条の規定は、適用しない。

(職務への復帰)

第十八条 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

2 任命権者は、派遣職員が組織委員会における職員の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その派遣を継続することができないか又は適当でないとき認めるときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。

(派遣期間中の給与等)

第十九条 任命権者は、組織委員会との間で第十七条第一項の取決めをするに当たつては、同項の規定により派遣される国の職員が組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び組織委員会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

(国家公務員共済組合法の特例)

第二十条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条において「国共済法」という。)第四十一条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定(国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、派遣職員には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(国共済法第二条第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が派遣職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、派遣職員が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2 派遣職員に関する国共済法の長期給付に関する規定の適用については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国の負担金」とあるのは「、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第八条第一項に規定する組織委員会(以下「組織委員会」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「組織委員会の負担金及び国の負担金」と、

国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。」とあるのは「並びに同条第四項」と、「（同条第四項）」とあるのは「（同項）」と、「国、行政執行人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」とする。

5 前項の場合において組織委員会及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

（子ども・子育て支援法の特例）

第二十一条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、組織委員会を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

（国家公務員共済組合法等の適用関係等についての政令への委任）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

（一般職の職員の給与に関する法律の特例）

第二十三条 第十七条第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該国の職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、組織委員会における特定業務（当該特定業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。

（国家公務員退職手当法の特例）

第二十四条 第十七条第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該国の職員が退職した場合における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定の適用については、組織委員会における特定業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、第十七条第一項の規定による派遣の期

間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項の規定は、派遣職員が組織委員会から所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

（派遣後の職務への復帰に伴う措置）

第二十五条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（人事院規則への委任）

第二十六条 この法律に定めるもののほか、組織委員会において国の職員が特定業務を行うための派遣に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（防衛省の職員への準用等）

第二十七条 第十六条から前条までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他政令で定める職員を除く。）の派遣について準用する。この場合において、第十六条第一項中「国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者」と、同条第二項、第十七条第三項、第十八条第二項、第二十五条第一項及び前条（見出しを含む。）中「人事院規則」とあり、並びに第十九条第三項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「政令」と、第十七条第八項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、第十九条第二項ただし書中「研究員調整手当、住居手当」とあるのは「住居手当、営外手当」と、第二十三条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第二十五条第一項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第十七条第一項の規定により派遣された自衛官（次項において「派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

3 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条の規定は、派遣自衛官には、適用しない。

(組織委員会の役員及び職員 の地位)
第二十八条 組織委員会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第二五五号で平成二七年六月二五日から施行)

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五百九条及び第六十条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）

（国有財産の無償使用）

第一条 国が平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（以下「法」という。）第十四条の規定により無償で使用させることができる国有財産は、同条に規定する国有財産のうち次に掲げる施設又はその附属施設の用に供されるものとする。

- 一 競技施設
- 二 競技練習施設
- 三 駐車施設
- 四 事務所

五 前各号に掲げるもののほか、財務大臣が定めるもの

2 国が法第十四条の規定により国有財産を無償で使用させることができる者は、組織委員会（法第八条第一項に規定する組織委員会をいう。以下同じ。）若しくは公益財団法人日本武道館（昭和三十七年一月三十一日に財団法人日本武道館という名称で設立された法人をいう。）又は財務大臣が定める者とする。

3 国が法第十四条の規定により国有財産を無償で使用させることができるのは、平成三十三年三月三十一日までを限度とする。

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）

第二条 法第二十条第四項（法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。第一号において「読替え後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 組織委員会 当該派遣職員（法第十七条第七項（法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る読替え後の国共済法第九十九条第二項（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣職員に支給した報酬（読替え後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項若しくは第十一項又は同条第十三項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替え後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額
- 二 国 当該派遣職員に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例）

する特定業務をいう。)を公務とみなす。

3 派遣警察庁所属職員等は、地共済法第五章に規定する福祉事業を利用することができない。

4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四百二十二条第二項の表第二項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第四百十三号第二項各号列記以外の部分の項中「組合員の掛金及び地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第八条第一項に規定する組織委員会(以下「組織委員会」という。)及び国の負担金」と、同表中「」

「とあるのは」
 第百十三号第二項各号、第三項及び第四項
 地方公共団体
 国

「とあるのは」
 第百十三号第二項第二号及び第三号
 地方公共団体
 組織委員会及び国

「とあるのは」
 第百十三号第三項及び第四項
 地方公共団体
 国

「とあるのは」
 第百十六号第一項
 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員の団体
 組織委員会及び国の機関
 地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体
 組織委員会及び国

5 前項の規定により読み替えられた地共済法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法(第一号において「読替え後の地共済法」という。)第百十三号第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三号第二項(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会支給給与月額(その月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する給料の額に地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号。以下この号及び次項において「地共済令」という。)第二十三号第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等の額との合計額をいう。以下この号

において同じ。)を組織委員会支給給与月額と国支給給与月額(その月に法第十九条第二項ただし書の規定により国が当該派遣警察庁所属職員等に支給した給与(以下この号において「国支給給与」という。))のうち一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第五条第一項に規定する俸給に相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額と国支給給与のうち同法第十九条の四第一項に規定する期末手当に相当するものの額との合計額をいう。)との合計額で除して得た数に乗じて得た金額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

6 派遣警察庁所属職員等に関する地共済令第四十二条の規定の適用については、同条中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」とあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者/七の二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第十七条第七項に規定する派遣職員/」とする。

(派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の特例)

第五条 派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定の適用については、組織委員会を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。

(法第二十七条第一項に規定する政令で定める職員等)

第六条 法第二十七条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 臨時的に任用されている職員
 - 二 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生(防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十五条第一項又は第十六条第一項(第三号を除く。))の教育訓練を受けている者をいう。)又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。)
 - 三 自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員
 - 四 休職者
 - 五 停職者
 - 六 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)第二条第一項の規定により派遣されている職員
 - 七 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣されている職員
 - 八 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣されている職員
- 2 法第二十七条第一項において読み替えて準用する法第十六条第二項、第十七条第三項、第十八条第二項、第十九条第三項、第二十五条第一項及び第二十六条に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。

(法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例)
 第七条 法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)	第八條第五項	場合若しくは配偶者同行休業をした場合	場合、配偶者同行休業をした場合若しくは平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十七條第一項において準用する同法第十七條第一項の規定により派遣された場合
	第八條の三第五項	派遣職員及びという。	派遣職員、という。)及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十七條第一項において準用する同法第十七條第一項の規定により派遣された職員(以下「組織委員会派遣職員」という。)
		又は派遣先企業(同法 同じ。)	、派遣先企業(国と民間企業との間の人事交流に関する法律 同じ。)
	第十一條の四第三項、第十七條の十第二項及び第二十五條第七項	及び交流派遣職員 又は派遣先企業	、交流派遣職員及び組織委員会派遣職員 、派遣先企業又は組織委員会
	第十二條の五第五号ロ	派遣職員	派遣職員又は組織委員会派遣職員
	第十二條の六第六	及び派遣職員	、派遣職員及び組織委員会派遣職員

<p>自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）</p>	<p>三項 第五十六條第三号</p>	<p>隊員又は配偶者同行休業をした隊員</p>	<p>隊員、配偶者同行休業をした隊員又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七條第一項において準用する同法第十七條第一項の規定により派遣された隊員</p>
<p>国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十八号）</p>	<p>第一條</p>	<p>九 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四條第一項において準用する同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員</p>	<p>九 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四條第一項において準用する同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員 十 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七條第一項において準用する同法第十七條第一項の規定により派遣されている職員</p>
<p>防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）</p>	<p>第一條</p>	<p>九 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二條第一項の職員</p>	<p>九 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二條第一項の規定により派遣されている職員 十 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七條第一項において準用する同法第十七條第一項の規定により派遣されている職員</p>

		規定により派遣 されている職員	
--	--	--------------------	--

附 則 抄

一 (施行期日)
この政令は、法の施行の日(平成二十七年六月二十五日)から施行する。

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）

第二条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人ラグビーワールドカップ二十九組織委員会（平成二十四年五月十日に一般財団法人ラグビーワールドカップ二十九組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）が調達するラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

（組織委員会による派遣の要請）

第三条 組織委員会は、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に関する業務のうち、スポーツに関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整、ラグビーワールドカップ大会の会場その他の施設の警備に関する計画及び選手その他の関係者の輸送に関する計画の作成、海外からの賓客の接遇その他国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員その他人事院規則で定める職員を除く。）をいう。以下同じ。）を組織委員会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、その派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請の手続は、人事院規則で定める。

（派遣期間中の給与等）

第六条 任命権者は、組織委員会との間で第四条第一項の取決めをするに当たっては、同項の規定により派遣される国の職員が組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国の職員がその派遣前に従事していた職務及び組織委員会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。

(国家公務員共済組合法等の適用関係等についての政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）

第一条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（以下「法」という。）第七条第四項（法第十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。第一号において「読替後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により組織委員会（法第二条に規定する組織委員会をいう。以下同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 組織委員会 当該派遣職員（法第四条第七項（法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る読替後の国共済法第九十九条第二項（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣職員に支給した報酬（読替後の国共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額に算定に係る国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項若しくは第十一項又は同条第十三項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額
- 二 国 当該派遣職員に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例）

第二条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項		四の七 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員 五 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号から第四号の二まで又は前二号に掲げる者に準ずるもの
第十三条第一項第一号	若しくは受入先弁護士法人等が負担すべき	、受入先弁護士法人等 若しくは組織委員会（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第二条に規定する組織委員会をいう。次項において同じ。）が負担すべき

第十三条第二項	若しくは受入先弁護士法人等	、受入先弁護士法人等若しくは組織委員会
附則第八条第三項第一号	継続長期組合員	派遣職員（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第四条第七項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。第六項において同じ。）である組合員、継続長期組合員
附則第八条第六項	継続長期組合員	派遣職員である組合員、継続長期組合員

（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）

第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下この条において「地共済法」という。）第四十三条第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第四条第一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（以下この条及び次条において「派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（地共済法第四十二条第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をしたものとみなし、派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となったときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に同項第一号に規定する職員となったものとみなす。

2 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の長期給付に関する規定の適用については、組織委員会における特定業務（法第三条第一項に規定する特定業務をいう。）を公務とみなす。

3 派遣警察庁所属職員等は、地共済法第五章に規定する福祉事業を利用することができない。

4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員」とあるのは「及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、同表第四百十三条第二項各号列記以外の部分の項中「組合員の掛金及び地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の負担金」と、同表中「

項	第百十三条第二項各号、第三項及び第四項	地方公共団体	国
---	---------------------	--------	---

あるのは「

第百十三条第二項第二号及び第三号	地方公共団体	組織委員会及び国
第百十三条第三項及び第四項	地方公共団体	国

第百十六条第一項	地方公共団体	国
----------	--------	---

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国の機関
	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体	

5 前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（第一号において「読替後の地共済法」という。）第百十三条第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替後の地共済法第百十三条第二項（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会支給給与月額（その月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した読替後の地共済法第二条第一項第五号に規定する給料の額に地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下この号及び次項において「地共済令」という。）第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した読替後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等の額との合計額をいう。以下この号において同じ。）を組織委員会支給給与月額と国支給給与月額（その月に法第六条第二項ただし書の規定により国が当該派遣警察庁所属職員等に支給した給与（以下この号において「国支給給与」という。）のうち一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給に相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た額と国支給給与のうち同法第十九条の四第一項に規定する期末手当に相当するものの額との合計額をいう。）との合計額で除して得た数乗じて得た金額
 - 二 国 当該派遣警察庁所属職員等に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額
- 6 派遣警察庁所属職員等に関する地共済令第四十二条の規定の適用については、同条中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」とあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者／七の二 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員／」とする。

（派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の特例）
 第四条 派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、組織委員会を同法第六

十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。

(法第十四条第一項に規定する政令で定める職員等)

第五条 法第十四条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 臨時的に任用されている職員
- 二 防衛大学校若しくは防衛医科大学の学生(防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十五条第一項又は第十六条第一項(第三号を除く。))の教育訓練を受けている者をいう。又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。)
- 三 自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員
- 四 休職者
- 五 停職者
- 六 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第二条第一項の規定により派遣されている職員
- 七 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣されている職員
- 八 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員

2 法第十四条第一項において読み替えて準用する法第三条第二項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第三項、第十二条第一項及び第十三条に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。

(法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例)

第六条 法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)	第八条第五項	場合若しくは配偶者同行休業をした場合	場合、 配偶者同行休業をした場合若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣された場合
第八条の三第五項		派遣職員及び	派遣職員、

	<p>自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）</p>	<p>第五十六條第三号 第十二條の六第三項</p>	<p>隊員又は配偶者同行休業をした隊員 、派遣職員及び組織委員会派遣職員</p>
	<p>第九百二十條の十五 第三項</p>	<p>隊員及び交流派遣された隊員</p>	<p>隊員、交流派遣された隊員及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第十四條第一項において準用する同法第四條第一項の規定により派遣された隊員</p>
<p>国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）</p>	<p>第一條</p>	<p>九 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号） （第二十四條第一項） において準用する同法第七條第一項の規</p>	<p>九 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号） 第二十四條第一項において準用する同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員 十 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号） 第十四條第一項において準用する同法第四條第一項の規定により派遣されている職員</p>

防衛省と民間企業との間の 人事交流に関する政令（平 成十二年政令第三百八十八 号）	第一条	九 国際機関等に派遣 される防衛省の職員 の処遇等に関する法 律（平成七年法律第 百二十二号）第二条 第一項の規定により 派遣されている職員	九 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（ 平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣され ている職員 十 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二 十七年法律第三十四号）第十四条第一項において準用する同法第 四条第一項の規定により派遣されている職員
定により交流派遣さ れている職員			

附 則

この政令は、法の施行の日（平成二十七年六月二十五日）から施行する。

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）
附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五百九十九条及び第六十条の規定 公布の日

二 附則第八十七条中国民法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二十七条の五第二項第四号の改正規定並びに附則第一百七条、第九百九条及び第五百九十九条の二の規定 平成二十五年四月一日

三 附則第二十四条の規定、附則第九十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第六項の改正規定（「第二十一条第二項」を「第二十一条第七項」に改める部分に限る。）、附則第九十六条の規定、附則第九十八条中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百五号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに同法附則第五十七条の次に三条を加える改正規定、附則第一百条の規定、附則第一百零二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十九条及び第三十条の改正規定並びに同法附則第九十八条の次に三条を加える改正規定並びに附則第一百五條及び第一百五十二條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（平成二五年政令第二二五号で平成二五年八月一日から施行）

四 第三条中地方公務員等共済組合法附則第三条の二及び第十四条の七の改正規定 平成二十六年七月一日

五 第三条中地方公務員等共済組合法第二十三条第一項、第二十七条第一項及び第三十条第三項並びに附則第十四条の三から第十四条の五までの改正規定並びに附則第五十一条の規定 平成二十六年十二月一日
（平二四法九七・一部改正）

（検討）

第二条 この法律による公務員共済の職域加算額（第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（次項において「改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額並びに第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前地共済法」という。）による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものをいう。）の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による私学共済の職域加算額（第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第

七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額をいう。）の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成二十四年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。
(平二四法九六・一部改正)

第三条 削除

(平二四法九六)

(用語の定義)

第四条 この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 二 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 三 改正前国共済法 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。
- 四 改正前国共済施行法 附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百十九号）をいう。
- 五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百五号。以下附則第四十九条までにおいて「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
- 六 改正前地共済法 第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 七 改正前地共済施行法 附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百三十三号）をいう。
- 八 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 九 改正前私学共済法 第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。
- 十 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。附則第八条第一項において「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。
- 十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であった者のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前における当該組合員であった期間（改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。

十二 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間（改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。

十三 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者の施行日前における当該加入者であった期間（改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であった期間とみなされた期間を含む。）をいう。
（平二四法九六・一部改正）

（厚生年金保険の被保険者資格の取得の経過措置）

第五条 昭和二十年十月二日以後に生まれた者であり、かつ、施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者であつて、施行日において改正前厚生年金保険法第十二条第一号に掲げる者に該当するものうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用されるもの（施行日に同法第十三条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く。）は、施行日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

（厚生年金保険の被保険者期間の計算の特例）

第六条 前条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、平成二十七年十月に当該被保険者の資格を喪失したものに於いて、厚生年金保険法第十九条第二項本文の規定を適用する場合には、当該被保険者の資格を取得しなかつたものとみなす。

（厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置）

第七条 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間は、それぞれ第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）とみなす。ただし、次に掲げる期間は、この限りでない。

- 一 改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間
- 二 改正前地共済法附則第二十八条の十三の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間
- 三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間
- 四 旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた

場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

五 旧地共済法第八十三条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

六 旧私学共済法第二十五条において準用する旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

七 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
八 昭和六十年地共済改正法附則第四十二条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

九 改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

十 前各号に掲げる期間に準ずる期間として政令で定めるもの

2 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項に規定する旧船員組合員であった期間又は前項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、同日前の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員であった期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間をもって第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間とする。

3 第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第二項に規定する新船員組合員であった期間又は第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第二項に規定する新船員組合員であった期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に五分の六を乗じて得た期間をもって第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間とする。

（厚生年金保険の標準報酬に関する経過措置）

第八条 旧国家公務員共済組合員期間（昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項の規定により旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の各月の改正前国共済法による標準報酬の月額（昭和六十一年四月一日前の期間にあつては、昭和六十年国共済改正法附則第九条の規定の例により計算した額とする。）、旧地方公務員共済組合員期間（昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項の規定により旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の各月の改正前地共済法による掛金の標準となった給料の額（同日前の期間にあつては、昭和六十年地共済改正法附則第八条の規定の例により計算した額とする。）に政令で定める数値を乗じて得た額又は旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の改正前私学共済法による標準給与の月額（同日前の期間にあつては、昭和六十年私学共済改正法附則第四条の規定の例

により計算した額とする。)は、それぞれ第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

2 旧国家公務員共済組合員期間の期末手当等(改正前国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。)を受けた月における改正前国共済法による標準期末手当等の額、旧地方公務員共済組合員期間の期末手当等(改正前地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。)を受けた月における改正前地共済法による掛金の標準となった期末手当等の額又は旧私立学校教職員共済加入者期間の賞与(改正前私学共済法第二十一条第二項に規定する賞与をいう。)を受けた月における改正前私学共済法による標準賞与の額は、それぞれ第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の賞与(厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。)を受けた月における厚生年金保険法による標準賞与額とみなす。

(端数処理に関する経過措置)

第九条 改正後厚生年金保険法第三十五条第一項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う保険給付を受ける権利の裁定又は保険給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行う保険給付を受ける権利の裁定若しくは保険給付の額の改定又は長期給付を受ける権利の決定若しくは長期給付の額の改定については、なお従前の例による。

2 附則第八十七条の規定による改正後の国民年金法第十七条第一項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う給付を受ける権利の裁定又は給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行う給付を受ける権利の裁定又は給付の額の改定については、なお従前の例による。

(改正前国共済法等による従前の処分)

第十条 この附則に別段の規定があるものを除くほか、次に掲げる処分、手続その他の行為は、厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

- 一 改正前国共済法、旧国共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為
- 二 改正前地共済法、旧地共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為
- 三 改正前私学共済法、旧私学共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

(老齢厚生年金等の額の計算等の特例)

第十一条 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

一 改正前国共済法による退職共済年金(他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。)又は旧国共済法による退職年

金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）

二 改正前地共済法による退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。）又は旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）

三 改正前私学共済法による退職共済年金又は旧私学共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金

2 施行日の前日において前項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、計算の基礎としない。

3 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、第一項の規定にかかわらず、計算の基礎とする。

一 改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

二 改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金
（平二七法九・一部改正）

（改正前厚生年金保険法等による保険給付に関する経過措置）

第十二条 改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次条から附則第十六条までの規定を適用する場合を除き、改正前厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定であつてこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「改正前厚生年金保険法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法等の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前厚生年金保険法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（老齢厚生年金等の支給の停止に関する特例）

第十三条 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（次条第一項及び附則第十六条に規定する者を除く。）が厚生年金保険法の被保険者（施行日前から引き続き当該被保険者たる国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。）である日（改正後厚生年金保険法第四十六

条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。次項において「被保険者である日」という。）、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（施行日前から引き続き国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（次項において「国会議員等である日」という。）又は改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する七十歳以上の使用される者（施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。）である日が属する月（施行日の属する月以後の月に限る。）において、同項に規定する総報酬月額相当額（次項、次条第二項及び附則第十五条第二項において「総報酬月額相当額」という。）と改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する基本月額（次条第二項において「基本月額」という。）との合計額から支給停止調整額（改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する支給停止調整額をいう。次条第二項において同じ。）を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

2 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者（附則第十五条第一項及び第十六条に規定する者を除く。）が被保険者である日又は国会議員等である日が属する月（施行日の属する月以後の月に限る。）において、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する基本月額（以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」という。）との合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額（その額が、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額を超えるときは、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額とする。）に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

一 基本月額が支給停止調整開始額（改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整開始額をいう。以下この号から第四号までにおいて同じ。）以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額（改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の支給停止調整変更額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）以下であるとき 総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき 支給停止調整変更額と基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下であるとき 総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき 支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

第十四条 厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者（附則第十六条に規定する者を除く。）であつて、改正前国共済法の規定による退職

共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者（昭和二十五年十月一日以前に生まれた者に限る。）であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合には、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項中「老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ）」とあるのは「老齢厚生年金等の額の合計額（当該老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいい、第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額から改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額（以下この項において「調整前支給停止額」という。）を控除した額の十分の一に相当する額に調整前支給停止額を合算して得た額（以下この項において「支給停止相当額」という。）を超えるときは、支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

（平二五法六三・一部改正）

第十五条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者

に限る。)であるものについて、改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、同条第一項中「と老齡厚生年金の額」とあるのは「と老齡厚生年金等の額の合計額(附則第八条の規定による老齡厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。)」と、「定める額に」とあるのは「定める額に当該老齡厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に」とするほか、同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定その他の政令で定める規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額(以下この項において「調整前特例支給停止額」という。)を控除した額(以下この項において「調整前老齡厚生年金等合計額」という。)の十分の一に相当する額に調整前特例支給停止額を合算して得た額(以下この項において「特例支給停止相当額」という。)を超えるときは、特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齡厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額が調整前老齡厚生年金等合計額から三十五万円を控除した額に調整前特例支給停止額を合算して得た額(以下この項において「特定支給停止相当額」という。)を超えるときは、特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齡厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十六条 附則第九十四条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四号。次項において「改正前平成十六年改正法」という。)附則第四十三条第一項に規定する老齡厚生年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合には、附則第十三条第一項及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 改正前平成十六年改正法附則第四十三条第二項に規定する年金たる保険給付の受給権者について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第六項(昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第七項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、附則第十三条第一項及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(平二五法六三・一部改正)

(改正前国共済法による退職共済年金等の支給の停止に関する特例)

第十七条 改正後厚生年金保険法第四十六条の規定並びに附則第十三条第一項及び第十四条の規定は、同条第一項の政令で定める年金たる給付の支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定並びに附則第十三条第二項及び第十五条の規定は、同条第一項の政令で定める年金たる給付の支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(障害厚生年金の支給要件の特例)

第十八条 厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について、改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付(他の法令の規定によりこれらの年金たる給付とみなされたものを含む。)のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者その他政令で定める者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

2 施行日前に改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金たる給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者であつて旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有するもの(施行日において当該給付の受給権を有するもの及び当該給付の支給事由となつた傷病について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十八号。以下この項において「平成六年国共済改正法」という。))附則第八条第三項の規定により支給される改正前国共済法による障害共済年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号)附則第八条第三項の規定により支給される改正前地共済法による障害共済年金又は改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成六年国共済改正法附則第八条第三項の規定により支給される改正前私学共済法による障害共済年金の受給権を有する者を除く。)が、当該給付の支給事由となつた傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級(以下この項において単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に至つたときは、その者は、施行日(施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に至つたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつたときは、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。

(初診日が施行日前にある傷病による障害等の場合における経過措置)

第十九条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が施行日前にある傷病又は初診日が施行日前にある傷病による障害（旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間中の傷病による障害に限る。）について厚生年金保険法第四十七条から第四十七条の三まで及び第五十五条の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

（遺族厚生年金の支給要件の特例）

第二十条 次に掲げる年金たる給付（死亡を支給事由とするものを除く。）の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

- 一 改正前国共済法による年金たる給付（他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。）又は旧国共済法による年金たる給付（他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。）
- 二 改正前地共済法による年金たる給付（他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。）又は旧地共済法による年金たる給付（他の法令の規定により当該年金たる給付とみなされたものを含む。）
- 三 改正前私学共済法による年金たる給付又は旧私学共済法による年金たる給付

（老齢厚生年金に係る加給年金額等の特例）

第二十一条 施行日の前日において附則第十一条第一項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者（当該年金たる給付の額の計算の基礎となる期間の月数が二百四十に満たない者に限る。）であつて、施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得したものについて、厚生年金保険法第四十四条及び第六十二条の規定その他の法令の規定でこれらの規定に相当するものとして政令で定めるものを適用する場合には、同法第四十四条第一項中「被保険者期間の月数が二百四十以上」とあるのは「被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。））、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。以下この項において同じ。）の月数が二百四十以上」と、同法第六十二条第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。））、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該遺族厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）」とするほか、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（平二七法九・一部改正）

(二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る給付に関する規定の適用)

第二十二条 附則第十四条及び第十五条に定めるもののほか、改正後厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る厚生年金保険法、旧厚生年金保険法その他の法律で政令で定めるものによる給付の額の計算及びその支給停止に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(脱退一時金の額の計算に係る経過措置)

第二十三条 第二号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合には、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月(当該最終月が一月から八月までの場合にあっては、前々年十月)が平成二十五年から平成二十九年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあつては同月分の国共済の掛金率(改正前国共済法第百条第三項の規定により国家公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する割合をいう。以下この項において同じ。)に二を乗じて得た率と、平成二十六年十月分にあつては同月分の国共済の掛金率に二を乗じて得た率と、平成二十七年十月から平成二十九年十月までの月分にあつては附則第八十三条の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

2 第三号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合には、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月(当該最終月が一月から八月までの場合にあっては、前々年十月)が平成二十五年から平成二十九年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあつては同月分の地共済の掛金率(改正前地共済法第百十四条第三項の規定により地方公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合に基づき政令で定めるところにより計算した割合をいう。以下この項において同じ。)に二を乗じて得た率と、平成二十六年十月分にあつては同月分の地共済の掛金率に二を乗じて得た率と、平成二十七年十月から平成二十九年十月までの月分にあつては附則第八十四条の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

3 第四号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合には、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月(当該最終月が一月から八月までの場合にあっては、前々年十月)が平成二十五年から平成四十年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率(改正前私学共済法第二十七条第三項の規定により共済規程(私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下この項及び附則第八十五条第二項において同じ。)で定める改正前私学共済法第二十七条第三項に規定する割合をいう。以下この項において同じ。)と、平成二十六年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率と、平成二十七年十月から平成三十八年十月までの月分にあつては附則第八十五条第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率(同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率)と、平成三十九年十月分及び平成四十年十月分にあつ

てはそれぞれ厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する率（附則第八十五条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率）とする。

（追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金等の額の特例）

第二十四条 附則第九十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下この条において「改正後施行法」という。）第十三条の二から第十三条の四までの規定並びに附則第九十八条の規定による改正後の昭和六十年国共済改正法附則第十六条第八項、第十七条第三項、第二十一条第二項から第六項まで、第二十八条第二項、第二十九条第三項及び第五十七条の二から第五十七条の四までの規定は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金たる給付並びに同法附則第三十二条第二項第一号に規定する特例年金給付の受給権者（改正後施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間を有する者に限る。）については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間、適用しない。

（給付水準の下限に関する経過措置）

第二十五条 平成二十七年（施行日の属する月以後の期間に限る。）及び平成二十八年における附則第九十四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第二条の規定の適用については、同条第一項第一号中「標準報酬平均額」とあるのは「標準報酬額等平均額」と、「厚生年金保険法」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次号において「改正前厚生年金保険法」という。）」と、同項第二号中「同法による」とあるのは「改正前厚生年金保険法による」とする。

（厚生年金保険事業に要する費用の特例）

第二十六条 附則第二十条各号に掲げる年金たる給付に要する費用のうち、厚生年金相当給付費用（厚生年金保険法による年金たる保険給付に要する費用として政令で定めるところにより計算した費用をいう。）は、同法第二条の四第一項の規定の適用については、同法による保険給付に要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十一条第一項の規定の適用については、同項に規定する厚生年金保険事業に要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十四条の三の規定の適用については、同条に規定するこれに相当する給付として政令で定めるものに要する費用とみなす。

（実施機関積立金の当初額）

第二十七条 各実施機関（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）の積立金のうち、平成二十七年の実施機関厚生年金保険事業費等（各実施機関に係る厚生年金保険法による保険給付に要する費用（改正後厚生年金保険法第八十四条の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分を含む。）及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。

次項において同じ。)の額に、平成二十七年度において厚生年金保険の実施者たる政府が負担すべき厚生年金保険法による保険給付に要する費用(同条第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分を含む。)及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用に対する平成二十六年度の末日における改正後厚生年金保険法第八十四条の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額の比率(次項において「政府積立比率」という。)を乗じて得た額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、それぞれ実施機関積立金(改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。次項において同じ。)として積み立てられたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員共済組合(地方公務員等共済組合法第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。以下この項において同じ。)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の実施機関積立金については、その総額は、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会に係る実施機関厚生年金保険事業費等の合計額に政府積立比率を乗じて得た額に相当するものとし、当該総額のうち政令で定めるところにより地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会ごとに定めた額に相当する部分は、施行日において、それぞれ地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の実施機関積立金として積み立てられたものとみなす。

(積立金基本指針等に関する経過措置)

第二十八条 主務大臣(改正後厚生年金保険法第百条の三の三第一項に規定する主務大臣をいう。)は、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第七十九条の四の規定の例により、同条第一項に規定する積立金基本指針を定め、これを公表することができる。

2 管理運用主体(改正後厚生年金保険法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。次項において同じ。)は、前項の規定により積立金基本指針が定められたときは、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第七十九条の五の規定の例により、同条第一項に規定する資産の構成の目標を定め、これを公表することができる。

3 管理運用主体は、前項の規定により資産の構成の目標が定められたときは、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第七十九条の六の規定の例により、同条第一項に規定する管理運用の方針を定め、これを公表することができる。

4 第一項の規定により定められた積立金基本指針、第二項の規定により定められた資産の構成の目標及び前項の規定により定められた管理運用の方針は、施行日においてそれぞれ改正後厚生年金保険法第七十九条の四、第七十九条の五及び第七十九条の六の規定により定められたものとみなす。

(懲戒処分に関する経過措置)

第二十九条 改正後厚生年金保険法第七十九条の十二の規定は、改正後厚生年金保険法第七十九条の十に規定する運用職員による施行日以後の改正後厚生年金保険法第七十九条の十一の規定の違反について適用し、施行日前の同条の規定の違反に相当する違反に対する懲戒処分については、なお従前の例による。

(改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用に関する経過措置)

第三十条 施行日の前日において改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員(昭和二十年十月一日以前に生まれた者で施行日において国家公務員共済組合の組合員であるものに限る。)は、改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職(改正前国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。次条第三項、附則第三十二条第一項並びに附則第三十五条第四項及び第五項第二号において同じ。)をしたものとみなす。

(遺族の範囲の特例)

第三十一条 施行日の前日において遺族(改正前国共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下この項及び次項において同じ。)である配偶者、子、父母又は孫が改正前国共済法の遺族共済年金(他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。)の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

2 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧国共済法による遺族年金(他の法令の規定により当該遺族年金とみなされたものを含む。)又は改正前国共済法第三条に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族年金又は当該死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3 施行日の前日において改正前国共済法第三条に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、その者の父母は、当該者の配偶者又は子、その者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母、その者の祖父母は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が、当該死亡を給付事由とする年金であったときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者としなければならないものとする。

(障害一時金の支給)

第三十二条 施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員であった者(同日において退職又は死亡した者を除く。)で同日において退職をするとしたならば、改正前国共済法による障害一時金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職をしたものとみなして、改正前国共済法第八十七条の五から第八十七条の七までの規定の例により、障害一時金を支給する。ただし、附則第十九条の規定に基づく政令の規定により同一の傷病について障害手当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項の障害一時金は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

(特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

第三十三条 改正前国共済法附則第十二条の七第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前国共済

法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。

2 前項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止する。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の七及び第十二条の七の二の規定に準じて、政令で定める。

(特例による老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第三十四条 改正前国共済法附則第十二条の八第二項に規定する者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けたいことを希望する旨を国家公務員共済組合連合会に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

2 前項の規定による老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。

3 厚生年金保険法第四十四条の規定は、第一項の規定による当該老齢厚生年金の受給権者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、適用しない。

4 第一項の規定による老齢厚生年金の受給権者であった者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額から、第二項の規定により減じるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の八の規定に準じて、政令で定める。

(衛視等に対する老齢厚生年金等の特例)

第三十五条 旧国家公務員共済組合員期間のうち特定衛視等であった期間を有する者に対する厚生年金保険法の規定の適用については、同法第四十四条第一項中「老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)」とあるのは「老齢厚生年金」と、同法第五十八条第一項第四号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等に限る。」又は同項に規定する特定衛視等」と、同法第六十二条第一項中「遺族厚生年金(第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。)」とあるのは「遺族厚生年金」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

2 前項に規定する特定衛視等とは、衛視である国会職員、副看守長、看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官

又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である国家公務員共済組合の組合員（以下この項及び次項において「衛視等」という。）のうち昭和五十五年一月一日（以下この項において「基準日」という。）前に衛視等であった期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 基準日前の衛視等であった期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の衛視等であった期間の年月数と基準日以後の衛視等であった期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに定める年数以上であるもの

イ 基準日前の衛視等であった期間が十二年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の衛視等であった期間が九年以上十二年未満である者 十六年

ハ 基準日前の衛視等であった期間が六年以上九年未満である者 十七年

ニ 基準日前の衛視等であった期間が三年以上六年未満である者 十八年

ホ 基準日前の衛視等であった期間が三年未満である者 十九年

3 改正前地共済法附則第二十八条の四に規定する警察職員（以下この項において「警察職員」という。）であった衛視等に対する前二項の規定の適用については、警察職員であった期間を衛視等であったものとみなす。

4 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下この項において「昭和五十六年法律第七十七号」という。）の公布の日において現に国家公務員共済組合の組合員であった者で、その者に係る国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号の施行の日。以下この項において「定年退職日」という。）まで引き続き組合員であつたものが、国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合（国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職をした場合及び国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職をした場合を含む。次項において「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の改正前国共済法第七十六条第一項第一号に規定する組合員期間等（次項において「組合員期間等」という。）が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の改正前国共済法第三十八条第一項に規定する組合員期間（次項において「組合員期間」という。）が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。

5 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前項の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法附則第十三条の三第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員（以下この項において「特例継続組合員」という。）

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

二 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特例継続組合員であった者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となったものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者の組合員期間等が二十五年未満であるとき。

(平二五法六三・平二七法九・平二四法六二(平二七法九)・一部改正)

(改正前国共済法による職域加算額の経過措置)

第三十六条 改正前国共済法の退職共済年金のうち改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付及び改正前国共済法の障害共済年金のうち改正前国共済法第八十二条第一項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前支給要件規定」という。)は、旧国家公務員共済組合員期間を有する者(施行日において改正前国共済法による退職共済年金(改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金を除く。))又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。)について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定(障害を給付事由とする給付に係るものに限る。)は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下この項及び第四項並びに附則第三十七条の三において「初診日」という。)が施行日前にある傷病により障害の状態となった場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となった場合については、適用しない。

3 旧国家公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族(第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第二項第三号に規定する遺族(改正前国共済法附則第十二条の二の規定の適用を受ける場合を含む。))をいう。)があるときは、改正前国共済法の遺族共済年金のうち改正前国共済法第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の支給要件に関する改正前国共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。)は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診日が施行日以後にある公務によらない傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合同じくは、適用しない。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第三十七条の二及

び第四十六条から第四十八条までにおいて「改正前国共済法による職域加算額」という。）については、第十項及び第十一项の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前国共済法第四十九条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前国共済法第五十条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前国共済法第七十七条第二项第一号中「組合員期間の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）の」と、同項第二号中「組合員期間の」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間」と、改正前国共済法第八十二条第二项及び第二项中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間」と、改正前国共済法第八十九条第一项第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三项中「組合員期間」とあるのは「旧国家公務員共済組合員期間」とするほか、改正前国共済法の規定の適用に關し必要な読替えその他改正前国共済法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が平成三十七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前国共済法第八十九条第一项第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

平成三十七年十月一日から平成三十八年九月三十日まで	三十分の二十九
平成三十八年十月一日から平成三十九年九月三十日まで	三十分の二十八
平成三十九年十月一日から平成四十年九月三十日まで	三十分の二十七
平成四十年十月一日から平成四十一年九月三十日まで	三十分の二十六
平成四十一年十月一日から平成四十二年九月三十日まで	三十分の二十五
平成四十二年十月一日から平成四十三年九月三十日まで	三十分の二十四
平成四十三年十月一日から平成四十四年九月三十日まで	三十分の二十三
平成四十四年十月一日から平成四十五年九月三十日まで	三十分の二十二
平成四十五年十月一日から平成四十六年九月三十日まで	三十分の二十一
平成四十六年十月一日以降	三十分の二十

7 旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と当該期間に引き続き第二号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみ

なされたものを除く。次項において同じ。）とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前国共済法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

8 旧国家公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧国家公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧国家公務員共済組合員期間と第二号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く旧国家公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。）に係る改正前国共済法第七十七条第二項及び第八十九条第一項第一号ロ(2)の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

9 改正前国共済法による職域加算額は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

10 改正前国共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十七条第四項、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前国共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 改正前国共済法による職域加算額を受ける権利を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

(平二四法九六・一部改正)

(改正前国共済法による給付等)

第三十七条 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第三十一条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十七条第四項、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(平二四法九六・平二七法九・一部改正)

(併給の調整の経過措置)

第三十七条の二 次の各号に掲げる退職等年金給付（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下この条及び附則第四十九条の三において「新国共済法」という。）第七十四条に規定する退職等年金給付（新国共済法第七十九条の二第三項前段、第七十九条の三第二項前段若しくは第三項又は第七十九条の四第一項に規定する一時金を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の受給権を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

一 新国共済法第七十四条第一号に掲げる退職年金 改正前国共済法による職域加算額（障害を給付事由とするものに限る。）又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第一項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給を受けることができるとき。

二 新国共済法第七十四条第二号に掲げる公務障害年金 改正前国共済法による職域加算額又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付若しくは前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第一項第二号若しくは第八十九条第一項第一号イ(2)若しくはロ(2)に掲げる金額に相当する給付（以下この条において「旧職域加算額」という。）の支給を受けることができるとき。

三 新国共済法第七十四条第三号に掲げる公務遺族年金 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額の支給を受けることができるとき。

2 次の各号に掲げる年金を受ける権利を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。

一 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち退職を給付事由とするもの 新国共済法第七十四条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

二 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち障害を給付事由とするもの 新国共済法第七十四条に規定する退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

三 改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの 新国共済法第七十四条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。

3 新国共済法第七十五条の四第二項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

4 新国共済法第七十五条の六第三項の規定は、新国共済法第七十九条の二第三項前段又は第七十九条の三第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものの支給を受ける場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

5 新国共済法第七十九条の四第三項の規定は、同条第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により改正前国共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものの支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九六・追加)

(障害共済年金の額の算定の特例)

第三十七条の三 附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金及びこれに相当する年金である給付を受ける権利を有する者に対して更に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金(初診日が第二号厚生年金被保険者期間(附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。))にあるものに限る。)を支給すべき事由が生じた場合には、同法の規定による障害厚生年金は、同法の規定にかかわらず、支給しない。
(平二四法九六・追加)

(国家公務員共済組合の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置)

第三十八条 改正前国共済法の規定による国家公務員共済組合の長期給付に係る掛金、負担金その他徴収金の徴収並びに当該掛金及び負担金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金及び負担金の還付についても、同様とする。
2 この法律の施行の際現に存する改正前国共済法附則第二十条の十一に規定する先取特権については、なお従前の例による。

(退職一時金の返還に関する経過措置)

第三十九条 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金(以下この条及び次条第一項において「老齢厚生年金等」という。)の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(次項及び第三項において「支給額等」という。)に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。)

二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当

該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、国家公務員共済組合連合会に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第四十条 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者を除く。）の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族をいう。次項及び附則第四十五条において同じ。）が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなつたときは、前条第一項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。）

2 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなつたときは、改正前国共済法附則第十二条の十二第一項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

（追加費用対象期間を有する者の特例等）

第四十一条 改正前国共済施行法その他の政令で定める法令の規定により国家公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間（以下この項及び附則第四十六条から第四十八条までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する者（改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）の受給権を有する者を除く。）については、国共済組合員等期間（第二号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項又は第二項の規定の適用があつた場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。）を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとしなければ同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、国家公務員共済組合連合会が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(平二四法九六・一部改正)

(障害共済年金が支給される者の特例)

第四十二条 前条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「による障害厚生年金」とあるのは「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金(以下この項及び第七項において「国家公務員障害共済年金」という。)若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下この項及び第七項において「地方公務員障害共済年金」という。)」と、「できる障害厚生年金」とあるのは「できる障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第七項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金、国家公務員障害共済年金、地方公務員障害共済年金」とする。

(控除期間等の期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例)

第四十三条 国共済組合員等期間のうち改正前国共済施行法第十四号に規定する控除期間並びに改正前国共済施行法第七条第一項第五号及び第六号の期間(以下この条から附則第四十五条までにおいて「控除期間等の期間」という。)を有する者に対する附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から次の各号に掲げる者(国共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。)の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一 国共済組合員等期間が四十年以下の者 退職共済年金の額(厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額)を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

二 控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間が四十年を超える者 退職共済年金の額(厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、六十五歳に達するまでは、同法附則第九条の二第二項第一号(同法附則第九条の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下この号において「平成六年国民年金等改正法」という。))附則第十九条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。))の規定により算定した額又は平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額(次項において「繰上げ調整額」という。))に相当する額を除く。)を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額の百分の四十五に相当する額を加えた額)を国共済組合員等期間が四十年を超え、かつ、控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間が四十年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 控除期間等の期間のうち四十年から控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間を除いたものについては、第一号の規定の例により算定した額

ロ 控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額

2 前項の規定を適用して算定された厚生年金保険法附則第八条の規定の例による額のうち、同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は繰上げ調整額に相当する額が、国共済組合員等期間が二百四十月であるものとして算定した同号に掲げる額又は繰上げ調整額より少ないときは、これらの額をもって当該相当する額とする。

(控除期間等の期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

第四十四条 国共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額は、厚生年金保険法第五十条第一項においてその例によるものとされた同法第四十三条第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額から、その額(同法第五十条の二第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額)を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数(その月数が国共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

(控除期間等の期間を有する者に係る遺族共済年金の額の特例)

第四十五条 国共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族に対する附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額は、当該遺族共済年金の額から、その額(厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により加算される額に相当する額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には当該遺族基礎年金の額を加えた額)を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数(その月数が国共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

(追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例)

第四十六条 附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金若しくは障害基礎年金又は改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額(二百三十万円に附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率(厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び附則第四十八条において同じ。)を超えるときは、退職共済年金の額は、附則第四十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額(改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額)から当該算定した額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち

国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。
（平二四法九六・一部改正）

（追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第四十七条 附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額（国民年金法の規定による障害基礎年金又は改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額（改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額。以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を国共済組合員等期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって障害共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九六・一部改正)

(追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例)

第四十八条 附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金又は改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額(改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額。以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。)から控除前遺族共済年金額を国共済組合員等期間の月数(厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までの規定を適用するものならば支給されることとなる遺族共済年金にあつては、当該月数が三月未満であるときは、三月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「遺族共済年金控除額」という。)を控除した額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって遺族共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

5 附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の受給権者が、老齢厚生年金(その者が六十五歳に達しているものに限る。)その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九六・一部改正)

(費用の負担)

第四十九条 国家公務員共済組合連合会が附則第三十二条、第三十六条、第三十七条及び第四十一条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、国家公務員共済組合の組合員であった期間以外の期間として年金額の計算の基礎となっているものに対応する費用につ

いては、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第五十四条の規定による費用の負担の例による。

二 当該費用のうち、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三 当該費用のうち、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び昭和六十年国共済改正法附則第六十四条第三号に規定する給付に要する費用（前二号に規定する費用を除く。）については、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国等（同項に規定する国等をいう。以下この号において同じ。）が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国等が負担する。

（平二四法九六・一部改正）

（国の組合の経過的長期給付積立金の積立て）

第四十九条の二 国家公務員共済組合連合会は、国の組合の経過的長期給付（附則第三十六条第五項又は第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法による年金である給付その他の給付であつて、改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額に相当する給付、改正前国共済法第八十二条第一項第二号又は第八十九条第一項第一号イ（2）若しくはロ（2）に掲げる金額に相当する給付その他これらの給付に相当するものとして政令で定める給付をいう。附則第五十条第二項及び第三項並びに第八十六条の二において同じ。）その他政令で定める費用に充てるべき積立金（次条、附則第四十九条の四及び第八十六条の二において「国の組合の経過的長期給付積立金」という。）を積み立てなければならない。

（平二四法九六・追加）

（国の組合の経過的長期給付積立金の管理及び運用）

第四十九条の三 新国共済法第三十五条の三から第三十五条の五までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、国の組合の経過的長期給付積立金について準用する。

（平二四法九六・追加）

（国の組合の経過的長期給付積立金の当初額）

第四十九条の四 改正前国共済法第三十五条の二に規定する積立金のうち、その額から附則第二十七条第一項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、国の組合の経過的長期給付積立金として積み立てられたものとみなす。

（平二四法九六・追加）

(地方公務員共済組合連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金)

第五十条 国家公務員共済組合連合会は、毎事業年度において、当該事業年度における附則第七十六条第三項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る支出の額が同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額(以下この項において「地方の不足額」という。)が前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付積立金の額(同条第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付積立金の額をいう。以下この項において同じ。)を上回る場合には、地方の不足額から前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付積立金の額を控除して得た額(当該控除して得た額が、限度額(前事業年度の末日における国の組合の経過的長期給付積立金の額から当該事業年度における国の組合の経過的長期給付に係る支出の額を控除し、当該事業年度における国の組合の経過的長期給付に係る収入の額を加算した額をいう。)を超える場合にあつては、当該限度額)を、地方公務員共済組合連合会への拠出金として拠出するものとする。この場合における地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十七号)第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百六条の二及び第百十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「下回る場合」とあるのは「下回る場合又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第五十条第一項の規定に基づく拠出金の拠出が行われる場合」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に同項の規定に基づく拠出金に相当する額を加算した額」とする。

2 前項に規定する「国の組合の経過的長期給付に係る収入の額」とは、国の組合の経過的長期給付に係る国家公務員共済組合連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額をいう。

3 第一項に規定する「国の組合の経過的長期給付に係る支出の額」とは、国の組合の経過的長期給付に係る国家公務員共済組合連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定に基づく拠出金の拠出に関し必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九六・一部改正)

(平成二十七年九月三十日までの全国市町村職員共済組合連合会の業務に係る特例)

第五十一条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における地方公務員等共済組合法第二章第二節第一款及び附則第十四条の三の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業」と、同条第二項中「都市職員共済組合(以下この款において「構成組合」という。)」とあるのは「都市職員共済組合」と、同条第三項第一号中「構成組合」とあるのは「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合(以下この款において「構成組合」という。)」と、同条第四項中「構成組合」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」と、同法附則第十四条の三第一項第一号中「第二十七条第二項」とあるのは「第二十七条第三項第一号」と、同条第五項中「第百十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「第百十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第一号の二」とする。

(指定都市職員共済組合の長期給付に係る業務に関する権利義務の承継)

第五十二条 施行日前に指定都市職員共済組合が行っていた改正前地共済法第二十七条第二項各号に掲げる業務に関し指定都市職員共済組合が有していた権利義務は、施行日において全国市町村職員共済組合連合会（次項及び次条において「市町村連合会」という。）が承継する。

2 前項の規定により市町村連合会が承継する権利義務の範囲その他権利義務の承継に関し必要な事項は、市町村連合会の理事長と指定都市職員共済組合の理事長が総務大臣に協議して定める。

(審査請求等に関する経過措置)

第五十三条 施行日前に改正前地共済法第一百七十七条第一項の規定に基づき改正前地共済法第一百八十一条第一項の規定により指定都市職員共済組合に置かれた地方公務員共済組合審査会（以下この条において「指定都市職員共済組合の審査会」という。）に対してされた審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものは第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下この条並びに附則第六十六条及び第六十七条において「改正後地共済法」という。）第一百七十七条第一項の規定に基づき改正後地共済法第一百八十一条第一項の規定により市町村連合会に置かれる地方公務員共済組合審査会（以下この条において「市町村連合会の審査会」という。）に対してされた審査請求と、施行日前に指定都市職員共済組合の審査会において行われた裁決は市町村連合会の審査会において行われた裁決とみなす。

(改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用に関する経過措置)

第五十四条 施行日の前日において改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員（昭和二十年十月一日以前に生まれた者で施行日において地方公務員共済組合の組合員であるものに限る。）は、改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職（改正前地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。次条第三項並びに附則第五十六条第一項並びに第五十九条第五項及び第六項第二号において同じ。）をしたものとみなす。

(遺族の範囲の特例)

第五十五条 施行日の前日において遺族（改正前地共済法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下この項及び次項において同じ。）である配偶者、子、父母又は孫が改正前地共済法の遺族共済年金（他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。）の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

2 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧地共済法による遺族年金（他の法令の規定により当該遺族年金とみなされたものを含む。）又は改正前地共済法第三条に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行

日においてそれぞれ当該遺族年金又は当該死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3 施行日の前日において改正前地共済法附則第三条に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、その者の父母は、当該者の配偶者又は子、その者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母、その者の祖父母は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が、当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることとなったときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者としなすものとする。

(障害一時金の支給)

第五十六条 施行日の前日において地方公務員共済組合の組合員であつた者(同日において退職又は死亡した者を除く。)で同日において退職をすすとしたならば、改正前地共済法による障害一時金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職をしたものとみなして、改正前地共済法第九十六条から第九十八条までの規定の例により、障害一時金を支給すす。ただし、附則第十九条の規定に基づく政令の規定により同一の傷病について障害手当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項の障害一時金は、地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会。附則第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十五条、第七十五条の二及び第七十六条において「組合」という。)が支給すす。

(特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

第五十七条 改正前地共済法附則第二十五条第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前地共済法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。

2 改正前地共済法附則第二十五条第三項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前地共済法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句とする。

3 前二項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止すす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十五条及び第二十五条の二の規定に準じて、政令で定める。

(特例による老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第五十八条 改正前地共済法附則第二十六条第二項に規定する者が改正前地共済法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給すす。

2 改正前地共済法附則第二十六条第三項に規定する者が改正前地共済法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢

に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

3 改正前地共済法附則第二十六条第四項に規定する者が改正前地共済法附則別表第五の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けたいことを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

4 前三項の規定による老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。

5 厚生年金保険法第四十四条の規定は、第一項から第三項までの規定による当該老齢厚生年金の受給権者が改正前地共済法附則別表第三から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、適用しない。

6 第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であった者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額から、第四項の規定により減じるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。

7 前各項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十六条の規定に準じて、政令で定める。

(警察職員等に対する老齢厚生年金等の特例)

第五十九条 警部補、巡查部長又は巡查である警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員である地方公務員共済組合の組合員(以下この条において「警察職員」という。)で昭和五十五年一月一日(以下この項において「基準日」という。)前に警察職員であった期間を有するもので次の各号のいずれかに該当する者は、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものと、前条の規定の適用については改正前地共済法附則第二十六条第二項から第四項までの規定に規定する組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、これらの規定に規定する組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一 基準日前の警察職員であった期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日以前の警察職員であった期間の年月数と基準日以後の警察職員であった期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに定める年数以上であるもの

イ 基準日前の警察職員であった期間が十二年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の警察職員であった期間が九年以上十二年未満である者 十六年

ハ 基準日前の警察職員であった期間が六年以上九年未満である者 十七年

ニ 基準日前の警察職員であった期間が三年以上六年未満である者 十八年

ホ 基準日前の警察職員であった期間が三年未満である者 十九年

2 次に掲げる国の職員である地方公務員共済組合の組合員は、警察職員とみなして前項及び次項の規定を適用する。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二 皇宮警部補、皇宮巡査部長又は皇宮巡査である皇宮護衛官

3 改正前国共済法附則第十三条第二項に規定する衛視等（以下この項において「衛視等」という。）であつた警察職員に対するこの条の規定の適用については、衛視等であつた間警察職員であつたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する者に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十条の四の規定に準じて、政令で定める。

5 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下この項において「昭和五十六年法律第九十二号」という。）の公布の日において現に地方公務員共済組合の組合員であつた者で、その者に係る地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日（昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日。以下この項において「定年退職日」という。）まで引き続き地方公務員共済組合の組合員であつたものが、地方公務員法第二十八条の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合（地方公務員法第二十八条の三（昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職をした場合及び地方公務員法第二十八条の四（昭和五十六年法律第九十二号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職をした場合を含む。次項において「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の改正前地共済法附則第二十八条の九に規定する組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の同条に規定する組合員期間が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。

6 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前項の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の改正前地共済法附則第二十八条の十に規定する組合員期間（以下この項において「組合員期間」という。）のうち附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法附則第二十八条の七第一項又は第二項の規定により長期給付に關する規定の適用を受けることとされる地方公務員共済組合の組合員（以下この項において「特例継続組合員」という。）以外の長期給付に關する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に關する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を除く。）となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者の改正前地共済法附則第二十八条の十第二号に規定する組合員期間等が二十五年未満であるとき。

(平二七法九・平二四法六二(平二七法九)・一部改正)

(改正前地共済法による職域加算額の経過措置)

第六十条 改正前地共済法の退職共済年金及び障害共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前支給要件規定」という。)は、旧地方公務員共済組合員期間を有する者(施行日において改正前地共済法による退職共済年金(改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金を除く。)(又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。))について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に關し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定(障害を給付事由とする給付に係るものに限る。)は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下この項及び第四項並びに附則第六十一条の三において「初診日」という。)が施行日前にある傷病により障害の状態となった場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となった場合については、適用しない。

3 旧地方公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族(第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第二条第一項第三号に規定する遺族(改正前地共済法附則第十四条の二の規定の適用を受ける場合を含む。))をいう。)があるときは、改正前地共済法の遺族共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。)は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診日が施行日以後にある公務によらない傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合同じについては、適用しない。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付(他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第六十一条の二及び第七十二条から第七十四条までにおいて「改正前地共済法による職域加算額」という。)については、第十項及び第十一項の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)(による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。))は、なおその効力を有する。この場合において、改正前地共済法第五十一条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前地共済法

第五十二条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前地共済法第七十九条第一項第二号イ中「組合員期間の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の」と、同号ロ中「組合員期間の」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間の」と、改正前地共済法第八十七条第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間」とするほか、改正前地共済法の規定の適用に關し必要な読替えその他改正前地共済法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が平成三十七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ(2)又はロ(2)の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

平成三十七年十月一日から平成三十八年九月三十日まで	三十分の二十九
平成三十八年十月一日から平成三十九年九月三十日まで	三十分の二十八
平成三十九年十月一日から平成四十年九月三十日まで	三十分の二十七
平成四十年十月一日から平成四十一年九月三十日まで	三十分の二十六
平成四十一年十月一日から平成四十二年九月三十日まで	三十分の二十五
平成四十二年十月一日から平成四十三年九月三十日まで	三十分の二十四
平成四十三年十月一日から平成四十四年九月三十日まで	三十分の二十三
平成四十四年十月一日から平成四十五年九月三十日まで	三十分の二十二
平成四十五年十月一日から平成四十六年九月三十日まで	三十分の二十一
平成四十六年十月一日以降	三十分の二十

7 旧地方公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続く旧地方公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧地方公務員共済組合員期間と当該期間に引き続く第三号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされたものを除く。次項において同じ。）とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前地共済法第七十九条第一項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

8 旧地方公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧地方公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧地方公務員共済組合員期間と第三号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く旧地方公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く旧地方公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。）に係る改正前地共済法第七十九

条第一項第二号及び第九十九条の二第一項第一号ロ②の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

9 改正前地共済法による職域加算額は、組合が支給する。

10 改正前地共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前地共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 改正前地共済法による職域加算額を受ける権利を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

(改正前地共済法による給付等)

第六十一条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第五十五条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、組合が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(平二四法九七・平二七法九・一部改正)

(併給の調整の経過措置)

第六十一条の二 次の各号に掲げる退職等年金給付（地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下この条、附則第六十七条及び第七十五条の三において「新地共済法」という。）第七十六条に規定する退職等年金給付（新地共済法第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の受給権を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。

- 一 新地共済法第七十六条第一号に掲げる退職年金 改正前地共済法による職域加算額（障害を給付事由とするものに限る。）又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の障害共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものの支給を受けることができるとき。
- 二 新地共済法第七十六条第二号に掲げる公務障害年金 改正前地共済法による職域加算額又は前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているもの（以下この条において「旧職域加算額」という。）の支給を受けることができるとき。
- 三 新地共済法第七十六条第三号に掲げる公務遺族年金 改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額の支給を受けることができるとき。
- 2 次の各号に掲げる年金を受ける権利を有する者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金は、その支給を停止する。
 - 一 改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち退職を給付事由とするもの 新地共済法第七十六条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。
 - 二 改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち障害を給付事由とするもの 新地共済法第七十六条に規定する退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。
 - 三 改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの 新地共済法第七十六条に規定する公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。
- 3 新地共済法第八十条第二項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
- 4 新地共済法第八十二条第三項の規定は、新地共済法第九十一条第三項前段又は第九十二条第二項前段若しくは第三項に規定する一時金の支給を受けた者が、改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものの支給を受ける場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。
- 5 新地共済法第九十三条第三項の規定は、同条第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により改正前地共済法による職域加算額又は旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものの支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害共済年金の額の算定の特例）

第六十一条の三 附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による障害共済年金及びこれに相当する年金である給付を受ける権利を有する者に対して更に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（初診日が第三号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。）にあるものに限る。）を支給すべき

事由が生じた場合には、同法の規定による障害厚生年金は、同法の規定にかかわらず、支給しない。

(地方公務員共済組合の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置)

第六十二条 改正前地共済法の規定による地方公務員共済組合の長期給付に係る掛金、負担金その他徴収金の徴収並びに当該掛金及び負担金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金及び負担金の還付についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に存する改正前地共済法第四百四十四条の十五に規定する先取特権については、なお従前の例による。

(退職一時金の返還に関する経過措置)

第六十三条 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金(以下この条及び次条第一項において「老齢厚生年金等」という。)の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(以下この条において「支給額等」という。)に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合において、当該一時金である給付を支給した組合がその者に当該老齢厚生年金等を支給しないときは、その者は、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等を支給する組合に支払うものとし、当該支払があったときは、当該一時金である給付を支給した組合に支給額等に相当する額を返還したものとみなす。

一 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十三条(同法第二百二条において準用する場合を含む。)の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。)

二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、当該老齢厚生年金等を支給する組合に申し出ることができる。

3 前項の申出があった場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第六十四条 前条第一項に規定する者(退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者を除く。)の遺族(厚生年金保険法第五十

九条第一項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族をいう。次項並びに附則第六十八条第五項及び第七十一条において同じ。）が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、前条第一項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。））を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、同条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

2 前条第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、改正前地共済法附則第二十八条の二第一項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、前条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

（追加費用対象期間を有する者の特例等）

第六十五条 改正前地共済法その他の政令で定める法令の規定により地方公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間（以下この項及び附則第七十二条から第七十四条までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する者（改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）の受給権を有する者を除く。）については、地共済組合員等期間（第三号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項又は第二項の規定の適用があつた場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。）を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するものならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、組合が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について厚生年金保険法の規定を適用する場合に、おける必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害共済年金が支給される者の特例）

第六十六条 前条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る改正後地共済法第六十八条の規定の適用については、同条第四項中「同じ。」とあるのは「同じ。」又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「地方公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及

び第七項において「国家公務員障害共済年金」という。）と、「できる障害厚生年金」とあるのは「できる障害厚生年金又は地方公務員障害共済年金若しくは国家公務員障害共済年金」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害厚生年金又は地方公務員障害共済年金若しくは国家公務員障害共済年金」と、同条第七項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金、地方公務員障害共済年金、国家公務員障害共済年金」とする。

（標準報酬に関する経過措置）

第六十七条 地方公務員共済組合は、施行日の前日において地方公務員共済組合の組合員であり、施行日以後引き続き地方公務員共済組合の組合員である者の施行日から平成二十八年八月三十一日までの間における新地共済法第四十三条第一項に規定する標準報酬の等級及び月額又は厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額については、その者が平成二十七年六月に受けた改正後地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬又は厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬（その者が同月二日から同年八月三十一日までの間に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得した者であるときはその資格を取得した日の属する月の翌月に受けた当該報酬とし、その者が同年九月一日以後に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得した者であるときはその資格を取得した日の現在の当該報酬とする。）の額に基づき、施行日において、新地共済法第四十三条第一項、第八項後段及び第十六項又は厚生年金保険法第二十条第一項、第二十二条第一項及び第二十四条第一項の規定の例により、決定するものとする。

（地方公共団体の長であつた者に対する経過措置）

第六十八条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者（施行日前に地方公共団体の長であつた期間を有する者に限る。以下この条において同じ。）に支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

2 厚生年金保険法第四十七条若しくは第四十七条の二の規定による障害厚生年金のうち、その給付事由となつた障害に係る傷病（同法第四十七条第一項に規定する傷病をいう。以下この項において同じ。）において地方公共団体の長であり、かつ、当該傷病に係る障害認定日（同法第四十七条第一項に規定する障害認定日をいう。以下この項において同じ。）までに地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害厚生年金又は同法第四十七条の三の規定による障害厚生年金のうち、基準傷病（同条第一項に規定する基準傷病をいう。以下この項において同じ。）の初診日若しくは基準傷病以外の傷病に係る初診日のいずれかの日において地方公共団体の長であり、かつ、当該基準傷病に係る障害認定日までに地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害厚生年金の額は、同法第五十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を

加算した額とする。

3 障害厚生年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に前項の規定によりその額が算定される障害厚生年金（以下この項及び第五項において「長の障害厚生年金」という。）を支給すべき事由が生じた場合又は長の障害厚生年金の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合における厚生年金保険法第四十八条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金の額は、同法第五十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、前項の規定を適用しないものとして同条第一項から第三項までの規定により算定した額に地方公共団体の長であった期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であった期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

4 前項の規定は、同項の規定によりその額が算定された障害厚生年金の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合に ついて準用する。

5 地方公共団体の長であった期間が十二年以上である者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当する場合又は長の障害厚生年金の受給権者が死亡した場合におけるその者の遺族に支給する遺族厚生年金の額は、同法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に地方公共団体の長であった期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額の四分の三に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であった期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

6 地方公共団体の長であった期間が十二年以上である者に支給する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の額は、第一項並びに同法第四十三条第一項及び附則第九条の第二項（同法附則第九条の第三項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。次条第一項第二号において「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条の第二項及び第四項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、厚生年金保険法第四十三条第一項又は附則第九条の第二項の規定により算定した額に地方公共団体の長であった期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に施行日前の地方公共団体の長であった期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、第一項から第三項まで及び前二項に規定する平均標準報酬額の算定その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（控除期間等の期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）

第六十九条 地共済組合員等期間のうちに改正前地共済施行法第二条第一項第二十二号に規定する共済控除期間及び改正前地共済施行法第七条第一項第三号から第五号までの期間並びに改正前地共済施行法第八十三条第一項第三号の期間（以下この条から附則第七十一条までにおいて「控除期間等の期間」という。）を有する者に対する附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同

項の規定により算定した額から次の各号に掲げる者（地共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一 地共済組合員等期間が四十年以下の者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

二 控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間が四十年を超える者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、六十五歳に達するまでは、同法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年国民年金等改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により算定した額又は平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額（次項において「繰上げ調整額」という。）に相当する額を除く。）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

三 地共済組合員等期間が四十年を超え、かつ、控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間が四十年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 控除期間等の期間のうち四十年から控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間を除いたものについては、第一号の規定の例により算定した額

ロ 控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額

2 前項の規定を適用して算定された厚生年金保険法附則第八条の規定の例による額のうち、同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は繰上げ調整額に相当する額が、地共済組合員等期間が二百四十月であるものとして算定した同号に掲げる額又は繰上げ調整額より少ないときは、これらの額をもって当該相当する額とする。

（控除期間等の期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第七十条 地共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金の額は、厚生年金保険法第五十条第一項においてその例によるものとされた同法第四十三条第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定されることとなる額から、その額（同法第五十条の二第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

(控除期間等の期間を有する者に係る遺族共済年金の額の特例)

第七十一条 地共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族に対する附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の額は、当該遺族共済年金の額から、その額(厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により加算される額に相当する額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には当該遺族基礎年金の額を加えた額)を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数(その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

(追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例)

第七十二条 附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金若しくは障害基礎年金又は改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額(二百三十万円に附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率(厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び附則第七十四条において同じ。)を超えるときは、退職共済年金の額は、附則第六十五条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額(改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額)から当該算定した額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。)を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を控除した額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって退職共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金(その者が六十五歳に達しているものに限る。)その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

第七十三条 附則第六十五条第一項の規定による障害基礎年金又は改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。()が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額(改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額。以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。)から控除前障害共済年金額を地共済組合員等期間の月数(当該月数が三月未満であるときは、三月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「障害共済年金控除額」という。)を控除した額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって障害共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 前各項に定めるもののほか、附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例)

第七十四条 附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金若しくは遺族基礎年金又は改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、これらの年金たる給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額(改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額。以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。)から控除前遺族共済年金額を地共済組合員等期間の月数(厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までの規定を適用したならば支給されることとなる遺族共済年金にあっては、当該月数が三月未満であるときは、三月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「遺族共済年金控除額」という。)を控除した額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって遺族共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した

額」とする。

5 附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権者が、老齢厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（費用の負担）

第七十五条 組合が附則第五十六条、第六十条、第六十一条及び第六十五条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、地方公務員共済組合の組合員であった期間以外の期間として年金額の計算の基礎となっているものに対応する費用については、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第九十六条及び第九十七条の規定による費用の負担の例による。

二 当該費用のうち、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三 当該費用のうち、改正前地共済法第一百三十三条第二項第三号に掲げる費用及び昭和六十年地共済改正法附則第二百二十条第三号に規定する給付に要する費用（前二号に規定する費用を除く。）については、改正前地共済法第一百三十三条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四 当該費用のうち、昭和六十年地共済改正法附則第三十三条第一項の規定により国又は地方公共団体が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国又は地方公共団体が負担する。

（地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の積立て）

第七十五条の二 組合は、地方の組合の経過的長期給付（附則第六十条第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法による年金である給付その他の給付であつて、改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているものその他これに相当する給付として政令で定める給付をいう。次項、附則第七十六条第二項及び第三項並びに第八十六条の三において同じ。）その他政令で定める費用に充てるべき積立金（次条、附則第七十五条の四第一項及び第八十六条の三において「地方の組合の経過的長期給付組合積立金」という。）を積み立てなければならない。

2 地方公務員共済組合連合会は、地方の組合の経過的長期給付及び附則第七十六条第一項に規定する拠出金の拠出の円滑な実施を図るための積立金（次条、附則第七十五条の四第二項及び第八十六条の三において「地方の組合の経過的長期給付調整積立金」という。）を積み立てなければならない。

(地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用)

第七十五条の三 新地共済法第二十四条の二及び第二十五条前段(これらの規定を新地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十八条の八の二並びに第五章の二第二節の規定に係る罰則を含む。)は、地方の組合の経過的長期給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金について準用する。

(地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の当初額)

第七十五条の四 改正前地共済法第二十四条(改正前地共済法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する積立金のうち、その額から附則第二十七条第二項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2 改正前地共済法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金のうち、その額から附則第二十七条第二項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、地方の組合の経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

(国家公務員共済組合連合会に対する経過的長期給付に係る拠出金)

第七十六条 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度において、当該事業年度における附則第五十条第三項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る支出の額が同条第二項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額(以下この項において「国の不足額」という。)が前事業年度の末日における国の組合の経過的長期給付積立金の額(同条第一項に規定する国の組合の経過的長期給付積立金の額をいう。以下この項において同じ。)を上回る場合には、国の不足額から前事業年度の末日における国の組合の経過的長期給付積立金の額を控除して得た額(当該控除して得た額が、限度額(前事業年度の末日における地方の組合の経過的長期給付積立金の額(附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金及び同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金の合計額をいう。))から当該事業年度における地方の組合の経過的長期給付に係る支出の額を控除し、当該事業年度における地方の組合の経過的長期給付に係る収入の額を加算した額をいう。)を超える場合にあつては、当該限度額)を、国家公務員共済組合連合会への拠出金として拠出するものとする。この場合における国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百二条の二及び第百二条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「下回る場合」とあるのは「下回る場合又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第七十六条第一項の規定に基づく拠出金の拠出が行われる場合」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に同項の規定に基づく拠出金に相当する額を加算した額」とする。

2 前項に規定する「地方の組合の経過的長期給付に係る収入の額」とは、地方の組合の経過的長期給付に係る組合及び地方公務員共済組合連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額をいう。

3 第一項に規定する「地方の組合の経過的長期給付に係る支出の額」とは、地方の組合の経過的長期給付に係る組合及び地方公務員共済組合連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定に基づく拠出金の拠出に關し必要な事項は、政令で定める。

(私立学校教職員共済法の標準報酬月額に關する経過措置)

第七十七条 施行日前に改正前私学共済法第二十二條第二項、第五項、第七項、第九項又は第十一項の規定により定められ、又は改定された平成二十七年九月における標準給与の月額は、平成二十八年八月までの各月の標準報酬月額とする。

(平二四法九八・一部改正)

(改正前私学共済法による職域加算額の経過措置)

第七十八條 改正前私学共済法の退職共済年金のうち改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法第七十七條第二項の規定により加算する同項各号に定める金額に相当する給付及び改正前私学共済法の障害共済年金のうち改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法第八十二條第一項の規定により加算する同項第二号に掲げる金額に相当する給付の支給要件に關する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一條各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び第三項において「改正前支給要件規定」という。は、旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者(施行日において改正前私学共済法による退職共済年金(改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法附則第十二條の三又は第十二條の八の規定による退職共済年金を除く。)又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。)について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に關し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族(次項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法第二條第一項第三号に規定する遺族をいう。)があるときは、改正前私学共済法の遺族共済年金のうち改正前私学共済法第二十五條において準用する改正前国共済法第八十九條第一項第一号イ及びロの規定により加算する同号イ(2)及びロ(2)に掲げる金額に相当する給付の支給要件に關する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一條各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項及び次項において「改正前遺族支給要件規定」という。)は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 前二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に關する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一條各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、改正前私学共済法第五條中「退職共済年金及び」とあるのは、「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」とするほか、これらの規定の適用に

関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九八・一部改正)

(改正前私学共済法による給付)

第七十九条 施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法及びこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九八・平二七法九・一部改正)

(日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置)

第八十条 改正前私学共済法の規定による日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収、当該掛金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分並びに当該掛金その他徴収金に係る先取特権については、なお従前の例による。当該掛金の還付についても、同様とする。

(日本私立学校振興・共済事業団の業務等に関する経過措置)

第八十一条 第五条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法(以下この条において「改正後事業団法」という。)の規定の適用については、当分の間、改正後事業団法第二十三条第一項第七号中「保険給付」とあるのは、「保険給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第七十八条第三項及び第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の共済法第二十条第二項に規定する長期給付」とする。
(平二四法九八・一部改正)

(再評価率の適用の特例)

第八十二条 附則第二十条各号に掲げる年金たる給付の額の改定については、これらの年金たる給付は厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなして、同法第四十三条から第四十三条の五までの規定中同法第

四十三条に規定する再評価率に関する部分を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(保険料率の特例)

第八十三条 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法

による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三二
平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分	千分の百七十九・八六

第八十四条 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三二
平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分	千分の百七十九・八六

第八十五条 改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下この条において「第四号厚生年金被保険者」という。）の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年三月までの月分	千分の百四十三・五四
平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	千分の百四十七・〇八
平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	千分の百五十・六二
平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	千分の百五十四・一六
平成三十一年四月から平成三十二年三月までの月分	千分の百五十七・七〇
平成三十二年四月から平成三十三年三月までの月分	千分の百六十一・二四
平成三十三年四月から平成三十四年三月までの月分	千分の百六十四・七八
平成三十四年四月から平成三十五年三月までの月分	千分の百六十八・三二
平成三十五年四月から平成三十六年三月までの月分	千分の百七十一・八六
平成三十六年四月から平成三十七年三月までの月分	千分の百七十五・四〇

平成三十七年四月から平成三十八年三月までの月分
平成三十八年四月から平成三十九年三月までの月分

千分の百七十八・九四
千分の百八十二・四八

2 厚生年金保険法第八十一条第四項及び前項の規定にかかわらず、第四号厚生年金被保険者の平成二十七年十月から平成四十一年八月までの月分の同法による保険料率については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内の率で共済規程で定める率とすることができ

る。

一 平成二十七年十月から平成三十九年三月までの月分 前項の表の下欄に定める率から千分の十一・五一（九月から翌年三月までの月分にあつては、千分の七・九七）を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率

二 平成三十九年四月から平成四十一年八月までの月分 厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する保険料率から千分の八・四九（平成三十九年九月から平成四十年八月までの月分にあつては千分の四・九五、同年九月から平成四十一年八月までの月分にあつては千分の一・四一）を控除して得た率から同項に規定する保険料率までの範囲内の率

3 日本私立学校振興・共済事業団は、前項の規定により保険料率を定めるときは、第一項の規定を適用するとした場合における保険料の総額と前項の規定による保険料の総額との差額に相当する金額については、文部科学省令で定めるところにより、実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて、日本私立学校振興・共済事業団に係るものをいう。）以外の積立金の一部をもつて充てるものとする。

4 第一項又は第二項の場合における第四号厚生年金被保険者（平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員である者に限る。）に係る厚生年金保険法による保険料率については、第一項又は第二項の規定による保険料率から平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率とする。

（平二五法六三・一部改正）

（調整規定）

第八十六条 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における改正後厚生年金保険法附則第二条の三第一項の規定の適用については、同項中「、同項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者又は特例設置幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園又は特例設置幼保連携型認定こども園）をいう。）をいう。」を設

ども園」とあるのは、「(法人を除き、その設置する一の幼稚園)」とする。

(検討)

第八十六条の二 政府は、国の組合の経過的長期給付について、その収支及び国の組合の経過的長期給付積立金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、国の組合の経過的長期給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。(平二四法九六・追加、平二四法九七・一部改正)

第八十六条の三 政府は、地方の組合の経過的長期給付について、その収支並びに地方の組合の経過的長期給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、地方の組合の経過的長期給付の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

(国民年金法の一部改正)

第八十七条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第五条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「又は年金保険者」を「及び実施機関」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「年金保険者」を「実施機関」に、「国家公務員共済組合連合会」を「厚生年金保険の実施機関たる国家公務員共済組合連合会」に改め、同項を同条第九項とする。

第七条第一項第一号中「被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付」に、「被用者年金各法に基づく老齢給付等」を「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」に改め、同項第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第八条第三号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第九条第四号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第五号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第十二条第六項中「の被保険者」を「第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。)」に、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。)」を「同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者(以下「第二号厚生年金被保険者」という。)、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者(以下「第三号厚生年金被保険者」という。)」又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者(以下「第四号厚生年金被保険者」という。)」に改め、同条第七項中「厚生年金保険法の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に、「同法第六条第一項」を「厚生年金保険法第六条第一項」に改める。

第十七条第一項中「五十円」を「五十銭」に、「百元」を「一元」に改める。

第十八条の三（見出しを含む。）中「失踪（そう）」を「失踪」に改め、同条を第十八条の四とし、第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（二月期支払の年金の加算）

第十八条の二 前条第三項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一元未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。

第二十条第一項中「被用者年金各法による年金たる給付（当該）」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付（当該）」に、「被用者年金各法による年金たる給付（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金）」を「同法による年金たる保険給付（遺族厚生年金）」に改め、同条第二項ただし書中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

第二十一条第三項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十七条の二第二項第二号イ中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）」を「厚生年金保険の被保険者」に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に、「以下同じ」を「以下この号及び第八十七条第五項第二号イにおいて同じ」に、「被用者年金被保険者等に」を「厚生年金保険の被保険者に」に改める。

第二十七条の四第一項第一号中「公的年金各法の被保険者等（この法律又は被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者）」を「公的年金の被保険者（この法律又は厚生年金保険法の被保険者）」に、「公的年金被保険者等総数」を「公的年金被保険者総数」に改める。

第二十七条の五第二項第四号中「得た率」の下に「（当該率が一を下回るときは、一）」を加える。

第二十八条第一項ただし書中「被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職）」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付（老齢）」に改める。

第三十条の二第四項中「若しくは第四十七条の二」を「又は第四十七条の二」に改め、「又は国家公務員共済組合法第八十一条第一項若しくは第三項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金」を削り、「厚生年金保険法第五十二条又は国家公務員共済組合法第八十四条（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第八十九条」を「同法第五十二条」に、「第一項の請求」を「同項の請求」に改める。

第八十五条第一項第一号中「被用者年金被保険者」を「政府及び実施機関」に改める。

第八十七条第五項第二号イ中「被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額」を「厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額」に改める。

第八十九条第一項第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

第九十条第一項中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第九十条の二第一項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改め、同条第二項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同条第三項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

第九十条の三第一項中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第九十二条の四第三項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第四項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第九十四条の二第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「年金保険者」を「実施機関」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第九十四条の三第一項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に、「年金保険者たる」を「実施機関たる」に、「及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、私学教職員共済制度の加入者」を「にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第二号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、地方公務員共済組合連合会にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第三号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「及び被用者年金保険者」を「並びに政府及び実施機関」に改め、同条第三項中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第九十四条の四中「各地方公務員共済組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「給料の総額等（」を「厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」という。）の総額（」に、「すべての」を「全ての指定都市職員共済組合、」に、「給料の総額等）」を「標準報酬の総額）」に改める。

第九十四条の五中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第一百一条第六項中「被用者年金各法の一」を「共済各法（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）及び私立学校教職員共済法をいう。以下この項において同じ。）の」に、「被用者年金各法に」を「共済各法に」に改める。

第一百八条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

第一百八条の二中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第一百八条の二の二中「共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に、「組合員又は加入者」を「被保険者」に改める。

附則第三条中「加入者」を「の被保険者」に改め、「組合員及び加入者並びに国家公務員共済組合法附則第十三条の三に規定する特例継続組合員及び地方公務員等共済組合法附則第二十八条の七に規定する特例継続組合員」を削る。

附則第五条第一項第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又

は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第七項第二号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第六条中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七条の二中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第七条の三第一項中「被用者年金各法の被保険者、組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第七条の三の二第二号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第七条の四第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に、「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に改める。

附則第七条の五第一項中「共済組合の組合員であるもの及び私学教職員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第二号厚生年金被保険者期間」という。）

、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、「当該共済組合又は」を「第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については」に改め、同条第三項中「当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係る被用者年金各法」を「厚生年金保険法第九十条第二項及び第四項から第六項まで」に、「当該被用者年金各法」を「同条第二項各号」に改め、同条第四項中「組合員又は加入者であつた期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間」に、「組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第七条の六を削る。

附則第八条中「その他の被用者年金各法」を「その他厚生年金保険法」に改める。

附則第九条の二第二項中「若しくは第十三条の四第一項又は他の被用者年金各法（第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」を「又は第十三条の四第一項の規定」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「次の各号のいずれか」を「厚生年金保険法附則第八条の二各項に規定する者（同条第三項に規定する者その他政令で定めるものに限るものとし、同条各項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「若しくは第十三条の四第一項又は他の被用者年金各法の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」を「又は第十三条の四第一項の規定」に改める。

附則第九条の二の三中「、厚生年金保険法」を「又は厚生年金保険法」に改め、「又は他の被用者年金各法による退職共済年金（厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。）の受給権

者」を削る。

附則第九条の四の四並びに第九条の四の六第一項及び第二項中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改める。
(平二七法九・一部改正)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十八条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第八号の二から第八号の五までを削り、同条第九号中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「年金保険者たる」を「実施機関たる」に、「第五条第二項、同条第三項、同条第九項、同条第十項」を「第五条第一項、同条第二項、同条第八項、同条第九項」に改め、同条第十号中「による被保険者」の下に「(同法第二条の五第一項第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。))に限る。」を加え、同条第十一号及び第十二号中「による被保険者」の下に「(第一号厚生年金被保険者に限る。))」を加え、同条第十九号中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)の長期給付に関する規定その他の法律の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の長期給付に関する規定その他の法律の規定」に改める。

附則第八条第二項第一号中「厚生年金保険の被保険者期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、同項第二号中「国家公務員共済組合の組合員期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間」に、「国家公務員共済組合の組合員であった期間」を「当該第二号厚生年金被保険者期間」に、「当該組合員期間」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「平成二十四年改正前国共済法」という。))による国家公務員共済組合の組合員期間」に改め、同項第三号中「地方公務員共済組合の組合員期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間」に、「地方公務員共済組合の組合員であった期間」を「当該第三号厚生年金被保険者期間」に、「当該組合員期間」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「平成二十四年改正前地共済法」という。))による地方公務員共済組合の組合員期間」に改め、同項第四号中「私立学校教職員共済法による加入者期間(「厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間」)に、「により私立学校教職員共済法による加入者期

間」を「により当該第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第三項中「同項第二号」を「前項第二号」に、「昭和六十年国家公務員共済改正法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）」に改め、「附則第三十二条第一項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第七條第二項」を加え、「同項第三号」を「前項第三号」に、「昭和六十年地方公務員共済改正法」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）」に改め、「附則第三十五条第一項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第七條第二項」を加え、同条第四項中「第五條第二項」を「第五條第一項」に改め、同条第五項第四号中「厚生年金被保険の被保険者期間」を「第二項第一号の第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第十一項中「厚生年金被保険の被保険者期間につき」を「第二項第一号の第一号厚生年金被保険者期間につき」に、「に係る厚生年金被保険の被保険者期間」を「に係る当該第一号厚生年金被保険者期間」に、「当該第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第八條の二の見出しを「（厚生年金被保険の被保険者であつた期間及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間の確認の特例）」に改め、同条中「又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又は」を「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）又は」に改め、「第三十二条第六項」との下に「、厚生年金被保険の被保険者であつた期間」とあるのは「厚生年金被保険の被保険者であつた期間又は昭和六十年改正法附則第八條第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの」と、「日本私立学校振興・共済事業団の確認」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の確認を、当該昭和六十年改正法附則第八條第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るものについては、当該各号に掲げる期間の区分に応じそれぞれ当該国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の確認」とを加える。

附則第十一条第二項中「同法の」を「旧国民年金法の」に、「厚生年金被保険の管掌者」を「厚生年金被保険の実施者」に改め、同条第三項中「国民年金法第五條第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（附則第三十一条第一項）を「厚生年金被保険法による年金たる給付若しくは平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前国共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前地共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定その他の法律の規定による年金たる給付をいう。以下同じ。）のうち附則第三十一条第一項」に、「退職共済年金を除く。以下この項において同じ」を「退職共済年金以外のもの（以下この項において「厚生年金被保険法による年金たる給付等」という。）に、「国民年金法第五條第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（遺族厚生年金）」を「厚生年金被保険法による年金たる給付等（遺族厚生年金）」に、「国民年金法第五條第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（老齢厚生年金）」を「厚生年金被保険法による年金たる給付等（老齢厚生年金）」に改め、同条第五項中「（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く）」を「（遺族厚生年金を除く）」に、「

「(遺族厚生年金並びに)」を、「(遺族厚生年金及び)」に、「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」を「を除く。」若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付(実施機関たる共済組合等)に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第六項中「被用者年金各法による年金たる給付(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。))を「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。))」を「厚生年金保険の管掌者」に改め、同条第七項中「あるのは、」を「あるのは」に、「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」を「を除く。以下この条において同じ。若しくは昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付(実施機関たる共済組合等)に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「」を除く」との下に、「同条第二項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付」とあるのは「厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付」とを加える。

附則第十二条第一項第四号中「含む。」が「を」含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。))に係るものに限る。))が「に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第二項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第二項」に、「同法附則第十三条の五」を「同条第四項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた同法による退職共済年金」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による老齢厚生年金」に、「同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六」を「その者の遺族(厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。以下この項において同じ。))が平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による遺族厚生年金(当該者の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。))を受けることができること若しくは同条第四項若しくは第五項」に、「により同法による退職共済年金」を「により同法による遺族厚生年金」に改め、同項第十一号中「国の施行法第八条若しくは第九条(同法第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第四十八條第一項において準用する場合を含む。))又は第二十五条(同法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定」に改め、「除く。))」の下に「又はその者の遺族が同項の規定による遺族共済年金(当該者の死亡に係るものに限る。))を受けることができること(同号に該当する場合を除く。))」を加え、同項第十二号中「新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項」に改め、「昭和六十年地方公務員共済組合法第二条の規定による改正後の」を削り、「以下「新地方の施行法」を「第十四号において「地方の施行法」に、「同法附則第二十八条の四第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に、「同法附則第二十八条の九に規定する者であつて同条」を「同条第五項に規定する者であつて同項」に改め、同項第十三号中「新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項又は第二十八条の九若しくは第二十八条の十」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項」に、「同法による退職共済年金」を「厚生年金保険法による老齢厚生年金」に改め、「できること」の下に「又は同項若しくは同条第五項若しくは第六項の規定の適用を受けることによりその者の遺族が厚生年金保険法による遺族厚生年金(

当該者の死亡に係るものに限る。)を受けることができること」を加え、同項第十四号中「新地方の施行法」及び「同法」を「地方の施行法」に改め、同項第十五号中「新地方の施行法第八条第二項若しくは第三項、第九条第二項若しくは第十条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、第四十八条第一項若しくは第二項(同法第五十二条において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項若しくは第二項(同法第五十九条において準用する場合を含む。)、又は第六十二条第一項若しくは第二項(同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定」に改め、「除く。」の下に「又はその者の遺族が同項の規定による遺族共済年金(当該者の死亡に係るものに限る。)を受けることができること(同号に該当する場合を除く。)」を加え、同項第十六号中「同法」を「昭和六十年地方公務員共済改正法」に改め、「又は同項の規定の適用を受けることにより新地方公務員等共済組合法による退職共済年金を受けることができること」を削り、同項第十七号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第十項(同法附則第十八項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法による退職共済年金」を「その者の遺族が私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が支給する遺族厚生年金(当該者の死亡に係るものであつて政令で定めるものに限る。)」に改める。

附則第二十二条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた」を削る。

附則第二十七条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十五条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「年金保険者」を「実施機関」に改め、同項第一号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六百六号)」に改める。

附則第三十八条の二第二項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「新国民年金法」を「国民年金法」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により同項に規定する算定した部分について基礎年金の給付に要する費用に充てられる会計年度における特別会計に関する法律の規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

附則第四十三条第一項第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年改正前国共済法」に、「新地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年改正前地共済法」に改め、同条第二項中「(当該被保険者の資格を喪失した後に引き続き組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。))である期間を有する場合を除く。))又は当該被保険者の資格を喪失した後に引き続き組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した場合」及び「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を削り、同条第三項中「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」及び「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同条第四項中「若しくは組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」及び「又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同条

第六項中「若しくは組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者の資格を喪失した日」とあり、及び「当該申出に係る厚生年金保険の被保険者又は組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者」を削り、同条第九項中「又は第四号」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附則第四十七条第一項及び第三項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第四十八条の二中「規定する組合員又は加入者であつた期間」及び「規定する組合員若しくは加入者であつた期間」を「二以上の種別の被保険者であつた期間」に、「附則第七十八条第五項」を「附則第七十八条第七項」に、「第八十七条第六項」を「第八十七条第八項」に、「当該組合員又は加入者であつた期間」とあるのは「当該組合員であつた期間等」を「ものの被保険者であつた期間」とあるのは「ものの当該組合員であつた期間等」と、「確認」とあるのは「確認（国民年金法等の一部を改正する法律附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間のうち昭和六十一年四月一日前の期間に係るものにあつては、当該各号に掲げる期間に応じそれぞれ共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団の確認）」に改める。

附則第五十二条中「厚生年金保険の被保険者であつた期間と」を「第一号厚生年金被保険者期間と」に改め、「附則第五条第二項」の下に「若しくは平成二十四年一元化法附則第七條第二項」を加え、「若しくは同条第三項」を「若しくは平成八年改正法附則第五条第三項若しくは平成二十四年一元化法附則第七條第三項」に改める。

附則第五十六条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付」を「平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付」に改め、同条第四項中「を除く。」又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金）を「並びに障害基礎年金を除く。」に、「並びに」を「並びに障害基礎年金及び」に、「他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金、退職年金）を「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付（退職共済年金、退職年金）」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「含む。」を「含む。」及び遺族共済年金を除く」に改め、同条第七項及び第八項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「同法」を「旧船員保険法」に改める。

附則第五十九条第一項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改め、同条第二項第二号イ中「又は平成八年改正法」を「、平成八年改正法」に改め、「第三項」の下に「又は平成二十四年一元化法附則第七条第二項若しくは第三項」を加え、同条第三項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改める。

附則第六十条中「並びに第二十七条第十三項及び第十四項」を「、第二十条の二第三項及び第五項並びに第二十七条第十五項から第十七項まで」に改める。

附則第六十一条第一項中「並びに第二十七条第十三項及び第十四項」を「、第二十条の二第三項及び第五項並びに第二十七条第十五項から第十七項まで」に改め、同条第二項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を「、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改める。

附則第六十二条第一項中「(同項)」を「(同条第四項)」に改める。

附則第六十六条、第六十九条第一項及び第七十一条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第七十三条第一項中「及び第二項」を削り、「これらの規定に定める額に、」を「同項第一号に定める額を、当該額に」に、「額と」を「額として同項の規定を適用した額と」に改める。

附則第七十四条第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

附則第七十八条第六項中「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改める。

附則第七十九条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第一号中「含む」を「含む、第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る」に改める。

附則第八十四条第二項から第六項までの規定中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第八十七条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十三項及び第十五項中「同法」を「旧船員保険法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

(平二五法六三・平二七法九・一部改正)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十九条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「改正後の国民年金法第五条第二項」を「国民年金法第五条第一項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法に基づく」を「昭和六十年改正法附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付のうち」に改める。

附則第十一条第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第十八条第一項中「受給権者」の下に「(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)) 附則第三十三条第一項(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)) 又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、「同法」を「厚生年金保険法」に改め、同項第一号中「男子」の下に「又は女子(厚生年金保険法第二号の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者(以下「第二号厚生年金被保険者」という。))であり、若しくは同号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。))を有する者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者(以

下「第三号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくは同号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）であり、若しくは同号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者に限る。）を、「生まれた者」の下に「（第三号に掲げる者を除く。）」を加え、同項第二号中「女子」の下に「（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）であり、又は同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者に限る。）」を、「生まれた者」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 厚生年金保険法附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等（附則第二十条の二第一項、第四項及び第八項並びに第二十四条第三項第二号において「特定警察職員等」という。）である者であつて昭和二十二年四月一日以前に生まれたもの

附則第十九条第一項、第四項及び第八項中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「掲げる者」の下に「（附則第二十条の二第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項若しくは第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）」を加える。

附則第二十条第一項、第四項及び第八項中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「掲げる者」の下に「（次条第一項に規定する者を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 特定警察職員等であつて次の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合には、同法第四十三条第一項及び附則第九条の二から第九条の四までの規定は、当該老齢厚生年金については、適用しない。

昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十六年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。

3 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年

金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の二第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

5 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第二十条の二第四項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則

第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、厚生年金保険法附則第九条の三第三項及び第四項又は第九条の四第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、前二項の規定は、適用しない。

7 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後においては、厚生年金保険法附則第九条の二第一項から第三項まで、第九条の三第三項及び第四項並びに第九条の四第四項及び第五項の規定による老齢厚生年金の額の改定は行わない。

8 特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（同法附則第九条の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、厚生年金保険法附則第九条の二第一項に規定する障害状態に該当しなくなった場合においては、同条第四項の規定は、適用しない。

附則第二十一条第一項中「又は前条第一項」を、「第二十条第一項から第五項まで又は前条第一項」に、「又は同法第四十六条第一項に規定する政令で定める日（附則第二十三条第一項、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項）」を（同法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三条第一項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十四条第三項及び第四項）に、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に、「標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下「総報酬月額相当額」という。）」を「総報酬月額相当額（同法第四十六条第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に、「第二十条第三項若しくは第五項」を加え、同条第二項中「支給するもの」の下に「であつて、第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくもの」を、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に、「第二十条第三項若しくは第五項」を加える。

附則第二十二条中「男子であつて附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「同表」を「同項の表」に、「又は女子であつて附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者」を、「附則第二十条第一項に規定する者」に、「は、当該老齢厚生年金」を、「又は附則第二十条の二第一項に規定する者（前月以前の月に属する日において同項の表の下欄に掲げる年齢に達した者に限

る。)であるときは、当該老齢厚生年金」に改め、「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加える。
附則第二十四条第三項各号列記以外の部分中「受給権者」の下に「(平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。)」を加え、「被保険者である日」を「被保険者等である日」に改め、同項第一号中「女子」の下に「(第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。)」を加え、同項第二号中「又は第二十条第一項」を「、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その額が附則第十八条及び厚生年金保険法附則第九条の規定により計算されているものであり、かつ、その受給権者が特定警察職員等であつて昭和十六年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者であるものであること。

附則第二十四条第四項中「被保険者である日」を「被保険者等である日」に、「若しくは第二十条第三項」を「、第二十条第三項若しくは第五項若しくは第二十条の二第三項」に改める。

附則第二十五条第二項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を「、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に、「第二十七条第十五項」を「第二十七条第十八項」に改める。

附則第二十六条第一項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を「、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に、「又は第二十条第三項若しくは第五項」を「、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項」に改め、同条第四項中「又は第二十条第三項若しくは第五項」を「、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第三項若しくは第五項」に改める。

附則第二十七条第一項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者(附則第十九条第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの、附則第二十条第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの又は附則第二十条の二第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるものに限る。)」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「第一項第一号に規定する」を「第一項に規定する」に改め、同条第八項中「第一項第一号に規定する」を「第一項に規定する」に、「並びに第二十条第四項及び第五項」を「、第二十条第四項及び第五項並びに第二十条の二第四項及び第五項」に改め、同条第九項中「第十一項」を「第十二項」に、「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「附則第十九条第一項」を「同条第一項」に改め、「次項」の下に「及び第十一項」を加え、同条第十項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「附則第二十条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第十九条第三項若しくは第五項」の下に「、第二十条第三項若しくは第五項」を加え、「附則第二十七条第十三項又は第十四項」を「附則第二十七条第十五項から第十七項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「同法第四十四条第一項」に、「若しくは第十二項」を「若しくは第十三項」に、「及び第十二項」を「及び第十三項の規定」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17 厚生年金保険法第四十四条の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者で

あるものに限る。)の額について準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時)とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(その年齢に達した当時)と、第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項」と、「第四十三条の規定」とあるのは「第四十三条第一項及び附則第九条並びに同法附則第二十七条第六項、第十一項及び第十四項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三条第三項若しくは同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至った月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と読み替えるものとする。

附則第二十七条第十三項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「同条第一項」を「同法第四十四条第一項」に、「若しくは第十一項」を「若しくは第十二項」に、「及び第十一項」を「及び第十二項の規定」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「附則第二十条第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 第十二項の規定は、繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。)が加算された老齢厚生年金の受給権者(附則第二十条の二第一項に規定する者に限る。)が同条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額(繰上げ調整額を除く。)を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、第十二項中「第九項」とあるのは、「第十一項」と読み替えるものとする。

附則第二十七条第十一項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「附則第十九条第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 第九項の規定は、繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。)が加算された老齢厚生年金の受給権者(附則第二十条の二第一項に規定する者に限る。)が同条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金(繰上げ調整額を除く。)の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を超える場合について準用する。

附則第二十八条第一項中「又は第二十条第一項から第五項まで」を「、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで」に改める。

附則第三十条第一項中「若しくは第二十条第二項及び第三項」を「、第二十条第二項及び第三項若しくは第二十条の二第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「男子」を「附則第十九条第一項に規定する者」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第三項中「女子」を「附則第二十条第一項に規定する者」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 附則第二十条の二第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるもの

限る。)であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものの受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十条の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き(その年齢に達した当時、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項又は同法附則第二十七条第六項、第十一項若しくは第十四項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。(平二五法六三・一部改正)

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第九十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生年金保険の被保険者であつた期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第七条第一項第一号中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)」に改め、同条第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。))に改める。

附則第十一条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十二条中「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第十四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「附則第十九条第二項及び第四項」を「第八十四条の三」に、「年金たる保険給付」を「同条に規定する政令で定める保険給付」に改める。

附則第十五条の見出しを「(平成二十四年一元化法改正前国共済法による給付)」に改め、同条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十六条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「第九項」を「第五項、第十項、第十一項」に、「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「第五項、第六項、第九項、第十二項及び第十三項」を「第六項から第八項まで、第十項、第十一項、第十四項及び第十五

項」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七十七条、第七十八条」を「第七十七条第一項、第七十八条第一項」に、「第九十条第一項及び第四項」を「第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「同法第五条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第二項に規定する年金たる給付のうち遺族年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第二項の規定を適用する。
附則第十六条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金については、平成二十四年一元化法附則第三十一条第一項の規定を適用する。

附則第十七条第一項及び第二項、第十九条並びに第二十条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十条第二項中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十一条の見出しを「(平成二十四年一元化法改正前国共済法による長期給付)」に改め、同条中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第一号中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第三十二条第二項第一号及び第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第三項中「第四十一条、第四十六条第二項」を「第四十六条第二項及び第一百六条の規定並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十一条」に、「第一百十四条及び第一百十六条の規定」を「及び第一百十四条の規定」に、「同法第五条第一項」を「国家公務員共済組合法第五条第一項」に改め、「(第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。)」を削り、「改正後国共済法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第五項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第三十三条第一項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第四項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法による」を「当該政令で定める規定により支給の停止が行われる」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二号中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第六項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「第二十一条第二項」を「第二十一条第七項」に改め、同条第七項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十一項及び第十四項中「国家公務員共済組合法」及び「同法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第十五項中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第三十三条の二中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

附則第四十二条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第四十九条第三項中「第四十一条、第四十六条第二項」を「第四十五条第二項並びに平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十一条」に改める。

附則第五十四条の二中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第五十五条第二項中「政府」を「政府等」に、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。

附則第五十六条第二項及び第五十七条第二項中「及び第八十四条から第八十九条まで」を、「第八十四条、第八十五条から第八十七条まで、第八十八条及び第八十九条」に改める。

附則第五十八条中「又は第九十一条」を「又は第九十一条第一項」に改める。

附則第六十一条中「第三条の規定による改正後」を「平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前」に改め、「育児休業手当金」とあるのは「育児休業手当金並びに平成八年改正法附則第十六条第一項、第二項及び第七項に規定する年金たる給付並びに平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合（平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金を含む。）が平成八年改正法附則第三十二条第二項の規定により支給するものとされた同項第一号に規定する年金たる長期給付、同項第二号に規定する一時金たる長期給付及び一時金たる給付並びに同項第四号に規定する一時金たる給付」とを削る。

（平二四法九六・平二五法六三・一部改正）

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十二条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を、「第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改める。

附則第二十一条第二項中「並びに第二十条第二項」を、「第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項」に改め、同条中第十四項を第十七項とし、第十三項を第十六項とし、第十二項を第十五項とし、同条第十一項中「並びに第二十条第二項及び第四項」を、「第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十項を第十三項とし、第九項を第十二項とし、第八項の次に次の三項を加える。

9 昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第九項に規定する旧国家公務員共済組合員期間（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律

第五号) 附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。) の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額」とする。

10 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。)を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十項に規定する旧地方公務員共済組合員期間(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号) 附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。)の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額)」とする。

11 昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。)を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十一項に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となった月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額)」とする。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)
第九十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第十三条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「附則第十九条第二項及び第四項第二号」を「第八十四条の三」に、「年金たる保険給付」を「同条に規定する政令で定める保険給付」に改める。

附則第十六条第一項中「、第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「、第十五項、第十九項及び第二十項」を「、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十二項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第七十七条」を「第七十七条第一項」に、「第七十八条、第九十条第一項及び第四項」を「第七十八条第一項、第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「同法第五条第一項各号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この項及び次項において「平成二十四年一元化法」という。)の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林共済年金のうち遺族

共済年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

16 平成二十四年一元化法の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林年金のうち遺族年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

附則第四十四条第一項ただし書中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

附則第四十六条第三項中「第六十条第三項」を「第六十条第二項」に改める。

附則第六十条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十九条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

附則第一百七十七条中「遺族共済年金」を「規定する場合」に、「規定する場合及び当該同一の事由により」に、「を含む。」を「が支給される場合」に改める。

(平二五法六三・一部改正)

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十四条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第一号中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、「第七条の規定による改正後の」を削り、同項第二号中「(第七条の規定による改正後の厚生年金保険法)」を「(同法)」に、「として第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項」を「として同項」に改める。

附則第二十一条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第二十三条第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「国民年金法第七条第一項第二号に規定する厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

附則第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正)

第九十五条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 厚生年金保険法第七十九条の五第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定めること。

第二十一条第四号中「厚生年金保険の被保険者」の下に「(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者に限る。)」を加える。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第九十六条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例)

第十三条の二 第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間(以下この条から第十三条の四までにおいて「追加費用対象期間」という。)を有する更新組合員に対する退職共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額(二百三十万円に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率(新法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び第十三条の四において同じ。)を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十七条第一項及び第二項、新法第七十八条第一項、新法第七十八条の二第四項、新法附則第十二条の四の二第二項及び第三項(新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、新法附則第十二条の七の二第二項並びに新法附則第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。)、新法附則第十二条の六の二第四項、新法附則第十二条の六の三第一項、第三項及び第四項、新法附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項並びに新法附則第十二条の八第三項及び第七項並びに第十一条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から当該額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限

- 額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。
- 5 退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。（追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）
 - 第十三条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金（新法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十二条第一項及び新法第八十三条第一項並びに第十二条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。
 - 2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて障害共済年金控除額とする。
 - 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて障害共済年金の額とする。
 - 4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。（追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例）
 - 第十三条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金（新法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、新法第八十九条第一項及び第二項並びに新法第九十条並びに第十三条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）から控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数（新法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。
 - 2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をも

つて遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて遺族共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

5 遺族共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する者の遺族である者に限る。）が、退職共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 新法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

第三条の二第二項中「新法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第十三条の二第一項中「（平成二十四年法律第六十三号）」を削り、「新法第七十二条の二」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第四十三条第一項」に改める。

第二十八条第一項中「（昭和二十九年法律第一百五号）」を削る。

第五十四条第二項中「新法」を「国家公務員共済組合法」に改める。
（平二四法九六・一部改正）

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 退職共済年金の支給を受ける者が追加費用対象期間（施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）を有する更新組合員等である場合における同条の規定の適用については、同項中「並びに第十一条」とあるのは、「、第十一条並びに昭和六十年改正法附則第十六条第一項又は第四項」とする。

附則第十七条に次の一項を加える。

3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第七十八条第一項」とあるのは、「新法第七十八条第一項（同条第二項に定める金額について昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 前項（第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

5 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

6 第一項（第二号を除く。）の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項」とする。

附則第二十九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同

条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十三条」とあるのは、「第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項及び第二項」とする。

附則第三十一条第一項中「第九十九条第三項」を「第九十九条第四項」に、「附則第二十条の三第四項」を「附則第二十条の二第四項」に改め、「支払われる長期給付」の下に「(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。)) 第二条の規定による改正後の共済法第七十二条第一項各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。」を加え、同項第一号中「費用」の下に「平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
附則第五十七条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例)

第五十七条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額(次項において「控除前退職年金等の額」という。)が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、附則第三十五条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項又は第五十二条第一項、第二項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額(次項において「退職年金等控除額」という。)を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第三十五条第三項(附則第三十七条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第三十六条第三項(附則第三十九条において準用する場合を含む。))又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者(追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。))が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又

は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第五十七条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金（公務による障害年金を除く。以下この条において同じ。）の額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、附則第四十二条第二項又は第五十四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額からその額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十二条第三項又は第五十七条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用する。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例)

第五十七条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金（公務による遺族年金を除く。以下この条において同じ。）の額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、附則第四十六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第四十六条第六項又は第五十七条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 附則第五十七条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十九条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の三中「第九十九条第三項第二号」を「第九十九条第四項第二号」に改める。

（平二四法九九・一部改正）

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第百条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例)

- 第十三条の二 第七条第一項各号の期間又は第八十三条第一項各号の期間その他の政令で定める期間(以下この条、第二十二條の二及び第二十七條の二において「追加費用対象期間」という。)を有する更新組合員(第八十一条第一項第四号に規定する団体更新組合員を含む。以下この条において同じ。)に対する退職共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額(二百三十万円に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率(新法第四十四條第二項に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、第二十二條の二及び第二十七條の二において同じ。)を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十九條第一項、新法第八十條第一項(新法附則第二十條の二第三項、新法附則第二十條の三第二項及び第五項、新法附則第二十五條の二第三項、新法附則第二十六條第六項及び第六項、新法附則第二十五條の四第三項及び第六項、新法附則第二十五條の六第七項及び第九項並びに新法附則第二十六條第六項において準用する場合を含む。)、新法第八十條の二第四項、新法第二百二條第一項、新法附則第二十條の二第二項(新法附則第二十條の三第一項及び第四項、新法附則第二十五條の二第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十五條の四第二項及び第五項においてその例による場合を含む。)、新法附則第二十四條第一項、新法附則第二十四條の二第四項、新法附則第二十四條の三第一項、第三項及び第四項、新法附則第二十五條の六第一項、第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、及び第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)並びに新法附則第二十六條第五項及び第十項並びに前條の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から当該額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を控除した金額とする。
- 2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。
- 4 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限

額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。第二十二條の次に次の一条を加える。

（追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の特例）

第二十二條の二 追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金（新法第八十七條第二項に規定する公務等による障害共済年金を除く。

以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十七條第一項及び第三項、新法第八十八條第一項並びに新法第百三條第一項及び第二項並びに前條の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて障害共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。第二十七條の次に次の一条を加える。

（追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の特例）

第二十七條の二 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金（新法第九十九條の二第三項に規定する公務等による遺族共済年金を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、遺族共済年金の額は、新法第九十九條の二第一項及び第二項、新法第九十九條の三並びに新法第百四條第一項並びに前條の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）から控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数（新法第九十九條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除し

て得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて遺族共済年金の額とする。

4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

5 遺族共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する者の遺族である者に限る。）が、退職共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、遺族共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

第百一条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同項第十八号の二中「新法（）」を「地方公務員等共済組合法（）」に改め、同項第三十五号の次に次の一号を加える。

三十五の二 国の新法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。

第二条第一項第三十六号中「。以下「国の新法」という。」を削る。

第三条第二項中「国の新法（）」を「国家公務員共済組合法（）」に改め、同条第三項中「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

第三条の二の二中「（国の新法）」を「（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行日前に国家公務員共済組合法）」に、「（国の新法）」を「（国家公務員共済組合法の）」に、「（国の新法）」を「（国家公務員共済組合法）」に改める。

第十三条の二第一項中「（平成二十四年法律第六十三号）」を削り、「新法第四十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第九十六条第一項中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同条第三項中「これを組合（）」の下に「指定都市職員共済組合、」を

加える。

第九十七条第一項中「新法」を「同法」に改め、同条第二項を削る。

第九十八条第一項中「新法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

第一百一条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「地方公務員等共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改める。

第十三条の二第一項中「（平成二十四年法律第 号）」を削り、「新法第四十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条第一項」に改める。

第四十五条第一項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第九十六条第三項中「これを組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加える。

第九十七条第二項を削る。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一百二条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 退職共済年金の支給を受ける者が追加費用対象期間（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）を有する更新組合員等である場合における同条の規定の適用については、同項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項及び第四項」とする。

附則第十七条に次の一項を加える。

3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第八十条第一項」とあるのは、「新法第八十条第一項（同条第二項に定める金額について地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）」とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 前項（第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額をいう。）

以下同じ。)を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。)を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

5 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

6 第一項(第二号を除く。)の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者(追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。)が、遺族共済年金(その者が六十五歳に達しているものに限る。)その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることが政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「、前条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項」とする。

附則第三十条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「、前条並びに昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項」とする。

附則第三十三条第一項中「新共済法第百十三条第三項」を「地方公務員等共済組合法第百十三条第四項」に、「新施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「支払われる長期給付」の下に「(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。))第三条の規定による改正

後の地方公務員等共済組合法第七十四条各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。」を加え、同項第一号中「新共済法」を「平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第九十八条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例)

第九十八条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額（次項において「控除前退職年金等の額」という。）が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、附則第四十三条第一項及び第二項、附則第四十四条第一項及び第二項（附則第八十二条第一項においてその例による場合を含む。）、附則第四十五条第一項（附則第八十三条第一項においてその例による場合を含む。）、附則第六十三条第一項及び第二項、附則第六十四条第一項、附則第六十六条第一項、附則第七十二条第一項及び第二項、附則第七十三条第一項、附則第七十五条第一項、附則第八十六条第一項、附則第八十七条第一項及び第二項並びに附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額（次項において「退職年金等控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第四十三条第四項、附則第四十四条第五項、附則第四十五条第三項、附則第六十三条第四項、附則第六十四条第四項、附則第七十二条第四項、附則第七十三条第四項、附則第七十五条第三項、附則第八十六条第四項、附則第八十七条第五項又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は、

政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第九十八条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金(公務による障害年金を除く。以下この条において同じ。)の額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、附則第四十八条第二項、附則第六十七条第一項、附則第七十六条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十八条第六項、附則第六十七条第四項、附則第七十六条第四項又は附則第九十八条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用する。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の特例)

第九十八条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金(公務による遺族年金を除く。以下この条において同じ。)の額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、附則第五十一条、附則第五十三条、附則第六十八条第一項、附則第六十九条第一項、附則第七十七条第一項、附則第七十八条第一項、附則第八十四条第一項、附則第八十八条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第五十六条、附則第六十八条第二項、附則第六十九条第三項、附則第七十七条第二項、附則第七十八条第三項、附則第八十四条第三項、附則第八十八条第三項又は附則第九十八条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 附則第九十八条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三百三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「支払う長期給付」を「支払う長期給付等(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する長期給付及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三十二条に規定する保険給

八十一条―第八十四条) / 第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第八十五条―第八十七条) / 第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例(第八十八条・第八十九条) / 第五節 不服申立てに関する特例等(第九十条―第九十二条) / 「を」 / 第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例(第五十四条) / 第二節 不服申立てに関する特例等(第五十五条―第五十七条) / 「に改め、」 / 第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整 / 第一節 二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る給付の支給の調整(第九十三条―第九十六条) / 第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整(第九十七条―第九十九条) / 「を削り、」 / 第十二章 雑則(第百条―第百六条) / 「を」 / 第十一章 雑則(第五十八条―第六十六条) / 「に改める。」 / 第二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第七号中「第百三条」を「第六十一条」に改め、同号を同条第五号とする。

第三条第一項第四号中「第四十一条第一項」を「第四十五条」に、「第五十八条第一項」を「第四十九条」に、「第七十六条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第四条第一項第二号中「第四十一条第一項」を「第四十五条」に、「第五十八条第一項」を「第四十九条」に改める。

第五条第一項第三号中「第四十一条第一項」を「第四十五条」に、「第五十八条第一項」を「第四十九条」に、「第七十六条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第八条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十条を第九条の二とする。

第十一条第一項中「第十三条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「又は共済年金各法による退職共済年金(第十四条第一項第一号において「退職共済年金」という。)」を削り、「第二条第七号」を「第二条第五号」に改め、「又は退職共済年金」を削り、同条第四項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改め、第六章第二節第一款中同条を第十条とする。

第十二条第一項ただし書中「第十六条第二項第一号イ」を「第十五条第二項第一号イ」に、「第十七条第二項第一号イ」を「第十六条第二項第一号イ」に、「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第一項第一号中「又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)」を削り、「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、「(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)」を削り、同項第二号中「第十一条第三項」を「第十条第三項」に改め、同項第三号中「又は共済年金各法による障害共済年金」を削り、「障害厚生年金」に改め、同条第二項第一号中「老齢厚生年金等」を「老齢厚生年金」に、「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、「月数」の下に「を合算した月数」を加え、同項第三号イ中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に、「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「第百二条第一項」を「第六十条第一項」に、「第百六条」を「第六十六条」に、「附則第三十四条」を「附則

第二十一条に改め、「組合員又は加入者」を削り、「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同号イ(1)中「障害給付」を「障害厚生年金」に、「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同号イ(2)中「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、「国家公務員共済組合法第八十二条第四項、地方公務員等共済組合法第八十七条第五項又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十二条第四項」を削り、同号イ(3)中「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同号ロ中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に、「法律によって組織された共済組合(以下「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第三十二条第八項及び第一百一条第一項において「共済組合等」という。)」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。))については国家公務員共済組合連合会の確認を、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間(以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。))については地方公務員共済組合の確認を、同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。))については日本私立学校振興・共済事業団」に改め、第六章第二節第二款中同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第十六条第一項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第二項第三号イ」を「第十三条第二項第三号イ」に改め、同項第二号中「第十四条第二項第三号ロ」を「第十三条第二項第三号ロ」に改め、同条第四項中「被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付」及び「遺族厚生年金等」を「遺族厚生年金」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七条 削除

第十八条第一項中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「同条第七号」を「同条第五号」に改める。

第十九条第一項ただし書中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十六条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第二十条第一項ただし書中「第十三条第一項」を「第十二条第四号中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第十八条の二」を「第十八条の三」に、「第十八条の三」を「第十八条の四」に改め、同条第三項中「第十七条」を「第十六条」に改める。

第二十三条中「第十四条第四項」を「第十三条第四項」に、「厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間」に改める。

第二十四条第一項第一号及び第二号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、同項第三号中「及び第五号」を削り、同項第五号を削る。

第二十五条第一項中「厚生労働大臣」を「政令で定めるところにより、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（以下この条において「実施機関」という。）」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「当該実施機関」に改め、同条第四項中「、若しくは共済組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者となったとき」を削る。

第二十六条中「又は第五号のいずれか」を削る。

第二十八条第一項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第二項中「次条第二項」の下に「、第三十六条」を加え、「第三十六条第一項第二号」を「第三十九条第一項第二号」に改める。

第二十九条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条第一項第二号」を「第三十六条及び第三十九条第一項第二号」に改める。

第三十条第一項中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条第一項第二号」を「第三十七条及び第四十条第一項第二号」に改める。

第三十一条第二項中「被保険者期間であって政令で定めるものの月数」を「被保険者期間であって政令で定めるものの月数を合算した月数」に改め、同条第四項中「その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日」の下に「（厚生年金保険法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った日にあつては、その日）」を加える。

第三十二条第一項ただし書中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項第一号中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同号イ中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同項第二号中「公的年金被保険者等」を「公的年金被保険者」に改め、同条第八項中「被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）については厚生労働大臣の確認を、第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第三十三条第一項中「第三十九条」を「第四十三条」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項ただし書中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項第一号イ中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第五項中「第十七条の」を「第十六条の」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第三十四条中「、退職」を削る。

第八章第二節から第四節までを削る。

第四十一条第一項中「第二十条の三第四項」を「第二十条の二第四項」に、「第二十条の七第一項」を「第二十条の六第一項」に改め、同条第二項を削り、第八章第一節中同条を第四十五条とする。

第四十条第一項を削り、同条第二項中「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に、「この項」を「この条」に、「厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等

であつた期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同項を同条とし、第七章第五節中同条を第四十四条とし、同節を同章第六節とする。

第三十九条中「前二節」を「前三節」に改め、第七章第四節中同条を第四十三条とする。

第三十八条中「前二節」を「前三節」に改め、同条を第四十二条とし、第七章第四節を同章第五節とする。

第三十七条第一項第一号中「失踪（そう）」を「失踪」に改め、同条第八項第四号中「第十七条」を「第十六条」に改め、同項第五号中「

第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、第七章第三節中同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（発効日前の障害又は死亡に係る二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の障害厚生年金等の特例）

第四十一条 第三十五条の規定は第三十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金について、第三十六条の規定は第三十九条第一項の規定により支給する障害手当金について、第三十七条の規定は前条第一項の規定により支給する遺族厚生年金について、それぞれ準用する。

第三十六条を第三十九条とし、第三十五条を第三十八条とし、第七章第三節を同章第四節とする。

第七章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金の特例）

第三十五条 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間のうち二以上の被保険者の種別（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）の被保険者であつた期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。）であるものに第二十八条第二項の規定により支給する障害厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、同法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害手当金の特例）

第三十六条 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるものに第二十九条第二項の規定により支給する障害手当金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金の特例）

第三十七条 相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者又は相手国期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるものの遺族に第三十条第二項及び第三項の規定により支給する遺族厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

第五十五条第一項中「第十四条第四項、」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、「又は第八十二条第八項（第八十三条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「国共済組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第八章第五節中同条を第四十六条とし、第五十六条を第四十七条とし、第五十七条を第四十八条とする。

第八章第五節を同章第二節とする。

第五十八条第二項を削り、第九章第一節中同条を第四十九条とする。

第九章第二節から第四節までを削る。

第七十二条第一項中「第十四条第四項、」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、「又は第八十二条第八項（第八十三条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「地共済組合員期間」を「第三号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第九章第五節中同条を第五十条とし、第七十三条を第五十一条とし、第七十四条を第五十二条とし、第七十五条を第五十三条とする。

第九章第五節を同章第二節とする。

第七十六条第一項中「教職員等（私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。次項において同じ。）」を「私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「次に掲げる者」を「前項の規定により私学共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、第十章第一節中同条を第五十四条とする。

第十章第二節から第四節までを削る。

第九十条第一項中「第十四条第四項、」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、「第四十七条第八項（第四十八条第六項（第五十条第六項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。）」又は第六十四条第八項（第六十五条第六項（第六十九条第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「私学共済加入者期間」を「第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第十章第五節中同条を第五十五条とし、第九十一条を第五十六条とし、第九十二条を第五十七条とする。

第十章第五節を同章第二節とする。

第十一章を削る。

第一百条第一項第四号中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、第十二章中同条を第五十八条とする。

第一百一条第一項中「共済組合等（）」の下に「法律によって組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいい、」を加え、同条を第五十九条とする。

第一百二条第一項中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第六十条とし、第一百三条を第六十一条とする。

第一百三条の二第二項第三号中「第三十七条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条を第六十二条とする。

第一百三条の三を第六十三条とし、第四百四条を第六十四条とし、第五百五条を第六十五条とする。

第一百六条中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第六十六条とする。

第十二章を第十一章とする。

附則第五条中「被用者年金被保険者等」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第八十七条の規定による改正前の国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」に改める。

附則第六条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

附則第十三条及び第十六条中「第七章第四節」を「第七章第五節」に改める。

附則第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

附則第十九条から第三十一条までを削る。

附則第三十二条を附則第十九条とし、附則第三十三条を附則第二十条とする。

附則第三十四条中「附則第三十二条」を「附則第十九条」に、「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を附則第二十一条とし、附則第三十五条を附則第二十条とする。

（平二五法六三・平二七法九・一部改正）

（特別会計に関する法律の一部改正）

第一百七条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第一項を次のように改める。

当分の間、基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等（第一百一十一条第一項第一号に規定する年金保険者たる共済組合等をいう。第三項において同じ。）への交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

附則第二十二條第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の」を「同勘定に所属する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の」を「基礎年金勘定に所属する」に、「同項の」を「同勘定に所属する」に、「基礎年金勘定」を「同勘定」に改め、同項を同条

第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同勘定に所属する積立金から補足するものとする。

3 基礎年金勘定に所属する積立金は、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等への交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、基礎年金勘定の歳入に繰り入れることができる。

第百八条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項第一号ロ中「第五条第十項」を「第五条第九項」に、「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同項第二号ハ中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第三項第一号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号中ヌをルとし、ロからリまでをハからヌまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣を除く。以下この節において同じ。）からの拠出金

第百十一条第三項第二号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 実施機関への交付金

第百十一条第六項第二号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号ロ中「日本年金機構」を「実施機関及び日本年金機構」に改める。

第百十三条第二項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百十四条第一項第一号中「管掌者たる政府又は各年金保険者たる共済組合等」を「実施者たる政府又は各実施機関たる共済組合等」に改め、同条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第六項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百十六条第一項及び第三項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百二十条第一項中「各年金保険者たる共済組合等」を「各実施機関たる共済組合等」に改め、同条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 毎会計年度実施機関から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度における厚生年金保険法第八十四条の五第一項の規定により実施機関から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合

附則第二十二条第一項及び第三項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。
附則第二十四条第一項中「厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定による拠出金並びに」を削り、「次項第二号」を「次項」に、「附則

第十九条及び第二十条」を「附則第二十条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二百二十条第一項の規定は、毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定による納付金の金額に対して超過し、又は不足する場合について準用する。
(平二五法六三・平二五法七六・一部改正)

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十九条 附則第七十条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第二十二條第一項及び第二項の規定は、平成二十四年度の決算から適用する。

第一百十條 附則第八十条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十七年度の予算から適用し、平成二十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第一百一十條 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十条第四項中「、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付」を「又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付」に改める。
附則第十條中「附則第二十条の第三項」を「附則第二十条の第二項」に改める。

(障害共済年金が支給される者の特例)

第一百十二條 附則第四十一條第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十五條第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の健康保険法第八十条の規定の適用については、同条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第四十一條第一項の規定による障害共済年金(以下この項及び第五項において「国家公務員障害共済年金」という。)若しくは同法附則第六十五條第一項の規定による障害共済年金(以下この項及び第五項において「地方公務員障害共済年金」という。)の支給」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金の額」と、「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第五項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」とする。

(船員保険法の一部改正)

第十三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第七十条第四項中、「厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付」を「又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付」に改める。

附則第二条中「附則第二十条の四」を「附則第二十条の三」に改める。

(障害共済年金等が支給される者の特例)

第十四条 附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の船員保険法(以下この条において「改正後船員保険法」という。)の規定の適用については、改正後船員保険法第七十条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金(以下「国家公務員障害共済年金」という。)若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金(以下「地方公務員障害共済年金」という。))の支給」と、「障害厚生年金の額」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金の額」と、「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第五項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、同条第八十六条第二項及び第八十九条中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、改正後船員保険法第八十六条第二項及び第八十九条中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、改正後船員保険法第一百条第四項中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金」とする。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第十五条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「及び当該同一の事由により国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」を削る。

(労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第一第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「規定する場合」と

あるのは、「規定する場合及び当該同一の事由により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四条第三号に規定する改正前国共済法、同条第六号に規定する改正前地共済法又は同条第九号に規定する改正前私学共済法の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合」とする。

（障害共済年金等が支給される者の特例）

第百十七条 附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る附則第一百五十五条の規定による改正後の労働者災害補償保険法（以下この条において「改正後労災保険法」という。）の規定の適用については、改正後労災保険法第十四条第二項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金（以下「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下「地方公務員障害共済年金」という。）」と、改正後労災保険法別表第一第一号（イ及びロ以外の部分に限る。）中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金若しくは国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金」と、同号ロ中「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金」と、「国家公務員障害共済年金」とあるのは「地方公務員障害共済年金」と、「地方公務員障害共済年金」とあるのは「地方公務員遺族共済年金」と、「同表第二号中「又は遺族厚生年金」とあるのは「国家公務員遺族共済年金」と、同表第二号中「又は遺族厚生年金」とあるのは「若しくは遺族厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金若しくは地方公務員遺族共済年金」とする。

第百十八条 削除

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第百十九条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「ついでには、」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）第二条の規定による改正前の」を加える。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第二百二十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九十条」の下に「(同条第二項及び第六項を除く。以下同じ。)」を加える。
第十九条及び第三十二条第二項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。
(平二五法六三・一部改正)

(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第二百一十一条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一条)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四号中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第七十二条第一項(長期給付の種類等)、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三条(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第七十四条(長期給付の種類)」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第三十二条(保険給付の種類)に規定する保険給付(政府から給されるものを除く。)」並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三条(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱)」に改め、「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十条第二項(長期給付)」を削る。

(株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十二条 附則第三十七条第一項に規定する年金である給付及び附則第四十一条の規定による年金たる給付、附則第六十一条第一項に規定する年金である給付及び附則第六十五条第一項の規定による年金たる給付並びに附則第七十九条に規定する年金である給付は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定(沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第五項において準用する場合を含む。)の適用については、前条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

(国民健康保険法の一部改正)

第二百二十三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七十六条の三第二項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)による老齢」に改める。

附則第十二条第一項中「又は給料の月額及び期末手当等の額」を削り、「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二百二十四条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号から第十五号までを三号ずつ繰り上げる。

第三十条中「公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合」を「法律によつて組織された共済組合」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十五条 附則第四条第三号に規定する改正前国共済法及び同条第四号に規定する改正前国共済施行法、同条第六号に規定する改正前地共済法及び同条第七号に規定する改正前地共済施行法並びに同条第九号に規定する改正前私学共済法に基づく年金たる給付は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二百二十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十九の項中「又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号)による」を「第七十六条の退職等年金給付、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号)第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七項若しくは第三条の二の年金である給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の」に改め、同表の四十二の項中「又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による」を「第七十四条の退職等年金給付、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三条の年金である給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第五項、第三十七条第一項若しくは第四十一条第一項の」に改め、同表の四十八の項中「による」を「第二十条第二項の退職等年金給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十八条第三項若しくは第七十九条の」に改め、同表の七十三の二の項中「管掌者」を「実施者」に改め、同表の七十四の項中「日本年金機構」の下に「、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合並びに日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同表の七十五の項及び七十六の項中「管掌者」を「実施者」に改める。

(平二五法二八・全改)

(石炭鉱業年金基金法の一部改正)

第二百二十七条 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「被保険者であつて、」の下に「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者(第十八条第一項において「第二号厚生年金被保険者」という。)及び同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者(第十八条第一項において「第三号厚生年金被保険者」という。)並びに」を加える。

第十八条第一項中「坑内員」の下に「並びに第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者」を加える。
第二十条中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削り、「厚生労働大臣」を「実施機関」に改める。
第三十三条第三項中「第九十条第二項及び第三項」を「第九十条第三項及び第四項」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第二百二十八条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。

(調整規定)

第二百二十九条 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である
場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。	第十八条第一項中「又は掛金」を削り、「、加入者、組合員又は団体組合員」を「であつて公務員でない者」に改める。 第二十条第一項第一号中「事業主」の下に「(次号から第四号までに掲げるものを除く。)」を加える。
	第二十一条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「、国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第百十四条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二條第十一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第三十条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
第九十六条の見出し中「私学共済法」を「私学共済法等」に改め、同条第四項中「私学共済法」を「

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号。次項において「平成二十四年一元化法」という。）第四条の規定による改正前の私学共済法及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の「に改め、同条第五項中「に係る」の下に「平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の」を、「その他同法」の下に「及び厚生年金保険法」を加え、「同法の」を「これらの法律の」に改める。

第四百四条第一項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同条第四項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第三百三十一条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項中「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢」に改める。

（国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正）

第三百三十二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部改正）

第三百三十三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第三項中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改める。

（平二五法一〇六・一部改正）

（介護保険法の一部改正）

第三百三十四条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三百三十一条中「、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職」を「又は厚生年金保険法による老齢」に改める。

附則第八条中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に、「附則第二十条の八第一項」を「附則第二十条の七第一項」

に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号) 附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 附則第七条の三第一項第四号」に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第三十六条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法第二百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号) 第七条第三項に規定する派遣先企業(以下この条において「派遣先企業」という。)は、「と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定により負担することとなる費用(同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付(基礎年金拠出金を含む。)に係るものに限る。)並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

第十四条第四項を削る。

第二十四条第一項中「、第十四条第四項中」とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」とを削る。

(平二五法六三・平二六法二二・平二六法六七・一部改正)

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第三十七条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項を次のように改める。

3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第一百三十二条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号) 第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)」とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五

十号) 第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)-と、同項各号中「地方公共団体」とあり、並びに同法第一百六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体(第三項において「地方公共団体等」という。)-」-とあるのは「派遣先団体」と、同項中「第百十三條第二項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)-又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「第百十三條第二項及び」と、同条第三項中「第百十三條第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用(長期給付に係るものに限る。)-並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」とする。

(確定給付企業年金法の一部改正)

第百三十八條 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者に限る。)-をいう。

第三条第一項、第四条第四号、第五条第三項、第六条第二項、第十二條第一項第四号及び第五号、第二十五條、第二十六條第三号、第二十七條第四号、第七十四條第二項、第七十七條第三項、第八十二條の二第四項並びに第八十四條第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

(平二五法六三・一部改正)

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第百三十九條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第一項を削り、同条第二項中「厚生年金保険法」の下に「(昭和二十九年法律第百十五号)-」を加え、「平成八年改正前の共済法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。)-

第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。)-に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

(確定拠出年金法の一部改正)

第百四十條 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項を次のように改める。

6 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に

規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）に限る。）をいう。

第三条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「前条第六項各号に掲げる者」を「第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第三項第六号中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第四条第一項第二号及び第三項並びに第五条第二項及び第四項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第九条第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第二条第六項各号に掲げる者」を「第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第十条第三号、第十一条第四号及び第四十六号第一項中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第六十二条第三項第八号中「法律によって組織された共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改める。

（独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第四百四十一条 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（推進機構の役職員であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）」を付し、同条第三項を削る。

附則第七条に見出しとして「（推進機構の役職員であつた被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「推進機構の役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（推進機構の事業所又は事務所を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者（推進機構の役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（推進機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員である期間に限る。）に係るもの）に限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間（研究機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るもの）を含む。

「」に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。
(平二五法六三・平二六法六七・一部改正)

(独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の一部改正)

第四百十二条 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(開発センターの役員であった組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例)」を付し、同条第三項を削る。

附則第七条に見出しとして「(開発センターの役員であった被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例)」を付し、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「開発センターの役員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金(開発センターの事業所又は事務所を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。)の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者(開発センターの役員又は職員であった者に限る。)で施行日に農林水産省共済組合の組合員となった者(センターの役員又は職員となった者に限る。)のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間(開発センターの役員又は職員であった期間に限る。))に係るものに限る。及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間(農林水産省共済組合の組合員である期間(国立研究開発法人水産総合研究センターの役員又は職員である期間に限る。))に係るもの限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間(農林水産省共済組合の組合員であった期間(センター又は国立研究開発法人水産総合研究センターの役員又は職員であった期間に限る。))に係るものに限る。))を含む。))に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。
(平二五法六三・平二六法六七・一部改正)

(放送大学学園法の一部改正)

第四百十三条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(私立学校教職員共済法の特例)

第十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第四百十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員に関する私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九條の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第四百四十四条 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十二号中「年金たる給付」の下に「（厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあつては、政府が支給するものに限る。）」を加える。

附則第五条の二第三項中「国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに規定する第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者」に改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第四百四十五条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項を削り、同条第二項中「うち厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第一百五号）」を加え、「平成八年改正前の共済法」を「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（調整規定）

第四百四十六条 この法律の施行の日が外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）の施行の日前である場合には、同法附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第七条第二項の改正規定中「附則第七条第二項」とあるのは、「附則第七条第一項」とする。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第四百七十七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の下に「(平成十五年法律第四十号)」を加え、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項から第八項まで」に、「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「(同条第四項)」を「(同条第五項)」に改める。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 私立大学派遣検察官等に関する国共済法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第三条第一項に規定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)&及び国」と、「第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)&及び第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)&並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)&の規定により負担することとなる費用(同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付(基礎年金拠出金を含む。)&に係るものに限る。)&並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

第十四条第四項を削り、同条第五項中「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十五条第一項中「、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と」を削り、「同条第五項から第七項まで」を「同条第六項」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

私立大学派遣検察官等に関する私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。)&」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料(以下「掛金等」という。)&」とあり、並びに同法第二十八条第二項から第五項まで、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条第二項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

第十六条第二項中「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の下に「（平成十五年法律第四十号）を加え、「第二十二条第二項及び第七項」を「第二十二条第三項及び第八項」に、「給与」を「報酬」に、「同条第三項」を「同条第三項及び第五項」に改める。

第二十一条中「社会保険関係法（」の下に「厚生年金保険法、」を加える。
（平二五法六三・平二六法六七・一部改正）

（人事訴訟法の一部改正）

第四百八十八条 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「標準報酬等の按分割合（わん）に関する処分（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第七十八条の二第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第二百五条第二項の規定による処分をいう。）」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第七十八条の二第二項の規定による処分」に改める。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第四百九十九条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法第二百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」以下この項において同じ。の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）」に係るものに限る。）」並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」とする。

第八条第四項を削る。

（平二五法六三・平二六法六七・一部改正）

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正）

第五十条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国民年金法第五十条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付（政府が支給するものを除く。）」に、「同法」を「国民年金法」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第五十一条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第九十四条第三項中「新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項」を「国家公務員共済組合法附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項」に改める。

附則第九十五条中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十二条 恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

（文官等に給する普通恩給等の年額の特例）

第六条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第一条第三号に定める日（以下「第三号施行日」という。）の属する月分以降の公務員（新昭和二十八年改正法附則第十条第一項に規定する旧軍人を除く。以下この条において同じ。）に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料（新恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料を除く。以下この条において同じ。）の年額（新恩給法第七十五条第二項又は新昭和五十一年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加給又は加算の年額を含む。以下この条において同じ。）は、この項の規定の適用がないものとした場合におけるこれらの年額が国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）を超えるときは、当該年額に〇・九を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）とする。ただし、その額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額とする。

2 前項に定めるもののほか、第三号施行日の属する月分以降の公務員に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料の年額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本年金機構法の一部改正）

第五十三条 日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項第四号イ中「並びに同法第百十三条第二項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の

二十四の二第二項及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第二項に規定する権限に係る事務」を削り、同号二中「第百三条の二第一項」を「第六十二条第一項」に、「第百三条の三第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第三十八条第五項第三号中「（チ）を」（ト）に改め、ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとする。

附則第四十条第二項中「国家公務員共済組合法」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法」に改める。

（平二六法六四・一部改正）

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正）

第五十四条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第十一条中「第九十一条から第九十一条の三までの規定及び」を「第九十一条第一項、第九十一条の二及び第九十一条の三の規定並びに」に改める。

（平二五法六三・平二六法六四・一部改正）

（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正）

第一百五十五条 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）」を付し、同条第三項を削る。

附則第六条に見出しとして「（厚生年金保険法の規定の適用の特例）」を付し、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「機構の役員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間」を「施行日の前日において厚生年金基金（機構の事務所を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第一百七十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者（機構の役員又は職員であった者に限る。）で施行日に林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究所又はセンターの役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員である期間（国立研究開発法人森林総合研究所又は国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの役員又は職員である期間に限る。）に係るもの限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部

を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により同項に規定する第二号厚生年金被保険者期間とみなされた同法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（林野庁共済組合又は農林水産省共済組合の組合員であった期間（研究所若しくは国立研究開発法人森林総合研究所又はセンター若しくは国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）に、「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項」を「厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項」に、「組合員期間」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間」に改め、同項を同条とする。

附則第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

（平二五法六三・平二六法六七・一部改正）

（家事事件手続法の一部改正）

第二百五十六条 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次及び第二編第二章第二十二節の節名中「厚生年金保険法等」を「厚生年金保険法」に改める。

別表第二中「厚生年金保険法等」を「厚生年金保険法」に改め、同表の十五の項中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第二百五条第二項」を削る。

第二百五十七条 削除

（平二五法二八）

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第五十八条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第一号中「事業主」の下に「（次号から第四号までに掲げるものを除く。）」を加える。

第七十条第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄

に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「国家公務員共済組合法第四十二条第十一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第一百四十二条の二第二項第五号に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二條第十一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一百五十九条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定中「六 事業所」を「五 事業所」に改める。

第十九条のうち私立学校教職員共済法第二十二條第一項の改正規定中「標準給与の等級」を「標準報酬月額」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬 月額」に、「」

第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
「を」		
第三十一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上六三五、〇〇〇円未満
第三十二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上六六五、〇〇〇円未満
第三十三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上六九五、〇〇〇円未満
第三十四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上七三〇、〇〇〇円未満
第三十五級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上七七〇、〇〇〇円未満
第三十六級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上八一〇、〇〇〇円未満
第三十七級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上八五五、〇〇〇円未満
第三十八級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上九〇五、〇〇〇円未満
第三十九級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上九五五、〇〇〇円未満
第四十級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四十一級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上一、〇五五、〇〇〇円未満
第四十二級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上一、一一五、〇〇〇円未満
第四十三級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円以上一、一七五、〇〇〇円未満
第四十四級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

に改める。

第二十七条のうち高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の五の次に四条を加える改正規定（同法附則第十三条の六第一項第二号イに係る部分に限る。）中「給料」を「標準報酬」に、「規定する期末手当等」を「規定する標準期末手当等」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第二十八条のうち介護保険法附則に二条を加える改正規定（同法附則第十一条第三項に係る部分に限る。）中「給料」を「標準報酬」に、「規定する期末手当等」を「規定する標準期末手当等」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第二十九条のうち健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法附則に二条を加える改正規定（同法附則第九条第三項に係る部分に限る。）中「給料」を「標準報酬」に、「規定する期末手当等」を「規定する標準期末手当等」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

附則第十六条中「同条第六号」を「同条第五号」に改める。
（平二四法九七・一部改正）

第五百五十九条の二 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第十二条のうち国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二十九条の改正規定中「第四項」を「第五項」に改める。

第十七条のうち地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十条の改正規定中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。
（平二四法九七・追加）

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五百五十九条の三 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六十九条及び第八十条中「管掌者」を「実施者」に改める。

附則第八十二条中「第九十一条から第九十一条の三まで」を「第九十一条第一項、第九十一条の二、第九十一条の三」に改める。

附則第二百二十二条第一項中「前条の規定による改正後の」を削り、「改正後審査会法」を「審査会法」に改め、同条第二項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「第九十条」とあるのは「第九十条（）」を「除く。以下同じ。」とあるのは「除き、」に改め、同条第三項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「第二項」を「第三項」に、「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、同条第四項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「第九十条（）」を「第九十条（同条第二項及び第六項を除き、）」に、「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

附則第四百四十一条第四項中「改正後厚生年金保険法第九十一条から第九十一条の三まで」を「厚生年金保険法第九十一条第一項、第九十一条の二及び第九十一条の三」に、「改正後審査会法」を「審査会法」に改め、同条第五項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項中「改正後審査会法」を「審査会法」に、「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「第二項」を「第三項」に、「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

（平二五法六三・追加）

(独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の一部改正)

第五十九条の四 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律(平成二十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
附則第七條第三項を削る。

附則第八條を次のように改める。

第八條 削除

(平二五法八二・追加)

(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の一部改正)

第五十九条の五 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第七項第二号二中「標準報酬の月額、給料の額及び標準給与」を「及び標準報酬」に改める。
(平二五法一一二・追加)

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）

（実施機関）

第二条の五 この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この項において同じ。）
以下この項において同じ。）
、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務
厚生労働大臣

二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務
国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

三 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）の資格、第三号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第三号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第三号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第三号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第三号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務
地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）の資格、第四号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第四号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第四号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第四号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第四号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務
日本私立学校振興・共済事業団

2 前項第二号又は第三号に掲げる事務のうち、第八十四条の三、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九の規定に係るものについては、国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が行い、その他の規定に係るものについては、政令で定める

ところにより、同項第二号又は第三号に定める者のうち政令で定めるものが行う。
(平二四法六三・追加)

(加給年金額)

第四十四条 老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)の額は、受給権者がその権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であったときは、第四十三条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至った当時。第三項において同じ。)その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第四十七条第二項に規定する障害等級(以下この条において単に「障害等級」という。)の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。)があるときは、第四十三条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。ただし、国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われている子があるとき(当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。)は、その間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの(以下この章において「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に改定率を乗じて得た額(そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

3 受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

4 第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者に係る同項の加給年金額を加算しないものとし、次の各号のいずれかに該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

- 一 死亡したとき。
- 二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。
- 三 配偶者が、離婚又は婚姻の取消をしたとき。
- 四 配偶者が、六十五歳に達したとき。
- 五 子が、養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。
- 六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。
- 七 子が、婚姻をしたとき。

八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がやんだとき。
十 子が、二十歳に達したとき。

5 第一項又は前項第二号の規定の適用上、老齢厚生年金の受給権者によつて生計を維持していたこと又はその者による生計維持の状態がやんだこととの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭五七法六六・昭六〇法三四・昭六〇法一〇五・平元法八六・平六法九五・平一二法一八・平一六法一〇四・一部改正）

（支給の繰下げ）

第四十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該老齢厚生年金を請求していなかつたものは、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。
一 老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日
二 五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。） 五年を経過した日

3 第一項の申出をした者に対する老齢厚生年金の支給は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から始めるものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢厚生年金の額は、第四十三条第一項及び第四十四条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した額に、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額及び第四十六条第一項の規定の例により計算したその支給を停止するものとされた額を勘案して政令で定める額を加算した額とする。
（平一六法一〇四・追加、平一九法一〇九・平二四法六二・平二四法六三・平二五法六三・一部改正）

第五十条の二 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

3 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、当該配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害厚生年金の額を改定する。

4 第四十四条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定によりその額が加算された障害厚生年金について準用する。

5 第一項又は前項において準用する第四十四条第四項第二号の規定の適用上、障害厚生年金の受給権者によつて生計を維持していること又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭六〇法三四・追加、昭六〇法一〇五・平元法八六・平六法九五・平一二法一八・平一六法一〇四・平二二法二七・一部改正）

第六十二条 遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。）の受給権者である妻であつてその権利を取得した当時四十歳以上六十五歳未満であつたもの又は四十歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であつた者の子で国民年金法第三十七条の二第一項に規定する要件に該当するもの（当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡後に同法第三十九条第三項第二号から第八号までのいずれかに該当したことがあるものを除く。）と生計を同じくしていたものが六十五歳未満であるときは、第六十条第一項第一号の遺族厚生年金の額に同法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算する。

2 前項の加算を開始すべき事由又は同項の加算を廃止すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

（昭六〇法三四・全改、平元法八六・平六法九五・平一二法一八・平一六法一〇四・一部改正）

（運用の目的）

第七十九条の二 積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下この章において「特別会計積立金」という。）及び実施機関（厚生労働大臣を除く。次条第三項において同じ。）の積立金のうち厚生年金保険事業（基礎年金拠出金の納付を含む。）に係る部分に相当する部分として政令で定める部分（以下「実施機関積立金」という。）をいう。以下この章において同じ。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

（平一二法一八・追加、平一九法二三・平二四法六三・一部改正）

（拠出金及び政府の負担）

第八十四条の五 実施機関は、毎年度、拠出金を納付する。

2 次条第一項に規定する拠出金算定対象額から前項の規定により実施機関が納付する拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分（基礎年金拠出金から第八十条第一項、国家公務員共済組合法第九十九条第四項第二号、地方公務員等共済組合法第一百零三条第四項第二号又は私立学校教職員共済法第三十五条第一項に規定する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を控除した額をいう。次条第一項及び第二項並びに附則第二十三条第二項第一号において同じ。）の合計額を控除した額については、厚生年金保険の実施者たる政府の負担とする。

3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による実施機関が納付すべき拠出金及び前項の規定による政府の負担について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。
(平二四法六三・追加)

(拠出金の額)

第八十四条の六 前条第一項の規定により実施機関が納付する拠出金の額は、当該年度における拠出金算定対象額に、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額から、当該実施機関が納付する基礎年金拠出金保険料相当分の額を控除した額とする。

一 標準報酬按分率

二 積立金按分率

2 前項の拠出金算定対象額は、当該年度における厚生年金保険給付費等の総額に、当該年度において政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分の合計額を加えた額とする。

3 第一項第一号の標準報酬按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 実施機関ごとに、当該年度における当該実施機関の組合員（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員）たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額（第八十四条の八第一項において「実施機関における標準報酬の総額」という。）を、当該年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

二 当該年度以前の直近の財政の現況及び見通しにおける財政均衡期間における各年度の拠出金算定対象額の合計額の予想額に対する保険料、この法律に定める徴収金その他政令で定めるものの合計額の予想額の占める割合を平均したものと、厚生労働省令で定めるところにより算定した率（次項第二号において「保険料財源比率」という。）

4 第一項第二号の積立金按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 実施機関ごとに、当該年度の前年度における実施機関積立金の額及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額（以下この号において「実施機関の積立金額」という。）を、当該年度の前年度における年金特別会計の厚生年金勘定の積立金の額及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額（以下「厚生年金勘定の積立金額」という。）と実施機関の積立金額との合計額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

- 二 一から保険料財源比率を控除した率
- 5 厚生労働大臣は、第三項各号及び前項第一号に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。
(平二四法六三・追加)

附 則

(特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

第八条の二 男子又は女子(第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。)であつて次の表の上欄に掲げる者(第三項及び第四項に規定する者を除く。)については前条の規定を適用する場合には、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 女子(第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。)であつて次の表の上欄に掲げる者(次項及び第四項に規定する者を除く。)については前条の規定を適用する場合には、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三十三年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十五年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十七年四月二日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和三十九年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

3 坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者であつて、次の表の上欄に掲げるもの(次項に規定する者を除く。)については前条の規定を適用する場合には、同条第一号中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に、同条第二号中「一年以上の被保険者期間を有する」とあるのは「坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である」と読み替えるものとする。

昭和三十三年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
----------------------------------	------

昭和三十五年四月一日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十七年四月一日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和三十九年四月一日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

4 特定警察職員等である者であつて次の表の上欄に掲げるものについて前条の規定を適用する場合には、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三十四年四月一日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十六年四月一日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十八年四月一日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和四十年四月一日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

(平一二法一八・追加、平二四法六三・一部改正)

第九条の二 附則第八条の規定による老齢厚生年金(第四十三条第一項及び前条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者(第五項において「老齢厚生年金の受給権者」という。)が、被保険者でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この項、第四項、第五項、次条第五項、附則第九条の四第六項並びに第十三条の五第一項及び第五項において「障害状態」という。)にあるとき(その傷病が治らない場合(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。))にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。第五項及び附則第十三条の五第一項において同じ。)は、その者は、老齢厚生年金の額の計算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、当該請求に係る老齢厚生年金の額は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とするものとし、当該請求があつた月の翌月から、年金の額を改定する。

- 一 千六百二十八円に国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)(に被保険者期間の月数(当該月数が四百八十を超えるときは、四百八十とする。))を乗じて得た額

二 被保険者であつた全期間の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額

3 第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者とその権利を取得した当時(その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「受給権者とその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の二第一項の請求があつた当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項中「第四

十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 前三項の規定によりその額が計算されている附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、前三項の規定にかかわらず、第四十三条第一項の規定により当該老齢厚生年金の額を計算するものとし、障害状態に該当しなくなつた月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、次の各号のいずれかに該当した場合においては、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間が四十四年以上であること。
二 当該老齢厚生年金が、附則第十一条の三第三項の規定により、附則第十一条の二、第十一条の三第一項及び第二項、第十一条の四、第十一条の六、第十三条第二項から第四項まで並びに第十三条の二の規定の適用について、附則第十一条の三第一項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金とみなされているものであること。

5 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一 老齢厚生年金の受給権者となつた日において、被保険者でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害厚生年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害厚生年金等」という。）を受けるときに限る。）。
二 障害厚生年金等を受けることとなつた日において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、被保険者でないとき。
三 被保険者の資格を喪失した日（引き続き被保険者であつた場合には、引き続き被保険者の資格を喪失した日）において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害厚生年金等を受けるときに限る。）。

（平六法九五・追加・一部改正、平一二法一八・平一六法一〇四・平二四法六二・平二五法六三・一部改正）

（拠出金の額の算定に関する特例）

第二十三条 当分の間、第八十四条の六の規定の適用については、同条第一項中「拠出金算定対象額に、」とあるのは「拠出金算定対象額に」と、「合計額」とあるのは「合計額に、当該拠出金算定対象額に支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同条第三項第二号中「という。」とあるのは「という。」に百分の五十を乗じて得た率」と、同条第四項第二号中「控除した率」とあるのは「控除した率に百分の五十を乗

じて得た率」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第八十四条の六第一項に規定する支出費按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

- 一 実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この号、次条及び附則第二十三条の三において同じ。）ごとに、当該実施機関に係る当該年度における厚生年金保険給付費等として算定した額に基礎年金拠出金保険料相当分を加えた額を、当該年度における第八十四条の六第一項に規定する拠出金算定対象額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率
- 二 百分の五十

（平二四法六三・全改）

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 新旧対照条文
 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号） 抄 （平成二十七年十月一日施行）
 （第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（実施機関） 第二条の五 この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この項において同じ。）、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 厚生労働大臣</p> <p>二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険</p>	

者の保険料に係る運用に関する事務 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

三 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）の資格、第三号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第三号厚生年金被保険者であった期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第三号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第三号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第三号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）の資格、第四号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第四号厚生年金被保険者であった期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第四号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第四号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第四号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 日本私立学校振興・共済事業団

2 | 前項第二号又は第三号に掲げる事務のうち、第八十四条の三、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九の規定に係るものについては、国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が行い、その他の規定に係るものについては、政令で定めるところにより、同項第二号又は第三号に定める者のうち政令

で定めるものが行う。

(用語の定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 保険料納付済期間 国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。
- 二 保険料免除期間 国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいう。
- 三 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受ける全てのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。
- 四 賞与 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

2 (略)

(裁定)

第三十三条 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、実施機関が裁定する。

(標準報酬の改定又は決定)

第七十八条の六 実施機関は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準報酬月額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一・二 (略)

2 実施機関は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定

(用語の定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 保険料納付済期間 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第五条第二項に規定する保険料納付済期間をいう。
- 二 保険料免除期間 国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間をいう。
- 三 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。
- 四 賞与 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのものうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

2 (略)

(裁定)

第三十三条 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、厚生労働大臣が裁定する。

(標準報酬の改定又は決定)

第七十八条の六 厚生労働大臣は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準報酬月額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一・二 (略)

2 厚生労働大臣は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号

者が標準賞与額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準賞与額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一・二 (略)

3・4 (略)

(運用の目的)

第七十九条の二 積立金(年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下この章において「特別会計積立金」という。))及び実施機関(厚生労働大臣を除く。次条第三項において同じ。))の積立金のうち厚生年金保険事業(基礎年金拠出金の納付を含む。))に係る部分に相当する部分として政令で定める部分(以下「実施機関積立金」という。))をいう。以下この章において同じ。)の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

(積立金の運用)

第七十九条の三 特別会計積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、特別会計積立金を寄託することにより行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に特別会計積立金を預託することができる。

3 実施機関積立金の運用は、前条の目的に沿つて、実施機関が行うものとする。ただし、実施機関積立金の一部については、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八

改定者が標準賞与額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準賞与額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一・二 (略)

3・4 (略)

(運用の目的)

第七十九条の二 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下この章において「積立金」という。))の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

(積立金の運用)

第七十九条の三 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に積立金を預託することができる。

号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)又は私立学校教職員共済法(以下「共済各法」という。)の目的に沿って運用することができるものとし、この場合における同条の規定の適用については、同条中「専ら厚生年金保険」とあるのは、「厚生年金保険」とする。

(積立金基本指針)

第七十九条の四 主務大臣は、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針(以下「積立金基本指針」という。)を定めるものとする。

2 積立金基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

二 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体(年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が遵守すべき基本的な事項

四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

3 主務大臣は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があるときと認めるときは、積立金基本指針に検討を加え、必要に応じ、これを変更するものとする。

4 積立金基本指針を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針の案又はその変更の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

5 財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、積立金基本指針の変更の案の作成を求めることができる。

6 主務大臣は、積立金基本指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(積立金の資産の構成の目標)

第七十九条の五 管理運用主体は、積立金基本指針に適合するよう、共同して、次条第一項に規定する管理運用の方針において同条第二項第三号の資産の構成を定めるに当たつて参酌すべき積立金の資産の構成の目標を定めなければならない。

2 管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、前項に規定する積立金の資産の構成の目標に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。

3 管理運用主体は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、共同して、これを公表するとともに、主務大臣に送付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、管理運用主体に対し、当該目標の変更を命ずることができる。

5 前項の規定による命令をしようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合するよう変更させるべき内容の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

(管理運用の方針)

第七十九条の六 管理運用主体は、その管理する積立金（地方公務員共済組合連合会にあつては、地方公務員共済組合連合会が運用状況を管理する実施機関の実施機関積立金を含む。以下この章において「管理積立金」という。）の管理及び運用（地方公務員共済組合連合会にあつては、管理積立金の運用状況の管理を含む。以下この章において同じ。）を適切に行うため、積立金基本指針に適合するよう、かつ、前条第一項に規定する積立金の資産の構成の目標に即して、管理及び運用の方針（以下この章において「管理運用の方針」という。）を定めなければならない。

- 2 管理運用の方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針
 - 二 管理積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項
 - 三 管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
 - 四 その他管理積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項
 - 3 管理運用主体は、積立金基本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。
 - 4 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該管理運用主体を所管する大臣（以下この章並びに第百条の三の三第二項第一号及び第三項において「所管大臣」という。）の承認を得なければならない。
 - 5 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 管理運用主体は、積立金基本指針及び管理運用の方針に従って管理積立金の管理及び運用を行わなければならない。
 - 7 所管大臣は、その所管する管理運用主体の管理運用の方針が積立金基本指針に適合しなくなつたと認めるときは、当該管理運用主体に対し、その管理運用の方針の変更を命ずることができる。
- (管理運用主体に対する措置命令)
- 第七十九条の七 所管大臣は、その所管する管理運用主体が、管理積立金の管理及び運用に係る業務に関しこの法律の規定若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が、積立金基本指針若しくは当該管理運用主体の管理運用の方針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置又は当該管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針若しくは当該管理運用の方針に適合させるために必要な措置をとることを命ずることができる。

(管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価)

第七十九条の八 管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。

2 所管大臣は、その所管する管理運用主体の業務概況書の送付を受けたときは、速やかに、当該管理運用主体について、管理積立金の管理及び運用の状況(第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況を含む。)その他の管理積立金の管理及び運用に関する主務省令で定める事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 所管大臣は、第一項の規定による業務概況書の送付を受けたときは、前項の規定による評価の結果を添えて、当該業務概況書を主務大臣に送付するものとする。

4 年金積立金管理運用独立行政法人について第一項の規定を適用する場合においては、同項中「決算完結後」とあるのは、「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第三十八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の提出後」とする。

(積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価)

第七十九条の九 主務大臣は、毎年度、主務省令で定めるところにより、積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、積立金の運用の状況の評価その他の積立金の管理及び運用に関する事項を記載した報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 前項の報告書を作成しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、その案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 主務大臣は、第一項の報告書における評価の結果に基づき、管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が積立金基本指針に適合し

ないと認めるときは、当該管理運用主体の所管大臣に対し、当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

4 前項の規定による措置を求めようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合させるために必要な措置の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

(運用職員の責務)

第七十九条の十 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省、財務省、総務省及び文部科学省の職員（政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、積立金の運用の目的に沿って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

(秘密保持義務)

第七十九条の十一 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(懲戒処分)

第七十九条の十二 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、その職員の任命権者は、その職員に対し国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づく懲戒処分をしなければならない。

(年金積立金管理運用独立行政法人法等との関係)

第七十九条の十三 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところによる。

(運用職員の責務)

第七十九条の四 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省の職員（政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、積立金の運用の目的に沿って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

(秘密保持義務)

第七十九条の五 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(懲戒処分)

第七十九条の六 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づく懲戒処分をしなければならない。

(年金積立金管理運用独立行政法人法との関係)

第七十九条の七 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の定めるところによる。

(政令への委任)

第七十九条の十四 この章に定めるもののほか、積立金の運用に関し必要な事項は、政令で定める。

(交付金)

第八十四条の三 政府は、政令で定めるところにより、毎年度、実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この条、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九において同じ。）ごとに実施機関に係るこの法律の規定による保険給付に要する費用として政令で定めるものその他これに相当する給付として政令で定めるものに要する費用（以下「厚生年金保険給付費等」という。）として算定した金額を、当該実施機関に対して交付金として交付する。

第八十四条の四 地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、毎年度、地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会。以下この条及び第八十四条の七において同じ。）ごとに地方公務員共済組合に係る厚生年金保険給付費等として算定した金額を、当該地方公務員共済組合に対して交付する。

(拠出金及び政府の負担)

第八十四条の五 実施機関は、毎年度、拠出金を納付する。

2 次条第一項に規定する拠出金算定対象額から前項の規定により実施機関が納付する拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分（基礎年金拠出金から第八十条第一項、国家公務員共済組合法第九十九条第四項第二号、地方公務員等共済組合法百十三条第四項第二号又は私立学校教職員共済法第三十五条第一項に規定する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を控除した額をいう。次条第一項及び第二項並びに附則第二十三条第二項第一号において同じ。）の合計額を控除した額については、厚生年金保険の

実施者たる政府の負担とする。

- 3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による実施機関が納付すべき拠出金及び前項の規定による政府の負担について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

(拠出金の額)

第八十四条の六 前条第一項の規定により実施機関が納付する拠出金の額は、当該年度における拠出金算定対象額に、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額から、当該実施機関が納付する基礎年金拠出金保険料相当分の額を控除した額とする。

- 一 標準報酬按分率
- 二 積立金按分率

2 前項の拠出金算定対象額は、当該年度における厚生年金保険給付費等の総額に、当該年度において政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分の合計額を加えた額とする。

3 第一項第一号の標準報酬按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

- 一 実施機関ごとに、当該年度における当該実施機関の組合員（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員）たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額（第八十四条の八第一項において「実施機関における標準報酬の総額」という。）を、当該年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率
- 二 当該年度以前の直近の財政の現況及び見通しにおける財政均衡期間における各年度の拠出金算定対象額の合計額の予想額に対する保険料、この法律に定める徴収金その他政令で定めるものの合計額の予想額の占める割合を平均したものととして厚生労働省令で定めると

ころにより算定した率（次項第二号において「保険料財源比率」という。）

4 第一項第二号の積立金（あ）按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 実施機関ごとに、当該年度の前年度における実施機関積立金の額及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額（以下この号において「実施機関の積立金額」という。）を、当該年度の前年度における年金特別会計の厚生年金勘定の積立金の額及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額（以下「厚生年金勘定の積立金額」という。）と実施機関の積立金額との合計額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

二 一から保険料財源比率を控除した率

5 厚生労働大臣は、第三項各号及び前項第一号に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（設立及び業務）

第二十一条 組合の事業のうち次項各号に掲げる業務を共同して行うため、全ての組合をもつて組織する国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）を設ける。

2 連合会の業務は、次に掲げるものとする。

一 厚生年金保険給付の事業に関する業務（厚生年金拠出金の納付及び厚生年金保険法第八十四条の三に規定する交付金（以下この号において「厚生年金交付金」という。）の受入れ、基礎年金拠出金の納付並びに第二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出（第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。以下この号及び第九十九条第三項において同じ。）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第百六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第百六条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。）に関する業務を含む。）のうち次に掲げるもの

イ 厚生年金保険給付の裁定及び支払
ロ 厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用その他政令で定める費用の計算

ハ 厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に充てるべき積立金（以下「厚生年金保険給付積立金」という。）の積立て

ニ 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付の支払上の余裕金の管理及び運用

ホ 厚生年金拠出金の納付及び厚生年金交付金の受入れ

ヘ 基礎年金拠出金の納付

ト 第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第百六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ
チ その他財務省令で定める業務

二 退職等年金給付の事業に関する業務（第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出（第百二条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。）及び地方公務員等共済組合法第百六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第百六条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。）を含む。）のうち次に掲げるもの

イ 退職等年金給付の決定及び支払

ロ 退職等年金給付に要する費用（第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用その他政令で定める費用を含む。）の計算

ハ 退職等年金給付（第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。）に充てるべき積立金（以下「退職等年金給付積立金」という。）の積立て

ニ 退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金の管理及び運用

ホ 第二百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ
へ その他財務省令で定める業務

三 福祉事業に関する業務

- 3 前二項の規定は、組合が自ら前項第三号に掲げる業務を行うことを妨げるものではない。
- 4 連合会は、第二項に定めるもののほか、国家公務員共済組合審査会に関する事務を行うものとする。
(昭五八法八二・全改、昭六〇法一〇五・平八法八二・平一一法一六〇・平一六法一三〇・平二四法六三・平二四法九六・一部改正)

(給付算定基礎額)

- 第七十五条 退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額（以下「給付算定基礎額」という。）は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。
- 2 前項に規定する付与率は、退職等年金給付が組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることその他政令で定める事情を勘案して、連合会の定款で定める。
 - 3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。
 - 4 各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される前項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）は、毎年九月三十日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して、連合会の定款で定める。
 - 5 前各項に定めるもののほか、給付算定基礎額の計算に関し必要な事項は、財務省令で定める。
(平二四法九六・追加)

(終身退職年金の額)

- 第七十八条 終身退職年金の額は、終身退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「終身退職年金算定基礎額」という。）を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して得た金額とする。
- 2 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。
 - 3 終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。

- 4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年の前年の三月三十一日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日）における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間に
おいては当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。
- 5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（第八十四条第一項及び第九十条第一項において「終身年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、連合会の定款で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。
（平二四法九六・追加）

（有期退職年金の額）

- 第七十九条 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「有期退職年金算定基礎額」という。）を、支給残月数に
応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。
- 2 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間に
あるときは、翌年の九月三十日）までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に
満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。
- 3 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、
その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職
年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金
現価率を乗じて得た額とする。
- 4 第一項及び前項に規定する支給残月数（次項において「支給残月数」という。）は、有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三
十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては二百
四十月（第七十六条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第七十九条の四第一項第二号及び第八十一条第四項において同じ。）
とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該
各年の九月までの月数を控除した月数とする。
- 5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する有期年金現価率（第七十九条の四第一項第二号及び第
八十一条第四項において「有期年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の
期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、連合会の定款で定める。

- 6 前各項に定めるもののほか、有期退職年金の額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。
(平二四法九六・追加)

(整理退職の場合の一時金)

- 第七十九条の三 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第一項第二号に掲げる者(一年以上の引き続く組合員期間を有する者であつて、六十五歳未満であるものに限る。)は、同号の退職をした日から六月以内に、一時金の支給を連合会に請求することができる。
- 2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に同項に規定する退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額の一時金を支給する。この場合において、第七十五条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第一項第二号の退職をした日」と、「当該給付事由が生じた日の」とあるのは「同号の退職をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第一項に規定する退職をした日」とする。
- 3 第一項の請求をした者が、他の退職に係る同項の請求(他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに基づく請求を含む。)をした者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の規定の例により算定した金額から当該他の退職に關し同項の規定(他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。)により支給すべき一時金の額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の一時金を支給する。
- 4 前二項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定(第七十七条、第七十九条及び第八十二条第二項を除く。)を適用する。
- 5 連合会は、第二項又は第三項の規定による一時金の支給の決定を行うため必要があると認めるときは、当該支給の請求をした者が当該請求に係る退職をした時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者又はその委任を受けた者に対し、当該退職に關して必要な資料の提供を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、第二項又は第三項の規定による一時金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九六・追加)
- 第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分(国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。)を受けたとき又は組合員(退職した後再び組合員となつた者に限る。)若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分(国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等(同法第五条の第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。))の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。)を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。
- 2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、公務遺族年金の一部を支給しないこ

とができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職年金又は公務障害年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができる。
(平二四法九六(平二六法二二)・全改)

(費用負担の原則)

第九十九条 組合の給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第四項において同じ。)のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用並びに長期給付(基礎年金拠出金を含む。)及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用(第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。))を含み、第四項(同項第二号を除く。)の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。)については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

三 退職等年金給付に要する費用(退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用(第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。))を含む。次項第三号において同じ。)については、将来にわたるその費用の現価に相当する額から将来にわたる同号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額(第二百二条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。))と地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する地方の積立基準額(第二百二条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。))との合計額と、退職等年金給付積立金の額と地方退職等年金給付積立金(同法第二十四条の二(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。))に規定する退職等年金給付組合積立金及び同法第三十八条の八の二第一項に規定する退職等年金給付調整積立金をいう。第二百二条の三第一項第四号において同じ。)の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるようにすること。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

- 二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 3 厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合における第百二条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による行政執行法人の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもって充てる。
- 4 国又は独立行政法人造幣局若しくは独立行政法人国立印刷局（第百二条第三項において「国等」という。）は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。
 - 一 育児休業手当金及び介護休業手当金の支給に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額
 - 二 基礎年金拠出金の納付に要する費用 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額
- 5 組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、国は毎年度の予算で定める金額を負担する。
- 6 専従職員（国家公務員法第八十条の二の職員団体又は行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（行政執行法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「国の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。
- 7 行政執行法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項及び第五項に規定する費用については、第二項中「国の負担金」とあるのは「行政執行法人の負担金」と、第五項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「行政執行法人は政令で定めるところにより行政執行法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。
- 8 行政執行法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項及び第五項に規定する費用については、第二項中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、第五項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「行政執行法人は政令で定めるところにより行政執行法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

（昭三四法一六三・昭三六法一五二・昭三九法一五三・昭四〇法一〇一・昭四九法九四・昭五七法六六・昭五七法八〇・昭五八法八二・昭五九法七一・昭五九法七七・昭五九法八七・昭六〇法一〇五・昭六一法九三・平六法九八・平七法五一・平八法八二・平九法一二四・平一一法一〇四・平一二法二一・平一四法四〇・平一四法四一・平一四法九八・平一四法九一・平一五法一一七・平一六法一三〇・平一六法一三二・平一七法一〇二・平一八法八三・平一九法一一〇・平二四法四二・平二六法六七・平二四法六三（平二五法六三・平二六法六七）・平二四法九六（平二六法二二・平二六法六七）・一部改正）

(掛金等)

第百条 掛金等（掛金及び組合員保険料（厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員たる厚生年金保険の被保険者が負担する厚生年金保険の保険料をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の掛金等を徴収する。ただし、第九十九条第二項第三号に規定する掛金（以下「退職等年金分掛金」という。）にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は地方の組合の組合員の資格を取得したとき、組合員保険料にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、それぞれその喪失した資格に係るその月の退職等年金分掛金又は組合員保険料は、徴収しない。

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合の組合（退職等年金分掛金に係るものにあつては、連合会）の定款で定める。

4 退職等年金分掛金に係る前項の割合については、第七十五条第一項に規定する付与率を基礎として、公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況その他政令で定める事情を勘案して、千分の七・五を超えない範囲で定めるものとする。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該組合員が介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）をいう。

（昭三四法一六三・昭四四法九二・昭四六法八二・昭四八法六二・昭四九法九四・昭五〇法七九・昭五一法五二・昭五二法六四・昭五三法五八・昭五四法七二・昭五五法七四・昭五六法五五・昭五七法五六・昭五九法三五・昭六〇法四九・昭六〇法一〇五・平九法四八・平九法一二四・平一二法二一・平一三法一〇一・平一四法一〇二・平一八法八三・平二四法六三・平二四法九六・一部改正）

第百二条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該二以上の各号に定める額の合計額）とする。

一 当該事業年度における厚生年金保険給付費のうち政令で定めるものの額（以下この号において「国の調整対象費用の額」という。）を当該事業年度における全ての組合員（厚生年金保険給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。）の厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額額の合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額の合計額の合算額（以下この号において「標準報酬等総額」という。）で除して得た率が、当該事業年度における地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に規定する地方の調整対象費用の額（以下この号において「地方の調整対象費用の額」という。）を当該事業年度における同項第一号に規定する標準報酬等総額（以下この号において「地方の標準報酬等総額」という。）で除して得た率を下回る場合 当該事業年度における国

の調整対象費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た率と当該事業年度における地方の調整対象費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における地方の標準報酬等総額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額

二 当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る収入の額が当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る支出の額を上回り、かつ、当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る収入の額（地方公務員等共済組合法第百十六条の三第二項に規定する地方の厚生年金保険給付等に係る収入の額をいう。以下この号及び次号において同じ。）が当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る支出の額（同条第三項に規定する地方の厚生年金保険給付等に係る支出の額をいう。以下この号及び次号において同じ。）を下回る場合（次号に掲げる場合を除く。）当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る支出の額から当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る収入の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る収入の額から当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る支出の額に前号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除して得た額をいう。）を超える場合にあつては、当該限度額）

三 当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る支出の額に地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額が地方の厚生年金保険給付等に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この号において「地方の不足額」という。）が前事業年度の末日における地方厚生年金保険給付積立金（同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する厚生年金保険給付組合積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金をいう。以下この号において同じ。）の額を上回る場合、地方の不足額から前事業年度の末日における地方厚生年金保険給付積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（前事業年度の末日における厚生年金保険給付積立金の額から当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る収入の額を加算した額をいう。）を超える場合にあつては、当該限度額）

四 当該事業年度の末日における地方退職等年金給付積立金の額が地方の積立基準額を下回り、かつ、退職等年金給付積立金の額が国の積立基準額を上回る場合、地方の積立基準額から地方退職等年金給付積立金の額を控除して得た額の五分の一に相当する額（当該額が当該事業年度の末日における退職等年金給付積立金の額から国の積立基準額（当該国の積立基準額が零を下回る場合には、零とする。）を控除して得た額）を超える場合にあつては、当該控除して得た額

2 前項第二号及び第三号に規定する「国の厚生年金保険給付等に係る収入の額」とは、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額に、地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額をいう。

3 第一項第二号及び第三号に規定する「国の厚生年金保険給付等に係る支出の額」とは、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。

（平一六法一三〇・追加、平二四法六三・平二四法九六・一部改正）

第二百二十六条の三 地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律（第六章を除く。）の規定の適用については、その者の当該地方の組合の組合員であつた間組合員であつたものと、地方公務員等共済組合法の規定による給付はこの法律中の相当する規定による給付とみなす。ただし、長期給付に関する規定の適用については、地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けた地方の組合の組合員であつた間に限る。

2 前項に定めるもののほか、地方の組合の組合員であつた組合員に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(昭三七法一五二・追加、昭三九法一五二・昭五八法八二・昭六〇法一〇八・平七法五一・平二一法九三・一部改正)

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。）をいう。

二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び弟妹

ロ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

三 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪そのの宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。

四 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。

五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

2 前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第三号の規定の適用については、夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第四十七条第二項に規定する障害等級（以下単に「

障害等級」という。)の一级若しくは二级に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、まだ配偶者が不在者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

4 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(昭三九法一五二・昭四五法一〇一・昭四六法八三・昭四八法七五・昭五一法五三・昭五四法七三・昭五六法七三・昭五七法六六・昭六〇法三四・昭六〇法一〇八・平六法九九・平一二法二二・平一八法八三・平一九法四四・平二一法四一・平二三法五六・平二四法六三・平二四法九七・一部改正)

(役員職務)

第十二条 理事長は、組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、地方職員共済組合等にあつては理事のうちから、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては次条第六項各号に掲げる組合会の議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を執行する。

3 監事は、組合の業務を監査する。

(厚生年金保険給付組合積立金の積立て)

第二十四条 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。次条において同じ。)は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として、同法第八十四条の五第一項に規定する拠出金(以下「厚生年金拠出金」という。)及び国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。)の負担に充てるべき積立金(以下「厚生年金保険給付組合積立金」という。)を積み立てなければならない。

(昭六〇法一〇八・平一六法一三二・平二四法六三・平二四法九七・一部改正)

(退職等年金給付組合積立金の積立て)

第二十四条の二 組合は、政令で定めるところにより、退職等年金給付に充てるべき積立金(以下「退職等年金給付組合積立金」という。)を積み立てなければならない。

(平二四法九七・追加)

(市町村連合会)

第二十七条 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業のうち次項に規定する業務を共同して行うとともに、指定

- 都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をもつて組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）を置く。
- 2 市町村連合会の業務は、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち、第三条の二第一項第二号から第四号までに掲げる業務その他総務省令で定める業務とする。
- 3 市町村連合会は、前項に規定する業務のほか次に掲げる事業を行う。
- 一 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。
 - 二 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。
 - 三 災害給付積立金の管理及び運用を行うこと。
 - 四 福祉事業を行うこと。
 - 五 その他その目的を達成するために必要な事業
- 4 市町村連合会は、政令の定めるところにより、第二項に規定する業務の一部を構成組合に行わせることができる。
- 5 前項の場合において、この法律の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。
- 6 市町村連合会は、法人とする。
- 7 市町村連合会は、主たる事務所を東京都に置く。
(昭五八法五九・平一六法一三二・平二四法六三・一部改正)

(総会)

- 第三十条 市町村連合会に、市町村連合会の業務に関する重要事項を決定するための機関として、総会を置く。
- 2 総会は、議員六十一人をもつて組織する。
- 3 総会の議員のうち四十七人は各構成組合の理事長が互選し、総会の議員のうち十四人は各構成組合の理事（指定都市職員共済組合の第十三条第六項第一号に掲げる組合会の議員が選挙した理事、市町村職員共済組合の同項第二号に掲げる組合会の議員が選挙した理事及び都市職員共済組合の同項第三号に掲げる組合会の議員が選挙した理事を除く。次項において同じ。）が互選する。
- 4 議員の任期は、その者の当該構成組合における理事長又は理事の任期による。ただし、各構成組合の理事長の互選した議員が構成組合の理事長の職を失ったとき、又は各構成組合の理事の互選した議員が構成組合の理事長の職を失ったとき、又は各構成組合の理事の職を失ったときは、議員の職を失う。
(昭五八法五九・全改、平二四法六三・一部改正)

(役員職務)

第三十四条 理事長は、市町村連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して市町村連合会の業務を執行する。
 - 3 監事は、市町村連合会の業務を監査する。
 - 4 市町村連合会と理事長若しくは職務代理者（第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者をいう。以下この項において同じ。）又は理事長若しくは市町村長である職務代理者がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長又は職務代理者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が市町村連合会を代表する。
- （昭五八法五九・一部改正）

（退職等年金給付調整積立金）

- 第三十八条の八の二 組合の退職等年金給付及び第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出（第百十六条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）の円滑な実施を図るため、地方公務員共済組合連合会に退職等年金給付調整積立金を設ける。
 - 2 組合は、退職等年金給付調整積立金に充てるため、政令で定めるところにより、退職等年金給付組合積立金のうちから政令で定める金額を地方公務員共済組合連合会に払い込むものとする。
 - 3 地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その退職等年金給付に要する資金を退職等年金給付調整積立金から組合に交付するものとする。
 - 4 退職等年金給付調整積立金は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。
- （平二四法九七・追加）

（給付の決定及び裁定）

第四十二条 短期給付及び退職等年金給付を受ける権利はその権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて組合（退職等年金給付で指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、この章第三節、第百九条、第百四十四条の二十五及び第百四十四条の二十五の二において同じ。）が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）が裁定する。

2 組合は、短期給付又は退職等年金給付の原因である事故が公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。

（昭六〇法一〇八・平一六法一三二・平二四法六三・一部改正、平二四法九七・旧第四十三条繰上・一部改正）

（標準報酬）

第四十三条 標準報酬の等級及び月額額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によって定め、各等級に対応する標準報酬の月額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満

第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	第二一級	第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級
五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
五四五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満 四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満 四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満 三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満 三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満 三五〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満 三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満 三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満 二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満 二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満 二五〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満 二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満 二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満 一九五、〇〇〇円以上

第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

2 短期給付等事務（短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表中「

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
------	----------	------------

」とあるのは、「

第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上
第三四級	七五〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上
第三七級	八八〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円未満
		八五五、〇〇〇円以上

第三八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円未満 一、〇〇五、〇〇〇円以上
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円未満 一、〇五五、〇〇〇円以上
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一一五、〇〇〇円未満 一、一一五、〇〇〇円以上
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円以上

とす。

- 3 短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を、同条の規定による標準報酬月額等のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 4 退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 5 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
- 6 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。
- 7 第五項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第十項又は第十二項及び第十三項若しくは第十四項及び第十五項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

- 8 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。
- 9 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
- 10 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。
- 11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
- 12 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。
- 13 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
- 14 組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が産前産後休業の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。
- 15 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
- 16 組合員の報酬月額が第五項、第八項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第五項、第八項、第十

項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。
(平二四法九七・追加)

(標準期末手当等の額の決定)

第四十四条 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 短期給付等事務に関する前項の規定の適用については、同項後段中「標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円」とあるのは、「組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円(前条第三項の規定による標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。)」を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零」とする。

3 前条第四項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合における退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する標準期末手当等の額については、第一項後段中「百五十万円」とあるのは、「百五十万円(前条第四項の規定による標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。)」を」とする。

4 前条第十六項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。
(平二四法九七・全改)

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十七条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができなかつたものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていたもの(次条第二項において「親族」という。)に支給する。

2 前項の場合において、死亡した者が公務遺族年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時その者と生計を共にしていた組合員又は組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。

3 第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。

4 第一項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(平二四法九七・全改)

(給付金からの控除)

第四十八条 組合員が第十五条第三項の規定により第十四条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、当該組合がその者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が第十五条第三項の規定により当該組合に対して払い込まなかつた金額があるときは、当該組合は、当該給付金からこれを控除することができる。

2 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、組合がその者又はその者の親族(前条第二項の規定により同条第一項に規定する子とみなされる者を含む。)に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が当該組合に対して支払うべき金額があるときは、当該組合は、当該給付金からこれを控除する。

3 前二項の規定は、市町村連合会について準用する。この場合において、第一項中「組合が」とあるのは「組合又は市町村連合会が」と、「当該組合は」とあるのは「当該組合又は当該市町村連合会は」と、前項中「組合が」とあるのは「組合(市町村連合会を含む。以下この項において同じ。)」が」と読み替えるものとする。

(平二四法六三・平二四法九七・一部改正)

(附加給付)

第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる給付に併せて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

(平一八法八三・平二四法六三・一部改正)

(短期給付の給付額の算定の基準となる標準報酬)

第五十四条の二 短期給付(前二条に規定する短期給付をいう。以下同じ。)の給付額の算定の基準となるべき第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額(以下「標準報酬の月額」という。)又は同項に規定する標準報酬の日額(以下「標準報酬の日額」という。)は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日)の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

(平二四法六三・追加、平二四法九七・旧第五十四条の四繰上・一部改正)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一 組合の経営する医療機関又は薬局

二 組合員(国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合(以下「国の組合」という。))の組合員及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)を含む。
() に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三 保険医療機関又は保険薬局(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。)

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場

合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとしてすることができる。

一 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の二十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

3 組合は、運営規則で定めるところにより、第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者については、前項の規定の例により算定した金額の範囲内で運営規則で定める金額を一部負担金として支払わせることができる。

4 保険医療機関又は保険薬局は、第二項に規定する一部負担金（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、組合は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することができる。

5 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額を負担し、第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払うべき第二項に規定する一部負担金（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

6 前項に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額（当該金額の範囲内において組合が第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めたとるにより算定した金額）とする。

7 第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（昭五五法一〇八・昭五九法七七・昭六〇法一〇八・平六法五六・平九法四八・平九法九四・平一〇法一〇九・平一一法一六〇・平一三法一〇一・平一四法一〇二・平一八法八三・平二四法六三・一部改正）

（傷病手当金）

第六十八条 組合員（第一百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。）が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなった日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする）

る。)を支給する。

2 傷病手当金の支給期間は、同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）については、前項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日（同日において第七十一条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）から通算して一年六月間（結核性の病気については、三年間）とする。

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

4 傷病手当金は、同一の傷病について障害厚生年金（厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。以下この項において同じ。）の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を基準として総務省令で定めるところにより算定した額が、当該障害厚生年金の支給を受けることができなかつたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

5 傷病手当金は、同一の傷病について障害手当金（厚生年金保険法による障害手当金をいう。以下この項において同じ。）の支給を受けることとなつたときは、当該障害手当金の支給を受けることとなつた日からその日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した額については、この限りでない。

6 第三項の傷病手当金（政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。）は、厚生年金保険法又は国民年金法による老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）を基準として総務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができなかつたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に関し必要があるとき、第四項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害手当金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

8 傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合には、その期間内は、支給しない。

9 傷病手当金は、同一の傷病に関し、地方公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償が行われるときは、支給しない。

（昭三八法六二・昭五二法八六・昭五五法一〇八・昭五七法六六・昭五七法八〇・昭五九法七七・昭六〇法一〇八・平六法五六・平一一法一六〇・平一二法一四〇・平一二法九九・平一三法一〇一・平一四法一〇二・平一六法一三二・平一八法八三・平二四法六三・平二四法九七・一部改正）

(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかつた期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額(当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、前項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(昭三八法六二・平元法九六・平四法七・平六法五六・平九法九二・平一四法一〇二・平一八法八三・平二四法六三・一部改正)

(報酬との調整)

第七十一条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(平七法五二・平一二法二二・平一五法一九・平二一法五・平二四法六三・一部改正)

(厚生年金保険給付の種類等)

第七十五条 この法律における厚生年金保険給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付(同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。)とする。

- 一 老齢厚生年金
- 二 障害厚生年金及び障害手当金
- 三 遺族厚生年金

2 第一節(第四十二条第一項及び第四十八条を除く。)及び次節(第一百条を除く。)、第九章(第四百四条から第四百四十六条までを除く。)並びに第九章の三(第四百四十四条の二十七、第四百四十四条の二十九及び第四百四十四条の三十一から第四百四十六条までを除く。)の規定は、厚生年金保険給付については、適用しない。

(平二四法九七・追加)

第七十六条 この法律による退職等年金給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 退職年金
- 二 公務障害年金
- 三 公務遺族年金

(平二四法九七・追加)

(給付算定基礎額)

第七十七条 退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額(以下「給付算定基礎額」という。)

一は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。

2 前項に規定する付与率は、退職等年金給付が組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることその他政令で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

4 各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される前項に規定する基準利率(以下「基準利率」という。)は、毎年九月三十日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

5 前各項に定めるもののほか、給付算定基礎額の計算に関し必要な事項は、総務省令で定める。
(平二四法九七・追加)

(三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例)

第七十九条 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であつた者が、組合に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日(総務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日)の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月(当該月において組合員でない場合にあつては、当該月前一年以内における組合員であつた月のうち直近の月。以下この条において「基準月」という。)の標準報酬の月額(この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額。以下この項において「従前標準報酬の月額」という。)を下回る月(当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。)については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、第七十七条第一項の規定を適用する。

一 当該子が三歳に達したとき。

二 当該組合員若しくは当該組合員であつた者が死亡したとき、又は当該組合員が退職したとき。

三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものが生じたとき。

四 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなつたとき。

- 五 当該組合員が第百十四条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。
 - 六 当該組合員が第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。
 - 2 前項の規定による給付算定基礎額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 3 第一項第六号の規定に該当した組合員（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。
- (平二四法九七・追加)

(併給の調整)

- 第八十条 次の各号に掲げる退職等年金給付（第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。）の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。
- 一 退職年金 公務障害年金を受けるとき。
 - 二 公務障害年金 退職年金又は公務遺族年金を受けるとき。
 - 三 公務遺族年金 公務障害年金を受けるとき。
 - 2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。
 - 3 現にその支給が行われている退職等年金給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職等年金給付に係る前項の申請がなされるときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該退職等年金給付に係る同項の申請があつたものとみなす。
 - 4 第二項の申請（前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申請があつたとき（次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く。）は、この限りでない。
 - 5 第二項の申請は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

(平二四法九七・追加)

(受給権者の申出による支給停止)

第八十一条 退職等年金給付（この法律の他の規定により支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の申出により、その支給を停止する。

2 前項の申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

3 第一項の規定による支給停止の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九七・追加)

(年金受給者の書類の提出等)

第八十五条 組合は、退職等年金給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の異動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、退職等年金給付の支払を差し止めることができる。
(平二四法九七・追加)

(退職年金の受給権者)

第八十八条 一年以上の引き続く組合員期間を有する者が退職した後、六十五歳に達したとき（その者が組合員である場合を除く。）、又は六十五歳に達した日以後に退職したときは、その者に退職年金を支給する。

2 第九十六条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失った者が前項に規定する場合に至つたときは、同条第二項の規定にかかわらず、その者に有期退職年金を支給する。この場合において、当該失つた権利に係る組合員期間は、この項の規定により支給する有期退職年金の額の計算については、組合員期間に含まれないものとするほか、当該有期退職年金の額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九七・追加)

(終身退職年金の額)

第八十九条 終身退職年金の額は、終身退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「終身退職年金算定基礎額」という。）を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して得た金額とする。

2 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。

3 終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。

- 4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年の前年の三月三十一日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日）における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては、当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。
- 5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（第九十八条第一項及び第四百四条第一項において「終身年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に關し必要な事項は、総務省令で定める。
（平二四法九七・追加）

（有期退職年金の額）

- 第九十条 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「有期退職年金算定基礎額」という。）を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。
- 2 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。
- 3 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。
- 4 第一項及び前項に規定する支給残月数（次項において「支給残月数」という。）は、有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては二百四十月（第八十七条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において同じ。）とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。
- 5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する有期年金現価率（第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において「有期年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

- 6 前各項に定めるもののほか、有期退職年金の額の計算に關し必要な事項は、總務省令で定める。
(平二四法九七・追加)

(有期退職年金に代わる一時金)

- 第九十一条 有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を組合に請求することができる。
- 2 前項の請求は、退職年金の支給の請求と同時にに行わなければならない。
- 3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第八十八条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。
- 4 前項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定(第八十八条、前条及び第九十六条第二項を除く。)を適用する。
(平二四法九七・追加)

(整理退職の場合の一時金)

- 第九十二条 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職をした者(一年以上の引き続き組合員期間を有する者であつて、六十五歳未満であるものに限る。)は、当該退職をした日から六月以内に、一時金の支給を組合に請求することができる。

- 2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に同項に規定する退職をした日における給付算定基礎額の二分の一に相当する金額の一時金を支給する。この場合において、第七十七条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職をした日」と、「当該給付事由が生じた日の」とあるのは「当該退職をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「同項に規定する退職をした日」とする。

- 3 第一項の請求をした者が、他の退職に係る同項の請求(他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものに基づく請求を含む。)をした者であるときは、前項の規定にかかわらず、その者に同項の規定の例により算定した金額から当該他の退職に關し同項の規定(他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものを含む。)により支給すべき一時金の額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の一時金を支給する。

- 4 前二項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定(第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。)を適用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、第二項又は第三項の規定による一時金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九七・追加)

(遺族に対する一時金)

- 第九十三条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その者が死亡した日における給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）の二分の一に相当する金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）
- 二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。） その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額
- 三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合 その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額
- 2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。
- 3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。
- 4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。）を適用する。（平二四法九七・追加）

（支給の繰下げ）

- 第九十四条 退職年金の受給権者であつて当該退職年金を請求していないものは、その者が七十歳に達する日の前日までに、組合に当該退職年金の支給の繰下げの申出をすることができる。
- 2 前項の申出をした者に対する退職年金は、第七十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。
 - 3 第一項の申出があつた場合における第七十七条から前条までの規定の適用については、第七十七条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十四条第一項の申出をした日」と、「給付事由が生じた日」とあるのは「申出をした日」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十四条第一項の申出をした日」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
 - 4 前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰下げについて必要な事項は、政令で定める。（平二四法九七・追加）

（組合員である間の退職年金の支給の停止等）

- 第九十五条 終身退職年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、終身退職年金の支給を停止する。
- 2 前項の規定により終身退職年金の支給を停止されている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日（当該退職を

した日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、第八十九条第三項の規定にかかわらず、最後に組合員となつた日(以下この条において「最終資格取得日」という。)の前日における終身退職年金算定基礎額に最終資格取得日の属する月から当該退職をした日の前日の属する月までの期間に应ずる額を加えた額及び当該退職した日を給付事由が生じた日と、組合員期間から最終資格取得日前の組合員期間を除いた期間を組合員期間とみなして第八十九条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

3 有期退職年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、有期退職年金は支給しない。

4 前項の規定により有期退職年金の支給を受けないこととされている者が退職をした場合における当該退職をした日からその年の九月三十日(当該退職をした日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における有期退職年金算定基礎額は、第九十条第三項の規定にかかわらず、最終資格取得日の前日における有期退職年金の額に同日における二百四十月から給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数に应じた有期年金現価率を乗じて得た額に最終資格取得日の属する月から当該退職をした日の前日の属する月までの期間に应ずる額を加えた額及び当該退職をした日を給付事由が生じた日と、組合員期間から最終資格取得日前の組合員期間を除いた期間を組合員期間とみなして同条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

5 前項に規定する退職をした場合における第九十条から前条までの規定の適用については、第九十条第四項中「有期退職年金の給付事由が生じた日から」とあるのは「第九十五条第四項に規定する退職をした日(以下この項において「最終退職日」という。)から」と、「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「最終退職日」と、「とし、同日」とあるのは「から有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から最後に組合員となつた日(以下この項において「最終資格取得日」という。)の属する月までの月数を控除した月数とし、最終退職日の属する年の九月三十日(最終退職日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)」と、「とする」とあるのは「に最終資格取得日の属する月の翌月から最終退職日の属する月までの月数を加えた月数とする」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第二項及び第四項に規定する利子は、最終資格取得日の属する月から退職をした日の前日の属する月までの期間に应じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。

7 前条第一項の申出をした者に対する第四項の規定の適用については、同項中「給付事由が生じた日」とあるのは、「前条第一項の申出をした日」とする。

8 前各項に定めるもののほか、終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算定基礎額の計算に關し必要な事項は、総務省令で定める。
(平二四法九七・追加)

(退職年金の失権)

第九十六条 退職年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

2 有期退職年金を受ける権利は、前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

一 第八十七条第一項又は第二項に規定する支給期間が終了したとき。

二 第九十一条第一項又は第九十二条第一項の規定により一時金の支給を請求したとき。
(平二四法九七・追加)

(公務障害年金の額)

第九十八条 公務障害年金の額は、公務障害年金の額の算定の基礎となるべき額(次項において「公務障害年金算定基礎額」という。)を、組合員又は組合員であつた者の公務障害年金の給付事由が生じた日における年齢(その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳)に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

2 公務障害年金算定基礎額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 給付算定基礎額に五・三三四(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、八・〇〇一)を乗じて得た額を組合員期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額

二 給付算定基礎額(障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、給付算定基礎額に一・二五を乗じて得た額)を組合員期間の月数で除して得た額に組合員期間の月数(組合員期間の月数が三百月以下であるときは、三百月)から三百月を控除した月数を乗じて得た額

3 第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合における前項の規定の適用については、同項各号中「給付算定基礎額」とあるのは、「公務障害年金の給付事由が生じた日におけるその者の終身退職年金算定基礎額(その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額)に二を乗じて得た額」とする。

4 第一項に規定する組合員又は組合員であつた者の年齢については、第八十九条第四項の規定を準用する。

5 第一項に規定する調整率は、各年度における国民年金法第二十七条に規定する改定率(以下「改定率」という。)を公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。

6 公務障害年金の額が、その受給権者の公務傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務障害年金の額とする。

一 障害等級一級 四百十五万二千六百円

二 障害等級二級 二百五十六万四千八百円

三 障害等級三級 二百三十二万六百元

7 前項に規定する厚生年金相当額は、公務障害年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保険法による障害厚生年金の額(同法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び第四十七条第七項において同じ。)の規定により同法による障害厚生年金を受取る権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額)、同法による老齢厚生年金の額、同法による遺族厚生年金の額(同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受取る権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額)、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年

金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

- 8 前各項に定めるもののほか、公務障害年金の額の計算に關し必要な事項は、総務省令で定める。
(平二四法九七・追加)

(組合員である間の公務障害年金の支給の停止等)

- 第百一条 公務障害年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、公務障害年金の支給を停止する。

- 2 公務障害年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、公務障害年金の支給を停止する。ただし、その支給を停止された公務障害年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者が後発公務傷病の初診日において組合員であつた場合であつて、当該後発公務傷病によりその他公務障害の状態にあり、かつ、当該後発公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該公務障害年金の給付事由となつた障害とその他公務障害(その他公務障害が二以上ある場合は、全てのその他公務障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

(平二四法九七・追加)

(公務遺族年金の額)

- 第百四条 公務遺族年金の額は、公務遺族年金の額の算定の基礎となるべき額(次項において「公務遺族年金算定基礎額」という。)を、組合員又は組合員であつた者の死亡の日における年齢(その者の年齢が六十四歳に満たないときは、六十四歳)に応じた終身年金現価率で除して得た金額に調整率を乗じて得た金額とする。

- 2 公務遺族年金算定基礎額は、給付算定基礎額に二・二五を乗じて得た額(組合員期間の月数が三百月未満であるときは、当該乗じて得た額を組合員期間の月数で除して得た額に三百を乗じて得た額)とする。

- 3 第一項に規定する者が退職年金の受給権者である場合における前項の規定の適用については、同項中「給付算定基礎額」とあるのは、「死亡した日におけるその者の終身退職年金算定基礎額(その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該終身退職年金算定基礎額に二を乗じて得た額)に二を乗じて得た額」とする。

- 4 第一項に規定する組合員又は組合員であつた者の年齢については、第八十九条第四項の規定を準用する。

- 5 第一項に規定する調整率は、各年度における改定率を公務遺族年金の給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除して得た率とする。
- 6 第一項の規定による公務遺族年金の額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額から厚生年金相当額を控除して得た金額より少ないときは、当該控除して得た金額を当該公務遺族年金の額とする。

- 7 前項に規定する厚生年金相当額は、公務遺族年金の受給権者が受ける権利を有する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額(同法第五十八条第一項ただし書の規定により同法による遺族厚生年金を受け権利を有しないときは同項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額)、同法による老齢厚生年金の額、同法による障害厚生年金の額(同法第四十七条第一項ただし書の規定により障害厚生年

金を受ける権利を有しないときは同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用がないものとして同法の規定の例により算定した額）、同法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものの額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。

- 8 前各項に定めるもののほか、公務遺族年金の額の計算に関し必要な事項は、総務省令で定める。
(平二四法九七・追加)

(公務遺族年金の支給の停止)

第百五条 夫、父母又は祖父母に対する公務遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、夫に対する公務遺族年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 子に対する公務遺族年金は、配偶者が公務遺族年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する公務遺族年金が第八十一条第一項、前項本文、次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 配偶者に対する公務遺族年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する公務遺族年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、配偶者に支給する。

5 第三項本文の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、子に支給する。
(平二四法九七・追加)

第百六条 公務遺族年金の受給権者が一年以上所在不明である場合には、同順位者があるときは同順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき公務遺族年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に支給する。
(平二四法九七・追加)

第百十条 第百十五条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行わないことができる。
(平二四法九七・全改)

第百十一条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分を受けたときには、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。

2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、公務遺族年金の一部を支給しないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

（平二四法九七・全改）

（運用職員に関する厚生年金保険法の準用）
第百十二条の九 厚生年金保険法第七十九条の十から第七十九条の十二までの規定は、実施機関積立金の運用に係る行政事務に従事する文部科学省及び警察庁の職員（政令で定める者に限る。）について準用する。
（平二四法六三・追加）

（管理運用の方針）

第百十二条の十 地方公務員共済組合連合会は、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用（組合（第二十七条第二項に規定する構成組合を除く。以下この節において同じ。）及び市町村連合会の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理を含む。次項において同じ。）が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、管理及び運用の方針（以下この節において「管理運用の方針」という。）を定めなければならない。

2 管理運用の方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用の基本的な方針
 - 二 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項
 - 三 退職等年金給付調整積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
 - 四 管理運用機関（組合、市町村連合会及び地方公務員共済組合連合会をいう。以下この節において同じ。）がそれぞれの退職等年金給付組合積立金又は退職等年金給付調整積立金（以下この節において「退職等年金給付組合積立金等」という。）について長期的な観点から資産の構成を定めるに当たつて遵守すべき基準
 - 五 その他退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関し必要な事項
- 3 地方公務員共済組合連合会は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、組合及び市町村連合会の意見を聴かなければならない。

- 4 地方公務員共済組合連合会は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を得なければならない。
- 5 総務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣並びに内閣総理大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。
- 6 地方公務員共済組合連合会は、管理運用の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 地方公務員共済組合連合会は、管理運用の方針に従つて組合及び市町村連合会の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理を行わなければならない。

(平二四法九七・追加)

(費用の負担)

第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

- 一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。
- 二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 退職等年金給付に要する費用については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる次項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額（第百十六条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。）と国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積立基準額（第百十六条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。）との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金（同法第二十一条第二項第二号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。第百十六条の三第一項第四号において同じ。）の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与

負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
- 二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
- 三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
- 3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第一百六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第一百六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。
- 4 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。
 - 一 育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額
 - 二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度における基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の二分の一に相当する額
 - 5 地方公共団体は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。
 - 6 地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。
（昭三九法一五二・昭四〇法七一・昭四〇法一〇三・昭四九法九五・昭五四法七三・昭五六法七三・昭五七法六六・昭五七法八〇・昭五八法五九・昭五九法七七・昭六〇法一〇八・平三法二四・平六法九九・平七法五二・平九法一二四・平一二法二二・平一五法一二・平一五法一一九・平一六法一三二・平一八法八三・平一九法一一〇・平二四法六三・平二四法九七・一部改正）

（掛金等）

第一百十四条 掛金等（掛金及び厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員が被保険者として負担する保険料（以下「組合員保険料」という。）をいう。以下同じ。）は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属す

る月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の掛金等を徴収する。ただし、第十三条第二項第三号に規定する掛金（以下「退職等年金分掛金」という。）にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は国の組合の組合員の資格を取得したとき、組合員保険料にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、それぞれその喪失した資格に係るその月の退職等年金分掛金又は組合員保険料は、徴収しない。

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合の組合（退職等年金分掛金に係るものにあつては、地方公務員共済組合連合会）の定款で定める。

4 退職等年金分掛金に係る前項の割合については、第七十七条第一項に規定する付与率を基礎として、公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況その他政令で定める事情を勘案して、千分の七・五を超えない範囲で定めるものとする。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する日を含む月（政令で定めるものを除く。）をいう。

（昭四四法九三・昭四六法八三・昭四八法七五・昭四九法九五・昭五〇法八〇・昭五一法五三・昭五二法六五・昭五三法五九・昭五四法七三・昭五五法七七・昭五六法七三・昭五七法七二・昭五八法五九・昭五九法四二・昭六〇法七八・昭六〇法一〇八・平元法九六・平六法九九・平九法四八・平九法一二四・平一二法二二・平一三法一〇一・平一四法一〇二・平二四法六三・平二四法九七・一部改正）

（掛金等の給与からの控除等）

第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、報酬その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金等に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金等に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行われなるときは、政令で定めるところにより、その控除が行われるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金等に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

4 組合員が他の組合の組合員となつた場合において、もとの組合に対して支払うべき金額があるときは、もとの組合は、政令で定めるところにより、当該他の組合の組合員の給与支給機関に対して当該金額の徴収を囑託することができる。この場合においては、当該徴収を囑託された金

額は、組合員が当該他の組合に対して支払うべき金額に該当するものとみなして、第二項の規定を適用する。

5 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、掛金等のうち退職等年金分掛金及び組合員保険料については、第一項から第三項までの規定による払込みがあるごとに、これを市町村連合会に払い込まなければならない。

6 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金等のうち徴収を要しないこととなったものがあるときは、組合（前項の規定により当該掛金等のうち退職等年金分掛金及び組合員保険料が市町村連合会に払い込まれている場合には、市町村連合会）は、主務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなった掛金等を組合員に還付するものとする。

（昭四一法一二三・昭六〇法一〇八・平一六法一三二・平二四法六三・平二四法九七・一部改正）

（負担金）

第一百六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第一百三十二条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

3 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第一百三十二条第三号及び第四項第二号に掲げる費用並びに同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用に充てるため地方公共団体等が負担すべき金額（組合員に係るものに限る。）を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

（昭六〇法一〇八・平一二法二二・平一二法一四〇・平一五法一一九・平一六法一三二・平一九法一一〇・平二四法六二・平二四法六三・平二四法九七・一部改正）

（国家公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出）

第一百六条の二 地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険給付費（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担に要する費用その他政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ。）の負担の水準と国の組合の国家公務員共済組合法第二百二条の二に規定する厚生年金保険給付費の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と国の組合の同法第七十二条第一項に規定する長期給付の円滑な実施を図るため、次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、その事業年度において、国家公務員共済組合連合会（同法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。以下同じ。）への拠出金（以下「財政調整拠出金」という。）の拠出を行うものとする。

（平一六法一三二・追加、平二四法六三・平二四法九七・一部改正）

第一百六条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該二以上の各号に定める額の合計額）とする。

一 当該事業年度における厚生年金保険給付費のうち政令で定めるものの額（以下この号において「地方の調整対象費用の額」という。）を当該事業年度における全ての組合員（厚生年金保険給付に關する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。）の厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額額の合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額の合計額の合算額（以下この号において「標準報酬等総額」という。）で除して得た率が、当該事業年度における国家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に規定する国の調整対象費用の額（以下この号において「国の標準報酬等総額」という。）を当該事業年度における同項第一号に規定する標準報酬等総額（以下この号において「国の標準報酬等総額」という。）で除して得た率を下回る場合 当該事業年度における地方の調整対象費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た率と当該事業年度における国の調整対象費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における国の標準報酬等総額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額

二 当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る収入の額が当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る支出の額を上回り、かつ、当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る収入の額（国家公務員共済組合法第百二条の三第二項に規定する国の厚生年金保険給付等に係る収入の額をいう。以下この号及び次号において同じ。）が当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る支出の額（同条第三項に規定する国の厚生年金保険給付等に係る支出の額をいう。以下この号及び次号において同じ。）を下回る場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る支出の額から当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る収入の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る収入の額から当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る支出の額に前号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除して得た額をいう。）を超える場合）にあつては、当該限度額）

三 当該事業年度における国の厚生年金保険給付等に係る支出の額に国家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額が国の厚生年金保険給付等に係る収入の額を上回り、かつ、当該上回る額（以下この号において「国の不足額」という。）が前事業年度の末日における国の厚生年金保険給付積立金（同法第二十一条第二項第一号ハに規定する厚生年金保険給付積立金をいう。以下この号において同じ。）の額を上回る場合 国の不足額から前事業年度の末日における国の厚生年金保険給付積立金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（前事業年度の末日における厚生年金保険給付組合積立金及び厚生年金保険給付調整積立金の合計額から当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る支出の額に第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除し、当該事業年度における地方の厚生年金保険給付等に係る収入の額を加算した額をいう。）を超える場合）にあつては、当該限度額）

四 当該事業年度の末日における国の退職等年金給付積立金の額が国の積立基準額を下回り、かつ、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額が地方の積立基準額を上回る場合 国の積立基準額から国の退職等年金給付積立金の額を控除して得た額の五分の一に相当する額（当該額が当該事業年度の末日における退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額から地方の積立基準額（当該地方の積立基準額が零を下回る場合には、零とする。）を控除して得た額を超える場合）にあつては、当該控除して得た額）

- 2 前項第二号及び第三号に規定する「地方の厚生年金保険給付等に係る収入の額」とは、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の組合、市町村連合会及び地方公務員共済組合連合会（次項において「組合等」という。）の収入として政令で定めるものの額の合計額に、国家公務員共済組合法第百二条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額をいう。
- 3 第一項第二号及び第三号に規定する「地方の厚生年金保険給付等に係る支出の額」とは、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の組合等の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。
(平一六法一三二・追加・一部改正、平二四法六三・平二四法九七・一部改正)

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

- 第四百十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十二条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）とあるのは「公庫等」と、同条第三項中「第百十三条第二項第三号及び第四項第二号に掲げる費用並びに同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「第百十三条第二項第三号に掲げる費用及び厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「公庫等」とする。
- 2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下「継続長期組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。
- 一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
- 二 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。
- 三 死亡したとき。
- 3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。
- 4 前三項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭五四法七三・全改、昭五六法七三・昭五八法八二・昭六〇法一〇八・平六法九九・平七法五二・平九法一一二・平一二法二二・平一五法一一九・平一八法一二・平一九法五八・平二四法六三・平二四法九七・一部改正)

(組合役職員等の取扱い)

第四百一条 組合の役員及び組合に使用され、組合から給与を受ける者(これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。)で主務省令で定めるもの(以下「組合役職員」という。)は、当該組合を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは「組合の」とする。

2 市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)の役員及び連合会に使用され、連合会から給与を受ける者(これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。)で主務省令で定めるもの(以下「連合会役職員」という。)は、総務大臣が指定する組合を組織する職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 警察共済組合にあつては、第百十三条第四項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる費用のうち第百四十二条第一項に規定する国の職員に係るものについては、第百十三条第四項の規定にかかわらず、国が負担する。

4 前項の規定により国が負担すべきこととなる費用の負担について必要な事項は、政令で定める。
(昭四一法一二三・昭五八法五九・昭六〇法一〇八・平六法九九・平七法五二・平九法一一二・平一一法八七・平一一法一六〇・平一二法二二・平一五法一一九・平一八法一二・平一九法一一〇・平二四法六三・一部改正)

(職員引継一般地方独立行政法人の役員に係る特例)

第四百一条の二 職員引継一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。)の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十条に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第百四十四条の三第一項第十一号において同じ。)の役員(同法第十二条に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。)のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。)は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第百四十一条中「特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人(第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六条第三項」と、「組合の組合員」とあるのは「組合(職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人(同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)である場合には、公立学校共済組合)の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第六章、第百三十八条及び第百四十四条の三十一(見出しを含む)。

）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とする。
（平一五法一一九・追加、平一六法一三二・平二四法六三・平二五法四四・一部改正）

（定款変更一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）

第四百一条の三 定款変更一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第六十七条の二に規定する定款変更後の一般地方独立行政法人をいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。）の役職員（同法第十二条に規定する役員及び定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人（第四百一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第六章、第三百八十八条及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」とする。
（平二五法四四・追加、平二四法六三・一部改正）

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）

第四百一条の四 職員引継等合併一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第一百二十二条第一項に規定する新設合併により設立された地方独立行政法人であつて、前二条又はこの条の規定によりその役職員（同法第十二条に規定する役員及び当該地方独立行政法人に使用され、当該地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。以下この条において同じ。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。以下この条において同じ。）が職員とみなされる地方独立行政法人のみを同項第一号に規定する新設合併消滅法人とするものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。）の役職員のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人（第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、「組合の組合員」とあるのは「組合（職員引継等合併一般地方独立行政法人が公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）である場合には、公立学校共済組合）の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第六章、第三百八十八条及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」とする。
（平二五法四四・追加、平二四法六三（平二五法四四）・一部改正）

(国の職員の取扱い)

第二百四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）のうち警察庁の所屬職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（第九章の二を除き、以下「国の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項第五号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給与及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給与及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの
第二条第一項第六号	地方自治法第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの	一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与
第四十二条第二項	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十号）第二条第二項	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二
第四十三条第十二項	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十号）第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十号）第三条第一項
第七十条の二第二項	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七	国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する国家公務員

	<p>号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百一十一号)第二条第一項</p>	<p>の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業、裁判官の育児休業に関する法律(平成三年法律第百一十一号)第二条第一項の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項</p>
第七十条の三第一項	<p>その子の出生した日以後労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認(主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認)を受けたもの</p>	<p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十九条の規定による特別休暇(出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。)の期間 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第二十条第一項に規定する介護休暇又はこれに準ずる休暇として政令で定めるもの</p>
第九十二条第一項	<p>地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職をした 当該退職</p>	<p>国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条第一項第二号に掲げる 同号の退職</p>
第九十二条第二項	<p>地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて</p>	<p>国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条第一項第二号の 同号の退職</p>
第百十一条第一項	<p>当該退職 地方公務員法第二十九条 退職手当支給制限等処分に相当する処分</p>	<p>国家公務員法第八十二条 退職手当支給制限等処分</p>
第百十三条第一項 第百十三条第二項各号 号列記以外の部分	<p>地方公共団体 地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の 地方公共団体</p>	<p>国の 国の</p>
第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで	<p>地方公共団体</p>	<p>国</p>

第百一十五條第二項	地方自治法第二百四條第二項に規定する	国家公務員退職手当法に基づく
第百一十六條第一項	地方公共団体の機関 規定により地方公共団体	国の機関 規定により国
第百三十八條	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。） 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県） 任命権者又は 又は地方公共団体の事務又は 政令で定める場合を除く。）	職員団体 国 任命権者若しくは 若しくは地方公共団体の事務若しくは 政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）
第百四十條第一項	当該公庫等職員 （公庫等職員 公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金 公庫等の負担金 公庫等（第百四十條第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。） 公庫等」と、 公庫等職員	当該公庫等職員又は特定公庫等役員 （公庫等職員又は特定公庫等役員 公庫等をいう。以下この条において同じ。）又は特定公庫等（第百四十條第一項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金 公庫等又は特定公庫等の負担金 公庫等（第百四十條第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）又は特定公庫等（第百四十條第一項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。） 公庫等又は特定公庫等」と、 公庫等職員又は特定公庫等役員
第百四十條第二項第二号 第百四十條第三項	含む。）	含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、

<p>第四百四十四條の二第二項及び第四百四十四條の三十一（見出しを含む。）</p>	<p>これらの他の公庫等職員 地方公共団体</p>	<p>国</p>
		<p>引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）その他の政令で定める場合 公庫等職員又は特定公庫等役員</p>

3 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所属職員その他国に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。

4 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

（昭三九法一五二・昭四〇法七一・昭四〇法一〇三・昭四〇法一三〇・昭四一法六七・昭四一法一二三・昭四二法一二一・昭四五法一〇一・昭四八法七五・昭四八法七六・昭四八法六九・昭四九法九五・昭五一法五三・昭五四法七三・昭五八法五九・昭六〇法九七・昭六〇法一〇八・昭六一法九三・昭六二法七八・平三法二四・平六法三三・平六法九九・平七法五二・平九法一一二・平一一法八七・平一二法二二・平一二法九九・平一三法一一八・平一四法九八・平一五法六二・平一五法一一九・平一六法一三二・平一七法一〇二・平一九法四二・平一九法四四・平一九法五八・平二〇法九五・平二一法四一・平二一法六五・平二二法六一・平二四法四二・平二四法六三（平二五法六三）・平二四法九七・一部改正）

（国家公務員共済組合法との関係）

第四百四十三條 組合員が退職し、引き続き国の組合の組合員のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、その退職はなかつたものとみなす。

2 組合員が国の組合の組合員となつたときは、当該国の組合を他の組合と、当該国の組合の組合員を他の組合の組合員と、それぞれみなして、第三十九條第三項の規定を適用する。

3 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、元の組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）は、政令で定めるところにより、厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を国家公務員共済組合連合会に移換しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(昭五八法五九・昭五八法八二・昭五九法七一・昭六〇法一〇八・平七法五二・平八法八二・平一五法一一九・平一六法一三二・平二一法五・平二四法六三・平二四法九七・一部改正)

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第四百四十四条の二 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。)は、その退職の日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3 任意継続組合員は、将来の一定期間に係る任意継続掛金を前納することができる。この場合において、前納すべき額は、当該期間の各月の任意継続掛金の合計額から政令で定める額を控除した額とする。

4 任意継続組合員が初めて払い込むべき任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項の規定にかかわらず、その者は、任意継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。

5 任意継続組合員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日(第四号又は第六号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪失する。

一 任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき。

二 死亡したとき。

三 任意継続掛金(初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。)をその払込期日までに払い込まなかつたとき(払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。)

四 組合員(国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。))及び船員保険の被保険者を含む。)となつたとき。

五 任意継続組合員でなくなること并希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

6 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

6 第一項及び前項第五号の申出手続、任意継続組合員に対する短期給付の支給の特例その他任意継続組合員に関し必要な事項並びに任意継続掛金の前納の手續、前納された任意継続掛金の還付その他任意継続掛金の前納に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭四九法九五・追加、昭五一法五三・一部改正、昭五六法七三・旧第四百四十四条の三繰上、昭五七法八〇・昭五九法七七・昭六〇法一〇八・平

九法四八・平九法一二四・平一三法一〇一・平一四法一〇二・平一八法八三・一部改正)

(戸籍書類の無料証明)

第四百四十四条の二十五 市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。)は、組合又は受給権者に対して、当該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。(昭五六法七三・追加、昭六〇法一〇八・平二四法六三・平二四法九七・一部改正)

(資料の提供)

第四百四十四条の二十五の二 組合は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付(これに相当する給付として政令で定めるものを含む。)の支給状況につき、厚生労働大臣、国家公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な資料の提供を求めることができる。(平二四法九七・追加)

附 則

(市町村連合会が行う共同事業)

第十四条の三 市町村連合会は、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 構成組合(第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。)の短期給付(第五十四条に規定する短期給付を除く。次号において同じ。)の掛金(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次号において同じ。)に係る不均衡を調整するための交付金(第五項において「調整交付金」という。)を構成組合に交付する事業

二 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡(総務大臣が定める基準を超えるものをいう。)を調整するための交付金(第五項において「特別調整交付金」という。)を構成組合に交付する事業

三 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業

四 前三号に掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業

2 市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人、第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

- 4 構成組合は、政令で定めるところにより、第二項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。
- 5 調整交付金又は特別調整交付金の交付を受ける構成組合に係る第百十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号並びに第百十四条第三項の規定の適用については、これらの交付金は、掛金とみなす。
- 6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。
(平二四法六三(平二五法四四)・全改、平二四法九七・一部改正)

(支給の繰上げ)

- 第十九条 当分の間、一年以上の引き続く組合員期間を有する者であり、かつ、退職している者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、退職年金の支給を組合に請求することができる。
- 2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に退職年金を支給する。この場合においては、第八十八条の規定は、適用しない。
- 3 第一項の請求があつた場合における第七十七条から第九十三条までの規定の適用については、第七十七条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十九条第一項の請求をした日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「請求をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十九条第一項の請求をした日」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
- 4 前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰上げについて必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九七・全改)

(公務障害年金等に関する暫定措置)

- 第二十条 第九十二条第一項、第九十八条第一項及び第百四条第一項の規定の適用については、当分の間、第九十二条第一項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と、第九十八条第一項及び第百四条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とするほか、必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。
(平二四法九七・全改)

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第八十七条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）（抄）

（基礎年金拠出金）

第九十四条の二 厚生年金保険の実施者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。

2 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の実施者たる政府が負担し、又は実施機関たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

（昭六〇法一〇五・追加、昭六〇法一〇六・平元法八六・平九法四八・平一一法一六〇・平一六法一〇四・平二四法六三・一部改正）

第九十四条の三 基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における被保険者の総数に対する当該年度における当該政府及び実施機関に係る被保険者（厚生年金保険の実施者たる政府にあつては、第一号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、実施機関たる共済組合等にあつては、当該実施機関たる共済組合等に係る被保険者（国家公務員共済組合連合会にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第二号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、地方公務員共済組合連合会にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第三号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては第四号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とする。以下同じ。）とする。）の総数の比率に相当するものとして毎年度政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において被保険者の総数並びに政府及び実施機関に係る被保険者の総数は、第一号被保険者、第二号被保険者及び第三号被保険者の適用の態様の均衡を考慮して、これらの被保険者のうち政令で定める者を基礎として計算するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、実施機関たる共済組合等に係る基礎年金拠出金の納付に關し必要な事項は、政令で定める。

（昭六〇法三四・追加、昭六〇法一〇五・旧第九十四条の二繰下・一部改正、昭六〇法一〇六・昭六〇法一〇八・平八法八二・平九法四八・平一三法一〇一・平二四法六三・一部改正）

第九十四条の四 各地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）は、毎年度、政令で定めるところにより、地方公務員共済組合連合会が納付すべき基礎年金拠出金の額のうち各地方公務員共済組合における厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」という。）の総額（全国市町村職員共済組合連合会にあつては、全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合における標準報酬の総額）を考慮して政令で定めるところにより算定した額を負担する。

（昭六〇法一〇八・追加、平一六法一三二・平二四法六三・一部改正）

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第一百一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）（抄）

（経過措置に伴う費用の負担）

第九十六条 第二章から第七章まで、第九章及び第十章の規定により職員（地方公務員等共済組合法第四十二条第一項に規定する国の職員を含む。）である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。

2 第二章から第八章まで及び第十章の規定により組合役職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。

3 機構等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、国立研究開発法人森林総合研究所、原子燃料公社、地方公共団体金融機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により機構等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、国立研究開発法人森林総合研究所にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団、地方公共団体金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）に払い込むものとする。

（昭四七法八二・昭五四法七三・昭五六法四八・昭五六法七三・一部改正、昭六〇法一〇八・旧第三百三十六条繰上・一部改正、昭六三法四四・平一一法一九・平一一法二〇・平一一法七〇・平一一法七六・平一一法一三〇・平一一法一七〇・平一一法一七二・平一一法一八二・平一一法一〇〇・平一六法三五・平一六法一〇二・平一六法一三二・平一九法五八・平一九法六四・平二〇法八・平二一法一〇・平二三法二六・平二四法六三（平二四法九七）・平二六法六七・一部改正）

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四百七十七条の規定による改正後の法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）

（地方公務員等共済組合法の特例）

第十五条 第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。）に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）の規定の適用については、同法第一百三十三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「の負担金」とあるのは「及び国の負担金」と、同法第一百五十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法第一百六条第一項中「の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「及び国の機関」と、「第一百三十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第一百三十三条第二項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「地方公共団体及び国」と、同法第一百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。

2 前項の場合において地方公共団体及び国が同項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第一百三十三条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

（平一九法一一〇・平二四法六三・一部改正）

○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第六章 国民年金法関係</p> <p>第一節 被保険者の資格に関する特例（第七条―第九条）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款 給付等の支給要件等に関する特例（第十条―第十二条）</p> <p>第二款 給付等の額の計算等に関する特例（第十三条―第十七条）</p> <p>第三節～第五節（略）</p> <p>第七章 厚生年金保険法関係</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三款 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例（第三十五条―第三十七条）</p> <p>第四節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十八条―第四十一条）</p> <p>第五節 二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例（第四十二条・第四十三条）</p> <p>第六節 不服申立てに関する特例（第四十四条）</p> <p>第八章 国家公務員共済組合法関係</p> <p>第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 国民年金法関係</p> <p>第一節 被保険者の資格に関する特例（第七条―第十条）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款 給付等の支給要件等に関する特例（第十一条―第十三条）</p> <p>第二款 給付等の額の計算等に関する特例（第十四条―第十七条）</p> <p>第三節～第五節（略）</p> <p>第七章 厚生年金保険法関係</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三款 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五条―第三十七条）</p> <p>第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例（第三十八条・第三十九条）</p> <p>第五節 不服申立てに関する特例（第四十条）</p> <p>第八章 国家公務員共済組合法関係</p> <p>第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十</p>

五条)

第二節 不服申立てに関する特例等(第四十六条―第四十八条)

第九章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例(第四十九条)

第二節 不服申立てに関する特例等(第五十条―第五十三条)

第十章 私立学校教職員共済法関係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例(第五十四条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第四十二条―第四十五条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第四十六条―第四十九条)

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第五十条―第五十二条)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例(第五十三条・第五十四条)

第五節 不服申立てに関する特例等(第五十五条―第五十七条)

第九章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例(第五十八条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第五十九条―第六十二条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第六十三条―第六十六条)

第三款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第六十七条―第六十九条)

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例(第七十条・第七十一条)

第五節 不服申立てに関する特例等(第七十二条―第七十五条)

第十章 私立学校教職員共済法関係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例(第七十六条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第七十七条)

<p>第二節 不服申立てに関する特例等（第五十五条―第五十七条）</p> <p>第十一章 雑則（第五十八条―第六十六条）</p> <p>附則</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p>
<p>― 第八十条）</p> <p>第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第八十一条―第八十四条）</p> <p>第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第八十五条―第八十七条）</p> <p>第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第八十八条・第八十九条）</p> <p>第五節 不服申立てに関する特例等（第九十条―第九十二条）</p> <p>第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整</p> <p>第一節 二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る給付の支給の調整（第九十三条―第九十六条）</p> <p>第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整（第九十七条―第九十九条）</p> <p>第十二章 雑則（第一百条―第一百六条）</p> <p>附則</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。</p> <p>イ 厚生年金保険法（第九章を除く。）</p> <p>ロ 国家公務員共済組合法</p> <p>ハ 地方公務員等共済組合法</p> <p>ニ 私立学校教職員共済法</p> <p>三 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる法律をいう。</p> <p>四―六 （略）</p>

<p>五) 相手国期間 相手国年金（年金制度に係る相手国法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付をいう。第六十一条において同じ。）の支給を受ける資格を得るために相手国法令上必要とされる期間の計算の基礎となる期間として当該相手国との社会保障協定に規定する相手国の期間をいう。</p> <p>六) 補完的給付等に該当する加算 福祉的目的のため経過的又は補完的に、かつ、専ら又は主として国庫を財源として支給される国民年金法その他の法令による給付に加算する額に相当する部分であつて、同法第二十七条の六の規定その他の政令で定める規定によるものをいう。</p>	<p>七) 相手国期間 相手国年金（年金制度に係る相手国法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付をいう。第一百三十一条において同じ。）の支給を受ける資格を得るために相手国法令上必要とされる期間の計算の基礎となる期間として当該相手国との社会保障協定に規定する相手国の期間をいう。</p> <p>八) 補完的給付等に該当する加算 福祉的目的のため経過的又は補完的に、かつ、専ら又は主として国庫を財源として支給される国民年金法その他の法令による給付に加算する額に相当する部分であつて、同法第二十七条の六の規定その他の政令で定める規定によるものをいう。</p>
<p>第三条 健康保険の適用事業所に使用される者（健康保険法第三条第八項に規定する日雇労働者（次項において「日雇労働者」という。）を除く。）であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、同条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者とならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 次条第一項の規定により船員保険の被保険者とならないこととされた者、第四十五条の規定により国家公務員共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者、第四十九条の規定により地方公務員等共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者又は第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合にあつ</p>	<p>第三条 健康保険の適用事業所に使用される者（健康保険法第三条第八項に規定する日雇労働者（次項において「日雇労働者」という。）を除く。）であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、同条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者とならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 次条第一項の規定により船員保険の被保険者とならないこととされた者、第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者、第五十八条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者又は第七十六条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合にあつ</p>

ては、同条の規定により船舶所有者とされる者）に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、船員保険法第二条第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者としな

い。

一 (略)

二 第四十五条の規定により国家公務員共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者又は第四十九条の規定により地方公務員等共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者

2 (略)

第五条 市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民健康保険法第五条又は第十九条第一項の規定にかかわらず、国民健康保険の被保険者

としな

い。

一・二 (略)

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者としな

こととされた者、同条第二項の規定により日雇特例被保険者とし

ないこととされた者、前条第一項の規定により船員保険の被

保険者としな

いこととされた者、次条第一項の規定により後期高齢者医療の被保険者としな

いこととされた者、第四十

五条の規定により国家公務員共済組合法の規定（長期給付に關

する規定を除く。）を適用しないこととされた者、第四十九条

の規定により地方公務員等共済組合法の規定（長期給付に關

する規定を除く。）を適用しないこととされた者又は第五十四条

第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に關する

規定を適用しないこととされた者

ては、同条の規定により船舶所有者とされる者）に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、船員保険法第二条第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者としな

い。

一 (略)

二 第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者又は第五十八条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者

2 (略)

第五条 市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民健康保険法第五条又は第十九条第一項の規定にかかわらず、国民健康保険の被保険者

としな

い。

一・二 (略)

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者としな

こととされた者、同条第二項の規定により日雇特例被保険者とし

ないこととされた者、前条第一項の規定により船員保険の被保

險者としな

いこととされた者、次条第一項の規定により後期高

齢者医療の被保険者としな

いこととされた者、第四十一条第一

項の規定により国家公務員共済組合法の規定（長期給付に關

する規定を除く。）を適用しないこととされた者、第五十八条第

一項の規定により地方公務員等共済組合法の規定（長期給付に

關する規定を除く。）を適用しないこととされた者又は第七十

六条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に關

する規定を適用しないこととされた者

<p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民年金の任意加入被保険者の特例)</p> <p>第八条 相手国の国民(当該相手国に係る社会保障協定に規定する国民をいう。次項において同じ。)その他政令で定める者(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。)であつて、当該相手国の領域内に通常居住する二十歳以上六十五歳未満のもののうち、その者の国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)の月数及び他の法令の規定により保険料納付済期間とみなされた期間であつて政令で定めるものの月数並びに同条第四項に規定する保険料四分の三免除期間の月数、同条第五項に規定する保険料半額免除期間の月数及び同条第六項に規定する保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数が当該政令で定める社会保障協定に定める数として政令で定めるもの以上であるものは、同法附則第五条の規定の適用については、同条第一項第三号に該当する者とみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものであつた期間については、同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間(第十条第一項において「合算対象期間」という。)としない。</p>	<p>(削る)</p> <p>第十条 (相手国期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)</p> <p>第十条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。</p>
<p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民年金の任意加入被保険者の特例)</p> <p>第八条 相手国の国民(当該相手国に係る社会保障協定に規定する国民をいう。次項において同じ。)その他政令で定める者(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。)であつて、当該相手国の領域内に通常居住する二十歳以上六十五歳未満のもののうち、その者の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)の月数及び他の法令の規定により保険料納付済期間とみなされた期間であつて政令で定めるものの月数並びに同条第五項に規定する保険料四分の三免除期間の月数、同条第六項に規定する保険料半額免除期間の月数及び同条第七項に規定する保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数が当該政令で定める社会保障協定に定める数として政令で定めるもの以上であるものは、同法附則第五条の規定の適用については、同条第一項第三号に該当する者とみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により国民年金法附則第五条第一項第三号に該当する者とみなされたものであつた期間については、同法附則第九条第一項に規定する合算対象期間(第十一条第一項において「合算対象期間」という。)としない。</p>	<p>第十条 削除</p> <p>第十一条 (相手国期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)</p> <p>第十一条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除</p>

以下この項において同じ。)を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者(第十二条の規定を適用しない場合であっても国民年金法第三十七条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)に規定する遺族基礎年金の支給要件に該当する者を除く。)について、当該支給要件規定を適用する場合には、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを合算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

2 相手国期間を有する老齢厚生年金の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(以下「老齢基礎年金の振替加算等」という。)に關し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合には、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「(その額」とあるのは「(相手国期間(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第五号に掲げる相手国期間をいう。)であつて政令で定めるもの)の月数と当該老齢厚生年金の額」と、「(」の月数」とあるのは「(」の月数とを合算した月数」とする。

一〇六 (略)

3 (略)

4 六十五歳に達した日の属する月以後の相手国期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。)について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する

く。以下この項において同じ。)を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者(第十三条の規定を適用しない場合であっても国民年金法第三十七条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)に規定する遺族基礎年金の支給要件に該当する者を除く。)について、当該支給要件規定を適用する場合には、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを合算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

2 相手国期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(第十四条第一項第一号において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(以下「老齢基礎年金の振替加算等」という。)に關し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合には、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「(その額」とあるのは「(相手国期間(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第七号に掲げる相手国期間をいう。)であつて政令で定めるもの)の月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と、「(」の月数」とあるのは「(」の月数とを合算した月数」とする。

一〇六 (略)

3 (略)

4 六十五歳に達した日の属する月以後の相手国期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。)について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合には、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは

場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日の属する月以後の相手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第五号に掲げる相手国期間をいう。）」と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

（相手国期間を有する者に係る障害基礎年金の支給要件等の特例）

第十一条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項、次項及び第十九条第一項において同じ。）を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項、第三十条の三第二項、第三十四条第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。第二十九条第一項において同じ。）があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。）において保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを含む。次項、次条第二項、第十五条第二項第一号イ、第十六条第二項第一号イ、第十九条第一項、第二

「同日の属する月以後の相手国期間（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第七号に掲げる相手国期間をいう。）」と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

（相手国期間を有する者に係る障害基礎年金の支給要件等の特例）

第十二条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項、次項及び第十九条第一項において同じ。）を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項、第三十条の三第二項、第三十四条第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。第二十九条第一項において同じ。）があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。）において保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを含む。次項、次条第二項、第十六条第二項第一号イ、第十七条第二項第一号イ、第十九条第一項、第二

<p>十条第一項及び附則第四条において同じ。)又は国民年金法第五 <u>五条第二項</u>に規定する保険料免除期間(同法第九十条の三第一 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に 係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。)を有しな いときは、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(相手国期間を有する者に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)</p> <p><u>第十二条</u> 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除 く。以下この条及び第二十条第一項において同じ。)及び保険料納 付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九 項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民 年金の被保険者期間とみなされたものを含む。)又は保険料免除期 間を有する者(第十条第一項の規定を適用しない場合であっても同 項に規定する支給要件規定に規定する遺族基礎年金の支給要件に該 当する者を除く。)が、その者の死亡について国民年金法第三十七 条ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用について は、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済 期間である国民年金の被保険者期間とみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>(老齡基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)</p> <p><u>第十三条</u> 次の各号に掲げる者に支給する老齡基礎年金の振替加 算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項 の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額(その者が 当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号 に定める額のうち最も高いもの)とする。</p> <p>一 老齡厚生年金の受給権者(第十条第二項の規定により昭和 六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当す</p>	<p>十条第一項及び附則第四条において同じ。)又は国民年金法第 <u>五条第三項</u>に規定する保険料免除期間(同法第九十条の三第一 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に 係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。)を有しな いときは、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>十条第一項及び附則第四条において同じ。)又は国民年金法第 <u>五条第三項</u>に規定する保険料免除期間(同法第九十条の三第一 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に 係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。)を有しな いときは、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(相手国期間を有する者に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)</p> <p><u>第十三条</u> 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除 く。以下この条及び第二十条第一項において同じ。)及び保険料納付済期 間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定 により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保 険者期間とみなされたものを含む。)又は保険料免除期間を有する者 (第十一条第一項の規定を適用しない場合であっても同項に規定する 支給要件規定に規定する遺族基礎年金の支給要件に該当する者を除 く。)が、その者の死亡について国民年金法第三十七条ただし書に該 当するときは、同条ただし書の規定の適用については、その者の相手 国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金 の被保険者期間とみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>(老齡基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)</p> <p><u>第十四条</u> 次の各号に掲げる者に支給する老齡基礎年金の振替加 算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項 の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額(その者が 当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号 に定める額のうち最も高いもの)とする。</p> <p>一 老齡厚生年金又は退職共済年金(以下この条において「老 齡厚生年金等」という。)の受給権者(第十一条第二項の規定</p>	<p>十条第一項及び附則第四条において同じ。)又は国民年金法第 <u>五条第三項</u>に規定する保険料免除期間(同法第九十条の三第一 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に 係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。)を有しな いときは、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>

るに至つた者に限る。次項第一号において同じ。）の配偶者
同条第一項の規定による老齡基礎年金の振替加算等の額に
期間比率を乗じて得た額

二 第十条第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第
十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者とみ
なされたもの（以下この号及び次項第二号において「中高齡特別
該当者」という。）の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則
第十四条第一項の規定による老齡基礎年金の振替加算等の額に期
間比率を乗じて得た額（当該中高齡特別該当者が昭和六十年国民
年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのうち二
以上に該当するものであるときは、同項第四号から第七号までの
一に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの
）

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金（次項第三号
において「特例による障害厚生年金」という。）の受給権者
（昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に
該当する者に限る。次項第三号において同じ。）の配偶者
同条第一項の規定による老齡基礎年金の振替加算等の額に按
分率を乗じて得た額

2 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞ
れ次の各号に定める率とする。

一 前項第一号の期間比率 老齡厚生年金の受給権者の当該老
齡厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者
であつた期間の月数を合算した月数を、二百四十で除して得た
率

により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号
に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。）の
配偶者 同条第一項の規定による老齡基礎年金の振替加算等の
額に期間比率を乗じて得た額（当該受給権者が二以上の老齡厚
生年金等の受給権を有しているときは、一の老齡厚生年金等の
受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も
高いもの）

二 第十一条第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則
第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者とみ
なされたもの（以下この号及び次項第二号において「中高齡特別該
当者」という。）の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十
四条第一項の規定による老齡基礎年金の振替加算等の額に期間比率
を乗じて得た額（当該中高齡特別該当者が昭和六十年国民年金等改
正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのうち二以上に該当
するものであるときは、同項第四号から第七号までの一に該当する
ものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金
各法による障害共済年金（次項第三号において「特例による障
害給付」という。）の受給権者（昭和六十年国民年金等改正法
附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号に
おいて同じ。）の配偶者 同条第一項の規定による老齡基礎年
金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額

2 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞ
れ次の各号に定める率とする。

一 前項第一号の期間比率 老齡厚生年金等の受給権者の当該
老齡厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保
険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」とい
う。）であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率

<p>れた政令で定める社会保障協定の場合 イ(1)に掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。)については国家公務員共済組合連合会の確認を、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間(以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。)については地方公務員共済組合の確認を、同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。)については日本私立学校振興・共済事業団の確認を受けたところによる。</p>	<p>た政令で定める社会保障協定の場合 イ(1)に掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害給付の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合(以下「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第三十二条第八項及び第一百一条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。</p>
<p>第十四条 (略)</p> <p>(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)</p> <p>(障害基礎年金の額の計算の特例)</p> <p>第十五条 第十一条第一項又は第二項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の額は、国民年金法第三十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 第十三条第二項第三号イに掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した</p>	<p>第十五条 (略)</p> <p>(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)</p> <p>(障害基礎年金の額の計算の特例)</p> <p>第十六条 第十二条第一項又は第二項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の額は、国民年金法第三十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 第十四条第二項第三号イに掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数</p>

月数で除して得た率

イ、ハ (略)

二 第十三条第二項第三号ロに掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害基礎年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3
3 6 (略)

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

第十六条 第十条第一項又は第十二条の規定により支給する遺族基礎年金及び同項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金(以下この条及び第二十二条において「特例による遺族基礎年金」という。)の額は、国民年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第十三条第二項第三号イに掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数で除して得た率

イ、ハ (略)

二 第十三条第二項第三号ロに掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3
(略)

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。)の

で除して得た率

イ、ハ (略)

二 第十四条第二項第三号ロに掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害基礎年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3
3 6 (略)

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

第十七条 第十一条第一項又は第十三条の規定により支給する遺族基礎年金及び同項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金(以下この条及び第二十二条において「特例による遺族基礎年金」という。)の額は、国民年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第十四条第二項第三号イに掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数で除して得た率

イ、ハ (略)

二 第十四条第二項第三号ロに掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3
(略)

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。)の

額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることに、遺族厚生年金に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分（以下この項において「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算等」という。）の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

（補完的給付等に該当する加算の制限）

第十七条 第十条から第十二条まで、第十九条及び第二十條の規定により支給する老齡基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の額は、国民年金法第二十七條の六、第三十三條の三及び第三十九條の三の規定にかかわらず、補完的給付等に該当する加算がないものとして計算した額とする。

（発効日において六十五歳を超える者の老齡基礎年金等の支給に関する特例）

第十八条 社会保障協定の効力発生の日（二以上の相手国期間を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に同じ当該社会保障協定の効力発生の日をいうものとする。以下「発効日」という。）において、六十五歳を超える者であつて第十條第一項の規定により老齡基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八條の規定の適用については、同條第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齡基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同條第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齡基礎年金の受給権を取得した日から起算し

額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることに、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分（以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。）の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

（補完的給付等に該当する加算の制限）

第十七條の二 第十一條から第十三條まで、第十九條及び第二十條の規定により支給する老齡基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の額は、国民年金法第二十七條の六、第三十三條の三及び第三十九條の三の規定にかかわらず、補完的給付等に該当する加算がないものとして計算した額とする。

（発効日において六十五歳を超える者の老齡基礎年金等の支給に関する特例）

第十八条 社会保障協定の効力発生の日（二以上の相手国期間を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に同じ当該社会保障協定の効力発生の日をいうものとする。以下「発効日」という。）において、六十五歳を超える者であつて第十一條第一項の規定により老齡基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八條の規定の適用については、同條第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齡基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同條第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齡基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」と

て一年を経過した」と、「七十歳に達する日」とあるのは「老齡基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この項において同じ。）の効力発生の日（二以上の相手国期間（同条第五号に規定する相手国期間をいう。以下この項において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日をいう。）において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一・二 (略)

（発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する特例）

第十九条 障害認定日が発効日前にある傷病に係る初診日において、相手国期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十一条第一項、同法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 第十五条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の額について、同条第三項、第五項及び第六項

と、「七十歳に達する日」とあるのは「老齡基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保障協定（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この項において同じ。）の効力発生の日（二以上の相手国期間（同条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この項において同じ。）を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日をいう。）において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一・二 (略)

（発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する特例）

第十九条 障害認定日が発効日前にある傷病に係る初診日において、相手国期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十二条第一項、同法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 第十六条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の額について、同条第三項、第五項及び第六項の規

の規定は当該障害基礎年金に国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3・4 (略)

(発効日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する特例)

第二十条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、相
手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するもの
が、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次
の各号のいずれかに該当したときは、その者の配偶者（当該死亡し
た日が国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第
号）附則第一条第三号に掲げる施行の日前にある場合にあつて
は、妻に限る。以下この項において同じ。）又は子に、国民年金法
第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、その者（第一号か
ら第三号までのいずれかに該当する者に限る。）が第十二条第一
項、同法第三十七条ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附
則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受
給資格要件を満たさない場合又は当該配偶者若しくは子が当該死亡
した日から発効日までの間において国民年金法第四十条に規定する
遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該
当した場合には、この限りでない。

一～三 (略)

四 第十条第一項、国民年金法第三十七条第三号及び第四号並びに
同法附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条
の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者である
とき。

2 国民年金法第十八条の三、第十八条の四及び第三十七条の二の規
定は、前項の場合について準用する。

3 第十六条の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の
額について準用する。

定は当該障害基礎年金に国民年金法第三十三条の二第一項の規定によ
り加算する額について、それぞれ準用する。

3・4 (略)

(発効日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する特例)

第二十条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、相
手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、
発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号
のいずれかに該当したときは、その者の配偶者（当該死亡した日が国
民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第
号）附
則第一条第三号に掲げる施行の日前にある場合にあつては、妻に限
る。以下この項において同じ。）又は子に、国民年金法第三十七条の
遺族基礎年金を支給する。ただし、その者（第一号から第三号までの
いずれかに該当する者に限る。）が第十三条第一項、同法第三十七条
ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び
第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない
場合又は当該配偶者若しくは子が当該死亡した日から発効日までの間
において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅
事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合には、この限
りでない。

一～三 (略)

四 第十一条第一項、国民年金法第三十七条第三号及び第四号並びに
同法附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の
規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 国民年金法第十八条の二、第十八条の三及び第三十七条の二の規
定は、前項の場合について準用する。

3 第十七条の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の額
について準用する。

4・5 (略)

第二十三条 第十三条第四項の場合において、第二号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

(被保険者の資格の特例)

第二十四条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな

- 一 日本国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)
- 二 相手国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者を除く。)
- 三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

四 (略)

4・5 (略)

第二十三条 第十四条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

(被保険者の資格の特例)

第二十四条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな

- 一 日本国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号から第五号までに掲げる者を除く。)
- 二 相手国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号から第五号までに掲げる者を除く。)
- 三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第五号に掲げる者を除く。)

四 (略)

五 第四十一条第二項の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第五十八条

第二項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第七十六条第二項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

<p>2 (略)</p> <p>(厚生年金保険の加入の特例)</p> <p>第二十五条 前条第一項第二号に該当する者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（以下この条において「実施機関」という。）に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による被保険者は、いつでも、当該実施機関に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>4 第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したとき、又は厚生年金保険法第十四条第五号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一〜五 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(厚生年金保険の加入の特例)</p> <p>第二十五条 前条第一項第二号に該当する者（政令で定める社会保障協定に係るものに限る。）であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。</p> <p>4 第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したとき、若しくは共済組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者となつたとき、又は厚生年金保険法第十四条第五号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。</p> <p>一〜五 (略)</p>
<p>(厚生年金保険の任意単独加入の制限)</p> <p>第二十六条 厚生年金保険法第十条の規定は、日本国の領域内において就労する者であつて、第二十四条第一項第一号に該当するもの（政令で定める社会保障協定に係るもの）に限り、政令で定めるものを除く。）については、適用しない。</p>	<p>(厚生年金保険の任意単独加入の制限)</p> <p>第二十六条 厚生年金保険法第十条の規定は、日本国の領域内において就労する者であつて、第二十四条第一項第一号又は第五号のいずれかに該当するもの（政令で定める社会保障協定に係るもの）に限り、政令で定めるものを除く。）については、適用しない。</p>
<p>第二十八条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く）</p>	<p>第二十八条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く）</p>

<p>く。以下この項、次項及び第三十八条第一項において同じ。）を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七條第一項ただし書（同法第四十七條の二第二項、第四十七條の三第二項、第五十二條第五項及び第五十四條第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当するときは、同法第四十七條第一項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。</p> <p>2 相手国期間中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章（次條第二項、第三十六條及び第三十九條第一項第二号を除く。）において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十七條第一項、第四十七條の二第二項又は第四十七條の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合には、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(相手国期間を有する者に係る障害手当金の支給要件の特例)</p> <p>第二十九條 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この條及び第三十九條第一項において同じ。）を有する者（その者の傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病が治つた日（以下「障害程度を認定すべき日」という。）において厚生年金保険法第五十六條各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）が、その者の傷病によ</p>
<p>く。以下この項、次項及び第三十五條第一項において同じ。）を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七條第一項ただし書（同法第四十七條の二第二項、第四十七條の三第二項、第五十二條第五項及び第五十四條第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当するときは、同法第四十七條第一項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。</p> <p>2 相手国期間中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章（次條第二項及び第三十六條第一項第二号を除く。）において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十七條第一項、第四十七條の二第二項又は第四十七條の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合には、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(相手国期間を有する者に係る障害手当金の支給要件の特例)</p> <p>第二十九條 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この條及び第三十六條第一項において同じ。）を有する者（その者の傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病が治つた日（以下「障害程度を認定すべき日」という。）において厚生年金保険法第五十六條各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）が、その者の傷病による障害に</p>

る障害について同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七條第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第三十六条及び第三十九条第一項第二号において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者（当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、同法第五十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

（相手国期間を有する者に係る遺族厚生年金の支給要件の特例）
第三十条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第四十条第一項において同じ。）及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

2 相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。第三十七条及び第四十条第一項第二号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、厚生年金保険法第五十八条の規定の適

ついで同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七條第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第三十六条第一項第二号において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者（当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、同法第五十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

（相手国期間を有する者に係る遺族厚生年金の支給要件の特例）
第三十条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第三十七条第一項において同じ。）及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

2 相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。第三十七条第一項第二号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、厚生年金保険法第五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由

<p>用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第三十一条 (略)</p> <p>2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 厚生年金保険の被保険者であつて、第二十七条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日(厚生年金保険法第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)であつては、その日)から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。</p> <p>5 (略)</p>
<p>とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第三十一条 (略)</p> <p>2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 厚生年金保険の被保険者であつて、第二十七条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。</p> <p>5 (略)</p>

(障害厚生年金等の額の計算の特例)

第三十二条 第二十八条第一項又は第二項の規定により支給する障害厚生年金（以下この条及び次条第一項において「特例による障害厚生年金」という。）の厚生年金保険法第五十条第一項及び第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権者の厚生年金保険の被保険者であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百以上である場合は、この限りでない。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百を超えるときは、三百）で除して得た率

イ 特例による障害厚生年金の受給権者の厚生年金保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ・ハ (略)

二 公的年金被保険者であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百を超えるときは、三百）で除して得

(障害厚生年金等の額の計算の特例)

第三十二条 第二十八条第一項又は第二項の規定により支給する障害厚生年金（以下この条及び次条第一項において「特例による障害厚生年金」という。）の厚生年金保険法第五十条第一項及び第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百以上である場合は、この限りでない。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百を超えるときは、三百）で除して得た率

イ 特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ・ハ (略)

二 公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百を超えるときは、三百）で除して得た率

た率

三 (略)

3 3 7 (略)

8 第一項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けようとする者の厚生年金保険の被保険者であった期間のうち、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）については厚生労働大臣の確認を、第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については日本私立学校振興・共済事業団の確認を受けたところによる。

(遺族厚生年金の額の計算の特例)

第三十三条 第三十条の規定により支給する遺族厚生年金及び特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族厚生年金（以下この条及び第四十三条において「特例による遺族厚生年金」という。）の厚生年金保険法第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに第三項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百以上である場合は、この限りでない。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数

三 (略)

3 3 7 (略)

8 第一項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であった期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。

(遺族厚生年金の額の計算の特例)

第三十三条 第三十条の規定により支給する遺族厚生年金及び特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族厚生年金（以下この条及び第三十九条において「特例による遺族厚生年金」という。）の厚生年金保険法第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百以上である場合は、この限りでない。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数

<p>を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百を超えるときは、三百）で除して得た率</p> <p>イ 特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>3・4</p> <p>5 第十六条の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、<u>第十六条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、それぞれ準用する。</u></p> <p>6（略）</p>	<p>を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百を超えるときは、三百）で除して得た率</p> <p>イ 特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>3・4</p> <p>5 第十七条の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、<u>第七條第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、それぞれ準用する。</u></p> <p>6（略）</p>
<p>第三十四条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができるときは、当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第三節 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例</p> <p>（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る障害厚生年金の特例）</p> <p>第三十五条 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において第一号厚生年金被保</p>	<p>第三十四条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合には、当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。</p>

險者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間のうち二以上の種別に係る被保険者であった期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であった期間を有する者」という。）であるものに第二十八条第二項の規定により支給する障害厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）に応じて、同法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る障害手当金の特例）

第三十六条 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるものに第二十九条第二項の規定により支給する障害手当金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金の特例）

第三十七条 相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者又は相手国期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であるものに第三十条第二項及び第三項の規定により支給する遺族厚生年金に関する事務は、政令

<p>で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。</p>	<p>第四節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例</p> <p>(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に関する特例)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p>	<p>(発効日前の障害程度を認定すべき日において障害の状態にある者の障害手当金の支給に関する特例)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(発効日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する特例)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2 3 7 (略)</p> <p>8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。</p> <p>一 3 (略)</p> <p>四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十六条</p> <p>五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十六条第一項及び第二項</p> <p>9・10 (略)</p>
	<p>第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例</p> <p>(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に関する特例)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p>	<p>(発効日前の障害程度を認定すべき日において障害の状態にある者の障害手当金の支給に関する特例)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(発効日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する特例)</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>2 3 7 (略)</p> <p>8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。</p> <p>一 3 (略)</p> <p>四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条</p> <p>五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項及び第二項</p> <p>9・10 (略)</p>

<p>(発効日前の障害又は死亡に係る二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の障害厚生年金等の特例)</p> <p>第四十一条 第三十五条の規定は第三十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金について、第三十六条の規定は第三十九条第一項の規定により支給する障害手当金について、第三十七条の規定は前条第一項の規定により支給する遺族厚生年金について、それぞれ準用する。</p>	
<p>第五節 二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例</p> <p>(二以上の相手国期間を有する者に係る厚生年金保険法による保険給付等の支給要件等に関する特例)</p> <p>第四十二条 (略)</p>	<p>第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例</p> <p>(二以上の相手国期間を有する者に係る厚生年金保険法による保険給付等の支給要件等に関する特例)</p> <p>第三十八条 (略)</p>
<p>(二以上の相手国期間を有する者に係る厚生年金保険法による保険給付等の額)</p> <p>第四十三条 (略)</p>	<p>(二以上の相手国期間を有する者に係る厚生年金保険法による保険給付等の額)</p> <p>第三十九条 (略)</p>
<p>第六節 不服申立てに関する特例</p>	<p>第五節 不服申立てに関する特例</p> <p>第四十条 第四十七条第八項(第四十八条第六項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九条第六項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。))又は第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項において準用する場合を含む。)、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。))の規定による確認(厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。))に関する処分について不服がある者</p>

第四十四条 第三十二条第八項（第三十三条第六項（第四十条第八項において準用する場合を含む。）、第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の場合において、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間に係る第三十二条第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第八章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例

第四十五条 国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）の規定（長期給付に関する規定を除く。）は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の二第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（国共済法附則第二十条の六第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。）を含む。）のうち、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）には、適用しない。

は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に對して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査會に對して再審査請求をすることができる。

2| 第三十二条第八項（第三十三条第六項（第三十七条第八項において準用する場合を含む。）、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る第三十二条第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第八章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例

第四十一条 国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）の規定（長期給付に関する規定を除く。）は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員（国共済法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員（国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。）を含む。）のうち、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）には、適用しない。

2| 国共済法の長期給付に関する規定は、前項の職員のうち、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第四十二条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び国家公務員共済組合（国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員である期間（以下「国共済組合員期間」という。）を有し、かつ、国共済法による長期給付、国共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は国共済法による一時金（以下「国共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合には、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。）

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する

		<p>金額に相当する部分（以下「国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。）</p> <p>六 国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金（第四十六条第一項において「脱退一時金」という。）</p> <p>2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の支給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。</p> <p>（相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例）</p> <p>第四十三条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。</p> <p>2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。</p> <p>（相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害に係る障害一時金の支給要件の特例）</p>
	<p>（相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害に係る障害一時金の支給要件の特例）</p>	

第四十四条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある公務によらない傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第五十一条第一項において「相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病」という。）による障害を有する者（その退職の日（国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。第五十一条第一項において同じ。）において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

（相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給要件の特例）
第四十五条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第五十二条第一項において同じ。）及び国共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 | 相手国期間及び国共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に

規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第四十六条 第四十二条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額(脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の国共済組合員期間の月数が六月であるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。

一 国共済法の退職共済年金の加給

二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としな

	<p>4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。</p> <p>5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。</p>
	<p>2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該</p> <p>（国共済法の障害共済年金等の額の計算の特例）</p> <p>第四十七条 第四十三条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」という。）の国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。</p>

各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、国共済法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日）の属する月後の期間を除く。）

ハ 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

三 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる国共済組合員期間の月数（国共済法第八十二条第一項第一号に規定する月数をいう。）を勘案して修正した按分率により

<p>給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の 場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得 た率</p>	<p>イ 第一号イに掲げる期間の月数</p>	<p>ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲 げる月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の 相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月 数で除して得た率を乗じて得た月数</p>	<p>3 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号 に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定 にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得 た金額とする。</p>	<p>4 特例による障害共済年金に係る国共済法第八十三条第一項の 規定により加算する加給年金額に相当する部分（第六項におい て「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額 は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に 按分率を乗じて得た金額とする。</p>	<p>5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当 該各号に定める率とする。</p>	<p>一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数 を、同号イ及びロに掲げる期間の月数（同号ロに掲げる期間の 月数が零である場合にあつては、同号イ及びハに掲げる期間の 月数）を合算した月数で除して得た率</p> <p>二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲 げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給 権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算し た月数で除して得た率</p> <p>6 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配</p>
---	------------------------	--	--	--	---	--

偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

7 第一項及び第二項の規定は第四十四条の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による金額について、第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

8 第一項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、厚生労働大臣（当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

（国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例）

第四十八条 第四十五条の規定により支給する遺族共済年金及び特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族共済年金（以下この条及び第五十四条において「特例による遺族共済年金」という。）の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額（特例による遺族共済年金の給付事由となった死亡に係る者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数

が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

イ 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）

ハ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる国共済組合員期間の月数（国共済法第八十九条第一項第一号イに規定する月数をいう。）を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定

- の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率
- イ 第一号イに掲げる期間の月数
- ロ 三月月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数
- 3 | 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。
- 4 | 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
- 一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、同号イ及びロに掲げる期間の月数)を合算した月数で除して得た率
- 二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率
- 5 | 第十七条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、それぞれ準用する。
- 6 | 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用

する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第四十九条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に関する特例)

第五十条 障害認定日が発効日前にある傷病(相手国期間中に初診日のある傷病に限る。)による障害を有する者(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 | 第四十七条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第四十七条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第四十七条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に

		<p>国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。</p> <p>3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。</p> <p>4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。</p>
	<p>2 第四十七条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による金額について、第四十七条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。</p>	<p>（発効日前の退職の日において障害の状態にある者の国共済法による障害一時金の支給に関する特例）</p> <p>第五十一条 退職の日が発効日前である者であつて、相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有するもの（当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。）が、当該退職の日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。</p> <p>（発効日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する特例）</p>

- 第五十二条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。）は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合には、この限りでない。
- 一 相手国期間中に死亡した者であるとき。
 - 二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき（前号に該当するときを除く。）。
 - 三 第四十二条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。
 - 2 | 国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。
 - 3 | 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。
 - 4 | 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一

項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第四十二条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による額 第四十八条第一項、第二項及び第六項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十八条第三項、第四項及び第六項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十六条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相

	<p>8 当する部分の額 第十七条第一項及び第二項</p> <p>7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。</p> <p>8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。</p>
	<p>第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例</p> <p>(二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等の支給要件等に関する特例)</p> <p>第五十三条 国共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。</p>
	<p>(二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等の額)</p> <p>第五十四条 前二節の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、当該国共済法による長期給付等の受給権者(特例による遺族共済年金又はこれに加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算にあつては、当該特例による遺族共済年金又は当該国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の給付事由となつた死亡に係る者)が二以上の相手国期間(前二節の規定を適用するものとした場合に当該国共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要</p>

	<p>第二節 不服申立てに関する特例等 (国共済法の規定による審査請求の特例) 第四十六條 第十三條第四項又は第三十二條第八項(第三十三條第六項(第四十條第八項において準用する場合を含む。)、第三十八條第二項及び第三十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認(第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。</p>
<p>件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該国共済法による長期給付等の種類に応じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。</p>	<p>第五節 不服申立てに関する特例等 (国共済法の規定による審査請求の特例) 第五十五條 第十四條第四項、第三十二條第八項(第三十三條第六項(第三十七條第八項において準用する場合を含む。)、第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。)又は第八十二條第八項(第八十三條第六項(第八十七條第六項において準用する場合を含む。)、第八十五條第二項及び第八十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認(国共済組合員期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。</p> <p>2 第四十七條第八項(第四十八條第六項(第五十二條第六項において準用する場合を含む。)、第五十條第二項及び第五十一條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第四十七條第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。</p>

(国共済法の規定による審査請求の手續の特例)

(国共済法の規定による審査請求の手續の特例)

<p>第四十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第五十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(財務大臣の権限)</p> <p>第四十八条 (略)</p>	<p>(財務大臣の権限)</p> <p>第五十七条 (略)</p>
<p>第九章 地方公務員等共済組合法関係</p> <p>第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例</p> <p>第四十九条 (略)</p>	<p>第九章 地方公務員等共済組合法関係</p> <p>第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例</p> <p>第五十八条 (略)</p> <p>2 地共済法の長期給付に関する規定は、前項の職員及び地共済法第四百四十条第一項に規定する公庫等職員（同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。）のうち、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p> <p>第二節 長期給付等に関する特例</p> <p>第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例</p> <p>(相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)</p> <p>第五十九条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び地方公務員共済組合（地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員である期間（以下「地共済組合員期間」という。）を有し、かつ、地共済法による長期給付、地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は地共済法による一時金（以下「地共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」と</p>

いう。)に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。)附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

六 地共済法附則第二十八条の十三第一項に規定する脱退一時金(第六十三条第一項において「脱退一時金」という。)

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は、適用しない。

(相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第六十条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る

	<p>場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。</p> <p>2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。</p>
	<p>(相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害に係る障害一時金の支給要件の特例)</p> <p>第六十一条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある公務によらない傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第六十八条第一項において「相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病」という。）による障害を有する者（その退職の日（地共済法第九十六条第一項に規定する退職の日をいう。第六十八条第一項において同じ。）において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、地共済法第九十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。</p>

(相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第六十二条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第六十九条第一項において同じ。)及び地共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」という。)である場合は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 相手国期間及び地共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が地共済法第九十九条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第六十三条 第五十九条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による長期給付等の額(脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の地共済組合員期間の月数が六月であるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。

一	地共済法の退職共済年金の加給
二	地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
三	地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算
四	脱退一時金
2	前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。
3	第五十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。
4	地方公務員共済組合の組合員であつて、第五十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。
5	地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第五十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員

期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(地共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第六十四条 第六十条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」という。)の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、地共済法第八十七条第五項の規定の例による障害認定日)の属する月後の期間を除く。)

ハ 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合、前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

三 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる地共済組合員期間の月数（地共済法第八十七条第一項第一号に規定する月数をいう。）を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合、イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 特例による障害共済年金に係る地共済法第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第六項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

- 5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
- 一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数（同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、同号イ及びハに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率）
 - 二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率
- 6 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。
- 7 第一項及び第二項の規定は第六十一条の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条（後段を除く。）の規定による金額について、第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。
- 8 第一項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、厚生労働大臣（当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところによる。

(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第六十五条 第六十二条の規定により支給する遺族共済年金及び特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族共済年金(以下この条及び第七十一条において「特例による遺族共済年金」という。)の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

イ 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

ハ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数

を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる地共済組合員期間の月数（地共済法第九十九条の二第一項第一号イに規定する月数をいう。）を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

4 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数（同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、同号イ及びハに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事

<p>5 由となった死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率</p> <p>5 第十七条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、それぞれ準用する。</p> <p>6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。</p>	<p>(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)</p> <p>第六十六条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例</p> <p>(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に関する特例)</p> <p>第六十七条 障害認定日が発効日前にある傷病(相手国期間中に初診日のある傷病に限る。)による障害を有する者(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害</p>

	<p>共済年金を支給する。</p> <p>2 第六十四条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第六十四条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第六十四条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。</p> <p>3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。</p> <p>4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。</p>
	<p>第六十八条 退職の日が発効日前である者であつて、相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有するもの（当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。）が、当該退職の日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法第九十六条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。</p> <p>2 第六十四条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条（後段を除く。）の</p>

規定による金額について、第六十四条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

(発効日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する特例)

第六十九条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 相手国期間中に死亡した者であるとき。

二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前号に該当するときは除く。)

三 第五十九条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 地共済法第二十一条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十六条の五の規定は、前項の場合において準用する。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号

にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第五十九条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、地共済法第九十九条の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による額 第六十五条第一項、第二項及び第六項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第六十五条第三項、第四項及び第六項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第六十三条第一項及

<p>8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。</p>	<p>7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。</p> <p>7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。</p> <p>8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。</p>	<p>四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条</p> <p>五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項及び第二項</p> <p>7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。</p> <p>8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。</p> <p>第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例</p> <p>(二以上の相手国期間を有する者に係る地共済法による長期給付等の支給要件等に関する特例)</p> <p>第七十条 地共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。</p> <p>(二以上の相手国期間を有する者に係る地共済法による長期給付等の額)</p> <p>第七十一条 前二節の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、当該地共済法による長期給付等の受給権者(特例による遺族共済年金又はこれに加算する地共済法の遺族共済年金の中</p>

第二節 不服申立てに関する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)

第五十条 第十三条第四項又は第三十二条第八項(第三十三条第六項(第四十条第八項において準用する場合を含む。)、第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。)
の規定による確認(第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。)
に関する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

第五節 不服申立てに関する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)

高齡寡婦加算若しくは地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算にあつては、当該特例による遺族共済年金又は当該地共済法の遺族共済年金の中高齡寡婦加算若しくは地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の給付事由となつた死亡に係る者)が二以上の相手国期間(前二節の規定を適用するものとした場合に当該地共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該地共済法による長期給付等の種類に同じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。

第七十二条 第十四条第四項、第三十二条第八項(第三十三条第六項(第三十七条第八項において準用する場合を含む。)、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)
又は第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項において準用する場合を含む。)、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。)
の規定による確認(地共済組合員期間に係るものに限る。)
に関する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九条第六項において準用する場合を含む。))、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。
(の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第六十四条第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に

	<p>基づく地共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。</p>
<p>(地共済法の規定による審査請求のの特例) 第五十一条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>(地共済法の規定による審査請求のの特例) 第七十三条 (略) 2・3 (略)</p>
<p>(主務大臣の権限) 第五十二条 (略)</p>	<p>(主務大臣の権限) 第七十四条 (略)</p>
<p>(地方公務員共済組合連合会の事業) 第五十三条 (略)</p>	<p>(地方公務員共済組合連合会の事業) 第七十五条 (略)</p>
<p>第十章 私立学校教職員共済法関係 第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例 第五十四条 私立学校教職員共済法（以下「私学共済法」という。）の短期給付に関する規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。 一 日本国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（第三号及び第四号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。） 二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除き、政令で</p>	<p>第十章 私立学校教職員共済法関係 第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例 第七十六条 私立学校教職員共済法（以下「私学共済法」という。）の短期給付に関する規定は、教職員等（私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。次項において同じ。）のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。 一 日本国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（第三号及び第四号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。） 二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除き、政令で定め</p>

定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）

四 第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としないうこととされた者

2| 前項の規定により私学共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者は、私学共済法第十四条の規定にかかわらず、私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（次項において「私学共済制度の加入者」という。）にならないものとする。

3| 第一項の規定により私学共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、私学共済法第四条第一項に規定する共済規程で定める。

る社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）

四 第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としないうこととされた者

2| 私学共済法の長期給付に関する規定は、教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）

二 相手国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号及び第四号に掲げる者を除く。）

三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除く。）

四 前項第四号に掲げる者

3| 前二項の規定により私学共済法の短期給付及び長期給付に関する規定を適用しないこととされた者は、私学共済法第十四条の規定にかかわらず、私学共済制度の加入者にならないものとする。

4| 次に掲げる者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、それぞれ、政令で定める範囲内において、私学共済法第四条第一項に規定する共済規程で定める。

一 第一項の規定により私学共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

二 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を

適用しないこととされた私学共済制度の加入者

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第七十七条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び私学共済法第十七条第一項に規定する加入者期間（以下「私学共済加入者期間」という。）を有し、かつ、私学共済法による長期給付、私学共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は私学共済法による一時金（以下「私学共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 私学共済法第二十五条において準用する国共済法（以下この章において「準用国共済法」という。）第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「私学共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 準用国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の中

高齢寡婦加算」という。）

五 私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。）

六 準用国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金（第八十一条第一項において「脱退一時金」という。）

2 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

（相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例）

第七十八条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

（相手国期間中に初診日のある職務によらない傷病による障害に係る障害一時金の支給要件の特例）

第七十九条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある職務によらない傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第八十六条第一項において「相手国期間中に初診日のある職務によらない傷病」という。）による障害を有する者（その退職の日（準用国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。第八十六条第一項において同じ。）において準用国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、準用国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

（相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給要件の特例）

第八十条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この条及び第八十七条第一項において同じ。）及び私学共済加入者期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 | 相手国期間及び私学共済加入者期間を有する者が、相手国期

間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同項は、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第八十一条 第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額（脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の私学共済加入者期間の月数が六月であるものとして算定した額）に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給

二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金

の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4| 私学共済制度の加入者であつて、第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（準用国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5| 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

（私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例）

第八十二条 第七十八条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」という。）の準用国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるもの

の月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額」とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、準用国共済法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日）の属する月後の期間を除く。）

ハ 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

- 三 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる私学共済加入者期間の月数（準用国共済法第八十二条第一項第一号に規定する月数をいう。）を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率
- イ 第一号イに掲げる期間の月数
- ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数
- 3 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。
- 4 特例による障害共済年金に係る準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第六項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。）の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。
- 5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
- 一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数（同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、同号イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率
- 二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給

<p>権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率</p>	<p>6 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。</p>	<p>7 第一項及び第二項の規定は第七十九条の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による金額について、第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。</p>	<p>8 第一項若しくは第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、厚生労働大臣（当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合）の確認を受けたところによる。</p>	<p>（私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例） 第八十三条 第八十条の規定により支給する遺族共済年金及び特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族共済年金（以下この条及び第八十九条において「特例による遺族共済年金」という。）の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額（特例による遺族共</p>
---	---	--	--	--

濟年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

イ 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）

ハ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる私学共済加入者期間の月数（準用国共済法第八十九条第一

項第一号イに規定する月数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3| 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十条又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

4| 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、同号イ及びロに掲げる期間の月数)を合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

5| 第十七条の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額に

<p>6 ついて、第十七条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、それぞれ準用する。</p> <p>6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。</p>	<p>第八十四条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者については、政令で定める。</p> <p>第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例</p> <p>(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する特例)</p> <p>第八十五条 障害認定日が発効日前にある傷病(相手国期間中に初診日のある傷病に限る。)による障害を有する者(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により準用国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。</p>	<p>2 第八十二条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(</p>

後段を除く。)の規定による金額について、第八十二条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第八十二条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。

3| 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4| 第一項の規定による障害共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

(発効日前の退職の日において障害の状態にある者の私学共済法による障害一時金の支給に関する特例)

第八十六条 退職の日が発効日前である者であつて、相手国期間中に初診日のある職務によらない傷病による障害を有するもの(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該退職の日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により準用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において準用国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

2| 第八十二条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第八十二条第三項、第

五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

(発効日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する特例)

第八十七条 私学共済制度の加入者であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合を除く。)
〔は、その者の遺族に、準用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において準用国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。〕

一 相手国期間中に死亡した者であるとき。

二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前号に該当するときを除く。)

三 第七十七条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 準用国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三條、第四十四條並びに第七十四條の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であ

つた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第七十七条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による額 第八十三条第一項、第二項及び第六項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第

	<p>八十三条第三項、第四項及び第六項</p> <p>三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第八十一条第一項及び第二項</p> <p>四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条</p> <p>五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項及び第二項</p> <p>7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。</p> <p>8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。</p> <p>第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例</p> <p>(二以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等の支給要件等に関する特例)</p> <p>第八十八条 私学共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。</p>

<p>（二以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等の額）</p> <p>第八十九条 前二節の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、当該私学共済法による長期給付等の受給権者（特例による遺族共済年金又はこれに加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算にあつては、当該特例による遺族共済年金又は当該私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の給付事由となつた死亡に係る者）が二以上の相手国期間（前二節の規定を適用するものとした場合に当該私学共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。）を有しているときは、当該私学共済法による長期給付等の種類に依り、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。</p>	<p>第二節 不服申立てに関する特例等</p> <p>（私学共済法の規定による審査請求の特例）</p> <p>第五十五条 第十三条第四項又は第三十二条第八項（第三十三条第六項（第四十条第八項において準用する場合を含む。）、第三十八条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認（第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。</p>
<p>（私学共済法の規定による審査請求の特例）</p> <p>第九十条 第十四条第四項、第三十二条第八項（第三十三条第六項（第三十七条第八項において準用する場合を含む。）、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第八項（第四十八条第六項（第五十二条第六項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第八項（第六十五条第六項（第六十九条第六項において準用</p>	<p>第五節 不服申立てに関する特例等</p> <p>（私学共済法の規定による審査請求の特例）</p> <p>第九十条 第十四条第四項、第三十二条第八項（第三十三条第六項（第三十七条第八項において準用する場合を含む。）、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第八項（第四十八条第六項（第五十二条第六項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第八項（第六十五条第六項（第六十九条第六項において準用</p>

	<p>する場合を含む。)、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認(私学共済加入者期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。</p> <p>2 第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項において準用する場合を含む。)、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第八十二条第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。</p>
<p>(私学共済法の規定による審査請求のの特例) 第五十六条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>(私学共済法の規定による審査請求の特例) 第九十一条 (略) 2・3 (略)</p>
<p>(文部科学大臣の権限) 第五十七条 (略)</p>	<p>(文部科学大臣の権限) 第九十二条 (略)</p>
	<p>第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整 第一節 二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る給付の支給の調整 (老齢給付の加給の支給の調整) 第九十三条 第二十七条、第四十二条第一項、第五十九条第一項又は第七十七条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職</p>

共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給（以下この条において「老齢給付の加給」という。）の支給を受けることができる者については、国共済法第七十九条第七項（私学共済法第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び地共済法第八十一条第八項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

（二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給の調整）

第九十四条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章（第四項及び第九十七条第二項を除く。）において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（当該初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者に限る。）は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金

被保険者等であつた期間を有するもの（当該障害認定日がある期間中にある障害に係る者に限るものとし、前項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。）は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。

3 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。）は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。

4 前三項の規定は、相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第九十七条第二項において同じ。）による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日又は

第四十四条、第六十一条若しくは第七十九条に規定する退職の日（以下「障害認定日等」という。）において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するものの障害手当金又は障害一時金の支給について準用する。この場合において、第一項中「以下この章（第四項及び第九十七条第二項を除く。）」とあるのは「次項及び第三項」と、「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害認定日等」と、「年金たる給付の」とあるのは「障害手当金又は障害一時金（以下この条において「障害手当金等」という。）の」と、「当該年金たる給付」とあるのは「当該障害手当金等」と、「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」と、「第二項中「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害認定日等」と、「障害認定日」とあるのは「障害手当金等」と、「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」と、「前項中「障害認定日」とあるのは「次項に規定する障害認定日等」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「障害認定日前」とあるのは「障害認定日等前」と、「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」と読み替えるものとする。

（二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給の調整）

第九十五条 相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に

係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（当該死亡した日がその一の期間中にある者に限る。）は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第三十条第三項、第四十五条第二項、第六十二条第二項又は第八十条第二項の規定を適用する。

2

相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。

）中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当する者として政令で定める者とする。第十九条第一項において「相手国期間中に死亡した者」という。）又は相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者がある場合における当該死亡に係る者を除く。）は、当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第三十条第二項及び第三項、第四十五条、第六十二条又は第八十条の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつても、同様とする。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)

第九十六条 第二十七条、第四十二条第一項、第五十九条第一項又は第七十七条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算(以下この項及び第九十九条第一項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、国共済法第九十三条第二項(私学共済法第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。)及び地共済法第九十九条の六第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の間、その間の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者は、昭和六十一年国共済改正法附則第二十八条第五項(私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支

2 第二十七条、第四十二条第一項、第五十九条第一項又は第七十七条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算(以下この項及び第九十九条第二項において「遺族給付の経過的寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、昭和六十一年国共済改正法附則第二十八条第五項(私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支

給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過的寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。

第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整
(発効日前に障害認定日又は障害程度を認定すべき日がある場合における二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚生年金及び障害手当金の支給の調整)

第九十七条 障害認定日が発効日前にある傷病(当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である場合に限る。)に係る初診日において相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)を有し、被用者年金被保険者等でない者が、当該障害認定日において、当該傷病により当該傷病に係る障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十四条第一項から第三項までの規定中「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは、「第三十五条、第五十条、第六十七条又は第八十五条」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 障害程度を認定すべき日又は第四十四条、第六十一条若しくは第七十九条に規定する退職の日(以下この項において「障害程度を認定すべき日等」という。)が発効日前にある傷病(当該傷病が相手国期間中に初診日のある傷病である場合に限る。)に係る初診日において相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。)を有し、被用者年金被保険者等でない

者が、当該障害程度を認定すべき日等において当該傷病により当該傷病に係る障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金又は障害一時金の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、当該障害に係る障害認定日等において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するときは、第九十四条第四項において読み替えて準用する同条第一項から第三項までの規定中「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」とあるのは、「第三十六条、第五十一条、第六十八条又は第八十六条」と読み替えてこれらの規定を準用する。

(発効日前の死亡した日に二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給の調整)

第九十八条 被用者年金被保険者等でない者（相手国期間中に死亡した者に限る。）が発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するときは、第九十五条第二項中「第三十条第二項及び第三項、第四十五条、第六十二条又は第八十条」とあるのは、「第三十七条、第五十二条、第六十九条又は第八十七条」と読み替えて同項の規定を準用する。

2 被用者年金被保険者等でない者（相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者に限る。）が発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するときは、第九十五条中「第三十条第三項、第四十五条第二項、第六十二条第二項又は第八十条第二項」とあり、及び「第三十条第二項及び第三項、第四十五条、第六十二条又は第八十条」とあるのは「第三十七条、第五十二

		<p>条、第六十九条又は第八十七条」と読み替えて同条の規定を準用する。</p> <p>(発効日前の死亡の場合における遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)</p> <p>第九十九条 第九十六条第一項の規定は、第三十七条第七項、第五十二条第五項、第六十九条第五項又は第八十七条第五項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。</p> <p>2 第九十六条第二項の規定は、第三十七条第七項、第五十二条第五項、第六十九条第五項又は第八十七条第五項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。</p>
<p>第十一章 雑則</p> <p>(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)</p> <p>第五十八条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五十二条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。次条において同じ。)の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 厚生年金保険法第九十一条第一項</p> <p>五 (略)</p>	<p>第十二章 雑則</p> <p>(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)</p> <p>第一百条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五十二条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るものを除き、政令で定めるものに限る。次条において同じ。)の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 厚生年金保険法第九十一条</p> <p>五 (略)</p>	

<p>2・3 (略)</p>	<p>(相手国法令による申請等)</p> <p>第五十九条 相手国法令において相手国実施機関等に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「相手国法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該相手国法令による申請等に係る文書を日本国実施機関等(厚生労働大臣、日本年金機構(以下「機構」という。)、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(法律によつて組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいい、国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関等が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を当該相手国実施機関等に送付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>	<p>(相手国法令による申請等)</p> <p>第一百一条 相手国法令において相手国実施機関等に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「相手国法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該相手国法令による申請等に係る文書を日本国実施機関等(厚生労働大臣、日本年金機構(以下「機構」という。)、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関等が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を当該相手国実施機関等に送付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(情報の提供等)</p> <p>第六十条 日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(以下この条において「日本側保有機関」という。)は、公的年金に関する法律並びに医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(以下この項において「日本側適用法令」という。)の被保険者若しくは被保険者であった者、組合員若しくは組合員であった者、加入者若しくは加入者であった者又は公的年金に関する法律による給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この条において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る社会保障協定の規定の実施に</p>	<p>(情報の提供等)</p> <p>第一百二条 日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(以下この条において「日本側保有機関」という。)は、公的年金各法並びに医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(以下この項において「日本側適用法令」という。)の被保険者若しくは被保険者であった者、組合員若しくは組合員であった者、加入者若しくは加入者であった者又は公的年金各法による給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この条において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る社会保障協定の規定の実施に必要な限度において、社会保障協定に規</p>		

<p>必要な限度において、社会保障協定に規定する相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等（以下この条において「相手国側保有機関」という。）に対して提供することができる。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>定する相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等（以下この条において「相手国側保有機関」という。）に対して提供することができる。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(戸籍事項の無料証明) 第六十一条 (略)</p>	<p>(戸籍事項の無料証明) 第百三条 (略)</p>
<p>(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任) 第六十二条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第四十条第三項の規定による申出の受理</p>	<p>(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任) 第百三条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第三十七条第三項の規定による申出の受理</p> <p>四 第四十七条第八項(第四十八条第六項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認</p> <p>五 第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九条第六項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認</p> <p>六 第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項において準用する場合を含む。)、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認</p>
<p>2 (略)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限</p>	<p>2 (略)</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限</p>
<p>(機構への事務の委託) 第六十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(機構への事務の委託) 第百三条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(経過措置)</p>	<p>(経過措置)</p>

<p>第六十四条 (略)</p>	<p>第四百四条 (略)</p>
<p>(実施命令) 第六十五条 (略)</p>	<p>(実施命令) 第六十五条 (略)</p>
<p>(政令への委任) 第六十六条 前各条に規定するもののほか、公的年金に関する法律による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の社会保障協定及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(政令への委任) 第六十六条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の社会保障協定及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>附則 (昭和六十一年四月一日において六十歳以上である者の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置) 第五条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 年法律第 号）附則第〇条の規定による改正前の国民年金法 第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者であった期間を有し、かつ、大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて政令で定めるものが発効日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>附則 (昭和六十一年四月一日において六十歳以上である者の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置) 第五条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金被保険者等であった期間を有し、かつ、大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて政令で定めるものが発効日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例) 第六条 第十条第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第</p>	<p>(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例) 第六条 第十一条第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第</p>

<p>三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（次条、附則第八条及び第十八条において「旧国民年金法」という。）による通算老齢年金について準用する。</p>	<p>三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（次条、附則第八条及び第二十九条の二において「旧国民年金法」という。）による通算老齢年金について準用する。</p>
<p>（二以上の相手国期間を有する者に係る厚生年金保険法による保険給付等に関する特例） 第十三条 第七章第五節の規定は、附則第九条から前条までの規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等及び旧厚生年金保険法による保険給付について準用する。</p>	<p>（二以上の相手国期間を有する者に係る厚生年金保険法による保険給付等に関する特例） 第十三条 第七章第四節の規定は、附則第九条から前条までの規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等及び旧厚生年金保険法による保険給付について準用する。</p>
<p>（二以上の相手国期間を有する者に係る旧船員保険法による保険給付に関する特例） 第十六条 第七章第五節の規定は、前二条の規定により支給する旧船員保険法による保険給付について準用する。</p>	<p>（二以上の相手国期間を有する者に係る旧船員保険法による保険給付に関する特例） 第十六条 第七章第四節の規定は、前二条の規定により支給する旧船員保険法による保険給付について準用する。</p>
<p>（削る）</p>	<p>（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置） 第十八条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害（相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
	<p>（昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置） 第十九条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを</p>

除く。)及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国共済法の旧脱退一時金等の支給)

第二十条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。)及び昭和六十一年四月一日前の国共済組合員期間を有し、かつ、昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものをその者の国共済組合員期間に算入して昭和六十年国共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の規定を適用したとするならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第四十二条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第四十六条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

(二以上の相手国期間を有する者に係る国共済法による長期給付等に関する特例)

第二十一条 第八章第四節の規定は、前三条の規定により支給する国共済法による長期給付等について準用する。

<p>(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に 係る地共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)</p> <p>第二十二條 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年 四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障 害(相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除 く。))及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)</p> <p>に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年 金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し 必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る地共済法による遺族共 済年金の支給に関する経過措置)</p> <p>第二十三條 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの を除く。))及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四 月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金 の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政 令で定める。</p>	<p>(地共済法の旧脱退一時金等の支給)</p> <p>第二十四條 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの を除く。以下この項において同じ。))及び昭和六十一年四月一 日前の地共済組合員期間を有し、かつ、昭和六十年地共済改正 法附則第四十二條の規定によりなお従前の例によることとされ る脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を 満たさない者については、その者の相手国期間であつて政令で 定めるものをその者の地共済組合員期間に算入して昭和六十年 地共済改正法第一條の規定による改正前の地方公務員等共済組</p>

合法の規定を適用したとするならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第五十九条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第六十三条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

(二以上の相手国期間を有する者に係る地共済法による長期給付等に関する特例)

第二十五条 第九章第四節の規定は、前三条の規定により支給する地共済法による長期給付等について準用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私学共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)

第二十六条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものを除く。))及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る。)(に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十七条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。）及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（私学共済法の旧脱退一時金等の支給）

第二十八条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び昭和六十一年四月一日前の私学共済加入者期間を有し、かつ、私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものをその者の私学共済加入者期間に算入して私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定を適用したとするならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第七十七条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第八十一条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

（二以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期

(旧国民年金法等による補完的給付等に該当する加算の制限)
第十八条 附則第六条、第七条、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条の規定により支給する旧国民年金法による通算老齢年金その他の政令で定める給付の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第五項その他の政令で定める規定にかかわらず、補完的給付等に該当する加算がないものとして計算した額とする。

(削る)

給付等に関する特例)
第二十九条 第十章第四節の規定は、前三条の規定により支給する私学共済法による長期給付等について準用する。

(旧国民年金法等による補完的給付等に該当する加算の制限)
第二十九条の二 附則第六条、第七条、第十一条、第十二条、第十四条及び第十五条の規定により支給する旧国民年金法による通算老齢年金その他の政令で定める給付の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第五項その他の政令で定める規定にかかわらず、補完的給付等に該当する加算がないものとして計算した額とする。

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)
第三十条 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項ただし書中「に係る障害程度を認定すべき日」を「に係る障害認定日」に改める。

第二十一条第三項中「に係る障害程度を認定すべき日」を「に係る障害認定日」に、「当該障害程度を認定すべき日」を「当該障害に係る障害程度を認定すべき日」に改める。

第六十七条第四項中「障害程度を認定すべき日」を「障害認定日」に、「日(以下)」を「日(附則第三十六条第二項において)」に改める。

附則第十条第一項各号列記以外の部分中「厚生年金保険の」を「当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の」に改める。

附則第三十六条第二項中「障害程度を認定すべき日等が」を「障害程度を認定すべき日又は第三十一条第三項、第四十三条第三項若しくは第五十六条第三項に規定する退職の日(以下この項において「障害

程度を認定すべき日等」という。)が「に」、「二以上の」を「当該障害に係る障害認定日等において二以上の」に改める。

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三十一条 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項ただし書中「に係る障害程度を認定すべき日」を「に係る障害認定日」に改める。

第二十条第三項中「に係る障害程度を認定すべき日」を「に係る障害認定日」に、「当該障害程度を認定すべき日」を「当該障害に係る障害程度を認定すべき日」に改める。

第六十六条第四項中「障害程度を認定すべき日」を「障害認定日」に、「日(以下)」を「日(附則第三十六条第二項において)」に改める。

附則第十条第一項各号列記以外の部分中「厚生年金保険の」を「当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の」に改める。

附則第三十六条第二項中「障害程度を認定すべき日等が」を「障害程度を認定すべき日又は第三十条第三項、第四十二条第三項若しくは第五十五条第三項に規定する退職の日(以下この項において「障害程度を認定すべき日等」という。)が」に、「二以上の」を「当該障害に係る障害認定日等において二以上の」に改める。

(他の法律の廃止)

第三十二条 次に掲げる法律は、廃止する

一 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)

二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルラ

(他の法律の廃止)

第十九条 次に掲げる法律は、廃止する

一 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)

二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルラ

<p>ランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）</p> <p>三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第二百二十六号）</p> <p>四 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第二百十七号）</p> <p>五 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律</p> <p>六 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律</p> <p>七 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十八年法律第七十二号）</p>	<p>（前条の規定による法律の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第二十条 前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる法律又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基づく命令の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。</p>	<p>ンド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十二年法律第八十三号）</p> <p>三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第二百二十六号）</p> <p>四 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第二百十七号）</p> <p>五 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律</p> <p>六 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律</p> <p>七 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十八年法律第七十二号）</p>	<p>（前条の規定による法律の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第三十三条 前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる法律又はこれらに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基づく命令の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。</p>
<p>第二十一条 附則第十九条の規定による廃止前の同条第一号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる法律の規定により支給する公的年金に関する法律による給付及び当該給付に加算する額に相当する部分（以下この条において「公的年金に関する法律による給付等」という。）は、この法律中の相当する規定により支給する公的年金に関する法律による給付等とみなして、この法律の規定を適用する。</p>	<p>第三十四条 附則第三十二条の規定による廃止前の同条第一号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる法律の規定により支給する公的年金各法による給付及び当該給付に加算する額に相当する部分（以下この条において「公的年金各法による給付等」という。）は、この法律中の相当する規定により支給する公的年金各法による給付等とみなして、この法律の規定を適用する。</p>		

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い
必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必
要な経過措置は、政令で定める。

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券
- 五 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）
- 六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券
- 八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 九 株券又は新株予約権証券
- 十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- 十二 貸付信託の受益証券
- 十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
- 十四 信託法（平成十八年法律第百八号）に規定する受益証券発行信託の受益証券
- 十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- 十六 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券
- 十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証券で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証券の性質を有するもの（次号に掲げるものを除く。）
- 十八 外国の者の発行する証券又は証券で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
- 十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものを除く。）に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表示する証券又は証券
- 二十 前各号に掲げる証券又は証券の預託を受けた者が当該証券又は証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証券で、当該預託を受

けた証券又は証書に係る権利を表示するもの

二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

2 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権法（平成十九年法律第百二二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）

二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）

三 合名会社若しくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権

四 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの

五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出をした金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利

ロ 出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）

ハ 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第五条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第

二百四十二号) 第十一条第一項第十一号、第九十三條第一項第六号の二若しくは第一百條の二第一項第一号に規定する事業を行う同法第二条に規定する組合と締結した共済契約、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号) 第九条の二第七項に規定する共済事業を行う同法第三条に規定する組合と締結した共済契約又は不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号) 第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約(同条第七項に規定する特例事業者と締結したものを除く。)に基づく権利(イ及びロに掲げる権利を除く。)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利

六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの

七 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

3 この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(これに類するものとして内閣府令で定めるもの(次項において「取得勧誘類似行為」という。))を含む。以下「取得勧誘」という。)のうち、当該取得勧誘が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利若しくは特定電子記録債権(次項及び第六項、次条第四項及び第五項並びに第二十三條の十三第四項において「第一項有価証券」という。))に係るものである場合にあつては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(次項、次条第四項及び第五項並びに第二十三條の十三第四項において「第二項有価証券」という。))に係るものである場合にあつては第三号に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、取得勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者(適格機関投資家(有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。))が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)を相手方として行う場合として政令で定める場合(特定投資家のみを相手方とする場合を除く。)

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するとき(イに掲げる場合を除く。)
(1) 当該取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等(第三十四條に規定する金融商品取引業者等をいう。次項、第四条第一項第四号及び第三項、第二十七條の三十二の二並びに第二十七條の三十四の二において同じ。))が顧客からの委託により又は自己のために当該取得勧誘を行うこと。

(2) 当該有価証券がその取得者から特定投資家等(特定投資家又は非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) 第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。))をいう。以下同じ。))以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。

- ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合
- 三 その取得勧誘に応じることにより相当程度多数の者が当該取得勧誘に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合
- 4 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘（取得勧誘類似行為に該当するものその他内閣府令で定めるものを除く。以下「売付け勧誘等」という。）のうち、当該売付け勧誘等が第一項有価証券に係るものである場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。
- 一 多数の者（適格機関投資家が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合を除く。）を相手方として行う場合として政令で定める場合（特定投資家のみを相手方とする場合を除く。）
- 二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合
- イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合
- ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するとき（イに掲げる場合を除く。）。
- （1） 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあっては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。
- （2） 当該有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該当すること。
- ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券と種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれが少ないものとして政令で定める場合
- 三 その売付け勧誘等に応じることにより相当程度多数の者が当該売付け勧誘等に係る有価証券を所有することとなる場合として政令で定める場合
- 5 この法律において、「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者）をいうものとし、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利で第二項の規定により有価証券とみなされるものについては、権利の種類ごとに内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。
- 6 この法律（第五章を除く。）において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（第一項有価証券に係る売付け勧誘等であつて、第四項第二号ロに掲げる場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。
- 一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること。
- 二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。
- 三 当該有価証券が新株予約権証券（これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。）である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。

以下この号において同じ。)を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。

7 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出書及び同条第十三項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書をいう。

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの及び銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関(以下「協同組織金融機関」という。))その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八号各号に掲げるものを除く。)のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。)、市場デリバティブ取引(金融商品(第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。))又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。))に係る市場デリバティブ取引(以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。))を除く。又は外国市場デリバティブ取引(有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。)

二 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。))又は代理(有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。)

三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

ロ 外国金融商品市場(取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。))における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

四 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。))若しくは代理(以下「店頭デリバティブ取引等」という。))

五 有価証券等清算取次ぎ

六 有価証券の引受け(有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際し、第六項各号に掲げるものいづれかを行うことをいう。))

七 有価証券(次に掲げるものに限る。))の募集又は私募

イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの

ロ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券

ハ 第一項第十六号に掲げる有価証券

ニ 第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ホ イ若しくはロに掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるものに表示されるべき権利であつて、第二項の規定により有価証券とみなされるもの

ヘ 第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利

ト イからへまでに掲げるもののほか、政令で定める有価証券

- 八 有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等
- 九 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- 十 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの（取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）以外において行うことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）
- イ 競売買の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）
- ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法
- ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法
- ニ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法
- 十一 当事者の一方が相手方に対して次に掲げるものに関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約（以下「投資顧問契約」という。）を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。
- イ 有価証券の価値等（有価証券の価値、有価証券関連オプション（金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十八条第八項第三号ハに掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号ハ若しくはニに掲げる取引に係る権利をいう。）の対価の額又は有価証券指標（有価証券の価格若しくは利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。）の動向をいう。）
- ロ 金融商品の価値等（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の動向をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべきデリバティブ取引の内容及び時期についての判断をいう。以下同じ。）
- 十二 次に掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。以下同じ。）を行うこと。
- イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人と締結する同法第百八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約
- ロ イに掲げるもののほか、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当

- 該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約（以下「投資一任契約」という。）
- 十三 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介
- 十四 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者から抛受を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと（第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。）
- 十五 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令で定める権利を有する者から出資又は抛受を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと（第十二号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。）
- イ 第一項第十四号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利
- ロ 第二項第一号又は第二号に掲げる権利
- ハ 第二項第五号又は第六号に掲げる権利
- 十六 その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭又は第一項各号に掲げる証券若しくは証書の預託を受けること（商品関連市場デリバティブ取引についての第二号、第三号又は第五号に掲げる行為を行う場合にあつては、これらの行為に関して、顧客から商品（第二十四項第三号の二に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）又は寄託された商品に関して発行された証券若しくは証書の預託を受けることを含む。）
- 十七 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと。
- 十八 前各号に掲げる行為に類するものとして政令で定める行為
- 9 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
- 10 この法律において「目論見書」とは、有価証券の募集若しくは売出し、第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）又は同条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）のために当該有価証券の発行者の事業その他の事項に関する説明を記載する文書であつて、相手方から交付の請求があつた場合に交付するものをいう。
- 11 この法律において「金融商品仲介業」とは、金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）又は登録金融機関（第三十三条の二の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて、次に掲げる行為（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務をいう。
- 一 有価証券の売買の媒介（第八項第十号に掲げるものを除く。）
- 二 第八項第三号に規定する媒介

- 三 第八項第九号に掲げる行為
- 四 第八項第十三号に規定する媒介
- 12 この法律において「金融商品仲介業者」とは、第六十六条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
- 13 この法律において「認可金融商品取引業協会」とは、第四章第一節第一款の規定に基づいて設立された者をいう。
- 14 この法律において「金融商品市場」とは、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う市場（商品関連市場デリバティブ取引のみを行うものを除く。）をいう。
- 15 この法律において「金融商品会員制法人」とは、金融商品市場の開設を目的として第五章第二節第一款の規定に基づいて設立された会員組織の社団をいう。
- 16 この法律において「金融商品取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社をいう。
- 17 この法律において「取引所金融商品市場」とは、金融商品取引所の開設する金融商品市場をいう。
- 18 この法律において「金融商品取引所持株会社」とは、取引所金融商品市場を開設する株式会社（以下「株式会社金融商品取引所」という。）を子会社（第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。）とする株式会社であつて、第六十六条の十第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けているものをいう。
- 19 この法律において「取引参加者」とは、第一百十二条第一項若しくは第二項又は第一百三十三条第一項若しくは第二項の規定による取引資格に基づき、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に参加できる者をいう。
- 20 この法律において「デリバティブ取引」とは、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。
- 21 この法律において「市場デリバティブ取引」とは、金融商品市場において、金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う次に掲げる取引をいう。
 - 一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつて金融商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引
 - 二 当事者があらかじめ金融指標として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引
 - 三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引
 - イ 金融商品の売買（第一号に掲げる取引を除く。）
 - ロ 前二号及び次号から第六号までに掲げる取引（前号又は第四号の二に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。）
- 四 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号及び第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等（利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）又は金融指標（金融商品（これらの号に掲げるものを除く。）の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。以下この号及び次項第五号において同じ。）の約定した期間における変化率に基づ

いて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号及び第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）

四の二 当事者が数量を定めた金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）について当事者の一方が相手方と取り決めた当該金融商品に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

五 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引（当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。）を移転することを約するものを含み、第二号から前号までに掲げるものを除く。）

イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの

ロ 当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの（イに掲げるものを除く。）

六 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

22 この法律において「店頭デリバティブ取引」とは、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う次に掲げる取引（その内容等を勘案し、公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品（第二十四項第三号の二及び第五号に掲げるものを除く。第三号及び第六号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差

金の授受によつて決済することができる取引

二 約定数値（第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）と現実数値（これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

イ 金融商品の売買（第一号に掲げる取引を除く。）

ロ 前二号及び第五号から第七号までに掲げる取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標（第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係るものを除く。）としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

五 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品（第二十四項第三号、第三号の二及び第五号に掲げるものを除く。）の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商品（こ

これらの号に掲げるものを除く。)の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品(同項第三号の二及び第五号に掲げるものを除く。))を授受することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引

六 当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品、金融商品に係る権利又は金銭債権(金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。))を移転することを約するものを含み、第二号から前号までに掲げるものを除く。)又はこれに類似する取引

イ 法人の信用状態に係る事由その他これに類似するものとして政令で定めるもの

ロ 当事者とその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるもの(イに掲げるものを除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

23 この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、外国金融商品市場において行う取引であつて、市場デリバティブ取引と類似の取引(金融商品(次項第三号の二に掲げるものに限る。))又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。)に係るものを除く。)をいう。

24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 有価証券

二 預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書であつて政令で定めるもの(前号に掲げるものを除く。)

三 通貨

三の二 商品(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがなく、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)

四 前各号に掲げるもののほか、同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ取引(デリバティブ取引に類似する取引を含む。))について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの(商品先物取引法第二条第一項に規定する商品を除く。)

五 第一号若しくは第二号に掲げるもの又は前号に掲げるものうち内閣府令で定めるものについて、金融商品取引所が、市場デリバティブ取引を円滑化するため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物

25 この法律において「金融指標」とは、次に掲げるものをいう。

一 金融商品の価格又は金融商品(前項第三号及び第三号の二に掲げるものを除く。)の利率等

- 二 気象庁その他の者が発表する気象の観測の成果に係る数値
- 三 その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標（前号に掲げるものを除く。）又は社会経済の状況に関する統計の数値であつて、これらの指標又は数値に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数であつて、商品以外の物品の価格に基づいて算出されたものを除く。）
- 四 前三号に掲げるものに基づいて算出した数値
- 26 この法律において「外国金融商品取引所」とは、第百五十五条第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。
- 27 この法律において「有価証券等清算取次ぎ」とは、金融商品取引業者又は登録金融機関が金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託を受けてその計算において行う対象取引（次項に規定する「対象取引」をいう。以下この項において同じ。）であつて、対象取引に基づく債務を当該金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が第百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務を行う場合には、同項に規定する連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関に負担させることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
- 一 当該顧客が当該金融商品取引業者又は登録金融機関を代理して成立させるものであること。
- 二 当該顧客がその委託に際しあらかじめ当該対象取引に係る相手方その他内閣府令で定める事項を特定するものであること。
- 28 この法律において「金融商品債務引受業」とは、金融商品取引業者、登録金融機関又は証券金融会社（以下この項において「金融商品債務引受業対象業者」という。）を相手方として、金融商品債務引受業対象業者が行う対象取引（有価証券の売買若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。）又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として政令で定める取引をいう。）に基づく債務を、引受け、更改その他の方法により負担することを業として行うことをいう。
- 29 この法律において「金融商品取引清算機関」とは、第百五十六条の二又は第百五十六条の十九第一項の規定により内閣総理大臣の免許又は承認を受けて金融商品債務引受業を行う者をいい、「外国金融商品取引清算機関」とは、第百五十六条の二十の二の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品債務引受業を行う者をいう。
- 30 この法律において「証券金融会社」とは、第百五十六条の二十四の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。
- 31 この法律において「特定投資家」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 適格機関投資家
- 二 国
- 三 日本銀行
- 四 前三号に掲げるもののほか、第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人
- 32 この法律において「特定取引所金融商品市場」とは、第百十七条の二第一項の規定により同項に規定する一般投資家等買付けをすることが禁止されている取引所金融商品市場をいう。

- 33 この法律において「特定上場有価証券」とは、特定取引所金融商品市場のみに上場されている有価証券をいう。
- 34 この法律において「信用格付」とは、金融商品又は法人（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）の信用状態に関する評価（以下この項において「信用評価」という。）の結果について、記号又は数字（これらに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）を用いて表示した等級（主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものを除く。）をいう。
- 35 この法律において「信用格付業」とは、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為（行為の相手方の範囲その他行為の態様に照らして投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。）を業として行うことをいう。
- 36 この法律において「信用格付業者」とは、第六十六条の二十七の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。
- 37 この法律において「商品市場開設金融商品取引所」とは、第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けて商品先物取引（商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引をいう。以下同じ。）をするために必要な市場を開設する株式会社金融商品取引所をいう。
- 38 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所（商品先物取引法第二条第五項に規定する会員商品取引所をいう。）及び株式会社商品取引所（同条第六項に規定する株式会社商品取引所をいい、株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者に限る。）をいう。
- 39 この法律において「商品取引所持株式会社」とは、商品先物取引法第二条第十一項に規定する商品取引所持株式会社（金融商品取引所持株式会社に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として政令で定める者に限る。）をいう。
- 40 この法律において「特定金融指標」とは、金融指標であつて、当該金融指標に係るデリバティブ取引又は有価証券の取引の態様に照らして、その信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして内閣総理大臣が定めるものをいう。
- （平一八法六五・全改、平一六法八八（平一八法六六）・平一九法四七・平一九法七八・平一九法一〇二・平二〇法六五・平二一法五八・平二一法七四・平二二法三二・平二三法四九・平二四法八六・平二五法四五・平二五法五六・平二六法四四・一部改正）
- 第二十八条 この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
- 一 有価証券（第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）についての同条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為
 - 一の二 商品関連市場デリバティブ取引についての第二条第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為
 - 二 第二条第八項第四号に掲げる行為又は店頭デリバティブ取引についての同項第五号に掲げる行為
 - 三 次のイからハまでのいずれかに該当する行為
 - イ 有価証券の元引受けであつて、損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定めるもの
 - ロ 有価証券の元引受けであつて、イに掲げるもの以外のもの
 - ハ 第二条第八項第六号に掲げる行為であつて、有価証券の元引受け以外のもの
- 四 第二条第八項第十号に掲げる行為
 - 五 第二条第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為

- 2 この章において「第二種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
 - 一 第二条第八項第七号に掲げる行為
 - 二 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為
 - 三 第二条第八項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる行為（前項第一号、第一号の二若しくは第二号又は前号に掲げるものを除く。）
 - 四 第二条第八項第十八号に掲げる行為
- 3 この章において「投資助言・代理業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
 - 一 第二条第八項第十一号に掲げる行為
 - 二 第二条第八項第十三号に掲げる行為
- 4 この章において「投資運用業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、当該行為のいずれかを業として行うことを含むものとする。
 - 一 第二条第八項第十二号に掲げる行為
 - 二 第二条第八項第十四号に掲げる行為
 - 三 第二条第八項第十五号に掲げる行為
- 5 この章において「有価証券等管理業務」とは、第一種金融商品取引業に係る業務のうち、第一項第五号に掲げる行為に係る業務をいう。
- 6 この章において「投資助言業務」とは、投資助言・代理業に係る業務のうち、第三項第一号に掲げる行為に係る業務をいう。
- 7 この章において「有価証券の元引受け」とは、第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。次号及び第三号において同じ。）から取得すること。
 - 二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約をすること。
 - 三 当該有価証券が新株予約権証券（これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。以下この号において同じ。）である場合において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。以下この号において同じ。）を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。
- 8 この章において「有価証券関連業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
 - 一 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理
 - 二 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - 三 市場デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において有価証券（有価証券に係る第二条第二十四項第五号に掲げる標準物を含み、政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつて有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができるとする取引

ロ 当事者があらかじめ有価証券指標として約定する数値（以下この章において「有価証券約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指標の数値（以下この章において「有価証券現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

(1) 有価証券の売買

(2) イ、ロ、ニ及びホに掲げる取引（ロに掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。）

ニ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等又は有価証券指標（有価証券の利率等及びこれに基づいて算出した数値を除く。ニ及び次号ホにおいて同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは有価証券の利率等又は通貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は有価証券を授受することを約するものを含む。）

ホ イからニまでに掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

四 店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつて有価証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

ロ 有価証券約定数値と有価証券現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

(1) 有価証券の売買

(2) イ、ロ、ホ及びへに掲げる取引

ニ 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券指標としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該有価証券指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

ホ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは有価証券の利率等若しくは通貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に

相当する金銭又は有価証券を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引

へ イからホまでに掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

五 外国金融商品市場において行う取引であつて、第三号に掲げる取引と類似の取引

六 前三号に掲げる取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」という。）の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理又は

第三号若しくは前号に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理

七 第二条第八項第五号に掲げる行為であつて、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引その他政令で定める取引に係るもの

八 第二条第八項第六号、第八号又は第九号に掲げる行為

（平一八法六五・全改、平一九法九九・平二三法四九・平二四法八六・一部改正）

○貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）（抄）〔未施行なし〕

（貸金業の範囲からの除外）

第一条の二 法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。）

イ 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第五十二条の職員団体又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条の二の組合

ロ 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条の労働組合

二 次に掲げる法人（収益を目的とする事業として貸付けを行うものを除く。）

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）その他の特別の法律に基づき設立された法人

三 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者で金融庁長官の指定するもの

四 貸付けを業として行う商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品取引所の会員等（会員又は同条第十六項に規定する取引参加者をいう。以下この号において同じ。）たる法人であつて、かつ、当該商品取引所の他の会員等に対する貸付け以外の貸付け（法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。）を業として行わないもので金融庁長官の指定するもの

五 コール資金の貸付けを行う投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人

六 貸付けを業として行う会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる他の会社等に対する貸付け（ロに掲げる他の会社等に対する貸付けにあつては、当該他の会社等の総株主又は総出資者の共同の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けとして内閣府令で定めるものに限る。）以外の貸付け（法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。）を業として行わないもの

イ 当該会社等を含む同一の会社等の集団（一の会社等及び当該会社等の子会社等（会社等がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する会社等その他の当該会社等がその経営を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいう。）の集団をいう。）に属する他の会社等

ロ 当該会社等（当該他の会社等の総株主又は総出資者の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数以上の議決権を保有するものに限る。）を含む二以上の会社等が共同で営利を目的とする事業を営むための契約に基づき当該他の会社等の経営を共同して支配している場合における当該他の会社等

（平一〇政一八四・平一〇政三六九・平一〇政三九三・平一二政三〇三・平一二政四八二・平一六政二五九・平一九政二三三・一部改正、平一九政三二九・旧第一条繰下・一部改正、平二二政一九六・平二六政七〇・一部改正）

○私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）〔平成二十四年一元化法の改正前〕

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第九十六条及び第九十七条第四項を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第八項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準報酬」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）</p>	<p>組合員</p>	<p>加入者（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。）</p>
<p>第二条第一項第四号</p>	<p>職員が</p>	<p>教職員等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）</p>
<p></p>	<p>職員で</p>	<p>教職員等で</p>
<p></p>	<p>職員と</p>	<p>教職員等と</p>
<p>第四十一条第一項</p>	<p>組合（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第</p>	<p>日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）</p>

第四十七條第二項	百六條、第百十四條及び第百十八條において同じ。）	第五十五條第一項第三号に掲げる保険医療機関	学校法人等（私立学校教職員共済法第十四條第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五條第一項第三号に掲げる保険医療機関
第五十二條の二	又は健康保険法 その保険医又は主治の医師 前二條	第四十二條第一項 特定長期入院組合員 組合又は連合会 組合員（地方の組合 組合員及び私学共済制度の加入者 組合員の 組合が 運営規則	若しくは健康保険法 その学校法人等、保険医又は主治の医師 私立学校教職員共済法第二十條第一項及び第三項 同法第二十二條第一項 特定長期入院加入者 事業団 加入者（他の法律に基づく共済組合 組合員 加入者の 事業団が 共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五條第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。） 給与 共済運営規則 特定長期入院加入者
第五十五條第二項	報酬 運営規則	特定長期入院組合員	他の法律に基づく共済組合 組合員
第五十五條第三項	運営規則	地方の組合 組合員、私学共済制度の加入者 被保険者を含む	被保険者をいう
第五十五條の三第一項及び第五十五條の四第一項	地方の組合 組合員、私学共済制度の加入者 被保険者を含む	地方の組合 組合員、私学共済制度の加入者 被保険者を含む	他の法律に基づく共済組合 組合員
第五十九條第三項第二号	地方の組合 組合員、私学共済制度の加入者 被保険者を含む	地方の組合 組合員、私学共済制度の加入者 被保険者を含む	他の法律に基づく共済組合 組合員

第六十条第二項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養給付
第六十一条第二項	、組合員 組合員で	、加入者 加入者で
第六十三条第四項	国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による葬祭給付
第六十四条	組合員で	加入者で
第六十六条第一項	第六十八条の三	第六十八条
第六十六条第三項	三分の二	百分の八十
第六十六条第六項	組合員で	加入者で
第六十六条第十二項	地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法 国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する補償	国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号） 労働者災害補償保険法の規定による休業給付又は傷病年金の支給
第六十七条第一項	三分の二	百分の八十
第六十七条第二項	組合員で	加入者で
第六十八条	百分の五十	百分の六十
第六十九条	運営規則 、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金	共済運営規則 又は休業手当金
第七十三条の二第一項	報酬 当金 報 第百条の二	給与 私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第三項
第七十四条第一項第一号	第百条の二の二 地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当	第五項 他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び

									するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。））、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で	
	第七十四条第一項第二号								地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
	第七十四条第一項第二号								地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
	第七十四条第二項								私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
	第七十四条第四項								地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
	第七十六条第一項各号列記以外の部分								組合員期間	加入者期間（私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）
	第七十八条の二第一項								地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。））、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
	第七十八条の二第四項								次条第二項	私立学校教職員共済法第二十五条の二第一項の規定により読み替えられた次条第二項
	第七十九条第二項								総報酬月額相当額	総給与月額相当額
	第七十九条第六項								地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合が支給する
	第七十九条第七項								厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による老齢厚生年金又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金のうち、第七十

第八十条第一項	その間、第七十八条第一項 私学共済制度の加入者 若しくは私立学校教職員共済法第二十五条の三 第一項に規定する特定教職員等又は 総報酬月額相当額 地方の組合 議長又は日本私立学校振興・共済事業団	八条第一項の規定に相当するこれらの法律の 規定により加給年金額が加算されたもの その間、同項 他の法律に基づき共済組合の組合員 又は 総給与月額相当額 連合会又は地方の組合 議長
第八十二条第二項	通勤	通勤（労働者災害補償保険法第七条第一項第 二号の通勤をいう。）
第八十七条第二項	総報酬月額相当額	総給与月額相当額
第八十七条の四	国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年 金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する 補償が支給されることとなつたときは、これら が支給される間	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号） 第七十七条の規定による障害補償が行われる こととなつたときは六年間、労働者災害補償 保険法の規定による障害補償年金、傷病補償 年金、障害年金又は傷病年金が支給されるこ ととなつたときはこれらが支給される間
第八十七条の六第三号	国家公務員災害補償法の規定による通勤による 災害に係る障害補償又はこれに相当する補償	労働者災害補償保険法の規定による障害給付 の受給権
第八十九条第一項第二号イ(1)	又は地方公務員等共済組合法による年金である 給付で退職共済年金に相当するものの受給権 私立学校教職員共済法	国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組 合法
第九十三条第二項	厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により その額が加算された遺族厚生年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又 は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員 等共済組合法の規定による遺族共済年金のう ち、同条の規定に相当するこれらの法律の規 定により加算する金額が加算されたもの

第九十三条の三	その間、第九十条 国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間	その間、同条 労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなつたときはこれらが支給される間
第九十三条の四	地方の組合及び日本私立学校振興・共済事業団 組合員若しくは組合員であつた者	連合会及び地方の組合 加入者若しくは加入者であつた者
第九十七条第一項	、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けた	又は加入者が公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
第二百二十六条の五第二項	組合員期間 掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額	加入者期間 掛金（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金を含む、介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二

<p>第二百二十六条の五第五項第四号</p>	<p>定款</p>	<p>十三号) 第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。) の資格を有する任意継続加入者にあつては介護納付金(介護保険法の規定による納付金をいう。以下同じ。)に係る掛金を含む。)</p> <p>共済規程(私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下同じ。)</p> <p>加入者(他の法律に基づく共済組合</p>
<p>附則第十二条第一項</p>	<p>組合員(地方の組合 組合員、私学共済制度の加入者 財務省令で定める要件</p>	<p>事業団が、文部科学省令で定める要件</p>
<p>附則第十二条第二項</p>	<p>財務大臣の認可を受けた組合(以下この条において「特定共済組合」という。)の組合員</p>	<p>文部科学大臣の認可を受けた場合には、加入者</p>
<p>附則第十二条第三項</p>	<p>当該特定共済組合の定款</p>	<p>共済規程</p>
<p>附則第十二条第四項</p>	<p>財務省令で定めるところ</p>	<p>文部科学省令で定めるところ</p>
<p>附則第十二条第五項</p>	<p>当該特定共済組合の組合員</p>	<p>加入者</p>
<p>附則第十二条第六項</p>	<p>任意継続組合員</p>	<p>任意継続加入者</p>
<p>附則第十二条第七項</p>	<p>当該特定共済組合の組合員</p>	<p>加入者</p>
<p>附則第十二条第八項</p>	<p>特例退職組合員</p>	<p>特例退職加入者</p>
<p>附則第十二条第九項</p>	<p>特例退職組合員</p>	<p>特例退職加入者</p>
<p>附則第十二条第十項</p>	<p>二以上の 地方の組合 組合員、私学共済制度の加入者 を含む</p>	<p>他の 他の法律に基づく共済組合 組合員</p>
<p>附則第十二条第十一項</p>	<p>特例退職組合員の標準報酬 標準報酬の月額に 当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付</p>	<p>をいう 特例退職加入者の標準給与 標準給与の月額に 短期給付</p>

		組合員 特例退職組合員を 標準報酬の月額 標準期末手当等 定款	加入者 特例退職加入者を 標準給与の月額 標準賞与 共済規程 その者
附則第十二条第六項	当該特定共済組合が、その者	掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額	掛金（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金を含む、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職加入者にあつては介護納付金に係る掛金を含む。）
	定款		共済規程
	当該特定共済組合に		事業団に
附則第十二条第七項	第六十八条から第六十八条の三まで	休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金	第六十八条 休業手当金
	特例退職組合員		特例退職加入者
附則第十二条第八項	任意継続組合員とみなして		任意継続加入者とみなして
附則第十二条第九項	第百条の二及び第百条の二の二		私立学校教職員共済法第二十八条第二項及び第四項
附則第十三条の十第六項	第五十条		私立学校教職員共済法第五条
	(昭六〇法一〇六・全改、昭六一法九三・平三法八九・平六法五六・平六法一〇〇・平七法五一・平八法八二・平九法四八・平九法一二四(平九法四八)・平一一法一六〇・平一二法二二・平一一法一〇四(平一二法二二)・平一二法二三(平一三法一〇一)・平一二法一四〇・平一三法一〇一・平一四法九八・平一四法一〇二・平一四法一五七・平一八法八三・平一六法一三一・平一七法一〇二・平一九法一〇九・平二〇法九五・平二一法五・平二三法五六・平二四法六二・一部改正)		

(国家公務員共済組合法の改正の場合等の経過措置)

第四十八条の二 第二十五条又は第三十八条において準用する国家公務員共済組合法の規定が改正された場合におけるこの法律の適用については、必要な経過措置に関しては、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(昭三二法一三七・追加、昭五四法七四・昭五八法八二・昭六〇法一〇六・平八法八二・一部改正)

○国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（抄）「平成二十四年一元化法で改正」

附 則

（老齢厚生年金の額の計算の特例）

第五十九条 附則別表第七の上欄に掲げる者については、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第四十四条第一項、第四十四条の三第四項及び平成十二年改正法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項において適用する場合並びに厚生年金保険法第六十条第一項第一号においてその例による場合（同法第五十八条第一項第四号に該当する場合に限る。）を含む。）及び同法附則第九条の第二項（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第二号（老齢厚生年金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額を計算する場合に限る。）中「千分の五・四八一」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

2 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条又は平成六年改正法附則第十五条第一項若しくは第三項の規定により支給する老齢厚生年金を除く。）の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一 （略）

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ 厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（当該被保険者期間の計算について附則第四十七条第二項から第四項まで、平成八年改正法附則第五条第二項若しくは第三項又は平成二十四年一元化法附則第七条第二項若しくは第三項の規定の適用があつた場合にはその適用がないものとして計算した被保険者期間とし、二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものその他政令で定める期間に係るものを除く。）の月数

ロ （略）

3 附則別表第七の上欄に掲げる者については、前項第一号及び厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）次項において同じ。）中「切り上げるものとする。」とあるのは、「切り上げるものとする。」に政令で定める率を乗じて得た額」とする。

4・5 （略）

(老齢厚生年金の加給年金額の特例)

第六十条 老齢厚生年金及び障害厚生年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、厚生年金保険法第四十四条第一項(同法附則第九条の第二第三項、第九条の第三第二項及び第四項(同法第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九條の第四第三項及び第五項(同法第六項においてその例による場合を含む。))並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項、第二十条の第二第三項及び第五項並びに第二十七條第十五項から第十七項までにおいて準用する場合を含む。)、同法第五十条の第二第一項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)附則第二条第二項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」とし、厚生年金保険法第四十四条第四項第四号(同法第五十条の第二第四項において準用する場合を含む。))の規定は適用しない。

2 次の表の上欄に掲げる者に支給する老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、厚生年金保険法第四十四条第二項(同法附則第九条の第二第三項、第九条の第三第二項及び第四項(同法第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九条の第三第三項及び第五項(同法第六項においてその例による場合を含む。))並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条の第二第三項及び第五項並びに第二十七條第十五項から第十七項までにおいて準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、同法第四十四条第二項に定める額に、それぞれ同表の下欄に掲げる額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。))を加算した額とする。

(表略)

(遺族厚生年金の加算の特例)

第七十三条 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの(死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。))がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額を、当該額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額として同項の規定を適用した額とする。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の受給権を有するとき(その支給を停止されているときを除く。))は、その間、当該加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一・二 (略)

2・3 (略)

第七十四条 (略)

2 子に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその子が遺族基礎年金の受給権を取得

しないときは、厚生年金保険法第六十条第一項第一号及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に国民年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

3～6 (略)

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 (略)

2～5 (略)

6 第一項に規定する年金たる保険給付のうち次の表の第一欄に掲げるものについては、同表の第二欄に掲げる老齢厚生年金とみなして、同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(表略)

7～14 (略)

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止するための法律（平成十三年法律第百五号）（抄）「平成二十四年一元化法で改正」

附 則

（移行年金給付）

第十六条 旧農林共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法による年金である給付を含む。）については、第四項、第五項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項までの規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前農林共済法の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「廃止前農林共済法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前農林共済法等の規定の適用に関し必要な技術的詔替えその他廃止前農林共済法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 旧制度農林共済法による年金である給付については、第六項から第八項まで、第十二項、第十六項、第十七項及び第二十項から第二十四項まで並びに次条及び附則第十六条の三の規定並びにこの法律に規定する当該給付の費用に関する規定を適用する場合を除き、廃止前昭和六十年農林共済改正法附則の規定及びこの法律によって廃止され、廃止されたものとされ、又は改正された法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項、次条第二項及び附則第十六条の三第二項において「廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に関し必要な技術的詔替えその他廃止前昭和六十年農林共済改正法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前二項に規定する年金である給付は、厚生年金保険の実施者たる政府が支給する。

4 4 略

15 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号。以下この項及び次項において「平成二十四年一元化法」という。）の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林共済年金のうち遺族共済年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

16 平成二十四年一元化法の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林年金のうち遺族年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

17 17 略

20 移行農林共済年金及び移行農林年金に関し、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）又は厚生年金保険法の支給の停止に関する規定、

資料の提供に関する規定その他の規定であつて政令で定めるものを適用する場合におけるこれらの規定の読替えその他必要な事項は、政令で定める。

21 移行農林共済年金及び移行農林年金は、厚生年金保険法第七十七条第一項、第九十二条第二項、第九十六条第一項、第九十七条第一項及び第一百条の二の規定の適用についてはこれらの規定に規定する年金たる保険給付とみなし、同法第七十八条第一項、第九十条第一項及び第五項、第九十二条第一項並びに第一百条第一項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する保険給付とみなす。

22 移行農林共済年金及び移行農林年金を受ける権利を有する者は、厚生年金保険法第七十八条第一項、第九十五条、第九十六条第一項、第九十条第三項及び第四項並びに第一百条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する受給権者とみなす。

23・24 (略)

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）【平成二十七年十月一日時点】

（目的）

第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に係る機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第三百二十九号）第三条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もって同条第一項に規定する法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実に資することを目的とする。

（平一七法八三・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「法科大学院」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。

2 この法律において「検察官等」とは、検察官その他の国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員その他人事院規則で定める職員を除く。）をいう。

3 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

（平一九法九六・平二四法四二・平二六法六七・一部改正）

（法科大学院設置者による派遣の要請）

第三条 法科大学院設置者（法科大学院を置き若しくは置こうとする大学の設置者又は法科大学院を置く大学を設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、当該法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を涵（かん）養するための教育を実効的に行うため、裁判官又は検察官等を教授、准教授その他の教員（以下「教授等」という。）として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、その派遣を要請することができる。

2 前項の要請の手続は、最高裁判所に対するものについては最高裁判所規則で、任命権者に対するものについては人事院規則で定める。
（平一七法八三・一部改正）

(職務とともに教授等の業務を行うための派遣)

第四条 最高裁判所は、前条第一項の要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、裁判官の同意を得て、当該法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間を定めて、当該裁判官が職務とともに当該法科大学院において教授等の業務を行うものとすることができる。

2 最高裁判所は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該裁判官に同項の取決めの内容を明示しなければならない。

3 任命権者は、前条第一項の要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、検察官等の同意(検察官については、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第二十五条の俸給の減額に係る同意を含む。以下同じ。)を得て、当該法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間を定めて、職務とともに当該法科大学院における教授等の業務を行うものとして当該検察官等を当該法科大学院を置く大学に派遣することができる。

4 任命権者は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該検察官等に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給に關する事項を明示しなければならない。

5 第一項又は第三項の取決めに於いては、当該法科大学院における勤務時間その他の勤務条件(検察官等については、教授等の業務に係る報酬等(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、教授等の業務の対償として受けるすべてのものをいう。以下同じ。)を含む。)及び教授等の業務の内容、派遣の期間、派遣の終了に關する事項その他第一項又は第三項の規定による派遣の実施に当たって合意しておくべきものとして裁判官については最高裁判所規則で、検察官等については人事院規則で定める事項を定めるものとする。

6 最高裁判所又は任命権者は、第一項又は第三項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該裁判官又は検察官等の同意を得なければならない。この場合においては、第二項又は第四項の規定を準用する。

7 第一項又は第三項の規定による派遣の期間は、三年を超えることができない。ただし、当該法科大学院設置者からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、最高裁判所又は任命権者は、当該裁判官又は検察官等の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

8 第一項又は第三項の規定により法科大学院において教授等の業務を行う裁判官又は検察官等は、その派遣の期間中、その同意に係る第一項又は第三項の取決めに定められた内容に従って、当該法科大学院において教授等の業務を行うものとする。

9 第三項の規定により派遣された検察官等は、その正規の勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。第七条第二項において同じ。)のうち当該法科大学院において教授等の業務を行うため必要であると任命権者が認める時間においては、勤務しない。

10 第三項の規定による検察官等の教授等の業務への従事については、国家公務員法第百四条の規定は、適用しない。

(派遣の終了)

第五条 前条第一項又は第三項の規定による派遣の期間が満了したときは、当該教授等の業務は終了するものとする。

- 2 最高裁判所は、前条第一項の規定により法科大学院において教授等の業務を行う裁判官が当該法科大学院における教授等の地位を失った場合その他の最高裁判所規則で定める場合であつて、その教授等の業務を継続することができないか又は適当でないとき、速やかに、当該裁判官が当該教授等の業務を行うことを終了するものとしなければならない。
- 3 任命権者は、前条第三項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院における教授等の地位を失った場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その教授等の業務を継続することができないか又は適当でないとき、速やかに、当該検察官等の派遣を終了させなければならない。

(派遣期間中の裁判官の報酬及び国庫納付金の納付)

- 第六条 第四条第一項の規定により法科大学院において教授等の業務を行う裁判官は、その教授等の業務に係る報酬等の支払を受けないものとし、教授等の業務を行ったことを理由として、裁判官として受ける報酬その他の給与について減額をされないものとする。
- 2 第四条第一項の規定により裁判官が法科大学院において教授等の業務を行った場合においては、当該法科大学院設置者は、その教授等の業務の対償に相当するものとして政令で定める金額を、国庫に納付しなければならない。
- 3 前項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

(派遣期間中の検察官等の給与等)

- 第七条 任命権者は、法科大学院設置者との間で第四条第三項の取決めをするに当たっては、同項の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等が従事している職務及び当該法科大学院において行う教授等の業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。
- 2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等がその正規の勤務時間において当該法科大学院において教授等の業務を行うため勤務しない場合合には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、その給与の減額分の百分の五十以内を支給することができる。
- 3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（第四条第三項の規定により派遣された検察官等が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。

(国家公務員共済組合法の特例)

- 第八条 第四条第一項又は第三項の規定により法科大学院において教授等の業務を行う裁判官又は検察官等に関する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条及び第十四条において「国共済法」という。）の規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

- 2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項（同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））とあるのは「同条第四項」と、「（同条第四項）」とあるのは「（同項）」と、「国、行政執行人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。
- 3 前項の場合において法科大学院設置者及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。
- （平一六法一三〇・平一七法一〇二・平一九法一一〇・平二六法六七・一部改正）

- （一般職の職員の給与に関する法律の特例）
- 第九条 第四条第三項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該検察官等に関する一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務（当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該教授等の業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条において同じ。）を含む。）を公務とみなす。
- （平一八法一二・平一九法一〇八・一部改正）

- （国家公務員退職手当法の特例）
- 第十条 第四条第三項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該検察官等が退職した場合における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該教授等の業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。
- （平一七法一一五・一部改正）

（専ら教授等の業務を行うための派遣）

第十一条 任命権者は、第三条第一項の要請があつた場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、検察官等の同意を得て、当該法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら当該法科大学院における教授等の業務を行うものとして当該検察官等を当該法科大学院を置く大学に派遣することができる。

2 任命権者は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該検察官等に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間における給与の支給に關する事項を明示しなければならない。

3 第一項の取決めにおいては、当該法科大学院における勤務時間、教授等の業務に係る報酬等その他の勤務条件及び教授等の業務の内容、派遣の期間、職務への復帰に關する事項その他同項の規定による派遣の実施に当たつて合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。

4 第四条第六項から第八項まで及び第十項の規定は、第一項の規定による派遣について準用する。

5 第一項の規定により派遣された検察官等は、その派遣の期間中、検察官等としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(職務への復帰)

第十二条 前条第一項の規定により派遣された検察官等は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

2 任命権者は、前条第一項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院における教授等の地位を失つた場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該検察官等を職務に復帰させなければならない。

(派遣期間中の給与等)

第十三条 任命権者は、法科大学院設置者との間で第十一条第一項の取決めをするに当たつては、同項の規定により派遣される検察官等が当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等について、当該検察官等がその派遣前に従事していた職務及び当該法科大学院において行う教授等の業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に關し必要な事項は、人事院規則（第十一条第一項の規定により派遣された検察官等の俸給等に關する法律の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）で定める。

(平一七法一一三・平一八法一〇一・平二一法四一・一部改正)

(国家公務員共済組合法の特例)

第十三条の二 第八条の規定は、第十一条第一項の規定により法科大学院を置く国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第二項に規定する国立大学をいう。）に派遣された検察官等について準用する。
（平一六法一三〇・追加）

第十四条 国共済法第四十一条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定（国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校である大学をいう。）に派遣された検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が私立大学派遣検察官等となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、私立大学派遣検察官等が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となったときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となったものとみなす。

2 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の長期給付に関する規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

3 私立大学派遣検察官等は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「並びに同条第四項」と、「（同条第四項）」とあるのは「（同項）」と、「国、行政執行人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

5 前項の場合において法科大学院設置者及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

（平一六法一三〇・平一七法一〇二・平一九法一一〇・平二一法五・平二六法六七・一部改正）

（地方公務員等共済組合法の特例）

第十五条 第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及

び第十九条第一項において同じ。)に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法百十三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「の負担金」とあるのは「及び国の負担金」と、同法百十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法百十六条第一項中「の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「及び国の機関」と、「第百十三条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百十三条第二項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「地方公共団体及び国」と、同法百四十四条の三十一(見出しを含む。)中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。

2 前項の場合において地方公共団体及び国が同項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第百十三条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

(平一九法一一〇・一部改正)

(私立学校教職員共済法の特例)

第十六条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の長期給付に関する規定は、私立大学派遣検察官等には、適用しない。

2 私立大学派遣検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する私立学校教職員共済法の規定の適用については、同法第二十一条第一項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により国から支給される給与であつて共済規程で定めるもの(次条において「私立大学派遣検察官等に対する国の給与」という。)を含む。)」と、同法第二十二条第二項及び第七項中「給与の総額」とあるのは「給与(当該期間における私立大学派遣検察官等に対する国の給与を含む。)」の総額」と、同法第二十八条第一項中「及び」とあるのは「並びに」と、「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」と、同条第三項中「当該学校法人等」とあるのは「当該学校法人等及び国」とする。

3 前項の場合において学校法人等及び国が同項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法第二十八条第一項の規定により負担すべき掛金の額その他必要な事項は、政令で定める。

(子ども・子育て支援法の特例)

第十七条 私立大学派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

(平二四法六七・一部改正)

(一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第十八条 第九条の規定は、第十一条第一項の規定により派遣された検察官等について準用する。この場合において、当該検察官等が法科大学院を置く公立大学に派遣されたものであるときは、第九条中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項」とあるのは、「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項」とする。

(国家公務員退職手当法の特例)

第十九条 第十条の規定は、第十一条第一項の規定により派遣された検察官等について準用する。この場合において、当該検察官等が法科大学院を置く公立大学に派遣されたものであるときは、第十条中「労働者災害補償保険法第七条第二項」とあるのは、「地方公務員災害補償法第二条第二項」とする。

2 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、第十一条第一項の規定による派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項の規定は、第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が当該法科大学院設置者から所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

4 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

(平一七法一一五・一部改正)

(派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第二十条 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(平一七法一一三・一部改正)

(社会保険関係法の適用関係等についての政令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、検察官等が二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された場合その他第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された検察官等に関する社会保険関係法（国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）をいう。）の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事

項は、政令で定める。

(最高裁判所規則及び人事院規則への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、法科大学院において裁判官が教授等の業務を行うための派遣に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

2 この法律に定めるもののほか、法科大学院において検察官等が教授等の業務を行うための派遣に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

○年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）「平成二十四年一元化法で改正」

（積立金の管理及び運用）

第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「厚生年金積立金」という。）及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「国民年金積立金」という。）の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券（有価証券に係る標準物（同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいう。第六号において「標準物」という。）を含む。）であつて政令で定めるもの（株式を除く。）の売買

二 預金又は貯金（厚生労働大臣が適当と認めて指定したものに限り。）

三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限り。）又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限り。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結

四 厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者に限り。）及び国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者に限り。）を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限り。）の保険料の払込み

五 第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

六 債券オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させ、又は解除させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。）の取得又は付与

七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買
八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（前号の政令で定める取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

2 管理運用法人は、厚生年金積立金及び国民年金積立金を合同して管理及び運用を行うことができる。

（平一六法一五四・平一八法六六・平二四法六三・一部改正）

○昭和六十一年改正前（昭和六十一年政令第五十七号）の地方公務員等共済組合法施行令

第十五条 組合は、毎事業年度の末日において、当該組合の長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）
年金である給付を受ける権利を有する者（通算退職年金、国の新法の規定による通算退職年金（法附則第三条第一項に規定する旧組合（以下「
旧組合」という。）に係るものに限る。）、旧町村職員恩給組合の退職年金条例（以下「恩給組合条例」という。）の規定による通算退職年金
又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金を受ける権利を有する者のうち、法第八十二条第六項において準用する法第七十九条第二項若し
くは国の新法第七十九条の二第六項において準用する国の新法第七十七条第二項の規定、同項の規定に相当する恩給組合条例の規定又は旧市町
村共済法第四十二条の二第六項において準用する旧市町村共済法第四十一条第一項ただし書の規定によりこれらの年金の支給に停止されている
者を除く。以下この条において「年金受給権者」という。）及び次に掲げる者（年金受給権者を除く。）に係る責任準備金を積み立てなければ
ならない。

一 組合員であつた者（昭和五十五年一月一日以後に退職した者に限るものとし、死亡した者を除く。）

二 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十
三号。以下「昭和五十四年法律第七十三号」という。）による改正前の法（以下「昭和五十四年改正前の法」という。）第八十三条第二項の
退職一時金の支給を受けた者（同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含み、昭和五十四年改正前の法第八十四条若しくは第八十五条
又は昭和五十四年法律第七十三号附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる昭和五十四年改正前の法第八十四条若しくは第八
十五条の規定による返還一時金の支給を受けた者及び死亡した者を除く。）

三 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等（昭和五十四年法律第七十
二号。以下次項まで及び第五十六条第三号において「国の昭和五十四年改正法」という。）による改正前の国の新法第八十条第二項の退職一
時金の支給を受けた旧組合の組合員であつた者（同条第一項ただし書又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭
和三十六年法律第八十二号。以下この条において「法律第八十二号」という。）附則第十八条ただし書の規定の適用を受けた者を含み、
国の昭和五十四年改正法による改正前の国の新法第八十条の二若しくは第八十条の三又は国の昭和五十四年改正法附則第七条第二項の規定に
よりその例によることとされる国の昭和五十四年改正法による改正前の国の新法第八十条の二若しくは第八十条の三の規定による返還一時金
の支給を受けた者及び死亡した者を除く。）

四 当該控除額相当額の返還があつた日（の属する月の翌月から当該事業年度終了の日の属する年の二月までの期間に応ずる年五・五パーセン
トの複利計算による利子に相当する金額を加算する。）

五 旧市町村共済法第四十三条第二項の退職一時金の支給を受けた者（同条第一項ただし書又は法律第八十二号附則第二十四条ただし書の規
定の適用を受けた者を含み、旧市町村共済法第四十三条の二又は第四十三条の三の規定による返還一時金の支給を受けた者及び死亡した者を
除く。）

2 前項の規定により積み立てるべき責任準備金の額は、次に掲げる金額の合算額とする。

一 当該組合の各長期組合員の当該事業年度の末日における給料（法第一百四十四条第二項及び第三項の規定により当該事業年度の末日の属する月

の掛金の標準となつた給料をいう。)に、その者に係る責任準備金率を乗じて得た金額の合計額

二 当該組合の各年金受給権者の当該事業年度の末日における年金額に、その者に係る責任準備金率を乗じて得た金額の合計額

三 当該組合の各退職一時金受給者につき、次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ、ロ、ハ又はニに定めるところにより計算して得た金額の合計額

イ 前項第一号に掲げる者 その者の退職一時金の額の算定の基礎となつた法第八十三条第二号に掲げる金額(同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については、同条第二項第一号に掲げる金額)に、当該退職の日の属する月の翌月から当該事業年度終了の日の属する年の二月までの期間に應ずる年五・五パーセントの複利計算による利子に相当する金額を加算する。

ロ 前項第二号に掲げる者 その者の国の新法第八十条第二項の退職一時金の額の算定の基礎となつた同項第二号に掲げる金額(同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については同条第二項第一号に掲げる金額とし、法律第八十二条附則第十八条ただし書の規定の適用を受けた者については同条ただし書に規定する控除額相当額とする。)に、当該退職の日(同条ただし書の規定の適用を受けた者については、当該控除額相当額の返還があつた日)の属する月の翌月から当該事業年度終了の日の属する年の二月までの期間に應ずる年五・五パーセントの複利計算による利子に相当する金額を加算する。

ハ 前項第三号に掲げる者 その者の国の新法第八十条第二項の規定に相当する恩給組合条例の規定による退職給与金の額(同条第一項ただし書の規定に相当する恩給組合条例の規定の適用を受けた者については同条第二項第一号の規定に相当する恩給組合条例の規定に掲げる金額とし、法律第八十二条附則第十八条ただし書の規定に相当する恩給組合条例の規定に相当する恩給組合条例の規定に相当する恩給組合条例の規定の適用を受けた者については同条ただし書の規定により同項に規定する政令で定める金額を納付した者については当該政令で定める金額とする。)に、当該退職の日(法律第八十二条附則第十八条ただし書の規定に相当する恩給組合条例の規定の適用を受けた者については当該規定による返還額の返還があつた日とし、法による改正前の通則法附則第六条第五項の規定に基づく措置をした恩給組合条例の規定により同項に規定する政令で定める金額を納付した者については当該政令で定める金額を納付した日とする。)の属する月の翌月から当該事業年度終了の日の属する年の二月までの期間に應ずる年五・五パーセントの複利計算による利子に相当する金額を加算する。

ニ 前項第四号に掲げる者 その者の旧市町村共済法第四十三条第二項の退職一時金の額の算定の基礎となつた同項第二号に掲げる金額(同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者については同条第二項第一号に掲げる金額とし、法律第八十二条附則第二十四条ただし書の規定の適用を受けた者については同条ただし書に規定する控除額相当額とする。)に、当該退職の日(同条ただし書の規定の適用を受けた者については、当該控除額相当額の返還があつた日)の属する月の翌月から当該事業年度終了の日の属する年の二月までの期間に應ずる年五・五パーセントの複利計算による利子に相当する金額を加算する。

- 3 前項の責任準備金率は、組合(連合会を組織する組合にあつては、連合会)の理事長が、当該事業年度の末日の現況により、長期組合員についてはその組合員期間の年数別に、年金受給権者についてはその年金の種類別かつ年齢別に、第一項第一号に掲げる者については年齢別に、法第一百四十二条第二項に規定する給料と掛金との割合の算定の基礎となるべき事項を基礎として、自治大臣の定める方法により算定するものとする。
- 4 第二項の責任準備金率の算定の基礎となる責任準備金の運用の予定利率は、年五・五パーセントとする。

○平成十三年法で廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）（抄）
（年金額）

第三十七条 退職共済年金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。ただし、一年以上の組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号に掲げる額とする。

一 平均標準給与額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平均標準給与額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均標準給与額の千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 前項の退職共済年金の額については、受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としな
い。

3 組合員である受給権者が退職したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月前における組合員期間を退職共済年金の額の算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第三十八条 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であったときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において組合員期間が二十年以上となるに至った当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第三十九条第二項に規定する障害等級（第四項において単に「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十万三千四百円とし、同項に規定する子については一人につき七万七千七百円（そのうち二人までについては、それぞれ二十三万四千四百円）とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。

三 配偶者が離婚をしたとき。

四 配偶者が六十五歳に達したとき。

- 五 子が養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の者の養子になつたとき。
- 六 養子縁組による子が離縁をしたとき。
- 七 子が婚姻をしたとき。
- 八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。
- 九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がなくなつたとき。
- 十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が二十歳に達したとき。

（障害共済年金の額）

第四十二条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- 一 平均標準給与額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）
- 二 平均標準給与額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）
- 2 第三十九条若しくは第四十条の場合において障害共済年金の給付事由に係る障害が職務又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（以下「職務等傷病」という。）によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも職務等傷病によるものであるときにおける前三条の規定による障害共済年金（以下「職務等による障害共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。
 - 一 平均標準給与額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）
 - 二 平均標準給与額に十二を乗じて得た額の百分の十四・六一五（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十一・九二二）に相当する額（組合員期間の月数が三百を超えるときは、その額にその超える月数一月につき平均標準給与額の千分の一・〇九六に相当する額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）を加算した額）
- 3 前二項の場合において、障害共済年金の給付事由に係る障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一項第一号又は前項第一号に掲げる額が六十万三千二百円より少ないときは、六十万三千二百円をこれらの規定に掲げる額とする。
- 4 職務等による障害共済年金の額が、その受給権者の職務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じて当該各号に定める額より少ないときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を当該障害共済年金の額とする。
 - 一 障害等級の一級 四百二十七万六千六百円

- 二 障害等級の二級 二百六十四万四千四百円
- 三 障害等級の三級 二百三十八万九千九百円
- 5 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由に係る障害に係る障害認定日（前条の規定による障害共済年金については同条第一項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第四十五条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれの障害に係る障害認定日（同項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。）の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

（年金額）

第四十七条 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される年金 次のイ及びロに掲げる額の合算額の四分の三に相当する額
 - イ 平均標準給与額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額
 - ロ 平均標準給与額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額
- 二 前条第一項第四号に該当することにより支給される年金 次のイ及びロに掲げる額の合算額の四分の三に相当する額
 - イ 平均標準給与額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
 - ロ 次の（一）又は（二）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に定める額 （一） 組合員期間が二十年以上である者 平均標準給与額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額 （二） 組合員期間が二十年未満である者 平均標準給与額の千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
- 2 組合員が、職務等傷病により組合員である間又は退職した後死亡した場合における遺族共済年金（以下「職務等による遺族共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。
 - 一 平均標準給与額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数（前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額の四分の三に相当する額
 - 二 平均標準給与額の千分の二・四六六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額
- 3 職務等による遺族共済年金の額が百六万九千九百円より少ないときは、前項の規定にかかわらず、百六万九千九百円を当該遺族共済年金の額とする。

第四十八条 遺族共済年金（第四十六条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に六十万三千二百円を加算した額とする。

○廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）

（遺族共済年金の加算の特例）

第二十六条 遺族共済年金（新共済法第四十六条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者である妻であつて附則別表第五の上欄に掲げるものがその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は新共済法第四十八条の規定によりその額が加算された遺族共済年金の受給権者であつて同欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族共済年金の額は、新共済法第四十七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を加算した額とする。この場合においては、新共済法第五十一条の規定を準用する。

一 新共済法第四十八条に規定する加算額（新共済法第十九条の三の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）
二 新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）
きは、当該改定後の額）にそれぞれ附則別表第五の下欄に掲げる数を乗じて得た額

第二十七条 妻に支給する遺族共済年金の額は、組合員又は組合員であつた者（政令で定める者に限る。次項において同じ。）の死亡の当時その妻が新共済法第二十四条第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡につきその妻が遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第四十七条及び第四十八条の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

2 子に支給する遺族共済年金の額は、組合員又は組合員であつた者の死亡につきその子が遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第四十七条の規定にかかわらず、同条の規定の例により計算した額に新国民年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

3 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、第四十条、第四十一条第二項並びに第四十一条の二の規定は、遺族共済年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。

4 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する新共済法第五十一条（前条において準用する場合を含む。）の規定を適用については、新共済法第五十一条中「その受給権者である者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは「当該遺族共済年金が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第二十七条第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」と、「同条」とあるのは「第四十八条」とする。

5 新共済法第四十九条第三項の規定を適用については、当分の間、同項中「妻に対する遺族共済年金」とあるのは「妻に対する遺族共済年金（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）附則第二十七条第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、これらの規定による加算額に相当する部分は、新共済法第二十三条の二及び第二十三条の三、新国民年金法第二十条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定で政令で定めるものの適用については、

遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。

○昭和三十七年法による廃止前の市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）

第一章 総則

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の精神にのっとり市町村職員の福祉の増進を図るため、市町村職員共済組合の組織及び業務について定めることを目的とする。

（市町村職員共済組合の設置等）

第二条 都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合（以下「組合」という。）を置く。

2 組合は、法人とする。

3 組合の事務所は、当該都道府県の都道府県庁所在地に置く。

（規約）

第三条 組合は、規約をもつて左に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 組合会の議員の定数及び選挙の方法

五 理事の定数、役員選挙の方法その他役員に関する事項

六 組合員の範囲、種別その他組合員に関する事項

七 掛金に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 公告に関する事項

十 その他組合の業務に関する重要事項

2 規約の変更は、自治庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 組合は、規約の変更について前項に規定する認可を受けたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（組合会）

第四条 組合に組合会を置く。

2 組合会の議員（以下本条及び第六条において「議員」という。）は、市町村長及び市町村長以外の組合員がそれぞれのうちからそれぞれ同数

を選挙する。

- 3 議員の任期は、二年とする。但し、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 市町村長である議員が市町村長の職を離れたとき、及び市町村長以外の組合員から選挙された議員が組合員の資格を失ったときは、当然議員の職を失う。
- 5 組合会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。
- 6 議長は、組合会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第七条第一項の規定により理事長の職務を代理する者がその職務を行う。
- 7 組合員は、規約に特別の定がある場合を除く外、組合会の会議を傍聴することができる。
- 8 前三項に定めるものの外、組合会の招集及び議事の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

(組合会の権限)

第五条 左に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
 - 二 予算の決定及び決算報告の認定
 - 三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
 - 四 訴訟又は訴願の提起及び和解
 - 五 その他組合の業務に関する重要事項で、規約をもつて定める事項
- 2 組合会は、監事に対し、組合の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

(役員)

第六条 組合に役員として理事長、理事若干人及び監事二人を置く。

- 2 理事長は、市町村長である理事のうちから理事が選挙する。
- 3 理事は、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。
- 4 監事は、組合会において、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。
- 5 理事及び監事の任期は、議員の任期による。補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 理事又は監事が議員の職を失ったときは、当然理事又は監事の職を失う。
- 7 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就職するまでの間は、なおその職務を行う。
- 8 組合は、役員が就職し、又は退職したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(役員の仕事)

第七条 理事長は、組合を代表する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、市町村長である理事のうちからあらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理する。

2 組合の業務は、規約に特別の定がある場合を除く外、理事の過半数で決する。

3 監事は、組合の業務を監査する。

4 組合と理事長（第一項の規定により理事長の職務を代理する者を含む。以下本項において同じ。）又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

5 理事は、規約、業務方法書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を組合の事務所に備えつけて置かなければならない。

6 組合員は、理事に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

（業務方法書）

第八条 理事は、業務方法書を定め、これに組合の業務の執行に関し必要な事項で総理府令で定めるものを記載しなければならない。

（非課税）

第九条 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

2 この法律に基く給付、第六十五条第二号の貸付並びに同条第三号及び第四号に規定する事業に関する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

3 組合が第三章及び第四章の規定による事業の用に供する建物又は土地の権利の取得又は所有権の保存の登記については、登録税を課さない。

（戸籍書類の無料証明）

第十条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十五条第二項の市にあつては、区長）は、組合又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

第二章 組合員

（組合員）

第十一条 市町村に使用される者で市町村から給与を受けるもの（以下「職員」という。）は、すべて組合員とする。

2 前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者は、組合員としない。

一 常時勤務に服しない者

二 臨時に使用される者

三 国家公務員共済組合の組合員

3 市町村に使用される者で左に掲げるものは、政令で定める者を除き、前二項の規定の適用については、常時勤務に服する職員とみなす。

一 地方公務員法第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者及びこれに準ずる者

二 地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職の処分を受けた者

三 前二号に掲げる者を除く外、法律又は条例で職務に専念する義務を免除された者

(組合員の資格の得喪)

第十二条 職員(前条第三項の規定により常時勤務に服する職員とみなされる者を含む。以下同じ。)は、同条第二項各号に掲げる者を除き、その職員となつた日(同条同項各号の一に該当する職員がこれに該当しない職員となつたとき)から、組合員の資格を取得する。

2 組合員は、左に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日(引き続きこの法律による他の組合又は国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときは、その取得した日)から、その組合の組合員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)したとき。(退職の日又はその翌日にその組合の設置されている都道府県の区域内の市町村の職員となつたときを除く。)

三 前条第二項各号に掲げる者となつたとき。

(組合員である期間)

第十三条 組合員である期間は、組合員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

2 組合員が引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得したとき、又は国家公務員共済組合の組合員(国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第三十九条の退職年金を受ける権利を有しない者に限る。)が引き続きこの法律による組合の組合員の資格を取得したときは、その引き続きもとの組合又は国家公務員共済組合の組合員であつた期間(そのあらたに他の組合又はこの法律による組合の組合員の資格を取得した日の属する月を除く。)は、この法律の適用については、その者があらたに組合員の資格を取得した他の組合又はこの法律による組合の組合員であつた期間とみなす。

(責任準備金等の移換)

第十四条 組合員若しくは組合から退職年金を受ける権利を有する者がこの法律による他の組合の組合員の資格を取得したとき、又はこの法律による組合の組合員(退職年金を受ける権利を有しない者に限る。)が国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合又はこの法律による組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額をその者があらたにその組合員の資格を取得したこの法律による他の組合又は国家公務員共済組合に移換しなければならない。

2 前項の責任準備金の計算については、総理府令で定める。

3 組合員で船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険の被保険者であるもの（以下「船員である組合員」という。）が組合員の資格を喪失した場合において、なお船員保険法の適用を受けるときは、その者につき同法第十五条ノ四の規定により計算した積立金に相当する金額を、船員保険特別会計に移換しなければならない。

第三章 給付

第一節 通則

（組合の給付）

第十五条 組合は、この法律で定めるところにより、組合員の疾病、負傷、廃疾、死亡、分べん、退職、災やく若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん若しくは災やく若しくは関して、左に掲げる給付を行う。

- 一 保健給付
- 二 退職給付
- 三 廃疾給付
- 四 遺族給付
- 五 り災給付
- 六 休業給付

（被扶養者）

第十六条 この法律において「被扶養者」とは、組合員の直系尊族、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び組合員と同一の世帯に属する者で、主としてその収入により生計を維持するものをいう。

（給付額の算定方法）

第十七条 給付額の算定の基準となるべき給料（地方公務員法第二十五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与をいう。以下同じ。）は、給付事由が発生した当時（給付事由が退職後に発生したものにあっては、退職当時）の掛金の標準となつた給料とし、その三十分の一（休業給付にあつては、その二十五分の一）に相当する額をもつて給料日額とする。

2 給付額に円位未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

（年金の支給の始期及び終期）

第十八条 年金である給付は、その給付事由が発生した月の翌月からその事由のなくなつた月まで支給する。

2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月において、その前月分までを支給する。但し、年金の給付事由がな

なくなつたとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、そのときまでの分を支給する。

(年金を受けるべき遺族の範囲)

第十九条 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者で引き続きこの法律によつて年金を受けていたもの（以下本節及び第六十四条において「組合員であつた者」という。）の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。

2 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

第二十条 前条第一項に規定する遺族のうち組合員又は組合員であつた者の死亡当時十八歳未満の子又は孫にあつては、まだ婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以上同じ。）していない場合に限り、十八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当時から引き続き不具廃疾で生活資料を得るみちがないときに限り、年金を支給する。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)

第二十一条 年金以外の給付を受けるべき組合員又は組合員であつた者の遺族の範囲は、左に掲げる者とする。

- 一 組合員又は組合員であつた者の配偶者
- 二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者を除く外、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
- 四 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第二号に該当しないもの

(給付を受けるべき遺族の順位)

第二十二条 組合員又は組合員であつた者が死亡したときにおいて給付を受けるべき遺族の順位は、左に掲げるとおりとする。

- 一 年金を受ける者の順位は、第十九条第一項に掲げる順序
- 二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。但し、同条第二号又は第四号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に掲げる順序
- 2 前項の場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

(同順位者が二人以上あるときの給付)

第二十三条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうちその権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第二十四条 遺族給付以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第十九条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給する。

2 遺族給付を受ける権利を有する組合員であつた者の遺族がその権利を失つた場合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支払を受けなかつたものがあるときは、第十九条から前条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該組合員であつた者の遺族に支給する。

(給付の併給)

第二十五条 二以上の給付事由が同時に存したときは、左に掲げる場合を除く外、当該各種の給付を併給するものとする。

- 一 出産手当金を支給するときは、その支給期間内は、傷病手当金は支給しない。
- 二 傷病手当金又は出産手当金を支給するときは、その支給期間内は、休業手当金は支給しない。
- 三 廃疾年金を受ける権利を有する者には、退職給付は行わない。
- 四 退職年金を受ける権利を有する者には、廃疾一時金は支給しない。

(給付金からの控除)

第二十六条 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金があり、且つ、その者が組合員に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(時効)

第二十七条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から年金である給付については五年間、その他の給付については二年間行わないときは、時効に因り消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第二十八条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができる。

(損害賠償の請求権)

第二十九条 組合は、給付事由が第三者の行為に因つて発生したときは、当該給付事由に対して行うべき給付の価額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第二節 保健給付

(療養)

第三十条 組合員が、公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷したときは、組合は、左に掲げる療養を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項第五号及び第六号の療養は、組合が必要と認めたとときに限り、行うものとする。

(療養の給付及び療養費)

第三十一条 組合員が前条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、左の各号に定めるところによる。

- 一 組合の経営する医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、その費用を負担する。
- 二 組合員の療養について組合が契約している医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ六の規定に基き厚生大臣の定める療養に要する費用の算定に関する基準（以下本条において「厚生大臣の定める基準」という。）の範囲内で、当該医療機関にその費用を支払う。但し、組合は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を組合員に支払わせることができる。
- 三 保険医又は保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ三の規定によつて指定された保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）からこれを受けることができる。この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準によつて、当該保険医又は保険薬剤師にその費用を支払う。但し、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を支払わなければならない。
- 四 組合は、療養の給付をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前各号に規定する医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から診療又は手当を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその組合員に支払うことができる。但し、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額につい

ては、その支払を受けることはできない。

(家族療養費)

第三十二条 組合員の被扶養者が、第三十条第一項第一号から第四号までに規定する療養を受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、同条の規定（同条第二号但書、第三号但書及び第四号但書を除く。）に従つて負担し、又は支払わなければならない費用の半額を負担し、又は支払わなければならない。

2 第三十条第二項の規定は、組合員の被扶養者が同条第一項第五号及び第六号の療養を受けようとするときに準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受けるときにおいて組合が負担し、又は支払うべき金額の半額を負担し、又は支払わなければならない。

(保険医等の療養費及び家族療養費)

第三十三条 組合員又はその被扶養者が、保険医又は保険薬剤師から第三十条第一項第一号から第四号までの療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用を直接保険医又は保険薬剤師に支払った場合において、組合が必要と認めるときは、組合は、第三十一条第三号又は前条第一項の規定に従つて計算した費用を、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて組合員に支払うことができる。

(保険医又は保険薬剤師の療養担当)

第三十四条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組合員及びその被扶養者の療養を行わなければならない。

(給付の支給期間)

第三十五条 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関し左に掲げる事由に該当するに至つたとき以後は、支給しない。

一 廃疾給付を受けるに至つたとき。

二 療養の給付、療養費又は家族療養費（国家公務員共済組合法によるこれらのものを含む。）の支給開始後三年を経過したとき。

2 組合員がその資格を喪失した際、療養の給付、療養費又は家族療養費を受けているときは、組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員（国家公務員共済組合の組合員及び健康保険法による健康保険（以下「健康保険」という。）又は船員保険法による船員保険（以下「船員保険」という。）の被保険者で組合員でないものを含む。以下第三十七条第二項、第三十八条第三項及び第五十八条第三項において同じ。）の資格を取得したときは、その取得した日以後は、この限りでない。

(家族療養費の支給の制限)

第三十六条 家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関し日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定による療養の給付があつたときは、その限度において、支給しない。

(分べん費及び配偶者分べん費)

- 第三十七条 組合員が分べんしたときは、分べん費として給料の一月分に相当する額を支給する。
- 2 組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分べんしたときも、また、前項と同様とする。但し、資格喪失後分べんするまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、分べん費を支給しない。
- 3 組合員の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、配偶者分べん費として給料の半月分に相当する額を支給する。

(ほ育手当金)

- 第三十八条 組合員又はその被扶養者である配偶者が分べんし、且つ、ほ育する場合においては、ほ育手当金として分べんの日から引き続き六月間、ほ育している期間一月につき四百円を支給する。但し、その期間が一月に満たないときは、これを一月とする。
- 2 組合員がその資格を喪失した際、ほ育手当金を受けているときは、組合員として受けることができる期間、継続してこれを支給する。
- 3 組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分べんし、且つ、ほ育するときも、また、第一項と同様とする。但し、資格喪失後分べんするまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、ほ育手当金を支給しない。

(埋葬料及び家族埋葬料)

- 第三十九条 組合員が公務に因らないで死亡したときは、その埋葬を行う者に埋葬料として給料の一月分に相当する額を支給する。但し、その額が六千円に満たないときは、六千円とする。
- 2 組合員の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として前項に規定する額の二分の一を支給する。

第四十条 第三十五条第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなった日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者がその資格を喪失した日後三月以内に死亡したときは、その埋葬を行う者に、前条第一項の規定に準じ、埋葬料を支給する。

- 2 第三十五条第二項但書の規定は、前項の場合について準用する。

第三節 退職給付

(退職年金)

第四十一条 組合員であつた期間二十年以上の者が、第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したとき(引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得し第十三条第二項の規定の適用を受けるとき、又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるときを除

く。以下第四十三条第一項において同じ。）は、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、五十歳に達するまでは、その支給を停止する。

2 退職年金の年額は、給料の四月分に相当する額とし、組合員であった期間二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分に相当する額を加算する。

第四十二条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となったときは、その組合員となった日の属する月から退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したとき（引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得し第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。）は、前後の組合員であった期間を合算して退職年金の額を改定する。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の退職年金の額より少いときは、従前の退職年金の額をもつてその退職年金の額とする。

（退職一時金）

第四十三条 組合員であった期間六月以上二十年未満の者が、第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、給料日額に、組合員であった期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額とする。但し、廃疾一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、廃疾一時金の額と合算して給料の二十二月分に相当する額をこえることができない。

第四節 廃疾給付

（廃疾年金）

第四十四条 組合員であった期間六月以上の者が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発生した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日若しくは療養費の給付事由が発生した日から起算し三年以内に治癒したとき、又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある者には、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

2 廃疾年金の額は、給料に、別表第三に定める月数を乗じて得た額とする。

3 組合員であった期間十年以上の者に支給する廃疾年金の年額は、前項の額に、その期間二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の三日分に相当する額を、二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分に相当する額を加算する。

第四十五条 廃疾年金を受ける権利を有する者が、廃疾年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当しなくなったとき以後は、その廃疾年金は、

支給しない。

第四十六条 組合員であつた期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前条の規定により廃疾年金の支給を受けなくなった場合において、すでに支給を受けた廃疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金の額と給料の十月分に相当する額との合算額（その合算額が給料の二十二月分に相当する額をこえるときは、給料の二十二月分に相当する額）に満たないときは、その差額を支給する。

（廃疾一時金）

第四十七条 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発生した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日若しくは療養費の給付事由が発生した日から起算し三年以内に治癒したとき、又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者には、廃疾一時金を支給する。

2 廃疾一時金の額は、給料の十月分に相当する額とする。但し、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して給料の二十二月分に相当する額をこえることができない。

第五節 遺族給付

（遺族年金）

第四十八条 組合員であつた期間二十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

第四十九条 遺族年金の額は、左の区分による額とする。

- 一 退職年金の支給を受ける者が死亡したときは、その退職年金の額の二分の一
- 二 組合員であつた期間二十年以上の者が、退職年金の支給を受けないで死亡したときは、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一
- 三 組合員であつた期間二十年以上の者で廃疾年金の支給を受ける者が死亡したときは、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一

（遺族年金の転給）

第五十条 遺族年金を受ける権利を有する者が左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻したとき、又は養子縁組（届出をしないが事実上養子縁組と同様の事情にある場合を含む。）により養子となつたとき。

三 子又は孫（不具廃疾で生活資料を得るみちがない者を除く。）が十八歳に達したとき。

四 不具廃疾で生活資料を得るみちがないため、遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

2 前項の場合において、遺族年金の支給を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第五十一条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明であるときは、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

（遺族一時金）

第五十二条 組合員であつた期間六月以上二十年未満の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、給料日額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額とする。

（年金者遺族一時金）

第五十三条 左の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

一 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員であつた期間二十年以上の者で廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員であつた期間二十年未満の者で廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡したとき。

四 遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

五 組合員であつた期間二十年以上の者が退職年金の支給を受けないで死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

第五十四条 年金者遺族一時金の額は、左の区分による額とする。

一 前条第一号に該当する場合には、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

二 前条第二号に該当する場合には、すでに支給を受けた年金の総額が、その組合員が退職の際受けるべきであつた退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

三 前条第三号に該当する場合には、すでに支給を受けた年金の総額が、給料日額に組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額と給料の十月分に相当する額との合算額（その合算額が給料の二十二月分に相当する額をこえるときは、二十二月分に相当する額）に満たないときは、その差額

四 前条第四号に該当する場合には、すでに支給を受けた退職年金、廃疾年金及び遺族年金の総額が、その組合員が受けた、又は受ける

べきであつた退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

五 前条第五号に該当する場合においては、その組合員が死亡のときにおいて退職したとすれば受けるべきであつた退職年金の額の六年分

第六節 り災給付

(弔慰金及び家族弔慰金)

第五十五条 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害によつて死亡したときは、組合員については給料の一月分に相当する額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については給料の半月分に相当する額の家族弔慰金を支給する。

(災害見舞金)

第五十六条 組合員がその住居又は家財に損害を受けたときは、給料に、別表第五に掲げる損害の程度に応じ同表に定める月数を乗じて得た額を災害見舞金として支給する。

第七節 休業給付

(傷病手当金)

第五十七条 組合員が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができないときは、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の十分の八に相当する額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが入院したときにおいて支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかわらず、給料日額の十分の六に相当する額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して六月間とする。

4 結核性疾病に関しては、前項の期間をこえ通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかった期間について、継続して傷病手当金を支給する。

5 第三十五条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

6 第三項若しくは第四項又は前項において準用する第三十五条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

(出産手当金)

第五十八条 組合員が分べんしたときは、出産手当金として、分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内に勤務に服することができなかつた期間一日につき給料日額の十分の八に相当する額を支給する。組合員であつた者が組合員の資格喪失後六月以内に分べんしたときも、また、同様とする。

2 前条第二項の規定は、出産手当金の支給について準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際、出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したときは、その取得した日以後については、この限りでない。

(休業手当金)

第五十九条 組合員が左の各号の一の事由に因り欠勤したときは、休業手当金としてその期間（第三号から第五号までの各号については、当該各号に掲げる期間内）一日につき給料日額の十分の六に相当する額を支給する。

- 一 公務に因らない疾病又は負傷
- 二 組合員の被扶養者の疾病又は負傷
- 三 組合員又はその配偶者の分べん 十四日
- 四 組合員又はその被扶養者に係る公務に因らない不慮の災害 五日
- 五 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で組合員の収入により主としてその生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭 七日
- 六 前各号に掲げるものの外、組合の規約で定める事由

(休業給付と給料との調整)

第六十条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受けるときは、その受ける額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第八節 給付の制限

(給付の制限)

第六十一条 この法律に基く給付を受けるべき者が、故意に給付事由を発生させたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁こ以上の刑に処せられたときも、また、同様とする。

第六十二条 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が、正当な理由がなくて療養に関する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失に因り事故を発生させたときは、その者に係る保健給付、廃疾給付又は休業給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第六十三条 組合は、保健給付、廃疾給付又は休業給付の支給に関し必要があると認めるときは、その支給に係る者につき診断を行うことができる。

2 正当な理由がなくて前項の診断を拒否したときは、その者に係る保健給付、廃疾給付又は休業給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第六十四条 遺族給付の支給を受けるべき者が、組合員、組合員であつた者又は遺族給付の支給を受ける者を故意に死に至らせたときは、その者については、その受けるべき給付を支給しない。この場合において後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第四章 福祉事業

(福祉事業)

第六十五条 組合は、前章に規定する給付を行う外、組合員の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、左に掲げる事業を行うことができる。

- 一 組合員の保健、保養又は教養に資する施設の経営
- 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
- 三 組合員の貯金の受入又はその運用
- 四 組合員の臨時の支出に対する貸付
- 五 その他前各号に附帯する事業

第五章 掛金及び市町村負担金

(掛金)

第六十六条 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

2 前項の掛金は、組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、各組合につき、規約で定める。

(掛金等の給料等からの控除)

第六十七条 市町村は、組合員である職員の給料を支給する際、その給料から掛金に相当する金額を控除し、これを毎月末日までに組合員に代りその掛金として組合に払い込まなければならない。

2 市町村は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額があるときは、組合員である職員の給料その他の給与を支給する際、その給料そ

他の給与から当該金額に相当する金額を控除し、これを直ちに組合員に代り組合に払い込まなければならない。

3 市町村は、組合員のうち第十一条第三項各号に掲げる者で市町村から給料を受けないものの掛金その他の組合に対して毎月支払うべき金額に相当する金額をその者から徴収し、これを毎月末日までにその者に代り組合に払い込まなければならない。

(市町村負担金)

第六十八条 市町村は、組合の事業に要する費用に充てるため、左に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

- 一 保健給付、り災給付及び休業給付に要する費用に係る当該市町村の職員である組合員の掛金に相当する金額
 - 二 退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用に係る当該市町村の職員である組合員の掛金の四十五分の五十五に相当する金額
 - 三 組合の事務に要する費用の組合員一人当りの額に当該市町村の職員である組合員の数を乗じて得た金額に相当する金額
- 2 前項第三号に規定する組合の事務に要する費用の組合員一人当りの額は、毎事業年度組合の予算をもつて定める。
- 3 市町村は、第一項の規定により組合に負担金を支払う場合においては、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において精算するものとする。

(督促及び延滞金の徴収)

第六十九条 掛金又は前条第一項の規定による負担金を滞納した市町村に対しては、組合は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促したときは、組合は、政令で定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。

第六章 市町村職員共済組合連合会

(市町村職員共済組合連合会)

第七十条 組合の業務の適正且つ円滑な運営を図るため、すべての組合をもつて組織する市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）を置く。

- 2 連合会は、左に掲げる事業を行う。
- 一 組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。
 - 二 組合の給付、給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、組合の事務の指導を行うこと。
 - 三 長期給付積立金及びり災給付積立金を管理すること。
 - 四 その他その目的を達成するために必要な事業
- 3 連合会は、法人とする。
- 4 連合会の事務所は、東京都に置く。

(定款)

第七十一条 連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事業
 - 四 事務所所在地
 - 五 総会に関する事項
 - 六 役員に関する事項
 - 七 長期給付積立金及びり災給付積立金に関する事項
 - 八 経費の分賦及び会計に関する事項
 - 九 公告に関する事項
 - 十 その他連合会の業務に関する重要事項
- 2 定款の変更は、自治庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(総会)

第七十二条 連合会に総会を置く。

- 2 総会は、各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長以外の各組合の理事が互選する者あわせて五十五人の議員をもつて組織する。
- 3 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
 - 一 定款の変更
 - 二 予算の決定及び決算報告の認定
 - 三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
 - 四 訴訟又は訴願の提起及び和解
 - 五 その他連合会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項

(役員)

第七十三条 連合会に役員として会長、理事九人及び監事三人を置く。

- 2 会長は、理事が互選する。
- 3 理事は、総会の議員が互選する。但し、理事のうち一人は、市町村長以外の組合の理事が互選した議員でなければならない。
- 4 監事は、総会において、学識経験を有する者、組合の理事長及び市町村長以外の組合の理事が互選した総会の議員のうちからそれぞれ一人を

選任する。

第七十四条 会長は、連合会を代表する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理する。

- 2 連合会の業務は、定款に特別の定がある場合を除く外、理事の過半数で決する。
- 3 監事は、連合会の業務を監査する。

(長期給付積立金及びり災給付積立金)

第七十五条 退職給付、廃疾給付及び遺族給付の円滑な実施を図るため長期給付積立金を、り災給付の円滑な実施を図るためり災給付積立金を、それぞれ連合会に設ける。

- 2 組合は、前項の積立金に充てるため、政令で定めるところにより、毎月一定の金額を連合会に払い込むものとする。
- 3 連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基き、その退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する資金を長期給付積立金から、そのり災給付に要する資金をり災給付積立金から組合に交付するものとする。
- 4 連合会は、第一項の積立金を管理するに当つては、これを確実に有利な方法により、且つ、組合員の福祉の増進又は市町村の公共の利益に資するように運用しなければならない。

(資料の提出の請求)

第七十六条 連合会は、その業務に関して必要があると認めるときは、組合に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(準用規定)

第七十七条 第三条第三項、第六条第八項、第七条第五項及び第六項並びに第九条第二項及び第三項の規定は、連合会について準用する。この場合において、第三条第三項中「規約」とあるのは「定款」と、「前項」とあるのは「第七十一条第二項」と、第七条第五項中「規約、業務方法書」とあるのは「定款」と、同条第六項中「組合員」とあるのは「組合又は組合の組合員」と、第九条第二項中「この法律に基く給付、第六十五条第二号の貸付並びに同条第三号及び第四号に規定する事業」とあるのは「第七十条第二項第三号に規定する事業」と、第九条第三項中「第三章及び第四章の規定による事業」とあるのは「その事業」と読み替えるものとする。

第七章 市町村職員共済組合審査会

(審査会)

第七十八条 給付の決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に関する異議を審査するため、連合会に市町村職員共済組合

審査会（以下本章及び附則第十四項において「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員九人をもつて組織する。
- 3 委員は、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、連合会が推薦する者のうちから自治庁長官が委嘱する。
- 4 委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十九条 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

- 2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

第八十条 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 2 審査会は、組合員を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

（審査）

第八十一条 給付の決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に関し異議のある者は、その決定又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、政令で定めるところにより、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができる。

- 2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。
- 3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検案をさせることができる。
- 4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対してこれを通知しなければならない。
- 6 第一項の規定による給付の決定に関する審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（審査会に関する事項の政令への委任）

第八十二条 審査会の委員並びに前条第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同条同項の規定により診断又は検案をさせた医師の報酬及び旅費その他審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業年度)

- 第八十三条 組合及び連合会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
- 2 組合及び連合会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(予算及び決算)

- 第八十四条 組合及び連合会は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に自治庁長官に届け出なければならない。予算に重要な変更を加えようとするときも、また、同様とする。
- 2 組合の理事長又は連合会の会長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従って作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に組合会又は総会に提出し、その認定を受けなければならない。
- 3 組合及び連合会は、前項の規定による決算の認定があつたときは、前項に規定する書類の写を添付し、遅滞なく、これを自治庁長官に報告しなければならない。

(会計等に関する事項の総理府令への委任)

第八十五条 前二条に規定するものの外、組合及び連合会の会計及び資産の運用その他財務に関して必要な事項は、総理府令で定める。

第九章 雑則

(監督)

- 第八十六条 組合及び連合会は、自治庁長官が監督する。
- 2 自治庁長官は、必要があると認めるときは、その必要限度において、組合又は連合会に対して、業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員をして実地について業務の状況若しくは書類帳簿その他必要な物件を検査させることができる。
- 3 自治庁長官は、組合の保健給付についての第三十条第二項及び第三十一条から第三十三条までの規定による費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、その必要限度において、当該保健給付に係る第三十条第一項各号に掲げる療養を行った医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施術所に立ち入り、診療簿その他その業務に関する書類帳簿を検査させることができる。
- 4 前項の規定により当該職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。
- 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 自治庁長官は、政令で定めるところにより、第一項から第三項までに規定する権限に属する事務の一部を都道府県知事をして行わせることができる。

(組合の報告徴取等)

第八十七条 組合は、政令で定めるところにより、市町村にその職員である組合員の異動、給与等に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他組合の業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

2 組合は、総理府令で定めるところにより、組合員又はこの法律に基く給付を受けるべき者に、組合又は市町村に対して組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(市町村の便宜の供与)

第八十八条 市町村は、組合又は連合会の業務の執行に必要な範囲内において、当該市町村の職員をして組合若しくは連合会の事務に従事させ、又は当該市町村の施設を無償で組合若しくは連合会の利用に供することができる。

(医療に関する事項)

第八十九条 組合は、この法律で定める医療に関する事項については、随時、厚生大臣に連絡しなければならない。

(船員である組合員についての特例)

第九十条 船員である組合員の船員である組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第九十一条 船員である組合員又は船員である組合員であつた組合員が、第十二条第二項各号に規定する事由に該当したときの退職給付又は遺族給付は、左の各号のうち組合員に有利ないずれか一の給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付と、船員保険の被保険者であつた期間のうち組合員でなかつた期間がある場合のその期間に對する船員保険法に規定する老齡年金、脱退手当金又は遺族年金との併給

二 その者が組合員とならなかつたならば、船員として受けるべき船員保険法に規定する老齡年金、脱退手当金又は遺族年金と、組合員であつた期間のうち船員である組合員でなかつた期間がある場合のその期間に對する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付との併給

2 前項に規定する場合の外、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する給付は、組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付と、その者が組合員とならなかつたならば、船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付(失業に関する給付を除く。)とのうち、これらの者に有利ないずれか一を支給するものとする。

第九十二条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齡年金の受給資格期間を満たした者が、船員である組合員となつたときは、船員である組合員でない船員保険の被保険者であつた期間は、船

員保険の被保険者でなかつたものとみなして、前条の規定を適用する。

第九十三条 市町村は、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する国庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、これを毎月末日までに組合に払い込むものとする。

(組合又は連合会に使用される者についての取扱)

第九十四条 組合又は連合会に使用される者で組合又は連合会から給与を受けるもの(以下本条において「組合職員」という。)があるときは、この法律(第七条第四項、第八十八条及び次条の規定を除く。)の適用については、当該組合又は連合会をその事務所の所在地の属する都道府県に包括される市町村とみなし、当該組合職員を職員とみなす。

(特別区並びに特別区及び市町村の組合の取扱)

第九十五条 この法律の適用については、特別区並びに特別区及び市町村の組合は、市町村とみなす。

(施行手続等の政令への委任)

第九十六条 この法律の施行のための手続その他その執行について必要な細則は、この法律に特別の定があるものを除く外、政令で定める。

第十章 罰則

(罰則)

第九十七条 第八十六条第三項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第九十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を課する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年一月一日から施行する。但し、附則第二項から第六項まで及び第二十一項の規定は、公布の日から施行する。

(組合の設立)

- 2 都道府県知事は、この法律の公布の日から三十日以内に、市町村長及び市町村長以外の職員のうちからそれぞれ十人以上の同数の者を組合設立委員選挙管理人として指名しなければならない。
- 3 組合設立委員選挙管理人は、指名の日から三十日以内に、組合設立委員の定数及び選挙の方法に関して規則を定め、その規則について自治庁長官の認可を受けなければならない。この場合においては、組合設立委員の選挙の方法については、市町村長及び市町村長以外の職員がそれぞれのうちから同数を選挙するように定めなければならない。
- 4 前項に規定する認可があつたときは、組合設立委員選挙管理人は、認可の日から六十日以内に、認可を受けた規則により組合設立委員の選挙を行わなければならない。
- 5 組合設立委員は、選挙の日から六十日以内に、第三条第一項各号に掲げる事項について仮規約を定め、並びに総理府令で定めるところにより当該事業年度の収入及び支出の仮予算を作成し、その仮規約及び仮予算について自治庁長官の認可を受けなければならない。
- 6 自治庁長官は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。
- 7 組合は、前項の規定による告示があつたときは、昭和三十年一月一日(その日までに前項の規定による告示がされていない組合にあつては、その告示のあつた日)に成立する。
- 8 附則第三項に規定する組合設立委員並びに附則第五項に規定する仮規約及び仮予算は、組合の成立の日において、それぞれ、組合の組合会の議員、規約及び予算となるものとする。この場合において、組合は、遅滞なく、その規約を公告しなければならない。
- 9 (連合会の設立)
すべての組合が成立したときは、自治庁長官は、各組合の理事長の会議を招集しなければならない。
- 10 各組合の理事長は、前項に規定する理事長の会議において連合会の定款並びに当該事業年度の収入及び支出の予算を作成し、その定款及び予算について自治庁長官の認可を受けなければならない。
- 11 自治庁長官は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。
- 12 連合会は、前項の規定による告示のあつた日に成立する。この場合においては、連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。(最初の事業年度)
- 13 組合及び連合会の最初の事業年度は、第八十三条第一項の規定にかかわらず、組合又は連合会の成立の日に始まり、昭和三十年三月三十一日に終るものとする。
(最初に選任される審査会の委員の任期に関する特例)
- 14 最初に選任される審査会の委員の任期は、第七十八条第四項の規定にかかわらず、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者のそれぞれについて、一人は三年、一人は二年、一人は一年とする。この場合において、各委員の任期は、自治庁長官がくじで定める。
(退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用の除外)
- 15 組合員のうち左に掲げる者については、当分の間、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定は、適用しない。
 - 一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の準用を受ける者

- 二 退職年金及び退職一時金に関する条例（この法律に基く退職給付、廃疾給付及び遺族給付以上の内容を有する給付について規定するものに限る。）の適用を受ける者
- 三 六月以内の期間を限って使用される者
- 16 前項に規定する組合員以外の組合員が同項に規定する組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し、退職年金は、その者が組合員である期間その支給を停止する。
- 17 退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員が附則第十五項第二号に該当するに至つたときは、前項の規定にかかわらず、引き続きこれらの給付に関する規定の適用を受ける組合員である期間二十年に至るまで、組合の規約で定めるところにより、なお、これらの給付に関する規定の適用を受ける組合員となることができる。
- 18 市町村は、前項の規定の適用を受ける組合員に対する第六十八条第一項第二号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。
（未帰還職員についての特例）
- 19 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する未帰還者であつて、この法律が昭和二十八年七月三十一日から施行されていたものとしたならば組合員となるべき者は、第十一条の規定にかかわらず、組合員とみなす。この場合において、この法律の適用については、その者に係る未帰還者留守家族等援護法による留守家族手当若しくは特別手当又は市町村において支給するこれらに相当する手当（以下次項において「手当等」と総称する。）をもつてその者の収入と、その者の昭和二十八年七月三十一日における給料の額をもつてその者の給料の額とみなす。
- 20 手当等の支給機関（二以上の機関が手当等を支給するときは、そのうち自治庁長官が定める機関）は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に払い込まなければならない。
（健康保険組合及び健康保険についての経過措置）
- 21 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、当該市町村の職員でこの法律による組合の組合員となるべきものの過半数の同意を得て、この法律の公布の日から九十日以内に、都道府県知事を経由して自治庁長官に申し出たときは、当該申出に従い、この法律の規定の全部又は保健給付、災害給付及び休業給付に関する部分を、当該市町村が包括される都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日以後においても、当該市町村及びその職員に適用しないものとする。この場合において、この法律の規定の全部の適用を受けない市町村は、この法律に基く退職給付、廃疾給付及び遺族給付に相当する給付（当該給付を行うことを目的とする団体の経費の負担を含み、以下第三十六項において「長期給付に相当する給付」という。）を行わなければならない。
- 22 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合は、次項の規定により存続する場合を除き、当該健康保険組合が設立されている都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、この法律による組合が承継する。この場合において、解散した健康保険組合の被保険者でこの法律による組合の組合員の資格を有しないものがあるときは、その者は、この法律による組合が成立した日にその組合の組合員となつたものとみなす。
- 23 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合は、これを組織する市町村が、附則第二十

一項の規定による申出をしたときは、当該健康保険組合が設立されている都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日以後においても、その申出をした市町村及びその職員をもつて組織する健康保険組合として引き続き存続するものとする。この場合において、当該健康保険組合の権利義務で、附則第二十一項の規定による申出をしなかった市町村及びその職員に係るものは、当該都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日において、政令で定めるところにより、この法律による組合が承継する。

24 この法律による組合は、附則第二十二項の規定により解散した健康保険組合の職員が引き続きこの法律による組合の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

25 この法律による組合の成立と同時にその組合員となつた者に対する保健給付及び休業給付に関する規定の適用については、その者は、当該組合の成立前の健康保険の被保険者であつた期間、当該組合の組合員であつたものとみなし、当該組合の成立の際現に健康保険法による保険給付を受けている場合においては、当該保険給付は、この法律に基いて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなし、当該組合は、当該組合が成立した日以後に係る給付を支給する。

26 附則第二十二項の規定により解散した健康保険組合の被保険者であつた者及び附則第二十一項の規定による申出をしなかった市町村の職員であつた者で、この法律による組合の組合員となつたものに係る健康保険法による給付については、なお、従前の例によりこの法律による組合が支給する。

27 この法律の公布の際現に健康保険の被保険者である者が組合員となる組合は、当分の間、第十一条第二項第二号の規定にかかわらず、健康保険の被保険者で同号に該当するものを、その組合の組合員とすることができる。

28 附則第二十二項又は第二十三項の規定により健康保険組合の権利義務を承継したこの法律による組合は、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、当該健康保険組合がこの法律による組合が成立した際現に行つていた健康保険法第六十九条ノ三の規定による保険給付のうちこの法律に規定する給付以外のものを、規約で定めるところにより、第十五条に規定する給付にあわせてこの法律による給付として行うことができる。この場合においては、第六十八条第一項第一号中「保健給付、り災給付及び休業給付」とあるのは、「退職給付、廃疾給付及び遺族給付以外の給付」と読み替えて同条同項の規定を適用する。

29 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村のうち附則第二十一項の規定による申出をしなかつたもので、その職員である被保険者の負担する保険料より多額の保険料を負担していたものは、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、退職給付、廃疾給付及び遺族給付以外の給付に要する費用に係る掛金のうち、その費用を当該健康保険組合における被保険者の保険料の負担の割合の例によつて負担することとした場合において職員が負担することとなる金額をこえる額を、組合員に代つて負担することができる。

(組合の成立前の在職期間等の取扱)

30 組合の成立と同時に組合員となつた者の当該組合の成立前の引き続き職員としての在職期間(第十一条第二項各号に掲げる者及び附則第十五項各号に掲げる者としての在職期間並びに附則第三十二項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間を除く。)は、この法律の適用については、組合員であつた期間とみなす。

31 前項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間(以下本項において「控除期間」という。)を有する組合員に対する退職年金、退職

一時金又は遺族一時金の額は、第四十一条第二項、第四十三条第二項又は第五十二条第二項の規定により算定した額から左の各号によつて算定した額を控除した金額とする。

一 退職年金にあつては、給料日額の二・七日分（控除期間二十年をこえる部分については、一・八日分）に控除期間（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額

二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、給料日額に、控除期間を組合員であつた期間とみなしその期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の四十五

32 組合の成立の際現に厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつた者の厚生年金保険の被保険者であつた期間（その期間の計算については、同法第十九条の規定の定めるところによる。以下次項及び附則第三十四項において同じ。）は、この法律の適用については、組合員であつた期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその他の者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。

33 前項に規定する者の組合成立の日前における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、組合成立の日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

34 附則第三十二項に規定する者については、政令で定めるところにより、その者の厚生年金保険の第四種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に厚生年金保険法別表第四に定める率を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額の現価に相当する額を、厚生保険特別会計から組合に交付するものとする。

35 附則第三十項から前項までの規定により生ずべき組合の追加費用は、政令で定めるところにより、市町村が負担するものとする。
（適用除外市町村の取扱）

36 附則第二十一項の規定による申出をした市町村（以下「適用除外市町村」という。）が健康保険組合を組織しなくなつたとき、又は当該適用除外市町村が包括される都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日以後において当該適用除外市町村において長期給付に相当する給付が行われないときは、当該適用除外市町村は、そのときにおいて、この法律の規定の全部又は退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する部分の適用を受ける市町村となるものとする。この場合において、健康保険との関係の調整、この法律の適用を受ける市町村となる前の在職期間の取扱その他必要な経過措置は、附則第二十二項から第二十六項まで、第三十項、第三十一項及び前項の規定に準じて政令で定める。

37 適用除外市町村以外の市町村の区域の全部又は一部が適用除外市町村の区域の一部となる場合においては、当該適用除外市町村又は当該適用除外市町村がその経費を負担する附則第二十一項後段に規定する団体（以下次項において「適用除外市町村等」と総称する。）は、政令で定めるところにより、当該適用除外市町村以外の市町村（当該市町村の区域がその区域に属していた市町村を含む。）の職員であつた者又はその遺族で組合から退職給付、廃疾給付又は遺族給付を受ける権利を有するものに係るこれらの給付に関する事務を承継するものとする。

38 組合は、政令で定めるところにより、前項の規定により適用除外市町村等に承継される給付に関する事務に係る資金を当該適用除外市町村等に引き継がなければならない。